

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年12月16日

【事業年度】 自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・スト
リート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光
弁護士 奥村 文彦

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がない限り、本書において「当行」または「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「当グループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその各子会社を意味する。別段の記載がない限り、本書において「ANZGHL」とはANZグループ・ホールディングス・リミテッド（ANZ Group Holdings Limited）を意味する。別段の記載がない限り、「ANZグループ」とは、ANZGHLとその各子会社（ANZ銀行持株会社（ANZ BH Pty Ltd）、ANZBGL、ANZサービス会社（ANZ Group Services Pty Ltd）およびANZ非銀行持株会社（ANZ NBH Pty Ltd）を含む。）を意味する。
2. ANZBGLの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2025年9月30日に終了した事業年度は「2025年度」、「2025事業年度」、「2025会計年度」または「2025年9月終了年度」と言及され、2024年9月30日に終了した事業年度は「2024年度」、「2024事業年度」、「2024会計年度」または「2024年9月終了年度」と言及され、2025年9月30日に終了した半期（半年）は「2025年9月終了半期」と言及され、その他の事業年度および半期（半年）についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
3. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「豪ドル」、「オーストラリアドル」または「セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=103.95円の換算率（2025年12月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨を指し、「ユーロ」とはユーロ圏の公式通貨を指す。
4. 本有価証券報告書は、事象や動向に関する記述および意見ならびに当グループまたはANZグループの事業運営、市況、業績および財務状態、適正資本、サステナビリティに関する目的または目標、特定の規定およびリスク管理慣行ならびに当グループまたはANZグループが実施中または実施する可能性がある業務に関する当グループまたはANZグループの意向、信条または現在の予測など、「将来に関する記載」または意見を含むことがある。これらの事項は、当グループまたはANZグループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される。本有価証券報告書において、当グループまたはANZグループとその経営陣に関連して、「予測する」、「推定する」、「目的」、「目標」、「指標」、「計画（プラン）」、「パスウェイ」、「展望/野心」、「モデリング（モデル化）」、「計画する」、「意図する」、「予想する」、「確信する」、「期待する」、「することがある」、「見込みである」、「リスクがある」、「予定である」、「追求する」、「だろう」、「可能性がある」、「すべきである」およびこれらに類する表現が使用されている場合は、将来に関する記載または意見を示すことが意図されている。これらの記述および意見は、通常予測的な性質を有するものであるか、または不正確な仮定もしくは未知のリスクおよび不確実性その他の要因の影響を受ける可能性があり、これらの多くは当グループまたはANZグループの管理の及ばない事項であるか、または本有価証券報告書の作成時点において当グループまたはANZグループに認識されていない可能性があり、それには世界的な経済状況、外国為替レート、当グループまたはANZグループが事業を展開する市場における競争ならびに規制環境などが含まれる。これらの記述および関連する行為は、第三者の行為を含む一連の仮定および偶発事象に左右される。そのため、特に経済および市場のボラティリティが存在する状況において、投資判断を行うにあたりこれらの記載および意見に依拠すべきではない。本書中の将来に関する記載または意見はかかる記載がなされた日時点のみについて述べたものであり、本有価証券報告書日降における正確性について表明するものではない。当グループまたはANZグループは、本有価証券報告書日付以後の事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載または意見の修正結果を公表する義務を負わない。実際の結果が本書に記載の将来に関する記載または意見と大幅に異ならないとの保証はできない。本書に含まれる将来に関する記載と意見に影響を与える特定の要因に関する詳細については、下記「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性」を参照のこと。

気候関連の情報

本書は、気候関連のリスクおよび機会、気候に関する目標および野心、気候シナリオ、排出削減のパスウェイならびに気候予測などの気候に関する記載を含むことがある。これらの記載は誠実に作成されたが、気候関連の記載にはその有用性、正確性、完全性に影響を与える大きな不確実性、課題およびリスクが内在する。これには以下が含まれる。

- (1) データの入手可能性および信頼性 - 排出量および気候関連データ（当グループまたはANZグループの顧客から提供されるデータを含む。）は完全でない、一貫性がない、信頼性がないまたは入手できない可能性があり、そうした場合には仮定、見積りまたは代替データに依拠することが必要になる可能性がある。
- (2) 不確実な手法およびモデリング - 気候関連の指標、モデリングおよび気候データの計算に用いる手法、枠組みおよび基準は適用が普遍化されておらず、急速に進化しており、変更される可能性がある。その影響が、本書の作成に用いるデータ・モデリング、アプローチおよび目標に及び可能性がある。
- (3) 計算および見積りの複雑性 - 投融資先排出量（ファイナンスド・エミッション）または資本市場業務に係る排出量（ファシリテテッド・エミッション）（金融活動への排出割当てを含む。）および排出削減量の見積りは複雑であり、多くの場合、長い年月にわたる前提および判断に依拠する。
- (4) 気候関連の規律体系の変更 - 気候に関連する政策、法律、規制ならびに市場の慣行、基準および展開の変更（法的手続や規制当局の調査の結果によるものを含む。）。
- (5) 定義の一貫性の欠如および気候科学用語の可変性 - 気候関連データや評価枠組みの定義および基準は、それを用いる業界や法域によって異なる可能性があり、気候科学や脱炭素パスウェイに関する用語および概念は、経時的に進化し更新される可能性がある。このような非一貫性および変更のため、異なる組織間で気候目標や成果を比較することが困難または不相当になる可能性もある。
- (6) 第三者のデータへの依存または第三者の関与 - 当グループまたはANZグループは、データ・手法の外部プロバイダーまたはその他の第三者からの支援、データまたはその他の情報に依存することが必要になる可能性があり、これらについても変更や不確実性の可能性を伴う。さらに、利害関係者などの第三者（金融機関、政府機関および非政府機関を含む。）の活動および継続的参与を要する可能性もある。

このような不確実性、課題およびリスクのため、当グループまたはANZグループが作成または使用した記載、仮定、判断、計算、見積りまたは代替データが誤り、不正確または不完全であったと後に判明する可能性がある。読者は自身で独自に分析すべきであり、これらの情報に依存して投資判断を行うべきではない。

上注の情報は、本書に記載される限定条件、制約および指針とあわせて読まれるべきである。

さらなる詳細については、以下の文書を参照のこと。

- anz.com/esgreportで入手可能なANZ 2025 Climate Report（ANZの2025年度気候報告書）の付属書5「Financed and Facilitated Emissions Methodology（投融資先排出および資本市場業務に係る排出の算定手法）」（英文）
- anz.com/esgreportで入手可能なANZ 2025 Climate Report（ANZの2025年度気候報告書）の付属書7「Scope 1, Scope 2 and Scope 3 Operational Greenhouse Gas Emissions Reporting Methodology（スコープ1、スコープ2およびスコープ3のオペレーショナル温室効果ガス報告手法）」（英文）
- anz.com/esgreportで入手可能なANZ Social and Environmental Sustainability Target Methodology（ANZの社会・環境的サステナビリティ目標算定手法）（英文）
- anz.com/esgreportで入手可能な2025 ESG Data and Frameworks Pack（2025年度ESGデータ・フレームワーク・パック）（英文）

5. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
6. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「本書」とは本有価証券報告書を意味する。
7. 本書の参照先のウェブサイトに記載されまたはかかるウェブサイトで入手可能な情報は、本有価証券報告書の一部を構成するものではない。本書中でのウェブサイトの参照はすべて、非アクティブな（随時更新されない）原文を参照するものであり、これらはアクティブな（随時更新される）リンクではない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下は2001年オーストラリア会社法および当行の定款の概要を含む。以下の事項をより徹底して理解したいと希望する読者は、元となるこれらの文書を参照すべきである。

本「1 提出会社の属する国・州等における会社制度」において、別段記載がない限り、または文脈上別に解すべきでない限り、「取締役会」とは当行の取締役会を意味し、「取締役」とは当行の取締役を意味する。

当行はその他のオーストラリアの銀行および会社と同様、2001年オーストラリア会社法（「会社法」）に従い、会社法により規制される。会社法は制定法であり、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）が管理している。

オーストラリア連邦の諸法律（「豪州法」）は当行のオーストラリアにおける業務運営の様々な局面に影響を与えている。会社法に加え、特に当行に関係のある重要な豪州法は、1959年銀行法（「銀行法」）、1998年オーストラリア健全性規制庁法、2001年オーストラリア証券投資委員会法および1998年金融部門（株式所有）法を含む、現行の銀行諸法から構成される。当行はオーストラリア証券取引所（「ASX」）における上場債券の発行会社であるため、ASXが管理する上場規程による規制も受ける。

当行に適用のある会社法の主要規定の概略は以下の通りである。

会社法は、会社が定款を制定できる旨規定している。当行は、2023年11月10日における当行株主の特別決議により承認された定款（「定款」）を採択した。当該定款は、2007年12月18日に開催された株主総会で当行株主により承認され、随時改正された旧定款に代わるものである。

定款には、会社の業務、運営、権利および権限ならびに株主、取締役、その他の役員の権利および権限に関して、豪州法の規定と一致する規則のみを含めることができる。定款は、決議に関して議決権を有する会社の株主の最低75%の投票をもって決議される場合のみ改定することができると会社法により規定されている。ANZ BH Pty Ltd（オーストラリア会社番号（ACN）658 939 952）は当行の唯一の株主であり、かかる決議における議決権を有する。ANZ BH Pty Ltdは、ANZグループ・ホールディングス・リミテッドの完全所有子会社である。

定款は通常、以下の事項に関する規定を含む。

- ・ 会社の株式に付随する権利および義務ならびに会社の株式の譲渡。
- ・ 株主総会の投票および運営方法。
- ・ 取締役の人数、権限、義務および任免ならびに取締役会会議の運営方法。
- ・ 会社秘書役の任命および社印の使用。
- ・ 会計および監査。
- ・ 株主への通知。
- ・ 会社の清算に際しての資産の分配。

会社法は、当行に対し、その取引、財務状況および業績を正確に記録かつ説明し、真正かつ公正な財務書類の作成および監査を可能にする、書面による会計帳簿を保持することを要求している。

会社法は当行に対し、その事業年度ごとに財務報告書を期限前に作成し、監査を受けることを要求している。財務報告書は、()財務書類(損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および持分変動計算書ならびに財務書類の注記を含む。)ならびに()財務書類および注記についての取締役の宣誓書から構成される。財務報告書はオーストラリアの会計基準および会社法に規定されているその他の関連規則を遵守しなければならない。財務書類および注記は当行の財務状況および業績につき真正かつ公正な見解を表示しなければならない。当行はグループ内の親会社であるので、当該事業年度を通して随時、当行が支配している会社との連結財務書類の作成も要する。会社法に基づき、当行の監査人は企業もしくは個人(どちらの場合でも会社法に基づく登録を行っている会社監査人でなければならない。)または(会社法に基づく公認監査会社である)会社でなければならない。監査人は、毎事業年度の当行の財務報告書の監査を実施し、当行の年次財務報告書に関して以下の事項について意見を述べる義務を有する。

- ・年次財務報告書が会社法およびオーストラリアの会計基準に従い作成されているか否か。
- ・年次財務報告書が当行の財務状況および業績について真正かつ公正な見解を示しているか否か。
- ・監査人は、監査の実施につき必要なすべての情報、説明および支援を得ているか否か。
- ・当行は年次財務報告書の作成および監査を可能にするため十分な会計帳簿の記録を保持しているか否か。
- ・当行は会社法の要求するその他のすべての記録および登録簿を保持しているか否か。

ただし、年次財務報告書に関する監査報告書は、上記の最初の2項目のみを明示的に言及している。

財務報告書中のあらゆる欠陥もしくは不正または上記の最後の3項目に言及される事項に関する不備、不履行もしくは不足についての詳細は監査報告書に記載されなければならない。

取締役は、会社法で特定された一定の事項に関して、当行の株主宛てに事業年度ごとの取締役会の報告書を作成しなければならない。これらの事項にはとりわけ、事業年度中支払われた配当額、事業年度中推奨されたが支払われなかった配当額、事業年度の業務運営およびその業績結果の検討、事業年度中に行われた当行の主要な業務についての記載ならびにこうした業務の性質の重大な変更、事業年度における当行の経営状態の重大な変化、および当行の業務運営、業績または経営状態に重大な影響を及ぼした、もしくは今後の事業年度において及ぼす可能性のある、当該事業年度以降に生じる当行の事項や状況が含まれる。

ASXに債券が上場されている企業としての当行の取締役会報告書にはとりわけ、(取締役および特定の上級経営陣を含む)当行の主要経営陣の報酬の性質および額の決定またはそれらに関する取締役会の方針の検討、ならびにかかる方針と当行の業績との関係が記載される。

当行は、ASICには事業年度末から3か月以内に、またASXにはASICへの提出と同時におよびいかなる場合でも事業年度末から3か月以内に、年次財務報告書の写しを提出しなければならない。当行の株主全員に対して、株主がかかる報告書を受領しないことを特別に希望しない限り、年次株主総会から21日前まで、または当該事業年度末から4か月後のいずれか早い方までにかかる報告書の写しを送付しなければならない。半期報告書はASICには半期終了から75日以内に、またASXにはASICへの提出時までにおよびいかなる場合でも半期終了から2か月以内に提出しなければならない。半期報告書を株主に送付する義務はないが、半期報告書はASXに提出され、ASXのウェブサイトで公衆の縦覧に付され、当行のウェブサイトにも掲載される。

ASX上場債券の発行会社として、当行は多くの開示要件および報告要件を遵守しなければならない。これには、継続開示義務、上場有価証券の配当、分配または利息の支払いについて当行が行う決定に関して特定の所定情報をASXに逐次報告すること、ならびに所定の期間内に年次決算をASXへ提出することが含まれる。

定款は、取締役会が、特に、当行が配当を維持する能力に関連する定款の一定の規則および会社法の規定に従って、適切と考えるいかなる配当の支払いも決議し得ることを定めている。会社法は、以下の場合を除くと、会社は配当を支払わなくてもよいと規定している。

- ・配当が宣言される直前に会社の資産がその負債を上回っており、その超過が配当の支払いに十分である。
- ・配当の支払いが会社の株主全体にとって公平で妥当である。
- ・配当の支払いによって、会社がその債権者に支払いする能力に重大な損害を与えない。

株主

当行の定款は、会社法で要求される場合には、取締役会は株主総会を招集しなければならない旨規定している。会社法の規定に従い、複数の株主を有する公開会社は暦年ごとに少なくとも1回、事業年度の終了から5か月以内に株主総会を開催しなければならない。しかしながら、会社法は、当行のように株主が1名のみの公開会社については年次株主総会の開催を要さない旨規定している。

1998年オーストラリア金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社（当行を含む。）の全議決権の20%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。しかしながら、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、20%超の持分をある者が保有することを承認することができる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度 - 証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役を有することが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上10名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、取締役は取締役会として行為しなければならない、取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上の取締役またはその他の者に委任することができる。

公開会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

- (a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。
- (b) 株主総会を招集すること。
- (c) 取締役の解任または会社法および定款に規定されたその他の事項を決議すること。

定款によって付与された権利および権限を行使する際には、取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

持株会社の最善の利益

適用法令に従い許可される範囲において、各取締役は当行の持株会社の最善の利益のために行為することを授權されている。当行の持株会社はANZ BH Pty Ltdであり、当行の最終持株会社はANZグループ・ホールディングス・リミテッドである。

株式の発行

当行の未発行株式はすべて取締役の管理下にあり、当行の定款および会社法に従い、取締役会が適切と判断した条件によりこれら株式を発行することができる。

定款の詳細および抜粋については、下記の「（2）提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下には当行の定款から抜粋した情報が含まれており、かかる定款はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルンにおいて平日（土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）の通常営業時間に閲覧可能である。

本(2)に記載の定款の抜粋は、参考の便宜上、適宜言換えがなされており、またかかる抜粋に使用されている定義済の用語は、定款において与えられた意味を有する。定款に定められた規則を完全に理解するためには、定款の写しを全文で読む必要がある。

取締役会

取締役の人数（代理取締役は数に入れない。）は、取締役会が決定することができるが、10名または最終持株会社（ANZグループ・ホールディングス・リミテッド）が定めるその他の員数を超えてはならない。当行は最低5名（代理取締役は含まない。）の取締役を置かなければならない。

会社法、定款、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、最終持株会社（ANZグループ・ホールディングス・リミテッド）は随時、当行に通知することにより取締役となる者を任命することができる。

取締役の任命期間が明示的に特定されているか否かにかかわらず、会社法に従い、最終持株会社（ANZグループ・ホールディングス・リミテッド）は取締役を解任することができる。

取締役の数が上記の人数制限により要求される最少人数を下回ることとなる場合、残っている取締役らは、(a)最少人数を満たす数までの取締役の任命、(b)株主総会の招集、および(c)緊急事態についてのみ、取締役会として行為することができる。

取締役会会議

取締役はいつでも取締役会会議を招集でき、また、秘書役は取締役からの要請ある場合は必ず取締役会会議を招集しなければならない。

取締役会が別段に定めない限り、取締役会会議の定足数は取締役2名とし、この定足数がかかる会議の終始、常に出席していなければならない。取締役を兼任している代理取締役、または複数の任命権者の代理取締役となっている者は、定足数に1回のみ数え入れる。

株主総会

当行は年次株主総会を会社法により要求されている通りに開かなければならない。会社法は、当行のように株主が1名のみの公開会社については年次株主総会の開催を要さない旨規定している。

株主総会は、取締役会または取締役がいつでも招集でき、また会社法もしくは会社法に基づく命令により要求される場合には取締役会が招集しなければならない。

取締役会は、株主総会の延期、中止または開催場所の変更を行うことができる。

株主総会の通知は、会社法に則り行われなければならない。招集通知については会社法を遵守するものとし、会社法が許可するあらゆる方法を用いて通知することができる。

議決権

会社法に従い投票が要求されない限り、株主総会で採決される決議は挙手によって決定されなければならない。会社法、定款の規定および株式発行の条件を制約とし、

(a) 挙手に際して、

- () 株主が議決権行使代理人を2名任命している場合は、いずれの議決権行使代理人も票を投じることはできない。
- () 出席している投票権を有する株主で、かつ他の株主の議決権行使代理人、代理人または代表者である者は、1票を有する。
- () 上記(a)()および(a)()の条件を制約とし、議決権を有する株主である各出席者または議決権を有する株主の議決権行使代理人、代理人もしくは代表者である各出席者は、1票を有する。

(b) 投票に際して、各株主は保有する全額払込済み株式1株につき1票を有する。

株主総会の議長には決定票がない。ある決議の賛成票および反対票が同数である場合、かかる案件は否決されたと裁定する。

株式

会社法および定款を条件として、取締役会は当行に代わり、取締役会が決定する任意の者に対して任意の条件および時期において、未発行株式の発行、オプション付与、その他の処理を行うことができる。

当行は、優先株式(償還義務のある優先株式を含む。)を発行することができる。優先株式には、

- (a) 定款に提示されている、もしくは従い決定される権利、または
- (b) 会社法に従い認められているその他の権利が付されている。

優先株式に付されている権利

- (a) 取締役会は、定款を条件として、発行に先立ち取締役会が決定するあらゆる権利(外国通貨で表示された権利を含む。)が付された優先株式を発行することができる。かかる方法で定められた権利は、その時点で発行されている優先株式に付されている権利と同じである必要はない。
- (b) 優先株式は、1シリーズもしくは複数の異なるシリーズで発行することができ、各シリーズは取締役会が定める方法により識別する。

配当請求権

- (a) 定款に基づく取締役会の権限を制限することなく、あらゆる優先株式の割当ての前に取締役会は、下記の事項、またはこれらの事項を決定する際の方法を定めなければならない。
 - () かかる株式に対して支払われる(もしあれば)配当金の率または金額
 - () かかる株式に対する配当金の支払いの時期または状況
 - () 配当金が支払われる期間
 - () その他の種類の株式との関係でかかる株式の配当金支払いの優先順位
 - () かかる株式に累積配当の権利があるのか、非累積配当の権利があるのか、および
 - () 分配できる利益がある場合に、かかる株式はさらにそれに参加する権利があるのか否か
- (b) 優先株式の発行の条件にはさらに、以下の規定を盛り込むことができる。
 - () 税金またはその他の国庫賦課金、あるいは課税控除またはインビュテーション税額控除、もしくはそれら双方を考慮に入れて、もしくは参照して、配当金額を調整する基準(もしあれば)、および
 - () 優先株式の保有者に支払われるはずであった(発行の条件においてであるが)配当金の額が、配当金以外の方法で当行が優先株式の保有者に支払う金額の程度まで、削減されるもしくは消滅される旨。

配当金支払いの優先順位

取締役会が割当ての前に定める以下の配当金支払いの優先順位に関する規定（すべてまたは一部）が、あらゆる特定の優先株式について適用される。

- (a) 当行はその優先株式の配当金を下記の通り、支払うものとする。
- () 普通株式に対するあらゆる配当金の支払いより優先し支払うものとする。
 - () 利益への関与に関して、同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の配当金と同等に支払うものとする。および、
 - () 利益への関与に関して、優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の配当金より劣後して支払うものとする。
- (b) 償還または清算に際して、優先株式の保有者に累積配当の権利がある場合には、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までの未払い配当金または配当滞納金（宣言されたか否かを問わない。）に等しい額を支払わなければならない。
- (c) 償還または清算に際して、優先株式の保有者が非累積配当の権利を有している場合、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までに宣言されたが未払いの配当金に等しい額を支払わなければならない。

清算時の優先順位

- (a) 優先株式の割当てに先立ち、取締役会は、当行清算時の資本の払戻しに関する各優先株式の優先順位および残余資産への株主の参加の権利（もしあれば）を決定するものとする。
- (b) 割当てに先立ち取締役会がかかる決定をした場合、優先株式の保有者は、当行の清算に際してかかる優先株式につき払込済みまたは払込済みとして貸記された金額と同額の支払い、および配当金ならびに発行の条件に従い保有者に権利が与えられているその他の金額の支払いに対する権利を以下の通り有する。
- () 普通株式に対する支払いより優先して支払われる。
 - () 清算に際し当該優先株式と同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の保有者に対する支払いと同等に支払うものとする。および、
 - () 清算に際し、当該優先株式より優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の保有者に対する支払いより劣後して支払うものとする。
- ただし、当行の剰余金、もしくは当行の利益または資産のその他の分配には参加しないものとする。

2【外国為替管理制度】

為替管理および支払制限

現在、当行の有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、経済制裁や貿易制裁は、オーストラリアの公共政策を反映して随時実施されており、所管のオーストラリアの規制当局の同意なしに特定の個人または団体との一定の取引を行うことを禁じるよう機能している。これらの制裁に違反することが刑事犯罪となる。

オーストラリア刑法典（1995年オーストラリア刑法典法に含まれる。）（「刑法典法」）に基づき、以下から、または以下に対して、意図的に資金を受け取る、資金を提供する、そのためにもしくはそれに代わって資金を収集する、または支援もしくは資源を提供する場合、その者は刑事犯罪を犯したことになる。

組織がテロ組織であることを知っている、またはテロ組織である可能性に対して軽率である状況で、テロ組織に対して上記を行った場合。テロ組織とは、直接もしくは間接的にテロ行為の実行、準備、計画、支援もしくは助長に関与している組織、または刑法典法に基づく規則でテロ組織として指定されている組織を指す。

対象がテロ支援国家であることを知っている、またはその可能性に対して軽率である状況で、テロ支援国家に対して上記を行った場合。テロ支援国家とは、刑法典法に基づく規則でテロ支援国家として指定されている団体を指す。

現在オーストラリアで有効な経済制裁および貿易制裁ならびに支払制限には、以下が含まれる。

- 1 . 2011年オーストラリア自律的制裁法および2011年オーストラリア自律的制裁規則は、以下に対し、またはその利益のために、許可なしに資産（株式や有価証券を含む。）を直接または間接的に提供することによって特定の「制裁対象」船舶や「指定された」個人または団体と取引を行うことを禁止している。
 - (a) 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）により、もしくはその管轄内で犯罪により起訴された個人またはICTYの管轄内での犯罪に関連してインターポールの逮捕令状の対象となっている個人、ICTYにより起訴されているが現在ICTYによる拘束を受けていない者を支援している疑いがある個人、ならびに旧ミロシェビッチ政権の特定の支持者。
 - (b) ジンバブエにおいて民主主義、人権尊重や法の支配を深刻に損なう活動に従事している（または従事していた）個人または団体。
 - (c) 北朝鮮の大量破壊兵器もしくはミサイル計画に関連する特定の個人もしくは団体、または北朝鮮による一定の国連決議への違反もしくは回避を支援した（もしくは支援中の）個人もしくは団体。
 - (d) ミャンマー政権に関連する特定の個人で、現職および元大臣、治安機関または矯正機関の高官、国営企業または軍所有企業の上級職員または役員、特定階級の現職または元軍士官、ならびにこれらの者の直系家族を含む。
 - (e) イランの核計画もしくはミサイル計画に寄与したもしくは寄与している、イランの一定の国連決議への違反を支援したもしくは支援している、イランにおける女性や少女の抑圧、イラン国民に対する全般的な抑圧もしくはイランにおける適正な統治もしくは法の支配の弱体化に関与し、責任を負いもしくは共謀している、またはイランが他国の主権や領土保全を脅かしたり弱体化させることを支援しているもしくは支援した特定の個人または団体。
 - (f) 旧カダフィ政権の特定の側近、カダフィ家の支配下にある団体、およびリビアに関する一定の国連決議への違反を支援したまたは支援している個人または団体、ならびにこれらの個人の直系家族。
 - (g) シリア政権を支援している、またはシリアにおける人権侵害に責任を負う特定の個人または団体。
 - (h) ロシア政府に関連する特定の個人または団体で、現職または元大臣、政府高官、ロシアにとって経済的または戦略的に重要な活動に従事しているもしくは従事していた、またはそのような活動を遂行する機能を果たしている個人、およびこれらの個人の直系家族を含む。
 - (i) ウクライナの主権および領土保全に対する脅威に責任を負うまたはこれに共謀している個人または団体。
 - (j) アフガニスタンにおいて、女性や少女の抑圧、少数派グループの抑圧、国民への全般的な抑圧または適正な統治もしくは法の支配の弱体化に関与し、責任を負いまたは共謀している特定の個人。
- 2 . 2011年オーストラリア自律的制裁規則の目的に照らして、外務大臣は以下の個人または団体を指定する権限を有している。
 - (a) 大量破壊兵器の拡散に寄与した者。
 - (b) 重大なサイバーインシデントを引き起こした、もしくは引き起こそうと試みた、引き起こすことを支援した、もしくはその試みを支援した、またはその他の方法で共謀した者
 - (c) 生命への権利、拷問や品位を傷つける取扱いもしくは非人道的処罰を受けない権利または奴隷状態に置かれない権利に対する重大な侵害もしくは重大な濫用となる行為に関与し、責任を負い、または共謀した者
 - (d) 重大な汚職行為に関与し、責任を負い、または共謀した者さらに、特定の状況下では、その直系家族または金銭的もしくはその他の利益を得た個人もしくは団体も対象となる。
- 3 . オーストラリアの1945年国際連合憲章法第4部の下で、オーストラリアの2008年国際連合憲章（資産の取引）規則は、オーストラリア連邦の官報において外務大臣が随時挙げる個人または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁を定めている。また、オーストラリアの1945年国際連合憲章法第3部に基づき、かつ、特定の規則に従い、以下を含む特定の国に関して特定の提供（金融面の提供を含む場合がある。）を行うことを禁じられている。

- (a) コンゴ民主共和国（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - コンゴ民主共和国）規則を参照）
 - (b) 北朝鮮（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）規則を参照）
 - (c) スーダン（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - スーダン）規則を参照）
 - (d) イラン（オーストラリアの2016年国際連合憲章（制裁 - イラン）規則を参照）
 - (e) イラク（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - イラク）規則を参照）
 - (f) アルカイダ、ISIL（ダーイシュ）およびタリバン（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - ISIL（ダーイシュ）およびアルカイダ）規則およびオーストラリアの2013年国際連合憲章（制裁 - タリバン）規則を参照）
 - (g) ソマリア（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - ソマリア）規則を参照）
 - (h) レバノン（オーストラリアの2008年国際連合憲章（制裁 - レバノン）規則を参照）
 - (i) リビア（オーストラリアの2011年国際連合憲章（制裁 - リビア）規則を参照）
 - (j) 中央アフリカ共和国（オーストラリアの2014年国際連合憲章（制裁 - 中央アフリカ共和国）規則を参照）
 - (k) イエメン（オーストラリアの2014年国際連合憲章（制裁 - イエメン）規則を参照）
 - (l) 南スーダン（オーストラリアの2015年国際連合憲章（制裁 - 南スーダン）規則を参照）
 - (m) シリア（オーストラリアの2015年国際連合憲章（制裁 - シリア）規則を参照）
 - (n) マリ（オーストラリアの2018年国際連合憲章（制裁 - マリ）規則を参照）
- 4 . オーストラリア2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法およびオーストラリア2007年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策規則文書（第1号）の適用を受ける報告事業体として、当行は、疑うべき取引、基準値超えの取引および国際的な資金振替指示に関する報告義務を負う。オーストラリア2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に基づき、10,000ドル（またはその外貨相当額）以上の物理的通貨またはデジタル通貨（暗号資産）の移転を行う特定の者（当行を含む。）は、オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）に報告する義務を負う。

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1 . 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、オーストラリア1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の20%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の20%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、オーストラリア連邦の財務大臣はこの買収を禁止することができる。

オーストラリアの外国投資の承認制度に基づき、国家安全保障上の懸念の可能性がある投資は0ドルの金額基準の対象となるか、または審査請求が課されることがある。国家安全保障に関する事業および国家安全保障用地への投資に対しては承認の義務付けに関する要件が存在しており、審査基準はより低く設定されており、上記の20%の基準の代わりに10%の基準が一般的に適用される（特定の状況ではさらに低い基準が適用される場合がある。）。「国家安全保障に関する事業」とは、一般的に「重要なインフラ資産」、電気通信、防衛または（オーストラリアもしくは外国の）国家の情報コミュニティまたはそれらのサプライチェーンに関与または関連する事業である。この目的において、「重要なインフラ資産」とは、オーストラリア2018年重要インフラセキュリティ法で定義された意味を有し、金融サービスを含む11の追加のセクターにおける重要資産を含む。

2. オーストラリア1998年金融部門（株式所有）法

オーストラリア1998年金融部門（株式所有）法は、1名の者（関係者がいる場合は共同で）、または取決めに基づく2名以上の者が、その者が（関係者と共同で）20%を超える会社持分を保有することになる場合、金融部門の会社の株式を取得することを禁止する。しかし、オーストラリア連邦の財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、20%を超える持分をある者が保有することを承認することができる。下記「第2 企業の概況」の「2 沿革」および「3 事業の内容 - (1)概要」に記載の本再編に関するものを除き、当行の株式についてかかる承認が与えられたことはない。

3. 2001年会社法

企業において議決権株式を取得する者は誰でも、会社法第6章に記載の株式取得条項の制限に従う。会社法第6章は当行の株式持分には適用されないが、ASX上場株式を発行している当行の最終持株会社のANZグループ・ホールディングス・リミテッドには適用される。特定の例外を除き、会社法第606節は、取引を理由として、（ANZグループ・ホールディングス・リミテッドのような）会社におけるある者もしくはその他の者の議決権が（i）20%以下から20%超へ、または（ii）20%超90%未満から、増加する場合、その者が当該会社の議決権株式の権益を取得することを禁止する。

第606節の例外の1つは、ある者が取得前の6か月間を通して当該会社の最低19%の議決権を保有していた場合、その者が追加で3%の議決権を取得することを認める。

会社法の目的上、ある者のある会社における議決権は、議決権株式に付属する投票総数であり、かかる議決権株式につきその者およびその関係者（広く定義される。）が当該会社の全議決権株式に付属する全投票数の比率に応じて「関連持分」を有している。広く言えば、特定の資格に従い、ある者が証券の保有者である場合、その者は証券の「関連持分」を保有し、証券に付与された議決権を行使する権利もしくは行使を支配する権利を持つ、または証券を処分する権利、もしくは処分する権利の行使を支配する権利を持つ。

さらに、会社法に基づき、（ANZグループ・ホールディングス・リミテッドなどの）該当する会社の実質的な持分の保有を始めるもしくは保有をやめる、またはある者が既に実質的な持分を持っておりその持分に少なくとも1%の変動がある場合、かかる者は当該会社およびASXに特定の規定情報（氏名および住所、ならびに当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。）を知らせる通知を行う必要がある。かかる通知はおおむね、その者が情報を知った時から2営業日以内に行うものとする。

3【課税上の取扱い】

本「3 課税上の取扱い」において、「本サムライ債」とは、当行が発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、「本売出債」とは、当行が発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売出社債を意味し、また「本社債権者（サムライ）」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者（売出し）」とは本売出債の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売出債に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売出債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求されるまたはFATCA（以下に定義される。）のためにもしくはそれを理由として行われる場合を除く。かかる場合、慣習上の例外（FATCAのためにもしくはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の場合を含む。）を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

「FATCA」とは、以下を意味する。

- () 合衆国内国歳入法（または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法）第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、
- () 合衆国内国歳入法のかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定のいずれかを実施することに関連して、政府間で締結された合意に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務、または
- () 米国内国歳入庁、米国政府またはその他の法域の政府機関もしくは税務当局との、上記()または()の実施に従う合意。

「合衆国内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の修正を含む。）を意味する。

本売出債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

- (a) 本売出債の場合、随時補足および/または更新される、2025年11月20日付オーストラリア・ニュージーランド銀行60,000,000,000米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムのベース・プロスペクタス「税制 - オーストラリア」。
- (b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々提出した訂正発行登録書または発行登録追補書類の「第一部 - 第1 - 1 - 摘要 - I.(12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

4【法律意見】

当行のオーストラリアの法律顧問であるアレンズ法律事務所により、当該法律意見書に記載の一定の前提および限定に基づき、上記「第一部 - 第1 - 1、2および3」に記載されたオーストラリア連邦の法的事項に関する記載はすべての重要な点において真実かつ正確である、との法律意見書が提出されている。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

	(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。))) (-はマイナスを示す。))				
	9月30日終了年度(2)				
	2025年度(9)	2024年度(9)	2023年度	2022年度	2021年度
収入(3)(4)(5)	68,204 (7,089,806)	65,162 (6,773,590)	53,839 (5,596,564)	28,161 (2,927,336)	22,788 (2,368,813)
税引前利益(4)(5)	8,847 (919,646)	9,446 (981,912)	10,146 (1,054,677)	10,079 (1,047,712)	8,936 (928,897)
税引後利益(非支配持分を除く)(5)	6,035 (627,338)	6,595 (685,550)	7,173 (745,633)	7,119 (740,020)	6,162 (640,540)
当期包括利益合計 (非支配持分を除く)(5)	6,308 (655,717)	6,676 (693,970)	7,962 (827,650)	3,399 (353,326)	5,858 (608,939)
普通株式資本	27,053 (2,812,159)	27,065 (2,813,407)	29,082 (3,023,074)	28,797 (2,993,448)	25,984 (2,701,037)
発行済株式総数 (普通株式)	3,003,366,782	3,003,366,782	3,003,366,782	2,989,923,751	2,823,563,652
株主資本(非支配持分を除く) (5)(6)	69,706 (7,245,939)	67,989 (7,067,457)	68,563 (7,127,124)	65,907 (6,851,033)	63,665 (6,617,977)
資産合計(5)	1,297,671 (134,892,900)	1,229,585 (127,815,361)	1,106,064 (114,975,353)	1,085,729 (112,861,530)	978,857 (101,752,185)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本 (5)(6) (単位：上段 ドル、下段 円)	23.21 (2,413)	22.64 (2,353)	22.83 (2,373)	22.04 (2,291)	22.55 (2,344)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)(7)	152 (158)	165 (172)	204 (212)	146 (152)	142 (148)
資産合計に対する非支配持分を除く株主資本(5)(6)	5.37%	5.53%	6.20%	6.07%	6.50%
平均株主資本に対する純利益(損失) (8)	8.6%	9.7%	10.7%	11.4%	9.9%
営業活動による/(に使用された)によるキャッシュフロー	26,028 (2,705,611)	11,046 (1,148,232)	6,195 (643,970)	20,176 (2,097,295)	43,822 (4,555,297)
投資活動による/(に使用された)キャッシュフロー	(23,999) (-2,494,696)	(42,067) (-4,372,865)	(10,042) (-1,043,866)	(1,817) (-188,877)	10,258 (1,066,319)
財務活動による/(に使用された)キャッシュフロー	757 (78,690)	16,755 (1,741,682)	4,034 (419,334)	(2,345) (-243,763)	(9,672) (-1,005,404)
現金および現金同等物の期末残高	155,209 (16,133,976)	150,965 (15,692,812)	168,154 (17,479,608)	168,132 (17,477,321)	151,260 (15,723,477)
期末現在従業員数(フルタイム換算) (FTE)(単位：人)	42,640	42,142	40,119	39,381	40,221

注：(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル=103.95円の換算率(2025年12月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場)により換算されている。

(2) 2023年1月3日、ANZBGLは、スキーム・オブ・アレンジメントにより、ANZグループの新たな上場持株親会社として純粋持株会社であるANZグループ・ホールディングス・リミテッドを設立した(「本再編」)。2025年度および2024年度の財務情報は当グループの業績を表している。2023年度の財務情報は、2022年10月1日から2023年1月2日までの本再編前のANZグループの業績、および2023年1月3日から9月30日までの当グループの業績で構成される。2022年度および2021年度の財務情報は本再編前のANZグループの業績を表す。

(3) 受取利息およびその他営業収入を含み、支払利息および大手銀行税は考慮しない。

(4) 数値および比率は継続事業ベースで表示されている。2025年度、2024年度または2023年度において非継続事業はなかった。2022年度および2021年度の比較期間の非継続事業に係る利益/(損失)は、売却済みの富裕層事業の分離に係る重要でない残余事業費および2022年4月に終了した移行サービス契約に基づく一定の費用の一部回収に関係している。

(5) 2023年10月1日、当グループは、AASB第17号「保険契約」を適用し、2023年の比較情報を修正再表示した。2022年度および2021年度の比較情報は修正再表示されていない。

- (6) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2025年度704億4,500万ドル（約7兆3,230億円）、2024年度687億6,000万ドル（約7兆1,480億円）、2023年度690億8,500万ドル（約7兆1,810億円）、2022年度664億100万ドル（約6兆9,020億円）および2021年度636億7,600万ドル（約6兆6,190億円）。
- (7) 各年度において当行の普通株主に提案または支払われた配当額。2023年度には、ANZGHLの完全子会社で当行の直接持株会社であるANZ BH Pty Ltdに対して支払われた2023年1月における10億ドル（約1,040億円）の特別配当が含まれる。
- (8) 純利益（損失）は、税引後法定利益と定義される（非支配持分を除く）。平均株主資本は、当該年度についての平均株主資本（非支配持分を除く。）と定義される。
- (9) 当グループは、2024年7月31日にサンコープ・バンクを買収し、その結果、2025年度および2024年度について報告された業績には、それぞれ12か月間および2か月間のサンコープ・バンクの業績が含まれている。詳細については、「第3 事業の状況 - 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - A. 作成基準 - (1) サンコープ・バンクの買収」を参照のこと。

2【沿革】

ANZの歴史は、1835年において特許状に基づきバンク・オブ・オーストラレーシアがロンドンにおいて設立された時まで遡ることができる。バンク・オブ・オーストラレーシアは当初、1835年にオーストラリアのシドニーにおいて、および1838年にはメルボルンにおいて開設された。

1951年、バンク・オブ・オーストラレーシアは、ユニオン・バンク・オブ・オーストラリア（1837年設立）と合併し、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク・リミテッド（ANZ銀行）となった。1970年には、現在の組織であるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドを形成するために、ANZ銀行がイングリッシュ・スコティッシュ・アンド・オーストラリアン・バンク・リミテッド（1852年設立）と合併した。ANZは1969年に英国において設立され、同年にオーストラリア証券取引所に上場された。1977年、設立地がオーストラリアに移転された。

2023年1月3日、ANZBGLは、スキーム・オブ・アレンジメントによりANZグループの新たな上場持株親会社として、純粋持株会社であるANZグループ・ホールディングス・リミテッド（「ANZGHL」）を設立し、その後、ANZグループの銀行事業と一部の非銀行事業をANZ銀行グループとANZ非銀行グループに分離するための再編（「本再編」）を実施した。ANZ銀行グループは、本再編前にANZBGLで保有されていた事業と子会社の大部分から構成されている。ANZ非銀行グループは、特定の非銀行会社と、別のサービス会社から構成されている。

3【事業の内容】

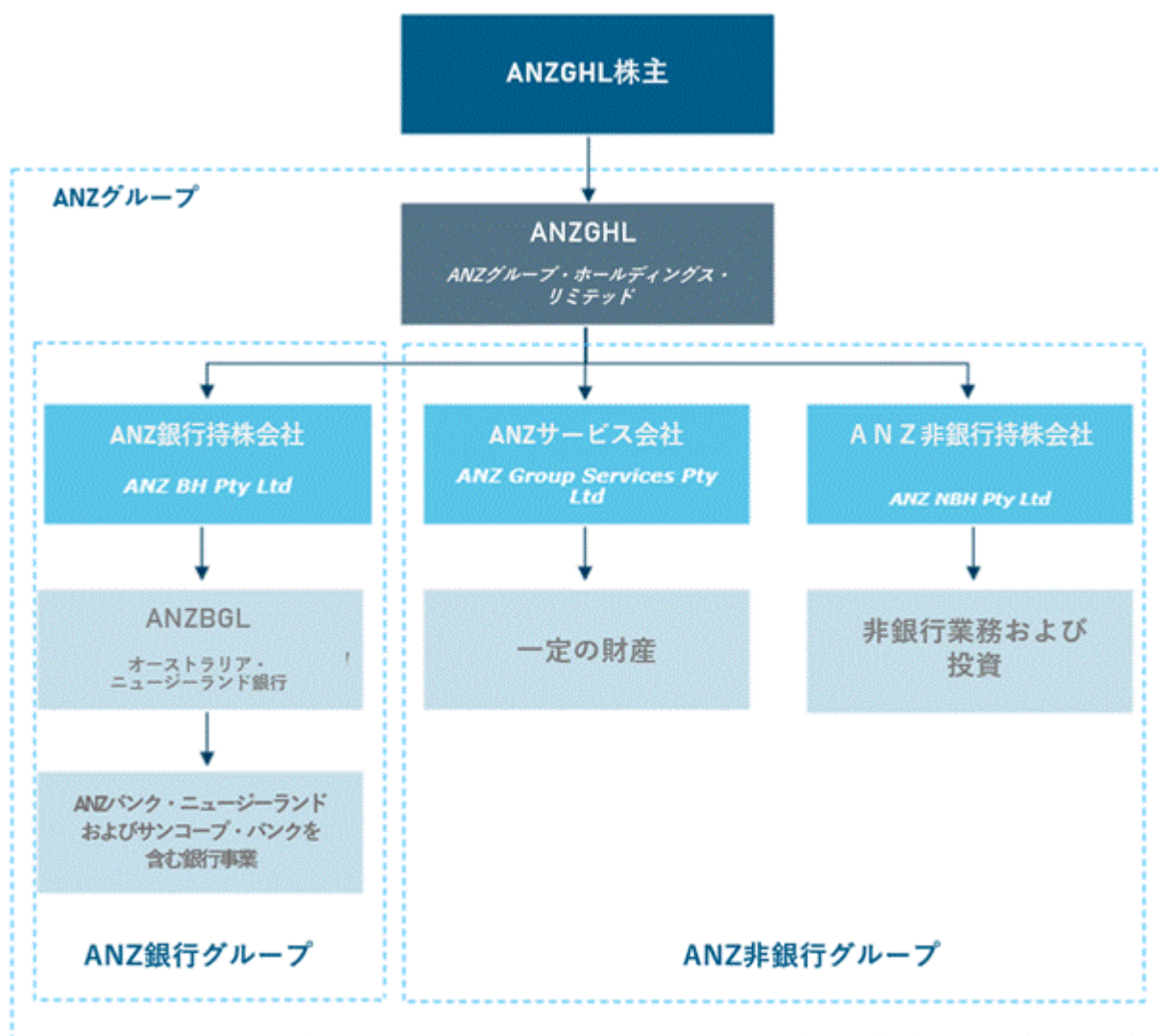
(1) 概要

当グループは、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLは、オーストラリアで設立されオーストラリアに所在する公開会社であり、その社債は証券取引所に上場されている。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小規模企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の他の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

当グループは、ANZグループの一部であり、ANZグループは、ANZGHL（ANZグループの究極の親会社）、ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループから構成される（各々以下のとおり）。

ANZグループの構成は以下の図のとおりである。



ANZGHLについては以下の事項に留意されたい。

- ・ ANZGHLは、ANZBGLの債務を一般的に保証したり、ANZBGLの発行した債券に関してこれを保証したりするものではない。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLの発行した債券の要項に基づく債務を負うものではない。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLが発行したTier 2資本証券またはその他Tier 1資本証券について、当該証券の要項に従って当該証券がANZGHLの普通株式に転換可能であることを除き、当該証券の要項に基づく債務を負うものではない。

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケットズ事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人ローンならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益 - 当グループが貸付業務で得た受取利息と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 手数料およびコミッション収益（純額） - 貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。資産運用収入を含む。
- ・ その他収入 - セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額、関連会社投資の持分利益、経済ヘッジ損益ならびに収益および費用ヘッジ損益ならびに事業の売却および閉鎖による損益を含む。

(3) 戦略

ANZグループの大望および戦略は、ANZグループの潜在力を解放して顧客、株主及びコミュニティの支持を獲得することに重点を置いている。

ANZグループの戦略では、以下の4つの戦略的支柱に焦点を当てている。

- ・ **顧客第一主義** - 市場をリードする差別化された優れた提案をもって、ANZグループは、顧客のためあらゆるデジタル的および人的交流の水準を高める。
- ・ **簡素化** - 生産性の市場基準を確立するため、ANZグループは、組織の簡素化、非中核資産の売却および効率性の向上を図る。
- ・ **レジリエンス** - ANZグループは、信頼性、安全性およびリスク管理において業界をリードし、非財務リスク（「NFR」）管理の最高水準を保持し、ANZグループの端から端まで説明責任を強化する。
- ・ **価値の提供** - 財務実績を持続的に改善するため、ANZグループは、ステークホルダーにとって重要な高収益の成長と成果を提供することで、持続的な価値を創造する。

これらの優先事項の実現は、ANZグループの中核的推進力であるその**企業文化、人材および技術**によって支えられる。

(4) 当グループの主な活動

当グループは、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門、パシフィック部門、ならびにグループ・センター部門の7つの部門からなる部門構造で事業を営んでいる。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高経営意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

2025年9月30日現在、当グループの7つの部門の主要な活動は以下のとおりであった。

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客にあらゆる銀行サービスを提供している。これには、住宅ローン、預金、クレジットカードおよび個人ローンが含まれる。商品およびサービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャネル（デジタルバンキングおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATMおよびテレホン・バンキング）、および外部のプロローカーを通じて提供される。

オーストラリア商業

オーストラリア商業部門は、SMEバンキング（小規模事業主および中規模商業顧客）ならびに多角的スペシャリスト事業（大規模商業顧客ならびに富裕層の個人顧客および同族グループ）という顧客セグメントにわたり、あらゆる銀行商品および金融サービスを提供する。この部門は、ランオフ事業（セントラル・ファンクション）も含む。

当グループは、2025年10月13日（「2025年10月戦略日」）、オーストラリア商業部門がビジネス・アンド・プライベート・バンクに改名されることを公表した。

法人

法人部門は、グローバルな機関顧客および法人顧客ならびにオーストラリア、ニュージーランドおよび国外（パプアニューギニア（「PNG」）を含む。）の政府に、以下の事業ユニットを通じてサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、荷為替取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンスならびにサステナブル・ファイナンス・ソリューションを顧客に提供する。
- ・ 「マーケット」は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク管理サービスを顧客に提供する。
- ・ 「セントラル・ファンクション」は、法人部門およびその周辺事業に対して決済サービスおよびオペレーション・サポートを提供する支援機能で構成されている。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「パーソナル」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人およびプライベート・バンキングの顧客に提供する。また、インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリスト、プライベート・バンカーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「ビジネスおよび農業」は、デジタル、支店およびコンタクト・センターのチャネルを通じたあらゆる銀行サービス、ならびに専任のマネジャーを通じての従来のリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを提供する。これらは、未上場の中小企業および農業事業セグメントを対象としている。
- ・ 「セントラル・ファンクション」には、トレジャリーおよびバックオフィス支援機能が含まれる。

サンコープ・バンク

サンコープ・バンク部門は、オーストラリアのリテール、商業、中小企業、農業関連の顧客に対して、銀行業務および関連サービスを提供している。この部門には、財務およびバックオフィス支援機能も含まれる。

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む。）、ならびに太平洋地域（法人部門の一部であるPNGを除く。）の政府に商品・サービスを提供する。

グループ・センター

グループ・センター部門は、技術、資産、リスク管理、財務管理、トレジャリー、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務およびシェアホルダー・ファンクションズなど、オペレーティング部門をサポートする。アジアにおける少数持分投資も含まれる。

(5) 最近の進展

ANZ2030戦略

2025年10月戦略日に、ANZグループは、ANZ2030を発表したが、これはANZグループの直近の優先事項と次の5年間の戦略的焦点を設定したものである。

以下の情報には、「将来に関する記載」または意見が含まれている。当該情報は、本書の表紙に続く(注)4.の「将来に関する記載」についての留意事項および「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性」を考慮して読まれるべきものである。

ANZグループの戦略では、以下の4つの戦略的支柱に焦点を当てている。

- ・ **顧客第一主義**-市場をリードする差別化された優れた提案をもって、ANZグループは、顧客のためあらゆるデジタル的および人的交流の水準を高める。
- ・ **簡素化** -生産性の市場基準を確立するため、ANZグループは、組織の簡素化、非中核資産の売却および効率性の向上を図る。
- ・ **レジリエンス** -ANZグループは、信頼性、安全性およびリスク管理において業界をリードし、NFR管理の最高水準を保持し、ANZグループの端から端まで説明責任を強化する。
- ・ **価値の提供**-財務実績を持続的に改善するため、ANZグループは、ステークホルダーにとって重要な高収益の成長と成果を提供することで、永続的な価値を創造する。

直近の5つの重要優先事項

ANZグループには直近で以下の5つの重要優先事項がある。

1. ANZグループ新経営陣の定着化
2. サンコープ・バンクの迅速な統合による価値提供の実現⁽¹⁾
3. ANZグループのリテールおよび小規模事業の全顧客に対するANZプラス・デジタル・フロント・エンドの提供の加速⁽²⁾
4. ANZグループの戦略に合致しない取組みを停止しつつ、重複を削減して組織を簡素化すること
5. NFR管理の強化による顧客成果の向上

資本

ANZグループは、以下を含む資本管理施策を実施している。

1. 自己株式取得 - ANZGHLの残額約8億ドルの自己株式取得を中止すること。これによりANZGHLからANZBGLへ約10億ドルの余剰資本を返還することが可能になる⁽³⁾。さらに、
2. 配当再投資計画 - 今後2回の配当再投資計画におけるANZGHL普通株の取得価格に1.5%の割引を適用することで、その効果は中立化される見込みである⁽⁴⁾。(即ち、配当再投資計画に基づく新株発行を相殺するためにANZGHLが株式を購入することはない。)

追加情報

ANZ2030の2段階

第1段階は、2026年9月30日終了事業年度および2027年9月30日終了事業年度にわたり、基盤整備のために直近の優先事項を実現することを目的とする。

- ・ 生産性の大幅な向上
- ・ 成長に向けた初期投資

第2段階は、2027年9月30日終了事業年度後を対象とし、強固な基盤の成果を実現することを目的とする。

- ・ 成長の加速
- ・ 市場を上回る業績

ANZグループは、2028年9月30日終了事業年度までに費用収益比率の40%台半ばを達成し、これを2030年9月30日終了事業年度まで維持することを目標としている。

サンコープ・バンクの統合加速

2022年7月にANZBGLがサンコープ・バンク買収の合意を発表して以来、サンコープ・バンクの顧客預金は19%増加し、同銀行の純貸出・貸付は18%増加した⁽⁵⁾。

以下はサンコープ・バンクのANZBGLへの移行に向けた今後の道筋である。

- ・ サンコープ・バンクの顧客のANZBGLへの安全かつ確実な移行を2027年6月までに完了予定
- ・ ANZブランドによりサンコープ・バンクの顧客に対してより幅広い商品ラインと拡大したネットワークを提供
- ・ ANZBGLはサンコープ・バンクの買収に関するオーストラリア政府およびクイーンズランド州政府との約束を履行

以下のことが見込まれている。

- ・ 2029年9月30日終了事業年度からフル稼働時における年間総コスト・シナジー（税引前）は5億ドルと推定されている。これはサンコープ・バンクのコスト・ベースの約50%から55%に相当する。
- ・ 統合コスト（税引前）は7億4,500万ドルと推定されている。

シナジー、コストもしくはその削減、統合にかかる期間について予想される積極的な成果に関して、期待通りの成果が得られる保証はない。その他の情報については、「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 8. 買収および売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

ANZプラスの加速的導入

現在、ANZ、ANZプラス、サンコープ・バンクの各事業には以下の3つの技術的スタックが存在する。

- ・ 3つのデジタル・フロント・エンド
- ・ 3つのミドルウェア・プラットフォーム
- ・ 2つのコア・バンキング・システム

2027年9月までに、ANZグループは、オーストラリアの全800万のリテール顧客をANZプラス・フロント・エンドに移行させ、以下の新たな優れた単一チャネルの体験を提供することを目標としている。

- ・ 1つのデジタル・フロント・エンド
- ・ 1つのミドルウェア・プラットフォーム
- ・ 1つのコア・バンキング・システム

2027年の後は、ミドルウェアの再プラットフォーム化と既存レガシー・ミドルウェア・プラットフォームの廃止が予定されている。

- ・ 1つのデジタル・フロント・エンド
- ・ 1つのミドルウェア・プラットフォーム
- ・ 1つのコア・バンキング・システム

特に示されない限り、上記の財務実績指標はすべてキャッシュベースの利益である。コメント内の各部分の合計は、四捨五入のため総計と一致しない場合がある。

- (1) ANZBGLは、2027年6月までに、サンコープ・バンクの顧客を安全かつ確実にANZBGLへ移行を完了することを目指している。
- (2) ANZプラスは、今後、異なる順序で、より効率的な新たな提供モデルを通じて提供される。ANZBGLは、ANZプラスのフロント・エンド開発を優先し、2027年9月までに、オーストラリアの全800万のリテール顧客について、この新しく優れた単一チャネルの経験にアップグレードすることを目指している。
- (3) 約10億ドルの余剰資本（残額8億2,500万ドルの自己株式取得分および約2億ドルのその他資本を含む。）がANZGHLからANZBGLへ譲渡される。
- (4) 割引の適用および配当再投資計画の中立化を行わない決定は、当該時点におけるANZGHLの資本状況および取締役会による当該期間の配当支払の決定が条件となる。
- (5) 2022年6月30日から2025年6月30日までの期間に基づく。
- (6) 例えば、これはサンコープ・バンクの2024年6月30日終了事業年度における費用の55%に相当する（サンコープ・バンクが当グループの傘下にあったときの年間費用を2ヶ月分換算に基づくが、3,600万ドルのソフトウェアの加速償却費用は除いている。）。

ANZグループ執行委員会への任命

2025年10月9日、ANZグループ取締役会は、最高経営責任者ヌノ・マトスに報告するグループ執行委員会に3名の新しい上級幹部の任命を発表した。

- ・ 2025年11月17日付でグループ執行役員（オーストラリア・リテール部門）に就任したペドロ・ロディア
- ・ 2025年12月1日付でグループ最高リスク責任者に就任したクリスティン・パーマー
- ・ 2025年11月24日付でグループ最高情報責任者に就任したドナルド・パトラ

なお、ステファン・ホワイトは、2025年10月29日付でグループ執行委員会にグループ執行オペレーションとして加わった。上記の事項のほかは、2025年9月30日以降、本書日付までに、重要な進展はない。

(6) 監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループ（ANZBGLグループおよびその各子会社）は、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。当グループは、ANZグループ（ANZGHLおよびその各子会社）の一部である。ANZGHLは、銀行法に基づきオーストラリアのオーストラリア健全性規制庁（「APRA」）の認可を受けた純粋持株会社（「認可NOHC」）であり、ANZグループの上場親会社である。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国における当グループならびにANZグループの規制および監督の概要を示す。本書に記載される場合を除き、「(6)監督および規制」の項の記載情報は当グループに関するものである。

概要

APRA

ANZBGLおよびANZGHLは、APRAの規制対象事業者であり、銀行法およびAPRAの健全性基準および報告基準上の義務を負う。APRAによるANZグループに対する規制の概要は以下のとおりである。

- ・ ANZGHL：認可NOHCである。ANZGHLは、APRAが2022年10月4日に公表した「ADI2022のNOHCの権限」と題された立法書類に記載されている認可条件（特定の資本要件を含む。）を遵守することが求められる。APRAは、適切と判断した場合、いつでも認可NOHCの条件を検討し変更する権限を有する。ANZGHLは、認可NOHCとして、銀行法およびAPRAの健全性基準に基づく規制にも服する。レベル3のグループの最上位の法人としては、ANZグループ（ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループの関連メンバーを含む。）全体に、APRAの一定の健全性基準が適切に適用されることを確保することが要求される。
- ・ ANZ銀行グループ：銀行業務を行うANZグループの事業体（ANZBGL、サンコープ・バンク、ANZバンク・ニュージーランドおよびその他の当グループの事業体を含む。）を含む。ANZGHLとサンコープ・バンクは、APRAによる認可を受けた公認預金受入機関（ADI）であり、ANZ銀行グループは、自己資本比率や流動性に関する基準など、ADIにかかるAPRAの健全性基準や報告基準全般の適用を受ける。ANZBGLおよびサンコープ・バンクを含むANZ銀行グループに適用のあるAPRAの役割についてより詳しい情報については、下記の「オーストラリア」の項を参照のこと。
- ・ ANZ非銀行グループ：ANZグループのうち、ANZ銀行グループ以外の事業体で構成される。銀行法に基づくAPRAによる認可NOHCとしてのANZGHLの認可に関する要件に従うことを条件としつつ、かかる事業体には、ANZBGLに現在適用のある銀行の自己資本比率規制や流動性規制といったADI特有の規制は適用されない。前記のとおり、ANZGHLは、APRAの特定の要求による場合またはANZグループやその顧客を保護するために適切であるとANZGHLが判断した場合、ANZ非銀行グループの関連メンバーも含め、APRAの一定の健全性基準をANZグループ全体に適切に適用することが求められる。

ANZGHLは、ANZ銀行グループとANZ非銀行グループの両方を含むANZグループ全体のリスクを反映した十分な資本を保有することが要求される。ANZBGLに適用される所要自己資本を含め、ANZ銀行グループの所要自己資本は、現行のAPRAの要件によって決定される。

RBNZ

ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランド（またはANZバンク・ニュージーランドの子会社）に対するRBNZの規制については下記の「オーストラリア」および「ニュージーランド」の項を参照のこと。

その他

多くのその他の規制当局がANZグループ（ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループの両方を含む。）に対する監督および規制を継続する。オーストラリアでは、これらの規制当局には以下のものが含まれる。

- ・ オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」） - 会社、財務サービス、消費者金融および証券の事項に関連するもの
 - ・ オーストラリア競争消費者委員会（「ACCC」） - 競争、公正取引および消費者保護の事項に関連するもの
 - ・ オーストラリア取引報告分析センター（「AUSTRAC」） - マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に関連するもの
 - ・ オーストラリア情報コミッショナー事務局（「OAIC」） - 情報法に関するプライバシーおよび自由に関連するもの
- 米国では、これらの規制当局には米国連邦準備制度および通貨監督庁が含まれる。

オーストラリア

健全性および規制の監督

APRAの監督上の役割

1998年7月1日以降、APRAが、（銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含む）オーストラリアのADIの健全性および規制の監督に責任を持っている。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および支払システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。APRAは、認可NOHC（ANZGHLを含む。）のような様々な規制対象事業体の健全性規制および監督についての責任も負っている。

APRAはADIに、様々なAPRAの健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関連会社に対するエクスポージャー、資産運用、ガバナンス、報酬、オペレーションのレジリエンス、回復と解決の計画、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。

APRAは、その監督の役割を果たすため、各ADIから収集したデータの分析を、通常のレビューおよび的を絞ったレビューならびにADIの上級経営陣およびADIの外部監査人との正式な会議の双方により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との関係を正式のものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAとの協議の結果として、特定のリスク管理分野を対象としたレビューを行うことができる。さらに、ADIの取締役会は、適用のある健全性基準で指定される様式により、ADIのリスク管理に関してAPRAに対して年次宣言書を提出しなければならない。

APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥る可能性があるとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め、）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年オーストラリア金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、オーストラリアにおける担当大臣が譲渡すべきであると宣明した場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などに、かかる強制譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のため、または当該契約に基づく債務の繰上げのため、当該契約に関する取引の終了のため、もしくは当該契約に基づく担保の実行の根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてASIC、ACCC、AUSTRAC、OAICおよび様々な証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受入および信用の取扱および助言を行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、オーストラリアの2009年国家消費者信用保護法が定める消費者に対する責任についての要求基準等にライセンスが適合することを確保する。ASICは、金融市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICが監督する市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、いくつかの国家のインフラ・サービスを監督する。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確保することである。

AUSTRACは、オーストラリアの金融情報機関であり、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の規制当局でもある。2006年オーストラリアマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML/CFT法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML/CFT法は、AUSTRACにより運用されている。

OAICは、オーストラリア司法長官の所掌する独立機関である。OAICの主な役割は、プライバシー、情報公開および政府の情報政策であり、調査の実施、決定の見直し、不服の処理ならびに指導および助言の提供などを担当する。

適用法令（マネーロンダリング防止、内部告発、銀行業および健全性にかかる法令規則を含むがこれらに限定されない）の下でまたはこれらに関連して、秘密保持義務が随時適用される。かかる秘密保持義務の対象となる情報は公に開示されない。

自己資本および流動性

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産についてAPS第115号自己資本規制：オペレーショナル・リスクの標準的計測手法（「APS第115号」）を使用する認可を受けている。

APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改革の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。APRAのバーゼル3改正は、普通株式等Tier1（「CET1」）資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2023年1月1日から全面的に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1（「AT1」）およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「規制上の動向 - 自己資本および流動性」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻度水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのバーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。

さらに、当グループは、2018年1月1日の導入時より、APRAの安定調達比率（「NSFR」）の要件を遵守している。2025年9月30日において、当グループのレベル2 NSFRは115%であった（2024年9月30日は116%）。ANZBGLは、APRAのAPS第210号流動性（「APS第210号」）が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および流動性

当グループの自己資本管理および流動性に関する詳細については、「第3 事業の状況 - 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - G . 流動性および資本資源 - (1)流動性」から「(4)レバレッジ比率」までを参照のこと。

金融説明責任体制

オーストラリアの2023年金融説明責任体制法（「FAR法」）は、APRAの規制対象である銀行業、保険業および退職年金事業を行う一定の事業者、ならびに当該事業者において一定の地位または責任を有する人員の説明責任のフレームワーク（「金融説明責任体制」または「FAR」）を設定するものである。FAR法は、FARの目的上「説明責任を負う主体」の定義に該当するFARによって直接規制され様々なタイプの主体に適用される。

FARは、以下の説明責任を負う主体に適用される。

- ・ ANZGHL (ADIの認可NOHCとして)
- ・ ANZBGL (ADIとして)
- ・ サンコープ・バンク (ADIとして)
- ・ ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュランス・ピーティーワイ・リミテッド (保険会社として)
- ・ ANZスタッフ・スーパーアニュエーション (オーストラリア) ピーティーワイ・リミテッド (登録可能な年金機関免許保有者として)

FARは、APRAとASICにより共同で執行されるものである。

FARでは、上位役員および取締役を含む、説明責任を負う主体およびその一定の人員は、説明責任の義務を負い、その影響を受ける。例えば、FARは、説明責任を負う主体が、とりわけ下記を実施することを要求する。

- ・ 説明責任を負う主体としての自社および説明責任を負う主体の事業や活動に重要かつ実質的に影響を与える子会社 (「重要な関連主体」) の説明責任者を特定し、登録すること
- ・ APRAおよびASIC に対し、重要な関連主体ならびにすべての説明責任者の氏名、責任および報告系統を明確に示す説明責任マップを提供すること
- ・ 以下を実施するための合理的な措置を講じること
 - ・ 適切な技能、注意および精励をもって、誠実かつ真摯にその業務を行うこと
 - ・ オープンで建設的、協力的な方法で、APRAとASICと取引すること
 - ・ 健全な地位または健全な評判に悪影響が及ぶことを防止すること
 - ・ その説明責任者が上記の行為基準を満たし、適用のある法律を遵守するための合理的な措置を講じること確保すること、ならびに
 - ・ 重要な関連事業者 (もしあれば) が、説明責任を負う主体と同様にFARを遵守することを確保すること
- ・ 一定の事項を定め、説明責任者の説明責任の不履行により説明責任者の変動報酬の一部が減額される場合にその減額額が支払われないことまたはその他の方法で移転されないことを保証する報酬の方針を導入していること
- ・ 自社または自社もしくは重要な関連主体の説明責任者が一つ以上の説明責任を遵守していないと信じるに足る合理的な根拠がある場合、APRAおよびASICに通知すること

説明責任を負う主体は、それぞれのFARの義務を遵守しなかった場合、多額の罰金を課される可能性がある。説明責任者が説明責任を果たさない場合、APRAとASICは、裁判所の命令なしに上級役員または取締役としての資格を剥奪する権限を与えられている (ただし、FARに従った行政審査の権利の対象となる)。

危機管理

銀行法の下では、APRAは、規制対象法人 (およびその子会社と持株会社の一部) の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進する権限を保有している。当グループに影響を与える可能性がある権限には、ANZBGLおよびその他のANZグループの法人 (ANZGHLを含む。) との関係での監視、管理および監督権限が含まれる。銀行法には、ANZグループ内の規制対象法人 (ANZGHLを含む。) に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための条項 (「法定転換および償却条項」) が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体 (ADIを含み、ANZBGLもその1つである。) が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる (特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の) 法令、発行者もしくは当該商品の転換先事業体の定款、発行者もしくは当該商品の転換先事業体が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置 (義務の否定、債務の繰上げ、取引の終了、担保の実行など) のモラトリアムが定められている。

規制上の動向 - 自己資本および流動性

RBNZの自己資本要件

RBNZは、ニュージーランド国内で設立、登録された銀行に適用のある自己資本要件を改定し、2025年の当該要件のレビューを実行している。RBNZの自己資本要件の変更およびRBNZによる当該変更のレビューの当グループへの財務的影響は、現時点では不明確である。さらなる情報については「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的規制リスク - 15.規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

APRA自己資本規制

APRAは、2023年1月1日、ADIに対する自己資本十分性および信用リスクに関する更新後の要件（自己資本改革）を実施し、さらに2024年6月に改正を行った。

2024年7月、APRAは2025年10月からの実施に向けたIRRBB基準の最終版を公表した。ANZBGLは、2025年9月にAPRAから更新後のIRRBB基準モデルの承認を取得し、2025年10月から当該更新後のモデルを実施している。更新後のIRRBB基準の影響により、IRRBBリスク加重資産（「RWA」）がわずかばかり低減すると予想されている。

さらにAPRAは、市場リスクおよびカウンターパーティー信用リスクなど、残された多数の健全性基準の修正について協議と最終化の作業を継続している。APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、ADIの自己資本フレームワークの見直しに関連して行ったAPRA健全性基準へのすべての変更による総合的な最終結果は、依然として不明である。

APRAの総損失吸収力要件

2021年12月2日、APRAは、ANZBGLを含むオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「オーストラリアのD-SIB」）の損失吸収力に関する要件を最終化し、これはオーストラリアのD-SIBに対し、2026年1月1日までに最低自己資本合計をRWAの4.5%引き上げるよう要求している。AT1資本（下記の「APRAのオーストラリアにおけるその他Tier1（AT1）資本に対するアプローチ」を指す。）に対するAPRAのアプローチによる自己資本要件の変更を除くと、総Tier2資本要件は6.5%に増加する。APRAは、主にその他Tier2資本によってこの要件が充足され、上位の資金調達において相当額の減少があると予想している。追加の所要自己資本合計額は、2026年1月1日から当グループの実際のRWAに基づいて決定される。

APRAのオーストラリアにおけるその他Tier1（AT1）資本に対するアプローチ

2024年12月に、APRAは、危機時における銀行資本の簡素化と有効性の改善を図るため、2027年1月1日からAT1資本商品の使用を段階的に廃止することを確認した。APRAは、2025年12月に、AT1資本商品の除外を実施し、かつ当該除外の影響を取り扱うために銀行の健全性枠組みに加える技術的変更を完了した。協議文書に規定されていたように、当グループのような国際的に活動する大規模な銀行で、信用リスク資本要件に対する内部格付に基づくアプローチの使用についてAPRAの承認を受けた銀行（「先進的な」銀行）には、以下のことが要求される。

- AT1資本1.5%という現行の要件を、CET1資本0.25%およびTier2資本1.25%に置き換えること
- CET1資本要件の下限を4.5%から6.0%に引き上げるが、資本保全バッファー（CCB）の先進的な部分1.25%を削除すること
- APRAのバッファーを含む、資本要件の下限総額を18.25%（全損失吸収力（TLAC）要件を含む。）に据え置くこと
- Tier2要件（TLACを含む。）を6.5%から7.75%に引き上げること

さらに、APRAは、レバレッジ比率、APS第222号「関連事業体の関与」（「APS第222号」）に関連する事業体エクスポージャー、APS第221号「大口エクスポージャー」（「APS第221号」）およびトランス・タスマンの資金調達を含む、エクスポージャーの制限に関して、Tier 1 資本への参照をCET 1 資本に置き換え、かつ、2027年1月1日を効力発生日として最低レバレッジ比率を3.50%から3.25%に0.25%削減することとした。当該変更によれば、当グループの上記指標に基づくエクスポージャー分の資金調達は低下する見込みであるが、当グループへの影響はかかる指標下での実施日現在の資金調達能力に依存することとなる。APRAの協議文書には、APS第222号に関連する事業体エクスポージャー、APS第221号またはトランス・タスマン資金調達にかかる変更の影響を受けるADIは、APRAと調整の可能性について協議できる旨が記載されている。

より詳細な情報については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 15 . 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」ならびに「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの財政状態に関するリスク - 12 . 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

APS第222号は、ANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定している。APS第222号の主な要件は、ADIが関連会社との関連性および取引について規定する取締役会が承認した方針を有すること、ADIと関連会社およびステップイン・リスク対象事業体間の潜在的な伝染リスクを特定・監視・管理・統制すること、関連会社およびステップイン・リスク対象事業体との取引で健全性について懸念を生じさせる可能性のあるものについて最低限の要件を満たすこと、ならびに関連会社へのエクスポージャーを制限内に維持することである。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZバンク・ニュージーランドおよびサンコープ・バンクを含む。）に財政支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- ・ ANZBGLは、関連会社の事業の支援を目的とするいかなる非関連会社との取引も行ってはならず、
- ・ ANZBGLは、関連会社への支援を提供してはならず、また関連団体からの支援を受け入れてはならない。ただし、当該支援が法的文書に明確に規定され、時期及び金額が確定しており、かつANZBGLの方針及びAPS第222号の第13項から第17項に定める健全性要件に適合する場合を除く。かかる要件には以下のものが含まれるが、これらに限られない。
 - (i) 関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持ってはならない。
 - (ii) 関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項に合意してはならない。
- ・ ANZBGLは、関連会社から資産を購入する場合、または関連会社が発行する証券その他の負債商品を購入する場合、もしくは関連会社に対して資産や証券を売却する場合、これらの活動がANZBGLによる当該関連会社への資本支援を構成しないことを、要求に応じてAPRAを納得させなければならない。
- ・ 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1 Tier 1 のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZバンク・ニュージーランドもしくはサンコープ・バンクなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで25%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で75%、ならびに

(ii) その他の関連会社に対し、

規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2025年9月30日時点のANZBGLのANZバンク・ニュージーランドに対するエクスポージャーは、APS第222号の上限を遵守したものと
なっている。

加えて、APRAは、2021年1月1日からは、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務（ANZバンク・ニュージーランドな
どのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポ
ージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、
資本商品の保有または金融ストレス時にANZバンク・ニュージーランドおよびその子会社（ANZバンク・ニュージーランドとそ
の子会社を総称して「ANZバンク・ニュージーランド・グループ」）に対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支
援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZバンク・ニュージーランドへの偶発的な資金調達の支援は、APRAが承
認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係る
APRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル
1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みは、当グループが子
会社（ANZバンク・ニュージーランドおよびサンコープ・バンクを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを
制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業
を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZバンク・ニュージーランドおよびサンコープ・バンクを含む子会社に対して財務上または業務
上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

規制上の動向 - その他

執行可能なNFR管理の約束

2025年4月3日、当グループは、グループ全体のNFR管理の慣行およびリスク文化に関する事項について、APRAとの間で、裁
判所で執行可能な約束（「CEU」）を締結したことを発表し、追加のオペレーショナル・リスク資本の上乗せとして2億5,000
万豪ドルを受け入れた。より詳細な情報については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 注記31.コミットメント、偶発債務
および偶発資産」を参照のこと。

住宅モーゲージ貸付実務

APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々
の手段をとっている。

APRAが概要を示した最低金利バッファは、住宅ローン申請にかかる実行性を評価する際に、ローンの金利に追加されるも
のとして最低3%のバッファを使用することをADIに要求するものである。APRAは、ADIに対して、ADIは以下の種類の貸付に
該当する貸付の程度を制限する能力を有しなければならない旨通知した。

- (a) 返済負担率が4倍または6倍以上の貸付
- (b) 貸出金比率が80%または90%以上の貸付
- (c) 投資目的の貸付
- (d) 利息のみの貸付
- (e) (a)から(d)のいずれか2つを組合せによる貸付

2025年11月27日、APRAは、ADIに対して、2026年2月1日からのこととして、以下を指導した。

- ・ 返済負担率が6倍超の持ち家居住者向け住宅モーゲージ貸付は、ADIの新しい持ち家居住者向け住宅モーゲージ貸付の20%を超えないこと
- ・ 返済負担率が6倍超の投資家向け住宅モーゲージ貸付は、ADIの新しい投資家向け住宅モーゲージ貸付の20%を超えないこと

持ち家居住者向け繋ぎ融資および新居の購入もしくは建築のためのローンは、APRAの新しい返済負担率制限の対象外である。

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、与信申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の返済義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの返済義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細については、下記「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 15. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年銀行健全性監督法（「BPS法」）は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が以下の目的で、銀行登録および登録銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連当事者エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。
- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ BPS法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ マネーロンダリング防止および対テロ資金要件に係る指針を発行し銀行による遵守を監視する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスクが適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本十分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細情報ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の半期財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各会計年度末には全面的な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、開示書類において、一定の声明と保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類中の情報が虚偽または誤解を招くものであることが発覚した場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をそのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者が登録銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZバンク・ニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成しない。場合によっては、それらの情報は、ANZバンク・ニュージーランドの連結財務書類中の表示とは異なる分類または表示がなされている。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたパーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。2025年7月1日から、RBNZはまた、ANZバンク・ニュージーランドを含む国内のシステム上重要な銀行の大半に、最低自己資本比率をRWAの5.5%上回るCET1健全性資本バッファーを維持することを求められており、これに従わない銀行は販売を制限されることになる。この健全性資本バッファーは、2028年7月までに、RWAの9%まで段階的に引き上げられることが計画されていたが、これはRBNZによる主要自己資本要件設定のレビューの結果により変更される可能性がある。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向 - 銀行の自己資本要件」を参照のこと。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13は、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier1資本によって満たされることを確保し、ニュージーランドで設立された銀行として75%の最低コア資金調達比率（「CFR」）を満たすことを要求している。

RBNZは、すべての登録銀行に対し、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。

さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取消勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も、特に以下の行為をしてはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始すること、または継続すること。
- ・ 執行命令を出すこと、債務を差し押さえること、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行し、もしくは執行することを求めること。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じること。
- ・ 当該銀行に対して相殺権を行使すること。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

ニュージーランドの規制上の動向

銀行の自己資本要件

2019年、RBNZは、ニュージーランド国内で設立登録された銀行に適用される自己資本要件を改定することを決定した。改定後の要件の実施は2021年から進行中であり、ANZバンク・ニュージーランド・グループが保有すべき資本の大幅な増加が要求されている。追加の増加の要求が2028年7月まで段階的に実施される見込みであったが、RBNZが銀行向け主要資本要件のレビューを行っているため、そのままは実施されない可能性がある。RBNZは、2025年末までに最終決定を行う意向を表明しており、実施スケジュールは2026年暦年の第1四半期に発表される予定である。「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 15 . 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

BPS法の代替

1989年から、銀行の健全性監督規制は、BPS法に基づいて行われてきた。

しかしながら、BPS法については、2つの別個の法制により代替する手続が進行中である。

- ・ 2021年ニュージーランド準備銀行法は、RBNZのハイレベルでの目的、権限、役割、ガバナンスと資金調達方法に関してBPS法の一部を代替するもので、2022年7月に施行された。2021年ニュージーランド準備銀行法は、とりわけ、以下の事項を規定している。
 - 金融政策委員会が行うべき事項を除くすべての決定に責任を負う法定のガバナンス・ボードを設置すること
 - ニュージーランドの金融システムの安定性を保護し増進させる包括的金融安定性目的を（経済目的および中央銀行の目的に加えて）導入すること
- ・ 2023年預金受入機関法（「預金受入機関法」）は、とりわけ、以下の事項を規定することが見込まれている。
 - すべての銀行およびノンバンク預金受入機関向けの単一の規制制度を創設すること。
 - 預金受入機関の取締役の説明責任要件の強化。
 - RBNZの監督および執行方法の拡充。
 - RBNZの危機破綻処理の枠組み（BPS法から主要な管理権限を実質的に引き継ぎ、当該権限を（実際的である場合には）破綻処理機関としてのRBNZに付与するもの）の強化および明確化。

預金受入機関法は、預金補償制度（「DCS」）を導入した。この制度の対象者が破綻した場合、1機関あたり、1預金者あたり、最大10万ニュージーランド・ドルまでの適格預金が補償される。DCSは、ANZバンク・ニュージーランドを含む預金受入機関から徴収する賦課金で賄われる。DCSは、2025年7月1日に開始された。

DCSは、ANZバンク・ニュージーランドにとって重大なコスト増にはならないと予想されている。

RBNZは、預金受入機関法制度の開始を支援するための政策、基準および規制を策定する複数年にわたる作業プログラムを実施している。預金受入機関法が完全に施行されるまでは、銀行に対する現行の規制枠組みはBPS法の下で継続される。

RBNZによるBS13のレビュー

RBNZは、BS13の包括的レビューを行っている。

これまでのRBNZの主要政策決定事項には以下のものが含まれる。

- ・ パーゼル3の流動性フレームワークの採用ではなく、RBNZの既存の量的流動性指標、1か月のミスマッチ比率およびコア・ファンディング比率に修正を加えたものの維持。1週間のミスマッチ比率は廃止される予定である。
- ・ ニュージーランドにおける流動性資産の適格要件の厳格化
- ・ 新しい適格要件を満たさない現在の適格流動性資産にかかる流動性確保手段の構築

新しい方針は、預金受入機関法上の基準として実施されることになり、2028年後半における実施が見込まれている。

金融機関の行為規制

2022年金融市場（金融機関の行為）改正法は、2025年3月31日に施行され、金融機関の広範な行動規範（「CoFI制度」）を導入するものである。CoFI制度は、一定の金融機関（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に対して以下を要求する。

- ・ 2013年金融市場行動法（「FMC法」）第6部に基づく認可を取得すること。ANZバンク・ニュージーランドは、2024年9月に認可を取得した。
- ・ （顧客の利益を正当に考慮するなど、顧客を公平に取り扱うことを要請する）公平性原則を遵守すること。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守すること、ならびに公正性プログラムの要約を発行すること。
- ・ 関連サービスの提供に従事するスタッフその他の人員に対する販売奨励金に対する規制を遵守すること。

2025年3月、ニュージーランド政府は、金融市場行動改正法案をニュージーランド国会に提出した。改正法案が通過した場合、同法案は金融機関の公正行動プログラムの要件を変更し、金融市場庁により広範な調査権限を与え、市場サービスのライセンスを統合することになる。CoFI制度は、2026暦年中に開始する予定である。

ローン資産価値比（「LVR」）による制限

収入負債比制限に関連して、LVR制限が、ニュージーランドにおける住宅用資産のための新規貸付について、登録銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に適用になる。LVRの制限は、銀行が住宅貸付の借主に対して、担保として提供される住宅用資産の価値に応じて提供できる貸付額に（すなわち、LVR比率が一定の閾値を超える場合として）制限を設けるものである。借主（個人または世帯）のLVRは、貸付総額を担保として提供される不動産の総額で除すことにより算出される。RBNZは、2025年12月1日、LVR規制の変更を実施し、銀行の登録条件は、更新後のLVR設定に基づき改定された。更新後のLVR設定の下で、銀行は以下の場合に貸付が可能である。

- ・ LVR80%超の借主に対して新規の持ち家居住者向け貸付総額の最大25%（20%から増加）まで
- ・ LVR70%超の借主に対して新規の投資家向け貸付総額の最大10%（5%から増加）まで

ESASアクセス基準の見直し

2025年3月、RBNZは、為替決済口座システム（「ESAS」）のアクセス基準の見直しを完了し、その結果、当該基準を改定した。ESASは、RBNZが運営する決済システムで、銀行やその他承認金融機関が利用するものである。新たなアクセス基準は、ESASへのアクセスを拡大し、RBNZは、ESASへのアクセスを求めるノンバンクの預金受入機関およびその他の種類の事業体（決済サービス業者、海外預金受入機関、指定金融市場インフラ運営者など）にも適用を開始した。改定されたESASのアクセス基準がANZバンク・ニュージーランドに与える影響は、現段階では不明である。

詐欺対策

2025年11月30日より、消費者が支払承認詐欺（顧客を欺いて欺罔者への支払を承認させる詐欺）から顧客を保護するための、ニュージーランド銀行業務行動規範に基づく新たな詐欺防止義務が適用されている。もしANZバンク・ニュージーランドを含む銀行がかかるとの義務を履行しなかった場合、一定の金銭的上限のもと、該当する顧客が支払承認詐欺により被った損失の全額または一部を補償しなければならない。

その他

ANZバンク・ニュージーランド・グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細については、下記「第3事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 2」当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」ならびに「第3事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 15」規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、ANZGHLの间接子会社であり、ANZ銀行持株会社の直接の子会社である。ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々、ANZBGLの純粋持株会社である。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびに（FRBが承認した場合は）FRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（米国の支店および代理店ならびに米国の預金受入機関子会社を含む。）がFRBの規則の定義にしたがい「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、FHCが特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、または、FHCの米国の預金受入機関子会社が地域再投資法上「並」以上の格付けを維持できなくなった場合に、制約の対象となる。FRBIは、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社を含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々1978年国際銀行法（「IBA」）を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、ANZBGLのニューヨーク支店（「ニューヨーク支店」）を含む、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁（「OCC」）の規制を受けることから、ニューヨーク支店は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができない。ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けられないため（法人預金および企業預金は受け付ける）、連邦預金保険公社（「FDIC」）の監督対象ではない。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は、BHC法の規制を受けている。FHCが「良好な経営」または「十分な資本」の規制に合致しなくなった場合または特定の資本水準の維持を求める執行措置の対象となろうとした場合には、FHCのFHCとしての活動は制限を受けることになる。

IBAの下で、FRBは、ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店が保有している預金に対する準備金要件を課す権限を有している。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録をANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社のものとは別に維持する必要があり、OCCが規定するそのような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々は、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（「ドッド-フランク法」）の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。

BHC法のセクション13およびその施行規則は通称を「ボルカー・ルール」といい、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを広く禁止し（ただし、引受け、マーケット・メイキング関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。）、一定の重要な例外および免除はあるが、一定のプライベート・ファンド（プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドを含む。）への資金提供ならびに投資を制限する。

その他のドッド-フランク法の規制は、非清算集中スワップおよび有価証券関連スワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準店頭（「OTC」）デリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、特定の種類のデリバティブについてポジションの規模に制限を課し、取引データを規制されたスワップおよび有価証券関連スワップのデータ蓄積機関に報告することを要請し、ならびにディーラーおよびデリバティブ市場の主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは、商品取引法および商品先物取引委員会（「CFTC」）規則に基づく登録スワップ・ディーラーであり、全米先物協会の会員である。ANZBGLは、米国証券取引委員会（「SEC」）に登録された有価証券関連スワップ・ディーラーではないが、登録が必要となった場合または登録が適切と判断された場合は、登録を行うことがある。さらに、当グループ内の他の関連会社は、米国人であるカウンターパーティーまたはその他の特定の種類のカウンターパーティーとのスワップまたは有価証券関連スワップ取引の水準次第で、スワップ・ディーラーまたは有価証券関連スワップ・ディーラーの登録の対象となる可能性がある。CFTCまたはSECへの登録が必要とされなくても、そのような企業は、米国人であるカウンターパーティーまたはその他の特定の種類のカウンターパーティーとの取引に関連して、CFTCまたはSECの規制要件の一部の対象となる可能性がある。

CFTCは、クロスボーダー取引に関する規則を採択し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」を許容する。CFTCは、自らが発行したガイダンスに基づいてオーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、かかる決定は、2020年の規則の下でも有効に存続する。かかる決定に基づき、ANZBGLは、相当するCFTC規則の遵守の代わりに一定のオーストラリアの規則の代替的遵守に依拠することができる。

米国の健全性規制機関、CFTCおよびSECは、決済されないスワップおよび有価証券関連スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服するスワップ・ディーラーであり、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した非清算集中スワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を収取および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関の規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関が非米国法域について同等性の決定を行った場合には健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わりに当該非米国法域の適用ある法律を遵守すること、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々は、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象になり、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守を求めている。ANZGHLは、最上位の持株会社として、FRBおよびFDICに対して米国破綻処理計画を提出することが義務付けられている。FRBおよびFDICの規則では、外国銀行組織に対し、米国における事業規模およびそのリスク・プロファイルに応じて、破綻処理計画策定および健全性基準に関して個別化された要件が適用される。ANZGHLは、2025年6月に、直近の3年ごとの米国破綻処理計画をFRBおよびFDICに提出した。ANZGHLは、現在、規則上3年ごとの簡略提出者である。ANZGHLが引き続き簡略提出者であった場合、次の破綻処理計画は2028年7月1日までに提出する必要がある。

ANZGHLは、ANZセキュリティーズ・インク（「ANZSI」）を通じて米国における債券資本市場の活動を行っている。ANZSIは、SECの認可を受けたブローカーディーラーであり、SECおよび金融業規制機構（「FINRA」）の監督下にある。また、ANZSIは、事業を行っている州および地域でライセンスを取得している。SECおよびFINRAにおいては、ANZSIに適用ある広範な遵守事項があり、これには、記録の維持、取引および通信のモニタリング、ANZSIの従業員の監督、内部方針および手続、ならびにANZSIの日常業務を規律するその他多くの事項が含まれる。ANZSIは、その業務についてSECおよびFINRAによる定期的なレビューを受けている。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者（一定の者についてはその実質的所有者を含む。）の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客データ収集デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび/または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収の対象となる可能性がある。現在、かかる源泉徴収は米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される。米国外の源泉からなされた支払が「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払である場合には、当該支払にはかかる源泉徴収税は課されない。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず（法令上の要件および時間枠は変わりうるが）、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況においてANZグループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、ANZグループおよび/またはその顧客は、ANZグループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収の適用を受ける場合がある。さらに、ANZグループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴収の適用がありうる。

ANZグループが営業を行う国が米国との政府間協定の締結および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、ANZグループは、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリング、テロリストの資金調達および米国の制裁への違反に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律（「愛国者法」）は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制、および制裁に関するその他の米国法を発表し、それはANZSIおよびニューヨーク支店などの外国銀行の一定の米国非銀行子会社および米国銀行子会社ならびに支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。それらの規制はまた、米国内の金融機関に対して、米国の制裁制度を遵守して業務を行うよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。他のグローバルな金融機関に対する執行処分決定には、多額の罰金の支払、将来の事業運営に関する合意、関係者の処分などが含まれている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できず、また米国の制裁制度を遵守できない場合、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

2021年1月、2020年マネーロンダリング防止法（「AMLA」）が米国において立法された。AMLAでは、米国マネーロンダリング法制を包括的に改革し最新化することが企図されている。とりわけ、AMLAは、金融機関のマネーロンダリング防止のコンプライアンスについてリスクベース・アプローチを条文化し、マネーロンダリング防止コンプライアンスのための評価技術および内部手順の基準を米国財務省が発展させることを要請し、執行および調査に関連する権限の拡大（一定の違反に対して適用可能な制裁措置の大幅な拡大を含む。）を行うものである。AMLAの多くの条文は、追加的な規則制定、報告その他の措置を必要としており、AMLAの効果は、とりわけ、規則制定および施行ガイダンスの影響を受けるであろう。米国財務省の一局である金融犯罪執行関連連絡室は、AMLAで義務付けられているマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策政策の優先事項を発表した。優先事項には、汚職、サイバー犯罪、テロ資金供与、詐欺、国際犯罪、麻薬取引、人身取引、拡散金融が含まれる。

その他の監督機関

当グループには、ASXおよびロンドン証券取引所に上場している負債証券を含め、オーストラリアおよび同国外の一定の証券取引所に上場している証券がある。当グループは、これらの証券取引所に上場している証券の発行者に適用される上場の要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構（「PRA」）、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国の国家金融監督管理総局（従前は中国銀行保険規制委員会）ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行うすべての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(8) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2025年9月30日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウエストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行うADIのオーストラリアの貸付資産総額の約72%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、リテールおよび事業（商業）銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテール、事業または法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、オーストラリアの1959年銀行法（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業者も、担保付住宅ローン分野において競争している。

競争は歴史的に住宅ローン市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長および非ADIの貸金業者（ノンバンクの貸金業者）の活動の増加からもたらされた。ADIを含む住宅ローンの提供者は、新規貸付市場およびリファイナンス市場のいずれにおいても、広告された料率を下回る大幅なディスカウントおよび住宅ローンの乗換えキャンペーンを行うことにより活発に競争している。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

商業銀行業分野においては、大手および地域の銀行ならびにその他の商業銀行業務提供者全体で依然として競争が激しく、そこでは、顧客とのリレーションシップ維持および推進に注力がなされ、貸付け、預金、その他の銀行業の商品およびサービスの提供において競争が行われている。

法人市場において、競合他社はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、デジタル機能、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合他社は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに少数のアジアの銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのプロテック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションへの需要は、特にリテール銀行業において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

さらに、将来の経済状況は、当グループが中期的に事業を展開する市場における金融仲介業者の数にさらに影響を与える効果をもたらす可能性がある（詳細については、「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 2 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。ただし、中期的な競争水準の低下にはつながらない可能性がある。

オーストラリアのオープン・バンキング法は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させることを目的とする。これにより、オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁が削減され、競争が激化する可能性がある。当グループに与えるリスクを含む、オープン・バンキング法の詳細については、「第3 事業の状況 - 3. 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 15. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

(1) 出典：APRA2025年9月の月次公認預金受入機関統計（2025年10月31日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常にさらされている。ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZバンク・ニュージーランド」）の主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウエストパック・バンキング・コーポレーション/ウエストパック・ニュージーランド、およびキウィ銀行である。

ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウエストパック・バンキング・コーポレーション/ウエストパック・ニュージーランドは、それぞれオーストラリアの大手銀行の子会社または支店であり、個人から大企業まであらゆる顧客層を対象としている。当グループがキウィ銀行と競合する主な分野は、リテール及び事業顧客セグメントである。

競争はまた、その他銀行の特定のセクターにも存在する。ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。ハートランド・バンク・リミテッド、TSBバンク・リミテッドなどの地方銀行は、リテール・セクターでの競争力がある。香港上海銀行、株式会社三菱UFJ銀行などの国際的な銀行は、法人市場で競争している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行として子会社を設立した（2017年以降、各銀行は、ニュージーランドで銀行業務を行うための支店も開設している）。これらの銀行の重点は住宅貸付および事業貸付に置かれているようである。当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、小さいが増大している。

2025年9月30日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上⁽¹⁾を占めており、この市場が競争における主要分野である。ニュージーランドの預金市場は競争が激しい。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどのオフショア市場と比較して低くなっている。顧客の実店舗からオンラインやデジタル・サービスへの移行が継続しており、これにより金融サービス・セクターにおける新たな競合他社の出現が促される可能性がある。2025年9月30日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%⁽¹⁾を占めていた。

将来起こり得る経済的混乱またはインフレ圧力に対応する個人財務管理への顧客需要の高まりは、規制および金融政策の変更、資金調達コストおよび信用供与の増加、流動性のレベル、ならびに事業戦略の変更により、ニュージーランドの金融サービス・セクターにおける競争に中期的な影響を与える可能性がある。

ニュージーランド商業委員会は、ニュージーランドのパーソナル・バンキングに関する市場調査を実施し、2024年8月20日に最終報告書を公表した。最終報告書には、新規参入と事業拡大を支援し、競争に対する規制上の障壁を軽減し、消費者がより良い価格とサービスを受けられるようにすることを目的とした14の勧告が含まれていた。ニュージーランド政府は、14の勧告すべてを受け入れ、ニュージーランド政府、RBNZ、金融市場庁および業界にまたがる横断的な作業を通じて対応が進められることを示した。ニュージーランド政府は、資本規制、オープン・バンキング、キウィ銀行の資本増強その他の分野に重点を置き、かかる提言の実施において進展を遂げた。2025年9月、商業委員会は、業界向けの提言の進捗状況について報告し、監視または次の対応に影響を与えるための手段の活用を継続する分野を示した。

ニュージーランド国会の財政・歳出委員会と第一次産業委員会は、銀行業における競争に関する調査を進めている。その付託事項には、銀行業における競争の状況（収益性を含む）、銀行業における競争を阻む障壁、ならびに規制環境が競争や融資への効率的なアクセス、地方の銀行業、マオリ族の資産家、組織、企業および個人への融資に与える影響についての検討が含まれる。書面の提出は2024年9月に締め切られ、公聴会は2024年10月から12月ならびに2025年3月および4月にかけて開催された。財政・歳出委員会は、広範な公的協議を経て、2025年8月に最終報告書を発表した。当該最終報告書には、銀行セクターにおける競争の促進を目的とした、政府機関、金融規制当局およびリテール銀行を含む金融機関に対する19項目の提言が含まれている。ニュージーランド政府は、これら全ての提言を全体的にまたは部分的に受け入れた。ANZバンク・ニュージーランドに対する影響は不明である。

RBNZは、銀行セクターにおける競争を支援および促進するため、主要な資本設定の見直しを含む一連の取組みを実施している。かかる見直しの結果により、ANZバンク・ニュージーランドの資本要件は将来影響を受ける可能性がある。RBNZは、2025年末までに最終決定を行う方針であり、実施スケジュールは2026年暦年の第1四半期に発表される予定である。

(1) 出典：ニュージーランド準備銀行 2025年9月（2025年10月31日公表）。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行ならびに地域銀行が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む。）への的を絞った集中により、地域を超えて競合他社との差別化が可能になると確信している。

競争は引き続き活発であり、多数の銀行がこの地域の成長機会を支援するためにバランスシートの一部を投じたいという意欲を示している。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純金利マージンよりも一般に低水準であることに寄与している。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場における銀行となることは目指していない。

4【関係会社の状況】

2023年1月、オーストラリア法に基づいたスキーム・オブ・アレンジメントによって、純粋持株会社のANZグループ・ホールディングス・リミテッド（「ANZGHL」）がANZグループの新たな親会社となった。かかる新たな企業構造の下で、ANZGHLがANZ BH Pty Ltdの全株式を保有し、ANZ BH Pty LtdがANZBGLの直接親会社となっている。

(1) 親会社

(a) ANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited)

名称	ANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited)
住所	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、 コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン (ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)
資本金の額	28,191百万ドル (2025年9月30日現在)
主要な事業の内容	純粋持株会社
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合	100% (ANZGHLは、ANZ BH Pty Ltdの保有するANZBGLの全議決権を通じて、ANZBGLの議決権の100%を間接保有している。)
取締役および役員	2025年9月30日現在および同日から本有価証券報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各取締役は、グラハム・ホッジス氏およびジョン・チンコッタ氏を除いて、ANZGHLの取締役を兼任している。かかる期間において、ANZGHLとANZBGLの取締役の異動はなかった (2025年度コーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり。下記「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと)。 2025年9月30日現在および同日から本有価証券報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各執行役員はANZGHLの執行役員を兼任している。上記の期間において、4名の者がANZGHLとANZBGLの執行役員に就任した。

(b) ANZビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド (ANZ BH Pty Ltd)

名称	ANZビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド (ANZ BH Pty Ltd)
住所	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、 コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン (ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)
資本金の額	27,053百万ドル (2025年9月30日現在)
主要な事業の内容	純粋持株会社
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合	100% (ANZ BH Pty Ltdは、ANZGHLの完全子会社であり、ANZBGLの議決権の100%を保有している。)
取締役および役員	2025年9月30日現在および同日から本有価証券報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各取締役はANZ BH Pty Ltdの取締役を兼任している。 2025年9月30日現在および同日から本有価証券報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各執行役員はANZ BH Pty Ltdの執行役員を兼任している。上記の期間において、4名の者がANZ BH Pty LtdとANZBGLの執行役員に就任した。

(2) 被支配法人

当グループの重要な被支配法人(2025年9月30日現在)は以下のとおりである。

名 称	事業の内容	設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位:千ドル)	議決権の 所有割合
SBGHリミテッド	持株会社	オーストラリア	5,316,473	100%
ノルフィナ・リミテッド	銀行業	オーストラリア	563,650	100%
SMEマネージメントPtyリミテッド	銀行業	オーストラリア	25	100%
ノルフィナ・カバード・ボンド・トラスト	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
ANZバンク(ベトナム)リミテッド⁽²⁾	銀行業	ベトナム	327,814	100%
ANZファンズ Ptyリミテッド	持株会社	オーストラリア	15,708,303	100%
ANZバンク(キリバス)リミテッド ⁽²⁾	銀行業	キリバス	5,400	75%
ANZバンク(サモア)リミテッド ⁽²⁾	銀行業	サモア	17,565	100%
ANZバンク(バヌアツ)リミテッド ⁽³⁾	銀行業	バヌアツ	65,184	100%
ANZホールディングス(ニュージーランド)リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	13,426,420	100%
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ニュージーランド	15,053,765	100%
ANZインベストメント・サービス(ニュージーランド)リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	#	100%
ANZニュージーランド(インターナショナル)リミテッド ⁽²⁾	ファイナンス	ニュージーランド	439	100%
ANZニュージーランド・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	114,208	100%
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	114,208	100%
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ⁽²⁾⁽⁴⁾	ファイナンス	ニュージーランド	#	100%
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	シンガポール	#	100%
ANZカバー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	自家保険	シンガポール	41,375	100%
ANZレンダース・モーゲージ・インシュアランス Ptyリミテッド	抵当保険	オーストラリア	338,296	100%
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト⁽⁴⁾	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド⁽²⁾	銀行業	中国	1,121,161	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ(PNG)リミテッド⁽²⁾	銀行業	パプアニューギニア	754,828	100%
インターナショナル・セキュリタイゼーション・サービス・リミテッド	証券化 マネージャー	オーストラリア	17,700	100%
PTバンクANZインドネシア⁽²⁾	銀行業	インドネシア	262,460	99%

500ドル未満。

注:(1) 帳簿価額 = 当該被支配法人の直接の親会社である当グループ会社が保有する投資の帳簿価額。これは「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類において報告されている被支配法人の純資産の帳簿価額ではない。

(2) 当グループ監査の一環として、または単体財務書類に必要であるため、海外のKPMGによる監査を受けている。

(3) ロー・パートナーズによる監査を受けている。

(4) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

重要な被支配法人の変更

シティズンズ・バンコープおよびANZグアム・インクは、2025年5月14日付で正式に登録が抹消された。

重要な制約

健全性規制に服する被支配法人は、最低自己資本やその他の規制要件の維持を要求されることがあり、これにより、資産の譲渡、配当金支払その他の資本分配を親会社や当グループ内の他の事業体に行う能力を制限される場合がある。当グループはこのような制約を「第6 経理の状況 - 1 財務書類」中の2025年度財務書類の注記17「財務リスク管理」に概要を記したリスク管理の枠組みおよび同財務書類の注記23「資本管理」に概要を記した資本管理戦略の範囲内で管理している。

2025年9月30日現在、当グループ内の事業体が資産の譲渡、配当金支払その他の資本分配を当グループ内の他の事業体に対して行う能力についての制約は、当グループの流動性または資本管理にとって重要性はない。

(3) 関連会社

当グループの重要な関連会社(2025年9月30日現在)は以下のとおりである。

名称	事業の内容	主たる事業所 および設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位:百万ドル)	議決権の 所有割合
PT パンク・パン・インドネシア Tbk	個人および企業向け銀行	インドネシア	1,140	39%

注:(1) 関連会社に対するANZBGLの出資の持分法による帳簿価額。

当グループの関連会社の詳細については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記25「関連会社に対する投資」を参照のこと。

5【従業員の状況】

2025年9月30日現在、当グループはフルタイム換算（FTE）基準で42,640名（2024年9月：42,142名）の従業員を雇用している。

フルタイム換算従業員	年度		
	2025年 9月終了	2024年 9月終了	増減率
部門別			
オーストラリア・リテール	11,023	10,832	2%
オーストラリア商業 法人	3,480	3,294	6%
ニュージーランド	6,368	6,272	2%
サンコープ・バンク	6,689	6,756	-1%
パシフィック	2,671	2,798	-5%
グループ・センター	986	985	0%
FTE合計	11,423	11,205	2%
平均FTE	42,640	42,142	1%
	42,711	40,379	6%

地域別	年度		
	2025年 9月終了	2024年 9月終了	増減率
オーストラリア	20,841	21,062	-1%
その他の各国	15,041	14,077	7%
ニュージーランド	6,758	7,003	-3%
FTE合計	42,640	42,142	1%

以下の表は、リーダー層の女性比、育児休暇および報酬に関するジェンダー平等に関して対比可能なANZグループの実績データを示している。ANZグループと当グループの従業員は99%超が重複しており、したがってANZグループの実数および比率はANZBGLの実数および比率と同じまたは極めて近い値になる。別途の記載がある場合を除き、2024年10月1日以降のデータはサンコープ・バンクを含む。

表中に*を含む以下2つの表については、ESGに関する事項に特化した用語集である「第3 事業の状況 - 2 サステナビリティに対する考え方及び取組 - (5) ESG関連用語」を参照のこと。

リーダー層における女性比*	2025年 9月30日現在
リーダー層全体の女性比（%）(1)	40.5
主要経営陣全体の女性比（%）(2)	33.3

注：(1) シニアマネージャー、執行役員、ならびに上級執行役員およびグループ執行委員の役職（それぞれANZが定める職位グループの3、2および1に該当する職位）全体に占める女性の割合として算定する。休職状況を問わず全従業員を含むが、契約社員は（FTEには算入されるとしても）これに含めない。

(2) 報酬報告書に記載の最高経営責任者（CEO）および開示を要する執行役員。

育児休暇(1)	女性	男性	合計
当年度中に育児休暇を取得した従業員数(1)	1,738	1,247	2,985
当年度中に育児休暇から職場復帰した従業員数(1)	1,261	1,129	2,390

注：(1) 育児休暇のデータを入手できたのはオーストラリア、ニュージーランド、インドおよびフィリピンの従業員についてのみである。育児休暇を取得した従業員には、期間や回数を問わず、報告期間中に主たる保育者または第二保育者として育児休暇を取得した者が含まれる。

報酬（固定給のみ）に関するジェンダー平等

役職	2025年度(1)			
	ジェンダー間の報酬格差*		同一労働の賃金ギャップ*	
	の平均	好遇	の平均	好遇
上級執行役員(2)	-0.6%	女性	-1.9%	女性
執行役員(3)	2.5%	男性	0.4%	男性
シニアマネージャー(4)	2.5%	男性	1.0%	男性
マネージャー(5)	5.9%	男性	1.1%	男性
非管理職(6)	2.0%	男性	-1.0%	女性

注：(1) 有効基準日は2024年9月20日。オーストラリア限定のデータ。CEO、執行委員会、臨時職員、有期雇用従業員および研修員/インターンならびにサンコープ・バンクの従業員を含む。

- (2) 上級執行役員は、ANZが定める職階グループ1に属する職位者からなる。これらの役職は通常、大規模事業、地域または担当事業領域の戦略、方針もしくはガバナンス（当グループの執行委員会の担当領域を除く。）を指揮する。
- (3) 執行役員は、ANZが定める職階グループ2に属する職位者からなる。
- (4) シニアマネージャーは、ANZが定める職階グループ3に属する職位者からなる。
- (5) マネージャーは、ANZが定める職階グループ4に属する職位者からなる。
- (6) 非管理職は、ANZが定める職階グループ5および6に属する職位者からなる。

労使関係

オーストラリア

オーストラリアにおいては、一部またはすべての従業員について、雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。オーストラリアにおいて当グループは長年にわたってEBAを取り入れており、オーストラリアにおいて約91%を占めるグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）の最低雇用条件を定めている。

2023年8月、ANZBGLは、2017年9月に修正され、2023年ANZ EBAが開始されるまで適用されていた従前のANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）に代わり、ANZ労働協約2023-2027年（オーストラリア）と称される新たなEBA（「2023年ANZ EBA」）について金融部門組合（「FSU」）との間で合意に達した。2023年ANZ EBAは、同じ従業員層を対象としているが、オーストラリアにおける新たな雇用法を反映して更新されており、従業員の休暇およびその他の給付が改善された。2023年9月に2023年ANZ EBAに対する従業員投票が行われ、投票した91%の従業員により支持を受けた。その後、2023年ANZ EBAは公正労働委員会により承認され、2023年10月26日に適用開始となった。2023年ANZ EBAの名目上の有効期限は2027年9月30日である。同日を過ぎても2023年ANZ EBAは引き続き適用されるが、ANZBGL、FSUおよびオーストラリアにおける該当するANZBGLの従業員は新たな代替のEBAについて交渉を開始することができる。

2024年7月31日、サンコープ・バンクの買収が完了し、約3,000名の従業員がサンコープ・グループ・リミテッドからオーストラリアの当グループ（具体的にはノルフィナ・リミテッド）に移籍した。2015年のサンコープ・グループ労働協約は従業員とともに移管された。当グループは、2024年11月中旬に、FSU（および一部の個人の従業員のための交渉代表）との間で代替協約についての交渉を開始した。2025年8月下旬に投票に付され、協約の対象となる従業員は協約に賛成票を投じた。協約は公正労働委員会の承認を受け、2025年10月21日に適用開始となった。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。ワーカーズ・ファースト・ユニオンとANZバンク・ニュージーランドの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、最近においては2024年8月1日付で更新され、2026年7月31日まで有効である。

経営陣と労働組合との間でいかなる重要な紛争も存在していない。

その他の各国

当グループが従業員を有するオーストラリアおよびニュージーランド以外のいずれかの法域において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

年金制度

当グループは世界中で多数の年金、老齢退職年金および退職後医療給付制度を設定している。当グループの老齢退職年金債務の詳細については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記28「退職年金および退職後給付債務」を参照のこと。

従業員株式

ANZGHLは、ANZ従業員株式購入制度およびANZ株式オプション制度に基づき運営される多数の従業員株式およびオプション制度を運営する。これらの従業員株式およびオプション制度の詳細については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記29「従業員持株およびオプション制度」を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況 - 3 事業の内容」および下記「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク」を参照のこと。本項は本書の表紙（注）4.に記載の「将来に関する記載」および「気候関連の情報」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

2【サステナビリティに対する考え方及び取組】

当「2 サステナビリティに対する考え方及び取組」の以下の記載は、ANZGHLの2025年会計度のコーポレート・ガバナンス報告書、気候報告書、ESG報告書およびESGデータ・フレームワーク・バック（ANZGHLまたは場合によりANZGHLおよびその子会社（ANZBGLを含む。）のサステナビリティ関連開示が含まれる。）からの抜粋であり、それらに基づいている。これらの書類の情報は2025年11月7日現在のものである。

本「2 サステナビリティに対する考え方及び取組」において、「ANZ」または「当グループ」という語は、別途の記載がある場合を除き、ANZGHL（ANZグループ・ホールディングス・リミテッド）およびその子会社を指す。「取締役会」という語はANZGHLの取締役会を指し、「取締役」という語はANZGHLの取締役を指す。別途の記載がある場合を除き、本項の記載はESG（気候を含む。）に関する事項に特化して適用される以下「(5) ESG関連用語」に準拠して作成されている。

本項のESG（気候を含む。）に関するデータおよび情報は、別途の記載がある場合を除き、2025年9月30日終了会計年度を対象としている。報告範囲および報告期間の詳細は、2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の2ページを参照のこと。データが生成中で事業の一部のみが対象となるような場合は、データの範囲を注記する。

2024年7月31日、当グループは、ノルフィナ・リミテッド（ABN 66 010 831 772）（以下「サンコープ・バンク」という。旧称はサンコープ・メットウェイ・リミテッドであった。）の直接の持株会社であるSBGHリミテッドの株式の100%を取得した。

この買収を受け、サンコープ・バンクはANZの方針および手順を採用するための段階的な移行に着手した。移行期間中、サンコープ・バンクはANZとサンコープ・バンクの方針に重複的に従うことになる。継続的な移行の中で、サンコープ・バンクは適宜、ANZの方針および実務への一体化を図っていく。本項では、計画、方針、基準または指標にサンコープ・バンクを含めるか除くかを明記しており、また前年度の指標については別途の記載がある場合を除きサンコープ・バンクは除外している点に留意されたい。

本書に記載されている手順、アプローチおよび方針は、ANZが事業を営む法域に固有の法的要件を反映する場合など、異なる形でANZの事業に適用される場合がある。

以下の記載は、本書の表紙（注）4．に記載の「将来に関する記載」および気候関連の情報に関する説明とあわせて検討されるべきである。

(1) ガバナンス

以下は、ANZグループのESG（気候関連事項を含む。）に係るガバナンスに関する記述である。ANZグループのコーポレート・ガバナンス全般については、「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

当グループのガバナンス枠組みは、ANZが効果的で責任ある意思決定（気候変動に関する構想、行動および説明責任への取組みなど）を行えるような組織構造を定めることを目的としている。

ANZの取締役会および委員会

ANZグループ・ホールディングス・リミテッドの取締役会（「取締役会」）は、当グループの監督について責任を負う。取締役会は、取締役会委員会の補佐のもと、ANZのガバナンス枠組みを監督することについても責任を負う。この枠組みは効果的で責任ある意思決定を実現しようとするものであり、ANZが戦略および目的を達成できるよう支援する。

取締役会の技能および経験

取締役会はその役割を果たし、その責任を遂行するために必要となる総合的な技能、能力および経験を備えている。取締役会の総合的な技能および経験の評価にふさわしいと取締役会が考える区分ならびに取締役会がメンバー構成において重視する点の詳細については、「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。かかる区分の一角をサステナビリティ（気候を含む。）が占める。

マネジメント委員会およびフォーラム

以下の取締役会およびマネジメント委員会の構成は、当グループ全体のESGのリスクおよび機会の監督に関連する委員会の概要を示している。下記には当年度中のESGガバナンス体制の変更（2025年9月5日に発効した取締役会委員会の改編を含む。）が反映されている。

気候およびESGのリスク・機会に関連する取締役会委員会

監査委員会は、財務報告に係る原則および方針、管理ならびに手続きを監督する。

リスク委員会は、リスク管理枠組み（気候リスクを含む。）の実施および運用を監督する。リスク選好報告書を承認する。

人材およびカルチャー委員会は、業績・報酬フレームワークの効果的な運用ならびにその他の人材およびカルチャーに関する事項を監督する。

デジタル事業および技術委員会は、当グループのデジタル・トランスフォーメーション、データ、技術関連イノベーションおよび情報・サイバーセキュリティ戦略を監督する。

指名および取締役会運営委員会は、取締役会の適切な機能に関する事項（人材の継続確保および取締役会の運営全般を含む。）を監督する。

気候およびESGのリスク・機会に関連する主要なマネジメント委員会

信用および市場リスク委員会

執行委員会

気候および環境委員会

オペレーショナル・リスク執行委員会

気候およびESGのリスク・機会に関連するその他のマネジメント委員会およびフォーラム

気候および環境フォーラム

気候関連開示プログラム運営委員会

取締役会およびマネジメント委員会のESG重点領域

2025年度中、当グループは取締役会、上級執行役員、規制当局、政府および非政府組織と様々なESG課題について協議した。こうした機会を活かし、当グループはESGの最重要課題に関するものを含む知見を高めている。詳細は2025年度ESG報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の10-11ページを参照のこと。

ESG（気候に関する目標を含む。）に関するガバナンス

ESG目標（気候に関する目標を含む。）の設定は、当グループの執行委員会（「執行委員会」または「ExCo」）によるレビューを経て取締役会により承認される。目標の進捗はExCoおよび取締役会により監視される。

また、気候に関する目標（セクター別パスウェイを含む。）は気候および環境委員会のレビューも受ける。気候に関する目標（セクター別パスウェイを含む。）のガバナンスの詳細は、2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の7ページを参照のこと。

(2) リスク管理

ANZのリスク管理については、「3 事業のリスク等 - (1) リスク」を参照のこと。

気候関連リスクの管理

ANZはリスク管理枠組み(RMF)において、気候リスクを重要リスクとして認識している。RMFにおいて、気候はその他の重要リスクの助長要因としても認識されている。

ANZは、気候リスク専任チームの統括のもと、引き続き気候リスクをRMFに取り入れて定着させている。これは複数年がかりの作業であり、規制の動向、信頼性と一貫性のあるデータの利用・入手の制約、ならびに当グループ全体のシステム、ツールおよびキャパシティの増強の必要から生じる複雑さや課題を見定めていく。

当グループのリスク管理枠組みおよび気候リスク対策の基礎に関する情報については、「3 事業のリスク等 - (1) リスク」を参照のこと。

当グループのリスク管理枠組み(RMF)

リスク管理枠組み(RMF)はグループ・リスク管理戦略(RMS)、グループ・リスク選好報告書(RAS)およびグループ戦略策定手順の三本柱で構成され、これらを支えるリスク原則は、当グループ全体のリスク管理の方針管理や適切なリスク文化の醸成を支援する。RMFは、ANZが重要リスク(気候リスクを含む。)の特定、測定、評価、監視、報告および管理または軽減を総合的に支援する。

RMSは、気候リスク、その管理方法および管理・監督アプローチに関する記載を含む。RMSはまた、三線防衛モデルを定め、重要リスク(気候リスクを含む。)の管理の支援に関する役割および責任を明確化している。RMFの詳細(三線防衛モデルを含む。)は、「3 事業のリスク等 - (1) リスク」に記載されている。

RASは気候リスクを含み、ANZグループが許容できるリスクの最大限度を提示している。RASは量的な指標や許容度にとどまらず高次の定性的な内容も含み、それらは一部のセンシティブ・セクター(エネルギー産業、資源採取業、土地・森林管理、水資源管理および軍事装備)の大口企業顧客⁽¹⁾に対する貸付方針と整合的である。当グループは、気候リスクへの取組みの進展や外部リスク環境の変化に応じてリスク選好指数の充実を図り続けていく。

(1) ANZが信用エクスポージャーを抱えるANZの法人部門の顧客。

社会・環境リスクの管理

社会・環境リスクの管理方針

ANZ銀行グループは、当グループの社会・環境に関するリスク方針(「社会・環境リスク方針」)ならびに社会・環境リスク基準(センシティブ・セクター向けの要件を含む。)および気候リスク基準(「本基準」)を適用することで、大口企業顧客⁽¹⁾への貸付判断の社会・環境的な潜在的影響を評価および管理している⁽²⁾⁽³⁾。かかる方針および本基準はANZ銀行グループ(サンコープ・バンクを除く。)に適用される⁽⁴⁾。

当グループの社会・環境リスク方針は、大口企業顧客の活動から生じる社会・環境的リスク(気候・自然リスクの影響を含む。)の管理および軽減に対するANZ銀行グループのアプローチを定めている。この方針は、ある顧客またはその活動から重大な影響が生じるおそれがあるとANZが判断した場合は大口企業顧客以外の顧客にも適用され、適用されない場合であっても意思決定の指針として活用される。

社会・環境リスク基準は、内部要件の詳細や大口企業顧客に関する当グループの想定を行員に提供するものであり、ANZのより具体的な方針への取組み姿勢を適宜考慮に入れている。この基準には、人権配慮やセンシティブな文化・環境領域の保護といった基本要件が含まれる。ANZは、当グループが不適切と判断する土地の取得や非自発的な移住を容認しない。基本要件は大口企業顧客に関する意思決定に適用され、さらにセンシティブ・セクターの一部には固別要件が適用される。

対象となる同一顧客/活動に対して、複数のセンシティブ・セクター要件が適用されることもある。

気候リスク基準は原則に立脚し、気候リスクの特定、評価および管理について一貫した手法を提供することを目的とする。この基準では、顧客またはANZに対する実際的または潜在的な気候リスクおよび影響を伴う意思決定を行うにあたり検討すべき重要項目などが定められている。この基準には以下に関する要件が含まれる。

- ・ 社会・環境リスク方針、気候・環境戦略および気候変動コミットメント（約束事項）に基づく行動
- ・ 貸付ポートフォリオおよび資本市場業務における気候リスクの特定、評価および管理
- ・ 潜在的な気候リスクおよび影響の監視、ならびに関連するフォーラムおよび委員会への報告

- (1) ANZが信用エクスポージャーを抱えるANZの法人部門の顧客。
- (2) 要約（英文）は以下で閲覧可能である：anz.com.au/social-and-environmental-risk-management
- (3) 気候リスク基準は、当報告期間はサンコープ・バンクを含めていない。2026年度は同基準にサンコープ・バンクを含める予定である。
- (4) サンコープ・バンクは責任ある銀行業務方針を独自に維持しており、そこでESGに関するリスクおよび機会をサンコープ・バンク全体で管理するための方針を定めている。かかる責任ある銀行業務方針は、サンコープ・バンクならびに同行が顧客に提供するすべての商品およびサービスに適用されている。

(3) 戦略

ANZ当グループは、ANZの潜在能力を解放して顧客、株主およびコミュニティの支持を獲得することを志している。当グループの戦略では、以下の4つの戦略的支柱に焦点を当てている。

顧客第一主義	簡素化	レジリエンス	価値の提供
市場をリードする差別化された優れた提案をもって、当グループは、顧客のためのあらゆるデジタル的および人的交流の水準を高める。	生産性の市場水準を確立するため、当グループは、組織の簡素化、非中核資産の売却および効率性の向上を図る。	当グループは、信頼性、安全性およびリスク管理において業界をリードし、非財務リスク管理の最高水準の保持し、行内の端から端まで説明責任を強化する。	財務実績を持続的に改善するため、当グループは、ステークホルダーにとって重要な高収益の成長と成果を提供することで、永続的な価値を創造する。

ビジョンの実現

これらの優先事項の実現は、当グループの中核的推進力であるその企業文化、人材および技術によって支えられる。

ANZの2030年戦略の達成度測定

当グループは、戦略的支柱に沿った一連の重要指標を用いて進捗を測定していく。

戦略的支柱	主要な実績指標
 顧客第一主義	<ul style="list-style-type: none"> → 戦略ネット・プロモーター・スコア (NPS) ⁽¹⁾ → リテールおよび商業におけるメインバンク (MFI) 顧客の純増⁽²⁾ → 法人顧客との関係強化⁽³⁾
 簡素化	<ul style="list-style-type: none"> → 費用対収益 (CTI) 比率 (%) → 2026年度の総費用削減の実現 → サンコープ・バンクのコスト・シナジー
 レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> → 非財務リスク (NFR) の改善の進捗 → 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率
 価値の実現	<ul style="list-style-type: none"> → 有形自己資本利益率 (%) → 収益/リスク加重資産 (%)

(1) オーストラリア・リテール、オーストラリア商業、ニュージーランド・パーソナルおよびニュージーランド商業に分かれている。

(2) オーストラリア・リテールおよびオーストラリア商業のMFIリレーションシップは、消費者がどの銀行をメインバンクと認識しているかに基づく。ニュージーランド・リテールのMFIは、月収1,000ドル以上の顧客または月間預金残高2,000ドル以上の顧客または1か月で8以上の異なる加盟店でPOS取引を行った顧客数で決する。ニュージーランド・ビジネスのMFIは、POS取引が5件以上または顧客指示による取引が10件以上の顧客数で決する。

(3) コーリション・グリニッジ調査 (大企業リレーションシップ・バンキング) (オーストラリア、ニュージーランド) およびコーリション・グリニッジ顧客意識調査 (アジア・コーポレート・バンキング)。

ステークホルダーにとっての最重要課題

当年度中に、当グループは内外のステークホルダーと協力して、当グループのESG最重要課題を特定および評価するための重要性アセスメントを実施した。その結果は、当グループの実際の活動、ESG目標および重要トピックをESG外部報告で報告する際に活かされる。

ESGの最重要課題

ANZの最も重要なESG課題は2024年度のアセスメントから大きく変わっていないが、非財務リスク管理の向上が当年度に追加された。

- ・ **環境サステナビリティ**は、ステークホルダーによりリスクと機会の両方が引き続き最重要課題の1つとして特定された。
- ・ **倫理・行動・カルチャー**は、引き続きステークホルダーの念頭にあり、特に信頼の要である。
- ・ **経済的ウェルビーイング**は、顧客ひいては広く地域社会における銀行の役割の不可欠な要素として取り上げられた。

- ・ **住宅取得**は、多くのステークホルダーから影響が大きい長期的課題として特定された。
- ・ **情報セキュリティ**（サイバーセキュリティや金融犯罪対策を含む。）については、多くの関係者が懸念（具体的には、レピュテーションの棄損につながるサイバーセキュリティ上の潜在的脅威や、急速に進化し高度化する詐欺の手口など）を示した。
- ・ **責任ある顧客エンゲージメント**、すなわち顧客（経済的窮状に置かれている者を含む。）の支援においてANZに求められることなど。
- ・ **非財務リスク管理の向上**は、裁判所により執行可能なオーストラリア健全性規制庁（APRA）との約束事項およびオーストラリア証券投資委員会（ASIC）との紛争解決合意に対応して重視された。これらの問題の詳細は、ANZの2025年度ESG報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の16-17ページを参照のこと。

アセスメントの手順



ステークホルダーからフィードバックを得るためのESGトピックのリストが作成され、その対象は投資家の優先事項、有力なESG専門家の提唱テーマ、サステナビリティ報告基準（例えばサステナビリティ会計基準審議会（SASB）の基準）、メディア分析、業界調査、競合他社の動向調査および当グループの事業環境にわたった。

課題の優先順位付けおよび検証のための視点を内外で収集し、そのためにオーストラリア、ニュージーランドおよび太平洋地域でのステークホルダーからの聞き取り調査、ならびに機関投資家、消費者・環境NGO、地域パートナー、顧客および従業員との面談を実施した。

当グループの手法に従い、経済、環境および人（人権を含む。）に対してANZが最も大きな（プラスとマイナスの）影響力を持つ分野、ならびにかかる事項が財務や経営成績を通じて当グループの価値創造能力に及ぼしうる影響について、ステークホルダーに検討してもらった。

当グループは、それぞれの影響が実際的か潜在的か、短期的か長期的か、意図的か非意図的か、可逆的か不可逆的かを検討してもらった。ステークホルダーのESG課題の特定およびその影響評価には重要な判断が伴った。

当グループのアセスメント手順の要求に従い、トピックの優先順位付けおよび集約のために定量調査データが活用された。これに重ねて、聞き取り調査や面談によるステークホルダーからの定性フィードバックならびにANZの上級執行役員および取締役会との協議を経て、最も重要と考えられるESG課題が検証され承認された。

当グループのアセスメント手法は、グローバル報告イニシアチブ（GRI）基準（G3版）の「2021年重要テーマ」に準拠し、またSASBの2017年概念フレームワークを参考にしている。GRIとの対照表は、2025年度ESGデータ・フレームワーク・パック（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）で提供している。

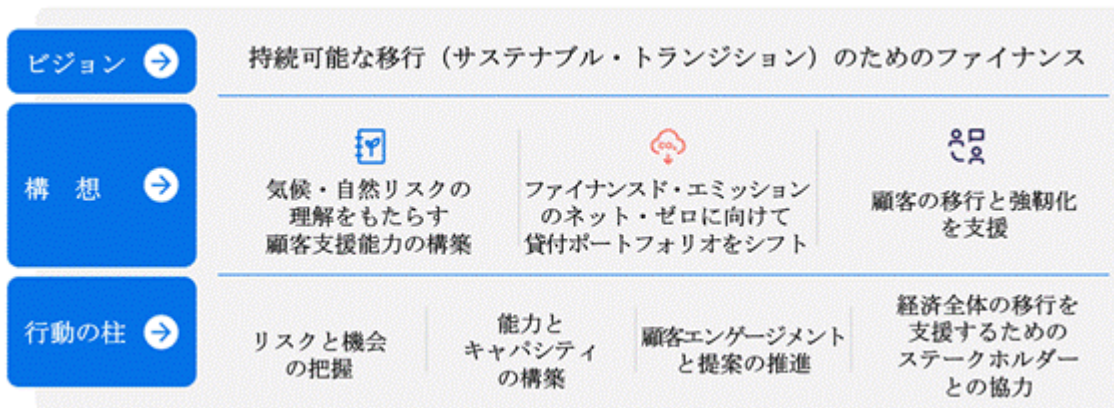
環境・気候関連の課題に向けた戦略

ANZでは、持続可能な移行（サステナブル・トランジション）を資金面で支えることをビジョンとして掲げている。当グループの気候・環境戦略は、経済と環境の変化に対する顧客の適応・強靭化の支援を通じて顧客の信頼できるパートナーになるという目標を設定している。当グループは特に、大口企業顧客⁽¹⁾向けの効率的で秩序ある移行支援に秀でた銀行となることを目指している。

(1) ANZが信用エクスポージャーを抱えるANZの法人部門の顧客。

気候・環境戦略

当グループは核となる三大構想を掲げており、これらを支える4つの行動の柱が構想の実現に向けた取組みのテーマを束ねている。これらの構想および行動の柱を支えるものとして、法人部門、オーストラリア商業部門、オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門ごとに設定される重点領域および優先順位付き行動計画があり、当グループは当年度に実施局面に入っている。



移行計画の策定手法

2025年度中に、当グループは移行計画の策定を進めるためにさらなる取組みを実施した⁽¹⁾。当グループの気候・環境戦略は当グループのアプローチの基礎を形成するものであり、大口企業顧客⁽²⁾のための効率的で秩序ある移行の支援計画の策定方法が含まれる。当グループはまた、気候・環境戦略の重点分野の情報を提供するにあたり、ネット・ゼロのためのグラスゴー金融同盟（GFANZ）や移行計画タスクフォース（TPT）の移行計画フレームワークの指針を活用している。関連する指標は、2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の付属書1を参照のこと。

当グループの気候・環境戦略の構想を支えているのは、パリ協定の目標に従い2050年までにファイナンスド・エミッション（投融資先排出）のネット・ゼロ（正味ゼロ化）に向けて貸付ポートフォリオをシフトするという当グループの気候変動コミットメント（約束事項）であり、これは当グループが最も大きな影響を持ちうる領域であることの反映である。当グループの推計では、法人部門顧客への貸付が当グループのファイナンスド・エミッション総量の約3分の2を占める。それ以外のファイナンスド・エミッションは商業顧客とリテール顧客への貸付に起因する。当グループの気候変動コミットメント（英文）は、anz.com/climate-changeで入手可能である⁽³⁾。

確実な移行計画の策定への進歩的な取組みは、気候・環境戦略に基づく行動により示される。当グループは、堅実で緻密な移行計画を作り上げるには継続的な作業が必要であることを理解している。

当グループがこれまでに進めてきた活動および顧客の移行支援の方法については、2025年度気候報告書で説明している。

- (1) 当グループの開示は、網羅的であること、またはGFANZやTPTのフレームワークのすべてを満たすことを意図していない。
- (2) ANZが信用エクスポージャーを抱えるANZの法人部門の顧客。
- (3) サンコープ・バンクおよびANZバンク・ニュージーランドは気候変動コミットメントの対象に含めていない。

人的資本戦略

ジェンダー、多様性、包摂性などのANZグループの人的資本に関する方針の詳細は、「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

エンゲージメントおよびウェルビーイング

エンゲージメント

マイ・ボイス (My Voice) はANZが全社的に実施するエンゲージメント調査であり、これによりエンゲージメント (帰属意識)、ウェルビーイング (充実)、インクルージョン (包摂化)、スピークアップ (相談・通報) 文化およびリーダーシップに関する従業員の意識を把握している。

ウェルビーイング

ANZは、包摂的で配慮と敬意が払われる職場環境を築くことで、全方位的なウェルビーイングの支援に注力している。より具体的には、心理社会的な危機を軽減するための組織的な制度およびプロセスの強化に注力すると同時に、ウェルビーイングのあらゆる面 (精神、経済、社会福祉および身体面を含む。) について個人レベルでの働きかけを強化している。

人材育成

顧客の望むものが変遷し技術が進歩する中で、当グループの職場環境は常に変化している。従業員を支援して引き続き顧客に価値を提供し、非財務リスク管理を強化し、優れた文化を築けるように、当グループは、現在および将来的に必要なスキルおよび能力を身につけるための様々な研修・能力開発の選択肢を提供している。

多様性と包摂性

多様な人材と包摂的なカルチャーは意思決定の質を高め、イノベーションを促し、顧客のためのより良い銀行づくりを実現する。ANZは多様性と包摂化に関する方針⁽¹⁾を策定して多様な人材を確保していくための方法を定めており、これにより当グループが事業を営む地域社会が反映され、従業員の個々の能力や見識が発揮され、あらゆる声が尊重される包摂的な職場環境を通じて思考の多様性が活かされるようにしている。

(1) サンコープ・バンクを含めている。

報酬に関するジェンダー平等

ANZのジェンダー間の賃金格差は、縮小に向かって引き続き着実に前進している。

報酬に関するジェンダー平等へのANZの継続的な注力の結果、2025年度にジェンダー間の賃金格差はさらに縮まった。平均総賃金の格差は前年比で1.6%ポイント低下して17.2%となった。まだやるべきことは多いが、金融・保険サービスの最新の業界平均報告指標の22.2%を下回る水準を保っているのは良い傾向と考えている。

当グループではジェンダー間の賃金格差の中央値も縮小しており、現在は18.9%となっている。当グループはこの格差を持続的に減らしており、金融・保険サービスの最新の業界平均報告指標の中央値（やはり22.2%）を下回る水準を保っている。

当グループのジェンダー間の賃金格差に関する取組みの詳細は、ANZGHLの2025年度ESG報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の44ページを参照のこと。

ジェンダー・バランス

ANZのすべての営業地域および事業において、ジェンダー・バランスの実現への重点的な取組みは引き続き最優先事項のひとつである。当グループは、各部門において重点的取組みを要する分野の特定や進捗の追跡が可能になるよう、ジェンダーに関するデータの報告を改善し続けている。

当グループは当年度にリーダー層の女性比（WIL）目標を上回り、1年で1.8%ポイント上昇して目標より0.3%ポイント高い40.5%を達成した⁽¹⁾。収益生成部門のリーダー層の女性比は0.8%ポイント上昇して33%となった。2025年9月30日現在、主要经营陣（KMP）に占める女性の割合は10人中4人から9人中3人に減少して33%となり、目標を下回っていた。

ステファン・ホワイト、ペドロ・ロディア、クリスティーナ・パーマーおよびドナルド・パトラの執行委員会⁽²⁾の常勤委員への登用（それぞれ2025年10月から12月にかけて着任済み）が最近公表され、KMPの女性の割合は2025年12月1日現在で40%に上昇している。

-
- (1) 2024年度のリーダー層の女性比実績がサンコープ・バンクを除いて38.8%であったのに対して、2025年度のリーダー層の女性比目標における2024年度のリーダー層の女性比ベースラインはサンコープ・バンクを含めて39.0%としている。
- (2) 執行委員会（ExCo）は、ANZの上級執行役員の多くが委員を務めている。ExCoの委員構成（英文）は anz.com/excoで閲覧可能である。

アクセスの向上および包摂化

ANZには誇るべき障害者包摂化支援の歴史があり、2007年よりアクセス向上および包摂化のためのプラン（本プラン）を実施している。本プランはそれぞれオーストラリア人権委員会に登録済みである。

従業員の就労状況

障害コンフィデント制度の参加企業として、当グループは障害者が活躍できる安全で快適な職場環境を作っている。障害を抱える従業員のニーズを先取りし、エンゲージメントやパフォーマンスの充実に支えるために必要な調整を行っている。

(4) 指標および目標

以下では、ANZグループのESG目標について記載する。

当グループのESG目標および実績

当グループのESG目標は、業務プラクティス、戦略および目標の実践を支援する。

当年度は4つのESG目標が期限を迎え、うち3つが達成された。オペレーショナル・エミッションの目標については、5項目のうち4項目で個別目標を達成した。以下は関連する目標の要約である。

期限を迎えた目標

目標 ⁽¹⁾ の表題	目標期限 / 結果
貯蓄プログラムの試験的实施	2025年度まで / 達成
高排出企業との対話プログラム (LEEP) ⁽²⁾	2025年度まで / 達成
オペレーショナル・エミッション およびノン・エミッション ⁽²⁾	2025年度および2030年度まで
<ul style="list-style-type: none"> ・ スコープ1とスコープ2の排出量 ・ 再生可能エネルギー (再エネ) 電力 ・ 水 ・ 廃棄物 ・ 紙 	<ul style="list-style-type: none"> 達成 未達 達成 達成 達成
ニュージーランドのリテール貸付 ⁽²⁾	2025年度まで / 達成
ジェンダー平等に関する目標 ⁽³⁾ ⁽⁴⁾	2025年度まで
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要経営陣 ・ リーダー層の女性比 	<ul style="list-style-type: none"> 未達 達成

資金対応力に関する目標は、計算手法の問題点が特定されたため2025年度中に取り下げた。

継続する目標

目標 ⁽¹⁾ の表題	目標期限 / 現況
公営住宅および手ごろな住宅 (アフォーダブル住宅) に 100億ドル	2030年度まで / 継続中
社会・環境活動に1,000億ドル ⁽²⁾	2030年度まで / 継続中
セクター別パスウェイ ⁽⁴⁾	2023年度まで
オペレーショナル・エミッション ⁽⁵⁾	2030年度まで / 継続中
スコープ1およびスコープ2の排出量	2030年度まで / ベースラインを再設定
ジェンダー平等に関する目標 ⁽⁵⁾	2026年まで
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要経営陣 ・ リーダー層の女性比 	<ul style="list-style-type: none"> 継続中 ベースラインを再設定

(1) 別途の記載がない限り、サンコープ・バンクは目標に含めていない。

(2) セイバー・プラス。目標はANZの2025年度グループ・スコアカードに影響する (「環境上のESG目標を計画どおりに実現する」)。「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 役員報酬の内容 (報酬報告)」を参照のこと。

(3) 目標はANZの2025年度グループ・スコアカードに影響する (「インクルージョン指数を改善する」)。「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 役員報酬の内容 (報酬報告)」を参照のこと。

(4) 当グループの2025年度気候報告書 (英文) (anz.com/esgreportで入手可能)において、セクター別パスウェイの範囲に関する重要な情報を記載している。サンコープ・バンクの顧客のうちパスウェイへの組み込みに係る内部基準をみたまものは、改定後のパスウェイおよび目標に含めている。

(5) サンコープ・バンクを含めている。

期限を迎えた目標（成果および達成状況を含む。）

目 標 ⁽¹⁾	2025年度の成果および達成状況
貯蓄プログラムの試験的实施 2025年度末までにフィジーとバヌアツで低所得者向けの貯蓄プログラム ⁽²⁾ を試験的に運用し、終了時に80%以上の参加者に貯蓄習慣 ⁽³⁾ を定着させる。（パシフィック）	達成 フィジーとバヌアツでの貯蓄プログラム ⁽²⁾ の試験運用を順調に終えた。終了時点でフィジーの参加者の85%およびバヌアツの参加者の90%に貯蓄習慣 ⁽³⁾ が定着し、いずれも目標を上回った。第三次試験運用がソロモン諸島で開始された。
高排出企業との対話プログラム 特に排出量の多い顧客企業との対話（エンゲージメント）に集中することで、気候関連のリスクおよび機会の管理を強化する。当グループの顧客企業の排出量上位100社の低炭素化プランにつき、企業顧客とのエンゲージメントに注力して高い期待値を設定することにより、策定初期より評価を上げてプランが「成熟」段階にあると評価される顧客を増やすことを2025年度末までの目標とする。	達成 低炭素化プランが「成熟」段階にあると評価された顧客が、2024年度の42社から45社に増えた ⁽⁴⁾ 。
オペレーショナル・エミッションおよびノン・エミッション 以下により、当グループの事業活動が環境に直接与える影響を減らす ⁽⁵⁾ 。	
スコープ1とスコープ2の合算排出量を（2015年度のベースラインに対して）2025年度までに85%削減し、2030年度までに90%削減する ⁽⁶⁾ 。	達成 スコープ1とスコープ2の合算排出量は、2015年度から96%減少した。
2025年度までに供給電力の100%相当を再エネ電力で賄うようにする ⁽⁷⁾ 。	未達 ANZの電力需要の97%を再エネ電力で賄ったが、目標の100%にはわずかに届かなかった。その主な要因は、パプアニューギニアや太平洋諸国での確立されたスキームの不在および再エネ電力インフラの不足であった。
水の使用量 ⁽⁸⁾ を2025年度までに（2017年度のベースラインに対して）40%削減する。	達成 当グループの水の消費量は、2017年度から61%減少した。
埋立廃棄物 ⁽⁹⁾ を2025年度までに（2017年度のベースラインに対して）40%削減する。	達成 当グループの埋立廃棄物は2017年度から79%減少した。
紙の消費量（社内で使用する紙およびANZの業務に付随して顧客が使用する紙の両方）を2025年度までに（2015年度のベースラインに対して）70%削減する。	達成 当グループの消費量は2015年度から77%減少した。
ニュージーランドのリテール貸付 2025年度末までに、19,700世帯以上を対象に総額8億2,500万ニュージーランド・ドル以上を格安で融資することで、ニュージーランドの住宅所有者による自宅の維持（サステナビリティ）向上および/または交通排気の削減を支援する。（ニュージーランド）	達成 2020年10月以降、当グループは、快適な住宅に住めるように23,397世帯を支援し、9億3,886万ニュージーランド・ドルの融資を以下により実行した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルシー住宅ローン・パッケージ ・省エネ住宅ローン・トップアップ ・住宅断熱化無利子ローン⁽¹⁰⁾

ジェンダー平等に関する目標⁽¹¹⁾

主要経営陣（KMP）⁽¹²⁾に占める女性の割合⁽¹²⁾を40%以上に維持する。

未達

2025年9月30日現在、KMP⁽¹²⁾に占める女性は10人中4人から9人中3人に減少し、目標を下回る33%となっていた。（ステファン・ホワイト、ペドロ・ロディア、クリスティーン・パーマーおよびドナルド・パトラの執行委員会の常勤委員⁽¹³⁾への登用（それぞれ2025年10月から12月にかけて着任済み）が最近公表され、KMPに占める女性の割合は2025年12月1日現在で40%に上昇している。）

リーダー層の女性比（WIL）をベースライン（39%）から1.2%ポイント上昇させる⁽¹⁴⁾。

達成

当グループのWILは1年間で1.5%ポイント上昇し、目標より0.3%ポイント高い40.5%となった。

- (1) 別途の記載がない限り、サンコープ・バンクは目標に含めていない。
- (2) セイバー・プラス。
- (3) 10か月のうち（セイバー・プラス・プログラムに従った）貯蓄が8か月行われること。参加者調査データにより判定される。
- (4) 2024年度は、42社の顧客が「成熟」と評価された。2024年度から2025年度にかけて排出量上位100社のうち4社が「成熟」に格上げされ、また2024年度に「成熟」の評価を受けていた1社が買収に伴い高排出企業との対話プログラム（「LEEP」）の対象から外れた。2025年度にはLEEPを拡張し、新たにオーストラリアのセーフガード・メカニズムの対象となる顧客、セクター別パスウェイに採用されている顧客の一部、およびその他の高排出顧客の一部を対象を含めた。かかる拡張後のLEEP対象顧客群において、2025年度末現在で「成熟」段階にあると評価された顧客は77社である。詳細は、2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の12ページを参照のこと。
- (5) オーストラリアの規制上の報告年度に合わせ、環境報告年度は7月1日から6月30日までとする。
- (6) スコープ2の算定については、市場ベースの手法を使用している。2025年度気候報告書の付属書7「Scope 1, Scope 2 and Scope 3 Operational Greenhouse Gas Emissions Reporting Methodology（スコープ1、スコープ2およびスコープ3のオペレーショナル温室効果ガス報告手法）」（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。
- (7) 自家発電による再生電力、オフサイトで発電施設にグリッド接続する直接調達（電力購入契約（PPA）等）、およびRE100（Renewable Energy 100%）の技術ガイドラインに準拠した信頼性の高いグリッドでデフォルト供給される再生可能エネルギー電力。
- (8) ANZの世界各地の施設で消費される飲料水の総量。2021年度以降は世界各地の拠点の水消費量を含めている。
- (9) ANZの世界各地の施設で発生する埋立廃棄物の総量。2021年度以降は世界各地の拠点の廃棄物排出量を含めている。
- (10) 2022年7月に廃止した商品。
- (11) サンコープ・バンクを含む。
- (12) 「上級執行役員」は「主要経営陣（KMP）」を意味し、これは最高経営責任者および「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」に記載された開示を要する執行役員を意味する。
- (13) 執行委員会（ExCo）は、ANZの上級執行役員の多くが委員を務めている。ExCoの委員構成は anz.com/exco（英文）で閲覧可能である。
- (14) 2024年度のリーダー層の女性比実績がサンコープ・バンクを除いて38.8%であったのに対して、2025年度のリーダー層の女性比目標における2024年度のリーダー層の女性比ベースラインはサンコープ・バンクを含めて39.0%としている。

2026年度も継続する目標（達成状況の更新および新しい目標を含む。）

当グループは2026年度も、公営住宅およびアフォーダブル住宅に100億ドルを供給する目標、社会・環境活動に1,000億ドル⁽¹⁾を供給する目標、ならびにセクター別のパスウェイおよび目標に引き続き取り組んでいく。スコープ1およびスコープ2のオペレーショナル・エミッションの削減は、2025年度目標と2030年度目標のいずれも達成済みとなった。2030年度目標を想定より早く達成したため、ベースラインを見直してより野心的な2030年目標を設定した。また、ジェンダー平等に関する目標についてもベースラインを再設定した。

目 標 ⁽²⁾	2025年度の達成状況または現況	目標期限
公営住宅およびアフォーダブル住宅に100億ドル より手ごろで手の届きやすい、またはサステナブルな売・貸住居物件 ⁽³⁾ を供給するために、2030年度末までに100億ドル以上（2025年度中の7億5,000万ドルを含む。）の投融資資金およびファシリティを提供する。	2018年10月以降、当グループは、より手ごろで手の届きやすい、またはサステナブルな売・貸住居物件を供給するために73億7,000万ドルの資金およびファシリティを提供してきた。このうち8億9,279万ドルが2025年度目標への充当額に配分され ⁽⁴⁾ 、2025年単年度目標の7億5,000万ドルを超過達成した。	2030年度まで
社会・環境活動に1,000億ドル 社会・環境活動のために、顧客取引やANZの直接投資を通じて2030年度末までに1,000億ドル以上（2025年度中の185億ドルを含む。）の資金およびファシリティを提供する。二酸化炭素排出削減の支援、自然保護、アフォーダブル住宅へのアクセス向上ならびに経済的ウェルビーイングの促進を目的とする取組みなどを対象とする ⁽¹⁾ 。	2023年4月1日以降、当グループは、412件の顧客取引で約847億2,000万ドルの資金およびファシリティ（420億9,000万ドルの資金および389億6,000万ドルのファシリティ）を目標に充当してきた。このうち457億5,000万ドルが2025年度目標への充当に配分され ⁽⁴⁾ 、2025年単年度目標の185億ドルを超過達成した。	2030年度まで
セクター別パスウェイ⁽⁵⁾ 10のセクターまたはサブ・セクターで、ファイナンス・エミッションの2050年までのネット・ゼロに向けた移行のための貸付に関して、セクター別パスウェイおよび2030年度中間目標が設定されている。	「順調」が8、「概ね順調」が2であり、「不順」はない。 詳細は2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の32-51ページを参照のこと。	2030年度まで
オペレーショナル・エミッション⁽⁶⁾ スコープ1とスコープ2の合算排出量を（2024年度のベースラインに対して）2030年度までに85%削減する。	（2015年度のベースラインに対して）90%の削減という2030年度目標を想定より早く達成したため、当グループは、2024年度をベースラインに設定してスコープ1とスコープ2の合算排出量削減目標をより野心的なものに修正した。	2030年度まで
ジェンダー平等に関する目標⁽⁶⁾ 主要経営陣 ⁽⁷⁾ に占める女性の割合を増やして40%以上にする。 リーダー層の女性比をベースライン（40.5%）から1%ポイント上昇させる。	2026年度目標のベースラインを再設定した。	2026年度まで

- (1) 目標額への取引の組入適格評価に関するANZのアプローチの詳細は、ANZの社会・環境サステナビリティ目標算定手法（Social and Environmental Sustainability Target Methodology）（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。
- (2) 別途の記載がない限り、サンコープ・バンクは目標に含めていない。
- (3) 適格住宅に関する取引には、2030年度末までに1,000億ドルを達成するという社会・環境目標の適合基準をも満たすものがあり、これらは両目標に貢献する可能性がある。
- (4) 2025年度分には、2024年9月21日から2025年9月19日までに目標額への組入適格が認められた取引が含まれる。
- (5) 当グループの2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）において、セクター別パスウェイの範囲に関する重要な情報を記載している。サンコープ・バンクの顧客のうちパスウェイへの組込みに係る内部基準をみたまものは、改定後のパスウェイに含めている。
- (6) サンコープ・バンクを含めている。
- (7) 「上級執行役員」は「主要経営陣（KMP）」を意味し、これは最高経営責任者および「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」に記載された開示を要する執行役員を意味する。

気候関連の指標および目標

当グループの目標

当グループの気候・環境目標は、気候・環境戦略の実現を支援する。2030年度までに社会・環境活動に1,000億ドルを供給するという目標⁽¹⁾に対して847億2,000万ドルの資金およびファシリティを提供済みであるなど、当グループは前進を続けている。それ以外については、改定後のセクター別パスウェイのうち8つが「順調」、2つが「ほぼ順調」であり、「不順」のものはない。また、当グループは事業活動に伴う排出削減における自らの役割を自覚し、事業全体のスコープ1とスコープ2の合算排出量⁽²⁾を継続的に削減している。

当グループはまた、2025年度中にセクター別パスウェイと目標の見直しを行い、これにより重要な変更（目標や過去の実績を含む。）が生じた。2025年度の当グループの気候・環境目標およびその達成状況（セクター別パスウェイを含む。）⁽³⁾の詳細は、2025年度気候報告書（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）の10-11ページを参照のこと。

オーストラリアにおける気候関連開示の義務化⁽⁴⁾および変化する内外の事業環境を踏まえ、当グループは気候・環境目標を見直し、目標が合目的性および戦略との整合性を確実に維持するようにしている。

- (1) 目標額への取引の組入適格評価に関するANZのアプローチの詳細は、ANZの社会・環境サステナビリティ目標算定手法（Social and Environmental Sustainability Target Methodology）（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。
- (2) 詳細は「指標および目標」の項を参照のこと。ANZのスコープ1、スコープ2およびスコープ3のオペレーショナルGHGの排出量報告に関する手法については、2025年度気候報告書の付属書7（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。
- (3) 詳細は「指標および目標」の項を参照のこと。ファシリテテッド・エミッション（資本市場業務に係る排出）およびファイナンスド・エミッション（投融資先排出）に関する手法については、2025年度気候報告書の付属書5（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。
- (4) ANZグループには2025年10月1日に開始する会計年度について適用される。

人的資本

ANZグループの人的資本に関する指標および目標の詳細は、「第2 企業の概況 - 5 従業員の状況」、「第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要」および同「 - (2) 役員の状況」ならびにanz.com/esgreportで入手可能なANZGHLの2025年度ESGデータ・フレームワーク・パック（英文）の「Employees（従業員）」を参照のこと。

(5) ESG関連用語

このESG関連用語（気候分野を含む。）は、本「2 サステナビリティに対する考え方及び取組」の他、本項を参照すべきことが明記されている「第2 企業の概況 - 5 従業員の状況」の一部の記載についてのみ適用される。

「ANZ」または「当グループ」 ANZグループ・ホールディングス・リミテッドおよびその各子会社（別途の記載がある場合を除く。）。

「ANZ銀行グループ」 ANZ銀行持株会社およびその子会社（ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランドを含む。）。

「ANZバンク・ニュージーランド」 ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド。

「ANZグループ」 文脈によりANZBGLグループ、または当グループ全体（すべての事業を含む。）。

「ANZBGL」 オーストラリア・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（Australia and New Zealand Banking Group Limited）。

「ANZBGLグループ」 ANZBGLおよびその各子会社。

「ANZGHL」 ANZグループ・ホールディングス・リミテッド（ANZ Group Holdings Limited）。

「取締役会」 ANZGHLの取締役会。

「気候関連開示プログラム」 ANZがオーストラリア政府の定める法定気候関連開示要件を履行できるように設定された内部業務プログラム。

「気候リスク」 気候変動から生じる財務リスクおよび非財務リスク（物理リスク、移行リスクおよび責任リスクを含む。）。

「従業員エンゲージメント」 当グループの労働者がANZに抱く熱意や所属意識の程度。

「従業員」 ANZに雇用され、ANZから直接給与の支払を受ける者。正規（フルタイムもしくはパートタイム）、有期雇用または臨時の区分がある。

「エネルギー関連顧客」 以下の1つを主業とする当グループの法人部門の顧客。

- ・ 石炭採掘
- ・ 石油・ガス採取
- ・ 石油関連サービス（探査サービス、精製、商品の卸し・販売）
- ・ 発電

エネルギー関連顧客を特定するに当たっては、ANZは顧客に適用するANZSICコードを考慮する。

「ファシリテテッド・エミッション（資本市場業務に係る排出）」 金融機関の資本市場業務に関連する排出。顧客における排出のうち金融機関への帰属割合に基づき推計される。ANZのファシリテテッド・エミッションに関する情報については、当グループの2025年度気候報告書の付属書5「Financed and Facilitated Emissions Methodology（投融資先排出および資本市場業務に係る排出の算定手法）」（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。

「ファイナンスド・エミッション（投融資先排出）」 貸付金および信用エクスポージャーを伴うその他の金融商品を通じて供給した資金に関連する排出。顧客における排出量から金融機関への帰属割合に基づき推計される。これらのファイナンスド・エミッションは、金融機関ではスコープ3のカテゴリ15の排出類型に属する。ANZのファイナンスド・エミッションに関する情報については、当グループの2025年度気候報告書の付属書5「Financed and Facilitated Emissions Methodology（投融資先排出および資本市場業務に係る排出の算定手法）」（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）を参照のこと。

「ジェンダー間の報酬格差」 従業員の全般的な男女間賃金格差。

「温室効果ガス（GHG）」 京都議定書で列挙される温室効果ガス、すなわち二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、三フッ化窒素（NF₃）、パーフルオロカーボン（PFC）および六フッ化硫黄（SF₆）。

「環境配慮の偽装（グリーンウォッシング）」 組織、製品または戦略の環境配慮性、サステナブル性または倫理性の程度を偽って示す行為。

「窮状」 一般に、個人が経済的困難に直面し、経済的な義務を果たすことが難しい状況を指す。これには収入減少、予期せぬ出費または債務返済能力もしくは金銭的約束の管理能力に影響を及ぼすその他の個人的な事情が含まれる。

「大口企業顧客」 ANZが信用エクスポージャーを抱えるANZの法人部門の顧客。

「高排出企業との対話プログラム（LEEP）」 当グループの顧客エンゲージメント・プログラムの代表格であり、LEEP対象顧客の移行計画に関与するための枠組みを提供する。

「LEEP顧客の選定」 LEEP対象顧客に選定される顧客は、一般要件および属性別顧客群に固有の要件の両方を満たさなければならない。以下にこれらの要件を説明する。

ANZは、LEEP対象に他の顧客を加え入れまたは顧客を対象から外す裁量を維持し、その際は2025年度気候報告書の12ページに記載の要素を考慮する。

こうした顧客の加除は、ANZが大口企業顧客に随時適用する要件を定期的に見直す結果として実施される場合がある。

一般要件

顧客はそれぞれ以下を満たさなければならない：

- ・ 与信の推奨限度額が300万ドル以上であること、および
- ・ ANZと継続的な関係を有していること。

顧客の与信推奨限度額が直接融資（プロジェクト融資や特定資産を担保とする融資など）に関するものである場合、当該限度額はLEEP対象への追加においては考慮しない。

属性別顧客群に固有の要件

LEEP対象顧客の一部の属性別顧客群については、以下のような選定基準が追加される：

- 排出量上位100社の法人顧客：報告値または推計値ベースで排出量上位100社とANZが認定する顧客（スコープ1およびスコープ2の排出は全顧客で、スコープ3の排出は石炭、石油・ガスおよび鉱業インフラ顧客で算入する）。顧客リストは2023年8月に計算または推計された排出量に基づく。
- セーフガード・メカニズムの対象となる顧客：指定大規模施設の「排出責任者」（2007年国家温室効果ガス・エネルギー報告法（連邦）で定義される。）である顧客のうち、オーストラリアのセーフガード・メカニズムの目的において引き続きベースラインの継続的削減義務を負う者。顧客リストは2023年8月に行われた指定大規模施設の顧客マッピングに基づく。
- 当グループのセクター別パスウェイに採用されている顧客：当グループのセクター別パスウェイに採用される顧客をどのように選定しているかは、当グループの2025年度気候報告書の付属書5「Financed and Facilitated Emissions Methodology（投融資先排出および資本市場業務に係る排出の算定手法）」（英文）（anz.com/esgreportで入手可能）で説明している。
- その他のエネルギー関連顧客：LEEP対象顧客選定要件を満たすその他のエネルギー顧客（ただし、主たる所有資産が再生可能エネルギー資産および/またはその他の低排出発電資産である顧客は除く。）。
- その他の高排出顧客：ANZが認定する高排出企業（大規模な農業関連顧客や化学メーカーなど）。

「LEEP対象顧客」 LEEPは適用あるLEEP対象顧客選定要件をみたす大口企業顧客を対象とし、以下に分類される顧客を含む。

- 企業顧客の排出量上位100社
- セーフガード・メカニズムの対象となる顧客の一部
- 当グループのセクター別パスウェイに採用されている顧客の一部
- その他のエネルギー関連顧客
- その他の高排出顧客

目安として、ANZはLEEPの対象を140社から160社で維持する意向である。

「責任リスク」 本報告書の文脈上、気候変動の影響に適切に配慮しまたは対応しない結果として訴訟または規制措置を受ける可能性（物理リスクおよび移行リスクを含む）。環境配慮の偽装（グリーンウォッシング）を含む。

「市場ベース」 - 再エネ電力証書勘案後の購入電力から導かれるスコープ2の正味排出量を採用する排出算定手法。

「自然」 自然関連財務情報開示タスクフォースは、「自然」を「生物（人を含む。）の多様性、ならびに生物間および生物・環境間の相互作用に着目した自然界」ととらえている。

「ネット・ゼロ（正味ゼロ化）」 温室効果ガスの排出と同量の二酸化炭素を大気から除去することで、結果的に地球規模の排出が正味（ネット）で増加することなく均衡している状態。

「非財務リスク管理枠組み」 ANZの従業員が着実かつ効果的に非財務リスクを識別、評価、管理、監視および報告するための方法を定めた手順。

「オペレーショナル・エミッション」 事業運営に関連する排出からファイナンス・エミッションなどを除いた部分。当グループのオペレーショナル・エミッションは、スコープ1およびスコープ2、ならびにスコープ3の一部のカテゴリで構成され、ファイナンス・エミッション、ファシリテイトド・エミッションおよびANZの投資先関連の排出は含めない。

「同一労働の賃金ギャップ」 「同一労働間格差」と呼ばれることもあり、同一または類似の職務に従事する男女間の賃金格差をいう。

「物理リスク」 気候の長期変動から生じるリスク（慢性リスク）と異常気象の頻度・強度の変化から生じるリスク（急性リスク）の両方。慢性物理リスク要因の例には、海面の上昇、平均気温の上昇および海洋酸性化などがある。急性物理リスク要因の例には、熱波、洪水、山火事、暴風雨およびサイクロンなどがある。

「リスク管理枠組み」 ANZはリスク管理枠組み（RMF）を策定しており、その中で預金者および/または顧客に対する義務の履行能力に影響しうる重要なリスクを特定、測定、評価、監視、報告および管理または軽減するための体制について説明している。

「セイバー・プラス（Saver Plus）」 ANZと聖ロレンス協会が2003年に開発した預金額連動型貯蓄および金融教育プログラム。このプログラムの認定修了者は、本人や子の教育関連費用として承認された金額につき、貯蓄額に応じた金額（上限500ドル）をANZから受け取ることができる。

「スコープ1」 企業が所有または支配する排出源からの直接的な温室効果ガスの排出。

「スコープ2」 購入電力の消費から生じる温室効果ガスの間接的な排出。

「スコープ3」 企業のバリューチェーンから生じ、スコープ1およびスコープ2に該当しない温室効果ガスのその他の間接的な排出で、温室効果ガス・プロトコルの企業バリューチェーン（スコープ3）算定・報告基準の表5.3に記載されるもの。

「セクター別パスウェイ」 業界固有の排出削減への道筋。

「センシティブ・セクター」 環境・社会・ガバナンスのリスクが高まっている、または重大なネガティブ・インパクトが潜在するとANZが考える業界または事業カテゴリ。エネルギー、資源採取業、土地・森林管理、水資源管理および軍事装備が該当する。

「サンコープ・バンク」 SBGHリミテッドならびにその子会社であるサンコープ・バンク（ノルフィナ・リミテッド）およびその各子会社。

「移行計画」 気候に関する移行計画には、低炭素経済への移行に向けた目標、行動またはリソースを設定する企業総合戦略としての側面があり、これには排出削減などの行動が含まれる。

「移行計画の策定」 移行に関する目標を設定し、低炭素経済および/または気候耐性のある経済への移行に向けた行動を計画するに際して企業が従う戦略的プロセス。

「移行リスク」 低炭素経済への移行から生じるリスク。国内外の政策・規制環境の変化、技術革新、社会的適応および市場の変化などを含む。

「リーダー層の女性比」 シニアマネージャー、執行役員、上級執行役員およびグループ執行委員（それぞれANZが定める職位グループの3、2および1に該当する職位）全体に占める女性の割合として算定する。休職状況を問わず全従業員を含むが、契約社員は（フルタイム換算従業員数には算入されるとしても）これに含めない。

3【事業等のリスク】

(1) リスク

ANZグループにおいて、リスク管理は、人々と地域社会が繁栄する世界を築くというANZグループの目標を達成に導く基柱である。ますます複雑化し流動化する環境下において、リスクを特定、評価および管理する能力は、顧客との約束を果たし、信頼を保ち、利害関係者を守り、持続可能な成長を達成するために極めて重要であるとANZグループは考えている。

本「3 事業等のリスク - (1) リスク」の以降の記載において、「ANZグループ」はANZグループ・ホールディングス・リミテッドおよびその子会社（サンコープ・バンクを除く。）を指し、「取締役会」はANZグループ・ホールディングス・リミテッドの取締役会を指す。

ANZグループのリスク管理の枠組み（RMF）

ANZグループのリスク管理の枠組み（「RMF」）は、APRAの健全性基準CPS220に沿って、ANZグループの戦略的目標を支援するために構築されている。根本原因改善プログラムの一要素である非財務リスクの重要性のより適切な反映を含め、リスク管理の枠組みを更新および補充していく所存である。

取締役会は、ANZグループの基礎となるシステム、構造、方針、手順、プロセス、および人材を支柱に据えたRMFを設定し、かつ監督することに最終的な責任を負う。これらはANZグループの重要リスクの特定、監視および管理に活用される。ANZグループは、これらの重要リスクを財務リスク、非財務リスク、気候リスクおよび戦略リスクに分類している。ANZグループの財務リスク管理手法の詳細は、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」に記載の2025年度財務書類の注記17に記載されている。

取締役会は、ANZグループのリスク管理方針を策定しその遵守状況を監視する権限を取締役会リスク委員会（「BRC」）に対して委任している。BRCは、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。ANZグループのRMFの主柱となるものには以下が含まれる。

- ・ リスク管理戦略（「RMS」）は、ANZグループの目的と戦略をリスク管理面から支援する仕組み、ANZグループ最高リスク責任者およびリスク機能部門の責任、ならびにリスクに関する意思決定の指針となる価値観および行動を概説する。RMSでは各種の重要リスクおよびその対処方法が、方針、基準および手続きを含めて説明される。また、リスクの特定、測定、評価、監視、報告および管理または軽減の方法、ならびに監督の仕組みおよび所定の委員会も記載される。
- ・ リスク選好報告書（「RAS」）は、株主、預金者および顧客の利益を考慮の上、ANZグループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れる意思があるリスクの最大レベルを明確にする。
- ・ ANZグループ戦略策定手順は、ANZグループの戦略目標を実践するためのアプローチを概説し、その中で目標の達成に向けてANZグループが対応を迫られうる重要リスクを検討している。

リスク管理のガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、ANZグループにわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている（下図を参照のこと）。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。



リスク管理は三線防衛モデルを用いて運用される。それぞれの防衛線において、ANZグループのリスク管理の支援における役割、責任およびエスカレーション・パスが定められている。

1 番目の防衛線を担うのは事業および実行機能部門であり、日常的なリスクおよび統制を管理する。

2 番目の防衛線はリスク機能部門が担い、ANZグループのリスク・プロファイルに影響を及ぼす意思決定に対して独立的な監視および異議の提起を行う。

3 番目の防衛線は内部監査であり、ANZグループのRMFの有効性を独立的な立場で評価し保証を与える。

重要リスク

以下は、ANZグループが直面する重要リスクと、これらのリスクの管理方法の要約である。

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実リスク	ANZグループの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準をANZグループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	ANZグループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準と構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、預金者、債権者および株主の利益の保護を目的としたANZグループの自己資本管理に対する積極的な取組みを進めている。
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパーティーが債務履行を怠る。 ・ カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより価値の低下が生じる。 	ANZグループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則、信用指針および信用要件により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、初期承認およびリスクのグレード化から継続的な管理および問題債権の管理まで、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務をANZグループが履行できないリスクをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 ・ 資産を増額する資金調達を行うANZグループの能力が不十分 	ANZグループは、バランスシートにおいて内在する流動性および資金調達リスクを認識しており、流動性および資金調達リスクを軽減および管理する一連の主要原則を確立している。ANZグループの枠組みはトップダウン構造で、流動性原則および方針により定義づけられている。流動性制限の枠組みが導入され、流動性制限が流動性ストレステストの枠組みに基づき設定されている。
市場リスク	ANZグループのトレーディングおよびバランスシート取引に起因するリスクであり、以下に起因するANZグループの利益に対するリスクをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動 	ANZグループは、詳細な市場リスク管理および統制の枠組みを有しており、この枠組みには、トレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを定量化するための独立したリスク測定アプローチを組み込むことが含まれている。このアプローチは、一定の期間に予想できる、可能性のある結果が及ぶ範囲を特定し、それらの結果の可能性を確定し、これらの活動を支援する適正な額の資本の割り当てを行う。
戦略リスク	事業環境の変化に効果的に適応できず、状況の変化に応じて戦略を転換または調整するANZグループの能力が損なわれ、ANZグループが主要な戦略的目標を達成できなくなるリスク。	ANZグループの戦略リスクの管理は、3年単位の逐次更新型事業計画（環境の変化に対応し続けるために毎年更新される。）を基盤としている。この計画は体系的な分析に基づき策定され、ANZグループのリスク選好および長期目標との整合性を確保するためリスク部門、グループ戦略部門および執行委員会によりレビューされる。戦略的目標と市場環境の定期的なレビューにより、整合性と適合性を継続的に維持している。これらのプロセスで得られた知見はANZGHLの取締役会に報告され、戦略的意思決定の指針となる。

<p>気候リスク</p>	<p>気候変動から生じる財務および非財務のリスクで、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物理リスク - 長期的な気候変動（慢性リスク）のほか、異常気象の頻度および規模（急性リスク）により生じる。物理慢性リスク要因の例としては、海面上昇、平均気温の上昇、海洋酸性化などが挙げられる。物理的急性リスク要因の例としては、熱波、洪水、森林火災、サイクロンなどが挙げられる。 ・ 移行リスク - 低排出経済への移行により生じる。これには、国内および国際的な政策や規制環境の変更、技術革新、社会適応および市場の変動が含まれる。 ・ 責任リスク - 気候変動の影響を十分に検討することまたは対応することができないことにより、潜在的訴訟または規制措置という形で生じる可能性がある（物理リスクおよび移行リスクを含む。）。これには、例えば事業体とその気候関連リスク、事業の信頼性または戦略について虚偽の説明をしたとされる場合に生じ得るグリーンウォッシング・リスクが含まれる。 	<p>ANZグループは、そのRMFに気候リスクを統合し組み込むための作業を続けている。</p> <p>気候リスクは、ANZグループの顧客への貸付を通じて信用リスクの要因となる可能性がある一方で、他の財務リスクも引き起こす可能性がある。</p> <p>また、気候リスクが、ANZグループのRMFに記載されるその他の重要リスクを引き起こすことも考えられる。</p> <p>気候関連の財務および非財務リスクは、これらのリスクに関連したリスク管理戦略を通じて管理される。</p>
<p>金融犯罪リスク</p>	<p>ANZグループの方針への不遵守または規制当局の期待に応えられないことを含む金融犯罪を助長するリスク。これには、下記の非財務リスクの課題を含む。</p> <p>金融犯罪 - マネーロンダリング、テロ資金、制裁回避または贈収賄および汚職を助長するリスク。</p> <p>内部不正行為 - 内部関係者（ANZグループの従業員または臨時職員で、従業員が外部関係者と共謀して行為する場合を含む。）が企図または遂行する詐欺/盗難。</p> <p>社外の不正行為 - ANZグループの従業員または臨時職員の意図的な関与なしに企図または遂行された詐欺。</p>	<p>ANZグループは、犯罪の脅威を予測し、対応する金融犯罪リスク管理プログラムを維持している。金融犯罪ポートフォリオは、マネーロンダリング防止/対テロ資金、制裁、贈収賄防止・汚職防止、詐欺防止のプログラムおよび方針を通じてANZグループが規制上の義務を果たすことを確保する役割を引き続き担っている。これにより、ANZグループは、金融犯罪リスクを特定、軽減および管理することに焦点を当てた検知、調査、情報収集・分析能力を提供し、地域社会の保護に貢献できる。ANZグループは、オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）のFintel Alliance(金融情報分析に関する官民連携体制)とのパートナーシップを維持し、また、ニュージーランドのFinancial Crime Prevention Network(FCPN)(金融犯罪防止ネットワーク)への加盟を通じて、犯罪者による悪用を防止するため金融セクターのレジリエンスを高め、重大犯罪および国家安全保障に関する調査の支援を行っている。</p>

コンプライアンスおよびコンダクト・リスク	<p>ANZグループが以下を怠った場合に、法的もしくは規制上の措置、重大な財務損失またはレピュテーションの喪失を招くリスク。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律、規則、健全性基準、ライセンス、規範または方針の遵守。 ・ 顧客の利益や市場の健全性を適切な管理。 <p>これは、非財務リスクの課題であるコンダクト・リスクと規制上のリスクを含む。</p>	<p>ANZグループは、そのリスク管理戦略、非財務リスクフレームワークおよび関連する方針に従い、コンプライアンスおよびコンダクト・リスクを管理している。</p>
レジリエンス・リスク	<p>ANZグループ、顧客および金融システムに関する業務中断事象による重大な悪影響のリスク。これは、非財務リスクの課題であるオペレーショナル・レジリエンス、データ、第三者、技術および情報セキュリティ（サイバーセキュリティを含む。）を含む。</p>	<p>ANZグループは、顧客の利益を保護し、金融の安定を維持するため、重要な業務を保護することを目的としたレジリエンスに関する方針、基準および手順により支えられた非財務リスク・フレームワークを通じて、レジリエンスを管理している。</p> <p>このフレームワークは、事業継続およびインシデント対応管理の手法を包含しており、リスク評価、シナリオテストおよび危機管理プロトコルといった主要な管理策を取り入れている。新たな脅威、運用上の依存関係、実際の事象から得られた教訓、規制当局からの期待および業界のベストプラクティスを反映するため、定期的に見直しが行われる。</p> <p>具体的には、正確性、完全性および倫理的な利用を確保するためにデータリスクが管理され、情報セキュリティおよびサイバーリスクは、AIを活用した攻撃などの脅威に対抗するために、多層的な制御、継続的な監視および強化されたサイバーレジリエンス戦略を通じて軽減され、オペレーショナル・レジリエンスは、重要なサービスを特定し、監視、継続性の計画およびテストならびに第三者リスク管理の枠組みを通じて定められた許容範囲内で継続性を確保することによって維持され、テクノロジー・リスクは、情報技術システムのレジリエンス、安定性および規制当局の期待に沿った安全な変更プロセスに重点を置くことで管理される。</p>
オペレーショナル・リスク	<p>不適切または機能不全の内部手続き、人員、システムまたは外的事象から生じる損失のリスク。これは、非財務リスクの課題であるモデル、物理的な安全性、取引の処理、人材、リーガル、法定報告および税金ならびに変革の実行を含む。</p>	<p>オペレーショナルリスクの管理は、非財務リスク・フレームワークに規定されており、ANZグループは、その顧客に対して一貫したプロセスや繰り返し同じ成果を与えられるようにするため、このフレームワークを継続的に見直し、進化させている。変革実行リスクへの注目が高まっており、これは、計画、実行、ステークホルダーとの関与および定着における不備により、変革イニシアチブが意図した成果を達成できないリスクを指す。このリスクは、ANZグループの戦略的優先事項に関係する。ANZグループは、リスク管理、ガバナンスおよび監督が最も必要とされる分野に確実に集中するように、リスク分類の調整を進めている。</p>

サンコープ・バンクのリスク管理の枠組み

サンコープ・バンクは現在、独立したリスク管理の枠組みを運用している。サンコープ・バンクのリスク管理の枠組みは今後廃止され、移行作業が完了次第、ANZグループのリスク管理の枠組みに切り替えられる予定である。

(2) 主なリスクおよび不確実性

下記のリスク要因は、本書の表紙(注)4.に記載の「将来に関する記載」および「気候関連の情報」とあわせて検討されるべきである。

序論

当グループの活動は、当グループの事業、事業モデル、業務、業績、レピュテーション(評判)、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態(「当グループのポジション」と総称する。)に重大な悪影響を与える可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される。これらのリスクと不確実性は、財務上でも非財務上でも発生し得るもので、当グループがほとんどもしくは全く制御できない外部的要因から生じる可能性がある。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要であるとみなしていないさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクおよび不確実性のいずれかが(個別または集的に)実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格や価値が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1. 政治および経済の情勢の変化(とりわけオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国(「関連法域」)におけるものは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループ、その顧客およびカウンターパーティーが事業を展開している国々および地域における政治、経済および金融の情勢に影響される。当グループが主要な業務を行う関連法域または業務もしくは資金調達を行うその他の法域における経済状況の将来の可能性について、当グループは保証することはできない。

関連法域における政治、経済および金融情勢は様々な要因の影響を受けることがあり、これには国内外の経済事象、銀行システムの安定性および資金調達や資本市場に対する関連の影響、金融市場のその他の変化、グローバル・サプライチェーンの発展、政治上の展開、パンデミックならびに自然災害が含まれるが、これらのみに限定されるものではない。

政治情勢の不安定化は、不確実性、市場流動性の低下および国際金融市場におけるボラティリティの増大につながり、関連法域における経済活動に悪影響をもたらす、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。最近の例としては、ウクライナ紛争および中東紛争(これらの紛争がより広い地域の紛争に拡大する可能性を含む。)、経済安全保障関連法の施行、様々な市場における制裁措置および貿易制限ならびに米国と中国を含むその他の経済国間の緊張の高まりなどがある。

当グループは、イスラエル、ガザ、イラン、レバノン、ロシアまたはウクライナにおいてこれらの地域における継続的な不安定性から事業を展開しておらず、これらに対していかなる重要な直接的エクスポージャーも現在有していないが、市場のボラティリティまたは経済の不確実性が長引けば、当グループのポジションに悪影響が及ぶ場合がある。台湾の地位に関するものも含めた米国と中国間の緊張状態も、当グループが事業を展開する市場や当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。このような地政学的問題は、米国その他の法域により課せられる関税の引き上げや報復的貿易制限を含む貿易制限の実施につながっており、その最終的な規模は依然として不明で、金融市場の大幅なボラティリティや経済の不確実性をもたらしている。さらに、対内外の投資審査メカニズムの強化、反威圧措置(ACI)、制裁措置(ロシアの二大石油生産企業に対するものを含む。)、輸出管理および安全保障関連の産業政策を含む多くの市場における経済安全保障関連法の施行につながっている。これらはそれぞれ、国内総生産、企業および消費者のマインドならびに消費者の裁量的支出などの全般的な経済状況に悪影響を与えており、今後もそれが続く可能性が高く、その結果、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

関連法域を含む多くの経済においてインフレ圧力が続いている。財およびサービスに対する需要、地政学的緊張と過去および将来の潜在的な関税、ならびにサプライチェーンの問題、農業地域での気象状況、エネルギー価格の上昇、食品価格の上昇と労働市場の逼迫などの世界的な経済の課題が、近年の水準と比較しても高いインフレの要因となっており、これが生活費の上昇と消費者の可処分所得の減少をもたらしている。持続的なインフレは、市場ボラティリティの悪化、経済成長の鈍化の促進や失業率の上昇をもたらし、これらのそれぞれが事業および投資家の信頼をさらに悪化させ、顧客の債務不履行リスクを増大させる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

中国はオーストラリアおよびニュージーランドの主要な貿易相手国の一つであり、当グループとその顧客が事業を行っている多くの市場において、商品需要と価格の重要な牽引役となっている。地政学的緊張の高まりや、米国その他の国による追加関税および制裁措置を含むその他の保護貿易政策または経済安全保障関連の貿易政策の実施など、中国の経済成長ならびにオーストラリアおよびニュージーランドと中国の経済関係に悪影響を及ぼす事象が発生した場合、これらのそれぞれが、オーストラリアまたはニュージーランドの経済活動に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。また、最近において、中国経済の成長は鈍化しており、これが続くと予測されているが、これは国内消費の低迷、不動産部門の軟化、保護主義的貿易政策の強化に晒されている輸出などを反映している。中国で広範かつ持続的な景気減速が起きた場合、中国金融システムの健全性に悪影響が及ぶ可能性があり、それが世界の金融システムと経済に悪影響を与える可能性がある。こうなれば、景気後退、カウンターパーティーの債務不履行および各国の資本規制の導入につながるおそれがあり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。リスク要因3、「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

世界の商業用不動産市場はここ数年低迷している。世界的な流動性の逼迫は、ファンダメンタルズの弱体化が商業用不動産市場における評価額および借換えリスクに与える影響をさらに強める可能性がある。商業用不動産市場におけるマイナスの動向は、企業破産による信用損失の増大、金融ストレスの高まり、レバレッジの高い借手の債務不履行につながる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因3、「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

関連法域において経済状況が悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が減少する可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与えるおそれがある。

上記は貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。また、他の銀行または金融機関の破綻は、経済状況の悪化の結果であるかその他であるかを問わず、金融銀行システムの不安定化をもたらし、それにより市場に混乱が生じたり、当グループに適用される資本その他の規制要件の変更につながり、当グループのポジションが影響を受ける可能性がある。上記のいずれかが生じた場合、当グループのポジションは悪影響を被る可能性がある。リスク要因9、「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

2. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが事業を行う市場での競争は激しく、ますます高まっていくことが予想される。競合相手には、他の銀行（伝統的およびオンラインの双方）、オーストラリアおよび/またはニュージーランドで事業を拡大している国外/オフショアの金融サービス事業者や、新規参入のノンバンクおよび小規模事業者が含まれる。競争に影響を与え、当グループのポジションにマイナスの影響を及ぼす要因の例として下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループより緩やかなレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが緩やかであることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および/または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるため、より競争力のある商品およびサービスの提供をかかると同時に可能にさせることがあり得る。
- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させている。競合会社は、人工知能（AI）を含む新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を図っており、当グループのビジネス・プロセスや顧客オファリングにおけるAIその他の新テクノロジーの採用が十分でない場合、当グループが競合他社と比べて戦略上不利になる可能性がある。
- ・ 金融サービス部門以外の会社が、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争を展開している。これには、新規参入者による銀行業免許の取得および既存の競合会社との提携、プライベート・クレジット・ファンド、保険会社、ミューチュアル・ファンド、ヘッジ・ファンド、証券仲介業者、フィンテック企業、デジタル・プラットフォームおよび大手グローバル・テクノロジー会社によるものが含まれる。これらの競合他社の中には、規模、法域、事業体の種類その他の要因の如何を問わず、当グループとは異なったり、場合によってはより緩やかな法的、規制上、監督上の要件に従うものもあり、これにより当グループが競争において相対的に不利な立場に置かれる可能性がある。
- ・ 消費者および企業が、競争上当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある、または提供できない可能性がある（ほとんど規制がなされていない仮想通貨、規制されたステーブルコインまたは中央銀行のデジタル通貨などの）新しい形態の国内外の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資もしくは価値の保存を行う選択をすることもあり得る。新しい形態の通貨は、金融仲介および市場の運営方法の変更につながり、それに伴い当グループの競争上および商業上のポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・ オーストラリア政府およびニュージーランド政府は、銀行市場の競争をさらに高める政策の実施を検討する可能性がある。例として、以下がある。
 - 金融規制協議会（「CFR」）は、中小の銀行が直面する課題について審議を行い、市場の競争においてこれらの銀行が果たす役割について検討した。この審議の一環として、CFRは、オーストラリア政府に対し勧告を發し、中小の銀行部門における競争力の改善のため、規制当局（オーストラリア準備銀行（RBA）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）およびオーストラリア競争消費者委員会（ACCC））が講じるべき措置を提案した。これには、資金調達コストの低減、より効率的な資本へのアクセス拡大、APRAの認可手続きの迅速化およびより明確な比例原則の認識を目的とした措置が含まれた。また、オーストラリア政府の制度で、銀行ごとに口座保有者1人あたり最大25万豪ドルまでの預金を保護する金融請求権制度（FSC）の近代化への勧告も含まれた。CFRは、事前の業界賦課金（当グループへの賦課金を含む可能性がある。）によるFCSの事前積み立ての利点の可能性を検討したが、かかる賦課金を支持する勧告は行わなかった。オーストラリア政府が勧告の一部または全ての実施を選択した場合、当グループの一部の競合相手が当グループと競合する能力を高める効果をもたらす可能性がある。
 - 2024年8月、消費者データ権（「CDR」）の中にアクション開始を定める法案がオーストラリア議会で可決された。この法案は、CDRに基づき開始できるアクションを大臣が宣言できる枠組みを確立するものである。宣言がなされた後に、CDRの下にある消費者は、当グループの競合他社などの認定者に対し自身に代わって宣言されたアクションを実行するよう指示することができる。銀行に関して宣言されたアクションはまだないが、このようなアクションが宣言された場合、競合他社は当グループのプラットフォームを利用した決済の開始など当グループの顧客に対してサービスを提供することが可能となり、当グループと顧客との関係が弱まることが起こり得る。

- 2025年3月、ニュージーランドの2025年顧客・商品データ法（「CPD法」）が発効し、CPD法によりニュージーランドの消費者のデータに関する権利（NZ CDR）が確立されている。NZ CPD法により、顧客が自身に関して保有されているデータを信頼できる第三者と安全に共有でき、商品を比較して乗り換える消費者の能力が向上する。銀行業界をCPD法の下で指定する規則が2025年10月に定められ、ANZバンク・ニュージーランドのオープン・バンキング・システムには2025年12月1日までに新たな要件を満たす必要が生じる。CPD法により、ANZバンク・ニュージーランドが保有する顧客データに第三者がアクセスし、取引口座からの決済の開始など、当該顧客に対するサービスを提供できるようになることが想定されるが、これは、ANZバンク・ニュージーランドとその顧客との関係を弱め、顧客による当グループのサービスの利用を減少させる可能性がある。
- 2024年8月、ニュージーランド商務委員会（「商務委員会」）は、商務・消費者問題大臣に対し、2022年リテール向け決済システム法に基づき銀行間決済ネットワークを指定するよう勧告を行った。銀行間決済ネットワークが指定された場合、商務委員会は、その規制上の権限を行使してリテール向け決済システムにおける競争と改革を促進することができるようになる。指定に関する大臣の決定はまだ発表されていない。
- 2024年8月、商務委員会は、ニュージーランドのリテールバンキング部門における個人向け銀行業務の競争に関する市場調査に関して最終報告を公表した。最終報告には、新規参入と拡張を支援し、競争に対する規制の障壁を緩和し、消費者がより良い価格とサービスを受けられるようにすることを目的とした14の勧告が含まれた。ニュージーランド政府は、14の勧告すべてを受け入れ、商務委員会は、業界による勧告の実施の進捗状況を監視している。
- ニュージーランド議会の財政・歳出委員会は、銀行業の競争に関する調査を行い、2025年8月に最終報告を行った。最終報告には、銀行部門の競争の改善を目的とした、ニュージーランド政府機関、金融規制当局、リテール銀行を含む金融機関に対する19の勧告が含まれた。ニュージーランド政府は、すべての勧告を受け入れたか、または部分的に受け入れている。当グループへの影響についてはまだ不明である。
- RBNZは、銀行部門の競争の支援と改善に向けてさまざまな取り組みを実施しており、その中には主要な資本設定の見直しの実施が含まれている。かかる見直しの結果は、将来的にANZバンク・ニュージーランド・グループの自己資本要件に影響を及ぼす可能性がある。RBNZは、2025年末までに最終決定を行う意向である。リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

上記の勧告、政策または規制上の措置は銀行市場の競争強化を目的とした規制の実施につながる可能性があるが、これらの勧告、政策または規制上の措置が当グループに与える影響はまだ不明である。

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加しうる。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループはより安定していないおよび/またはよりコストが高い形の資金調達に頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。地政学的および経済的混乱は、資金調達コストおよび信用引当金の増加、金利の変動、流動性の不足、事業継続計画の実施、事業戦略の変更ならびに規制上のセーフハーバーにより、金融サービス部門の競争や収益性に大きな影響を与える可能性がある。低成長環境下においては、競争の激化とマージンの圧迫が起こる可能性がある。

3. オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン（投資および開発）

これまでオーストラリアの住宅用不動産価格は概ね堅調に推移してきたが、金利の上昇の規模とペースから、オーストラリアにおける商業用不動産価格の下落が起きており、一部のセグメントでは、かかる不動産価格の下落が市場の需要と評価額の軟化にまだ十分に現れていない可能性がある。

最近においてオーストラリアでは政策金利の引き下げがあったにもかかわらず、2022年5月以降の金利の上昇と生活費の増加が家計のバランスシートを引き続き圧迫し、これが住宅および商業用不動産の需要に影響しており、また今後も影響する可能性が高い。ANZBGLのオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオにおける住宅用不動産関連の滞納は当該期間において、特に2022年12月にここ最近において最低水準となって以降は増加している。この増加傾向は、2022年以降の金利の上昇、生活費の高騰による圧力および困窮率の上昇の累積的な影響を反映している。ニュージーランドでは、RBNZが政策金利を引き下げたことにより金利が低下したが、生活費の増加と失業率の上昇により、2025年6月までの1年間に於いてANZバンク・ニュージーランドの住宅ローン・ポートフォリオにおける住宅モーゲージの滞納は引き続き増加した。ANZバンク・ニュージーランドの住宅モーゲージの滞納はわずかに改善に向かい、ニュージーランドでは2025年7月から9月にかけて減少が見られた。

高金利は、債務返済能力に影響を及ぼし、当グループの借手による債務不履行を増加させ、ローンの融資条件を圧迫し、オーストラリアにおいて商業用および住宅用不動産ならびに当グループの関連融資商品の需要を減退させる可能性がある。インフレ水準に対処するため、より高い水準で長期にわたり金利が維持される可能性がある。さらなる金利の引き上げまたは高金利の持続は、企業破産による信用損失の拡大、モーゲージ・ストレス（住宅ローン返済による家計への圧迫）の増大および債務不履行の増加ならびにオーストラリア経済の潜在的な低迷にもつながる可能性がある。その結果、これがテナントの賃借料の支払能力に影響し、さらには当グループの借手の不動産収益の質を低下させる可能性がある。

商業用不動産については、金利の上昇、資産価格のインフレおよび利回りの圧縮は、インタレスト・カバレッジ・レシオと資産価値を低下させる可能性がある。評価額の低下はすべての商業用不動産セクターについて様ではないが、不動産市場の変化によって、一部の機関投資家顧客および民間投資家顧客の不動産投資ポートフォリオの価値は低下する可能性がある。これにより、かかる投資家のリスク・プロファイルが悪化し、当グループに対する関連ローン・ファシリティの返済意欲および/または能力が低下する可能性がある。さらに、COVID-19のパンデミックにより、一定の柔軟な勤務体系が続いているため、オフィス部門の需要と供給の動向に引き続き変化が生じており、競争力が低い市場においてはテナント目が肥えていることから、特に環境・社会・ガバナンス（ESG）クレデンシャル（認証）（特にエネルギー効率）が低いセカンダリーグレードの資産については、テナントからの需要が影響を受け、賃料の伸びが抑制され、オーナーがテナントに提供するインセンティブが増加し、投資家の需要、イールド予測および評価額が軟化する可能性がある。

オーストラリアにおける評価額は市場センチメントより遅れて反応しているが、最近のRBAの利下げを受けて利回りが安定しつつある兆候が見られる。空室率が高止まりしており、より困難な状況にあるセカンダリーグレードの資産の評価額は、依然として下方圧力にさらされる可能性がある。さらに、セカンダリーグレードの資産は、特に経済見通しと金利環境がもっと良好な時期に投資家がファンダメンタルズの弱体化を見逃した場合、価格が下落しやすくなる可能性がある。これらの要因のそれぞれが、借手にとって借換えリスクの増加につながり、債務削減および/または融資条件の再構築に向けた資本拠出が必要となる場合がある。

また、銀行部門において流動性の逼迫がみられた場合、借換えリスクが高まる可能性がある。オーストラリアでは、ノンバンクの債券市場は依然として利用可能な資金調達ソースとなっている。ノンバンクの金融機関は近年において開発前の土地や不動産開発セクターを支援してきたため、資金調達コストの上昇を考えた場合、またはノンバンクの金融機関がより脆弱な出資者からの支援を取り止める場合には、新規プロジェクト開始数は減少する可能性がある。また、ノンバンク/民間の信用部門が抱える課題が要因となり、企業やディベロッパーの財務安定性が脅かされる連鎖リスクが起こることもあり得る。かかる連鎖リスクが発生した場合、債務不履行が増加する可能性がある。

サプライチェーンの逼迫、資材コストの急騰などの建設リスクの問題は、労働力不足や人件費の上昇と相俟って、請負業者の収益性、キャッシュフロー、流動性および財務の安定性に影響を及ぼすおそれがある。これが短・中期的に商業用および大規模住宅開発プロジェクト（土地およびマンション開発を含む。）に関連する引渡しリスク、かかる開発の実行可能性および基礎的な地価に影響を与える可能性がある。

ニュージーランドでは、住宅用不動産価格と商業用不動産の販売・建設活動が、2021年末と2022年初頭以降、長期にわたり低迷している。住宅用不動産市場では、2025年中に販売件数が増加したが、新規物件の増加により効果が打ち消され、住宅在庫は過去約10年間に於いて最高になっている。この結果、ニュージーランドにおける住宅市場は、2025暦年においてこれまで価格が上昇せず、2025年末には中央値は年初より低くなる可能性がある。商業用不動産部門は、市場の信頼感の後退や流動性の低下が販売や建設活動を引き続き抑えているが、比較的安定し続けている。テナントや購入者の間では「質への逃避」が引き続き起きている。工業用不動産部門は他の資産クラスを引き続き上回るパフォーマンスを示しており、開発の実現可能性について買い手の需要の減少や建設コストにより依然として課題が存在する中、この部門では活動再開の兆しが見え始めている。

上記の各要因は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

4．ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場の不安定化を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、それにより自国の経済の一部が不安定化するリスクである。ソブリン・リスクは、当グループの資産価値に悪影響を及ぼすことを通じて直接的に、または国際金融市場の不安定化を通じて間接的に、当グループに悪影響を与え、これにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。ソブリン・リスクは、関連法域を含む多くの経済国において存在している。1つの国家が債務不履行に陥った場合、他の市場および国へ波及する可能性があり、それによる影響は、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪いものとなる可能性がある。

5．市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。財務リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

6. 為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っている。そのため、当グループの事業は、為替レートの変動により影響を受ける可能性がある。当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示される。当グループが収益を得ている（特にニュージーランドドルおよび米ドル）、資本を保有している、または資本商品の発行通貨となっている他の通貨に対する豪ドルの価値の変動は、当グループの報告された収益および/または自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性がある。現在、当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定している。当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、当グループが収入を得ているまたは資本を保有している他通貨に対して豪ドルの価値が変動した場合には当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

7. パンデミックおよびその他の公衆衛生危機は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

パンデミックまたはその他の公衆衛生危機は、COVID-19のパンデミックの時と同様に、当グループのポジションや国内および世界経済に影響を及ぼすおそれがある。

また、当グループの顧客や事業に影響を与える疾病由来の変異株が発生すれば、政府による措置が講じられる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、パンデミックや公衆衛生危機から生じるサプライチェーンの混乱およびモビリティの制約により、当グループの利益率が低下する可能性があり、顧客のキャッシュフロー、資本、流動性および資金調達需要に影響する可能性がある。これらの事象発生後の政治と経済の情勢によって、当グループの商品およびサービスに対する需要の減退、貸付その他の債権のデフォルト、不良債権および減損の増加、ならびに当グループの事業コストの増加が起きる可能性がある。これらのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

8. 買収および売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断するため、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。これには完了したサンコープ・バンクの買収などがあり、下記のリスクを伴う。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかる。これは、時には会計およびデータ処理システム、技術プラットフォームならびに経営管理の統合（または分離）とともに、従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係や契約を管理することを含む。買収または売却により重要な関係および人員の喪失があった場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

買収に関して行われたデューデリジェンスが確定的であったとの保証はなく、買収後に特定されたかかる買収に関するあらゆる重大な問題やリスクが回避または軽減されているという保証はないため、買収後に当グループに悪影響を及ぼす問題や事項が発生する可能性がある。また、買収（または売却）は、その基礎となった前提が正確であったか、または達成可能であったかわからないため、シナジー効果、コストまたはコスト節減、統合（または分離）までの時間および全体的なパフォーマンスに関して期待されるプラスの結果を生み出す保証はない。さらに、買収（または売却）は、当グループの信用格付、資金調達コストおよび追加の資金調達的手段に影響を与え、その結果、当グループの資金調達のポジションおよび流動性のポジションに悪影響を与える可能性がある。

統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、当グループまたはカウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または規制当局、株主その他の承認などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形かまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

公表済みの買収または売却が何らかの理由により完了しなかった場合、当グループの継続事業が悪影響を受け、当グループが多くのリスクに晒されるおそれがある。かかるリスクには以下が含まれる。

- ・ 金融市場が否定的に反応し、その結果、当グループの証券への悪影響およびその他の悪影響が起こる可能性
- ・ 当グループの顧客、ベンダー、従業員およびより広範な利害関係者が否定的に反応する可能性
- ・ 完了するか否かにかかわらず、当グループは、法務、会計、投資銀行、その他の専門家への報酬や事務手数料など買収または売却に関する費用を負担し、一定のコストを支払う必要が生じる可能性
- ・ 買収または売却に関連する事項に対し、当グループが他の利益をもたらす機会に充てることができたはずであった時間と資源を多大に費やす必要が生じる可能性

当グループの財政状態に関するリスク

9. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、信用供与から生じるまたはそれに関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては完全に破綻するようなケースが生じる可能性があり、これまでも生じている。

金利の上昇、持続的なインフレ、グローバル・サプライチェーンの混乱および特にリスク要因1、「政治および経済の情勢の変化（とりわけオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国（「関連法域」）におけるもの）」は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」に記載されているような政治的緊張の高まりにまつわる状況が信用関連損失のリスクに引き続き影響を与えている。信用関連損失のリスクは、上述の要因により依然として高く、全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な状況が起こればさらに増大する可能性があり、これによって、顧客またはカウンターパーティーは債務を履行できない可能性がある。このような状況には、当グループ、その顧客またはカウンターパーティーに影響を与える可能性がある銀行システム全般または特定の金融機関の安定性に対する信頼の低下、高水準の失業率、景気減速およびインフレ状態、長期にわたる高金利、当グループが担保として保有する資産の価値または当グループが保有するカウンターパーティーの商品や債務の市場価値の低下が含まれるが、これらに限定されない。

以下を含むエクスポージャーに晒されている当グループの顧客およびカウンターパーティーの一部は、特に脆弱化のおそれがある。

- ・ 継続的な高金利に著しい影響を受ける産業。
- ・ 消費者の裁量的支出に依存する産業。
- ・ 燃料供給不足ならびに航空、道路輸送・海運および農業などのコストの上昇に晒される産業。
- ・ 価格の変動に起因するデリバティブの証拠金の支払い要求の増加に晒されるエネルギーまたは商品市場の参加者。

- ・ 供給または需要の変動により商品価格の持続的な下落に晒されている採掘事業
- ・ 制裁、関税、地政学的な緊張または貿易紛争のリスクのある産業（テクノロジー、農業、製造業および海運業、資源および採取産業、通信および金融機関を含む。）
- ・ 世界的な成長の落ち込み、過剰供給およびグローバル・サプライチェーンの混乱に晒される産業。これには、リテール、ホールセール、自動車、製造およびパッケージング産業を含むがそれらに限定されない。
- ・ 商業用不動産部門（建設および請負業者を含む。）。かかる部門は、サービスビリティ（返済可能性）に影響を与え、評価額に引下げ圧力を与えている金利の急激な上昇に晒されていた。オーストラリアおよびニュージーランドにおける最近の金利引き下げにもかかわらず、評価額への影響はさまざまで、影響が浸透するまでには時間がかかる可能性がある。詳細については、リスク要因3。「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 観光業、接客業、技術、農業、小売業、医療、建設業およびサービス業など、労働力不足に直面している、ならびに熟練・未熟練双方の移民労働者の獲得に依存している産業。
- ・ 移行リスク（排出削減要件に関連する政策または市場主導の変化とそれに伴う流動性または商品およびサービスの需要の変化など）などの気候リスク、ならびに物理的な気候リスク（森林火災、洪水、暴風雨および干ばつなど）による混乱に晒される顧客および産業。保険が利用できない、または負担不能になった場合は、損失はさらに増大する可能性がある。気候関連のリスクの詳細については、リスク要因21。「将来の気象関連事象、自然の喪失、人権、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 為替相場の変動に晒されている産業および外国為替市場全般。
- ・ 規制変更および法令遵守コストの影響を受ける産業。
- ・ 生成AIや量子コンピューティングの採用および導入の増加を含む、技術的破壊に晒される可能性が大きい産業。
- ・ 銀行および金融サービス会社は、景気減速、継続的な高金利および資産価値への影響により、流動性の逼迫に晒される可能性があり、その結果、信用格付の引下げ、再編および資本増強の必要性ならびに金融機関に対する信用の喪失が生じる可能性がある。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が経済状況や世界金融市場の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

また、顧客および/またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客およびカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不完全、不正確あるいは著しく誤解を招くおそれのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

信用リスクは、顧客が信用供与に関する特定の条件を遵守しない場合にも発生する可能性がある。例えば、顧客がモーゲージ・ローンに関して十分な額の不動産保険に加入していない、またはそれを維持していない場合には、当グループの担保価値に対する悪影響や、通常なら保険でカバーされるはずの事象によって物件が損傷または破壊された状況において担保権の実行が必要となった場合に、当グループが回収できる金額に対する悪影響が生じる可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確である場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

10. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）ならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRAおよびRBNZ（ANZバンク・ニュージーランド・グループの場合）により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産（「RWA」）および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、（ ）収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、（ ）資産の伸び、（ ）RWAまたは為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変動、（ ）事業戦略の変更（買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）ならびに（ ）規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

当グループに影響を与えている、または与える可能性がある最近の健全性規則の変更の詳細については、リスク要因15。「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

11. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストに顕著な影響を与える。また、当グループの信用格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付けのアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付けのアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付もしくは格付けアウトルックの変更、本項に記載された1つまたは複数のその他のリスク、格付手法の変更またはその他の事象により、マイナスの影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付または格付けアウトルックの格下げが行われる可能性がある。当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によって影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付または格付のアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、新規に供与できる貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

12. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが（預金者への払戻しやホールセール債権者への返済を含め）期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、銀行業務に内在するものである。

市場情勢の悪化およびボラティリティならびに当グループに対する投資家の信頼の低下によって、満期を迎える債務を借り換え、タイムリーかつコスト効率の良い方法で資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。技術の進歩により、当グループに預けた資金を顧客が迅速に引き出せるようになったため、普通預金および貯蓄預金などの要求払い負債に関するリスクが加速される可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、当グループは流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。

流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながり、預金者の引出し需要や支払義務を満たす当グループの能力に悪影響を及ぼし、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

13. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および資本ならびに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債、損益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（「第6 経理の状況 - 1 財務書類」に記載の2025年度財務書類の注記18「金融資産および金融負債の公正価値」に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を測定するために、当グループは取引相場価格、現在価格の見積もりまたは市場参加者が資産と負債の評価に際して考慮すると思われる要因の影響を組み込んだその他の評価手法に依拠する。一部の非上場の株式への投資を含む一定のその他の資産は割引キャッシュフロー法または「第6 経理の状況 - 1 財務書類」に記載の2025年度財務書類に概要が記されているその他の評価技法により評価される。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および/または資本に悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも毎年1回のれん残高の回収可能性および耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産についてテストする必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器（リースから生じる使用権資産を含む。）、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産を含むその他の貸付関連でない資産をテストする必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは利益倍率計算法を使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、収益の変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれないが、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

14. 会計方針の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、これらの会計方針の多くについて選択および適用につき判断を下し、当グループが適用ある会計基準または解釈を遵守し、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映させるようにする。これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用によっても当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。当グループは、いずれかの報告期間において初めて発効する新たな会計基準の影響については、その期間に関する連結財務書類の注記において開示している。時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要があり、いずれの選択肢も関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法的小および規制上のリスク

15. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。当グループは、関連法域において業界の自主規制を含めた法律、規則および政策（「関連規制」）に従っている。関連規制は、オーストラリア政府または他の規制当局が行った調査によりなされた勧告を含む、様々な要因の影響を受ける可能性がある。関連規制はほとんどまたは全く知らされることなく行われるものを含め、絶えず変更されており、通常、要求される遵守の範囲、規模、複雑さ、コストおよびスピードは増していく。関連規制の変更とそれに伴うコンプライアンス（法令遵守）コストの増加は、当グループの収益性に影響を及ぼし、当グループが直面する競争レベルを変化させ、当グループの事業の一つまたは複数の要素を遂行する能力に影響を及ぼす可能性がある。さらに、関連規制を遵守していない企業に対して強制措置を講じるよう規制当局に対する圧力が強まっている。関連規制の複雑さが増し、違反に対して制裁やより厳しい金銭的処罰の傾向が強まれば、当グループの業績や評判に悪影響が及ぶ可能性がある。

関連規制により、当グループの事業環境が影響を受け、当グループに多大なコンプライアンス・コストが生じる可能性があり、また実際に生じている。当グループが関連規制を遵守できなかった場合や関連規制変更に対処できなかった場合、規制当局の調査、訴訟、法律上もしくは規制上の制裁、国民の批判、財務損失もしくはレピュテーションの喪失、当グループが事業を行う能力の制限、罰金またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは刑罰につながる可能性があり、これらのいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

最近の重要な規制動向には以下が含まれる。

- ・ 2025年4月、ANZBGLは、当グループ全体の非財務リスク（「NFR」）管理慣行およびリスク文化における不備に関連して、APRAと裁判所執行可能確約（「CEU」）を交わした。
- ・ 2025年9月15日、ANZBGLは、オーストラリアの「マーケッツ」および「オーストラリア・リテール」事業について、個別の規制調査の対象となっていた5件の問題を解決するため、ASICと契約（「和解合意」）を交わした旨発表した。この和解合意はオーストラリア連邦裁判所の承認を得ることを要し、これに基づきANZBGLは総額2億4,000万豪ドルの制裁金を科されることになる。

CEUおよび和解合意により、当グループに対する規制当局の監視が強化され、非遵守の場合には、財務または評判に関する潜在的な影響を含め、当グループが受けるリスクが高まる。ANZBGLがCEUまたは和解合意に基づく義務を果たさず、その結果として（オーストラリア連邦裁判所によって命じられる）制裁金が発生した場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

最近の関連規制に関するテーマには、金融機関の健全性の状態、自動化された意思決定およびAI利用の透明性の向上、顧客の保護、規制環境ならびに情報の保護および利用などがある（が、これらに限られない。）。下記に、当グループのポジションに影響を与える可能性のある最近または将来に生じる可能性のある規制変更の例を示す。

健全性規則

健全性規則の変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の負担が必要となり、および/または1つもしくは複数の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループのポジションに影響を与えまたは与える可能性がある最近の健全性規制には、以下のものを含む。

- ・ 金融のレジリエンス： APRAは、2023年1月1日、ADIに対する新たな銀行の自己資本フレームワークを導入し、オーストラリアの基準と国際的に合意されたバーゼル3の要件の整合を図っている。2024年12月、APRAは、APS第110号「自己資本比率」、APS第116号「自己資本比率：市場リスク」について最終的な基準を公表し、両基準とも2025年1月1日に発効した。その他の主要な規制変更には、2025年1月1日より発効したAPS第330号「情報公開」、2025年7月1日に発効するAPS第210号「流動性」、2025年10月1日に発効するAPS第117号「自己資本比率：銀行勘定における金利リスク」が含まれた。APRAは引き続き、APS第210号「流動性」、CPS第220号「リスク管理（気候リスクの組み込み）」、CPS第510号「ガバナンス」、健全性の枠組みにおけるAT1資本商品の廃止およびCPS第520号「適格性」の改訂について協議し、最終決定を行う。APRAはまた、金融システム全体にわたる相互のつながりを把握するため、初のシステムワイドなリスク・ストレステストを開発している。ストレステストは、2025暦年下半期に実施される見込みで、規制上の変更をもたらす可能性がある。APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、ADIの「問題なく強固」に関する自己資本フレームワークの見直しに関連して行ったAPRA健全性基準へのすべての変更による総合的な結果は、依然として不明である。
- ・ オペレーショナル・レジリエンス： CPS第230号「オペレーショナル・リスク管理」の詳細については、リスク要因25、「非財務リスク事象（NFR）は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 破綻処理計画： 健全性基準CPS第900号「破綻処理計画」（「CPS900」）が2024年1月1日に発効した。CPS900は、重要な金融機関を含む一定の企業に対し、APRAと協力して破綻処理計画を策定することを要求しており、これにより、企業が債務不履行に陥る、もしくは陥る可能性が高い場合、または支払停止に陥る、もしくは陥る可能性が高い場合に、APRAが秩序をもって企業を処理できるようになる。
- ・ 損失吸収力： 2021年12月2日、APRAは、ANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBの損失吸収力に関する要件を最終化し、かかるオーストラリアのD-SIBに対し、2026年1月1日までにその最低所要自己資本合計をRWAの4.5%引き上げるよう要求している。AT1資本に対するAPRAのアプローチによる自己資本要件の変更（下記参照。）を除くと、総Tier2比率は6.5%に増加する。APRAは、主にその他Tier2資本によってこの要件が充足され、上位の資金調達において相当額の減少があると予想している。追加の所要自己資本合計額は、2026年1月1日以降の当グループの実際のRWAに基づいて決定される。

2024年12月に、APRAは、危機時における銀行資本の簡素化と有効性の改善を図るため、2027年1月1日からAT1資本商品の使用を段階的に廃止することを確認した。APRAは、2025年12月に、AT1資本商品の除外を実施し、かつ当該除外の影響を取り扱うために銀行の健全性枠組みに加える関連のある技術的変更を完了した。協議文書に規定されていたように、当グループのような国際的に活動する大規模な銀行で、信用リスク資本要件に対する内部格付に基づくアプローチの使用についてAPRAの承認を受けた銀行（「先進的な」銀行）は、以下のことが要求される。

- ・ AT1資本1.5%という現行の要件を、CET1資本0.25%およびTier2資本1.25%に置き換えること。
- ・ CET1資本要件の下限を4.5%から6.0%に引き上げるが、資本保全バッファ（「CCB」）の先進的な部分1.25%を削除すること。
- ・ APRAのバッファを含む、資本要件の下限総額を18.25%（全損失吸収力（TLAC）要件を含む。）に据え置くこと。
- ・ Tier2資本要件（総損失吸収力（TLAC）要件を含む。）を6.5%から7.75%に引き上げること。

さらに、APRAは、レバレッジ比率、関連事業体のエクスポージャーに関するAPS第222号、APS第221号およびトランス・タスマンの資金調達の見直しを含むエクスポージャー制限に関して、Tier1資本を基準とすることからこれをCET1資本に置き換え、かつ、2027年1月1日を効力発生日として最低レバレッジ比率を3.50%から3.25%に0.25%削減することとした。当該変更によれば、当グループの上記指標に基づくエクスポージャー分の資金調達能力は低下する見込みであるが、当グループへの影響はかかる指標下での実施日現在の資金調達能力に依存することとなる。APRAの協議文書には、関連事業体のエクスポージャーに関するAPS第222号、APS第221号またはトランス・タスマンの資金調達の取り決めの変更の影響を受けるADIは、APRAと調整の可能性について協議できる旨が記載されている。

- ・ RBNZの更新後の自己資本要件： 2019年、RBNZは、ニュージーランド国内で設立登録された銀行に適用される自己資本要件を改定することを決定した。改定後の要件の実施は2021年から進行中であり、ANZバンク・ニュージーランド・グループが保有すべき資本の大幅な増加が要求されている。追加の増加の要求が2028年7月まで段階的に実施される見込みであったが、RBNZが銀行向け主要資本要件のレビューを行っているため、そのまま実施されない可能性がある。RBNZは、2025年8月に公表した協議文書において、特定の貸出形態に対してより低く、より細分化された標準リスクウェイトを導入し、AT1資本を資本の枠組みから除外することを提案した。RBNZはまた、ニュージーランドのシステム上重要な銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）の資本要件について、2つの選択肢の可能性を提示した。
 - ・ 選択肢1では、CET1資本の最低資本比率要件を14%とし、最低自己資本比率合計を17%とすることが提案されている。
 - ・ 選択肢2では、CET1資本の最低資本比率要件を12%、最低自己資本比率合計を15%、損失吸収力（「LAC」）要件（その形態はまだ未検討）を6%とすることが提案されている。選択肢2に基づく、すべてのTier2およびLAC商品はANZBGLに対して発行されることが要求される。

RBNZは、いずれの選択肢も完全に実施されれば、2019年の資本要件決定よりも平均資金調達コストが低下すると見込んでいる。RBNZは、2025年末までに最終決定を下す意向を表明している。上記の見直しがANZバンク・ニュージーランド・グループおよび当グループに与える影響は不明である。

- ・ ニュージーランドの条件付資本商品： 2021年前に発行された条件付その他Tier1資本商品（「条件付AT1商品」）は2028年7月1日までの移行期間中に段階的にRBNZの適格規制資本としての取り扱いの対象からはずれていく。条件付AT1商品の最大適格規制資本額は、2021年9月30日における合計残額（「条件付AT1ベース」）から、2022年から2028年の各年の1月1日における条件付AT1ベースの12.5%を控除した額であり、2028年7月1日からは、条件付AT1商品は適格でなくなる。ANZバンク・ニュージーランドが有している条件付AT1商品は1つである。

その他のオーストラリアにおける規制

当グループに影響を及ぼしている、または将来及ぼす可能性がある、オーストラリアの規制に関する最近のその他の進展には、以下のものがある。

- ・ 気候関連開示： オーストラリアでは、基準の範囲内に含まれる大企業から中規模企業に対して報告義務要件を導入する法案が可決された。ANZGHLおよび当グループを含むその子会社は、2025年10月1日から開始する各年次報告期間において気候関連開示を作成することが求められている。法案では、とりわけ、気候関連のリスクと機会、シナリオ分析、気候関連移行計画ならびにスコープ1、2および3の排出を開示するよう企業に要求している。スコープ3の排出の開示要件は2026年10月1日以降の年次報告期間において求められる。保証の要件については段階的に導入されていく。最大で3年間は限定的な修正責任の枠組みが適用される。ANZGHLとその子会社（当グループを含む。）は、気候関連開示に関する報告および法令遵守に伴うコストの増加と監視がさらに強化される可能性に直面するおそれがある。
- ・ プライバシー： 2024年11月、オーストラリア議会は、2024年プライバシー等改正法を可決した。この法律により、1988年プライバシー法見直しについての最終報告書（強制執行および自動化された意思決定の透明性の向上に関するものを含む。）において提案された改正の第一段階が実行され、さらなる実質的な改革が、よりの絞った協議において話し合われる。これらの改正は、当グループの個人情報の使用方法と、プライバシー義務を執行するのに利用される手段（新たな民事罰を含む。）に影響を与える可能性がある。上記は、オーストラリア情報コミッショナーによる、重大または反復的なプライバシー侵害の申し立てに対する執行措置が、オーストラリア連邦裁判所においてますます活発化していることが背景となっている。
- ・ サイバーセキュリティ： 2024年11月、オーストラリア議会は、サイバーセキュリティ法と2018年重要インフラ・セキュリティ法を改正する法案を可決した。これらの改正には、企業のランサムウェア報告義務とサイバーセキュリティ大臣の結果管理権限の強化が含まれる。これとは別に、オーストラリア政府は、デジタル・アイデンティティ・サービスを提供する企業の認可スキームを確立するための法案を可決し、関連の規則と基準の協議を行っている。同法案の遂行により当グループにおけるコストが上昇し、規制上の執行手続きが生じる可能性があり、例えば、当グループがデジタル・アイデンティティ・サービスのプロバイダーとなること、または顧客向けのオンボード・プロセス（研修プロセス）の一環としてデジタル・アイデンティティを利用することを希望する場合、その結果として、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・ フィジカル・バンキング（物理的な銀行業）： 2025年2月、オーストラリア政府は、地域の銀行サービスが引き続き利用できるように「銀行によるコミットメントを確約させた」とし、地域における目的に適合した持続可能な銀行サービスの利用を長期にわたって確保するための取り組みを継続していくと発表した。また、オーストラリア政府は、必要不可欠な商品やサービスを提供する事業者（小規模事業者を除く。）が、直接本人から支払いを受ける場合には現金支払いを受け付けるよう義務付けることについて協議している。かかる義務の実施には、現金輸送の支援策が必要となる可能性が高く、当グループのコストの増加に結び付くおそれがある。これとは別に、ACCCは、オーストラリア銀行協会（ABA）、その加盟銀行およびその他関連業界参加者に対し、オーストラリア経済全体における現金の物理的流通を維持する取決めについて議論して策定し、特定の事業継続対策を実施することについて暫定的な許可を与えている。ABAが行った許可の申請は、オーストラリアの現金輸送サービスの大手供給業者であるアーマガードが、現金の使用が減っていることから当業界は現在の形態では持続可能でないという懸念を示したことを受けたものである。現金輸送サービスの中断は、顧客に現金を提供する当グループの能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。現金輸送に関する措置（事業継続対策を含む可能性がある。）により、当グループの費用が増大する可能性がある。

- ・ 金融説明責任体制（FAR）： ANZGHL、ANZBGL、サンコープ・バンク、ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュランス・ピーティーワイ・リミテッドおよびANZスタッフ・スーパーニュエーション（オーストラリア）・ピーティーワイ・リミテッドは、金融説明責任体制（「FAR」）による規制を受ける説明責任を負う主体となっている。FARの下では、説明責任を負う主体、それらの重要な関係会社、および特定の個人（上級役員および取締役を含む。）は、強化された説明責任の義務を負ったり、影響を受けたりする。FARに伴い当グループが負う潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに取締役および上級役員を引き付け、維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。
- ・ 支払い： 2024年11月、オーストラリア政府は「小切手移行計画」を発表し、2029年のオーストラリアの小切手制度廃止に向けて、オーストラリア政府が産業界に期待することが述べられている。2024年10月にオーストラリア政府は、オーストラリア準備銀行（RBA）による協議ならびに小規模企業および消費者の双方がコスト低下の恩恵を確実に受けられる十分な措置を講じられることを条件として、2026年1月1日からデビットカード取引に対してサーチャージを課すことを禁止する準備が整ったことを発表した。2025年7月、オーストラリア準備銀行は、サーチャージの禁止と、カード発行銀行から加盟店契約銀行に課されるインターチェンジ手数料の引き下げに関する提案について協議を開始した。実施された場合、インターチェンジ手数料の変更は当グループの財政に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 最終補償制度（CSLR）： 2025年8月、オーストラリア政府財務省は、CSLRの2025-26年度徴税期間（2025年7月1日から2026年6月30日まで）において、金融アドバイス部門の2,000万豪ドルの上限を超える4,730万豪ドルの超過請求分に対処するために金融サービス担当大臣が採れる選択肢について協議を行った。CSLRの下では、4つの金融サービス部門（金融アドバイス、クレジット提供者、クレジット仲介業者および証券ディーラー）が、それぞれの部門についてCSLRに提出された請求額を基準に算出される最大2,000万豪ドルの年間賦課金を拠出することが要求される。大臣が超過分に対処するための選択肢には、1つまたは複数の金融サービス部門に対する「特別賦課金」の課税も含まれる。金融サービス担当大臣が特別賦課金を課す場合、当グループの財政に悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・ 税制改革： 2025年8月、生産性委員会は、売上高が10億豪ドル未満の企業に対して法人税の標準税率を30%から20%に引き下げ、企業の利益に対して5%の新たな純キャッシュフロー税を導入することを提言した。純キャッシュフロー税は利息の支払いを除外するため、生産性委員会は金融サービスへの課税方法について異なるアプローチを検討している。同委員会は、簡単な選択肢として法人税率を引き上げることを提案した。生産性委員会が当グループの税務負担に悪影響を及ぼす可能性のある提言を行う可能性がある。
- ・ 在宅勤務： ビクトリア州政府は、特定の従業員に対して最低週2日の在宅勤務権を認める法案について協議している。これが実施されれば、当グループの従業員管理における柔軟性が制限される可能性がある。
- ・ 企業結合規制の義務化： オーストラリアの競争法改正により、2026年1月1日以降、当グループの将来の取引は、これまでより多くの案件についてACCCへの届出が義務付けられることになる。かかる改正により、当グループでは手続きの更新が必要となり、将来の取引においてコストの増加や遅延が生じる可能性がある。
- ・ 金融犯罪： マネーロンダリング防止、対テロ資金、スキームおよび制裁措置に関する最近の規制上の進展については、リスク要因17、「マネーロンダリング防止、対テロ資金、制裁およびスキームに関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

その他のニュージーランドにおける規制

ニュージーランドの政府および規制当局もまた、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な法律上および規制上の変更について提案または実施している。

預金受入機関法は、危機対応準備についての新たな基準に関するものを除き、が2028年12月後半に全面施行される予定である。RBNZは、預金受入機関法の施行を支援するための政策、基準および規制を策定するための複数年にわたる作業計画に着手している。預金受入機関法が導入した預金者補償制度（DCS）は2025年7月から開始され、預金受入機関が破綻した場合には、一機関につき預金者一人当たり対象預金の10万ニュージーランドドルまでが保護される。

ニュージーランド政府は、NZ CDR制度を導入している。ANZバンク・ニュージーランド（およびニュージーランドにおいてシステム上重要とみなされている他の3つのニュージーランドの銀行）は、2025年12月1日から新たな要件を満たすことが求められる。リスク要因2、「当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

上記の変更は、ANZバンク・ニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

16. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2025年9月30日現在、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」に記載の2025年度財務書類の注記31「コミットメント、偶発債務および偶発資産」に概要が記載される事項に関する偶発債務を有していた。注記31は特に以下の事項を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ 南アフリカの金利に関する訴訟
- ・ オーストラリアのマーケティング事業およびリテール事業の問題に関するASICとの和解（「和解合意」と定義される。詳細については、リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）
- ・ NFR管理に関する裁判所執行可能確約（CEU）（「CEU」と定義される。詳細については、リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）
- ・ OnePathの年金に関する訴訟
- ・ ニュージーランドのローン情報に関する訴訟
- ・ 担保回収の訴訟
- ・ 保証、補償およびパフォーマンス管理費

当グループは、国内外の規制当局ならびにその他の法定機関および監督機関と定期的に意見交換を行っている。これらの規制に関するやり取りの性質は広範囲にわたり、規制当局による調査、監視および見直し、報告対象の事態、公式および非公式の照会ならびにオーストラリア、ニュージーランドおよび世界における規制当局による監視活動が含まれる可能性がある。当グループはまた、業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として、その時々規制当局その他機関からの通知や情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示を行っている。

当グループが規制当局と意見交換する事項は近年増加している。最近のやりとりには以下の事項に関するものを含む。

- ・ 市場における取引とデータ報告。上記の和解合意の一環として、ANZBGLは、ASICの5件の個別の調査を解決したが、それには、オーストラリア債務管理庁（「AOFM」）による10年物トレジャリー・ボンドの2023年の発行におけるANZBGLの業務執行およびAOFMに対してANZBGLが行った流通債券市場の取引高データの報告中の誤りへの調査が含まれた。
- ・ オーストラリア・リテール部門におけるASIC関連事項解決プログラム。同プログラムは、複数の領域を対象としており、具体的には、ANZBGLのオンラインセーバー商品、経済的困難対応プロセス、遺産、違反報告、事象管理、顧客救済および苦情対応などがある。
- ・ 共通報告基準（CRS）および外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく義務、プロセスおよび報告。
- ・ マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、プロセスおよび手続き。例えば、近年においてAUSTRACは、ANZBGLおよびサンコープ・バンクに対して審査および調査を行った。AUSTRACにより特定された多くの潜在的な法令不遵守事項には、AUSTRACに対する定期的な報告を伴う継続的な改善プログラムの対象となっている。当グループは、マネーロンダリング防止 / 対テロ資金（AML / CTF）の遵守に関する問題の自己特定とAUSTRACに対する報告を継続的に行っており、改善活動に関しての最新情報を定期的にAUSTRACに提供している。
- ・ 特定の商品における金利および手数料の適用ならびに金融説明責任体制などのNFR管理慣行。

当グループの規制当局とのやり取りに関連して生じる可能性があるエクスポージャーには、民事強制措置、刑事訴訟手続き、罰金、資本要件または流動性要件の賦課、顧客救済、独立審査の実施要件、制裁その他の規制権限の行使が含まれる可能性がある。

規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客、第三者および株主に対するエクスポージャーも発生する可能性があり、これらには補償その他の救済のためのクラス・アクションまたは請求が含まれうる。

これらの潜在的な規制、顧客およびその他のエクスポージャーの結果や関連する費用の総額は不明である。

しかしながら、偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

17. マネーロンダリング防止、対テロ資金、制裁およびスキームに関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止、対テロ資金、制裁およびスキームに関する法令は、近年において複雑さを増している。規制変更ならびに国内外で取られる制裁および強制措置の拡大は、引き続き当グループが注視している事項である。

・ マネーロンダリング防止 / 対テロ資金（AML / CTF）

オーストラリアのAML / CTF規制当局であるAUSTRACは、報告事業体が2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「オーストラリアAML/CTF法」）と2007年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策規則文書（第1号）に基づく義務を理解して遵守することを確保するために、その規制手段と権限を用いている。「報告事業体」とは、銀行口座開設など少なくとも1つの「指定サービス」を顧客に提供する法人を指す。これまで、AUSTRACは、他の主要国内銀行に対して2件の罰金を伴う民事罰を課しており、これらの銀行に判明した不備を是正するよう求めた。AUSTRACはまた、報告事業体が法令遵守を怠った時には、強制執行可能な約束や違反通知を行使している。

2024年11月、オーストラリア議会は、オーストラリアAML/CTF法を改正する法案を可決し、これにより、AML/CTFプログラム、リスク評価、カスタマー・デューデリジェンス（CDD）（顧客管理）、疑わしい取引報告、取引閾値報告および価値移転（現在はInternational Funds Transfer Instructions（国際資金移転指示）として知られる。）に関するものを含む法的要件が変更された。2025年8月には、最終的なAML/CTF規則がオーストラリア議会によって制定された。移行措置がない場合、これらの改正の大部分は、当グループ内の報告主体を含む現行の報告主体に対して2026年3月31日に発効する。これらの改正へ完全に遵守するには、報告主体のデューデリジェンスおよび報告システム、ならびに関連する方針および手順の複雑な技術的アップグレードが必要となる見込みであり、複数年にわたるプロセスになると予想されている。このため、AUSTRACは、現行のタイムラインが業界全体に与えている時間的な課題を認識しており、段階的な導入について業界と協議を行うことに加え、即時の遵守は期待していないものの報告主体が導入に向けて持続的な進捗を継続的に示すことを期待していると述べている。AUSTRACの期待に沿い、最終的なAML/CTFの法的要件に基づく新たな義務に対応するため、当グループは導入計画を策定し、AML/CTFプログラムに変更を加える予定である。当グループのAML/CTFプログラムの変更が当グループに与える影響は不明であり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

ニュージーランド政府も2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法（ニュージーランドAML/CFT法）の見直しに着手した。規制は3段階に分けて導入された。三段階からなる規制のうち、2023年7月に第一段階（主に定義の変更と明確化で構成される。）が開始された。規制の第2段階は2024年6月に施行され、様々な既存の義務（カスタマー・デューデリジェンス（CDD）、より厳格な顧客管理（EDD）および現行のデューデリジェンス要件を含む。）に変更が加えられ、新たな義務（規定取引報告に関する特定の記録義務を含む。）が導入された。規制の第3段階は2025年6月に発効し、顧客のリスク格付に対してさらなる義務が導入された。さらなる改革が3つのワークストリームを通じて当初のニュージーランドAML/CFT法を改正することにより行われる予定である。第一のワークストリームで行われる重要な変更には、カスタマー・デューデリジェンス、カスタマー・スクリーニングおよび住所検証要件が含まれる。第二のワークストリームでは、報告事業体に対する課税を導入し、AML/CFT監督モデルにおける監督機関を3つから1つに統合する。第三のワークストリームでは、拡散金融規制の制度への取り入れを含む追加の変更が行われる。改革の結果について現段階では明確な見解はないが、改革の過程において当グループに新たな規制要件が課され、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

また、RBNZは、ニュージーランドのAML/CFTに関する法律の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べている。他の規制当局（アジア太平洋地域を含む。）もAML/CTFに関する法律の不遵守に対して措置をとる傾向が強まっており、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

・ 制裁

対外的な制裁および輸出管理の状況が複雑さを増し続ける中、規制当局の要求も拡大しており、多くの規制当局が不遵守に対する強制執行に注力している。2022年2月にロシアとウクライナにおける紛争が始まって以来、世界的に展開されている制裁回避ネットワークの関係者を含む、個人および組織を対象とした規制当局による制裁の発動が続いている。2025年10月、欧州連合（EU）、米国および英国は、いずれもロシアに対して新たな制裁や制裁の拡大を、エネルギー部門に重点を置いて実施した。米国と英国がロシアの最大手石油会社2社を対象に全面的な遮断制裁および指定措置を発動した一方、EUの第19次制裁パッケージでは、ロシア産液化天然ガスの包括的禁止を課し、重要な物品や技術に対する輸出入規制を拡大し、サービス（AIおよび量子コンピューティングを含む。）、金融メッセージングシステムおよび暗号資産に対する新たな制限を導入した。最近の規制の進展により、二次制裁の範囲が拡大され、ロシアを含む制裁対象の団体や法域に関して重要な支援を提供したり、重要な取引を促進する金融機関も対象に含まれるようになった。このような活動に関与する機関は、適用される制裁制度の下で制限措置を受けるおそれがあり、これには主要な金融システムへのアクセス喪失、資産凍結その他の制裁措置などが含まれる。当グループは、これらの制裁措置の影響を判定し評価するために取り組んでいる。企業は、二次的な制裁リスクを考慮に入れつつ、ロシアまたはロシア所有もしくはその支配下の団体との直接・間接の事業活動に関してリスク選好度評価を続けている。その結果、企業は提供する事業サービスの種類を調整したり、場合によっては事業サービスの提供を停止する可能性がある。

2025年9月、フランス、ドイツおよび英国がイランの核合意義務に対する不遵守を正式に認定したことを受け、国連は包括的共同作業計画（JCPOA）の「スナッフバック」メカニズムに基づき、イランへの制裁を再発動した。これらの制裁は、米国による既存の制裁と合わせて、イランの核兵器取得を阻止し、その地域的影響力を抑制し、イランの石油輸出をゼロに追い込むことを目的とした包括的な制裁と外交戦略を形作るものである。さらに、イランの海運ネットワーク、第三者仲介者、関連する個人や企業に対する制裁の数は増え続けている。当グループは、イランに関わる取引を引き続き包括的に禁止している。

以前はオーストラリア、米国、欧州およびその他の主要なパートナーの間では外交政策目標に関連する制裁について協調する側面がみられたものの、異なる体制間や個別具体的な制限に対しては微妙な差異がみられる。例えば、米国、EUおよび英国は、最近においてシリア・アラブ共和国に対する制裁の緩和に向けた顕著な措置を講じているが、これは国際政策における重要な転換を表している。2025年11月、オーストラリアは、アサド後のシリアの移行と復興を支援する世界的な取り組みに沿って、シリアの金融およびエネルギー部門に対する自律的制裁を緩和した。オーストラリアは、アサド政権の元メンバーに対する対象を絞った金融制裁を維持している。当グループは、シリアに関する取引の包括的な禁止を維持しているが、この対応を見直す予定である。各組織は、世界の同盟国間の制裁政策の違いに伴うリスクを評価し、それらリスクを管理するために適切な対応を取ることを続けている。

・ スキヤム（信用詐欺）

スキヤムは、金融サービスその他のセクターにおいて引き続き蔓延しており、急速に進化している。2025年2月、オーストラリア政府のスキヤム防止フレームワーク（「SPF」）が国王の裁可を受け、銀行、電気通信事業者およびデジタルプラットフォームに新たな義務を課し、組織がどのようにスキヤムを管理、防止、検知、報告、途絶および対応するかに関する期待事項を定めた。

2025年11月、オーストラリア政府は、スキヤム協議パッケージを公表し、SPFの導入に向けて業界からのフィードバックを求めている。SPFは2026年7月1日に運用を開始し、2027年末までに銀行、電気通信事業者および特定のデジタル・プラットフォームに対して全面適用される予定である。ANZBGLは、かかる協議パッケージについて検討を進めており、提案された規範や規則に関して2025年12月末までに（オーストラリア銀行協会を通じた提出も含め）提出を行うことを目指している。

様々なレベルや種類の金融犯罪についての綿密な監視が当グループ全体にわたって続けられている。当グループの規模および複雑性ならびに複数の改革が進行中であることを考慮すると、不遵守リスクは引き続き高い。仮想資産サービス・プロバイダー（例えばデジタル通貨の交換業者およびウォレット・プロバイダー）により提供されるもの等の新興技術ならびにフィンテックやその他のディスラプターを通じますます複雑化する送金の取決めにより、資金の流れを追跡し、関連取引の監視を進め、報告義務を満たす当グループの能力が制限される可能性がある。当グループの技術の複雑性ならびにAML/CTFおよび制裁遵守において機能するシステムの変更の頻度の増加により、当グループは、システムおよび制御への影響を特定できないリスクに晒されている。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、テロ資金調達、スキャンその他の重大な犯罪に対抗するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員に財務上、法的およびレピュテーションの面で深刻な影響が及ぶ可能性がある。

当グループがAML/CTF、制裁措置およびスキャンに関する規制当局の期待に応えられない結果、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、レピュテーションの毀損および一定の法域で事業を行うことの制限などが発生する可能性がある。これらの結果によっては、個別または集团的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループが海外業務を行っていることにより、当グループに対する規制当局からの監視が強化され、法令遵守コストが増加する可能性がある。

法律、規則への不遵守や規制当局の期待に応えられないことに関連するリスクの詳細については、リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

18. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。法域の一部では、通貨政策が全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因3、「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因9、「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

19. グローバル顧客の税務の透明性に関する制度により課される現在進められている広範囲に及ぶ「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（AEOI）」義務に関し、継続的で多額の法令遵守（コンプライアンス）コストが生じることが、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

すべてのグローバルな金融機関（「FI」）（当グループ内のFIを含む。）による、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）、経済協力開発機構（OECD）の共通報告基準（CRS）およびこれらに類する租税回避対策制度に基づくグローバル顧客の税務の透明性に関する制度への遵守に関して、引き続き強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。これらは、強制執行や罰則の世界的な規制による動きや、追加的なコンプライアンス枠組み要件、コンプライアンス評価要件、調査、オンサイトの金融機関監査、証拠に関する要件、回避の封じ込め、不遵守の阻止、検出および罰則の賦課を目的とした詳細な規則および枠組みの規制による実施の強化が含まれている。継続中のOECD諸国の政府レベルでの相互審査ならびに米国内国歳入庁（IRS）および規制当局によるFIのコンプライアンス審査/監査要件によりFIに対する監視は強化されているため、世界中でFIには予定外の作業負荷が増している。不遵守の防止および処罰のために罰金制度が十分であることを確保するよう、各CRS採択国はOECDにより迫られている。

当グループは世界的に相関関係が存在する事業環境で事業を展開するFIであるため、各国の様々な制度の実施に伴う義務が高度に複雑かつ厳格な性質を有するものであることは当グループのオペレーショナル・リスクやコンプライアンス・リスクを高めている。国際的な規制遵守の枠組みが成熟し、規制当局が執行（金銭的制裁を含んだり、その他のより一般的な税務リスクの枠組みに影響する可能性がある。）に重点を移しているため、不遵守となった場合には多額の制裁金の要求や評判の失墜につながる可能性がある。したがって、グローバル顧客の税務の透明性に関する制度の遵守は、当グループにとって主要な関心分野であり、大きなコストを発生させている。

FATCAおよびその他の関連する米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するように求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている開発途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、実施や遵守のための基準や証拠に関する要件の導入は引き続き困難である。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について、さらに広範な「裏付けのある信頼関係」による結論および多額の罰金と共に、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の広がり続ける大幅な差異に対処しなければならない。
- ・ 規制当局の取り組みの重点がFIの効果的な実施へ移ったため、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。このような規制強化は各国で異なるペースで行われているが、影響を受ける顧客にとって重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖ならびに顧客への直接的な罰則の可能性を含む。）につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIが同様のことを履行しない場合には重大な競争上の不利益および事業上の損失が生じる可能性がある。
- ・ 凍結および閉鎖の影響により不当に扱われたと感じる顧客により、法的責任や第三者賠償責任に晒される可能性が高まるなど、顧客成果の悪化に直面するが、これはとりわけ当グループが規制上の問題を顧客に明確に伝えていなかったり、（例えばデータやプロセスの誤りにより）不正に口座を凍結または閉鎖した場合に起こる可能性がある。
- ・ 仲介機関に関連する複雑な要件が絡む多くの実施上の課題に引き続き対処しており、このことがまた、規制上の影響を受けるリスクを高める可能性がある。
- ・ OECDの暗号資産等報告枠組み（CARF）および改正された共通報告基準（CRS）に関連する規制変更の実施が、当グループが事業を展開するほとんどの法域で差し迫っている状況に直面している。導入スケジュールが統一されていないため、各法域で異なる開始日が適用されることとなる。

当グループ、サンコープ・バンクおよびANZバンク・ニュージーランド・グループの規模および複雑性は、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不遵守を犯すリスクが引続き高いことを意味している。最近では、CRSおよびFATCAに関する義務、手続きおよび報告（該当する場合）について、オーストラリア税務当局、ニュージーランド内国歳入庁その他の現地規制当局との間でやり取りが行われている。主要な人材および重要な特定分野の専門家の流出と共に、資格を有する後任者の発掘という課題は上記義務への不遵守リスクを増大させている。実施されたプロセスを上手く運用できない、または義務のすべてを特定および履行できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務およびレピュテーション面への影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上制裁、民事上の請求、是正措置、システムやプロセスの修正、レピュテーションの毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。

自然災害および現在も続く地政学的事象からの継続的な影響のような外的要因により、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを困難なものとなり（予定外のスタッフの欠勤を含む。）、規制当局が期待するエラー率ゼロの達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、当グループの規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。企業自身の税務上の申告や納税に関連する当グループの国際的な税務上の義務も同様に影響を受ける可能性がある。外的要因がもたらす継続的な課題にFIが対応することを規制当局が期待していることから、世界の規制当局から当初受けていた寛容な対応は、厳格化または撤回が続いており、このため、規制上の義務を履行するにあたっての不備や遅延が起きた場合の結果として、規制当局による監督、関連する罰則およびレピュテーションへの影響が発生するリスクがさらに増している。

これらの影響は、個別的または集会的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

20. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な法域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

21. 将来の気象関連事象、自然の喪失、人権、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気象関連事象（自然災害を含む。）、地質学的事象（火山・地震活動または津波等）、自然の喪失（種の絶滅や減少、生態系の悪化に起因するものを含む。）、植物、動物および人間の疾病またはCOVID-19などのパンデミックならびに人権リスクなどから生じるESGリスクに晒されている。これらはそれぞれ、当グループの事業および顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある。

気候関連の物理リスクは増加しつつあり、世界の平均気温の上昇や、恒常化している異常気象の影響を通じて観測されている。気象関連事象には、暴風雨、森林火災、サイクロンおよび洪水などが起こり得る。気候パターンの長期的な変化には、海面水位上昇ならびに気温および降雨量（干ばつを含む。）の変化などがあり得る。これらの事象による影響は、二次的影響も含めて拡大する可能性がある。例えば、干ばつが経済に与える影響は、一次生産者のみならず、農業部門への供給業者を含む当グループの他の顧客や、影響のあった地域に居住しその地域内で事業を営む者にも及ぶ可能性がある。この結果、直接的または顧客に対するこれらの事象が及ぼす影響を通じて、当グループは気象関連事象に晒される可能性がある（リスク要因22. 「直接または間接に気候リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）。

当グループがさらに理解を深めるよう努めている新たなリスクに自然リスクがある。自然リスクは、自然に重大な影響を与える、または自然に依存する顧客への融資から生じる可能性がある。また、これらのリスクは法律や規制の変更によっても起こる可能性があり、これが直接的にまたは当グループの顧客を通じて間接的に当グループに影響を与える可能性がある。これらのリスクの管理を怠った場合、財務およびNFRにつながり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

人権リスクは、当グループの人員の安全と安心、労働上の権利、現代の奴隷制、プライバシー、汚職と贈収賄、環境保護および土地の利用と権利に関して生じる。当グループは、リスクベースのデューデリジェンスにより、人権リスクと当グループのビジネス関係に関連する影響を特定している。これらのリスク管理ができない場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

気候変動、自然、人権、またはその他のESGリスクに関連する法令に加えて、株主、従業員および利害関係者の見解により、当グループが一定の活動に従事するかまたは一定の商品を提供するか否か、およびそれらを行う条件に影響が及ぶ可能性がある。その頻度および深刻さによっては、これらのリスクは、当グループの支店もしくはビジネスセンターなどのサービスまたは他の当グループのサービスの提供を中断または制限する可能性がある。また、当グループの財務状態または顧客に対して供与する信用ファシリティに関連する担保状況に悪影響を与える可能性があり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

22. 直接または間接に気候リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候リスクは、企業およびリテールの顧客に対する貸付によって引き起こされる。顧客は物理リスクおよび移行リスクによる影響を直接受ける可能性がある。これには、異常気象が顧客の事業または財産に及ぼす影響（保険料のコスト、保険金の入手可能性や保険の補償範囲の十分性の影響を含む。）、顧客の事業が行われている規制環境および政策環境の変化、新テクノロジーによる混乱、ならびにより低排出な商品やサービスへの需要の変化などがある。気候リスクは顧客のサプライチェーンに対する影響により、間接的に顧客に影響を与える可能性がある。

気候リスクは、顧客の債務返済能力に影響を与え、債務不履行の可能性を高め、「座礁資産」を生み出し、および/または担保として保有された担保物件の価値や流動性が損なわれることにより当グループの回収可能額に影響する可能性がある。熱帯低気圧サイクロン「アルフレッド」や2025年のクイーンズランドおよびニューサウスウェールズでの洪水などのオーストラリアにおける最近の異常気象が顧客に影響を与えている。

気候変動に関するリスクに対し、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。

気候リスクを当グループのリスク管理の枠組みにさらに統合および定着させ、気候変動により生じたリスクと機会の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

リスク管理、内部統制、非財務リスク（NFR）およびレピュテーション・リスク

23. コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

コンダクト・リスクは、当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の健全性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクである。

コンダクト・リスクは以下のものを含む。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 実際、潜在的、およびすでに認識されている利益相反を特定、管理および（適切な場合には）回避できないこと。当グループには、その顧客利益、当グループに有利な機密情報および内部情報の悪用、ならびに当グループ従業員の個人的利益と当グループの利益、顧客およびサプライヤーとの間の不一致を管理するための手続きと統制が整備されている。
- ・ 不適切な苦情処理または改善プロセス。
- ・ 経済的困難にある顧客に対する義務を尊重せず、遵守しないこと。
- ・ 当グループの方針および基準に反した金融市場における無許可の取引活動

オーストラリアおよびニュージーランドも含め、規制当局や地域社会は引き続きコンダクト・リスクに注目している。多様な不透明な経済情勢により、生活費の増加や可処分所得の減少が経済的余裕に影響を及ぼしつつある中、顧客は依然として経済的圧力を受けている。

これが顧客への貸付能力、および/またはすでに苦境にある顧客に提供する必要のある返済猶予の程度に引き続き影響する可能性がある。現在の経済情勢下において高まっているコンダクト・リスクを効果的に管理するため、当グループは、財政的困難に陥る可能性があり、そのため支援の強化を要する顧客の規模を引き続き監視する必要がある。このような事態が起きた場合、厳しい財務状況にある顧客が最も大きな影響を受ける可能性が高く、この状況はさらに進展しており、引き続き規制当局の優先事項となっている。当グループは、顧客損害のリスクを軽減するために、返済猶予の要求への対処と、複雑な顧客のニーズに応える適切な個々に沿った解決法の提供を引き続き行う必要がある。規制当局は、経済の課題に対応しつつ、倫理基準の遵守と消費者保護を通じたコンダクト・リスクの適切な管理を確保するため、金融機関の監視を強化している。上記の規制では、より規範的なガイドラインと、より厳格な強制執行措置などに重点が置かれている。これにより法令遵守コストが増加し、また、不遵守の場合には法的責任が生じる可能性があり、当グループのポジションに影響が及ぶ可能性がある。

金融機関の行為（「CoFI」）に関する制度は、ニュージーランドの金融機関が顧客を公正に扱うことの確保を目的としている。2025年3月31日から、これらの機関はCoFI制度により、市場業務免許の取得、公正行動プログラムの実施およびすべての消費者とのやりとりにおいて公正であることを重視する公正な行動規範の遵守が義務付けられている。ANZバンク・ニュージーランドは、これらの要件を遵守するための変更に着手しており、このために法令遵守コストが増加し、業務の変更が実施され、監視が強化される可能性がある。2025年3月には、ニュージーランド政府が金融市場行動改正法案をニュージーランド議会に提出し、もしこれが可決されれば、CoFI制度に基づく金融機関の公正行動プログラムに関する最低要件の改正が行われることとなる。CoFI制度の改正は早ければ2026年に開始される予定である。ANZバンク・ニュージーランドに対するCoFI制度の影響は依然として不明であるが、これにより法令遵守コストが増加し、また、不遵守の場合には法的責任が生じる可能性があり、当グループのポジションに影響が及ぶ可能性がある。

顧客に影響を与えるリスク事象の発生にあたり、ANZBGLには、顧客救済プログラムに対して責任を負う中央化されたチームが置かれており、かかるプログラムにはANZBGLの見直しから明らかになった行為に関する問題への対処が含まれる。同様に、ANZバンク・ニュージーランドも個別の中央化された顧客救済チームを有している。コンダクト・リスク事象により、顧客や市場の健全性が悪影響を受ける可能性があるばかりでなく、当グループが規制当局の措置、銀行業免許に制限もしくは条件を課せられ、レピュテーションへの影響にさらされる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および当グループの費用の増加を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。コンダクト・リスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因16、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

24. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが利害関係者の信頼を損ない、当グループのブランドを低下させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループのレピュテーションは貴重な財産であり、事業のイニシアチブおよび資金調達力または資本調達力に関して地域社会から受ける支援に大きく貢献している。レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの実際のまたはそのようにみなされる行為および慣行の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局および格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションに関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかつた場合、当グループはレピュテーションから生じる損害を被る可能性がある。社会の期待は、継続的に変化し進化している。期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でもレピュテーションによる損害を被る可能性がある。

社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。当グループのレピュテーションは、特に金利上昇の局面において、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。レピュテーションから生じる損害は、当グループによる効果的なリスク管理の不履行、規制当局による執行または監視措置、規制当局による調査の不利な結果によって、ならびに地域社会、環境および倫理的問題に適切に対応できないまたは対応できないとみられた場合に生じる可能性がある。当グループは随時、アクティビスト株主の行動の結果、世間の監視が強まり、レピュテーションによる損害に晒される可能性がある。オーストラリアにおいて投資家の行動主義（アクティビズム）を呼んでいる分野は主に環境および社会問題に関連しており、当グループ自身または当グループが資金提供している相手方の行動にも関心が寄せられている。

業務上の不履行および規制の不遵守または業務上の不履行および規制の不遵守とみなされることがレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 財産管理リスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）に関する失敗
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 不適切な危機管理 / 危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク

当グループのレピュテーションに対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化、規制当局による強制措置、追加的な法的リスク、ならびに新規事業機会の獲得可能性の制限への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションが損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

25. 非財務リスク（NFR）事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

NFRは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび / もしくは法の不遵守（法律、規制、業界基準および規約、ならびに内部方針を遵守して行為を行わないことを含む。）のリスクである。これはオペレーショナル・リスク、金融犯罪リスク、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク、レジリエンス・リスクならびにレピュテーションの喪失リスクを含むが、戦略リスクは含まない。

当グループのリスク分類に基づくNFRの種類には以下が含まれる：

- ・ 金融犯罪リスク（当グループの方針の不遵守または規制当局の期待に応えられないことを含む金融犯罪を助長するリスク）で、下記のNFRの課題を含む。
 - 金融犯罪（マネーロンダリング、テロ資金、制裁回避または贈収賄および汚職を助長するリスク）。リスク要因17。「マネーロンダリング防止、テロ資金、制裁およびスキームに関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

- 内部不正行為（内部関係者（当グループの従業員または臨時職員で、従業員が外部関係者と共謀して行為する場合を含む。）が企図または遂行する詐欺／盗難）。
- 社外の不正行為（当グループの従業員または臨時職員の意図的な関与なしに企図または遂行された詐欺）。
- ・ コンプライアンスおよびコンダクト・リスク（当グループが法律、規則、健全性基準、ライセンス、規範または方針を遵守しなかったこと、および顧客の利益や市場の健全性を適切に管理しなかったことにより、法的もしくは規制上の措置、重大な財務損失またはレピュテーションの喪失を招くリスク）。これは、NFRの課題であるコンダクト・リスクと規制上のリスクを含む。リスク要因23。「コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
- ・ レジリエンス・リスク（当グループ、顧客および金融システムに関する業務中断事象による重大な悪影響のリスク）で、これには、以下のNFRの課題が含まれる。
 - オペレーショナル・レジリエンス（当グループのオペレーショナル・レジリエンスに関する方針や基準を遵守できないリスク）。
 - データ（適切にデータ（顧客データ、従業員データおよび当グループの固有データなどのあらゆる種類のデータを含む。）を収集、利用、管理、維持および廃棄することができないリスク）。リスク要因30。「データ管理リスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
 - 第三者（第三者に係る関係およびリスクを適切に管理できないリスクで、例えば、第三者の商品／サービスを利用することで組織に持ち込まれるオペレーショナル・リスクを特定および軽減するための合理的な措置を講じないことなどがある。）。
 - 技術（ハードウェア、ソフトウェアおよびネットワークなどのシステムの停止に関するリスク）。リスク要因28。「ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
 - サイバーセキュリティなどの情報セキュリティ（データ／情報の喪失および盗難などの情報セキュリティ事象のリスクで、あらゆる種類のデータ（例えば、顧客、従業員および当グループの固有データ）を対象とし、また情報セキュリティ関連規則の不遵守を含む。）。リスク要因29。「サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ オペレーショナル・リスク（不適切または機能不全の内部手続き、人員、システムまたは外的事象から生じる損失のリスク）で、これには、以下のNFRの課題が含まれる。
 - モデル（経営判断情報を提供するモデルの設計、開発、使用および／または報告に基づくモデル・エラーから生じる悪影響の可能性）。リスク要因32。「モデルリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
 - 物理的な安全性（当グループの物的資産の損害のリスク）。
 - 取引の処理および実行（取引およびその他の手続の適正および適切な処理、管理および実行の不備）。
 - 人材（雇用法制への違反、従業員関係の管理の瑕疵、安全な労働環境の確保不足のリスク）。
 - リーガル（法的手続および法的プロセスを誤って実施するリスク）。
 - 法定報告および税金（法定報告の要件および税金の申告／報告の要件を充足できないリスク）。
 - 変革の実行（計画、実行、ステークホルダーとの関与および定着における不備により、変革イニシアチブが意図した成果を達成できないリスク。このリスクは、当グループの戦略的優先事項に関係する。）。

APRAの健全性基準CPS第230号「オペレーショナル・リスク管理」（「CPS230」）が2025年7月1日から適用されており、事業継続計画とサービス・プロバイダーのリスク管理についての要件の更新を含む、オペレーショナル・リスク管理に関する最低基準を定めている。当グループは、CPS230の要件を重要な点においてすべて遵守しているものの、これらの実務の効果的な定着を図り、継続的に成熟させるためにはさらなる取り組みが必要であるとの認識を示した。

リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、賦課（資本賦課を含む。）、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、レピュテーションの喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および情報の損失を含む。

APRAおよびRBNZの要件に従い、当グループおよびANZバンク・ニュージーランド・グループは、将来のオペレーショナル事象の発生に備えて「オペレーショナル・リスク資本」準備金を維持しなければならない。

当グループでは、顧客やビジネス・プロセスを支援するために予測分析による機械学習、プロセス・オートメーションおよび意思決定生成などの技術を含むAIの採用を拡大させているため、不正確な決定または当グループの方針もしくは価値と矛盾する意図しない結果などの関連するAIリスクにこれまでよりさらされる可能性がある。これらが当グループに財務上および非財務上の悪影響を及ぼす可能性がある。詳細については、リスク要因33、「AIの利用は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

26. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は当グループの活動にとって重要な要素である。これには、当グループのリスクの特定、測定、監視および緩和ならびに当グループのリスク・プロファイルおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。当グループのリスク管理の枠組みの有効性について完全な保証はなく、それらには、既存のリスクおよび当グループが適時に予想もしくは識別できない新たなリスクへの効果が含まれ、また、これらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループのレピュテーションまたは規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、適切なリスク文化を備えることが、リスクを効率的に管理し、顧客の利益を保護し、その目的と戦略を実現するより良い組織を構築する上での支えとなると考えている。当グループは、リスク文化の評価に対する明確なアプローチを有しており、それにより取締役会が当グループのリスク文化の成熟度を認識し、取締役会の目標とする状態を実現するために採るべき行為を特定するのを助けている。リスク文化は、目標とするリスク文化の持続を確保する目的で、定期的に測定および監視される。取締役会が設定したリスク文化の成熟度/目標は「健全」である。当グループのリスク文化は、2025年において「改善が必要」と評価された。当グループのマーケット事業およびNFR管理の規制上の懸念事項（リスク要因16、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）が、この再評価に影響した。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスクの管理および軽減のため追加資金を当グループ内で配分する。かかる取組みによって当グループがリスクに晒されることを防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという完全な保証はない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失およびレピュテーションの低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

27. 人的資本リスクは、現在および将来の事業ニーズを満たすために、当グループの人員を引き付け、育成し、意欲を持たせ、維持することができない状態に関連するものであり、財務的成果および顧客成果を上げられず、当グループが顧客およびその他の利害関係者の期待に応える能力が減少する可能性がある。

主要な執行役員、従業員および取締役は、当グループの事業運営およびその戦略的目標の追求において、重要な役割を果たしている。重要な役割を担う個人の予想外の離職が生じた場合、または特にデジタル、テクノロジー、リスクまたはコンプライアンスの分野において、当グループがこれらの役割に適切な技術および資格を有する者を採用、育成および維持できない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、業務の効率化とコスト削減への取り組みの一環として、人員削減とコンサルタントやその他第三者との契約縮小の計画を発表した。人員削減は、事業の継続を妨げ、組織内の知識の喪失を招き、さらには当グループを法的請求、規制当局による監視またはレピュテーションの毀損のリスクに晒す可能性がある。当グループが移行を効果的に管理し、組織内に必要なスキルを維持できない場合、業務実績や長期の成長見通しに悪影響が及ぶ可能性がある。

28. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の運営およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は、第三者が保守/提供するシステムを含む情報技術（「IT」）システムに大きく依存している。デジタル界では、24時間年中無休の銀行サービスへの顧客の期待に対し、高い可用性と耐性・回復力を備えたITシステムを必要とする。重要な業務を支えるITシステムに混乱が生じた場合には、当グループがコンプライアンス義務を履行できない、および顧客のバンキング業務の要求に応えられない可能性がある。ITシステムの混乱は予測不能であり、多数の原因から発生する可能性があり、そのすべてが完全に当グループの管理下にあるわけではない。これには、とりわけ、第三者による、および当グループにITシステムを保守/提供する第三者による運用上または実行上の障害または不備、偶発的なシステムまたは技術的な障害、電気または電気通信の停止、コンピューター・サーバーまたはインフラストラクチャーの障害などが含まれる。

当グループは、ITシステムを維持し、IT資産のライフ・サイクル、IT資産のプロジェクト・デリバリー、技術のレジリエンス、技術のセキュリティ、第三者の使用、データの保持および復元ならびにビジネスルールおよび自動化などを含む、かかるシステムに関するリスク・エクスポージャーを特定し、評価し、および対応する責任を継続的に負う。これらのリスク・エクスポージャーへの対応が不十分であったときは、システムの安定性と安全性が損なわれ、これが顧客に悪影響を与え、当グループにおける費用の増加や規制要件の不遵守を招く可能性があり、これらのいずれも当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。

当グループは、多数のITシステムの提供を当グループに依拠しているANZバンク・ニュージーランドや海外支店を含め、当グループのネットワーク全体の全ての事業のために、短期および長期の双方にわたる障害発生時にも重要なITシステムが稼働し続けることを確保することを目的としたインシデント対応、災害復旧および事業継続対策を実施している。絶え間なく変化していく外部からの脅威が存在する環境は、これらの機能が深刻かつ複雑な事象に対処することを余儀なくさせている。当グループのシステム障害は当グループのネットワークに影響を及ぼし、よって当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの費用対効果の高い技術環境によって、進化する顧客要求を支えることができるように、当グループは引き続き新しいITシステムや機能、中でもクラウド、データ、AIおよび自動化のテクノロジーを実装し、既存の技術に統合させている。これらのシステムや機能の不十分な実装および統合またはベンダーやサプライチェーンを含め、不適切な運用および管理は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

このリスク要因については、情報セキュリティ侵害およびサイバー攻撃が、ITシステムの混乱を引き起こす可能性があるため、リスク要因29.「サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」と併せて読むべきである。

29. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

デジタル界は、積極的な革新および新たな脅威の両方を伴って絶えず進化している。そのため、当グループは、サイバー事象やデータ損失のリスクが、当グループの事業にとって依然として重大な懸念事項であることを認識している。サイバー攻撃の脅威は巧妙さ、持続性、規模、頻度および影響において増大し続けている。脅威には、ビジネスメール詐欺、ランサムウェア、分散型サービス妨害、データ侵害、第三者への暴露、ソフトウェアの脆弱性、AIの武器化、地政学的動機によるサイバースパイおよび破壊的攻撃を含むものの、これらに限られない。

サイバー攻撃は金融システムを不安定にし、顧客の銀行サービスの深刻な混乱または顧客データのプライバシーの漏えいを招く可能性がある。サイバー攻撃の規模も複雑さも増大しているため、十分なリスク軽減のための対策および防御層が十分でなくなり、機密情報が不注意で漏えいしてしまうリスクが常にある。

当グループは、ランサムウェアや第三者によるデータ侵害の外部発生件数の増加、世界的な政治情勢の不安定化の持続、AIの広範な採用によるセキュリティへの影響に着目している。AIは、顧客へのサービスの大幅な進歩を支援する可能性を秘めているが、犯罪者による当グループとその顧客に対する詐欺、スキャンおよびサイバーによる脅威の実行を助け、可能にし、既存の手法を強化する可能性もあり、サービス拒否、ディープフェイクの犯罪利用およびより巧妙なソーシャル・エンジニアリング攻撃のリスクを含め、サイバーセキュリティに対するリスクを増大させる。さらに、データセットやアルゴリズムにおける顧客データの不用意な開示や誤用があればレピュテーション・リスクに影響する可能性がある。詳細については、リスク要因33。「AIの利用は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

サイバー攻撃に対する国民の強い反応は、プライバシー侵害に対する将来の罰則の大幅強化の可能性を伴う政治的関心を高める結果となった。当グループがサイバー攻撃の標的となった場合、上述のリスクに加え、サイバー攻撃に対する国民の反応および/または規制当局によって科される罰則を考えると、レピュテーションが毀損するリスクがあり、当グループの業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。国内および国際的な規制当局が、2023年-2030年オーストラリア・サイバーセキュリティ戦略の公表、ニュージーランド政府による同様の取り組みおよびその公表後の法改正に関する議論、審議および実施を含め、情報セキュリティに注力するようになり、規制の様相も変化している。

情報セキュリティへの注力はシステムおよびデータの機密性、完全性または可用性を保護するための鍵である。当グループは、世界的な銀行業務の一環として、当グループが事業を展開する複数の地域にわたって、顧客およびその内部プロセスについて相当数の個人情報および機密情報を取り扱い、保管している。かかる情報は内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存されている。そのため、当グループまたは当グループが契約している第三者によって運用されている主要なセキュリティの方針または管理における脆弱性が、データやその他の個人情報または機密情報の喪失を招き、また、財務的損失（顧客への通知および補償に関するコストを含む。）、規制当局の調査、制裁またはレピュテーションの毀損が生じ、当グループの事業に悪影響を及ぼすおそれがあり、この結果、当グループのポジションが影響を受ける可能性がある。

30. データ管理リスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

データ管理とは、業務データ、顧客データ、従業員データおよび当グループの固有データなどのデータをそのライフサイクルにわたって管理する一連のプロセスと手続きをいう。当グループのデータを提供、管理、保護し、価値向上させるための計画、方針および慣行を、策定、実行および監視することを含む。データ管理リスクとは、これらの目的を達成できないリスクを指す。これはデータが適切に収集、生成または利用されない場合に発生し、データの品質、完全性およびコンプライアンスを損なう可能性がある。データ管理における不備には、以下が含まれることがある。

- ・ データが不正確、利用不可、または目的に適合していない。
- ・ データ所有権に関する説明責任の不十分な遂行。
- ・ ライフサイクル全体でのデータ完全性の喪失。
- ・ 不十分な表示、類別または分類によるデータの意味の不明確さ。
- ・ 重要なデータに対する不十分な管理またはデータ品質やデータの系列要件を満たせないこと。
- ・ データ品質問題の検出や対応の遅延。

これらの不備は、リスク管理の非効率化、リスク報告の不正確さ、意思決定の堅牢性低下につながる可能性がある。さらに、規制要件を含むデータ管理義務を遵守できない場合、当グループは財務損失、規制措置または評判の低下に晒され、データ品質の低さを根本原因とする他のリスクが顕在化する可能性がある。

31. プライバシー・リスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行業は顧客と直接接する産業である。当グループの顧客情報を適切に管理できる能力に対する信頼は、その事業の基盤を成す要素であり、個人情報の収集、利用および開示は、当グループの中核商品やサービスの提供において不可欠である。適用されるプライバシーに関する法律や規制に従わない場合、レピュテーションへの影響、規制措置および/または訴訟を通じて、当グループのポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

32. モデルリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、重大なビジネス上の意思決定（貸付の決定、所定自己資本の計算、引当金の水準、顧客へ支払う補償金およびストレスのかかるエクスポージャーを含むがこれらに限定されない。）のための多数のモデルに依拠している。モデルが不適切に設計、実施、使用もしくは維持され、または不正確な仮定もしくはインプットに基づいていることが明らかになった場合、当グループのポジションは悪影響を受ける可能性がある。

33. AIの利用は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

AIは、ラーニング（学習）、リーゾニング（推論）および意思決定などの人間の知性を通常必要とするタスクを実行できるシステムの開発を指す。AIは、当グループのビジネス・プロセス全体において革新と効率化の促進のためにますます活用されるようになってきている。また、AIは、当グループの戦略を実現し、競争力を維持するためにも重要である。

しかしながら、AIが当グループに一層取り込まれるようになり、AI関連の規制環境が急速に進化し続けている中、当グループまたは第三者によるかを問わず、責任あるAIの利用にあたり管理とガバナンスが不十分である場合には、重大なオペレーショナル・リスクにつながる可能性がある。AIリスクは、AIシステムの設計、開発、配備または誤用から生じる潜在的な危害、意図しない結果または失敗を含む。AIリスクは多面的であり、業務の効率、顧客への影響、法的小および規制上の立場ならびに銀行のレピュテーションに対して一度に影響を与えるものである。AI導入に関連する主なリスクには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・ 不正確または不明瞭なAI出力により、不適切または説明不能な意思決定が行われる可能性
- ・ バイアスの増幅により、差別的または不公平な結果を招く可能性
- ・ 限られた数のAIベンダーへの過度な依存による業務上の脆弱性の増加
- ・ データの機密性、可用性または完全性の喪失

悪意のある行為者は、AIシステムを悪用したり、AI対応ツールを使用して、当グループに対してサイバー脅威や詐欺（フィッシング、ディープフェイク、敵対的操作および合成ID詐欺を含む。）を仕掛けてくる可能性があり、これらは従来の攻撃よりも高度で防御がより困難である。

AI導入リスクや外部からのAI脅威に適切に対処しない場合には、顧客の不利益、業務の混乱、法的または規制上の影響、レピュテーションの毀損および財務上の損失を招く可能性があり、いずれも当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、ANZBGLの2025年9月30日に終了した会計年度に関する2025年度米国開示書類（「米国開示書類」）を基に、抜粋したものである。本書に記載されている場合を除き、米国開示書類に開示されているすべての財務情報は、当グループに関連している。米国開示書類の一部の説明および参照は、本書の規定の様式に合わせるため、省略または修正されている。

A. 作成基準

本書記載の当グループの財務書類および財務情報は、別途記載がある場合を除き、オーストラリア会計基準審議会（「AASB」）が公表したオーストラリア会計基準（「AAS」）および2001年会社法（連邦法）（「会社法」）の認識および測定に関する要件に準拠して作成されたものである。国際財務報告基準（「IFRS」）は、国際会計基準審議会（「IASB」）により公表されている基準および解釈である。AASはIFRSに基づいて設定されている。本書記載の当グループの財務書類および財務情報は、IFRSの認識および測定に関する要件に準拠している。当グループの財務書類および財務情報の作成基準に関する詳細は、「第6 経理の状況 - 1 . 財務書類」の2025年度財務書類の注記1「当グループの財務書類について」を参照のこと。

2025年度の重大項目

2025年度中に、当グループは法定利益に影響する複数の重大項目を認識した。詳細は「B . 営業活動および財務レビュー」を参照のこと。

(1) サンコープ・バンクの買収

2024年7月31日、当グループは、ノルフィナ・リミテッド（旧称はサンコープ・メットウェイ・リミテッドで、サンコープ・バンクの名称で事業を実施していた。）の直接の持株会社であるSBGHリミテッドの株式の100%を取得した。

この結果、当グループの2025年度および2024年度のサンコープ・バンクの業績報告はそれぞれ12か月および2か月をカバーしている。2024年度の報告には、取引完了後に当グループが認識した以下の買収関連の調整（税引後費用として1億9,600万ドル）も含まれる。

- ・ サンコープ・バンクの正常な貸付金および前渡金についての一括評価信用減損費用2億4,400万ドル（税引後1億7,100万ドル）。オーストラリア会計基準の要件に従い、当グループは2024年7月31日にサンコープ・バンクの貸付金および前渡金を連結処理した。もっとも、当グループは、正常な貸付金および前渡金について予想信用損失（ECL）引当金を認識することを認められていなかったため、本来なされるはずだった認識は買収に関連するのれんを按分的に減額することで処理した。その後、当グループは、当グループのECLに関する手法を用いて見積った一括評価ECL引当金を認識するよう求められ、これに対応する引当金繰入を当グループの損益計算書において認識した。
- ・ 当グループのソフトウェア資産計上方針に則った加速償却費3,600万ドル（税引後2,500万ドル）。

2025年度中に当グループは、買収日において取得した資産および引き受けた負債を識別および測定するための購入価格の配分（「PPA」）を完了した。PPAの実施により生じた暫定算定残高に対する重要な調整には、コア預金およびブランド無形資産、貸付金組成以降の金利変動や信用状況の変化を反映するための貸付金および前渡金の総額の公正価値調整、偶発債務および関連補償に対する引当金ならびに関連する繰延税金の残高の認識が含まれ、これに対応して2024年9月30日に開示したのれんの暫定価値から5,600万ドルを減額した。2025年9月30日現在ののれんの確定残高は13億4,600万ドルであり、これには従業員の統合ならびにプラットフォームの統合・整理および資金調達上の利益における規模の経済から生じる見込みのシナジー効果が寄与している。

2024年度の暫定残高に対するPPAの影響については、「第6 経理の状況 - 1 . 財務書類」の2025年度財務書類の注記33「サンコープ・バンクの買収」で開示している。過去の期間の修正再表示は行っていない。

(2) IFRSに準拠していない財務指標

当グループは、営業セグメントの業績をIFRSに準拠していない指標である現金利益に基づき測定しており、現金利益は、当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すものである。当グループは、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して現金利益を計算している。調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響、ならびにサンコープ・バンクの取得会計の一環で認識した無形資産の償却費に関連している。現金ベースで表示される情報は、営業セグメントの財務実績の法定指標を示すものとみなされてはならず、またそれに代わるものとしてもみなされるべきではない。現金利益と税引後利益との調整を含む追加情報については、「F. 部門別業績」を参照のこと。

B. 営業活動および財務レビュー

2025年度の重大項目

2025年度中に、当グループは法定利益に影響する複数の重大項目を認識し、以下はその要約である。

(1) PT Paninの減損処理

当グループは、PT バンク・パン・インドネシアTbk（「PT Panin」）への持分法会計による投資の減損に関して、使用価値（「VIU」）の計算と整合的に帳簿価額を調整するため、2億8,500万ドルの税引前費用（税引後：2億8,500万ドル）を計上した。計上先はグループ・センター部門とした。同額分の資本控除の減額が行われた結果、これによるCET 1 資本への影響は生じなかった。

(2) 余剰人員の整理

2025年9月、当グループは、銀行の簡素化、重点分野への集中強化および顧客への奉仕に向けた自己変革を表明した。この変革により、当グループの想定では、2026年9月までに約3,500人の従業員が退職し、またコンサルタントやその他の外部業者との契約の縮小により約1,000人の運用管理サービス請負者に影響が及ぶことになる。

当グループは、これらの変革に関連して、2025年9月半期にグループ全体で5億7,900万ドルの税引前費用（税引後：4億800万ドル）を計上した。

(3) ASICとの和解

2025年9月、当グループは、規制当局による個別調査の対象となっていたオーストラリアのマーケティング事業とオーストラリア・リテール事業の5つの争点につき、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）と和解する旨の合意を交わした。合意は連邦裁判所の承認を要するが、この合意に基づき当グループは総額2億4,000万ドルの制裁金を課される。

当グループは、ASICの制裁金2億4,000万ドルおよび本件に関連する諸費用3,100万ドルからなる2億7,100万ドルの税引前費用（税引後：2億6,400万ドル）を計上した。計上先はオーストラリア・リテール部門および法人部門とした。

(4) サンコープ・バンクからの移行作業

当グループは、2025年10月戦略日において、株主価値の創出を加速し、顧客の利益を高め、業務煩雑性を大幅に軽減するために、サンコープ・バンクの統合を前倒しして2027年6月までに統合を完了させる意向を表明した。

当グループは、前倒し後の移行期日以降も継続する既存の契約に関する費用につき9,700万ドルの税引前費用（税引後：6,800万ドル）を計上した。計上先はサンコープ・バンク部門とした。

これらの重大項目による財務的な影響は以下のように要約される。

	2025年9月30日終了年度							
	オーストラリア・リテール	オーストラリア商業	法人	ニュージーランド	サンコープ・バンク	パシフィック	グループ・センター	グループ合計
法定利益への影響	(百万ドル)							
営業収入	-	-	-	-	-	-	(285)	(285)
営業費用	(410)	3	(165)	(11)	(169)	(3)	(192)	(947)
税引前利益 ⁽³⁾	(410)	3	(165)	(11)	(169)	(3)	(477)	(1,232)
法人税(費用)/ベネフィット	88	(1)	10	3	50	1	56	207
法定利益	(322)	2	(155)	(8)	(119)	(2)	(421)	(1,025)

[次へ](#)

C. 要約連結損益計算書情報

	年度	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
純利息収益	17,903	16,037
その他営業収入	4,245	4,484
営業収入	22,148	20,521
営業費用	(12,866)	(10,669)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	9,282	9,852
貸倒引当金(繰入)/戻入	(435)	(406)
法人税引前利益	8,847	9,446
法人税	(2,771)	(2,816)
非支配持分	(41)	(35)
当行の株主に帰属する利益	6,035	6,595

当グループの実績

・ 2025年度と2024年度の比較

利益は、主に以下により、2024年度と比較して5億6,000万ドル(8%)減少した。

- 純利息収益は、利付資産平均残高の1,360億ドル(13%)の増加により、18億6,600万ドル増加したが、純預貸利鞘の3ベース・ポイントの減少により一部相殺された。利付資産平均残高の増加は、サンコープ・バンクの買収、貸付の伸び、マーケットの取引増加、ならびに現金および流動資産の増加によるものであった。3ベース・ポイントの減少は、不利な資産の価格設定および預金の金利設定、ならびにホールセール資金調達による不利な影響によるものであったが、資本収益および複製ポートフォリオの増加、ならびにサンコープ・バンク買収による有利な影響により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」を参照のこと。
- その他営業収入は2億3,900万ドル(5%)減少した。これは、金利収入、信用収入およびコモディティ収入全体のトレーディング収益の減少によるマーケット事業部門での4億5,400万ドルの減少、PT Paninの減損による2億8,500万ドルの減少、ならびに主に法人部門(マーケット事業部門を除く。)での手数料およびコミッション収益(純額)の6,400万ドルに牽引されたが、経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジに係る未実現時価評価額の有利な変動による5億4,900万ドルの増加により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」を参照のこと。
- 営業費用は、サンコープ・バンク買収の影響、オペレーティング・モデルの変更による人員削減、ASICとの和解およびサンコープ・バンクの移行の加速化により、21億9,700万ドル(21%)増加したが、生産性向上イニシアチブにより一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」を参照のこと。
- 貸倒引当金は、個別評価貸倒引当金の1億7,700万ドルの増加により、2,900万ドル(7%)増加した(この増加は、2024年度におけるサンコープ・バンク買収関連の2億4,400万ドルの一括評価貸倒引当金繰入に牽引された1億4,800万ドルの一括評価貸倒引当金の減少により一部相殺された。)。これは、2025年度における一括評価貸倒引当金繰入の増加により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」を参照のこと。

D. 主な収入および費用項目の分析

(1) 純利息収益

下表は、当グループ、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門（マーケット事業部門を除く。）、ニュージーランド部門およびサンコープ・バンク部門の純利息収益、純預貸利鞘、利付資産平均残高、ならびに預金およびその他の借入金の平均残高の概要である。

	年度	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
当グループ		
純利息収益 ⁽¹⁾	17,903	16,037
利付資産平均残高 ⁽²⁾	1,160,327	1,024,290
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	971,840	859,844
純預貸利鞘(%)	1.54	1.57
当グループ(マーケット事業部門を除く。)		
純利息収益	17,625	16,168
利付資産平均残高	782,078	688,685
預金およびその他の借入金の平均残高	737,866	659,554
純預貸利鞘(%)	2.25	2.35

	年度	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
主要部門別純預貸利鞘⁽¹⁾		
オーストラリア・リテール		
純預貸利鞘(%)	1.83	1.91
利付資産平均残高 ⁽²⁾	286,322	273,252
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	182,730	171,580
オーストラリア商業 ⁽³⁾		
純預貸利鞘(%)	2.53	2.59
利付資産平均残高 ⁽²⁾	66,611	64,553
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	119,822	115,836
法人(マーケット事業部門を除く。)		
純預貸利鞘(%) ⁽⁴⁾	2.20	2.38
利付資産平均残高 ⁽²⁾	176,014	162,881
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	170,218	161,207
ニュージーランド		
純預貸利鞘(%)	2.60	2.57
利付資産平均残高 ⁽²⁾	124,671	122,448
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	107,486	106,084
サンコープ・バンク		
純預貸利鞘(%)	2.08	1.93
利付資産平均残高 ⁽²⁾⁽⁵⁾	78,694	13,011
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾⁽⁵⁾	63,186	10,488

注：(1) 2025年度の大手銀行税-4億5,100万ドル(2024年度：-3億8,900万ドル)が含まれている。

(2) 平均残高は主として日次平均を用いて計算されている。

(3) オーストラリア商業部門は、保有する余剰預金によるプラスの純利息収益を生成している。したがって、2025年度における590億ドルの平均預金額(2024年度：576億ドル)は、内部経営報告の見解と一致させるため、純預貸利鞘の計算のための利付資産平均残高に含まれている。

(4) 2025年度におけるマーケット事業部門を含む法人部門の純預貸利鞘は0.75%(2024年度：0.75%)であった。

(5) 2024年度は買収日から2か月間の残高に基づいている。

・ 2025年度と2024年度の比較

純利息収益は、以下により18億6,600万ドル（12%）増加した。

純預貸利鞘（-3 ベーシス・ポイント）

- ・ 資産の価格設定（-2 ベーシス・ポイント）：オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門および法人部門（マーケット事業部門を除く。）における価格競争に起因したが、ニュージーランド部門における有利な住宅ローンの貸出金利のマージンにより一部相殺された。
- ・ 預金の金利設定（-3 ベーシス・ポイント）：金利設定競争および政策金利の引下げによるすべての部門への影響に起因した。
- ・ ホールセール資金調達（-3 ベーシス・ポイント）：資金調達の発行量の増加および平均スプレッドの拡大によるホールセール資金調達の増加に起因した。
- ・ 資本収益および複製ポートフォリオ（+3 ベーシス・ポイント）：ヘッジ比率の上昇に起因したが、サンコープ・バンク買収の完了および自己株式買戻しに起因する資本減少により一部相殺された。
- ・ 資産構成および資金調達構成（-2 ベーシス・ポイント）：他の部門と比較して、オーストラリア・リテール部門および法人部門（マーケット事業部門を除く。）における貸付の高い成長に起因した。
- ・ グループ・センターの流動資産（+1 ベーシス・ポイント）：グループ・センター部門における流動資産の平均残高の減少に起因した。
- ・ マーケットの取引（0 ベーシス・ポイント）：利付資産平均残高は、当グループ全体と比較して大幅に増加したが、資金調達コストの削減による利息収益の増加により大部分が相殺された。
- ・ サンコープ・バンクの影響（+3 ベーシス・ポイント）：サンコープ・バンクの買収による当グループの純預貸利鞘にプラスに寄与した。

利付資産平均残高

利付資産平均残高は、以下により1,360億ドル（13%）増加した。

- ・ サンコープ・バンク買収、ならびに全部門、とりわけオーストラリア・リテール部門および法人部門（マーケット事業部門を除く。）における貸付の伸びによる正味貸付金および前渡金の平均残高（+882億ドルまたは+13%）。
- ・ マーケットの取引増加およびサンコープ・バンクの買収による売買目的資産および投資有価証券の平均残高（+324億ドルまたは+20%）。
- ・ 売戻条件付契約の増加および中央銀行預け金の増加による現金およびその他の流動資産の平均残高（+154億ドルまたは+9%）。

預金およびその他の借入金の平均残高

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高は、サンコープ・バンク買収の影響、ならびに通知預金、定期預金、買戻条件付契約およびコマーシャル・ペーパーの増加により、1,120億ドル（13%）増加した。

(2) その他営業収入

	年度	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
手数料およびコミッション収益(純額) ⁽¹⁾	1,790	1,854
マーケットのその他営業収入	1,861	2,315
経済ヘッジ ⁽²⁾	178	(368)
収益および費用ヘッジ ⁽³⁾	109	106
PT Paninの減損	(285)	-
その他 ⁽¹⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	592	577
その他営業収入合計	4,245	4,484

注：(1) マーケッツ事業部門を除く。

(2) 金利リスク、為替リスクおよび指定された会計ヘッジの非有効部分の管理に使用される経済ヘッジに係る未実現利益および損失を示す。

(3) 多額の外貨建て収益および費用をヘッジするために使用される収益および費用ヘッジに係る未実現利益および損失を示す。

(4) 為替差益および保険事業収入純額を含む。

(5) 2025年度における1億600万ドル(2024年度：1億3,400万ドル)の関連会社投資の持分利益/(損失)を含む。

マーケット事業部門は、総収益ベースで管理されており、純利息収益およびその他営業収入は、個別には当該事業の全体リターンを正しく反映していない。マーケットの純利息収益およびその他営業収入は下表に要約されており、これに対応する注釈は、マーケットの収入合計ベースで記載されている。

	年度	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
マーケットの収入		
純利息収益 ⁽¹⁾	278	(131)
その他営業収入 ⁽¹⁾	1,861	2,315
マーケットの収入合計	2,139	2,184

注：(1) 純利息収益には、主にコモディティ資産(関連収益がその他営業収入に認識される。)に対するフランチャイズのトレーディング勘定の資金調達コストが含まれる。

・ 2025年度と2024年度の比較

その他営業収入は2億3,900万ドル(5%)減少した。サンコープ・バンクを除くと、その他営業収入は2億9,900万ドル(7%)減少した。その業績に影響を及ぼした主な要因は以下のとおりである。

手数料およびコミッション収益(純額)

手数料およびコミッション収益(純額)は、以下により6,400万ドル(3%)減少した。

- ・ コーポレート・ファイナンスの非貸付手数料の減少に牽引された、法人部門(マーケット事業部門を除く。)における5,100万ドルの減少。
- ・ 顧客救済の増加に牽引された、オーストラリア商業部門における2,500万ドルの減少。
- ・ 保険手数料の減少および顧客救済の増加に牽引された、オーストラリア・リテール部門における1,800万ドルの減少。
- ・ カード収入の減少に牽引された、ニュージーランド部門における1,600万ドルの減少。
- ・ サンコープ・バンク買収の影響による4,700万ドルの増加。

マーケットの収入

マーケットの収入は、その他営業収入の4億5,400万ドルの減少により、4,500万ドル(2%)減少したが、この減少は、純利息収益の4億900万ドルの増加により一部相殺された。4,500万ドルの純減は、以下の事業活動に起因した。

- ・ 主に2025年9月半期における信用および資金調達スプレッドの変動による利益(ヘッジ控除後)の減少に起因する、デリバティブ評価調整の9,000万ドルの減少。
- ・ コモディティ収入および信用・資本市場収入に起因する、フランチャイズ収入の4,100万ドルの減少。これは、金利収入により一部相殺された。コモディティ収入は、前事業年度における多額のトレーディング収益が一時的なものであったことから5,300万ドル減少したが、米国関税導入の可能性から生じる金の価格変動に起因する利益により一部相殺された。信用・資本市場収入は、トレーディング収益の減少により2,900万ドル減少した。金利収入は、デリバティブヘッジとレポ取引の両方で顧客取引が増加したことにより4,100万ドル増加したが、海外の取引状況の悪化により一部相殺された。
- ・ 投資有価証券の平均残高水準および利回りが上昇したことにより、バランスシート収入の8,600万ドルの増加。

経済ヘッジ

経済ヘッジ収入は、以下により5億4,600万ドル増加した。

- ・ 2025年度における経済ヘッジに係る利益は、主にAUDおよびNZDに対するUSDの上昇による資金調達関連スワップに係る。
- ・ 2024年度における経済ヘッジに係る損失は、主にUSD/EURの通貨ベーススプレッドの縮小およびAUDに対するUSDの下落による資金調達関連スワップに係る。それ以外の損失は、AUDおよびNZDの利回りの下落がネット決済される固定スワップの経済ヘッジポジションに及ぼした影響によるものであった。

収益および費用ヘッジ

収益および費用ヘッジ収入は、以下により300万ドル(3%)増加した。

- ・ 2025年度における収益および費用ヘッジに係る利益は、主にNZDに対するAUDの上昇による。
- ・ 2024年度における収益および費用ヘッジに係る利益は、主にUSDおよびNZDに対するAUDの上昇による。

PT Paninの減損

- ・ グループ・センター部門における使用価値の算定に基づき、帳簿価額を調整するためのPT Paninの減損による2億8,500万ドルの減少。

その他

その他の収入は、以下により1,500万ドル(3%)増加した。

- ・ 以下に牽引された、グループ・センター部門での1,500万ドルの増加。
 - ・ 当グループの他の部門での不利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加に起因する6,100万ドルの増加。
 - ・ 前事業年度におけるAMMBホールディングスBerhad(「AmBank」)に対する投資の売却損による2,100万ドルの増加。
 - ・ 前事業年度におけるAmBankの売却に伴う持分法利益の減少(6,500万ドル)による関連会社投資の持分利益/(損失)の2,900万ドルの減少。これは、PT Paninにおける関連会社投資の持分利益/(損失)の増加(3,700万ドル)により一部相殺された。
 - ・ 訴訟の和解に伴う前事業年度における余剰引当金の戻入れによる2,700万ドルの減少。
 - ・ 海外事業体の解散による為替換算調整勘定(「FCTR」)のその他の包括利益から損益へのリサイクリングにかかる利益の減少による700万ドルの減少。

- ・ 外国為替関連収入の増加に牽引された、法人部門（マーケット事業部門を除く。）での1,400万ドルの増加。
- ・ サンコープ・バンク買収の影響による1,300万ドルの増加。
- ・ 保険関連収入の減少によるオーストラリア・リテール部門での2,000万ドルの減少。

(3) 営業費用

	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
人件費	6,714	6,140
土地建物費	736	688
テクノロジー費	2,220	1,894
組織再編費用	764	235
その他	2,432	1,712
営業費用合計	12,866	10,669
フルタイム換算従業員合計(単位：人)	42,640	42,142
平均フルタイム換算従業員(単位：人)	42,711	40,379

・ 2025年度と2024年度の比較

営業費用は21億9,700万ドル（21％）増加した。サンコープ・バンクを除くと、営業費用は11億6,900万ドル（11％）増加した。

- ・ 人件費は、サンコープ・バンク買収の影響（3億8,500万ドル）およびインフレによる賃金への影響に牽引され、5億7,400万ドル（9％）増加した。この増加は、生産性向上イニシアチブによる利益により一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、サンコープ・バンク買収の影響（4,900万ドル）に牽引され、4,800万ドル（7％）増加した。
- ・ テクノロジー費は、サンコープ・バンク買収の影響（1億6,200万ドル）、ソフトウェアの加速償却費および特定の技術資産に対する減損、ソフトウェア・ライセンス費用の増加、ならびにインフレによるベンダーコストへの影響に牽引され、3億2,600万ドル（17％）増加した。これは、テクノロジーの簡素化による効果により一部相殺された。
- ・ 組織再編費用は、2025年度9月半期に発表した当グループ全体におけるコスト見直しを促進するためのオペレーティング・モデルの変更、およびサンコープ・バンクの移行の加速化（9,700万ドル）に牽引され、5億2,900万ドル増加した。
- ・ その他費用は、サンコープ・バンク買収の影響（1億1,900万ドル）、サンコープ・バンクの買収会計の一環として認識された取得無形資産の償却（1億4,300万ドル）、ASICとの和解（2億7,100万ドル）、その他の法的事項および投資支出の増加に牽引され、7億2,000万ドル（42％）増加した。

(4) 信用リスク

クレジット・ポートフォリオの予想信用損失（「ECL」）に関する当グループの評価は、内部および外部の様々な情報に加え、多様な状況下でのポートフォリオの運用状況における当グループの経験に基づく、経営陣の判断および見積りに従う。詳細については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記13「予想信用損失引当金」を参照のこと。

貸倒引当金繰入 / (戻入)

	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入)	114	262
個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入)	321	144
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	590	465
戻入	(140)	(184)
以前償却した額の回収	(129)	(137)
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	435	406

部門別貸倒引当金繰入 / (戻入)

	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
一括評価		
オーストラリア・リテール	186	(29)
オーストラリア商業 法人	(25) (12)	8 57
ニュージーランド	(47)	(14)
サンコープ・バンク ⁽¹⁾	13	244
パシフィック	(1)	(6)
グループ・センター	-	2
一括評価合計	114	262
個別評価		
オーストラリア・リテール	103	100
オーストラリア商業 法人	127 43	72 (67)
ニュージーランド	28	42
サンコープ・バンク	23	(1)
パシフィック	(3)	(2)
グループ・センター	-	-
個別評価合計	321	144
貸倒引当金繰入 / (戻入)		
オーストラリア・リテール	289	71
オーストラリア商業 法人	102 31	80 (10)
ニュージーランド	(19)	28
サンコープ・バンク ⁽¹⁾	36	243
パシフィック	(4)	(8)
グループ・センター	-	2
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	435	406

注：(1) 2024年度の正常債権について認識された2億4,400万ドルの貸倒引当金繰入が含まれている。

一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入)

・ 2025年度と2024年度の比較

2025年度における1億1,400万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、主にオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオにおけるECLモデルの算定結果を向上させるための手法の変更、信用リスク・プロファイルの悪化およびポートフォリオの成長によるものであった。これは、経営陣による一時的な調整が減少したことおよび経済見通しが改善されたことにより一部相殺された。

2024年度における2億6,200万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、全部門での信用リスク・プロファイルの悪化、買収したサンコープ・バンクの正常債権に関する買収会計の調整、およびポートフォリオの成長によるものであった。これは、予想されるリスクが現在ポートフォリオ信用プロファイルに反映されているため、経営陣による一時的な調整が減少したことおよび経済見通しが改善されたことにより一部相殺された。

個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入)

・ 2025年度と2024年度の比較

個別評価貸倒引当金繰入の1億7,700万ドルの増加は、複数の単一顧客に対する減損の増加、ならびに戻入れおよび回収の減少に起因する法人部門での増加（1億1,000万ドル）、SMEバンキング・ポートフォリオおよび農業ポートフォリオにおける減損に起因するオーストラリア商業部門での増加（5,500万ドル）、ならびに商業不動産ポートフォリオにおける新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（2,400万ドル）によるものであった。

予想信用損失引当金⁽¹⁾

	期末現在	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
一括評価予想信用損失引当金	4,379	4,247
個別評価予想信用損失引当金	399	308
予想信用損失引当金合計	4,778	4,555
正味貸付金および前渡金（償却原価で測定）	3,874	3,675
オフバランスシートのコミットメント - 未実行および条件付	870	846
投資有価証券 - 負債証券（償却原価で測定）	34	34
予想信用損失引当金合計	4,778	4,555

部門別予想信用損失引当金⁽¹⁾

	期末現在	
	2025年9月終了	2024年9月終了
	(百万ドル)	
一括評価		
オーストラリア・リテール	1,111	925
オーストラリア商業	1,024	1,049
法人	1,447	1,438
ニュージーランド	470	539
サンコープ・バンク	280	248
パシフィック	45	45
グループ・センター	2	3
一括評価合計	4,379	4,247
個別評価		
オーストラリア・リテール	47	54
オーストラリア商業	151	133
法人	128	58
ニュージーランド	45	51
サンコープ・バンク	19	-
パシフィック	9	12
グループ・センター	-	-
個別評価合計	399	308
予想信用損失引当金		
オーストラリア・リテール	1,158	979
オーストラリア商業	1,175	1,182
法人	1,575	1,496
ニュージーランド	515	590
サンコープ・バンク	299	248
パシフィック	54	57
グループ・センター	2	3
予想信用損失引当金合計	4,778	4,555

注：(1) 正味貸付金および前渡金（償却原価で測定）、投資有価証券 - 負債証券（償却原価で測定）、オフバランスシートのコミットメント - 未実行与信枠および偶発与信枠の予想信用損失引当金を含む。投資有価証券 - 負債証券（FVOCIで測定）の予想信用損失引当金は、その他の包括利益に認識され、対応する費用は損益に認識される。

- 2025年度と2024年度の比較

予想信用損失引当金は、一括評価予想信用損失引当金の1億3,200万ドルの増加および個別評価予想信用損失引当金の9,100万ドルの増加に牽引され、2億2,300万ドル（5%）増加した。一括評価予想信用損失引当金の増加は、主にオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオにおけるECLモデルの算定結果を向上させるための手法の変更（3億8,000万ドル）、信用リスク・プロファイルの悪化（9,200万ドル）、ポートフォリオの成長（400万ドル）および為替換算の影響（1,800万ドル）によるものであった。これは、経営陣による一時的な調整の減少（2億1,500万ドル）、ならびにダウンサイド・シナリオおよび深刻なシナリオのモデル化された仮定の修正、ベースケース経済予測に関する仮定の改善による経済見通しの改善（1億4,700万ドル）により一部相殺された。個別評価予想信用損失引当金の増加は、複数の単一顧客に対する減損の増加および戻入れの減少に起因する法人部門での増加（7,000万ドル）、商業不動産ポートフォリオにおける新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（1,900万ドル）、ならびにSMEバンキング・ポートフォリオおよび農業ポートフォリオにおける減損に起因するオーストラリア商業部門での増加（1,800万ドル）に牽引された。

減損資産総額

	期末現在	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
減損資産総額	1,058	881
減損貸付金 ⁽¹⁾	1,393	786
条件緩和債権 ⁽²⁾	87	26
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ ⁽¹⁾		
減損資産総額	2,538	1,693
部門別減損資産総額		
オーストラリア・リテール	1,438	870
オーストラリア商業	385	291
法人	380	284
ニュージーランド	151	158
サンコープ・バンク	162	66
パシフィック	22	24
減損資産総額	2,538	1,693
エクスポージャーの規模別減損資産総額		
1,000万ドル未満	2,011	1,422
1,000万ドル以上1億ドル以下	527	271
1億ドル超	-	-
減損資産総額	2,538	1,693
個別評価引当金		
減損貸付金	(362)	(303)
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ	(37)	(5)
減損資産純額	2,139	1,385

注：(1) 減損貸付金ならびに不良債権を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブは、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーならびに不履行が発生しているが十分な担保を供されるホールセールおよびリテール・エクスポージャーからなる、一括評価されたステージ3のECLであるエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正され、ステージ3のECLについて一括評価されたファシリティである。条件緩和は、利息、元本その他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新規ファシリティに対して一般的に提供される満期を大幅に超える延長からなる。条件緩和に際し、一定の条件が満たされる場合には、支払延滞となったエクスポージャーの時効が再設定される可能性がある。

・ 2025年度と2024年度の比較

減損資産総額は、8億4,500万ドル(50%)増加した。これは、条件緩和住宅ローンの与信枠に起因するオーストラリア・リテール部門での増加(5億6,800万ドル)、複数の単一顧客に起因する法人部門での増加(9,600万ドル)、商業不動産ポートフォリオおよび住宅ローン・ポートフォリオにおける新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加(9,600万ドル)、ならびに主として農業ポートフォリオでの単一顧客の新規減損に起因するオーストラリア商業部門での増加(9,400万ドル)によるものであった。

当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2025年9月30日現在で15.7%(2024年9月30日現在で18.2%)であった。このカバレッジ比率の低下は、個別評価予想損失引当金の増加に対して、十分な担保を供される減損資産総額が増加したことに牽引された。

新規減損資産

	期末現在	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
新規減損資産		
減損貸付金 ⁽¹⁾	1,095	857
条件緩和債権 ⁽²⁾	1,177	599
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務 ⁽¹⁾	95	33
新規減損資産合計	2,367	1,489
部門別新規減損資産		
オーストラリア・リテール	1,378	777
オーストラリア商業	356	254
法人	234	239
ニュージーランド	257	203
サンコープ・バンク	134	2
パシフィック	8	14
新規減損資産合計	2,367	1,489

注：(1) 減損貸付金ならびに不良債権を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、一括評価されたステージ3のECLであるエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正され、ステージ3のECLについて一括評価されたファシリティである。条件緩和は、利息、元本その他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新規ファシリティに対して一般的に提供される満期を大幅に超える延長からなる。条件緩和に際し、一定の条件が満たされる場合には、支払延滞となったエクスポージャーの時効が再設定される可能性がある。

- 2025年度と2024年度の比較

新規減損資産は、8億7,800万ドル（59%）増加した。これは、条件緩和住宅ローンの与信枠による新規減損の増加に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（6億100万ドル）、商業不動産ポートフォリオおよび住宅ローン・ポートフォリオにおける新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（1億3,200万ドル）、農業ポートフォリオでの単一顧客の新規減損に起因するオーストラリア商業部門での増加（1億200万ドル）、ならびに主として住宅ローン・ポートフォリオおよび商業ポートフォリオでの信用の悪化に起因するニュージーランド部門での増加（5,400万ドル）に牽引された。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析

	2025年度	2024年度
	(百万ドル)	
1～29日	7,031	7,746
30～59日	1,745	2,095
60～89日	1,244	1,368
90日以上	4,449	4,173
合計	14,469	15,382

- 2025年度と2024年度の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、1～29日、30～59日および60～89日の期間分析区分において、9億1,300万ドル（6%）減少した。この減少は、住宅ローン・ポートフォリオにおける延滞率の改善に起因するオーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門での減少、ならびにSMEバンキング・ポートフォリオにおける延滞率の改善に起因するオーストラリア商業部門での減少によるものであった。

(5) 法人税費用

	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
法人税費用	2,771	2,816
実効税率	31.3%	29.8%
オーストラリア法人税率	30.0%	30.0%

・ 2025年度と2024年度の比較

実効税率は、29.8%から31.3%へと増加した。150ベース・ポイントの増加は、PT Paninの減損（97ベース・ポイント）、損金不算入のASICに支払う罰金（81ベース・ポイント）、持分法利益の減少（7ベース・ポイント）およびその他様々な少額項目（21ベース・ポイント）によるものであった。この増加は、前期間の調整による影響（28ベース・ポイント）、低い平均税率を適用するオフショア利益の増加（15ベース・ポイント）および転換型金融商品に対する損金不算入利息の減少（13ベース・ポイント）により一部相殺された。

E. 要約連結貸借対照表情報

	期末現在	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(十億ドル)	
資産		
現金および現金同等物 / ANZの未収決済残高 / 支払担保	188.4	166.5
売買目的資産および投資有価証券	213.8	186.0
デリバティブ金融商品	47.5	54.4
正味貸付金および前渡金	830.0	804.0
その他 ⁽¹⁾	18.0	18.7
資産合計	1,297.7	1,229.6
負債		
ANZの未払決済残高 / 受取担保	38.5	22.8
預金およびその他の借入金	956.4	905.2
デリバティブ金融商品	43.9	55.3
発行済社債	169.3	156.4
その他 ⁽²⁾	19.1	21.1
負債合計	1,227.2	1,160.8
株主資本合計	70.4	68.8

注：(1) 資産合計に含まれるその他は、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の貸借対照表に表示されている規制上の預け金、関連会社に対する投資、当期税金資産、繰延税金資産、のれんおよびその他の無形資産、土地建物および設備機器、その他の資産からなる。

(2) 負債合計に含まれるその他は、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の貸借対照表に表示されている当期税金負債、繰延税金負債、支払債務およびその他の負債、従業員受給権、その他引当金からなる。

- 2025年度と2024年度の比較

- 現金 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は、219億ドル（13%）増加した。これは、ANZ未収決済残高の増加（179億ドル）、短期売戻条件付契約の増加（121億ドル）および為替換算の影響によるものであったが、中央銀行預け金の減少（96億ドル）により一部相殺された。
- 売買目的資産および投資有価証券は、国債、準国債および短期国債の増加、コモディティ資産の増加、ならびに為替換算の影響により278億ドル（15%）増加した。
- デリバティブ金融資産および負債は、それぞれ69億ドル（13%）および114億ドル（21%）減少した。これは、主にUSDに対するNZDおよびAUDの低下といった市場の変動によるものであった。
- 正味貸付金および前渡金は260億ドル（3%）増加した。これは、住宅ローンの成長に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（163億ドル）、ニュージーランド部門での増加（49億ドル）およびサンコープ・バンク部門での増加（24億ドル）、ならびにコア貸付の増加に起因する法人部門での増加（29億ドル）によるものであったが、為替換算の影響により一部相殺された。
- ANZの未払決済残高 / 受取担保は157億ドル（69%）増加したが、これは、資金決済勘定の増加によるものであった。
- 預金およびその他の借入金は512億ドル（6%）増加した。これは、法人部門（128億ドル）、オーストラリア・リテール部門（97億ドル）、ニュージーランド部門（51億ドル）およびオーストラリア商業部門（27億ドル）における顧客預金の増加、銀行からの預り金および買戻条件付契約の増加（112億ドル）、譲渡性預金の増加（32億ドル）、コマーシャル・ペーパーの増加（19億ドル）、ならびに為替換算の影響によるものであった。
- 発行済社債は129億ドル（8%）増加した。これは、優先債務および劣後債務の新規発行によるものであったが、ANZキャピタルノート5の償還により一部相殺された。

[次へ](#)

F. 部門別経営成績

部門構成の詳細については、「第2 企業の概況 - 3 事業の内容 - (4) 当グループの主な活動」を参照のこと。

当グループは、営業セグメントの業績をIFRSに準拠していない指標である現金利益に基づき測定しており、現金利益は、当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すものである。当グループは、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して現金利益を計算している。調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響、ならびにサンコープ・バンクの取得会計の一環で認識した無形資産の償却費を含む。

現金利益を算出する際に行われた調整は法定利益に含めており、法定利益は2025年度財務書類および2024年度財務書類の外部監査人の監査範囲において監査の対象となっている。現金利益は、外部監査人の監査の対象とはなっていない。現金ベースで表示される情報は、営業セグメントの財務実績の法定指標を示すものとみなされたり、またはそれに代わるものとみなされるべきではない。

当グループ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

報告対象部門は、最高意思決定者である最高経営責任者に提供された内部報告と一致している。

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージ ーランド	サンコー プ・バンク	パシフィッ ク	グループ・ センター	グループ 合計
2025年9月30日終了年度	(百万ドル)							
純利息収益	5,246	3,180	4,154	3,239	1,640	108	336	17,903
受取手数料純額	513	275	677	383	53	12	(25)	1,888
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾	113	31	1,981	2	13	77	(147)	2,070
営業収入 ⁽⁴⁾	5,872	3,486	6,812	3,624	1,706	197	164	21,861
営業費用 ⁽³⁾⁽⁴⁾	(4,015)	(1,520)	(3,081)	(1,407)	(1,073)	(144)	(1,483)	(12,723)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 / (損失) (4)	1,857	1,966	3,731	2,217	633	53	(1,319)	9,138
貸倒引当金 (繰入) / 戻入	(289)	(102)	(31)	19	(36)	4	-	(435)
税引前現金利益 ⁽⁴⁾	1,568	1,864	3,700	2,236	597	57	(1,319)	8,703
法人税 (費用) / ベネフィット ⁽¹⁾ (2)(3)(4)	(520)	(562)	(1,092)	(627)	(179)	(12)	261	(2,731)
非支配持分	-	-	-	-	-	(2)	(39)	(41)
現金利益 / (損失)⁽⁴⁾	1,048	1,302	2,608	1,609	418	43	(1,097)	5,931
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽⁴⁾								128
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾⁽⁴⁾								76
取得した無形資産の償却費 ⁽³⁾⁽⁴⁾								(100)
株主に帰属する税引後利益								6,035
財政状態								
外部資産合計	351,601	67,524	632,279	126,104	89,369	3,354	27,440	1,297,671
外部負債合計	190,522	123,936	502,702	120,644	82,791	3,858	202,773	1,227,226

注：(1) 経済ヘッジに関する現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門およびグループ・センター部門に係する。要約連結財務書類では、1億7,800万ドルの収益がその他営業収入で認識され、また5,000万ドルの法人税費用が認識された。

(2) 収益および費用ヘッジに関する現金利益の調整は、グループ・センター部門に係する。要約連結財務書類では、1億900万ドルの収益がその他営業収入で認識され、また3,300万ドルの法人税費用が認識された。

(3) 取得した無形資産の償却費は、サンコープ・バンク部門に係する。要約連結財務書類では、1億4,300万ドルの営業費用が認識され、また4,300万ドルのベネフィットが法人税費用で認識された。

(4) 営業セグメントの継続的な業績に不可欠といえない項目は、営業セグメントから除外されている。こうして導かれる営業セグメント別の利益を現金利益といい、これは当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すIFRSに準拠していない指標である。

	オーストラ リア・リ テール ⁽⁴⁾	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	サンコー プ・バンク	パシフィッ ク	グループ・ センター	グループ 合計
2024年9月30日終了年度								
				(百万ドル)				
純利息収益	5,223	3,164	3,741	3,143	251	123	392	16,037
受取手数料純額	531	300	740	399	6	14	(26)	1,964
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	133	42	2,408	-	-	77	122	2,782
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	5,887	3,506	6,889	3,542	257	214	488	20,783
営業費用	(3,516)	(1,507)	(2,875)	(1,376)	(188)	(138)	(1,069)	(10,669)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 / (損失) (3)	2,371	1,999	4,014	2,166	69	76	(581)	10,114
貸倒引当金(繰入) / 戻入	(71)	(80)	10	(28)	(243)	8	(2)	(406)
税引前利益 ⁽³⁾	2,300	1,919	4,024	2,138	(174)	84	(583)	9,708
法人税費用 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	(693)	(577)	(1,166)	(602)	52	(22)	120	(2,888)
非支配持分	-	-	-	-	-	(2)	(33)	(35)
現金利益 / (損失)⁽³⁾	1,607	1,342	2,858	1,536	(122)	60	(496)	6,785
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽³⁾								(264)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾⁽³⁾								74
取得した無形資産の償却費								-
株主に帰属する税引後利益								6,595
財政状態								
外部資産合計	335,356	65,456	574,998	127,032	87,185	3,162	36,396	1,229,585
外部負債合計	180,801	122,029	460,053	120,203	81,610	3,686	192,443	1,160,825

注：(1) 経済ヘッジに関する現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に係る。要約連結損益計算では、3億6,800万ドルの損失がその他営業収入で認識され、また1億400万ドルのベネフィットが法人税費用で認識された。

(2) 収益および費用ヘッジに関する現金利益の調整は、グループ・センター部門に係る。要約連結損益計算書では、1億600万ドルの収益がその他営業収入で認識され、3,200万ドルの費用が法人税費用で認識された。

(3) 営業セグメントの継続的な業績に不可欠といえない項目は、営業セグメントから除外されている。こうして導かれる営業セグメント別の利益を現金利益といい、これは当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すIFRSに準拠していない指標である。

(1) オーストラリア・リテール部門

オーストラリア・リテール部門	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
純利息収益	5,246	5,223
その他営業収入	626	664
営業収入	5,872	5,887
営業費用	(4,015)	(3,516)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,857	2,371
貸倒引当金(繰入)/戻入	(289)	(71)
税引前現金利益	1,568	2,300
法人税費用	(520)	(693)
現金利益	1,048	1,607
貸借対照表		
正味貸付金および前渡金	348,829	332,501
その他外部資産	2,772	2,855
外部資産	351,601	335,356
顧客預金	186,546	176,813
その他外部負債	3,976	3,988
外部負債	190,522	180,801
リスク加重資産	121,088	116,931
貸付金および前渡金の総額の平均残高 ⁽¹⁾	342,067	323,531
預金およびその他の借入金平均残高 ⁽¹⁾	182,730	171,580
比率		
平均RWA利益率	0.87%	1.26%
純預貸利鞘	1.83%	1.91%
営業収入に対する営業費用	68.4%	59.7%
資産平均残高に対する営業費用	1.17%	1.08%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	103	100
貸付金および前渡金の総額(GLA)の平均残高に対する	0.03%	0.03%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	186	(29)
GLAの平均残高に対する	0.05%	(0.01%)
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
減損資産総額	1,438	870
GLAに対する減損資産総額の割合	0.41%	0.26%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	11,023	10,832

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関係する。

2025年度と2024年度の比較

現金利益は5億5,900万ドル(35%)減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、住宅ローンの金利競争による資産マージンの縮小、キャッシュレートの引下げの影響を受けた預金マージンの悪化、および資金調達コスト純額の増加を要因として8ベース・ポイント減少した。これは、金利設定の最適化による預金マージンの改善および複製ポートフォリオの利益の向上により一部相殺された。
- ・ その他営業利益は、保険関連収入の減少および顧客救済の増加を要因として3,800万(6%)減少した。
- ・ 営業費用は、組織再編費用の増加、ASICとの和解、インフレの影響、顧客救済の増加および投資支出の増加を要因として4億9,900万ドル(14%)増加した。これは、生産性向上イニシアチブによる便益により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金戻入は、一括評価貸倒引当金戻入の増加を要因として2億1,800万ドル増加した。

(2) オーストラリア商業部門

	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
オーストラリア商業部門		
純利息収益	3,180	3,164
その他営業収入	306	342
営業収入	3,486	3,506
営業費用	(1,520)	(1,507)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,966	1,999
貸倒引当金(繰入)/戻入	(102)	(80)
税引前現金利益	1,864	1,919
法人税費用	(562)	(577)
現金利益	1,302	1,342
貸借対照表		
正味貸付金および前渡金	67,174	65,025
その他外部資産	350	431
外部資産	67,524	65,456
顧客預金	118,941	116,273
その他外部負債	4,995	5,756
外部負債	123,936	122,029
リスク加重資産	47,449	45,460
貸付金および前渡金の総額の平均残高 ⁽¹⁾	66,899	64,816
預金およびその他の借入金平均残高 ⁽¹⁾	119,822	115,836
比率		
平均RWA利益率	2.80%	2.88%
純預貸利鞘 ⁽²⁾	2.53%	2.59%
営業収入に対する営業費用	43.6%	43.0%
資産平均残高に対する営業費用	1.21%	1.23%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	127	72
貸付金および前渡金の総額(GLA)の平均残高に対する	0.19%	0.11%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽³⁾	(25)	8
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	(0.04%)	0.01%
GLAの平均残高に対する		
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽³⁾		
減損資産総額	385	291
GLAに対する減損資産総額の割合	0.56%	0.44%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	3,480	3,294

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) オーストラリア商業部門は、保有する余剰預金によるプラスの純利息収益を生成している。したがって、2025年度における590億ドルの平均預金額(2024年度:576億ドル)は、内部経営報告の見解と一致させるため、純預貸利鞘の計算のための利付資産平均残高に含まれている。

(3) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に係る。

2025年度と2024年度の比較

現金利益は4,000万ドル（3%）減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、多角事業およびスペシャリスト事業貸付の成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利競争による資産マージンの縮小、預金マージンの悪化ならびに利鞘の小さい貯蓄および定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化を要因として6ベース・ポイント増加した。これは、複製ポートフォリオの利益の向上および資金調達コスト純額の減少により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、顧客救済の増加を要因として3,600万ドル（11%）減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響を、組織再編費用の減少、投資支出の減少および生産性向上イニシアチブの便益が一部相殺した結果、1,300万ドル（1%）増加した。
- ・ 貸倒引当金戻入は、SMEバンキング・ポートフォリオおよび農業ポートフォリオの減損フローによる個別評価引当金繰入の増加を、一括評価貸倒引当金の減少が一部相殺した結果、2,200万ドル（28%）増加した。

(3) 法人部門

法人部門	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
純利息収益	4,154	3,741
その他営業収入	2,658	3,148
営業収入	6,812	6,889
営業費用	(3,081)	(2,875)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	3,731	4,014
貸倒引当金(繰入)/戻入	(31)	10
税引前現金利益	3,700	4,024
法人税費用	(1,092)	(1,166)
現金利益	2,608	2,858
構成:		
トランザクション・バンキング	980	1,083
コーポレート・ファイナンス	1,151	1,194
マーケット	534	717
セントラル・ファンクション	(57)	(136)
現金利益	2,608	2,858
貸借対照表		
正味貸付金および前渡金	216,145	210,464
その他外部資産	416,134	364,534
外部資産	632,279	574,998
顧客預金	282,226	264,414
その他外部負債	220,476	195,639
外部負債	502,702	460,053
リスク加重資産	170,996	166,906
貸付金および前渡金の総額の平均残高 ⁽¹⁾	226,149	209,522
預金およびその他借入金平均残高 ⁽¹⁾	404,192	361,497
比率		
平均RWA利益率	1.45%	1.68%
純預貸利鞘	0.75%	0.75%
純預貸利鞘(マーケット事業ユニットを除く)	2.20%	2.38%
営業収入に対する営業費用	45.2%	41.7%
資産平均残高に対する営業費用	0.47%	0.49%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	43	(67)
貸付金および前渡金の総額(GLA)の平均残高に対する	0.02%	(0.03%)
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	(12)	57
GLAの平均残高に対する	(0.01%)	0.03%
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
減損資産総額	380	284
GLAに対する減損資産総額の割合	0.18%	0.13%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	6,368	6,272

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に係る。

2025年度と2024年度の比較

現金利益は2億5,000万ドル(9%)減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、コーポレート・ファイナンスを要因として増加したが、これは、トランザクション・バンキングにより一部相殺された。
- ・ 純利息利鞘(マーケット事業を除く。)は、キャッシュレートの引下げ、貸付競争による資産マージンの縮小、ならびに預金構成および預金マージンの悪化を要因として18ベース・ポイント減少した。
- ・ その他営業収入は、金利、信用およびコモディティにわたってトレーディング収益が減少したマーケットを要因として4億9,000万ドル(16%)減少した。
- ・ 営業費用は、ASICとの和解およびインフレの影響を要因として2億600万ドル(7%)増加した。これは、生産性向上イニシアチブの便益および組織再編費用の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、複数の単一顧客における減損の増加ならびに戻入および回収の減少を、一括評価貸倒引当金の減少が一部相殺した結果、4,100万ドル増加した。

(4) ニュージーランド部門

以下は、「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」である。

豪ドル建ての経営成績は、後掲の「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」に示す。

ニュージーランド部門	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ニュージーランドドル)	
純利息収益	3,557	3,408
その他営業収入	423	433
営業収入	3,980	3,841
営業費用	(1,545)	(1,492)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	2,435	2,349
貸倒引当金(繰入)/戻入	20	(30)
税引前現金利益	2,455	2,319
法人税費用	(688)	(653)
現金利益	1,767	1,666
構成:		
パーソナル	1,241	1,130
ビジネスおよび農業	528	530
セントラル・ファンクション	(2)	6
現金利益	1,767	1,666
貸借対照表		
正味貸付金および前渡金	139,922	134,399
その他外部資産	3,619	3,840
外部資産	143,541	138,239
顧客預金	115,612	109,810
その他外部負債	21,714	20,997
外部負債	137,326	130,807
リスク加重資産	71,034	67,551
貸付金および前渡金の総額の平均残高 ⁽¹⁾	137,514	133,299
預金およびその他借入金平均残高 ⁽¹⁾	118,026	115,040
資産運用収入純額	199	200
運用資産	41,853	39,663
運用資産平均残高	39,882	39,255
比率		
平均RWA利益率	2.65%	2.33%
純預貸利鞘	2.60%	2.57%
営業収入に対する営業費用	38.8%	38.8%
資産平均残高に対する営業費用	1.10%	1.09%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	31	45
貸付金および前渡金の総額(GLA)の平均残高に対する	0.02%	0.03%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	(51)	(15)
GLAの平均残高に対する	(0.04%)	(0.01%)
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
減損資産総額	172	171
GLAに対する減損資産総額の割合	0.12%	0.13%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	6,689	6,756

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関係する。

ニュージーランド部門の経営成績および注解はニュージーランド・ドル建で報告される。豪ドル建の経営成績は後掲する。

2025年度と2024年度の比較

現金利益は1億100万ニュージーランドドル(6%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、貸付マージンの改善を預金マージンの悪化が一部相殺した結果、3ベース・ポイント増加した。
- ・ その他営業収入は、カードの減収を要因として1,000万ニュージーランドドル(2%)減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響を、組織再編費用の減少、投資支出の減少および生産性向上イニシアチブの便益が一部相殺した結果、5,300万ニュージーランドドル(4%)増加した。
- ・ 貸倒引当金は、一括評価貸倒引当金の減少および個別評価貸倒引当金繰入の減少を要因として5,000万ニュージーランドドル減少した。

以下は、「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」である。

ニュージーランドドル建の経営成績は、前掲「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」に示す。

ニュージーランド部門	年度	
	2025年 9月終了	2024年 9月終了
	(百万ドル)	
純利息収益	3,239	3,143
その他営業収入	385	399
営業収入	3,624	3,542
営業費用	(1,407)	(1,376)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	2,217	2,166
貸倒引当金(繰入)/戻入	19	(28)
税引前現金利益	2,236	2,138
法人税および非支配持分	(627)	(602)
現金利益	1,609	1,536
構成:		
パーソナル	1,130	1,042
ビジネスおよび農業	481	489
セントラル・ファンクション	(2)	5
現金利益	1,609	1,536
貸借対照表		
正味貸付金および前渡金	122,925	123,504
その他外部資産	3,179	3,528
外部資産	126,104	127,032
顧客預金	101,568	100,907
その他外部負債	19,076	19,296
外部負債	120,644	120,203
リスク加重資産	62,405	62,075
貸付金および前渡金の総額の平均残高 ⁽¹⁾	125,234	122,922
預金およびその他借入金平均残高 ⁽¹⁾	107,486	106,084
資産運用収入純額	181	185
運用資産	36,768	36,448
運用資産平均残高	36,319	36,200
比率		
平均RWA利益率	2.65%	2.33%
純預貸利鞘	2.60%	2.57%
営業収入に対する営業費用	38.8%	38.8%
資産平均残高に対する営業費用	1.10%	1.09%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	28	42
貸付金および前渡金の総額(GLA)の平均残高に対する	0.02%	0.03%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	(47)	(14)
GLAの平均残高に対する	(0.04%)	(0.01%)
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽²⁾		
減損資産総額	151	158
GLAに対する減損資産総額の割合	0.12%	0.13%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	6,689	6,756

注:(1) 平均残高は主として日次平均を用いて計算されている。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に係る。

(5) サンコープ・バンク部門

サンコープ・バンク部門	年度	
	2025年	2024年
	9月終了	9月終了
	(百万ドル)	
純利息収益 ⁽¹⁾	1,640	251
その他営業収入	66	6
営業収入	1,706	257
営業費用	(1,073)	(188)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	633	69
貸倒引当金(繰入)/戻入	(36)	(243)
税引前現金利益/(損失)	597	(174)
法人税費用/ベネフィット	(179)	52
現金利益/(損失)	418	(122)
貸借対照表		
正味貸付金および前渡金	73,214	70,871
その他外部資産 ⁽²⁾	16,155	16,314
外部資産	89,369	87,185
顧客預金	56,242	54,715
その他外部負債	26,549	26,895
外部負債	82,791	81,610
リスク加重資産	36,178	33,422
貸付金および前渡金の総額の平均残高 ⁽³⁾⁽⁴⁾	72,144	11,916
預金およびその他の借入金平均残高 ⁽³⁾⁽⁴⁾	63,186	10,488
比率		
平均RWA利益率	1.24%	(2.21%)
純預貸利鞘	2.08%	1.93%
営業収入に対する営業費用	62.9%	73.2%
資産平均残高に対する営業費用	1.21%	1.30%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	23	(1)
貸付金および前渡金の総額(GLA)の平均残高に対する	0.03%	(0.01%)
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽⁵⁾		
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	13	244
GLAの平均残高に対する	0.02%	2.05%
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合 ⁽⁵⁾		
減損資産総額	162	66
GLAに対する減損資産総額の割合	0.22%	0.09%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	2,671	2,798

注:(1) 2025年度は、貸付金および前渡金、預金および発行済社債について基礎となる金融資産および金融負債の残存期間にわたって認識された買収関連の公正価値調整の組戻しによる8,600万ドルを含む。

(2) 2025年9月終了年度は、のれんの確定額13億4,600万ドル(PPA完了前の2024年9月30日現在の暫定残高は14億200万ドル)を含む。詳細は「第6 経理の状況 - 1 財務書類」中の2025年度財務書類の注記33「サンコープ・バンクの買収」を参照のこと。

(3) 平均残高は主として日次平均を用いて計算されている。

(4) 2024年度は買収日から2か月間の残高に基づく。

(5) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

2025年度と2024年度の比較

サンコープ・バンクが当グループに買収されたのは2024年7月31日であり、2025年度および2024年度の業績報告はそれぞれ12か月および2か月をカバーしている。

2024年度は、サンコープ・バンクの買収に関する調整を含む。税引後費用の1億9,600万ドルの内訳は、サンコープ・バンクの正常な貸付金および前渡金の取得に関する取得会計の調整から生じた一括評価貸倒引当金繰入2億4,400万ドル、ソフトウェアの加速償却費3,600万ドル、および法人税費用8,400万ドルであった。

[前へ](#)

[次へ](#)

G. 流動性および資本資源

(1) 流動性

	平均	
	2025年度	2024年度
流動資産合計（十億ドル） ⁽¹⁾	312.8	273.9
流動性カバレッジ比率（LCR） ⁽¹⁾	132%	133%

注：(1) APRA健全性基準（APS第210号「流動性」）で規定され、APS第330号の要件に沿って計算された通年平均。

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、パーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（HQLA1）：現金、当日中に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（HQLA2）：当日中に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（ALA）：RBNZにより列挙されたその他の適格証券および資産

当グループは、流動資産ポートフォリオの規模および構成が規制上の要件およびANZBGLの取締役会が定めたリスク選好に沿っているよう、継続的に監視および管理を行っている。

LCR（流動性カバレッジレシオ）は当期通年で規制上の最低基準である100%を上回っていた。

(2) 資金調達

当グループは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとに過度な集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。2025年度中、当グループは発行により367億ドルの期限付ホールセール資金調達（12か月から18か月満期の短期非劣後債を除く。）を実施した。

下表は当グループの負債および株主資本の合計を示す。

	9月30日現在	
	2025年	2024年
	(十億ドル)	
ホールセール資金調達商品⁽¹⁾		
非劣後債務	125.2	116.7
劣後債 ⁽²⁾	44.1	39.7
発行済期限付社債合計	169.3	156.4
中央銀行のターム資金供給 ⁽³⁾	1.0	2.5
コマーシャル・ペーパー	49.6	47.8
譲渡性預金	45.8	42.2
ホールセール資金調達商品合計	265.7	248.9
顧客預金	749.2	716.6
その他の負債	212.3	195.4
株主資本	70.4	68.8
負債および株主資本の合計	1,297.6	1,229.7

注：(1) 短期（12-18か月程度）の非劣後債およびその他Tier 1 資本を除く。サンコープ・バンクの買収から生じた2025年9月30日現在および2024年9月30日現在のホールセール資金調達を含む。

(2) RBNZの要件に基づくTier 2 資本を構成するがAPRAのTier 2 要件を満たさない、ANZバンク・ニュージーランドが発行した劣後債、およびAPRAの自己資本フレームワークに基づきANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドが2024年に発行した8億ドルの永久劣後債を含む。3億米ドルの永久劣後債は2023年10月31日に償還された。

(3) RBA TFFは2024年度中に全額償還されたためゼロであり（2024年度：ゼロ）、RBNZ FLPの9億ドル（2024年度：23億ドル）およびTLFの1億ドル（2024年度：2億ドル）は含まれる。

期限付債務の期日構成

以下に開示する金額は、当グループ（サンコープ・バンクを含む。）が期限付資金調達プログラムに基づき発行した期限付債務の元本残高、ならびにRBNZのターム貸付ファシリティ（「TLF」）および融資資金提供プログラム（「FLP」）に基づき2025年9月30日までに引出可能な元本残高を表している。疑義回避のため付言すれば、この構成表はコマーシャル・ペーパーの発行および当グループの長期プログラムに基づく短期発行を含まず、またその金額は金利キャッシュ・フローを含まない。この期日構成表の目的上、外貨建の期限付債務は、2025年9月30日現在の直物為替レートをを用いて豪ドルに換算されている。

契約上の満期 ⁽¹⁾	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2030年度 より先	合計
	(百万ドル)						
非劣後債務および中央銀行の ターム資金調達 ⁽²⁾	41,877	30,489	27,694	12,952	9,462	3,747	126,221
劣後債務 ⁽³⁾	6,608	3,340	3,634	5,459	4,234	13,947	37,222
合計	48,485	33,829	31,328	18,411	13,696	17,694	163,443

注：(1) 期日構成表は、関連する9月30日終了事業年度に満期を迎える期限付債務の金額の合計を表示している。償還条項付債務の期日構成はすべて、次回の繰上償還日に基づいて表示している。

(2) 貸借対照表の「預金およびその他の借入金」に含まれる譲渡性預金証書、RBNZのTLFおよびFLPの引出可能額を含む。

(3) その他Tier 1資本は期日構成から除外している。

2025年9月30日現在の所要安定資金調達額（「RSF」）の大半は、RSF合計の51%（2024年度：52%）が住宅モーゲージおよび28%（2024年度：28%）が非金融機関の顧客に対する貸付によるものであった。

2025年9月30日現在の利用可能な安定資金調達額（「ASF」）の主な供給源は、ASF合計の50%（2024年度：51%）がリテールおよび中小企業顧客預金、27%（2024年度：28%）がその他のホールセール資金調達（ターム資金供給ファシリティを含む。）、および14%（2024年度：15%）が自己資本であった。

これらの資金は、2025年度の最新報告期間については当グループの2025年9月30日現在の年次財務書類に記載のとおり、当グループの事業戦略およびリスク選好と整合しており、適用ある規制上の要件に従った方法により一般事業目的のために当グループが配分および使用する。

(3) 自己資本管理

適格資本	9月30日現在	
	2025年	2024年
	(百万ドル)	
Tier 1		
株主資本および非支配持分	70,445	68,760
株主資本への適正資本調整	(436)	(721)
普通株式等Tier 1 総資本	70,009	68,039
控除	(14,825)	(13,570)
普通株式等Tier 1 資本	55,184	54,469
その他Tier 1 資本	7,357	8,207
Tier 1 資本	62,541	62,676
Tier 2 資本	33,810	29,189
適格資本合計	96,351	91,865
自己資本比率(レベル2)		
普通株式等Tier 1	12.0%	12.2%
Tier 1	13.6%	14.0%
Tier 2	7.4%	6.5%
自己資本比率合計	21.0%	20.6%
リスク加重資産	458,547	446,582

2025年度と2024年度の比較

当グループのCET 1 比率は、2025年度に-17ベース・ポイント低下して12.03%となった。CET 1 比率の変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ 法定利益(レベル2)(重大項目を除く。)が、CET 1 比率を+151ベース・ポイント上昇させた。
- ・ 重大項目が、CET 1 比率を-19ベース・ポイント低下させた。これは、CET 1 に影響する重大項目(PPA完了後のサンコープ・バンクののれんに関して2025年9月半期中に加算された1億4,100万ドルを含む。)に関する。
- ・ 2024年度最終配当および2025年度中間配当の支払(配当金再投資制度(DRP)およびボーナス・オプション制度(BOP)は対象外)が、CET 1 比率を-103ベース・ポイント低下させた。
- ・ 基礎となるRWAおよびその他の項目の増加(銀行勘定金利リスク(IRRB)を除く。)が、CET 1 比率を-34ベース・ポイント低下させた。これは主に、法人部門、オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門の貸付の増加、サンコープ・バンクの買収に関する2025年3月半期中のPPAの調整、ならびに繰延税金資産の増加に牽引された。これは、FVOCI準備金の損失縮小の利益およびAPRAが定める適格準備金超過部分の予想損失控除の引下げにより一部相殺された。
- ・ オペレーショナル・リスクおよびIRRBが、CET 1 比率を-16ベース・ポイント低下させた。これには、サンコープ・バンクのIRRBリスクや2025年4月から適用されたオペレーショナル・リスク資本オーバーレイへの2億5,000万ドルの上積みの組入れが含まれる。
- ・ 資本フロアの引上げ幅の縮小がCET 1 比率を+4ベース・ポイント上昇させ、IRRB REAの増加がこれを牽引した。

NOHCの余剰資本を含めた場合、CET 1 資本比率は12.26%となり、これにはNOHCの余剰資本による+4ベース・ポイント、および自社株買戻しの未実施部分(当グループは2025年10月13日に買戻しを中止し、その資金をANZBGLに戻すと発表した。)の8億ドルによる+18ベース・ポイントが含まれる。

(4) レバレッジ比率

2025年9月30日現在、当グループのAPRAのレバレッジ比率は4.4%で、ANZ銀行グループを含む内部格付手法を選択しているAD1に関するAPRAの最低基準3.5%を上回っている。下表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	9月30日現在	
	2025年	2024年
	(百万ドル)	
Tier 1 資本 (資本控除を除く)	62,541	62,676
オン・バランスシートのエクスポージャー(デリバティブ および証券金融取引のエクスポージャーを除く)	1,151,312	1,096,917
デリバティブのエクスポージャー	59,203	52,478
証券金融取引のエクスポージャー	82,897	65,015
その他のオフ・バランスシートのエクスポージャー	131,430	129,727
エクスポージャー測定額合計	1,424,842	1,344,137
APRAレバレッジ比率	4.4%	4.7%

2025年度と2024年度の比較

APRAのレバレッジ比率は、2025年度に-27ベース・ポイント低下した。変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ 配当支払額 (DRPおよびBOPは対象外) 控除後の正味内部資本生成 (主にレベル2の法定利益および資本控除変動額による。) により、レバレッジ比率は+11ベース・ポイント上昇した。
- ・ AT1 資本の影響 (ANZキャピタルノート5の償還) により、レバレッジ比率は-7ベース・ポイント低下した。
- ・ エクスポージャーの増加 (為替換算の影響を除く。) により、レバレッジ比率は-24ベース・ポイント低下し、これは主にオーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門の貸付の増加および流動資産の増加により牽引された。
- ・ デリバティブのエクスポージャーの増加により、レバレッジ比率は-2ベース・ポイント低下した。
- ・ その他の正味影響として、レバレッジ比率が-5ベース・ポイント低下した。

H. 定義

「AASB」 オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ADI」 APRAが定める公認預金受入機関

「ANZBGL」は、オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) (オーストラリア会社番号 (ACN) 005 357 522) を意味する。

「ANZ銀行グループ」は、ANZ銀行持株会社およびその各子会社 (ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランドを含む。) を意味する。

「ANZ銀行持株会社」は、事業を行わない中間持株会社 (ANZGHLにより保有され、ANZ銀行グループの子会社 (ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランド・リミテッドを含む。) を保有する。) であるANZ BH Pty Ltd (ACN 658 939 952) を意味する。

「ANZバンク・ニュージーランド」は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドを意味する。

「ANZバンク・ニュージーランド・グループ」は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドおよびその各子会社を意味する。

「ANZ取締役会」は、ANZGHLの取締役会を意味する。

「ANZGHL」は、ANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited) (ACN 659 510 791) を意味する。

「ANZグループ」は、ANZGHLおよびその各子会社を意味する。

「ANZ非銀行グループ」は、ANZ非銀行持株会社およびその各子会社ならびにANZサービス会社を意味する。

「ANZ非銀行持株会社」は、事業を行わない中間持株会社 (ANZGHLにより保有され、一部の非銀行子会社を保有する。) であるANZ NBH Pty Ltd (ACN 658 941 096) を意味する。

「ANZサービス会社」は、ANZ Group Services Pty Ltd (ACN 658 940 900) を意味する。

「APRA」 オーストラリア健全性規制庁

「APRAレバレッジ比率」は、APRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー測定額」に対するTier 1 資本 (パーセンテージ表示) である。現在リスクベースの自己資本要件に対する無リスクの補完または補強として設計され、銀行制度における過度なレバレッジの積上げを制限することを狙いとする。

「APS」は、銀行業健全性基準を意味する。

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、3か月未満の買戻し契約 (リバース・レポ契約)、中央銀行およびその他の銀行への預入残高、ならびにその他の現金同等物 (容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なもの) からなる。

「一括評価の予想信用損失引当金」は、ECL予想信用損失のうち、将来予測に関する情報を包含し、信用損失引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しないものである。

「当行」は、ANZBGLを意味する。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール (カバー・プール) により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリソースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、当グループの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産 (信用RWA)」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、救済プロジェクトの費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟の結果を含む。

「予想信用損失（ECL）」は、以下の3段階アプローチに基づいて、組成以降の信用の悪化に従って決定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時点において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から今後12か月以内に起こりうるデフォルト事象から発生するECLを反映してECL引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、ECLは、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事由に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降SICRが生じている場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生するECLを反映してECL引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増加が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、これに従ってECLが測定される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

「公正価値」は、知識ある自発的な当事者間の対等な取引において資産または負債が交換されうる価額である。

「融資資金提供プログラム（「FLP」）」は、2020年11月にRBNZにより発表されニュージーランドの銀行に提供された、ニュージーランドの企業および家計の借入コストを低減するための3年間の資金提供を表す。

「総貸付金および前渡金（「GLA」）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介その他の実行費用から未収収益を控除したものである。

「当グループ」は、ANZBGLおよびその各子会社を意味する。

「当グループのポジション」は、当グループの事業、業務、業績、レピュテーション（評判）、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態を指す。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するかまたは、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「個別評価貸倒引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価額、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行勘定金利リスク（「IRRBB」）」は、当グループの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク 全般的な金利水準および/またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションリティ・リスク 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「レベル1」は、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したANZBGLである。

「レベル2」は、APRAの監督との関連で、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いたANZ銀行グループである。

「レベル3」は、APRAの監督との関連で、もっとも範囲を広げた複合企業グループとしてのANZグループを意味する。

「大手銀行税」は、オーストラリア政府が2017年7月に導入した租税を指し、当グループを含む特定の大手銀行の負債に対して課税される。

「純預貸利鞘」とは、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、総貸付金および前渡金から予想信用損失を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（「NSFR」）」とは、APRAが定める所要安定調達額（「RSF」）に対する利用可能な安定調達額（「ASF」）の比率である。利用可能な安定調達額は、1年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアのADIの資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形固定資産」とは、ANZBGLの株主に帰属する株式資本および準備金から未償却の無形固定資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を除いたものである。

「RBA」 オーストラリアの中央銀行であるオーストラリア準備銀行。

「RBNZ」 ニュージーランドの中央銀行であるニュージーランド準備銀行。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」は、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティで構成される。条件緩和は、利息、元本その他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新規ファシリティに対して一般的に提供される満期を大幅に超える期日延長からなる。

「平均RWA利益率」とは、ANZBGL株主に帰属する利益を平均RWAで除した料率である。

「リスク加重資産（「RWA」）」とは、各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される資産である。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高 / ANZの未払決済残高」は、決済される途上にある金融資産および / または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

「SME」は、中小企業を意味する。

「サンコープ・バンク」は、2024年7月31日に買収した、SBGH Limited（オーストラリア会計番号（ACN）145 980 838）およびその各子会社を意味する。

「ターム資金供給ファシリティ（「TFF」）」は、RBAが2020年3月19日に発表した、オーストラリア企業向けの低コストな貸付を支援するための3年間の資金供給を表す。TFFからの引出しは2021年7月30日をもって終了した。

「ターム貸付ファシリティ（「TLF」）」は、ニュージーランド企業向けの貸付を促進するためにRBNZにより2020年5月から2021年7月までに提供される3年間から5年間の資金供給を表す。

[前へ](#)

5【重要な契約等】

2025年度の開始日から本書提出日までの間において、当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

6【研究開発活動】

当グループは、顧客の財務的健全性の改善という戦略に沿って、商品およびサービスの研究開発を続けている。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2025事業年度中、当グループはオーストラリア、ニュージーランドならびにアジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカにおける事業経営を支援するために、様々な土地建物、家具什器および技術機器を取得し、また様々な賃借物件の改良を行った。2025事業年度中、当グループの土地建物および設備機器の追加は4億6,400万ドルであり、処分は2億1,900万ドルであった。

2024年7月31日の当グループによるサンコープ・バンクの買収の結果、グループ内マスターサービス契約およびその2024年11月22日付修正に従い、ANZBGLおよびノルフィナ・リミテッド（「ノルフィナ」）はサブリース契約を締結した。これにより、支店のリース資産はノルフィナの使用権資産として認識され、ANZBGLは内部リース債権を有している。しかし、外部貸手との支店のリース負債はANZBGLに残り、内部リース会計項目はグループレベルで消去されている。

2025事業年度中、当グループはオーストラリアおよびニュージーランドのビジネス・バンキング・センター1か所およびリテール支店2か所を閉鎖した。

さらに、当グループはのれんおよびその他の無形資産に10億2,500万ドル（資産計上されたソフトウェアを含む。）を追加した。詳細については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

当グループは、その事業目的でオーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地建物を自由保有および賃借している。これら土地建物は、支店および商業用管理センターを含み、2025年9月30日現在の帳簿価格は14億9,500万ドル（2024年9月：15億2,300万ドル）であり、以下で構成されている。

不動産の数	2025年9月30日現在		2024年9月30日現在	
	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借
リテール(支店網)	22	545	23	550
管理およびオペレーション・センター	2	88	2	93
居住用	11	0	12	0
合計	35	633	37	643

ポートフォリオの主な建物（自己所有および賃借）は、以下を含む。

- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート839
- ・オーストラリア、サウス・メルボルン、ドーカス・ストリート75
- ・オーストラリア、シドニー、ピット・ストリート242
- ・ニュージーランド、ウェリントン、トリー・ストリート49
- ・ニュージーランド、オークランド、アルバート・ストリート23-29
- ・インド、ベンガルール、ナガヴァラ、マナヤタ・エンバシー・ビジネス・パーク、アカシア・オフィス
- ・インド、ベンガルール、バンガロール地区、エンバシー・テック・ビレッジ、ハイビスカス・オフィス
- ・フィリピン、ケソン・シティ、バランガイ・バグンバヤン、E. ロドリゲス・ジュニア・アベニュー、MDC100ビルディング

3【設備の新設、除却等の計画】

当グループは、定期的に世界中のリテールおよび商業部門の不動産拠点を見直し、今後の営業モデルに沿わない賃借および自己所有不動産を除却している。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2025年9月30日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	3,003,366,782	該当なし
合計	該当なし	3,003,366,782	該当なし

【発行済株式】

(2025年9月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	3,003,366,782	該当なし	普通株式(当行の定款 に定める条項に基づき 発行される普通株式)
計		3,003,366,782		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	普通株式資本金 増減額 (単位：百万ドル (百万円))	普通株式資本金 残高 (単位：百万ドル (百万円))	備考 (発行済株式総数 増減の理由)
2020年 9月30日		2,840,370,225		26,531 (2,757,897)	
2021年度	-16,806,573		-547 (-56,861)		当行の配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度に基づき株式が発行されたが、自社株買戻しにより一部相殺された。
2021年 9月30日		2,823,563,652		25,984 (2,701,037)	
2022年度	166,360,099		2,813 (292,411)		当行の配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度に基づき株式が発行されたが、自社株買戻しにより一部相殺された。全額引受型プロラタ・アクセラレイテッド・リナウンサブル・エンタイトルメント・オファー（比例按分方式・機関株主部分先行・放棄可能・権利付与型募集）に基づき株式が発行された。
2022年 9月30日		2,989,923,751		28,797 (2,993,448)	
2023年度	13,443,031		285 (29,626)		当行の配当金再投資制度、ボーナス・オプション制度および従業員株式・オプション制度に基づき株式が発行された。
2023年 9月30日		3,003,366,782		29,082 (3,023,074)	
2024年度	0		-2,017 (-209,667)		株式資本は、当行の従業員株式・オプション制度および資本の払戻しにより減少した。
2024年 9月30日		3,003,366,782		27,065 (2,813,407)	
2025年度	0		-12 (-1,247)		株式資本は、当行の従業員株式・オプション制度により減少した。
2025年 9月30日		3,003,366,782		27,053 (2,812,159)	

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(2025年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
法人	1	3,003,366,782	100
個人	0	0	0
ノミニー	0	0	0
合計	1	3,003,366,782	100

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(2025年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ANZ銀行持株会社 (ANZ BH Pty Ltd)	オーストラリア、ヴィクトリア州 3008、ドックランズ、コリンズ・ ストリート833、9階、 ANZセンター・メルボルン	3,003,366,782	100

2 【配当政策】

ANZBGLの取締役会は、以下に定める制限を条件として、普通株式の株主への配当の金額および時期を決定する。本書提出日現在、ANZ銀行持株会社がANZBGLの唯一の株主であり、同社はANZGHLにより完全所有されている。

ANZBGLは、以下の場合を除き、配当を支払ってはならない。

- ・ 配当の宣言の直前にANZBGLの資産がその負債を超過し、かかる超過額が配当の支払いに十分である場合。
- ・ 配当の支払いがANZBGLの株主全体にとって公正かつ妥当である場合。
- ・ 配当の支払いがANZBGLの債権者への支払能力を著しく損なわない場合。

また、普通株式の配当の支払いは、ANZBGLのハイブリッド証券の条件およびAPRAの健全性基準により制限または制約を受ける場合がある。

2025事業年度中および本書提出日までに、全額払込済普通株式について配当が支払われた / 支払いが提案された。

種類	1株当たり配当額 (単位：セント)	配当金の総額 (単位：百万ドル)	取締役会決議日	支払日
ANZ銀行持株会社に 支払われた 2024年期末配当	82	2,472	2024年11月7日	2024年12月20日
ANZ銀行持株会社に 支払われた 2025年中間配当	70	2,108	2025年5月7日	2025年7月1日
ANZ銀行持株会社に 提案された支払予定の 2025年期末配当	82	2,476	2025年11月7日	2025年12月19日(予定)

配当に関するさらなる詳細は、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記6「配当金」を参照のこと。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

ANZBGLのコーポレート・ガバナンス

ANZの取締役会は、取締役会委員会の補佐のもと、ANZグループのガバナンス枠組みの監督について責任を負う。この枠組みは、効率的かつ責任ある意思決定をもたらすよう構想されており、ANZグループの高い目標および戦略の達成を支援するものである。

ANZBGLの取締役会（「ANZBGLの取締役会」）は、ジョン・チンコッタおよびグラハム・ホッジス2名の非執行取締役を追加したことを除き、ANZの取締役会と同一である。

ANZの取締役会委員会は、「監査委員会」、「人材およびカルチャー委員会」、「リスク委員会」、「デジタル事業および技術委員会」および「指名および取締役会運営委員会」で構成されている。これら5つの主要委員会に加え、ANZの取締役会は、特定の職務の遂行を支援するため、ANZGHLの取締役のみで構成される2つの委員会を設置している。すなわち「取締役会特別委員会」および「株式委員会」である。各委員会の役割については、下記「ANZGHLのコーポレート・ガバナンス」に詳述されている。

ANZの取締役会委員会は、ANZBGLを含むANZグループ全体を監督している。ただし、ANZBGLには、別個の「監査委員会」および別個の「リスク委員会」がある。ANZBGLには、その他の取締役会委員会はない。2つの別個の委員会の構成は、ANZBGLの「監査委員会」および「リスク委員会」のみの委員であるジョン・チンコッタおよびグラハム・ホッジスを除き、ANZの取締役会委員会と同様である。

ANZBGLの取締役会の憲章、「監査委員会」の憲章、「リスク委員会」の憲章ならびにガバナンスの方針および手続きの条項は、下記「ANZGHLのコーポレート・ガバナンス」に詳述されているとおり、ANZグループの構造を反映する一部の変更を除き、ANZGHLのもとと実質的に同一である。

以下はANZBGLのコーポレート・ガバナンスに関する記載である。ANZBGLを含むANZグループに係るANZGHLのガバナンス枠組みは、下記「ANZGHLのコーポレート・ガバナンス」に記載されている。

取締役会および取締役会委員会

当年度中のANZBGLの取締役会ならびにANZBGLのリスク委員会および監査委員会の会議の開催回数、ならびにそれらの会議への各取締役の出席回数を以下に示す⁽¹⁾。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会	
	A	B	A	B	A	B
ポール・オサリバン	13	13	8	8	8	8
ジョン・チンコッタ	13	13	8	8	8	8
シェイン・エリオット ⁽²⁾	9	9				
アリソン・ジェリー ⁽³⁾	4	4			3	3
リチャード・ギブ	13	13	8	8	8	8
グラハム・ホッジス	13	13	8	8	8	8
ジェーン・ハルトン AO PSM ⁽⁴⁾	8	7				
ホリー・クレイマー	13	13	8	8		
ヌノ・マトス ⁽⁵⁾	4	4				
クリスティーナ・オライリー	13	13	8	8	8	8
ジェフ・スミス	13	13	8	8		
スコット・セント・ジョン	13	13	8	8	8	8

A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。

B列は、会議に出席した回数を示す。上表は委員会会議に関する委員の出席状況を記録している。

注：(1) 取締役は、規制事項に関連した14回の説明会およびワーキンググループ会議にも出席した。

(2) シェイン・エリオットは、2025年5月11日に最高経営責任者兼執行取締役を退任した。

(3) アリソン・ジェリーは、2025年5月9日に非執行取締役に就任した。

(4) ジェーン・ハルトン AO PSMは、2025年3月31日に非執行取締役を退任した。

(5) ヌノ・マトスは、2025年5月12日に最高経営責任者兼執行取締役に就任した。

ANZGHLの取締役会および取締役会委員会では行われず、ANZBGLの取締役会および取締役会委員会に特有の活動および検討内容は以下のとおりである。

取締役会

活動および検討内容は、ANZGHLの取締役会におけるものと実質的に同一である。下記「 ANZGHLのコーポレート・ガバナンス」を参照のこと。

監査委員会

活動および検討内容は、ANZGHLの監査委員会におけるものと実質的に同一である。下記「 ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 7 . 取締役会委員会 - 7.2 監査委員会」および下記「(3)監査の状況 - 監査委員会」を参照のこと。

リスク委員会

活動および検討内容は、ANZGHLのリスク委員会におけるものと実質的に同一である。下記「 ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 7 . 取締役会委員会 - 7.4 リスク委員会」を参照のこと。

取締役および役員の補償

ANZBGLの定款（第9.1条）により、ANZBGLは以下が認められている。

- ・ ANZBGLもしくはその関連法人のいずれかの役員もしくは従業員またはその監査人が、かかる役員、従業員または監査人として（ANZBGLまたは関連法人以外の）者に対して負った債務を（適用ある法律により認められる範囲で）補償すること。これには、ANZBGLまたは関連法人により受託者としてまたは他の法人の役員もしくは従業員として任命または指名された結果負った債務が含まれる。
- ・ 役員もしくは従業員または監査人が、かかる役員、従業員または監査人として負った債務に係る訴訟を防御する際、または政府機関、正当に設立された王立委員会またはその他の公的調査会、清算人、管理人、破産管財人もしくはその他の権限を有する官吏により提起された訴訟に対抗または対応する際に負った法務費用について支払いを行うこと。

当グループの方針は、当グループの従業員を、適切な条件の下で、業務の過程において行動した結果負った一切の債務から保護すべきであるとしている。

この方針に基づき、当グループは、従業員および元従業員が業務の過程において誠実に行動した結果第三者に対して負った一切の債務を補償する。これは、ANZグループによりまたはその要請により他の法人もしくは団体の役員もしくは従業員としてまたは受託者として任命 / 指名された結果負った債務に及ぶ。

この補償は、適用ある法律および一定の例外に従う。

ANZBGLは、ANZBGLの定款に記載されている種類の債務および法務費用を補償するために、各取締役、ANZBGLの一定の秘書役および元取締役、ならびに関連法人または他の法人の取締役または役員を務める一定の従業員およびその他の個人との間で、補償証書を締結している。

当事業年度中、当グループはその取締役および従業員のために保険料を支払った。一般的な商慣行に従い、この保険について、保険対象債務の性質および保険料の金額の開示は禁止されている。

ANZGHLのコーポレート・ガバナンス

本「ANZGHLのコーポレート・ガバナンス」は、ANZGHLにより2025年11月10日に開示されたANZの2025年度コーポレート・ガバナンス報告書（「本コーポレート・ガバナンス報告書」）に基づいており、これを抽出したもので、2025年11月7日現在のものである。ANZBGLの取締役の状況については、下記「(2)役員の状況 - 取締役」を参照のこと。

本「ANZGHLのコーポレート・ガバナンス」において、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「当グループ」および「ANZ」という用語はANZグループ・ホールディングス・リミテッドとその連結子会社を意味し、「当社」という用語はANZグループ・ホールディングス・リミテッドを意味し、「取締役会」という用語はANZグループ・ホールディングス・リミテッドの取締役会を意味し、また「取締役」という用語はANZグループ・ホールディングス・リミテッドの取締役を意味する。

1. ガバナンスへのアプローチ

ANZグループ・ホールディングス・リミテッド（「ANZGHL」）の取締役会（「取締役会」）は、取締役会委員会の補佐のもと、ANZGHLおよびその子会社（「ANZグループ」、「ANZ」、「当グループ」）のガバナンス枠組みの監督について責任を負う。この枠組みは、効率的かつ責任ある意思決定をもたらすよう構想されており、もってANZの戦略および目標の達成を支援するものである。

本コーポレート・ガバナンス報告書は、取締役会により承認されており、以下を含む枠組みの主要部分を概説する。

経験豊富で独立的な取締役会。これを補佐する取締役会委員会の体制は、取締役会の効率的な運営および価値の創出が継続的に確保されるよう定期的に見直される。

取締役会および経営陣が担当する役割の明確な分掌。

時機に即した偏りのない開示。ANZのウェブサイトのコーポレート・ガバナンスのページ（anz.com/corporategovernance）（英文）を含む。

包括的なリスク管理の枠組み。定期的に見直される。

ANZGHLは、2025事業年度を通じてANZGHLがASXコーポレート・ガバナンス評議会の勧告に従ったことを確認する。

取締役会のガバナンス

取締役会はANZグループの監督および戦略的方向に責任を負う。2023年1月3日、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）は、スキーム・オブ・アレンジメントにより、ANZグループの新たな上場親会社として純粋持株会社であるANZGHLを設立し、ANZの銀行事業および一部の非銀行事業をANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループに分離する再編（「本再編」）を実施した。本再編の一環として、ANZ銀行グループのトップ企業であるANZ銀行持株会社およびANZBGLの取締役会に、ANZGHLの取締役に兼務しない追加の非執行取締役が任命された。かかる役割を果たすためにグラハム・ホッジスが2023年2月に任命されるとともに、銀行グループの取締役として新たにジョン・チンコッタが2024年2月に任命された。その他の点では、ANZGHLの取締役会はANZBGLの取締役会と同一である。

ANZBGLには別個の監査委員会およびリスク委員会があり、それらの構成はANZGHLの委員会と同様である（ただし、ANZBGLの監査委員会およびリスク委員会のみ委員であるグラハム・ホッジスおよびジョン・チンコッタを除く。）。

ANZBGLの取締役会および取締役会委員会の会議は、ANZGHLの取締役会および取締役会委員会の会議と同時に開催される。

ANZの企業構造



取締役会の概要

コーポレート・ガバナンスの枠組み



取締役会の構成

ANZGHLの取締役会は、7名の独立非執行取締役（独立した会長であるポール・オサリバンを含む。）、および1名の執行取締役（最高経営責任者（CEO）であるヌノ・マトス）により構成される。

現在、ANZGHLの取締役のうち3名が女性、5名が男性である。

ヌノ・マトスは2025年5月12日に最高経営責任者兼執行取締役に就任した。シェイン・エリオットは2016年より最高経営責任者兼執行取締役に務めていたが、2025年5月11日に退任した。

アリソン・ジェリーは2025年5月9日に非執行取締役に就任した。ジェリーは2025年12月18日に開催されるANZの年次株主総会で取締役に立候補する予定である。

ジェーン・ハルトン AO PSMIは2016年より取締役を務めてきたが、2025年3月31日に非執行取締役を退任した。

各取締役の氏名および経歴の詳細は、ANZの社外における主な関連団体を含め、anz.com/directors（英文）および2025年度年次報告書にて参照可能である。

取締役会委員会

ANZGHLの定款に基づき、取締役会は、そのあらゆる権限を取締役会委員会に委任することができる。ANZGHLは、監査委員会（委員長：クリスティーン・オライリー）、リスク委員会（委員長：リチャード・ギブ）、人材およびカルチャー委員会（委員長：ホリー・クレイマー）、デジタル事業および技術委員会（委員長：ジェフ・スミス）、ならびに指名および取締役会運営（「NBO」）委員会（委員長：ポール・オサリバン）の5つの主要な取締役会委員会を擁する。各委員会は、その役割および責任を定める独自の憲章を持つ。

2. 取締役会の重点領域

取締役会およびその委員会は、毎年、主な戦略、ガバナンスおよび監視に係る活動に取り組んでいる。以下の事項は、2025事業年度中に取締役会およびその委員会が検討したいいくつかの重要事項に関して、利害関係人に洞察を提供するための説明であるが、すべての事項の包括的なリストではない。

リスクおよびレピュテーション

ANZの非財務リスクをはじめとしたリスクへのアプローチおよび主要規制当局との関係は、当年度を通じて継続的に取締役会および委員会の優先事項であり、これには取締役会が関与した数多くの広範な特別会議、規制上の問題への対応において当グループを支援する取締役会の非財務リスク・ワーキング・グループの作業が含まれる。当事業年度中の取締役会のアプローチの詳細については、説明責任および結果に関するものを含め、「(2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」に記載されている。

この一環として、取締役会および取締役会委員会は、戦略的変更の主要なリスクレピュの検討も行った。

後継者育成

当事業年度中、取締役会の主要な焦点となった分野はCEOの後継者育成計画であり、取締役会は2024年12月9日に新任CEOヌノ・マトスの選任を発表し、ヌノ・マトスは2025年5月12日に就任した。

CEOの後継者育成計画への焦点に加えて、取締役会は、この新任CEOと共にグループ執行委員会（「ExCo」）のメンバーおよび組織内のその他の重要な役職の後継者育成計画の検討にも相当な時間を費やし、いくつかの重要な変更を承認し、その発表を行った。

戦略および財務

新任CEOの任命後、取締役会は特別会議において、戦略上の選択肢、主要なリスクおよび機会、業務上および競合上の環境、ならびに優先事項の協議に相当な時間を費やし、2025年10月13日にANZの2030戦略を発表する成果に至った。これには、この発表の一環として行われた将来に関する記載の検討および承認が含まれていた。

この作業の一環としての議論、討議および課題の主要な分野は以下に関連するものが含まれていた。

- ・ 当グループの組織構造
- ・ サンコープ・バンクのANZへの統合
- ・ 望ましいカスタマーアウトカムおよび重要なターゲットセグメントへのアプローチ
- ・ ANZの技術ソリューションの構築および顧客移行への潜在的なアプローチ
- ・ ANZの資本および配当の状況

将来を見据えたANZの戦略に焦点を当てることに加えて、取締役会は主要な事業のトップとの間で、スコアカードの実績を含む事業の業績、主な注力課題および現下の経営環境の変化について定期的かつ広範な議論を行った。

人材およびカルチャー

ANZの改訂後の戦略の展開を検討する一環として、取締役会および取締役会委員会は、変更が組織およびその人員に及ぼす影響、その準備状況およびプロセス、ならびにANZの組織構造の変更をレビューし実施するためのプロセスも詳細に検討した。

取締役会委員会はまた、ANZの従業員エンゲージメント調査から得られた重要な事項および対応策についても検討した。

3. 取締役会

3.1 取締役

ANZGHLの各取締役の氏名および任命に関する情報は以下のとおりである。

会長と最高経営責任者（「CEO」）の役割は別個のものである。ポール・オサリバンは2020年10月28日からグループ会長を務めている。オサリバンは2019年11月に独立非執行取締役役に任命された。ヌノ・マトスは、2025年5月12日よりCEOを務めている。ASX上場規則により、CEOであるマトスは3年ごとの再選を株主に求める必要はない。

取締役	上場親会社の	
	取締役就任 [*]	最近の選任日 / 再任日
ポール・オサリバン（取締役会会長およびNB0委員会委員長）	2019年	2022年 - 2025年度年次株主総会で再選立候補予定
ヌノ・マトス（CEO）	2025年	該当なし
リチャード・ギブ（リスク委員会委員長）	2024年	2024年
アリソン・ジェリー	2025年	2025年度年次株主総会で立候補予定
ホリー・クレイマー（人材およびカルチャー委員会委員長）	2023年	2023年
クリスティーン・オライリー（監査委員会委員長）	2021年	2024年
ジェフ・スミス（デジタル事業および技術委員会委員長）	2022年	2022年 - 2025年度年次株主総会で再選立候補予定
スコット・セント・ジョン	2024年	2024年

* ポール・オサリバン、クリスティーン・オライリーおよびジェフ・スミスの各氏は、本再編の一環として2022年12月20日にANZGHLの取締役に就任した。2023年1月までANZBGLが当グループの上場親会社であったため、各取締役が当グループの上場親会社の取締役となった日付に関する情報は本表に含まれる。

3.2 取締役および経営陣の役割

取締役会は、ANZの監視およびその慎重で健全な経営、ならびに憲章に定める一定の義務について責任を負う。経営陣レベルでは、ANZの大部分の上級執行役員がグループ執行委員会（「ExCo」）を構成する。グループ執行委員会の委員はanz.com/exco（英文）に掲載されている。ANZは、CEOおよびその他の上級経営陣の構成員に委任される事項を明確に定める権限委任の枠組みを有する。

取締役会およびその主要委員会のそれぞれの憲章は、anz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。

3.3 取締役の取締役会および委員会の会議出席状況

当年度中の取締役会および取締役会委員会の会議の開催回数、ならびにそれらの会議への各取締役の出席回数を以下に示す

(1)。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人材およびカルチャー委員会		倫理、環境、社会およびガバナンス委員会(2)		デジタル事業および技術委員会		取締役会特別委員会		取締役会(3)		指名および取締役会運営委員会		株式委員会(3)	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
ポール・オサリバン	13	13	8	8	8	8	6	6	4	4	3	3	4	4			2	2	3	3
シェイン・エリオット (4)	9	9											1	1					1	1
アリソン・ジェリー (5)	4	4			3	3	1	1			1	1	1	1			1	1		
リチャード・ギブ	13	13	8	8	8	8					3	3	3	3			2	2		
ジェーン・ハルトン (6)	8	7					3	3	3	3	2	2					1	1		
ホリー・クレイマー	13	13	8	8			6	6	4	4			4	4			2	2	1	1
ヌノ・マトス (7)	4	4											2	2					1	1
クリスティーン・オライリー	13	13	8	8	8	8	6	6					4	4			2	2		
ジェフ・スミス	13	13	8	8			6	6			3	3	2	2			2	2		
スコット・セント・ジョン	13	13	8	8	8	8			4	4			3	3			2	2		

A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。

B列は、会議に出席した回数を示す。上表は委員会会議に関する委員の出席状況を記録している。

注：(1) 取締役はまた、規制上の事項に関連した14回の説明会およびワーキング・グループ会議に出席した。

(2) 倫理、環境、社会およびガバナンス委員会はその活動を終了し、最後の会議は2025年5月に開催された。

(3) 上表に記載の取締役会委員会および株式委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。

(4) シェイン・エリオットは、2025年5月11日に最高経営責任者兼執行取締役を退任した。

(5) アリソン・ジェリーは、2025年5月9日に非執行取締役に就任した。

(6) ジェーン・ハルトン AO PSMは、2025年3月31日に非執行取締役を退任した。

(7) ヌノ・マトスは、2025年5月12日に最高経営責任者兼執行取締役に就任した。

3.4 最高経営責任者（CEO）および経営陣への権限委任

取締役会は、その憲章が定めるとおり、CEOおよびANZ上級経営陣の一定の構成員を任命する。取締役会はCEOに、およびCEOを通じて上級経営陣に、承認されたANZの戦略および財務目標を達成するための意思決定の権限および責任を、取締役会から経営陣への権限委任方針およびCEOからの権限委任方針に従い委任している。

3.5 取締役会の構成、選任および任命

取締役会は、活発で、積極的かつ効果的なANZの取締役会を維持するため、取締役会の改選手順（後継者育成計画を含む。）に継続的に取り組んでいる。NBO委員会は取締役会の構成の検討に関するあらゆる事項について取締役会を補佐する。

同委員会および/または取締役会は、取締役会の構成を定期的に見直している。候補者となりうる者を評価し取締役会の規模および構成の見直しを実施するにあたり、NBO委員会および/または取締役会は、取締役会の構成には以下のような項目を勘案した適切な混成比が反映されるべきとする指導原則を考慮する。

- ・ 事業の成長、規制の検討および市場の発展などの要因を考慮し、取締役会に必要な技能がANZの業務に相応しくあるよう確保
- ・ ANZの取締役会スキル・マトリックスで特定される主要分野全体を含む技能、経験および在任期間（該当する場合）
- ・ 多様性
- ・ 候補者の個人的資質、コミュニケーション能力、効果的な経営手腕、専門家としての名声および倫理的活動への取組み
- ・ ANZの長期的な成功に焦点を当てつつ、多様な個性と視点を持ち、経営陣および他の取締役に敬意を持ちつつ忌憚なく意見を述べるとともに、新たな方策を見いだすために取締役同士で積極的に議論し協力する、一丸となって機能する人選
- ・ 関連する取締役の独立性を含む、取締役会の構成に関する関連ガイドライン/法的要件
- ・ 取締役会憲章に明記された取締役会在職要件
- ・ ANZの戦略目標を含むその他の考慮事項

取締役会は引き続き女性40%、男性40%、ジェンダーを問わず20%の構成比の維持を目標とする。ただし、取締役会における多様性は、取締役会の改選に関する事項により一時的に影響を受ける可能性があることを認識している。本書日現在、取締役会の構成比は、37.5%が女性、62.5%が男性である。

候補者となる可能性のある者について検討する際、同委員会は、多様性が大きな広がりを持ち、年齢や文化的アイデンティティ（例えば、民族や母国）などのその他の事項を含む点にも着目する。

NBO委員会は、取締役会の規模および構成について見直しを行い取締役に勧告し、また取締役に適任と考えられる者を特定して候補者を取締役に推薦する職責を委任されている。

同委員会はまた、必要に応じて、取締役会会長の後継者育成計画および選出手順の見直しおよび勧告を行う。

ANZの指名手順に関する情報の詳細は、「取締役会改選方針（Board Renewal Policy）」に記載があり、これは anz.com/corporategovernance（英文）で閲覧可能である。

3.6 取締役会の技能および経験

取締役会はその役割を果たし、その責任を遂行するために必要となる総合的な技能、能力および経験を備えている。

下表は、取締役会の総合的な技能および経験の評価にふさわしいと取締役会が考える区分であり、取締役会自体の構成に求めるものである。本書日現在、取締役会スキル・マトリックスは見直しが行われている。

技能および経験
戦略および商業の見識
業界での経験
技術およびデジタル
リーダー的役割
人材およびカルチャー
ガバナンス、リスク（非財務リスクを含む。）および コンプライアンス
規制 / 政府方針
国際的なビジネス経験
財務の見識
気候を含むサステナビリティ

3.7 取締役の独立性

ANZGHLの取締役会憲章は、ANZの独立性基準を満たす非執行取締役が取締役会の過半数を占めることを要求する。かかる基準は取締役会改選方針で定められており、NBO委員会がASXガバナンス原則、APRAの健全性基準およびその他の関連する要件に照らしてこれを定期的に見直している。

ANZの独立性テストは、ある取締役がANZと重要な関係があるか否かを基準とする。要約すれば、以下のことをするにあたり、取締役の意思に影響を与えるまたは与えられようと考えられる現実かつ妥当な可能性がある場合とANZGHLの非執行取締役の地位にある合理的な人間が予想する場合、ANZとの重要な関係があるとみなされる。

定期的に取り締役会または委員会の議題に上がる傾向にある事項について決定を行う。

経営陣が提供する情報および助言を客観的に評価する。

ANZ全体にわたり一般的に適用される方針を設定する。

一般的に取り締役としての自身の役割を実行する。

取締役は、ANZと個人的な取引関係を有する可能性があり、またはANZと取引関係がある会社およびその他の組織の取締役にも就任している。取締役のすべての重要性のある社外との利害関係は、2025年度年次報告書のそれぞれの経歴欄に記載されており、こうした関係から独立性の問題が生じないように取決めが交わされる。

かかる基準の詳細は、anz.com/corporategovernance（英文）で閲覧可能である。

3.8 利益相反および社外コミットメント

独立性の問題を超えて、各取締役は、ANZの業務に関連する重要事項に関する潜在的または現実の利益相反を生じているか否かを判断する継続的な責任を負う。かかる状況は、外部の団体、利害関係または個人的関係から生じる可能性がある。

ANZBGLはANZGHLの子会社である。ANZBGLの取締役会は、預金保有者の利益を十分に考慮しつつ、ANZBGLの健全かつ慎重な経営に最終的な責任を負う。潜在的な相反が生じた場合、かかる相反に対処するために取締役会の取締役が利用できる多数の手段がある。

経営陣はまた、相反を適切に管理するために十分な情報を取締役提供することで支援する予定である。各取締役は、自身の職務および責任を遂行するために必要と判断した場合、独立した助言を得ること、または独立専門家に相談することができる。

すべての非執行取締役は、いかなる社外での新たな役職の任命についても、引き受ける前に会長に通知する義務がある。会長は、新たな任命の提案について検討し、個別に問題を考慮する。

この検討を行う際に会長が従う手順および考慮要素は、「取締役の利害開示、利益相反および社外コミットメント処理手続き (Directors Disclosure of Interest, Handling Conflicts of Interest and Outside Commitments Procedure)」において定められており、これはanz.com/corporategovernance (英文) にて閲覧可能である。

会長が社外の新たな役職を引き受けようとする場合、在任期間の最も長い非執行取締役が上記の検討および承認手順において会長の代わりを務める。ANZは非執行取締役の各社外コミットメントについて問題はないものと思料している。

4. 取締役会の業績評価

ANZは非執行取締役、取締役会会長、取締役会および取締役会委員会の各々についての業績評価を実施している。取締役会会長の勧告に基づき、NBO委員会は、この分野の規制要件を考慮し、非執行取締役、取締役会および取締役会委員会の評価を実施する際に従うプロセスを毎年決定する予定である。

評価は、一般的に3年間隔で（または同委員会により決定される場合はそれ以上の頻度で）同委員会により決定される独立した第三者の支援を受けて実施され、その間の期間は同委員会により決定される手順を使用して内部で実施されることが想定されている。

評価プロセスの内容について以下で要約しており、更なる詳細についてはanz.com/corporategovernance (英文) に掲載されているANZの「取締役会改選方針 (Board Renewal Policy)」で説明している。

4.1 2025年度の評価手順

当年度、独立した立場の第三者による取締役会および取締役会委員会の業績評価が実施され、その結果、勧告および生じた重要な対応策がNBO委員会で討議され、合意された。この第三者は、非執行取締役の評価についても支援しており、この評価は現在実施中である。

4.2 上級執行役員

当グループ、最高経営責任者（「CEO」）およびその他開示を要する執行役員の業績の取締役会による評価方法に関する実行構造、手順および主要インプットについては、「(2) 役員の状況 - 役員報酬の内容 (報酬報告)」に記載される。

当グループ、CEOおよび開示を要する執行役員の業績評価は、開示された取組みに従って、2025事業年度に関して行われた。

5. その他の情報

5.1 適格性チェック

ANZは、関連する上級職に任命された個人がAPRA健全性基準CPS520に基づく責任ある役職に相当な適格性を有するとともに、当該上級職が金融説明責任体制（FAR）法に定める説明責任者（Accountable Persons）である場合、同法に基づく適格性を有することを保証する手続きを備えている。

その枠組みは、ANZの「グループ適格性方針（Group Fit and Proper Policy）」に定められている。各取締役、関連する上級執行役員およびANZの外部監査人のAPRA認定業務執行パートナーについて新規任命が行われる前に、評価を実施することが当該方針で求められている。NBO委員会または取締役会のいずれかがANZの非執行取締役の評価を実施し、人材およびカルチャー委員会は、CEOおよび主要な上級執行役員を評価し、監査委員会はANZの外部監査人のAPRA認定業務執行パートナーを評価する。評価には以下が含まれる。

- ・ 各人が証明を提供すること
- ・ 審査担当者が個人の重要な資格の証拠を入手すること
- ・ 例えば犯罪歴、破産歴および規制上の欠格といった個人の経歴を審査担当者がチェックすること

2025年度中、適格性の年次評価は、非執行取締役、最高経営責任者、開示を要する執行役員およびその他のCEO直属部下ならびにANZの外部監査人のAPRA認定業務執行パートナーの各人について行われた。

5.2 任命書類

新任の非執行取締役は各自、任命書とともに、その役割に適用される情報を受領する。任命条件を明示した正式な雇用契約書が上級執行役員に渡される。

5.3 取締役向け初任研修

ANZは、すべての新任取締役が参加する初任研修プログラムを整備しており、その中で参加者は上級経営陣の主要な構成員による説明を含む、当グループの業務のすべての面について情報提供を受ける。これに続いて、新任取締役の要求により、追加の会議または情報提供が実施される。

5.4 独立的助言を求める取締役の権利

取締役がその責務を履行する一助とするため、各取締役は、（会長の事前承認を受けて）ANZの費用負担において、その責務に関する独立した専門的助言を求める権利を持つ。さらに、取締役会および各主要委員会は、ANZの費用負担において、会長の承認を受けて、その業務を支援するために必要とするあらゆる専門的助言も得ることができる。

5.5 非執行取締役および上級執行役員の報酬

非執行取締役、CEOおよびその他の開示を要する執行役員の報酬の構成に関する情報は、「(2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」に記載されている。

5.6 次の年次株主総会における選任

ANZGHLの定款および2001年会社法の規定により認められているとおり、取締役会は随時ANZGHLの非執行取締役を任命することができる。しかし、同人は次の年次株主総会において退任しなければならない。

同人が取締役として継続を望む場合には同年次株主総会において株主による選任を受けなければならない。

5.7 取締役の任期および退任

ANZGHLの定款は、非執行取締役としての役職の継続を望む非執行取締役が、3年毎に株主による再選を求めなければならない旨を規定している。これは、ASX上場規則に整合している。

さらに、ANZでは、特別な状況により取締役会から任期延長を依頼されない限り、非執行取締役は、適用される最長任期要件（株主による最初の選任後3年の任期を3期まで）に従って退任することを求めている。

5.8 取締役向け継続教育

ANZの取締役は、正式な初任研修プログラムに加えて、取締役としての自己の職務および責任に関する幅広い研修および継続教育に参加する。当事業年度中において、これには職場のウェルビーイングおよび安全対策、内部告発、非財務リスクならびに贈収賄および腐敗行為防止が含まれていた。

また各委員会は、独自の継続的な研修会を開催している。一例として、監査委員会は、会計基準の動向について適宜説明を受けている。必要に応じて、社内および社外の専門家が研修会の開催に関与し、デジタル事業および技術委員会は、サイバーセキュリティ情勢の動向について定期的に報告を受けている。

6 . 会社秘書役の役割

取締役会はANZGHLの会社秘書役の任命につき責任を負う。取締役会により、会社秘書役として2名が任命されている。ANZGHLの会社秘書役のプロフィールは(2025年度年次報告書中の)取締役報告書で確認することができる。

任命された会社秘書役のうちの一人名はグループ・ジェネラル・カウンセルであるケン・アダムスである。アダムスはANZに対してグローバルに法務業務を提供する責任を負う。会長、取締役および上級経営陣と密接に連携し、コーポレート・ガバナンス機能部門について取締役会に対し責任を負う。

会社秘書役であるサイモン・ポーデージは、コーポレート・ガバナンス機能部門の業務運営に責任を負う。これには、取締役会および取締役会委員会会議の運営ならびにANZおよびそのオーストラリア子会社に対する取締役会のガバナンスに関する関連要件の管理、ANZの株式登録機関との関係の監視、ならびに分配の管理ならびに証券取引所および企業規制当局との情報の連絡およびこれらへの情報の届出などのANZの上場有価証券の管理が含まれる。

同氏は、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

同氏はANZのコーポレート・ガバナンス原則を発展および維持させるために取締役会会長と緊密に連携する。

7 . 取締役会委員会

7.1 委員および出席

各主要な取締役会委員会は、

- ・ 専ら独立非執行取締役により構成される3名以上の委員を擁し、
- ・ 独自の憲章を持ち、
- ・ 必要と思料される特別な調査を開始する権限を有し、また、
- ・ その委員のうち1名が取締役会により委員長に任命される。

各委員会は、ANZGHLおよびその子会社(ANZBGLを含む。)について一定の責任を負うために、取締役会により設置されている。取締役会は、取締役会委員会の構成を毎年見直す。会長は、各主要取締役会委員会の職権上の委員となり、NBO委員会の委員長となる。CEOは、適宜、取締役会委員会の会議への出席を依頼される。もっとも、同人の出席は当然のものではなく、また自己の報酬が検討または討議される場合には出席しない。非執行取締役は、すべての委員会のあらゆる会議に出席することができ、また出席することが推奨され、すべての会議資料の提供を受ける。

各取締役会委員会は、その責任の範囲内で、憲章に基づき、その責務を実践するために関連があると思料する経営陣および従業員に無制限に連絡をとり、かかる情報を無制限に入手することができる。

各取締役会委員会は、必要に応じて会議にANZの役員または従業員に出席を要請することができ、また外部関係者の出席を依頼することができる。

ANZのガバナンスの枠組みは、当グループのESGへの取組みおよび利害関係者の期待と共に進化している。その結果、ANZ取締役会の倫理、環境、社会およびガバナンス委員会は廃止された。取締役会はすべてのESG事項について全体としての責任を引き続き有するが、具体的な案件は以下に記載されるとおり、関連する委員会に配分される。

取締役会は、気候およびサステナビリティ戦略、目標ならびに業績の監督責任を担うことになる。監査委員会は、気候およびサステナビリティに関する開示および報告ならびに内部告発の監督責任を担うことになる。リスク委員会は、気候およびサステナビリティ・リスクの監督責任を担う。NBO委員会は、関連するガバナンス事項の監督責任を担い、人材およびカルチャー委員会は行動規範および関連する倫理事項の監督責任を担う。

7.2 監査委員会

監査委員会は以下を監視し、検討する責任を負う。

- ・ ANZの財務報告に係る原則および方針、管理ならびに手続き
- ・ ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性
- ・ 同委員会委員長を通じて同委員会に機能上の報告経路を有し、同委員会に自由に接触できる内部監査（IA）の業務
- ・ ANZの財務書類およびその独立監査の整合性ならびに関連ある法律上および規制上の要件の遵守
- ・ あらゆるデューデリジェンス手続き
- ・ 財務報告に関連する範囲において健全性の監視手続きおよびその他の規制上の要件
- ・ 主要な子会社の監査委員会からの報告

監査委員会はまた、次についても責任を負う。

- ・ 外部監査人の任命、監督および有効性に関する年次見直し（独立性、適格性ならびに資質および資格の検討を含む。）
- ・ 外部監査人の報酬
- ・ 外部監査人の交代（適宜）
- ・ グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）の業績および報酬の検討、ならびに取締役会に対する適宜の勧告の実施

委員会憲章に基づき、

- ・ 監査委員会の各委員は適切に財務に通じていなければならない、また、
- ・ 委員会の責務を有効に実践するための適切な知識、技能および経験（業界における経験を含む。）を委員間で共有していなければならない。

取締役会は、クリスティーン・オライリー（委員長）が、監査委員会憲章に規定される定義に基づく「財務の専門家」であると判断した。取締役会はオライリーが当該要件に基づく「財務の専門家」に必要な資質を有していると判断したが、監査委員会憲章に定められた財務報告に関する義務は監査委員会の義務であり、「財務の専門家」とみなされる委員の個人的な責任ではないという点は重要である。

監査委員会は、定期的に、経営陣を同席させずに外部監査人および内部監査人と会合する。監査委員会委員長は、IA、外部監査人および経営陣と個別かつ定期的に会合する。グループ・ジェネラル・マネージャー（財務および税務担当）は執行役員であり、監査委員会の事務および効果的な運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

CEOおよび最高財務責任者は、取締役会に対し、ANZGHLの2025年度の以下に関する宣言を提出した。

- ・ 会社法第295条AおよびASXガバナンス原則の勧告4.2により要求される年次財務書類およびその他の事項
- ・ ASXガバナンス原則の勧告4.2により要求される中間財務書類およびその他の事項

7.3 人材およびカルチャー委員会

取締役会は、ANZグループの業績および報酬の枠組み（P&R枠組み）ならびにANZグループ全体へのその効果的な適用に最終的な責任を負い、それらを監督する。人材およびカルチャー委員会の役割は、P&R枠組みの効果的な運用の監督ならびにその他の人材およびカルチャーに関する事項について取締役会を補佐することである。

人材およびカルチャー委員会は取締役会に対して以下を含む事項について検討および承認、または勧告を行う責任を負う。

- ・ P&R枠組みならびに当グループの業績および報酬方針の設計および運用の監督
 - ・ CEOおよびその他の主要な執行役員の報酬、非執行取締役の報酬
 - ・ 主要な変動報酬制度の計画
 - ・ 主要な上級執行役員の業績および報酬の査定
 - ・ 主要な上級執行役員の任命および解任
 - ・ 当グループの業績および報酬方針の有効性および同方針の変更
 - ・ 人材およびカルチャーの変革に向けた戦略および行動（多様性、包摂性、従業員エンゲージメントおよび文化ならびに行動規範の主題および傾向の監督を含むが、これらに限られない。）
 - ・ セクシャル・ハラスメントの防止および対応に関する方針、体制および枠組み
- グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）が、人事委員会の運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を負う。

人材およびカルチャー委員会の役割および2025年度における主要な検討 / 承認分野の詳細は、「(2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」を参照のこと。

7.4 リスク委員会

取締役会は、ANZのリスク選好報告書およびリスク管理戦略を含むリスク選好の承認に責任を負う。

この責任は、当グループ全体で有効なリスク管理を促進するため、運営体制および必要な資源を備えた経営陣による健全なリスク管理文化の確立の監視に及ぶ。これは翻ってANZのリスク選好範囲内で一貫して業務を行う能力を支える。

リスク委員会は、以下により取締役会を補佐する。

- ・ 事業、市場、信用、エクイティおよびその他の投資、財務、オペレーション、コンプライアンス、流動性およびレピュテーション（評判）リスクの管理ならびにANZのコンプライアンス義務の管理に対するものを含む、ANZのリスク管理枠組みの実施および運用を監督することにより、その責任を遂行する。
- ・ 経営陣によるANZのリスク管理枠組みおよびその関連業務の実施を非業務執行として客観的に監督し、リスク選好および資本力に照らし、機関全体の現在および将来のリスク状況を観察する。

最高リスク責任者は、リスク委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

7.5 リスク管理の枠組み

当グループには、ANZの重要なリスクの監視および管理を行うリスク管理枠組みが設けられている。その健全性が維持されていること、およびANZが取締役が定めたリスク選好を十分配慮して運営されていることを確認するため、リスク委員会の承諾を受けて、取締役会は、少なくとも年に1度はこの枠組みの見直しを行う。当該見直しは2025事業年度中に行われた。ANZの枠組みについては、三線防衛モデルおよびリスク管理委員会が当年度中に講じたリスク管理を改善するための措置に関して、当該枠組みがどのように構成されているかを含め、2025年度年次報告書に詳しい情報を記載している。

三線防衛モデルに基づき、事業に第1の責任防衛線を、リスク機能部門に第2の防衛線を、および内部監査に第3の防衛線を設定している。リスク管理の枠組みは、根本原因是正計画の一環として非財務リスクの重要性をよりよく反映することを含め、更新・強化されることが確認されている。

7.6 デジタル事業および技術委員会

デジタル事業および技術委員会は、当グループのデジタル・トランスフォーメーション、データ、技術、技術関連イノベーションおよび情報 / サイバーセキュリティ戦略の監視に関する取締役会の責任を効率的に切り出して取締役会を補佐する責任を負う。

また同委員会の委員が関連事項について取締役会で行うよりさらに深く疑問を投げかけ探求する場を提供する。同委員会は以下の責任を有する。

- ・ ANZのデジタル・トランスフォーメーション、技術、技術関連イノベーションおよび情報/サイバーセキュリティ戦略に関する事項を適宜監視および指導する。
- ・ ANZのデジタル・トランスフォーメーション、技術、技術関連イノベーションおよび情報/サイバーセキュリティ戦略の一部をなす主要プログラムの展開を監視する。
- ・ 1億ドルを超えるものを含む重要なデジタル・トランスフォーメーションおよび技術投資を取締役に勧告し、監視する。
- ・ 安全で安定した信頼性の高いサービスを確保するため、ANZの技術装備一式の健全性および関連性を見直す。グループ最高情報責任者が、当該委員会の運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する。

7.7 指名および取締役会運営（「NBO」）委員会

NBO委員会は、継続的な構成、取締役会の全体的な運営ならびに取締役会が効果的かつ責任ある意思決定および監督を実行できる環境の提供に関するものを含め、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について、取締役会を補佐する。その業務は以下を含む。

- ・ 取締役会構成の検討に関するあらゆる事項。これには、適切な取締役会および委員会の構成の確実な整備ならびに取締役選任、任命および再任のプロセスならびに取締役会全体の改選を含む、改選および交代の計画全般に関する取締役会の補佐、多様性に対するANZのアプローチの有効性、取締役会スキル・マトリックスの監視および変更、取締役として任命すべき候補者の取締役会への推薦、取締役会会長の交代の計画が含まれる。
- ・ 取締役会、各主要委員会および会長を含む各取締役（ただしCEOを除く。）の業績評価のプロセスの見直しおよび承認。
- ・ 取締役会およびその委員会の効果的かつ効率的な運営に関係するあらゆるその他の事項。

会社秘書役が、当該委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

7.8 その他の委員会

取締役会は、5つの主要な取締役会委員会に加えて、特定の任務の遂行を補佐するための取締役のみで構成される2つの委員会を設置している。2つの委員会は以下のとおりである。

- ・ 取締役会の全権限を有し、緊急問題を処理するために、定期的に予定される取締役会の会議の間にも適宜招集される取締役会特別委員会、ならびに
- ・ 取締役会に代わり株式およびオプションの発行を管理する権限（従業員株式取得制度および株式オプション制度に基づく場合を含む。）を有する株式委員会

取締役会はまた、特定の任務を果たすにあたり、取締役会の臨時特別委員会、ワーキング・グループまたはサブグループを適宜設置して権限を委任する。

会社秘書役は、取締役会の適切な機能に関連するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

ANZGHLの取締役会委員会の委員

	監査	人材および カルチャー	リスク	デジタル事業 および技術	指名および 取締役会運営
委員構成					
ポール・オサリバン*					C
アリソン・ジェリー					
リチャード・ギブ			C		
ホリー・クレイマー		C			
クリスティーン・ オライリー	C, FE				
ジェフ・スミス				C	
スコット・セント・ ジョン					
構成	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が取締役会会長以外の取締役の1人を委員長に指名する。 リスク委員会と監査委員会との適切な情報フローの確保を目指すために、リスク委員会委員長が監査委員会委員となり、監査委員会委員長がリスク委員会委員となる。 監査委員会憲章の第4.2条に記載のとおり、規則により委員適格性が加重されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が委員の1人を委員長に指名する。 委員会の委員構成において監査委員会、リスク委員会および人材およびカルチャー委員会の委員を兼務する者の確保を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が取締役会会長以外の取締役の1人を委員長に指名する。 委員会の委員構成においてリスク委員会および人材およびカルチャー委員会の委員を兼務する者の確保を目指す。 監査委員会とリスク委員会との適切な情報フローの確保を目指すために、監査委員会委員長がリスク委員会委員となり、リスク委員会委員長が監査委員会委員となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が委員の1人を委員長に指名する。 取締役会が委員の1人を委員長に指名する。 	

委員は全員独立非執行取締役であることが求められる。

各委員会の最低員数は非執行取締役3名である。これには取締役会会長（職権上の委員）を含めることができる。

各取締役は、自身が委員ではない委員会の会議に出席することができる（投票はできない。）。

* 職権上の委員

注：C - 委員長、FE - 財務の専門家

8. 監査および財務ガバナンス

8.1 内部監査

内部監査（「IA」）は、ANZの第3の防衛線としての役割を果たし、リスクおよび統制の有効性に関して、取締役会、経営執行陣および規制当局に独立した立場からの保証を提供する。

最高監査責任者は、取締役会監査委員会の委員長に独立した立場からの報告および会合を行い、CEOおよび外部監査人と直接連絡を取ることができる。IAの独立性と委託事項は、IA憲章に定められ、年に1度監査委員会が承認する。ニュージーランドなどの一部の法域では、各国のガバナンス基準を反映して、現地のIAチームがそれぞれの取締役会監査委員会直属となっている。

主要な部門のジェネラル・マネージャーが率いるIAリーダーシップ・チームは、カルチャーおよびデータ分析のスペシャリストの支援を受ける。グローバルIAチームは15か国にわたって活動し、銀行業務、テクノロジー、金融犯罪、市場および業務に関して深い専門知識を提供している。

IAのリスクに基づいた年次監査計画は、ANZの戦略的優先事項、リスク選好度および社内外の環境におけるリスクを考慮に入れており、監査委員会によって承認される。IAの監査委員会への定期報告は、主要な監査所見、対計画での進捗のモニタリング、監査上の課題状況および戦略的知見を取り上げる。監査委員会はまた、経営陣が不在の場合での定期的な非公開の状況説明をIAから受ける。

監査は、ANZの価値観、行動規範および内部監査人協会のグローバル・スタンダードに沿って実施される。IAは少なくとも5年に1度は外部の独立した立場からの品質評価を受け、品質、継続的改善および利害関係人エンゲージメントに引き続き重点を置いている。

8.2 外部監査

外部監査人の役割は、ANZの財務および報酬報告（ANZBGLの報酬報告は「(2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」に含まれる。）が真実かつ公正であり会計基準および適用ある規制を遵守している旨の独立した意見を与えることである。外部監査人はオーストラリア監査基準に基づき独立監査を実施する。

監査委員会は、外部監査人との関係についての利害関係人に係るエンゲージメント・モデル（利害関係人エンゲージメント・モデル）を監視する。

この利害関係人エンゲージメント・モデルに基づき、監査委員会には外部監査人の指名（株主承認の対象である。）ならびに報酬の支払い、採用および行為の監督の責任がある。

また、同利害関係人エンゲージメント・モデルの規定により、監査委員会は、

エンゲージメント毎に、または同委員会によって個別に採択された事前承認の方針に従って、すべての監査業務、監査関連業務および非監査業務を事前に承認する。

外部監査人の独立性につき定期的に見直す。ならびに、

外部監査人の有効性を評価する。

利害関係人エンゲージメント・モデルは、anz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。

この利害関係者エンゲージメント・モデルには、外部監査人が提供することができる非監査業務に関する多くの要件、ならびに外部監査従業員の採用およびローテーションに関する要件が含まれている。

外部監査人であるKPMGにより2025事業年度中に提供された非監査業務の情報は、2025年度年次報告書中の取締役報告書に記載されている。当該情報には、当該業務の費用および2001年会社法上の関連する独立性要件のKPMGにおける充足の充分性に係る取締役会による書面が含まれる。

8.3 財務管理

(当グループ内の事業体に係る) 監査委員会は、ANZの財務報告方針および管理、ANZGHLの財務書類およびその他の市場向け開示情報の整合性、外部監査人との関係、IAの業務、ならびに重要な子会社の監査委員会を監督する。

部門/事業、財務およびリスク担当の上級経営陣は、定期的に財務業績および開示情報の整合性、財務報告義務の遵守、ならびに外部報告に係る内部統制環境の有効性を証明する。

ANZはまた、外部報告の作成に対する主要な内部統制の有効性を評価する財務・規制報告ガバナンス・プログラムを維持している。

経営陣による証明またはガバナンス評価から生じた重大事項は、適用ある監査委員会に報告される。ANZはまた、報告の財務的整合性を支援するプロセスを強化するために、標準化、簡素化および自動化を適宜活用している。ANZでは、ANZの非財務リスク管理(「NFR」)枠組みにより要求されるとおり、法定財務報告などの定期的な企業報告を支援する、統制に関するリスク保証、ガバナンスおよび監督の手順を確立している。リスクおよび統制保証の監視から生じた重要な事項は、担当のリスク管理委員会など、ANZが定めたNFRガバナンスおよび監督手順に基づいて管理および対処する。

9. 倫理的かつ責任ある意思決定

9.1 行動規範

ANZは従業員規範および非執行取締役規範という2つの行動規範(「行動規範」)を有している。従業員規範はANZの価値観を支え、ANZの従業員に対し、その日常業務における公正で偏らない倫理的な意思決定を助ける一連の実務的な指針を与えている。

非執行取締役規範は、法律に基づく取締役の責任が従業員のそれと異なることを認めつつ、従業員規範と同じ価値観および原則を掲げている。行動規範は、誠実性、信頼性、質の高さおよび信用を求めている。ANZの従業員および取締役はこれらの行為を実行し、行動規範を遵守することが要求される。

行動規範は、法改正および優れた慣行を反映するため定期的に検討される一連の方針により補われる。

行動規範およびANZの価値観は anz.com/corporategovernance (英文) に掲載されている。2025年度年次報告書には、ANZの行動および文化(違反を含む。)に関して当年度中に実施された業務の情報が掲載されている。人材およびカルチャー委員会は、行動規範への重大な違反の報告を受ける。

当グループの規範は以下のとおりである。

- ・ 従業員規範
- ・ 非執行取締役規範

社内の研修および違反に関するものを含む、従業員行動規範に関する更なる情報は、anz.com/esgreport (英文) で閲覧可能なANZGHLの2025年度ESG報告書に掲載されている。

9.2 証券取引

ANZ証券取引方針は、一般には入手できず、ANZの有価証券の価格もしくは価値に重大もしくは著しい影響を与えると合理的に予想される情報を保有するすべての従業員、取締役および契約者によるANZの有価証券の取引を禁止している。

この方針は、同方針に定義されるとおりの「取引停止期間」中にANZの取締役および一定の「制限対象者」(一部の上級執行役員を含む。)ならびにそれらの関係者によるANZの有価証券の取引を明確に禁止している。

この方針では、

- ・ 特定の種類の取引は同方針上の取引制限から除外される。
- ・ 例外的な場合に、事前の書面による許可により、禁止期間中に取引が認められる。

- ・ 従業員およびその関係者が、権利未確定であるかまたは保有義務のある、ANZのいずれかの従業員持株制度に基づいて付与された持分をヘッジすることを禁止している。
- ・ ANZの取締役および制限対象者は、マージン・コールまたは融資担保比率違反の対象となる可能性がある、マージン・ローンまたは同様の金融上の取決めに関連したANZの有価証券の使用を禁止されている。

当該方針はanz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。

9.3 内部告発者保護方針およびプログラム

内部告発者保護方針は、ANZのコンダクト・リスク管理およびコーポレート・ガバナンス枠組みの主要な構成部分である。取締役会は、当該方針およびプログラムを監督し管理する。匿名化された重要な内部告発者に関する事項の要約は、四半期ごとに関連する取締役会委員会およびオペレーショナル・リスク執行委員会にも報告される。

すべての従業員および臨時職員は、当該方針に基づき自らの義務および責任の下で、年に1度参加が必須の講習を受講することが義務付けられている。内部告発調査員、内部告発者保護責任者および内部告発報告の適格受領者（ExCoおよび取締役会のメンバーを含む。）は、それぞれが適用法下での義務を理解し、内部告発報告の取扱いおよび該当する場合にはその調査の方法を理解していることを確実にするために、役割に応じた講習を受ける。

プログラムのプロセスは当該方針に記載されており、これには、内部告発者がどのように懸念事項を報告できるか、適用される保護、懸念事項がどのように検討および/または調査されるか、ならびにリソースが含まれる。

ANZGHLの取締役またはCEOが関与する内部告発者報告は、ANZGHLの会長に対して報告する義務がある。

ANZの内部告発者保護方針は、anz.com/corporategovernance（英文）で閲覧可能である。

内部告発者報告およびその結果についての詳細な情報は、anz.com/esgreport（英文）で閲覧可能なANZの2025年度ESG報告書に掲載されている。

9.4 贈収賄防止および汚職防止

ANZは、事業を行う法域の適用あるすべての贈収賄防止および汚職防止（「ABAC」）法を遵守し、最高水準の倫理的行動および基準を適用し、維持するよう努めている。ANZは、ABAC方針を定めて、ANZの従業員、臨時職員およびANZグループのために行動する第三者が贈収賄または汚職を構成する活動に関与することを禁止している。この方針は、贈収賄および汚職に関する許容できない行動や活動を定義し、贈収賄および汚職リスクの予防、特定、対応を可能にするABACコンプライアンスの枠組みの基礎となる原則を定めている。

これには、以下の禁止事項が含まれている。

- ・ 公務員およびすべての商業関係を含め、いかなる形でも贈賄または収賄を行うこと
- ・ いかなる種類でも不当な利益を得る目的で、不当に影響を与えるために公務員に価値のあるものを提供すること
- ・ いかなる種類でも利益を得るため、または不当に影響を与えるために寄付をすること

また、贈答品、接待および資金援助付き旅行の授受から生じる利益相反については、透明性のある開示および適切な管理が要求される。

ANZのABAC方針の違反は、ANZの行動規範への違反を構成し、重大な違反は、取締役会および/またはリスク委員会に報告される。

ANZのABAC方針はanz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。

ANZのABAC方針についての詳細な情報は、anz.com/esgreport（英文）で閲覧可能なANZの2025年度ESG報告書に掲載されている。

10. 株主に対する責任

ANZはANZに積極的に関心をもつことを株主に奨励し、時期を逸することなく質の高い情報を株主に提供することを目指す。

10.1 コミュニケーション

ANZに関して十分な情報を得たうえで決定することができるようにするために、またANZに対する見解を伝えるために、株主はANZの事業運営、業績およびガバナンス枠組みを把握する必要がある。

一般的に当グループはその業績報告、年次報告書（年次レビューを包含する。）、市場向けアナウンスおよび短信、半年毎のニュースレターおよびANZの株主専用サイト（anz.com/shareholder/centre）（英文）を通じて、上記を行っている。

当グループはすべての事業慣行につき透明性の向上に向けて努力しており、株主、より広範囲の市場およびコミュニティの信用と信頼に質の高い開示が与える影響を認識している。

何らかの情報を要求した場合または懸念もしくは関心のある事項につきANZに見解を表明したい場合、ANZのインベスター・リレーションズおよびANZの株式登録機関、コンピューターシェア社の投資家サービスの連絡先の詳細（郵便、電話およびEメールを含む。）が、2025年度年次報告書、anz.com/annualreport（英文）およびanz.com/shareholder/centre（英文）において提供されている。

株主が株主向け連絡の電子的な受領を選択して好みのコミュニケーション方法への更新を希望する場合、更新方法の案内は、anz.com/shareholder/centre/your-shareholding/shareholder-communication/（英文）にて閲覧可能である。

10.2 総会

可能な限り多数の株主に株主総会に出席する機会を与えるために、ANZは株主総会を各州都で持ち回りで開催し、ウェブキャスト技術を用いてオンラインで株主総会を視聴することを可能にしている。2025年度は、対面による年次株主総会をニューサウスウェールズ州シドニーにて開催する。

当事業年度中に行われた会議およびプレゼンテーションに関する情報は、anz.com/shareholder/centre（英文）にて閲覧可能である。

年次株主総会の前に、総会において重要な共通のテーマを検討できるように、株主は会長またはCEOに対して質問を提出する機会を有する。

外部監査人は、ANZの年次株主総会に出席し、監査人としての能力の範囲で自らに関する事項につき株主の質問に答えることができる。

取締役も、異常な状況にある場合を除き、年次株主総会に出席することが求められる。

株主は企業の問題に関連した様々な決議案に投票する権利を有する。株主に対しては、総会に出席し参加することを推奨する。ただし、株主が総会に出席できない場合、郵便または電子的に委任状を提出することができる。

来たる2025年度年次株主総会においては、すべての決議は投票により行われる（当グループにおいてはこれが通例である。）予定であり、株主は秘密投票により投票することができる。

ANZは総会の結果を検証するために独立した第三者（通常はKPMG）を指名する。当該結果はできる限り速やかにASXに報告され、ANZのウェブサイト(anz.com/agm)（英文）に掲載される。

株主は、ANZおよびその株式登録機関から電磁的に連絡を受け取り、ANZおよびその株式登録機関に対してメッセージを送信するオプションを有している。

ANZは、投資家との効果的なコミュニケーションを促す包括的インベスター・リレーションズ・プログラムも備えている。

ANZの2024年度年次株主総会の通知には、年次株主総会における取締役の選出および再選を含む、総会業務に関してANZが有するすべての重要な情報が含まれていた。

11. 継続開示

ANZは、ASX、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）、およびその他ANZの有価証券が上場しているオフショア取引所の（それぞれ関連する事業体に適用ある）上場規則、ならびに関連する会社法および証券法の開示義務を遵守している。

ANZは、例外を除いて、市場に影響しやすいいかなる情報も、直ちにASX、（適用ある場合）NZXの順に通知しなければならない。その後、コーポレート・ガバナンス機能部門が決定した場合には、他のオフショア取引所に当該開示を提出する。ASXに提出された市場に影響しやすい情報に関する発表およびプレゼンテーションは、ANZのウェブサイトに掲載されている。

ANZグループの継続開示委員会の委員は通常、提案されている開示について検討し、いかなる情報を市場に開示するかに関して決定を下す責任を負う。ANZの従業員および契約者は、ANZに関する潜在的な価格機微情報を覚知した場合、直ちに、それを会社秘書役（または会社秘書役の不在時にはグループ・ジェネラル・マネージャー）に通知しなければならない。

関連する取締役会は、市場で重要な公表が行われた後、速やかにその写しを受領する。

ANZグループの継続開示方針は、anz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。

12. 環境・社会のリスク

ANZの重大な環境・社会リスクに関する詳細およびANZがこれらのリスクをどのように管理するかに関する詳細は、anz.com/annualreport（英文）に掲載されている2025年度年次報告書、anz.com/esgreport（英文）に掲載されている2025年度ESG報告書および2025年度気候報告書に記載されており、2025年9月30日に終了した報告期間の現代の奴隷制と人身売買に関する当グループの年次声明は、2026年3月31日までに公表し、anz.com/esgreport（英文）に掲載される予定である。ANZは、主要なリスクおよび不確実性に関する開示を年次株主総会に先立ってリリースする予定である（anz.com/shareholder/centre（英文）において閲覧可能）。

13. 多様性および包摂性

13.1 包摂的な職場の創設

多様な社員と包摂的な文化は、意思決定の質を向上させ、革新を後押しし、それによって当社が顧客にとってより良い銀行となり、また人々と共同体が繁栄する世界を築く。

多様性および包摂性に関するANZの方針については、anz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。

13.2 リーダーシップ、ガバナンスおよび説明責任

人材およびカルチャー委員会はANZの人材戦略、報酬戦略ならびに多様性および包摂性（ジェンダー多様性を含む。）への取組みに関連して、重要な役割を果たす。

人材およびカルチャー委員会は、以下に挙げる目的を含め、ANZグループ全体の包摂性と多様性に対する取組みを監督する包括的な役割を担う。

多様性および包摂性（ジェンダーを含む。）に対する測定可能な目標を検討および承認する。

かかる目標およびその達成進捗を毎年検討する。

リーダー層における女性比⁽¹⁾を含む当グループの多様性に関する目標達成に向けた進捗は、グループ執行委員会によって定期的に監視される。

人材およびカルチャー委員会はまた、毎年の業績および報酬査定を検討する。その検討は以下を含む。

業績評価の分布、給与の変遷および短期的インセンティブの査定について、ジェンダー分析を行う。

ジェンダー間の待遇の均衡に重点的に取り組み、その結果はすべてCEOが検討する。

取締役会に関するジェンダー多様性の事項については、NBO委員会が責任を負う。

注：(1) リーダー層における女性比は、上級経営陣、執行役員、上級執行役員およびExCoのメンバー（それぞれグループ3、2および1に指定されているANZの役職）に占める女性の割合である。休暇の状況にかかわらずすべての従業員を含むが、契約者（FTEに含まれる。）は含まない。

13.3 取締役会、上級執行役員およびリーダー層レベルでのジェンダー均衡

本コーポレート・ガバナンス報告書の報告日現在、取締役会は、8名の取締役、1名の執行取締役（すなわちCEO）および7名の非執行取締役で構成され、そのうち3名が女性である。取締役会における女性比は現在37.5%である。取締役会の目標は女性40%、男性40%、ジェンダーを問わず20%の取締役会構成比を実現することであるが、取締役会における多様性は、取締役会の改選に関する事項により一時的に影響を受ける可能性がある。

2025年9月30日現在、女性の主要経営陣（「KMP」）は10名のうちの4名から9名のうちの3名に減少して33%となり、目標を下回っている。最近、ステファン・ホワイト（2025年10月29日就任）、ならびにペドロ・ロディア、クリスティン・パーマーおよびドナルド・パトラ（2025年11月/12月就任）を任期を定めないExCoに任命したことで、KMPに占める女性の割合は増加して40%まで回復することになる。

ANZは、長年にわたり女性従業員が過半数（現在51.6%）を占めてきたことを踏まえ、全従業員においてではなく、リーダー層の女性の構成において、ジェンダーの多様性を実現するための測定可能な目標を設定している。この目標は、最も改善が必要とされているレベル、すなわち当グループで最も上位かつ影響力のあるレベルに努力の焦点を当てているため、ANZにとって、より適切な目標であると考えている。

当年度に再びリーダー層における女性比が当グループの目標を0.3%ポイント上回る40.5%となり、年間1.5%ポイント増加したことは喜ばしい。ジェンダー均衡を重視することは、依然としてANZの事業地域および事業全体において重要な優先事項である。2025年9月30日現在、子会社取締役会におけるすべての従業員兼務取締役のうち45%に女性が任命されている。

13.4 リーダー層およびANZにおける女性比

2025年度の実績は、この目的における上級執行役員の定義を含めて、以下のとおりである。

グループ ^(^)	2026年度目標	2025年度目標	女性比の 2025年度実績	女性比の 2024年度実績
主要経営陣(KMP) ⁽¹⁾	KMPの女性比を少なくとも40%に上昇させる。	KMPの女性比を少なくとも40%に維持する。	33.3% ⁽³⁾	40%
リーダー層における女性比	リーダー層における女性比を基準値の40.5%から1%ポイント上昇させる。	リーダー層における女性比を基準値の39.0% ⁽²⁾ から1.2%ポイント上昇させる。	40.5%	38.8%
ANZ全体	該当なし	該当なし	51.6%	50.9%

注：(^)「グループ」には休暇の状況にかかわらずすべての従業員が含まれるが、契約者（FTEに含まれる。）は含まれない。

(1) 「上級執行役員」は「主要経営陣（KMP）」を意味し、これは最高経営責任者および「(2) 役員の状況 - 役員報酬の内容（報酬報告）」に記載された開示を要する執行役員を意味する。

(2) 「リーダー層における女性比」の2024年度実績（38.8%）にはサンコープ・バンクが含まれていないのに対して、「リーダー層における女性比」の2025年度目標での「リーダー層における女性比」の2024年度基準値は、サンコープ・バンクを含めた39.0%とする。

(3) 最近、ステファン・ホワイト（2025年10月29日就任）、ならびにペドロ・ロディア、クリスティン・パーマーおよびドナルド・パトラ（2025年11月/12月就任）を任期を定めないExCoに任命したことで、KMPに占める女性の割合は増加して40%まで回復することになる。

職場における男女平等法（Workplace Gender Equality Act）に基づき、ANZは、職場における男女平等局に対し、ANZの「男女平等指標」を開示する年次の公式届出を行うことが求められる。これらの報告書は、3月31日に終了する12か月間について、年次で提出される。最新の提出書類の写しがanz.com/gender/（英文）に掲載されている。

多様性および包摂性に対するANZの取組みに関する詳細は、anz.com/esgreport（英文）で閲覧可能な2025年度ESG報告書に掲載されている。

ウェブサイト

ANZのガバナンス枠組みの詳細はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されており、以下を閲覧することができる。

- ・ 取締役会および各取締役会委員会の憲章、ならびに
- ・ 本コーポレート・ガバナンス報告書で言及される多数の書類および方針

ガバナンス勧告の遵守

本コーポレート・ガバナンス報告書の情報は、2025年11月7日現在の最新情報であり、すでにANZGHLの取締役会により承認されている。

本コーポレート・ガバナンス報告書は、同報告書に関連するASX Appendix 4GとともにASXに提出されており、anz.com/corporategovernance（英文）に掲載されている。ANZに関する更なる情報は、ANZGHLの2025年度年次報告書に記載されている。

(2) 【役員状況】

取締役

ANZBGLの定款（「定款」）の規定に従い、適用法令により要求されるその他の事項を除き、ANZBGLの事業および業務は、取締役会によりまたは取締役会の指示の下で経営されるものとする。取締役会は、（定款により取締役会に付与された権能および権限に加え）ANZBGLの権限の範囲内にあり、定款または適用法令によりANZBGLが株主総会において行うことを指示または要求されている以外のすべての権限を行使し、すべての事項を行うことができる。

定款に基づき、最終持株会社（現在はANZGHL）は、取締役の任期が特定期間であると明示されていたか否かにかかわらず、その取締役を解任することができる。

本書提出日現在、取締役会は、9名の非執行取締役および1名の執行取締役兼最高経営責任者で構成されている。取締役の氏名ならびに資格、経験および特別な責任の詳細は以下のとおりである。

男性7名、女性3名（取締役のうち女性の比率30.0%）

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
取締役会会長 独立非執行 取締役	P. D. O'Sullivan (オサリバン) (65歳)	<p>オサリバン氏は2020年10月から取締役会会長、2019年11月から非執行取締役である。オサリバン氏はすべての取締役会委員会の職権上の委員である。</p> <p>職歴 オサリバン氏はテクノロジーおよびデジタル化の分野で豊富な経験を有している。同氏の経営幹部としての経歴には、シンガポール・テレコムコミュニケーションズ（シングテル）およびオプタスにおける指導的役割が含まれる。オプタスでは2004年から2012年まで最高経営責任者を務めた。その後、シングテル・グループ・コンシューマーの最高経営責任者に就任した。この役職ではシンガポールおよびオーストラリアにおける業務の管理ならびに主要な地域通信会社への投資の監督を担当した。同氏はまた、アジアにおける主要なデジタルインフラの展開に取り組んだ経験も有しており、インドネシア最大の通信会社であるテルコムセルのコミッショナーおよびインドの大手携帯電話プロバイダーの一つであるパーティ・エアテルの取締役等を務めた。以前は、カナダ、中東、オーストラリアおよび英国においてコロニアル・グループおよびロイヤル・ダッチ・シェル・グループの管理職を歴任した。</p> <p>関連する他の取締役職 現在、ANZGHLの会長（2022年から）、ウエスタン・シドニー・エアポート・コーポレーションの会長（2017年から）およびセント・ヴィンセント・ヘルス・オーストラリアの会長（2025年から、2019年から取締役）である。</p> <p>関連する過去3年間の取締役職 以前は、シングテル・オプタスPtyリミテッドの会長（2014年から2025年、2004年から取締役）およびノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）の会長（2025年、2025年から取締役）であり、インダラ・デジタル・インフラストラクチャー（旧オーストラリアン・タワー・ネットワークPty Ltd）の取締役（2021年から2023年）であった。</p>	ANZGHLの 2025年度 年次株主 総会で任 命更新予 定	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
最高経営責任者兼執行取締役	N. G. M. S. A Matos (マトス) (58歳)	<p>マトス氏は2025年5月12日から最高経営責任者兼執行取締役である。</p> <p><u>職歴</u> マトス氏は、世界市場全体にわたる大規模な変革を主導するなど、リテール、コマーシャルおよびホールセールの銀行業で30年を超える経験を有している。2025年5月にANZに入社する前、直近ではHSBCのウェルス・アンド・パーソナル・バンキングの最高経営責任者を務め、8万7,000人の従業員を率いて35の市場において約4,000万人の顧客にサービスを提供した。</p> <p>HSBCでは他にも、HSBCバンクplcおよびHSBCヨーロッパの最高経営責任者などの上級職を歴任し、ヨーロッパにおける事業の変革を監督した。以前は、メキシコの最高経営責任者およびラテンアメリカのリテール・バンキング部門の地域ヘッドも務めた。同氏は2015年にサンタンデールからHSBCに入社し、サンタンデールでは最後にリテール・コマーシャル部門のコンシューマー担当グローバル・ヘッドを務めた。</p> <p>同氏はポルトガル銀行の銀行監督部門でアナリストとしてキャリアを開始し、香港、英国、米国、スペイン、フランス、ブラジル、メキシコおよびペルーを含む多様な市場で勤務してきた。</p> <p><u>関連する他の取締役職</u> 現在、ANZGHLの取締役（2025年から）および子供のための金融市場財団の理事（2025年から）である。</p>	該当なし	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役	J. P. Cincotta (チンコッタ) (60歳)	<p>チンコッタ氏は2024年2月から非執行取締役である。チンコッタ氏は監査委員会およびリスク委員会の委員である。</p> <p><u>職歴</u> チンコッタ氏は、銀行および金融サービスの分野で35年を超える経験を有している。そのキャリアにおいて、法人、機関、民間および個人の顧客を対象とする事業を構築、管理、最適化および監督してきた。同氏の業務経験には、セールスおよびトレーディング、コーポレート・バンキングおよび投資銀行業ならびに資産運用およびプライベート・ウェルス・マネジメントが含まれる。</p> <p>チンコッタ氏はまた、リスク管理、戦略、変革、財務、ガバナンス、規制、オペレーションおよびテクノロジーの分野でも深い専門知識を備えている。同氏は、会社の取締役かつ責任を有する経営幹部として、重要な法令上および規制上の責任を担う職務を多数務めてきた。ドイツ銀行での25年間のキャリアにおいて、チンコッタ氏は副最高経営責任者、最高執行責任者および最高リスク責任者を歴任した。直近では、バレンジョイ・キャピタル・パートナーズの創業者の一人であり、同社の非執行取締役および監査委員会の委員長も務めた。</p> <p><u>関連する他の取締役職</u> 現在、ノルフィナ・リミテッド(サンコープ・バンク)の取締役(2024年から)およびオーストラリア証券取引所清算決済委員会の委員(2025年から)である。</p> <p><u>関連する過去3年間の取締役職</u> 以前は、バレンジョイ・キャピタル・パートナーズ・グループ・ホールディングスPtyリミテッドの取締役(2020年から2024年)であった。</p>	2027年2月に任命更新予定	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役	A. R. Gerry (ジェリー) (61歳)	<p>ジェリー氏は2025年5月から非執行取締役である。ジェリー氏は監査委員会の委員である。</p> <p><u>職歴</u> ジェリー氏は、金融サービスおよびインフラの分野で35年を超える経験を有している。同氏は、戦略的変革およびデジタル革新に重点を置いている熟練した取締役である。同氏の経営幹部としてのキャリアはマッコーリー銀行およびHSBCでの役職から始まり、後にシドニーのライオンでグループ財務責任者に就任した。また、12年間マッコーリー大学の応用ファイナンス修士課程で客員研究員として教鞭を執った。</p> <p>2007年にガバナンスを担当してから、ジェリー氏はANZバンク・ニュージーランド・リミテッド、キウィ銀行（副会長）、ニュージーランド証券取引所、スパーク・ニュージーランド、TVNZおよびヴェロ・インシュアランスなど、数々の著名企業の取締役を務めてきた。また、オンライン投資プラットフォームであるシェアシーズの初代会長も務めた。このような職業的な役割に加え、女性のリーダーシップを促進するプラットフォームであるOn Being Boldの共同創設者でもある。ジェリー氏は、ニュージーランド取締役協会およびニュージーランド金融専門家協会のフェローである。</p> <p><u>関連する他の取締役職</u> 現在、インフラティル・リミテッドの会長（2022年から、2014年から取締役）であり、ANZGHLの取締役（2025年から）およびニュージーランド航空の取締役（2021年から）である。</p> <p><u>関連する過去3年間の取締役職</u> 以前は、シェアシーズ・グループ・リミテッドの会長（2017年から2025年）であり、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの取締役（2019年から2025年）であった。</p>	ANZGHLの2025年度年次株主総会で取締役に立候補	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役 リスク委員会 委員長	R. B. M. Gibb (ギブ) (58歳)	<p>ギブ氏は2024年2月から非執行取締役である。ギブ氏は監査委員会の委員である。</p> <p>職歴 ギブ氏は商業銀行および投資銀行業務ならびにウェルス・マネジメントを含む金融サービスの分野で35年を超える国際的な経験を有している。特に戦略的破壊および国際展開に直面する分野で、世界の金融市場、リスク管理および規制変更に関する豊富な専門知識を備えている。 ギブ氏の経営幹部としての経歴には、2019年から2024年までクレディ・スイス・オーストラリアの最高経営責任者が含まれ、オーストラリア市場における同社の地位を強化した。それ以前には、ドイツ銀行でアジア太平洋地域（香港）の法人・投資銀行部門の共同ヘッド、金融機関グループ（ニューヨーク）のグローバル共同ヘッドおよびアジア太平洋地域の最高執行責任者などの上級職を歴任した。 また、メリルリンチで10年以上にわたり金融機関および金融スポンサーに助言を行っており、その前にはバンカーズ・トラストで多数の役職を歴任した。</p> <p>関連する他の取締役職 現在、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）の会長（2025年から、2025年から取締役）であり、ANZGHLの取締役（2024年から）およびオースタル・リミテッドの取締役（2025年）であり、プリヴァタス・キャピタル・パートナーズの上級顧問（2024年から）である。</p> <p>関連する過去3年間の取締役職 以前は、クレディ・スイス（オーストラリア）リミテッドの取締役（2019年から2024年）であった。</p>	ANZGHLの2027年度年次株主総会で任命更新予定	0
独立非執行取締役	G. K. Hodges (ホッジス) (70歳)	<p>ホッジス氏は2023年2月から非執行取締役である。ホッジス氏は監査委員会およびリスク委員会の委員である。</p> <p>職歴 ホッジス氏は、銀行業務、公共政策およびコーポレート・ガバナンスの分野で40年を超える経験を有している。同氏は一貫して、構造的変化の時期においては特に、業務の卓越性、ステークホルダーの関与および戦略的変革に重点を置いてきた。 同氏はキャンベラのオーストラリア連邦財務省でキャリアを開始し、その後ワシントンD.C.の国際通貨基金（IMF）に出向した。1991年にANZに入社し、27年にわたるキャリアの中で、副最高経営責任者、オーストラリアのリテール部門の最高経営責任者、法人銀行部門のマネジング・ディレクターおよびニュージーランドの最高経営責任者など、次々と上級管理職を歴任した。ANZでは、ANZナショナル・バンク・リミテッドの取締役も務め、ANZグループのニュージーランド事業の運営を担当した。 以前は、ANZ特別資産管理（SAM）の理事会、EsandaおよびANZウェルスなど、主要なANZの組織の会長を務め、オーストラリア政府の高齢者ケア資金調達機関で高齢者ケアの資金調達に関する政策に貢献した。</p> <p>関連する他の取締役職 現在、リージス・ヘルスケア・リミテッドの会長（2017年から取締役、2018年から会長）であり、アセンブル・コミュニティーズの取締役（2017年から）である。</p>	2026年2月に任命更新予定	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役	H. S. Kramer (クレイマー) (61歳)	<p>クレイマー氏は2023年8月から非執行取締役である。クレイマー氏はリスク委員会の委員である。</p> <p><u>職歴</u> クレイマー氏は小売、通信、製造およびデジタルの分野で35年を超える国際的な経験を有している。同氏は顧客中心の変革、デジタル・イノベーションおよび強固な職場カルチャーの構築に関する専門知識で知られている。経営幹部としての経歴には、最高経営責任者としてベスト・アンド・レスの再建を成功に導いたことが挙げられる。また、オーストラリアおよび米国において、テルストラ、パシフィック・ブランチおよびフォード・モーター・カンパニーで上級職を歴任した。</p> <p>同氏は、オーストラリアおよびニュージーランドの両国において主要な上場および非上場企業の取締役を幅広く務め、報酬、持続可能性ならびに監査およびリスクに関する委員会の委員長を務めた。また、連邦報酬審判所の所長であり、以前は西シドニー大学の副総長であった。</p> <p><u>関連する他の取締役職</u> 現在、マッキノンの会長（2024年から）であり、連邦報酬審判所の所長（2024年から）であり、ANZGHLの取締役（2023年から）およびフォンテラ・コーポラティブ・グループ・リミテッドの取締役（2020年から）であり、ペイン・アンド・カンパニーの取締役会諮問グループの委員（2021年から）であり、ポリネーションの上級顧問（2023年から）である。</p> <p><u>関連する過去3年間の取締役職</u> 以前は、アバカス・グループ・ホールディングスの取締役（2018年から2022年）、エンデバー・グループ・リミテッドの取締役（2021年から2023年）およびウールワース・グループ・リミテッドの取締役（2016年から2025年）であり、西シドニー大学の副総長（2018年から2024年）であった。</p>	ANZGHLの2026年度年次株主総会で任命更新予定	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役 監査委員会委員長	C. E. O'Reilly (オライリー) (64歳)	<p>オライリー氏は2021年11月から非執行取締役である。オライリー氏はリスク委員会の委員である。</p> <p>職歴 オライリー氏は、金融サービスおよびインフラの分野で30年を超える財務および公共政策の経験を有している。また、オーストラリアの多数の主要企業の取締役を歴任した経験豊富な非執行取締役でもある。</p> <p>オライリー氏はガスネット・オーストラリア・グループの最高経営責任者を務め、業界の重大な変革期に同社の運営および戦略的方向性を統括した。その後、オーストラリア・コモンウェルス銀行の傘下にあるコロニアル・ファースト・ステート・グローバル・アセット・マネジメントで非上場インフラ投資部門の共同ヘッドを務め、大規模資本プロジェクトおよび長期投資ポートフォリオを管理した。キャリア初期は、プライスウォーターハウスの公認会計士であり、ロイズ・コーポレート・アドバイザーおよびケンタウロスで8年間コーポレート・アドバイザー業務に従事した。</p> <p>関連する他の取締役職 現在、オーストラリア・パシフィック・エアポーツ・コーポレーションの会長（2024年から）であり、ANZGHLの取締役（2022年から）、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）の取締役（2024年から）、BHPグループ・リミテッドの取締役（2020年から）およびインフラストラクチャー・ビクトリアの取締役（2023年から）である。</p> <p>関連する過去3年間の取締役職 以前は、ペーカー心臓・糖尿病研究所の理事（2013年から2023年）およびストックランドの取締役（2018年から2024年）であった。</p>	ANZGHLの2027年度年次株主総会で任命更新予定	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役	J. P. Smith (スミス) (64歳)	<p>スミス氏は2022年8月から非執行取締役である。スミス氏はリスク委員会の委員である。</p> <p><u>職歴</u> スミス氏は、通信、金融サービス、製造およびエネルギーの分野で30年を超える経験を有している。同氏はテクノロジーとビジネスの成果の調和に関する専門知識で知られており、イノベーション、デジタル・トランスフォーメーションおよび機敏かつ協働的なカルチャーの構築に特に注力している。</p> <p>同氏はIBMコーポレーションの最高情報責任者などの経営幹部を務め、同社ではIT戦略、リソース、システムおよびインフラならびに会社のアジャイル・トランスフォーメーションを世界的に統括した。また、テルストラ、ハネウェル、トヨタおよびサンコープ・グループで上級職を歴任し、サンコープ・ビジネス・サービスの最高情報責任者および最高経営責任者の両方を務めた。その後、ワールド・フューエル・サービスズ・コーポレーションで業務執行副社長兼最高執行責任者としてデジタル・トランスフォーメーションおよび業務近代化の取組みを主導した。</p> <p>また、ズーム・ビデオ・コミュニケーションズおよびボックス・インクなどのテクノロジー企業への助言も行ってきた。公共サービス分野では、オーストラリアのフルプライト委員会に貢献し、2016年から2019年までANZの国際技術・デジタル事業諮問委員会の委員を務めた。</p> <p><u>関連する他の取締役職</u> 現在、ANZGHLの取締役（2022年から）、ANZサービス会社の取締役（2022年から）、ソナライ・セキュリティ・インクの取締役（2021年から）およびペクサ・オーストラリア・リミテッドの取締役（2023年から）であり、ワールド・フューエル・サービスズの顧問（2023年から）である。</p>	ANZGHLの2025年度年次株主総会で任命更新予定	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式 数 ⁽¹⁾
独立非執行取締役	S. A. St John (セント・ジョン) (61歳)	<p>セント・ジョン氏は2024年3月から非執行取締役である。セント・ジョン氏は監査委員会およびリスク委員会の委員である。</p> <p><u>職歴</u> セント・ジョン氏はニュージーランドで、特に金融市場の分野で、35年を超えるビジネス経験を有している。同氏は引き続きニュージーランドの企業、慈善活動および教育の分野で戦略的リーダーシップを発揮している。</p> <p>セント・ジョン氏はファースト・ニュージーランド・キャピタル(現ジャーデン)の最高経営責任者として15年間にわたり業務を主導し、同社の著しい成長および市場開拓を指揮した。在任中、ファースト・ニュージーランド・キャピタルは国内外で多数の事業を育成し、いずれも重要な企業へと成長させた。</p> <p>同氏は、資本市場開発タスクフォース、金融市場監督局設立委員会に参加し、証券業協会の会長を務め、ニュージーランドの金融規制環境の形成に重要な役割を果たしてきた。また、ASX議長フォーラムのオーストラリア企業取締役協会の会員であり、ニュージーランド金融専門家協会のフェロー、ニュージーランド取締役協会のチャータードフェローおよびオーストラリア・ニュージーランド公認会計士協会の会員である。2017年から2021年までオークランド大学の総長を務め、2009年から大学評議会の評議員でもあった。</p> <p><u>関連する他の取締役職</u> 現在、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長(2024年から、2021年から取締役)およびマーキュリー・ニュージーランド・リミテッドの会長(2024年から、2017年から取締役)であり、ANZGHLの取締役(2024年から)およびネクスト財団の理事(2017年から)である。</p> <p><u>関連する過去3年間の取締役職</u> 以前は、フィッシャー・アンド・バイケル・ヘルスケア・コーポレーション・リミテッドの会長(2020年から2024年、2015年から取締役)であり、フォンテラ・コオペラティブ・グループ・リミテッドの取締役(2016年から2024年)であった。</p>	ANZGHLの2027年度年次株主総会で任命更新予定	0

注：(1) 本書日付現在。この文脈において、「株式」とは(本書の提出会社として)ANZBGLが発行した普通株式を意味する。本再編後、ANZBGLの普通株式は公開市場において上場も取引もされていない。

執行役員

本書提出日現在、ANZBGLの経営幹部および執行役員（非執行取締役を除く。）は以下のとおりである。

男性 6 名、女性 4 名（執行役員のうち女性の比率40.0%）

役職名	氏名 (年齢)	略歴	現在の役職 への就任	当グループ への入社	所有株式 数 ⁽¹⁾
最高経営責任者	N Matos (マトス) (58歳)	上記「取締役」に記載の略歴を参照のこと。	2025年 5月	2025年 5月	0
グループ執行役員(人材・カルチャー担当)	E Clements (クレメンツ) (52歳)	銀行、自動車、日用消費財、医薬品および専門的サービスなどの多様な業界にわたる世界的組織で人材およびカルチャーに関する25年を超える経験を有している。 ANZにおける過去の役職 これまで、法人部門の人材・カルチャー担当ジェネラル・マネジャー、コーポレートおよび商業銀行業の人材・カルチャー担当ヘッド、グローバル・テクノロジー・サービス&オペレーションズ部門の人材・カルチャー担当ヘッド、人材・カルチャー担当シニア・マネジャーを務めた。	2023年10月	2007年10月	0
最高財務責任者(「CFO」)	F Faruqi (ファルーキ) (61歳)	金融サービス業界で25年を超える経験を有している。 ANZにおける過去の役職 これまで、グループ執行役員(国際担当)、国際銀行部門の最高経営責任者を務めた。 ANZ入社前の役職 以前は、シティのアジア太平洋地域のコーポレートおよび投資銀行業担当ヘッド、シティのアジア太平洋地域のグローバル・ローンおよびレバレッジ・ファイナンス担当ヘッド兼資本市場の債券部門ヘッドを務めた。	2021年10月	2014年 7月	0
グループ執行役員(ビジネス・プライベート・バンク担当)	C Morgan (モーガン) (47歳)	オーストラリアおよび米国でビジネスおよび法人向けバンキングの販売および商品に関する様々な役職を務めたため、金融サービスおよび経営コンサルティングに関する豊富な経験を有している。 ANZ入社前の役職 以前は、オーストラリア・コモンウェルス銀行(「CBA」)の小規模事業バンキング担当エグゼクティブ・ジェネラル・マネジャーを務めた。14年間CBAでキャリアを積み、企業融資、テクノロジーおよび戦略に関する多様な役職を歴任した。	2023年 3月	2023年 3月	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	現在の役職 への就任	当グループ への入社	所有株式 数 ⁽¹⁾
グループ最高 リスク責任者 (「CRO」)	C Palmer (パーマー) (59歳)	<p>企業リスク管理、ガバナンスおよび信用リスクの分野における30年を超える国際経験を有している。</p> <p><u>ANZ入社前の役職</u> 以前は、英国サンタンデール銀行の最高リスク責任者、オールダーモア・グループのグループ最高リスク責任者、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループPLCのオペレーショナルリスク・サポート機能・事業売却部門グローバル・ヘッド兼リスク・サービス部門ディレクター、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループPLCのコーポレート・バンキング部門の最高リスク責任者、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループPLCの非中核部門・資産保護スキーム担当最高リスク責任者を務めた。</p>	2025年12月	2025年12月	0
グループ最高 情報責任者 (「CIO」)	D Patra (パトラ) (57歳)	<p>中核的なバンキング・プラットフォームの近代化、データおよびAI能力の拡張ならびにサイバーおよびオペレーショナル・レジリエンスの組み込みなど、数十億ドル規模のデジタル変革プログラムを主導した。</p> <p>また、高パフォーマンスなグローバルチームの結成、規制当局、事業関係者および技術提供者を横断する強力なパートナーシップの構築でも評価されている。</p> <p><u>ANZ入社前の役職</u> 以前は、HSBC銀行PlcおよびHSBCヨーロッパの最高情報責任者、HSBCのアメリカ担当最高情報責任者、HSBCのラテンアメリカ、インドおよび香港担当最高情報責任者を務めた。</p>	2025年11月	2025年11月	0
グループ執行 役員(オース トラリア・リ テール担当)	P Rodeia (ロディア) (57歳)	<p>オーストラリア、EU、英国および米国を含む20以上の市場における30年を超えるリテール・バンキングの経験を有している。</p> <p><u>ANZ入社前の役職</u> 以前は、フィナルタ・パイ・マッキンゼーの取締役会会長、マッキンゼー・アンド・カンパニーのグローバル株主評議会理事、マッキンゼー・アンド・カンパニーの技術・知識・能力委員会の委員長を務めた。</p>	2025年11月	2025年11月	0

役職名	氏名 (年齢)	略歴	現在の役職 への就任	当グループ への入社	所有株式 数 ⁽¹⁾
グループ執行 役員兼最高経営 責任者 (ニュージー ランド担当)	A Watson (ワトソン) (56歳)	ニュージーランド、英国、オーストラリア およびハンガリーの専門的サービスおよび 金融サービス部門で25年を超える経験を有 している。 ANZにおける過去の役職 これまで、グループ執行役員兼最高経営責 任者代理(ニュージーランド担当)、リ テールおよびビジネス・バンキング担当マ ネジング・ディレクター、ニュージーラン ド担当最高財務責任者、ニュージーランド 担当ファイナンシャル・コントローラーを 務めた。	2019年12月	2009年4月	0
グループ執行 役員(法人担 当)	M Whelan (ウィーラ ン) (65歳)	銀行業界で35年を超える経験を有し、アジ ア市場ならびに法人銀行業、コーポレート および商業銀行業の経験が豊富である。 ANZにおける過去の役職 これまで、最高経営責任者(オーストラリ ア担当)、オーストラリアの商業銀行業担 当マネジング・ディレクター、アジア、 ヨーロッパおよびアメリカの法人部門担当 マネジング・ディレクター、アジアの法人 部門担当マネジング・ディレクター、マー ケッツ担当マネジング・ディレクター、 マーケッツ部門セールス担当ヘッドを務め た。	2016年2月	2004年11月	0
グループ執行 役員(オペ レーション担 当)	S White (ホワイト) (54歳)	金融サービス、情報技術、顧客体験および 経営コンサルティングにおける30年を超え る経験を有し、トランスフォーメーショ ン、オペレーション、テクノロジー、顧客 サービス、金融犯罪対策、デジタル化、調 達およびサイバーセキュリティなど、豊富 な知識を備えている。 ANZ入社前の役職 以前は、英国サンタンデールの最高執行責 任者、ヨークシャー・ビルディング・ソサ エティの暫定最高経営責任者、ヨーク シャー・ビルディング・ソサエティの最高 執行責任者、アライド・アイリッシュ・バ ンク・グループのグループ最高執行責任 者、ナショナル・オーストラリア銀行の顧 客処理・決済担当エグゼクティブ・ジェネ ラル・マネジャー、ナショナル・オースト ラリア銀行のビジネス・バンキング担当エ グゼクティブ・ジェネラル・マネジャー兼 最高執行責任者を務めた。	2025年10月	2025年10月	0

注：(1) 本書日付現在。この文脈において、「株式」とは(本書の提出会社として)ANZBGLが発行した普通株式を意味する。
本再編後、ANZBGLの普通株式は公開市場において上場も取引もされていない。

2025年9月30日現在、取締役または執行役員間において家族関係はなかった。

[次へ](#)

役員報酬の内容（報酬報告）

本「役員報酬の内容（報酬報告）」は、2025年11月10日に公表されたANZBGLの2025年度年次報告書に含まれる報酬報告書に基づいており、これを抽出したものである。報酬報告書には、主要経営陣（「KMP」）に適用される報酬戦略、報酬体系および報酬慣行が概説されている。報酬報告書は、2001年会社法の要求に従って作成され監査を受けており、取締役報告書の一部を構成する。報酬報告書日以降報酬報告書の対象となるKMPの状況については、上記「取締役」および「執行役員」を参照のこと。

本報酬報告には、2025事業年度の通年（2024年10月1日から2025年9月30日）についての開示が含まれている。2023年1月3日⁽¹⁾より前に保有されていた普通株式および従業員の持株（後渡し株式、後渡し株式の権利、業績に基づく権利および制限付き権利）はANZBGL関連の持株であったが、ANZGHL上場後はANZGHL関連の持株に転換された。本報酬報告における「取締役会」とは、ANZGHLおよびANZBGLの取締役会を意味する。

本「役員報酬の内容（報酬報告）」においては、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「グループ」、「ANZ」および「当グループ」とは、ANZBGLとその連結子会社、「当行」とはANZBGLを意味する。

ANZGHLの業績がCEOおよび開示を要する執行役員に関する業績および報酬の査定結果を決定する基礎となっているため、下記5.3におけるANZグループ・スコアカードのアプローチに関する開示および下記6.1.1における2025年度ANZグループ・スコアカードの査定結果に関する開示は、ANZBGLではなくANZGHLに関係している。

(1) 2022年12月15日に開催された年次株主総会で株主により承認されたスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、2023年1月3日にANZGHLがANZBGLに代わり上場会社になった。

1. 主要経営陣（「KMP」）

KMPは、当グループ（または事業体）の取締役であり（執行取締役か否かは問わない。）、当グループ（または事業体）の戦略的方向性および経営管理の重要な責任を有する人員（すなわち、金融説明責任体制（「FAR」）に基づく説明責任を有し、最高経営責任者（「CEO」）に報告するグループ執行委員会（「ExCo」）の委員である。）（これらを「開示を要する執行役員」という。）である。

1.1 開示を要する執行役員および非執行取締役の変更

2025年度中にKMPの一部に変更があった。

- ・ ジェーン・ハルトンは、2025年3月31日に非執行取締役（「NED」）を退任した。
- ・ アリソン・ジェリーは、2025年5月9日にNEDに就任した。
- ・ シェイン・エリオットは、2025年5月11日にCEO兼執行取締役を退任した。
- ・ ヌノ・マトスは、2025年5月12日にCEO兼執行取締役に就任した。
- ・ アントニー・ストロングは、2025年7月1日にグループ執行役員（ストラテジー・トランスフォーメーション担当）を退任した。
- ・ マイレ・カーネギーは、2025年7月1日にグループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）を退任し、それに伴い、2025年7月2日にブレス・ラッシュがグループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）代理兼サンコープ・バンクCEOに任命された。その後、2025年11月17日にペドロ・ロディアが、グループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）に任命された。
- ・ ジェラルド・フローリアンは、2025年8月4日にグループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当）を退任し、それに伴い、2025年8月5日にマイケル・ブロックが、グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当）代理に任命された。その後、2025年11月24日にドナルド・パトラが、グループ最高情報責任者に任命された。
- ・ ステファン・ホワイトは、2025年10月29日にグループ執行役員（オペレーション担当）に任命された。

- ・ ケビン・コーバリーは、最高リスク責任者（「CR0」）を退任し、資本管理法人担当マネジング・ディレクターに就任する予定である。同氏は、2025年12月1日にクリスティーン・パーマ - がグループCR0に就任するまで、引き続きCR0を務める。

1.2 主要経営陣（「KMP」）の詳細

当年度の報酬報告において報酬が開示されるKMPは以下のとおりである。

2025年度NED - 現任

P.オサリバン	取締役会会長
J.チンコッタ	取締役（ANZBGLのNEDのみ）
A.ジェリー	取締役 - 2025年5月9日就任
R.ギブ	取締役
G.ホッジズ	取締役（ANZBGLのNEDのみ）
H.クレイマー	取締役
C.オライリー	取締役
J.スミス	取締役
S.セント・ジョン	取締役

2025年度NED - 前任

J.ハルトン	前取締役 - 2025年3月31日退任
--------	---------------------

2025年度CEOおよび開示を要する執行役員 - 現任

N.マトス	CEO兼執行取締役 - 2025年5月12日就任
M.ブロック	グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当）代理 - 2025年8月5日就任
E.クレメンツ	グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）
K.コーバリー	最高リスク責任者（「CR0」）
F.ファルーキ	最高財務責任者（「CF0」）
C.モーガン	グループ執行役員（オーストラリア商業担当）
B.ラッシュ	グループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）代理兼サンコープ・バンクCEO - 2025年7月2日就任
A.ワトソン	グループ執行役員兼ニュージーランドCEO
M.ウィーラン	グループ執行役員（法人担当）

2025年度CEOおよび開示を要する執行役員 - 前任

S.エリオット	前CEO兼執行取締役 - 2025年5月11日退任、2025年9月30日雇用終了
M.カーネギー	前グループ執行役員（オーストラリア・リテール担当） - 2025年7月1日退任、 2025年8月1日雇用終了
G.フローリアン	前グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当） - 2025年8月4日退任、 2025年11月7日雇用終了
A.ストロング	前グループ執行役員（ストラテジー・トランスフォーメーション担当） - 2025年7月1日 退任および雇用終了

2025年度に発表され、2026年度に実施されるKMPの変更については、上記1.1を参照のこと。

2025年度末以降取締役報告書の署名日までに発表された情報については、KMPの追加の変更はなかった。

2. 報酬ガバナンス

2.1 一度目の警告および株主からのフィードバック

2024年度年次株主総会において、ANZは、報酬報告書に対して「一度目の警告」を受けた。会長と人事およびカルチャー委員会委員長は、2025年を通じて多くの株主と面談し、反対票の判断の背景にある主な要因について理解を深めた。

一部の株主からのフィードバックは、特にAPRAおよびASICが提起した課題を考慮すると、2024年度の報酬査定結果は見合っていないとの見解を反映したものであった。

重要な点として、2024年度の査定結果は、当時認識していた情報に基づき決定された。取締役会は、見直しを継続しており、それが終了すれば完全な説明責任が確立されることを強調した。2025年に完了した独立レビューの結果を踏まえ、またCPS511に従い、取締役会は、2025年度変動報酬の査定結果を決定する際、各執行役員について説明責任の程度を審議した。さらに、取締役会は、2024年度から2025年度にかけての報酬の査定結果による複合的な影響を考慮した。

上記に鑑み、取締役会は、2025年度報酬報告書において、とりわけ、2025年度変動報酬査定結果に関する意思決定、ならびにリスク管理および非財務検討事項がどのようにその決定に組み込まれたかに関して、透明性の強化を図っている。

取締役会は、株主からの忌憚のない意見に感謝しており、2025年度の意思決定にそれらを組み入れるように努めた。

2.2 人材およびカルチャー委員会

2.2.1 人材およびカルチャー委員会の役割

取締役会は、ANZグループの業績・報酬フレームワークおよびそのANZグループ全体での効果的な適用に最終的な責任を負い、それらを監視する。人材およびカルチャー委員会は、業績・報酬フレームワークの効果的な運営、ならびにその他の人材およびカルチャーに関する事項の監視において、取締役会を補佐する。また同委員会は、ANZBGLの報酬委員会としての権限を委譲されている。

当年度中、人材およびカルチャー委員会は6回の会議をもち、以下を含む事項について検討および承認または取締役会への勧告を行った。

- ・ ANZの取締役会レベルの業績・報酬方針に従ったCEOおよびその他の主要執行役員（報酬報告における開示対象者より広義）の報酬ならびにNEDの報酬
- ・ 業績・報酬フレームワークにおけるAPRAの健全性基準CPS511「報酬」の遵守に関連する事項
- ・ ANZグループ・スコアカードおよび年間変動報酬の支出に関する年間目標の設定、報告および評価
- ・ 主要上級執行役員の実績および報酬の査定（当年度に生じたまたは明らかになった重大な事象の検討を含む。）
- ・ 後渡し報酬の引渡し、追加繰延またはマルスもしくはクローバックの適用
- ・ 主要上級執行役員の任命および解任
- ・ ANZの取締役会レベルの業績・報酬方針、ならびに説明責任および結果フレームワークの見直し
- ・ 当グループの戦略を実現するために必要な能力の開発
- ・ 主要上級執行役員の後継者育成計画
- ・ 文化、多様性およびインクルージョン、従業員エンゲージメント、ならびに働き方

人材およびカルチャー委員会の役割に関する詳細は、同委員会の憲章を含め、ANZのウェブサイト（anz.com）> Our company > Strong governance framework > ANZ People & Culture Committee Charterに掲載されている。

2.2.2 報酬およびリスクの連動

人材およびカルチャー委員会は、業績、リスク管理および報酬の関係を当グループの事業戦略と合致させることに重点を置いている。リスク委員会および監査委員会の委員長ならびに取締役全員（ANZGHLおよびANZBGL）が特定の人材およびカルチャー委員会の会議に出席する。人材およびカルチャー委員会、リスク委員会および監査委員会の合同会議は、以下を見直すために開催された。

- ・ 2025年度に生じたまたは明らかになった重大なリスク、行動および監査事象
- ・ 当グループ、CEOおよび開示を要する執行役員のレベルにおける2025年度の業績および変動報酬に関する提言

報酬とリスクの連動をさらに強化するため、

- ・ 取締役会は2025年度中、（会長に加え）3名のNEDに人材およびカルチャー委員会およびリスク委員会を兼務させた。
- ・ 人材およびカルチャー委員会は、リスクおよび財務管理の人員に自由かつ無制限にアクセスできる（CROおよびCFOは特定の議題に関して人材およびカルチャー委員会の会議に参加する。）。
- ・ CROは、グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）、内部監査担当グループ・ジェネラル・マネジャーと共に、最も重大なリスク、行動および監査事象に関する個別の報告書を人材およびカルチャー委員会に提出し（該当する場合）、当グループ、部門および個人レベルでの業績および報酬の考慮事項、ならびに説明責任および査定結果を通知する。
- ・ CROはまた、CEOおよび開示を要する執行役員の業績および報酬の査定結果の評価にあたり、取締役会を補佐するために独立した報告書を提供する。
- ・ リスク委員会および監査委員会の委員長は、すべての関連リスクおよび内部監査に関する課題を適切に検討するため、インプットを提供することが求められる。
- ・ ANZグループ・スコアカードおよび部門別スコアカードには、各フレームワークの評価の不可欠な部分を形成し、全体的査定に直接影響を及ぼす重要な構成要素であるリスク修正要素が含まれる。
- ・ LTVR制限付き権利の付与前および権利確定前評価は、主に非財務リスク査定結果に基づいて取締役会により実施される。

2.2.3 利益相反

利益相反の可能性を低減するために以下を行う。

- ・ 経営陣は、その業績または報酬について人材およびカルチャー委員会または取締役会が議論する場合はその会議に出席しない。
- ・ CROの報酬の取決めは、その職務の独立性を保つために、他の開示を要する執行役員とは異なるものとする。
- ・ 全社的説明責任グループ（「EAG」）は、下記7に概説される利益相反を軽減するための手続きを整備している。
- ・ 人材およびカルチャー委員会は、CEOおよび開示を要する執行役員の業績および報酬査定の検討事項について通知するために、以下を含む多くの情報源からの意見を求める。
 - リスク担当、財務担当、人材およびカルチャー担当、内部監査担当からの個別の報告書
 - CROが提供した重大なリスク、行動および監査事象に関するデータ
 - 取締役会の監査委員会およびリスク委員会双方からのインプット

2.2.4 外部アドバイザーは情報を提供したが、勧告は行わなかった

人材およびカルチャー委員会は、必要に応じて、独立的な外部アドバイザーと契約することができる。

当年度中、人材およびカルチャー委員会、および経営陣は、外部アドバイザーであるアシャースト（Ashurst）、デロイト（Deloitte）、EY、ペイIQエグゼクティブ・ペイ（PayIQ Executive Pay）およびプライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）から情報提供を受けた。こうした情報は、市場データ、市場慣行、分析およびモデリング、法的要件ならびにガバナンス上および規制上の要件の解釈に関連するものであった。

ANZは当年度中、KMPの報酬について外部のアドバイザーから報酬勧告を受けていない。

ANZは、人材およびカルチャー委員会、および取締役会に勧告を行う社内の報酬専門家を採用している。取締役会は、提供された情報を用い、ANZの主要な戦略的優先事項、目的および価値観、リスク選好、ANZグループ業績・報酬フレームワーク、ANZの取締役会レベルの業績・報酬方針、ならびにANZの報酬原則を慎重に考慮したうえで、独立的に決定を下した。

3. 執行役員の業績および報酬アプローチ

3.1 アプローチの概要

以下は、執行役員の業績および報酬フレームワークがどのようにANZの目的および戦略を支援し、株主利益に合致しているかを示している。



(1) 上記「第2 企業の概況 - 3. 事業の内容 - (3)戦略」を参照のこと。

3.2 報酬およびリスクの連動

報酬およびリスクの連動				
CEOおよび開示を要する執行役員の変動報酬は、以下を通じてリスク管理に連動させている。				
ANZの価値観およびリスク/コンプライアンス基準（FARを含む。）に基づき姿勢を評価する。	グループ・スコアカードおよび個人両方のレベルにおける査定に影響を及ぼす修正要素としてリスクを含み、変動報酬の査定を決定する。	大部分がリスク性のあるより長期の報酬の査定結果の測定に比重を置く。	LTVRの制限付き権利の決定および権利確定にあたりリスクを強調する（下記5.4.2を参照のこと。）。	LTVRの設計において、持続可能な長期的業績を促進するにあたり、リスク文化の重要性を強化する。
非財務指標（特にリスク）に対し（APRAの要件に沿って）重要な比重を置く。	リスク測定が長期にわたり（上限は5年および6年）考慮されることを確保する。	説明責任 ⁽¹⁾ を決定し、適切な場合には査定結果を適用する。	クローバックにより、リスク査定結果を強化する（下記5.5を参照のこと。）。	権利確定前エクイティのヘッジを禁止する。
変動報酬は、ゼロを含み、下方調整される可能性があり、それによって取締役会は、その決定および措置の長期的な影響に関して個別にまたは共同で執行役員に責任を持たせることができる。				

(1) 「説明責任」という用語は広義で使用される。すなわち、CEO/開示を要する執行役員は、当行の効果的なリスク管理と業績に最終的な責任を負うため、当該事項の影響について適切な結果を負担すべきであることを意味する。本報酬報告で用いられるとおり、この用語は、別段の記載がない限り、FARに基づく説明責任を意味するものではない。FARに基づく場合は、「FARに基づく説明責任」と表記する。

4. 5年間の業績

4.1 5年間のANZ財務実績の概要

CEO、開示を要する執行役員および従業員の変動報酬査定の決定においては、異なる財務指標が幅広く考慮される。当グループは、当グループの継続的事業活動の業績の評価基準として現金利益を用いており、これにより過去の期間および競合する機関と対照して当グループおよび部門の業績を評価するための基礎が提供されている。

現金利益を算出する際に行われる調整は、監査対象である法定利益に含まれている。現金利益は監査対象とされていないが、外部監査人は、サンコープ・バンク買収の一環として2025年度に認識した取得無形資産の償却費に関する2025年度の新たな現金利益の調整額を除き、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整額が決定されている旨を監査委員会に通知している。

2025年度の法定利益は前事業年度から10%減少し、現金利益は14%減少した。両指標とも、当年度における重要な項目により影響を受けた。

2024年度において、当グループは、余剰資本を株主に還元するために20億ドルの自己株式買戻しを開始し、2025年9月30日までに3,950万株を市場で取得した結果、1,175百万ドルの資本を株主に還元した。2025年10月13日に公表したとおり、残りの自己株式買戻しは現在中止されている。

ANZの過去5年間にわたる財務実績⁽¹⁾(現金利益⁽²⁾を含む)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
普通株主に帰属する法的利益(百万ドル)	6,162	7,119	7,106	6,535	5,891
現金利益(百万ドル、未監査)	6,181	6,496	7,413	6,725	5,787
現金利益 - 継続事業(百万ドル、未監査)	6,198	6,515	7,413	6,725	5,787
引当金繰入および税引前現金利益 - 継続事業 (百万ドル、未監査)	8,396	8,968	10,766	10,068	9,019
キャッシュROE(%) - 継続事業(未監査)	9.9	10.4	11.0	9.7	8.1
キャッシュEPS - 継続事業(セント、未監査)	216.5	228.8	247.3	224.3	194.7

- (1) 当グループは、2020年事業年度および2019年事業年度にかけて、関連ディーラー・グループ事業、OnePathの年金および投資事業、ならびに生命保険事業の売却を完了した。これらの売却済み事業の財務業績は、2022年度および2021年度において非継続事業として扱われていた。当グループは、2022年度の完了をもって、非継続事業と継続事業の報告を終了した。当グループは、2022年10月1日付でAASB第17号「保険契約」(「AASB第17号」)を適用し、2023年10月1日にAASB第17号を採用し、過去の期間の比較情報を修正再表示した。
- (2) 現金利益は法定利益に含まれる非中核項目を除外している。2025年度については、法定利益から現金利益を算出するために調整した税引後純利益は104百万ドルであり、複数の項目で構成される。現金利益は、読者が当グループの主力事業活動の経営成績を理解するために提供されている。

4.2 過去の業績および報酬査定

下表は、過去5年にわたる財務実績と変動報酬の査定結果⁽¹⁾の関係を示している。リスクおよびその他の要因も査定に影響を与えている。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
現CEOのSTVR査定結果 (上限機会に対する比率)	-	-	-	-	0%
前CEOのSTVR ⁽²⁾ 査定結果 (上限機会に対する比率)	53%	74%	96%	52%	0%
開示を要する執行役員のSTVR ⁽³⁾ 査定結果 (上限機会に対する平均比率 ⁽⁴⁾)	60%	78%	89%	60%	10%
開示を要する執行役員のSTVR ⁽³⁾ 査定結果 (上限機会に対する範囲 ⁽⁴⁾)	46% ~ 66%	71% ~ 96%	80% ~ 100%	40% ~ 71%	0% ~ 64%
LTVR/VR PRの権利確定査定結果 (権利確定率)	43.3%	51.6%	該当なし	0%	25%
9月30日現在の株価(ドル) ⁽⁵⁾	28.15	22.8	25.66	30.48	33.21
配当金総額(1株当たりセント)	142	146	175	166	166
株主総利回り(12か月、%)	70.7	-14	20	27	15.1

- (1) 前年度の報酬報告書においては、STVRの査定結果は目標に対する比率で表示されていた。
- (2) 2022年度より前は前CEOのAVRと称されていた。
- (3) 2022年度より前は開示を要する執行役員のVRと称されていた。
- (4) 2022年度より前の年度は、当該年度における開示を要する執行役員の複合VR構造により、上限機会に対する比率がVR全額に適用されていた。
- (5) 2020年10月1日の初値は17.21ドルであった。

5. 執行役員の業績・報酬フレームワーク

5.1 報酬体系

ANZの報酬には、固定報酬とリスク性のある変動報酬という2つの中核的な構成要素がある。

報酬を編成するにあたり、取締役会は固定報酬（「FR」）と変動報酬（リスク性あり）、支給方法（現金対後渡し報酬）および適切な繰延期間（短期、中期、長期）の間の適正なバランスを確保することを目指している。

取締役会は、CEOおよび開示を要する執行役員のFRを、金融サービス市場との相関性に基づき、また各執行役員の職責、業績、適性および経験を反映して設定し、毎年見直しを行っている。

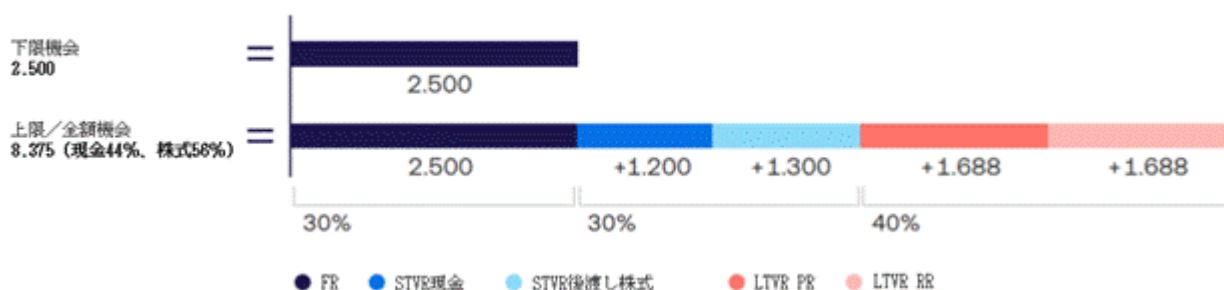
CEOおよび開示を要する執行役員の変動報酬は、短期変動報酬（「STVR」）と長期変動報酬（「LTVR」）で構成されるが、それらは外部の市場慣行と一致している。変動報酬の支給に関する情報については、下記5.3および5.4に記載されている。

5.2 報酬構成

CEOおよび開示を要する執行役員⁽¹⁾の報酬構成は、APRAの繰延⁽²⁾要件に沿ったCEOのより長期の繰延べを除き、上限/全額機会においてFRが30%、STVRが30%、LTVRが40%である。

CEO

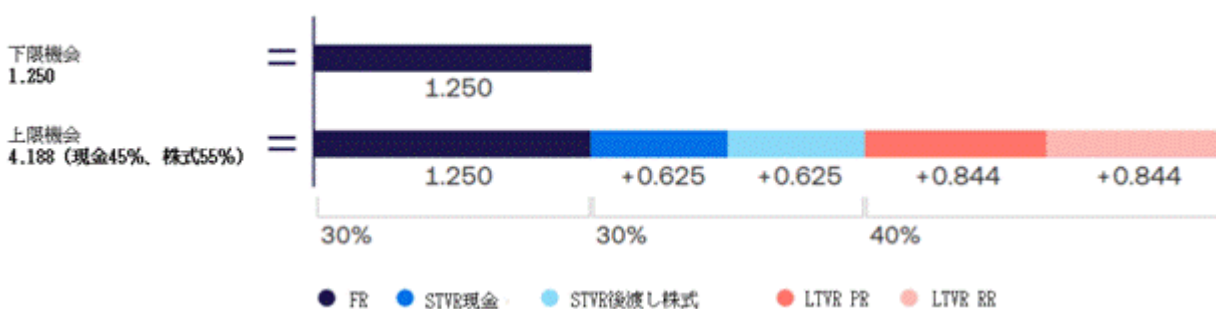
報酬構成 - CEO (百万ドル)



開示を要する執行役員

下記のドル金額は例示のみを目的としており、FRの金額1.25百万ドルを基準としている。

報酬構成 - 開示を要する執行役員⁽¹⁾ (百万ドル)



(1) CROおよびグループ執行役員代理を除く。

(2) 業績目標では、CEOおよび開示を要する執行役員については変動報酬の63%、CROについては変動報酬の56%が、取締役会が10月に変動報酬を承認する日および株主がCEOのLTVRを承認する日から少なくとも4年間繰り延べられる。これは、CEOについては60%および開示を要する執行役員については40%のFAR最低繰延要件を遵守したものである。

最高リスク責任者

CROの報酬の取決めは、その職務の独立性を保護し、組織全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、他の開示を要する執行役員のものとは異なる。

STVR機会（FRの100％）はCEOおよび開示を要する執行役員と同じであるが、LTVR機会は異なる（FRの135％でなくFRの100％）。これは、制限付き権利を100％として支給するLTVR（業績に基づく権利を50％および制限付き権利を50％ではない。）を反映している。CROについては、変動報酬の上限機会はFRの200％である。CROの上限機会における報酬構成は、FRが33.3％、STVRが33.3％、LTVRが33.3％である。

グループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）代理兼サンコープ・バンクCEO

B. ラッシュの任命が代理の性質を有しており、その職務はサンコープ・バンクのFARに基づく説明責任者に分類されているため、同氏の報酬の取決めは、他の開示を要する執行役員のものとは異なる。代理として勤務した期間において、2025年7月2日から同氏のFRは年間1.15百万ドルに設定された。同氏のSTVRの上限機会は、全額機会ではFRの125％に、LTVRはFRの100％に設定された。よって、上限機会における報酬構成は、FRが31％、STVRが38％、LTVRが31％である。同氏のSTVRは、FARおよびCPS511の繰延要件の遵守を確保するため、現金で50％、2年から3年にわたり繰り延べられる株式で50％を支給され、LTVRは、100％を4年から5年にわたり繰り延べられる制限付き権利で支給される。

グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当）代理

M. ブロックの任命が代理の性質を有しているため、同氏の報酬の取決めは、他の開示を要する執行役員のものとは異なる。代理として勤務した期間において、2025年8月5日から同氏のFRは年間1百万ドルに設定された。同氏の上限機会における変動報酬（「VR」）は、全額機会ではFRの210％に設定された。よって、上限機会における報酬構成は、FRが32％、VRが68％である。同氏のVRは、FARおよびCPS511の繰延要件の遵守を確保するため、現金で60％、4年から5年にわたり繰り延べられる株式で40％を支給される。

5.3 STVR報酬の詳細

2024年度において、2025事業年度以降のANZグループ・スコアカードおよび業績に対するアプローチの変更について、人材およびカルチャー委員会が提言し、取締役会が承認した。これは、持続可能な長期的業績を推進するより意義のある目標に絞ることを重視し、業績と報酬査定結果との間の連動の透明性を高めることを意図したものである。このアプローチもまた、株主のフィードバックに沿ったものである。

このレビューによる主な変更には、以下が含まれる。

- ・ 目標と指標の数を削減する。
- ・ カテゴリーレベルのみではなく、目標ごとに比重を定める。
- ・ 各指標に対する閾値 / 目標 / 実現に相当の努力を要する高い目標を導入する。
- ・ グループ執行役員兼ニュージーランドCEOを除き、グループ全体の優先事項の増加を認識するため、フロントライン担当の開示を要する執行役員に関するグループ業績の業績評価比重を25％から40％に引き上げる。
- ・ グループおよび部門別のスコアカードにおける財務指標の比重を40％から50％に引き上げる。

STVRの主な特徴は下表に詳述されている。

STVRの要素	詳細
目標	健全性基準CPS511「報酬」に従い、非財務指標に重要な比重を与えることで、当グループの事業戦略を支え、株主にとって持続可能な長期的成果をもたらす、実現に相当の努力を要する業績目標の達成と整合させること。
上限機会	FRの100%
受給資格	CEOおよび開示を要する執行役員
業績との連動	グループおよび個人の業績に基づく。
ANZグループ・スコアカード	各年度開始時において、ANZグループ・スコアカードが取締役により承認され、高い目標となるよう設計される。CEOのSTVRは、「何を達成したか」の評価（ANZグループ・スコアカード）x「どう達成したか」の修正要素により評価される。
部門別スコアカード	各年度開始時において、ANZグループ・スコアカードに沿った部門別スコアカードを通じて、開示を要する執行役員の高い業績目標が設定される。開示を要する執行役員のSTVRは、「何を達成したか」の評価（ANZグループ・スコアカード）x「どう達成したか」の修正要素により評価される。開示を要する執行役員の部門別スコアカードへの比重は、50%から75%の範囲である。
スコアカードの比重	<p>開示を要する執行役員のANZグループ・スコアカードの比重は、重点が置かれる職務に応じて異なる。包括的な説明責任およびグループの結果への貢献度の重要性を強化するため、2025年度のフロントライン担当の開示を要する執行役員（グループ執行役員兼ニュージーランドCEOを除く。）におけるグループの比重は、25%から40%に引き上げられた。CROについては、その職務の独立性を強化するため、25%の比重が維持された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織強化担当の開示を要する執行役員（CFO、グループ執行役員（ストラテジー・トランスフォーメーション担当）、グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）、グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当））については、50%の比重 フロントラインの開示を要する執行役員（グループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）、グループ執行役員（オーストラリア商業担当）、グループ執行役員（法人担当））については、40%の比重 CROおよびグループ執行役員兼ニュージーランドCEOについては、25%の比重
支給方法および発行される証券	現金50%、後渡し株式（「DS」）50%。付与される後渡し株式数は、10月1日（すなわち、事業年度開始日）までの5営業日（10月1日を含む。）にASXで取引された株式の出来高加重平均価格（「VWAP」）に基づき計算される。2022事業年度より前の割当は、付与日までの5営業日（付与日を含む。）におけるVWAPに基づいていた。当グループは、場合によっては、執行役員に対して後渡し株式ではなく、後渡し株式の権利を付与することができる。後渡し株式の権利1個につき普通株式1株を受領する権利が保有者に与えられる。
業績期間	1年

2025年度ANZグループ・スコアカードの業績指標およびリスク修正要素		比重	目標	主な業績指標
財務	1	35%	強固な財務成果を実現する。高い質の成長とリターンに重点を置く。	現金NPAT(対計画)(百万ドル) キャッシュROE(計画に対する内部予想損失(IEL)基準)
	2	15%	生産性を高める。AI、当グループの地理的ネットワークおよび提携関係の構築方法を活用し、銀行全体の変革を推進する。	生産性(2024年度基準)
戦略	3	10%	サンコープ・バンク買収による価値を提供する。サンコープ・バンクを健全に管理し、価値の高いサンコープの顧客預金を成長させ、計画どおりに統合の便益を提供する。	サンコープ・バンクの運用資金(預金高) 相乗効果考慮後の統合費用
	4	10%	ANZプラスを実際に使用している顧客数を増やし、新製品および新機能を発売する。当グループのロードマップを実行し、関わりを深め、既存顧客の移行を促す。	ANZプラスを実際に使用している顧客数 ファイナンシャル・ウェルビーイング(FWB)を実施しているANZプラスの顧客の割合 ANZとの取引件数およびANZプラスに移行する顧客の確保
	5	15%	a) 主要なNFRトランスフォーメーション・イニシアチブを提供する。	非財務リスク改善プログラムであるI.AM Amplifiedにおける16すべてのリスクテーマの実施を完了する。 I.AM Amplifiedによるトランスフォーメーションを持続可能な形で完全に組み込むための明確かつ順調に進展する計画を提示する。 ANZの重要な運用(CPS230に定義されている。)を特定およびマッピングし、すべての依存関係、許容範囲の設定、およびオペレーショナル・レジリエンス・マネジメント(ORM)に定義される事業継続計画を運用可能な状態にする。
			b) ニュージーランドにおいて、モダン・バンキング・プラットフォーム・コアの実装を開始し進展させる。	本番環境において、個人顧客に対し、モダン・バンキング・プラットフォーム(MBP)上で定期預金の提供を成功させる。
	6	10%	当グループの評判を強化する。従業員の価値提案および社会的な操業許可を拡充する。	インクルージョン指数を改善する。 環境上のESG目標を計画どおりに実現する。
	主な検討事項			
リスク	1		「健全な」リスク文化という評価を達成するための明確な進展と順調な進捗	
	2		重要なデータ管理を含む、財務リスクと非財務リスクの管理に対する当グループのアプローチの継続的な改善	
	3		当グループの評判および地域社会と規制当局との間の信頼関係の継続的な強化	
支給 ⁽¹⁾ および繰延期間	<p>1年目 現金50%</p> <p>2年目 DS 25%</p> <p>3年目 DS 25%</p>			
マルスおよびクローバックを含む下方修正	期中調整、マルスおよびクローバックを適用するため、取締役会の継続的な裁量に従う。これらは予定された後渡し報酬の引渡し前に取締役会が検討する。			

(1) CEOがSTVR目標を上回る額を受領した場合、その超過額は、FARおよびAPRAの健全性基準CPS511「報酬」に関する最低繰延要件の遵守を確保するため、現金で40%、DSで60%(4年目に20%、5年目に20%、6年目に20%)が支給される。

5.3.1 STVRの業績評価

以下は、スコアカードに基づく業績評価につき、CEOおよび開示を要する執行役員の業績評価のアプローチの概要を示している。

- ・ FARの遵守は、FARに基づく説明責任者に対して説明責任声明書（Accountability Statement）に沿った義務を果たすことを要求する制度である。
- ・ 「何を達成したか」の評価は、ANZグループ・スコアカードおよび部門別スコアカードで構成される。各スコアカードは、以下のとおり、リスク修正要素⁽¹⁾の対象である。
- ・ 「どう達成したか」の修正要素は、「何を達成したか」の結果を調整するために使用される。個々のリスクへのアプローチのマクロの視点、ANZの姿勢の実践およびグループ執行役員チームの成功に対する貢献度が考慮される。

(1) CROについては、リスクは個別の修正要素ではなくスコアカードに組み込まれている。

STVRの業績評価のアプローチに関する詳細については、以下を参照のこと。



CEOの業績

CEOのSTVRは、ANZグループ・スコアカードに基づいて評価され、ANZの価値感および姿勢におけるCEOのリーダーシップ、ならびにANZのリスクおよびコンプライアンス基準を考慮に入れた「どう達成したか」の修正要素により調整される。CEOのSTVRは定型的でないことから、2025年度のCEOの財務実績に対する比重は約50%である。

事業年度末において、人材およびカルチャー委員会は、以下を考慮に入れ、CEOの業績全体を検討し、取締役会に承認の提言を行う。

- ・ ANZグループ・スコアカードに対する業績
- ・ 以下を含む「どう達成したか」の修正要素
 - a. リスク基準評価
 1. リスク管理についてCROから、財務実績についてCFOから、人材およびカルチャーに関する事項についてはグループ執行役員（人材およびカルチャー担当）から、内部監査事項については内部監査担当グループ・ジェネラル・マネジャーからの統制機能に関する報告
 2. 当年度に生じたまたは明らかになった重大なリスク、監査および行動に関する事象
 - b. 姿勢
 - ・ 会長からのインプット
 - ・ FARに基づく義務の遵守
 - ・ 取締役会の監査委員会およびリスク委員会からのインプット

開示を要する執行役員の業績

事業年度末に人材およびカルチャー委員会は、開示を要する執行役員⁽¹⁾それぞれの以下に対する業績について、取締役会に承認の提言を行う。

- ・ ANZグループ・スコアカード（25%から50%の比重）
- ・ 部門別スコアカード（50%から75%の比重）
- ・ CEOについて詳述されている「どう達成したか」の修正要素
- ・ FARに基づく義務の遵守
- ・ 取締役会の監査委員会およびリスク委員会からのインプット

ANZグループ・スコアカードと同様に、部門別スコアカードには、財務および戦略の主要なスコアカードの要素が含まれ、リスクは修正要素⁽²⁾として機能する。各要素の比重は、各個人の役職の責務を反映するために異なる。財務の要素は、25%から50%の比重である。

- (1) CROの業績に関する取決めは、リスク委員会により追加的に行う。グループ執行役員兼ニュージーランドCEOの業績に関する取決めは、ANZニュージーランドの人事委員会 / ANZニュージーランドの取締役会が、人材およびカルチャー委員会 / 取締役会と協議の上、それぞれの規制上の義務に合致するように決定および承認する。
- (2) リスク測定に割り当てられた比重を有するCROを除く。

5.4 LTVR報酬の詳細

LTVRは、LTVRの業績に基づく権利およびLTVRの制限付き権利の2つの要素からなる。全額機会におけるLTVRの比重は、100% LTVR制限付き権利を付与されるCROおよびグループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）代理兼サンコープ・バンクCEOを除き、CEOおよび開示を要する執行役員について50対50である。グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当）代理は、LTVRを受領する資格を有していない。

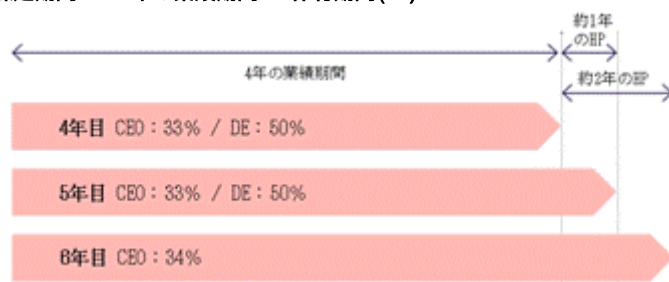
リスクに応じた焦点は、APRAの健全性基準CPS511「報酬」の意図を反映し、報酬の取決めによって、個人に対し慎重にリスクを管理するよう適切に促すことを確保する。業績要件は、重大なリスク事象の重視および長期にわたる強固なリスク文化の構築を確実にを行うために設計されている。

制限付き権利の付与は、LTVRが非財務測定に重要な比重を置き（CPS511「報酬」により要求される。）、株主との長期的調整への支援を確保するものである。

下表は、LTVR業績に基づく権利とLTVR制限付き権利の詳細な特徴を示している。これは、2024年11月に付与され2025年度LTVR報酬に適用されたLTVRのアプローチである。

5.4.1 LTVR業績に基づく権利(「PR」) - CEOおよび開示を要する執行役員(CROを除く⁽¹⁾)

LTVR PRの要素	詳細	
目標	健全性基準CPS511「報酬」に従い、非財務指標に重要な比重を与えることで、当グループの事業戦略を支え、株主にとって持続可能な長期的成果をもたらす、実現に相当の努力を要する業績目標の達成と整合させること。	
全額機会	CEOおよび開示を要する執行役員(CROを除く ⁽¹⁾)については、FRの67.5%	
受給資格	CEOおよび開示を要する執行役員(CROを除く ⁽¹⁾)	
業績との連動	相対および絶対株主総利回りの結果	
支給方法および発行される証券	業績に基づく権利 - 業績に基づく権利は、業績要件を満たすことを条件として、費用なくANZ普通株式1株を取得する権利である。	
業績期間	2024年10月1日から2028年9月30日までの4年	
業績測定	業績に基づく権利は、以下の2つの業績要件に従う。 <ul style="list-style-type: none"> 75%の比重 - 相対株主総利回り(「RTSR」)は、ANZの株価変動、支払われた配当および資本の返還を、下記の特定の金融サービス会社で構成される同業他社比較可能グループの業績期間にわたるRTSRの業績に照らして測定する。 25%の比重 ANZの加重平均資本コスト(「WACC」)に等しいまたはそれ以上の絶対株主総利回り(「ATSR」)の年複利成長率。ATSR要件は、ANZが業績期間にわたりWACCとなる閾値レベルの成長を達成または上回ることによって焦点を当てた内部要件である。ATSRがANZのWACCを上回った場合、株主価値が創出される。取締役会は、資本資産価格モデル(「CAPM」)手法の結果に基づき、業績期間を通じて四半期ごとにWACCの変更を検討し、承認する。このモデルでは、リスクフリー債券レート、市場リスクプレミアムおよびベータ(すなわち、市場に対するANZの過去の株価のボラティリティ)が考慮される。 	
業績要件	RTSR	
	ANZのTSRを比較可能グループのTSRと比較した場合：	権利が確定する業績に基づく権利の割合は：
	第50パーセンタイル値未満	0%
	第50パーセンタイル値以上	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回ることにより第75パーセンタイル値に達するまで2%を加算
	第75パーセンタイル値以上	100%
	ATSR	
	ANZのATSRが以下の場合：	権利が確定する業績に基づく権利の割合は：
	閾値未満 ⁽²⁾	0%
	閾値に到達	50%
	閾値を上回ったが閾値の150%未満	50%から100%まで比例的に累増
閾値の150%以上	100%	
保有期間	保有期間は、4年の業績期間が終了した翌日に開始し、付与日の4年目、5年目または6年目の応当日に終了する。	
繰延期間	繰延期間は、4年の業績期間と適用される保有期間の合計である。 繰延期間 = 4年の業績期間 + 保有期間(HP)	

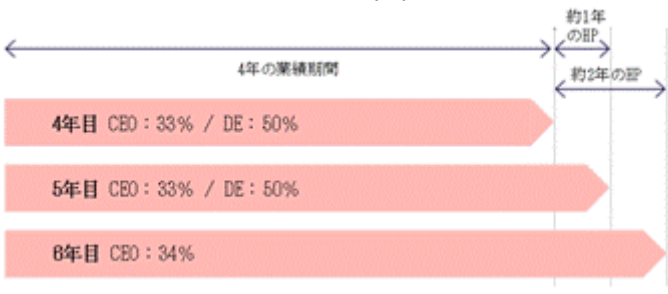


行使期間	権利が確定し行使可能となった場合、業績に基づく権利は、関連する繰延期間の終了時のみ行使することができる。関連する繰延期間の終了時に開始する2年の行使期間が存在する。
マルスおよびクローバックを含む下方修正	マルスおよびクローバックを適用するため、取締役会の継続的な裁量に従う。これらは予定された後渡し報酬の引渡し前に取締役会が検討する。
比較可能会社	RTSRの業績比較に適切な同業他社集団を検討する際、取締役会は、類似する活動範囲、共通の地理的重点地域、広く比較可能なリスク・コンプライアンスおよび規制プロファイル、ならびに市場サイクルにわたる相対的な安定性および透明性を考慮に入れる。 選定金融サービス(SFS)の比較可能グループ ⁽³⁾ は、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド (Bank of Queensland Limited)、ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク・リミテッド (Bendigo and Adelaide Bank Limited)、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア・リミテッド (Commonwealth Bank of Australia Limited)、マッコリー・グループ・リミテッド (Macquarie Group Limited)、ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド (National Australia Bank Limited)、スタンダード・チャータード・ピー・エル・シー (Standard Chartered PLC) およびウエストパック・バンキング・コーポレーション (Westpac Banking Corporation) で構成される。
配当	配当相当支払金は、権利確定する業績に基づく権利に関して支払われる。これらは、保有期間開始時から関連する繰延期間終了時まで計上される。例えば、繰延期間が5年の業績に基づく権利は、約1年間配当が計上される。
付与価格および権利数の計算	付与前評価の査定を考慮する前の業績に基づく権利の数は、以下のとおり計算される。CEOおよび開示を要する執行役員(CROおよびグループ執行役員代理を除く。): $FR \times 67.5\% / 5 \text{ 日間のVWAP}^{(4)} = \text{付与された業績に基づく権利の見積数}$
権利確定の充足	権利確定時、取締役会は、関連するLTVR業績に基づく権利を、株式ではなく現金同等物の支払いによる決済を決定することができる。

- (1) グループ執行役員代理を除く。
- (2) 業績期間開始時のWACCに基づく、ATSRの閾値は9.75%であり、完全な権利確定水準は14.63%のATSRに基づいていた。これは、取締役会が他の方法により設定する裁量を行使しない限り、業績期間にわたるWACCに基づき変更される可能性がある。
- (3) 2024年度の報酬報告で開示されたとおり、2023年7月、取締役会は、サンコープ・バンク買収後、サンコープ・グループ・リミテッドを比較可能グループから除外することを承認した。この変更は、業績に基づく権利の現在継続中の過去の付与および2025事業年度以降の将来のLTVR付与に適用される。
- (4) 取締役会が、CEOおよび開示を要する執行役員に割り当てる業績に基づく権利の数を決定する際に使用する額は、10月1日（すなわち、事業年度およびLTVR業績期間の開始日）までの5営業日（10月1日を含む。）にASXで取引されたANZGHL株式の額面価額である。

5.4.2 LTVR制限付き権利(RR) - CEOおよび開示を要する執行役員⁽¹⁾

LTVR RRの要素	詳細		
目標	健全性基準CPS511「報酬」に従い、非財務指標に重要な比重を与えることで、当グループの事業戦略を支え、株主にとって持続可能な長期的成果をもたらす、実現には相当の努力を要する業績目標の達成と整合させること。		
全額機会	CEOおよび開示を要する執行役員 ⁽¹⁾ (CROおよびグループ執行役員(オーストラリア・リテール担当)代理兼サンコープ・バンクCEOを除く。)については、FRの67.5%、CROおよびグループ執行役員(オーストラリア・リテール担当)代理兼サンコープ・バンクCEOについては、FRの100%		
受給資格	CEOおよび開示を要する執行役員 ⁽¹⁾		
業績との連動	リスクベースの測定に基づく付与前および権利確定前評価に従う。		
支給方法および発行される証券	制限付き権利 - 制限付き権利は、適用される業績条件を満たすことを条件として、費用なくANZ普通株式1株を取得する権利である。		
業績期間	2024年10月1日から2028年9月30日までの4年		
付与前評価	LTVR制限付き権利の付与価額を減額すべきか否かを判断する。ANZが前事業年度に充足しており、4年の業績期間にわたり充足する計画であるか否かに基づくと、健全性最低基準は以下のとおりである。		
	ステップ1 健全性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ANZが自己資本比率および流動性の健全性最低基準を充足しない場合は付与されない。 	ステップ2 リスク指標の評価 <ul style="list-style-type: none"> 重要な影響を及ぼすことが見込まれるまたは及ぼしている執行役員の作為または不作為による重大なリスク評価結果⁽²⁾を検討する。 APRAの厳格な監督水準に極めて不利な変更があればそれを検討する。 ANZが健全なリスク文化を維持している(またはそれに向けて前進している)かを検証するために、執行役員の作為または不作為を考慮に入れ、リスク文化を検討する。 	ステップ3 取締役会の裁量の適用 <ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、以下を含む様々な要因の検討に基づき、LTVR制限付き権利の査定結果に対して減額すべきかを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1と2から得た結果 市場におけるANZの評判/位置に対する課題の影響(もしあれば) 課題がANZ、銀行業界またはより広い範囲の市場に特有であるか否か すでに適用されている影響(例えば、下方調整のメカニズム、LTVR制限付き権利に対する付与前評価の影響に関するもの) 影響が個人的または集合的に及ぼされた否か
取締役会の裁量の適用が求められる状況が通常様々でありまたは独特であることを考慮すると、評価は統一的なものとする意図はないが、取締役会的意思決定の枠組みは、裁量を適用する際の取締役会の指針となるよう整備されている。			

<p>権利確定前評価</p>	<p>LTVR制限付き権利の付与価額がすべて権利確定されるべきか、および4年の業績期間にわたる実績に基づいているかを判断する。</p> <p>権利確定前評価は、当年度または過年度のいずれかに同じ事由/実績に対してすでに適用された調整（すなわち、STVRおよびLTVRの調整、マルスならびにクローバック）も考慮に入れ、全体的な影響が公平であり実績の程度に応じたものであることを確保する。</p> <table border="1" data-bbox="344 257 1367 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 257 687 360"> ステップ1 健全性の評価 </th> <th data-bbox="687 257 1031 360"> ステップ2 リスク指標の評価 </th> <th data-bbox="1031 257 1367 360"> ステップ3 取締役会の裁量の適用 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 360 687 1055"> <ul style="list-style-type: none"> ANZが自己資本比率および流動性の健全性最低基準を充足しない場合は付与されない。 </td> <td data-bbox="687 360 1031 1055"> <ul style="list-style-type: none"> 重要な影響を及ぼすことが見込まれるまたは及ぼしている執行役員の作為または不作為による重大なリスク評価結果⁽²⁾を検討する。 APRAの厳格な監督水準に極めて不利な変更があればそれを検討する。 ANZが健全なリスク文化を維持している（またはそれに向けて前進している）かを検証するために、執行役員の作為または不作為を考慮に入れ、リスク文化を検討する。 </td> <td data-bbox="1031 360 1367 1055"> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、以下を含む様々な要因の検討に基づき、LTVR制限付き権利の査定結果に対して減額すべきかを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1と2から得た結果 市場におけるANZの評判/位置に対する課題の影響（もしあれば） 課題がANZ、銀行業界またはより広い範囲の市場に特有であるか否か すでに適用されている影響（例えば、下方調整のメカニズム、LTVR制限付き権利に対する付与前評価の影響に関するもの） 影響が個人的または集合的に及ぼされた否か </td> </tr> </tbody> </table>	ステップ1 健全性の評価	ステップ2 リスク指標の評価	ステップ3 取締役会の裁量の適用	<ul style="list-style-type: none"> ANZが自己資本比率および流動性の健全性最低基準を充足しない場合は付与されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な影響を及ぼすことが見込まれるまたは及ぼしている執行役員の作為または不作為による重大なリスク評価結果⁽²⁾を検討する。 APRAの厳格な監督水準に極めて不利な変更があればそれを検討する。 ANZが健全なリスク文化を維持している（またはそれに向けて前進している）かを検証するために、執行役員の作為または不作為を考慮に入れ、リスク文化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、以下を含む様々な要因の検討に基づき、LTVR制限付き権利の査定結果に対して減額すべきかを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1と2から得た結果 市場におけるANZの評判/位置に対する課題の影響（もしあれば） 課題がANZ、銀行業界またはより広い範囲の市場に特有であるか否か すでに適用されている影響（例えば、下方調整のメカニズム、LTVR制限付き権利に対する付与前評価の影響に関するもの） 影響が個人的または集合的に及ぼされた否か
ステップ1 健全性の評価	ステップ2 リスク指標の評価	ステップ3 取締役会の裁量の適用					
<ul style="list-style-type: none"> ANZが自己資本比率および流動性の健全性最低基準を充足しない場合は付与されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な影響を及ぼすことが見込まれるまたは及ぼしている執行役員の作為または不作為による重大なリスク評価結果⁽²⁾を検討する。 APRAの厳格な監督水準に極めて不利な変更があればそれを検討する。 ANZが健全なリスク文化を維持している（またはそれに向けて前進している）かを検証するために、執行役員の作為または不作為を考慮に入れ、リスク文化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、以下を含む様々な要因の検討に基づき、LTVR制限付き権利の査定結果に対して減額すべきかを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1と2から得た結果 市場におけるANZの評判/位置に対する課題の影響（もしあれば） 課題がANZ、銀行業界またはより広い範囲の市場に特有であるか否か すでに適用されている影響（例えば、下方調整のメカニズム、LTVR制限付き権利に対する付与前評価の影響に関するもの） 影響が個人的または集合的に及ぼされた否か 					
<p>保有期間</p>	<p>保有期間は、4年の業績期間が終了した翌日に開始し、付与日の4年目、5年目または6年目の応当日に終了する。</p>						
<p>繰延期間</p>	<p>繰延期間は、4年の業績期間と適用される保有期間の合計である。</p> <p>繰延期間 = 4年の業績期間 + 保有期間(HP)</p>  <p>約1年のHP 約2年の繰延</p> <p>4年の業績期間</p> <p>4年目 CEO : 33% / DE : 50%</p> <p>5年目 CEO : 33% / DE : 50%</p> <p>8年目 CEO : 34%</p>						
<p>行使期間</p>	<p>権利が確定し行使可能となった場合、関連する繰延期間の終了時にのみ権利を行使することができる。関連する繰延期間の終了時に開始する2年の行使期間が存在する。</p>						
<p>マルスおよびクローバックを含む下方修正</p>	<p>マルスおよびクローバックを適用するため、取締役会の継続的な裁量に従う。これらは予定された後渡し報酬の引渡し前に取締役会が検討する。</p>						
<p>配当</p>	<p>配当相当支払金は、権利確定する制限付き権利に関して支払われる。これらは、繰延期間開始時から関連する繰延期間終了時まで計上される。例えば、繰延期間が5年の制限付き権利は、約5年間配当が計上される。</p>						
<p>付与価格および権利数の計算</p>	<p>権利確定前評価の査定を考慮する前の制限付き権利の数は、以下のとおりに計算される。CEOおよび開示を要する執行役員(CROを除く。):</p> <p>$FR \times 67.5\% / 5 \text{ 日間のVWAP}^{(3)} = \text{付与された制限付き権利の見積数}$</p>						

重大なリスク評価結果のプロセス	重大なリスク評価結果の検討は、当グループの広範な説明責任および結果フレームワーク（下記7を参照のこと。）の一部を形成する重要なプロセスであり、関連するすべての事象が表面化し適切に検討されることを確保するために策定された、包括的なボトムアップ・プロセスである。重要な手順には以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none">・リスク、行動および監査事象が、ANZのコンプライアンス&オペレーショナル・リスク・システムで報告される。・説明責任部門グループは、深刻なリスク、行動および監査事象を精査し、適切な場合は説明責任および結果に関する提言を行う。・全社的説明責任グループ（「EAG」）は、説明責任部門グループの提言を検討し、最終判断を下す（ただし、現地の取締役会の承認が必要な場合、または重大リスクテイクヤーやCEO直属のその他の非管理職について取締役会の承認が必要な場合を除く。）。・人材およびカルチャー委員会は、最も深刻なリスク、行動および監査事象を精査し（CROからの独自の報告の一部として）、当グループ、部門、ならびにCEOおよびExCoの個人レベルでの影響を判断する。
権利確定の充足	権利確定時、取締役会は、関連するLTVR制限付き権利を、株式ではなく現金同等物の支払いによる決済を決定することができる。

- (1) グループ執行役員（テクノロジー・グループサービス担当）代理を除く。
- (2) 自己資本充実リスク、流動性および資金調達リスク、信用リスク、市場リスク、気候リスク、非財務リスク、ならびに戦略リスクを含む、すべての種類のリスクを検討する。
- (3) 取締役会が、CEOおよび開示を要する執行役員に割り当てる制限付き権利の数を決定する際に使用する額は、10月1日（すなわち、事業年度およびLTVR業績期間の開始時）までの5営業日（10月1日を含む。）にASXで取引されたANZGHL株式の額面価額である。

5.5 取締役会の裁量

変動報酬は「リスク性のある」報酬であり、その範囲はゼロから上限機会までである。事業年度末において、取締役会⁽¹⁾は、多くの情報源からの包括的なパフォーマンス分析に裏付けられた、長時間にわたる詳細な議論および評価を行ったうえで、CEOおよび開示を要する執行役員の変動報酬に関する提言を承認する。

取締役会は、以下を含む、すべてのCEOおよび開示を要する執行役員の変動報酬の査定を決定する際に裁量を適用する。

- ・ ANZグループおよび部門別スコアカードの査定結果
- ・ 各事業年度のSTVRおよびLTVR査定結果
- ・ LTVR権利確定結果（権利確定前評価を含む。）
- ・ 適用法および定められた条件に従った、査定結果の管理の一部としての変動報酬の下方修正（下記を参照のこと。）

変動報酬の下方修正

取締役会は、いつでも以下の選択肢またはそれらの組合せを行使する選択を行うことができるが、健全性基準CPS511「報酬」に定める状況が生じた場合、常にそれらの使用を検討する。

- ・ 期中調整は、ANZの説明責任および結果フレームワークに基づく主要な調整メカニズムである。期中調整に比例的な影響を与えることができない場合は、追加繰延／凍結、マルスおよび／またはクローバックが検討される。
- ・ 期中調整、追加繰延／凍結およびマルスは全従業員に適用される一方で、クローバックは、特定の従業員（主にCEO、開示を要する執行役員およびクローバック規制が適用される管轄区域における上級従業員）に限定される。

1. 期中調整	2. 追加繰延／凍結	3. マルス	4. クローバック
最も一般的な下方修正であり、従業員が当該年度に付与された他の変動報酬額を減額する。	変動報酬の支払い／割当ての決定を遅らせ、または後渡し報酬の権利確定をさらに延期し、権利確定済み／未行使の株式および権利を凍結する。これは、通常調査が保留中／進行中の場合にのみ検討される。	後渡し報酬の権利確定前に、そのすべてまたは一部の価値を引き下げる調整である。マルスは、業績または行動により深刻な問題が生じた場合に用いられる。当グループが従業員に付与するすべての変動報酬は、ANZの継続的かつ絶対的な裁量に従い、関連する変動報酬の権利確定前のいつでもマルスを適用し変動報酬の下方修正（ゼロまでの減額を含む。）が行われる。	すでに権利確定しまたは支払われた変動報酬の回収である（権利確定／支払い後最長2年または取締役会の裁量、方針もしくは適用法により決定されるそれより長い期間）。これは、通常状況の深刻度を考慮して、他の種類の下方修正／その他の結果が不適切とみなされる場合にのみ検討される。
後渡し報酬の予定された権利確定前に、取締役会（CEO、開示を要する執行役員およびその他特定された役職に関して）および／または全社的説明責任グループ（「EAG」）（他の従業員に関して）は、追加繰延、マルスまたはクローバックを適用すべきかどうかを検討する（下記を参照のこと。）。			

(1) グループ執行役員兼ニュージーランドCEOの業績に関する取決めは、ANZニュージーランドの取締役会が、取締役会と協議し承認を得た上で、それぞれの規制上の義務に合致するように決定および承認する。

6. 執行役員の査定

報酬の査定は、以下の3通りで示される。

01. 付与された報酬 - STVRおよびLTVR (下記6.1.2、6.2.1および6.2.2を参照のこと。)	当年度に実際に付与されたSTVRの現金部分および後渡し部分を反映している。非現金部分は、将来における権利確定の査定結果の対象であるため、付与価額は、将来の換価代金より高い場合もあれば低い場合もある。
02. 受領した報酬 (下記6.2.1および6.3を参照のこと。)	当年度に実際に受領した報酬、すなわち、支払われた現金、ならびに過去に付与され当年度に権利確定したSTVR後渡し株式およびLTVR制限付き権利 / 業績に基づく権利の価値を反映している。
03. 法定報酬 (下記6.4を参照のこと。)	オーストラリア会計基準に準拠した報酬を反映している。これには、該当事業年度につき、実際に付与されたまたは受領した価額ではなく、固定報酬および按分償却された株式に基づく変動報酬の会計価値が含まれる(すなわち、当年度に費用計上されたSTVRおよびLTVRの価値が含まれる。)。これは、2025年度に受領した報酬(権利確定した過年度の付与分を含む。)とは異なる。

6.1 短期変動報酬(「STVR」)

6.1.1 ANZグループ・スコアカード - 2025年度の査定

当グループは、以下のとおり、2025年度総合評価を示すため、ANZの2025年度グループ・スコアカードを概説し、各スコアカード目標の査定結果の概要を提供する。スコアカード目標は、スコアカードの主要な重点事項であり、業績評価の基礎となるものである。スコアカードの重要業績評価指標(「KPI」)は、必要に応じて、追加の定量的および定性的インプットとともに、目標に対する業績評価を示すのに役立つ。

2025年度ANZグループ・スコアカード

	比重	目標	重要業績評価指標(KPI)	KPI結果	75%	100%	125%	
					閾値	目標	超過	
財務	1	35%	強固な財務成果を実現する。 高い質の成長とリターンに重点を置く。	現金NPAT(対計画)(百万ドル)	5,787ドルまたは6,140ドル (調整後) ⁽¹⁾	6,572	7,302	7,887
				キャッシュROE(計画に対する内部予想損失(IEL)基準)	7.00%または7.49%(調整後) ⁽¹⁾	8.24%	9.16%	9.62%
	2	15%	生産性を高める。 AI、当グループの地理的ネットワークおよび提携関係の構築方法を活用し、銀行全体の改革を推進する。	生産性(2024年度基準)	343百万ドル	343百万ドル		
戦略	3	10%	サンコープ・バンク買収により価値を提供する。 サンコープ・バンクを健全に管理し、価値の高いサンコープの顧客預金を成長させ、計画どおりに統合の便益を提供する。	サンコープ・バンクの運用資産(預金高)	26.4億ドル	20.44億ドル		
				相乗効果考慮後の統合費用	47.9百万ドル	78百万ドル		
	4	10%	ANZプラスを実際に使用している顧客数を増やし、新製品および新機能を発売する。 当グループのロードマップを実行し、既存顧客の移行を促す。	ANZプラスを実際に使用している顧客数	863,000	800,000		
				ファイナンシャル・ウェルビーイング(FWB)を実施しているANZプラスの顧客の割合	49.4%	38%		
5	15%	コアプラットフォームの回復力を改善する。 a) 主要NFRトランスフォーメーション・イニシアチブを提供する。	非財務リスク改善プログラムであるI.AM Amplifiedにおける16すべてのリスクテーマの実施を完了する。	現在16すべてのリスクテーマを実施中	該当なし	16	該当なし	
			I.AM Amplifiedのトランスフォーメーションを持続的にうけて組み込むために明確かつ順調に進められる計画を提供する。	計画はAPRAの執行可能な同意およびその後の措置により置き換えられた。	該当なし	計画実現	該当なし	
			ANZの重要な運用(CPS230に定義されている。)を特定およびマッピングし、すべての依存関係、許容範囲の設定、およびオペレーショナル・レジリエンス・マネジメント(ORM)に定義される事業継続計画を運用可能な状態にする。	CPS230を実施中	該当なし	19	該当なし	
	5%	b) ニュージーランドにおいて、モダン・バンキング・プラットフォーム・コアの実装を開始し進める。	本番環境において、個人顧客に対し、モダン・バンキング・プラットフォーム(MBP)上で定期預金の提供を成功させる。	目標達成				
6	10%	当グループの評判を高める。 従業員の価値提案および社会的な操業許可を強化する。	インクルージョンの指数を改善する。	67.3%		69.9%		
			環境上のESG目標 ⁽²⁾ を計画どおりに実現する。	2つが目標を上回り、2つが目標達成となった。		4つすべてのESG目標達成		
ANZグループ・スコアカード評価(リスク修正要素考慮前)					目標を下回る			

- (1) 大規模な事業再編、ASICによる制裁金および顧客救済措置等、取締役会が承認した当初の計画には組み込まれていなかった2025年度財務実績の評価に影響を与える重大な項目が複数あった。取締役会は、様々な関連項目を検討し、Paninの帳簿価額の減損（285百万ドル）およびサンコープ・バンクの移行スケジュールの前倒しに起因する将来コストの早期認識（68百万ドル）に関するスコアカード評価の調整額を決定した。
- (2) これらはANZのESG目標のサブセットであり、2025年度ESG報告書に記載されている。報酬報告において、ESG目標の達成度を評価するために使用される測定基準は、ESG報告書で使用されているものと異なる場合がある。

リスク修正要素

	主な検討事項	査定結果
リスク	包括的なリスク修正要素の評価は、リスク管理体制に重点を置き、良好な顧客および規制に関する査定結果を確保する。 取締役会がリスク修正要素の査定結果を決定する一環として、以下の事項が検討された。下記および様々なNFR事項を考慮した上で、重要なリスク修正要素が適用された。	
	1 「健全な」リスク文化という評価を達成するための明確な進展	基準を下回る
	2 重要なデータ管理を含む、財務リスクおよび非財務リスクの管理に対する当グループのアプローチの継続的な改善	
	3 当グループの評判および地域社会と規制当局との間の信頼の継続的な強化	
リスク修正要素の評価		重要な調整
ANZグループ・スコアカードの「何を達成したか」の総合評価(リスク修正要素考慮後)		上限の30%

2025年度ANZグループ・スコアカードの「何を達成したか」の総合評価

<p>総合評価</p> <p>グループ・スコアカードは、CEOのSTVRの100%、開示を要する執行役員のSTVRの25%から50%を占めており、従業員変動報酬プール全体へのインプットとなる。</p> <p>2025年度において、ANZは、顧客、リスク、人材および評判を対象とする財務目標および戦略目標にわたる複合的な結果を達成した。財務実績は、予想収益を下回り、救済措置および事業再編活動による経費が増加した影響で閾値を下回ったが、経費削減および生産性向上イニシアチブにより一部相殺された。</p> <p>サンコープ・バンク買収は、シナジー効果目標を上回り、サンコープ・バンクは、引き続き財務および顧客における好調な業績を達成した。同様に、ANZの法人部門およびニュージーランド事業の業績も継続して強固であった。ANZプラスの顧客数は、目標を上回り堅調に増加しているが、すべての顧客の利益のため、移行アプローチを製品重視から単一のANZプラスのフロントエンドに変更する計画であったため、新規プラットフォームへの移行は延期された。ANZのESG目標とニュージーランドにおけるモダン・バンキング・プラットフォーム・コアの実装に関しても前進した。</p> <p>しかしながら、不十分なANZのNFR管理とリスク文化により、顧客体験への影響、多額の救済費用、ASICによる制裁金、250百万ドルの追加資本オーバーレイが生じ、ANZは、裁判所によるAPRAとの執行可能な合意を締結することになった。その結果、ANZの評判は影響を受け、取締役会は、リスク修正要素を通じて、業績の総合評価に大幅な調整を行い、2025年度業績の総合的な結果を上限の30%とすることが適切であると判断した。取締役会は、この結果はANZにとって困難な年であったことを適切に反映していると考えている。総合評価にかかわらず、ANZが直面する特定の状況および課題を考慮し、当年度は、現CEO、前CEOおよびオーストラリアに拠点を置くエグゼクティブ・リーダーシップ・チームに付与されたSTVRなかった。</p> <p>重要な点として、明確な教訓を得て、持続可能な成長とステークホルダーの信頼に改めて焦点を当てることで、より強固で、顧客をより重視する、簡素化された回復力のあるANZを目指す取組みが開始された。</p>
--

6.1.2 CEOおよび開示を要する執行役員のSTVR - 2025年度査定結果

付与されたSTVRの表は、2024年度および2025年度の業績期間において、現CEO、前CEO、ならびに現任および前任の開示を要する執行役員に付与されたSTVRの前年度との比較である。付与されたSTVRは、該当事業年度につき、実際に付与された現金部分および後渡し株式部分を反映している。非現金部分は、将来における権利確定の査定結果の対象であるため、付与価額は、将来の換価代金より高い場合もあれば低い場合もある。

現CEO

現CEOであるN.マトスは、2025年5月に就任したため、各NFR事項に説明責任を負わないが、2025年度についてSTVRの査定結果をゼロ（上限機会の0%）とすることをCEOが提案し、取締役会がこれを承認した。

前CEO

取締役会は、当グループ全体の業績および各NFR事項に対する前CEOとしての説明責任を考慮して、2025年度におけるS.エリオットのSTVR査定結果をゼロ（上限機会の0%）とすることが適切であったと判断した。

下表には、2024年度報酬報告書に開示されたとおり、S.エリオットに付与された2024年度STVRが記載されているが、その後、2024年度STVR後渡し株式はマルスの適用対象となっている。

該当事業年度において付与されたSTVR - CEO

事業年度	STVR 上限機会	STVRの実額			STVR (%)
		STVR合計	STVR現金	STVR 後渡し株式	上限機会
(単位:ドル)					
現CEO					
N.マトス ⁽¹⁾	2025年	975,000	-	-	0%
前CEO					
S.エリオット ⁽¹⁾	2025年	1,525,000	-	-	0%
	2024年	2,500,000	1,300,000	650,000	52%

(1) 2025年度STVRは、CEOとしての期間に基づく(N.マトス、S.エリオット)。

開示を要する執行役員

開示を要する執行役員のSTVR査定は引き続き前年度比で異なり、前年度比での業績の変動性およびこの報酬要素のリスク性のある性質が示される（すなわち、報酬は保証されておらず、ゼロから上限機会までの範囲で上方または下方修正される可能性がある。）。

2025年度のSTVR査定は、以下の3名を除き、ほとんどの開示を要する執行役員について、様々なNFR事項の結果、ゼロとなっている。

- ・ ANZニュージーランドの取締役会が、取締役会と協議の上、それぞれの規制上の義務を遵守して報酬の査定結果を決定し承認するグループ執行役員兼ニュージーランドCEO
- ・ 代理の役割を担っている2名の開示を要する執行役員代理

開示を要する執行役員の2025年度STVR査定は、上限機会の0%から64%の範囲であった。

各NFR事項に関する公正かつ相応の全体的な結果を確保するため、2026年度リスクベースの付与前評価の結果、取締役の裁量による下方修正が、特定の個人に対するLTVR制限付き権利に適用された。同様に、特定の執行役員について、過去の後渡し報酬の2025暦年および2026暦年における権利確定にマルスが適用された（下記10.1.1を参照のこと。）。

該当事業年度において付与されたSTVR - 開示を要する執行役員

事業年度	STVR 上限機会	STVRの実額			STVR(%)	
		STVR合計	STVR現金	STVR 後渡し株式	上限機会	
(単位：ドル)						
現任の開示を要する執行役員						
M. ブロック ⁽¹⁾	2025年	336,000	155,000	93,000	62,000	46%
E. エレメンツ ⁽¹⁾	2025年	850,000	-	-	-	0%
	2024年	784,000	470,400	235,200	235,200	60%
K. コーバリー	2025年	1,300,000	-	-	-	0%
	2024年	1,300,000	624,000	312,000	312,000	48%
F. ファルキー	2025年	1,275,000	-	-	-	0%
	2024年	1,275,000	885,000	442,500	442,500	69%
C. モーガン	2025年	1,150,000	-	-	-	0%
	2024年	1,135,000	650,000	325,000	325,000	57%
B. ラッシュ ⁽¹⁾	2025年	359,375	228,519	114,260	114,260	64%
A. ワトソン ⁽²⁾	2025年	1,115,606	692,131	346,066	346,066	62%
	2024年	1,129,635	797,660	398,830	398,830	71%
M. ウィーラン	2025年	1,500,000	-	-	-	0%
	2024年	1,500,000	595,000	297,500	297,500	40%

(1) STVRは、2024年度（E.エレメンツ）、2025年度（M.ブロック、B.ラッシュ、M.カーネギー、G.フローリアン、A.ストロング）の開示を要する執行役員としての期間に基づいている。

(2) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。ニュージーランドドルから豪ドルに換算する際に使用する年初来平均為替レートは、該当年度の9月30日現在のものである。

事業年度	STVR 上限機会	STVRの実額			STVR(%)	
		STVR合計	STVR現金	STVR 後渡し株式	上限機会	
(単位：ドル)						
前任の開示を要する執行役員						
M. カーネギー ⁽¹⁾	2025年	975,000	-	-	-	0%
	2024年	1,300,000	865,000	432,500	432,500	67%
G. フローリアン ⁽¹⁾	2025年	1,060,500	-	-	-	0%
	2024年	1,262,500	865,000	432,500	432,500	69%
A. ストロング ⁽¹⁾	2025年	675,000	-	-	-	0%
	2024年	850,000	580,000	290,000	290,000	68%

(1) STVRは、2024年度（E.エレメンツ）、2025年度（M.ブロック、B.ラッシュ、M.カーネギー、G.フローリアン、A.ストロング）の開示を要する執行役員としての期間に基づいている。

6.2 長期変動報酬（「LTVR」）

LTVRは、長期戦略目標の達成、同業他社と比較した優れた業績の追求およびすべてのステークホルダーにとっての長期的に持続する価値創出に対して付与されるものである。

6.2.1 CEOおよび開示を要する執行役員 - 2025年度査定結果

2025年度に受領したLTVR

2020年12月に前CEOおよび開示を要する執行役員（CROを除く。）に対して付与された2020年度の業績に基づく権利は、2024年11月にその業績期間が終了した。要件に対する業績に基づき、業績に基づく権利の25%が確定した。残りの75%の権利は失効し、執行役員はこの付与部分により受領した価額はなかった。

業績に基づく権利の権利確定結果

要件	付与日 ⁽¹⁾	行使可能 初日 ⁽¹⁾	4年間			権利確定 比率	業績に 基づく権利 全体の結果
			ANZ TSR/ CAGR ⁽²⁾	TSR中央 値/CAGR ⁽²⁾ 基準目標	上位25%の TSR/CAGR ⁽²⁾ TSR上限目標		
75%相対TSR							
選定金融サービス (「SFS」)の比較 可能グループ	2020年 12月7日	2024年 11月22日	103.31%	124.57%	133.45%	0%	25%権利確定 75%失効
25%絶対CAGR⁽²⁾ TSR	2020年 12月7日	2024年 11月22日	19.42%	8.5%	12.75%	100%	

(1) 前CEOの付与日は2020年12月16日であり、行使可能初日は2024年12月16日であった。前CEOの業績期間は、開示を要する執行役員の業績期間と同じであった。

(2) CAGRとは年平均成長率である。

2025年度に付与されたLTVRおよび付与前評価の査定結果

本項は、2024年度レビュープロセスの一環として2024年11月に割り当てた2025年度LTVRに関連しているが、次項(6.2.2)は、2025年度レビュープロセスの一環として2025年11月/12月に割り当てる2026年度LTVRに関連している。

2024年度報酬報告書に開示され、その時点で入手可能であった情報により認識されているとおり、取締役会は2024年10月、リスクを考慮し、現任の開示を要する執行役員(2024年11月)および前CEO(2024年度年次株主総会後の2024年12月)に対し、2025年度LTVR制限付き権利(LTVRにおける全額機会の50%)を全額機会の90%で付与すべきであると判断した。

この調整は、包括的評価(すなわち、STVRに影響を与えるリスク調整の考慮事項を含む。)の一部であり、追加的な資本オーバーレイの一因となったNFR事項に対応するコレクティブ・インパクトを確保するためである。これにより、2025年度LTVR(2025事業年度の開始時に付与される。)はすべて全額機会の95%(LTVRのすべてを制限付き権利で支給されるCROについては、全額機会の90%)で付与される。

LTVRの**制限付き権利部分**は取締役会による付与前評価の対象であり(査定結果は下記のとおりである。)、制限付き権利をすべて権利確定すべきか否かを判断するため、4年の業績期間終了時に取締役会が行う非財務指標の権利確定前評価の対象になる。

制限付き権利の2025年度付与前評価(上記5.4.2を参照のこと。)

ステップ	行動	査定結果
ステップ1	健全性の評価	目標に一致
ステップ2	リスク指標の評価	目標に未達
ステップ3	取締役会の裁量の適用	調整なし
付与前評価結果		90%

LTVRの**業績に基づく権利部分**はTSR要件に従い、業績期間終了時に業績に基づく権利の権利確定水準およびその後の価額が決定される。

前CEOのLTVR: 2025年度LTVR付与については、2024年度年次株主総会で株主の承認を得る予定であった。前CEOは、その3,206,250ドルの2025年度LTVR(固定報酬の128.25%であり、53%を業績に基づく権利で47%を制限付き権利で付与されるはずであった。)を放棄したため、当該決議案は撤回された。

現任および前任の開示を要する執行役員のLTVR：2025年度のLTVRは、一部を業績に基づく権利で、一部を制限付き権利で支給され（LTVRのすべてを制限付き権利で付与されるCROを除く。）、全額機会の95%（固定報酬の128.25%であり、CROについては90%）で付与される。

2025年度に付与されたLTVR - CEOおよび開示を要する執行役員

	LTVR 全額機会 ⁽¹⁾	LTVRの実額 ⁽¹⁾		LTVR 制限付き 権利	LTVR(%) 全額機会
		LTVR合計 ⁽¹⁾	LTVR 業績に基づく 権利		
（単位：ドル）					
現CEO⁽²⁾および現任の開示を要する執行役員					
(3)					
E.エレメンツ	1,147,500	1,090,125	573,750	516,375	95%
K.コーバリー	1,300,000	1,170,000	-	1,170,000	90%
F.ファルーキ	1,721,250	1,635,188	860,625	774,563	95%
C.モーガン	1,552,500	1,474,875	776,250	698,625	95%
A.ワトソン ⁽⁴⁾	1,525,007	1,448,756	762,503	686,253	95%
M.ウィーラン	2,025,000	1,923,750	1,012,500	911,250	95%
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員					
S.エリオット ⁽⁵⁾	3,375,000	-	-	-	0%
M.カーネギー	1,755,000	1,667,250	877,500	789,750	95%
G.フローリアン	1,704,375	1,619,156	852,188	766,969	95%
A.ストロング	1,215,000	1,154,250	607,500	546,750	95%

(1) 事業年度の期首における固定報酬に基づくLTVRの全額機会である。

(2) N. マトスは2025年度LTVR報酬を受領しなかったが、2025年にCEOに就任したことを受けて、2026年度LTVR報酬に「上乘せ」する承認を、2025年度年次株主総会で株主に求める予定である。

(3) 2024年11月に付与された2025年度LTVR報酬である（M. ブロックおよびB. ラッシュが開示を要する執行役員に就任する前）。

(4) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。ニュージーランドドルから豪ドルに換算する際に使用する年初来平均為替レートは、該当年度の9月30日現在のものである。

(5) S. エリオットは、その2025年度LTVRを放棄したため、前CEOに対し制限付き権利および業績に基づく権利を付与する提案について、2024年度年次株主総会で株主承認を求める決議は撤回された。

6.2.2 CEOおよび開示を要する執行役員のLTVR - 2026年度査定結果

2026年度に付与されるLTVRおよび付与前評価の査定結果

2025年に完了したNFRの根本的原因および市場に関する事項に焦点を当てた独立レビューの結果を考慮して、取締役会は2025年10月、2026年度LTVR制限付き権利（LTVRにおける全額機会の50%）を、3名の現任の開示を要する執行役員（2025年11月）および現CEO（2025年度年次株主総会後の2025年12月）に対し、全額機会の100%で付与すべきであると判断した。また取締役会は、2名の現任の開示を要する執行役員の2026年度LTVR制限付き権利が、リスクベースの付与前評価により影響を受けると判断した。よって、グループ執行役員（法人担当）の報酬は、制限付き権利における全額機会のゼロ、グループ執行役員（オーストラリア商業担当）の報酬は、制限付き権利における全額機会の50%となる。この判断は、当該報酬の将来に焦点を当てた性質と全体の査定結果が適切であることを確保する必要性とのバランスを取ったものであった。CROが開示を要する執行役員を退任することが発表されたことを受け、CROは、2026年度LTVRを受領する資格を有しない。前CEOおよび前任の開示を要する執行役員もまた、2026年度LTVRを受領する資格を有しない。

LTVRの**制限付き権利部分**は取締役会による付与前評価の対象であり（査定結果は下記のとおりである。）、制限付き権利をすべて権利確定すべきか否かを判断するため、4年の業績期間終了時に取締役会が行う非財務指標の権利確定前評価の対象になる。

制限付き権利の2026年度付与前評価（上記5.4.2を参照のこと。）

ステップ	行動	査定結果
ステップ1	健全性の評価	目標に一致
ステップ2	リスク指標の評価	目標に未達
ステップ3	取締役会の裁量の適用	個人レベルで評価
付与前評価結果		0%から100%

LTVRの**業績に基づく権利部分**はTSR要件に従い、業績期間終了時に業績に基づく権利の権利確定水準およびその後の価額が決定される。

現CEOのLTVR：2026年度LTVRについては、2025年度年次株主総会での株主承認が必要である。4,691,250ドルの2026年度LTVR付与については、50%を業績に基づく権利で、50%を制限付き権利で支給される。2026年度LTVRには、2025年にCEOに就任したことを受けた「上乘せ」が含まれている（N.マトスは2025年度LTVR報酬を受領なかった。）。

現任の開示を要する執行役員のLTVR：2026年度LTVRは、一部を業績に基づく権利で、一部を制限付き権利で支給され、全額機会の50%から100%の間で付与される。

2026年度LTVR機会 CEOおよび開示を要する執行役員

	全額機会に対するLTVRの割合(%) ⁽¹⁾			
	2026年度LTVR制限付き権利の 付与前評価査定結果	LTVR制限付き権利 (全額機会の50%)	LTVR業績に基づく権利 (全額機会の50%)	2026年度LTVR 合計
現CEOおよび現任の開示を要する執行役員				
N. マトス ⁽²⁾	100%	50%	50%	100%
M. ブロック ⁽³⁾	-	-	-	-
E. エレメンツ	100%	50%	50%	100%
K. コーバリー ⁽⁴⁾	-	-	-	-
F. ファルキー	100%	50%	50%	100%
C. モーガン	50%	25%	50%	75%
B. ラッシュ ⁽⁵⁾	100%	100%	-	100%
A. ワトソン	100%	50%	50%	100%
M. ウィーラン	0%	0%	50%	50%
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員				
S. エリオット ⁽⁶⁾	-	-	-	-
M. カーネギー ⁽⁶⁾	-	-	-	-
G. フローリアン ⁽⁶⁾	-	-	-	-
A. ストロング ⁽⁶⁾	-	-	-	-

(1) 事業年度の期首における固定報酬に基づくLTVRの全額機会である。

(2) N. マトスは2025年度LTVR報酬を受領しなかったが、2025年にCEOに就任したことを受けて、2026年度LTVR報酬に「上乘せ」する承認を2025年度年次株主総会で株主に求める予定である。

(3) M. ブロックは、その職務に関する報酬構造に従い、2026年度LTVRを受領する資格を有しない。

(4) K. コーバリーは、CROの職務を退任する発表を受け、2026年度LTVRを受領する資格を有しない。

(5) B. ラッシュは、その職務（サンコープ・バンクのFARに基づく説明責任者）に関する報酬構造に従い、2026年度LTVRを受領する資格を有する。

(6) 前CEOおよび前任の開示を要する執行役員は、2026年度LTVRを受領する資格を有しない。

6.3 受領した2025年度の報酬総額

下表は、現CEO、前CEO、ならびに現任および前任の開示を要する執行役員が、現金による支払いとして2025事業年度に関連して実際に受領した報酬、または過去のエクイティ報酬の場合は2025年度に権利確定または失効/失権（すなわち、2024年11月/12月より権利確定/失効/失権）した価値を示している。2025事業年度に権利確定または失効/失権した後渡し変動報酬の詳細については、下記10.1.1を参照のこと。

固定報酬（「FR」）の調整額については、2024年10月に取締役会で承認され、市場ポジションを維持または改善するため、2024年10月1日付で2名の現任の開示を要する執行役員（E. エレメンツおよびC. モーガン）および1名の前任の開示を要する執行役員（A. ストロング）が受領した。2025年度において、開示を要する執行役員のFRにその他の調整は行われなかった。

受領した2025年度の報酬総額 - CEOおよび開示を要する執行役員

受領価額には、当該年度に権利確定した過去のエクイティ報酬の価値が含まれる。

	現金による		現金総額	2024年11月/12月 に権利確定した 後渡し変動報酬 ⁽¹⁾	実際に 受領した報酬 (2)	2024年11月/12月 に失効/失権した 後渡し変動報酬 ⁽¹⁾ (3)
	固定報酬	変動報酬				
(単位：ドル)						
現CEOおよび現任の開示を要する執行役員						
N. マトス ⁽⁴⁾	975,000	-	975,000	-	975,000	-
M. ブロック ⁽⁴⁾	160,000	93,000	253,000	-	253,000	-
E. エレメンツ ⁽⁵⁾	850,000	-	850,000	304,580	1,154,580	-
K. コーバリー	1,300,000	-	1,300,000	1,564,131	2,864,131	-
F. ファルーキ	1,275,000	-	1,275,000	1,307,991	2,582,991	(825,688)
C. モーガン ⁽⁵⁾	1,150,000	-	1,150,000	329,760	1,479,760	-
B. ラッシュ ⁽⁴⁾	288,397	114,260	402,656	-	402,656	-
A. ワトソン ⁽⁶⁾	1,115,606	346,066	1,461,672	1,058,998	2,520,670	(761,273)
M. ウィーラン	1,500,000	-	1,500,000	1,356,173	2,856,173	(825,688)
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員						
S. エリオット	2,500,000	-	2,500,000	2,773,971	5,273,971	(3,488,272)
M. カーネギー ⁽⁴⁾	1,092,000	-	1,092,000	1,173,955	2,265,955	(930,782)
G. フローリアン ⁽⁴⁾	1,388,750	-	1,388,750	1,119,112	2,507,862	(844,476)
A. ストロング ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	675,000	-	675,000	552,313	1,227,313	-

- (1) 後渡し株式および/または後渡し株式の権利として付与された過去の後渡し報酬の一時点における価額であり、権利が確定する日または失効/失権する日にASXで売買されるANZGL株式の1日VWAPに、後渡し株式および/または後渡し株式の権利の数を乗じたものに基づく。詳細については、下記10.1.1を参照のこと。
- (2) 固定報酬、現金STVRおよび当年度中に権利確定した後渡し変動報酬の合計である。
- (3) 失効/失権した価額は、2020年12月に付与され、業績要件が満たされなかったことにより2024年11月に失効した業績に基づく権利の75%に関連している。
- (4) 固定報酬は、CEO (N. マトス) / 開示を要する執行役員 (M. ブロック、B. ラッシュ、M. カーネギー、G. フローリアン、A. ストロング) としての期間に基づいている。
- (5) 固定報酬は、市場ポジションを維持または改善するため、2024年10月1日より適用された増額を反映している (E. エレメンツ、C. モーガン、A. ストロング)。
- (6) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。ニュージーランドドルから豪ドルに換算する際に使用する年初来平均為替レートは、該当年度の9月30日現在のものである。

6.4 2025年度の法定報酬 - CEOおよび開示を要する執行役員

下表は、オーストラリア会計基準に準拠して開示した法定報酬を示している。付与された固定報酬 (現金および退職年金拠出金) に加えて、2025年度変動報酬の現金部分も示しているが、2025年度に実際に付与された変動報酬もしくは受領した変動報酬総額 (上記6.1.2、6.2.1および6.2.2を参照のこと。) は記載されておらず、また、下記10.1.1に詳述されている権利確定前のエクイティに対するマルスの適用も反映されていない。その代わりに、下表は、当事業年度に関する按分償却された後渡し報酬 (過年度の報酬を含む。) の会計価値を示している。

2025年度法定報酬 CEOおよび開示を要する執行役員

事業 年度	短期従業員給付			退職後	長期従業員給付
	現金 給与 ⁽¹⁾	非貨幣 給付 ⁽²⁾	現金インセン ティブ合計 ⁽³⁾	退職年金 拠出金 ⁽⁴⁾	当期中の長期勤続 休暇発生分 ⁽⁵⁾
(単位：ドル)					
現CEOおよび現任の開示を要する執行役員					
N. マトス ⁽⁸⁾	2025	975,000	52,228	-	14,408
M. ブロック ⁽⁸⁾	2025	151,781	8,774	93,000	2,313
E. エレメンツ ⁽⁸⁾⁽⁹⁾	2025	819,551	12,710	-	24,259
	2024	755,468	13,042	235,200	62,803
K. コーバリ	2025	1,270,051	10,210	-	17,940
	2024	1,271,968	10,394	312,000	28,812
F. ファルキー	2025	1,245,051	24,043	-	18,636
	2024	1,246,968	15,990	442,500	19,593
C. モーガン ⁽⁹⁾	2025	1,119,551	22,124	-	17,267
	2024	1,106,468	33,024	325,000	17,191
B. ラッシュ ⁽⁸⁾	2025	280,910	-	114,260	22,945
A. ワトソン ⁽⁵⁾⁽¹⁰⁾	2025	1,056,978	18,938	346,066	8,542
	2024	1,043,345	10,870	398,830	7,560
M. ウィーラン	2025	1,470,051	10,210	-	20,239
	2024	1,471,968	10,394	297,500	31,775
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員					
S. エリオット ⁽⁸⁾⁽¹¹⁾	2025	2,462,551	21,730	-	-
	2024	2,471,968	10,394	650,000	34,899
M. カーネギー ⁽⁸⁾⁽¹²⁾	2025	1,061,551	23,103	-	-
	2024	1,271,468	30,510	432,500	24,194
G. フローリアン ⁽⁸⁾⁽¹³⁾	2025	1,333,083	19,106	-	-
	2024	1,234,468	21,358	432,500	19,520
A. スترونク ⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁴⁾	2025	645,051	6,383	-	-
	2024	821,968	-	290,000	33,855

株式に基づく支払い⁽⁶⁾

	事業年度	償却価値合計				その他のエクイティ割当 ⁽⁷⁾		報酬総額
		後渡し株式	後渡し株式の権利	制限付き権利	業績に基づく権利	後渡し株式	退職給付金	
(単位：ドル)								
現CEOおよび現任の開示を要する執行役員								
N. マトス ⁽⁸⁾	2025	-	-	-	-	-	-	1,041,636
M. ブロック ⁽⁸⁾	2025	3,889	28,963	-	-	-	-	296,939
E. エレメンツ ⁽⁸⁾⁽⁹⁾	2025	177,824	-	170,159	92,268	-	-	1,327,220
	2024	258,379	-	74,331	41,931	-	-	1,469,686
K. コーパリー	2025	262,990	106,601	627,587	-	-	-	2,325,328
	2024	504,806	184,609	412,784	-	-	-	2,753,405
F. ファルレーキ	2025	318,456	1,023	418,445	342,243	-	-	2,397,846
	2024	587,723	11,970	276,254	339,842	-	-	2,968,872
C. モーガン ⁽⁹⁾	2025	181,405	-	322,058	176,676	55,156	-	1,924,686
	2024	248,970	-	193,884	109,398	238,340	-	2,300,807
B. ラッシュ ⁽⁸⁾	2025	14,852	-	28,580	-	-	-	469,034
A. ワトソン ⁽⁵⁾⁽¹⁰⁾	2025	408,520	-	370,899	310,191	-	-	2,580,413
	2024	494,722	-	244,918	294,280	-	-	2,559,192
M. ウィーラン	2025	290,184	-	490,988	393,757	-	-	2,705,378
	2024	589,980	-	323,689	378,985	-	-	3,132,323
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員								
S. エリオット ⁽⁸⁾⁽¹¹⁾	2025	802,902	-	1,866,081	1,492,733	-	999,208	7,682,654
	2024	983,953	-	470,353	1,050,043	-	-	5,699,642
M. カーネギー ⁽⁸⁾⁽¹²⁾	2025	405,453	-	1,559,907	929,167	-	708,122	4,717,752
	2024	537,168	-	278,624	318,478	-	-	2,921,474
G. フローリアン ⁽⁸⁾⁽¹³⁾	2025	396,513	-	1,494,480	924,111	-	465,331	4,675,262
	2024	519,518	-	262,636	314,818	-	-	2,832,850
A. ストロンゲ ⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁴⁾	2025	300,202	-	1,023,405	546,818	-	368,829	2,920,637
	2024	382,072	-	173,812	94,524	-	-	1,824,263

- (1) 現金給与には、KMPの役職期間にANZのライフスタイル休暇制度の利用を反映するために必要な一切の調整額が含まれる。
- (2) 非貨幣給付は一般に、駐車場、税務サービス、配置転換/宿泊に関連して会社が払う費用など、会社負担の手当（関連する付加給付税を含む。）で構成される。
- (3) 現金インセンティブ合計は、STVRの現金部分のみに関係する。STVRの後渡し部分に關係する償却は株式に基づく報酬に含まれ、権利確定期間にわたって償却されている。STVRはすべて2025年10月にANZBGLおよびANZGHLの取締役会により承認され、A. ワトソンについては2025年10月にANZニュージーランドの取締役会により承認された。2024年度および2025年度に支給されたSTVRの現金部分はすべて、関連する事業年度中に執行役員に対して権利が確定した。
- (4) オーストラリアに拠点を置く執行役員（N. マトスを除く。）について、2024年度および2025年度の退職年金拠出金は退職年金保証拠出（上限拠出基準額に基づく。）を反映している。N. マトスは、長期滞在ビザを保有しているため、同氏の固定報酬には退職年金保証拠出は含まれないが、任意の退職年金拠出を選択することができる。A. ワトソンはキウィセーバー（KiwiSaver）に加入しており、ANZは加入者拠出と折半で雇用者拠出（給与支払総額の4%を上限とする。）を負担している。キウィセーバー雇用者拠出もまた、支払時に現金によるSTVRを上限として拠出される。
- (5) オーストラリアに拠点を置く執行役員について、長期勤続休暇の発生分には、退職年金保証率の変更による影響が考慮されている。長期勤続休暇の発生分の前年度からの変動は、過去の固定報酬の増額が及ぼした各事業年度末に計算される発生額への影響および退職年金保証率に關係している。
- (6) AASB第2号「株式に基づく支払い」が要求するとおり、償却価値は、事業年度の開始時に完全には権利確定していなかったすべてのエクイティの（市場関連の権利確定条件を考慮した）公正価値の割合部分を含む。公正価値は付与日に決定され、関連する権利確定期間にわたり定額法で割り当てられる。報酬として含まれる金額は、エクイティの権利が行使可能となった場合に執行役員が最終的に実現する利益（もしあれば）と關係なく、またそれを示唆するものでもない。当事業年度中、変更または修正された株式に基づく支払い条件はなかった。また、現CEO、前CEO、または現任もしくは前任の開示を要する執行役員については、当事業年度において現金で決済された株式に基づく支払いおよびその他の形態の株式に基づく報酬はなかった。
- (7) その他のエクイティ割当て（C. モーガン）は、ANZに入社したことにより失権した後渡し変動報酬および放棄した賞与と機会の雇用契約に關係している。

- (8) 2024年度（E.エレメンツ）または2025年度（N.マトス、M.ブロック、B.ラッシュ、S.エリオット、M.カーネギー、G.フロリアン、A.ストロング）におけるKMPとしての期間に基づく報酬である。
- (9) 2025年度の固定報酬は、市場ポジションを維持または改善するために、2024年10月1日より適用された増額を反映している（E.エレメンツ、C.モーガン、A.ストロング）。
- (10) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。
- (11) S.エリオットの2025年度報酬は、2025年9月30日の退任日までのKMPとしての期間に基づいている（同氏の2025年度年間固定報酬は2.5百万ドルであった）。株式に基づく支払いには、退職時の権利確定前の後渡し報酬に関する費用計上が含まれており、権利確定前の後渡し報酬は引き続き権利確定条件に従う。退職給付は、未払年次休暇および長期休暇に対する支払い、ならびに同氏の契約に基づく解雇予告手当を反映しており、退任時に支払われる。報酬総額の前年度からの増加は、開示目的でのみ繰り越された権利確定前の後渡し報酬の将来年度における費用計上および退職時に支給される契約項目に関連している。
- (12) M.カーネギーの2025年度報酬は、2025年8月1日の退任日までのKMPとしての期間に基づいている（同氏の2025年度年間固定報酬は1.3百万ドルであった）。株式に基づく支払いには、退職時の権利確定前の後渡し報酬に関する費用計上が含まれており、権利確定前の後渡し報酬は引き続き権利確定条件に従う。退職給付は、未払年次休暇および長期休暇に対する支払い、ならびに同氏の契約に基づく解雇予告手当を反映しており、退任時に支払われる。
- (13) G.フロリアンの2025年度報酬は、2025年11月7日の退任日までのKMPとしての期間に基づいている（同氏の2025年度年間固定報酬は1.2625百万ドルであった）。株式に基づく支払いには、退職時の権利確定前の後渡し報酬に関する費用計上が含まれており、権利確定前の後渡し報酬は引き続き権利確定条件に従う。退職給付は、未払年次休暇および長期休暇に対する支払い、ならびに同氏の契約に基づく解雇予告手当を反映しており、雇用終了時に支払われる。
- (14) A.ストロングの2025年度報酬は、2025年7月1日の退任日までのKMPとしての期間に基づいている（同氏の2025年度年間固定報酬は0.9百万ドルであった）。株式に基づく支払いには、退職時の権利確定前の後渡し報酬に関する費用計上が含まれており、権利確定前の後渡し報酬は引き続き権利確定条件に従う。退職給付は、未払年次休暇および長期休暇に対する支払い、ならびに同氏の契約に基づく解雇予告手当を反映しており、雇用終了時に支払われる。

7. 説明責任および結果フレームワーク

7.1 重大なリスク、監査および行動事象に関する結果の取締役会による検討

当グループの上級執行役員の説明責任および査定結果については、CEOおよび開示を要する執行役員のマルスおよびクローバック（上記5.5を参照のこと。）の適用を含め、人材およびカルチャー委員会および取締役会が検討し決定する。

査定結果を決定する際、説明責任の程度、顧客への影響を含む問題の重要性が考慮される。査定結果として、例えば、相談、正式な警告、期中業績および報酬査定への影響または以前繰り延べた報酬へのマルスの適用、ならびに最終的には最も重大な問題による雇用の終了やクローバックなどが挙げられる。

当グループの標準的なプロセスの一環として、最も重大なリスク、監査および行動の課題に関する報告書が、人材およびカルチャー委員会、リスク委員会および監査委員会の合同会議に提出される。この情報は、取締役会が当グループの業績を評価する際、ならびにCEOおよび開示を要する執行役員の業績と報酬査定を決定する際に考慮される。

2025年度に取締役会は、前CEO、3名の前任の開示を要する執行役員およびその他の前任の執行役員が保有する権利確定前の後渡し報酬にマルスを適用する裁量を行使した。

7.2 全社的説明責任グループの役割

全社的説明責任グループ（「EAG」）は、説明責任および結果フレームワークの運用に関するガバナンスの仕組みであり、CEOおよびグループ執行委員会 / 開示を要する執行役員以下の従業員に関する説明責任および結果を検討する。

EAGは、CEOを委員長とし、そのメンバーにはCRO、CFOおよびグループ執行役員（人材およびカルチャー担当）が含まれる。人材およびカルチャー委員会から委任された権限に基づいて運営され、以下の責任を有する。

- ・ ANZの説明責任および結果フレームワークの実施および継続的な有効性を監視する際に取締役会を補佐する。
- ・ 説明責任の決定および査定結果の適用（必要に応じて）に関して最も重大なリスク、行動、監査事象をレビューする。
- ・ リスク行動を強化するために、各部門に指針を示し部門全体における取組みを検討する。

- ・ 重大なポジティブリスク事象を確認しリスクのロールモデルを認識するとともに、その成果を組織全体に説明する。
- ・ 後渡し変動報酬に対する下方修正の解除または適用を承認する（CEOおよび開示を要する執行役員については、取締役会がこれを承認する。）。

EAGは、事象のレビュー、説明責任および結果の決定における利益相反のリスクを確実に軽減するためのプロセスを整備している。例えば、説明責任のレビューを実施する際、レビュー・リーダーおよび範囲に関する提言は、個人による公平かつ公正なレビューの実施を可能にするため、CRO（またはグループ・リスクが関与する事象の場合はCEO）により承認されなければならない。

7.3 リスクのロールモデル

2025年度において、組織のリスクを特定し管理し軽減するとともに、強固なリスク文化に寄与する取組みに対し、142名の個人が優れたリスク行動を行ったロールモデルとしてEAGにより表彰された。その142名にはCEOから個人的に電子メールが送られ、現地で表彰式が開催され、当グループのイントラネットや社内のニュースレターにその功績が紹介された。

7.4 健全性基準CPS511「報酬」の遵守

ANZの説明責任および結果フレームワークは、APRAの健全性基準CPS511「報酬」の要件遵守にむけた企業全体のアプローチの不可欠な部分である。

当グループは、期中調整、追加繰延およびマルス等の既存の下方調整手段に加えて、2022年度より、CEOおよび開示を要する執行役員に対してクローバック規定を設けた。

2025年度に当グループは、従業員研修やコミュニケーションおよび業績・報酬方針において、説明責任および結果フレームワーク（報酬の査定結果を含む。）を明示的に言及することで、説明責任および結果に関する従業員の意識を継続的に高めてきた。

加えて、当グループは、年次業績および報酬プロセスの一環として、適用された前年度の査定結果からの見解を含み、行動および業績における課題の適切な（場合によっては義務付けられた）報酬査定結果に関する指針を、人材担当リーダーに提供している。ANZは、全世界において一貫した報酬査定結果の適用に引き続き重点を置いており、これらはその活動の一部である。

7.5 進化する説明責任および結果フレームワーク

当グループの説明責任および結果フレームワークは、物事がうまくいかない場合のコミットメントを支援して、それを解決し、執行役員（現任および場合によっては前任）に適宜責任を持たせるために設計されている。当グループはまた、事象の根本原因から学び、将来の再発リスクを軽減し、継続的に当グループのリスク文化の強化を図ることに注力している。当グループは、説明責任および結果フレームワークの有効性を毎年見直し、規制および社内ステークホルダーのインプットに基づき、当該フレームワークのさらなる強化のための拡充を実施する。

7.6 率直に発言する文化

当グループは継続して従業員の意識を高め、以下のような取組みを含む、従業員が率直に発言し問題や意見を述べることのできる様々な方法を促進している。

- ・ そのプロセスへの信頼を構築し、率直に発言する手段を促進することを目的とした、対象となる法域および事業において意識を高めるセッション
- ・ 内部告発プログラムおよびプロセスへの信頼を築くことを目的とするデジタル・コミュニケーション
- ・ 当グループの従業員エンゲージメント調査の回答のモニタリング

主要なリスクおよび率直な発言に関するスコアは、「リーダー（直属）はリスク管理と健全なリスク行動に対する個人的な説明責任を果たしている」（92%）、「リスク管理について、所属チーム内で報復措置の心配なく問題を提起し懸念を示すことができる」（90%）、「所属チーム内で質問をし、間違いを犯し、問題を指摘し、社会的なリスクを冒したとしても安全だと感じる」（85%）および「発言した考え、意見および懸念を聞いてもらえる」（80%）など、2024年度、2023年度および2022年度の結果⁽¹⁾と同様に力強い数字となった。

(1) 報告された結果は、第2四半期および/または第4四半期の従業員エンゲージメント調査、ならびにリスク文化調査によるものである。

7.7 査定結果の適用

2025年度には1,569件の行動規範違反とされる従業員関連事案が生じ、その結果、2024年度の488名から増加して567名の従業員が正式な懲戒処分を受けたかANZを退職した。当年度の違反行為の調査結果には、127件の雇用終了、337件の警告および103名のANZを退社した従業員が含まれる。

当グループの上級リーダーシップレベル（上級執行役員、執行役員およびシニアマネージャー）への査定結果の適用に関して、36名の現従業員および元従業員（2024年度は20名）の査定結果が、当グループの行動規範方針の適用および/または関連する事象の責任に関する調査結果により適用された。査定結果には、警告、業績および報酬の査定への影響、ならびに解雇が含まれる。

企業全体におけるすべての従業員および契約社員は、義務付けられている学習モジュールを修了することが求められる。期限後30日以内に学習必須要件を修了しなかった正規従業員は、（例外的な状況を除き）年次業績および報酬レビューの一部として、FRの増額または変動報酬を受領する資格を有しない。2025年度において、企業全体における必須学習コースの受講修了率は99.86%であった。

8. 内部ガバナンス

8.1 CEOおよび開示を要する執行役員の契約条件およびエクイティの取扱い

CEOおよび開示を要する執行役員に関する契約条件および退任時のエクイティの取扱い（付与条件に従う。）は、以下のとおりである。これらは類似しているが、置かれる立場の違いに適合するよう一定の場合に差を設けている。

契約の種類	恒久的な継続雇用契約
辞任の通知	<ul style="list-style-type: none"> CEOからは12か月前まで 開示を要する執行役員からは6か月前まで⁽¹⁾
ANZによる解任通知 ⁽²⁾	<ul style="list-style-type: none"> CEOおよび開示を要する執行役員についてはANZにより12か月前まで⁽³⁾ ただし、ANZは、重大な不正行為があった場合はいつでも直ちに個人の雇用を終了させることができる。この場合、当該個人は、FRに限り退任日までおよび法定給付について支給を受けることができる。
ANZ離職時の権利確定前株式の取扱い	辞任するまたは解任される執行役員は、取締役会が別段の決定をしない限り、権利確定前の後渡し株式の権利を失う。 ある執行役員が人員余剰を理由に解任され、または「善良な離職者」と分類される場合、取締役会が別段の決定をしない限り、 <ul style="list-style-type: none"> STVR（後渡し株式/株式の権利）⁽⁴⁾は継続し、当初の権利確定日に引き渡される。 LTVR（制限付き権利/業績に基づく権利）⁽⁴⁾は継続し、（業績要件に達した範囲で）当初の権利確定日に引き渡される。執行役員の死亡時または全身的かつ永久的な障害の発生時に、後渡し株式の権利が確定する。 権利確定前のエクイティは、退職後も引き続きマルスの対象となる。
支配権の変更（CEOにのみ適用）	支配権の変更またはこれに類するその他の事象が発生した場合、当グループはCEOのLTVR（制限付き権利/業績に基づく権利）に適用する業績条件を判定する。業績条件の達成度に応じてこれらの権利が確定する。

- (1) グループ執行役員代理からは3か月前まで。
- (2) E.エレメンツ、K.コーバリー、F.ファルキー、C.モーガン、B.ラッシュ、M.ウィーラン、M.カーネギー、G.グローリアンおよびA.ストロングの契約には、関連するANZの方針（適宜変更される。）に従い、特定の状況で人員削減給付の受領資格を有する可能性があることが記載されている。M.ブロックおよびA.ワトソンについては、人員削減通知は6週間前までとし、人員削減時点での報酬は、25年の役務後79週を上限として段階的に計算される。
- (3) M.ブロックについてはANZにより3か月前まで、B.ラッシュについては6か月前まで。
- (4) 2025年8月20日以降の付与については、すべての「善良な離職者」の基準が満たされた場合、その従業員はANZと個別の契約を締結することに同意しなければならない。

8.2 ヘッジの禁止

すべての後渡し株式は、権利が完全に確定するまでリスク性を維持しなければならない。したがって、執行役員およびその関係者は、割り当てられたエクイティの権利確定前の価値を特定の保護スキームを契約してはならない。これを行った場合、当該エクイティは失権することになる。

8.3 CEOおよび開示を要する執行役員の最低保有要件（「MSR」）

当グループは、CEOおよび開示を要する各執行役員に対して、ANZ発行済証券を保有することを期待する。CEOおよび開示を要する執行役員は、以下を要求される。

- ・ 就任から5年にわたり、以下の相当額までANZ発行済証券を積み増すこと。
 - 開示を要する執行役員については、FRの200%（2026年度からはFRの150%）
 - CEOについてはFRの200%
- ・ ANZの執行役員である間は、かかる持株を維持すること。

執行役員は、承認された基準を下回った場合であっても、持株に対する納税義務を履行するためにANZ発行済証券を売却することを認められている。ただし、当該要件の目的における納税義務は、当初の課税点事由（すなわち、後渡し株式が権利確定するか権利が行使された場合）から生じるものに限定される。

ANZ発行済証券には、すべての権利確定済みおよび権利確定前のエクイティ（業績に基づく権利および2026年度からは制限付き権利を除く。）が含まれる。2025年9月30日現在の持株に基づくと、5年間在任したすべての執行役員が保有要件を満たしている。

9. 非執行取締役（「NED」）の報酬

9.1 NEDの報酬の体系

人材およびカルチャー委員会は、NEDの2025年度の報酬を検討し、増額しないことを決定した。

報酬体系は、ANZGHLおよびANZBGLのNEDに適用され、双方の取締役（すなわち、ANZGHLおよびANZBGLの取締役/委員）を対象とする単一の報酬が提供される。現時点では、NEDが一または複数の取締役を務めているかを問わず、この報酬体系が適用される。

NEDは、取締役としての報酬および取締役会委員会の委員長または委員としての追加報酬を受ける。取締役会会長は、取締役会委員会の業務について追加報酬を受けない。

取締役および委員としての報酬を設定する際、一般的な業界慣行、ASXのコーポレート・ガバナンス原則と推奨、NEDの役職に伴う責任およびリスク、当グループおよび当行の課題に対してNEDに期待される時間的関与、ならびに比較可能な会社のNEDに支払われる報酬が考慮される。

ANZは、NEDの報酬を、時価総額が近いオーストラリア上場会社のうち特に大手金融サービス機関に絞った比較可能グループと比較している。規模、業務の複雑性および性質ならびにNEDの稼働時間が近似することを前提に、これが適切なグループと考えられる。

NEDの独立性および不偏性を維持するため、

- ・ NEDの報酬は、当グループの業績と連動しない。
- ・ NEDは、当グループの変動報酬の取決めに関して参加資格を有しない。

現行のNEDの報酬資金プール総額は4百万ドルであり、2012年度年次株主総会で株主から承認を受けた。退職年金拠出金を含むNED報酬の年間総額は、この合意に基づく上限の範囲内に収まっている。

下表は、2025年度のNEDの報酬方針の構成を示しており、2024年度から変更はない。

NEDの報酬方針の構成 - 2025年度

	会長報酬・委員長報酬	取締役報酬・委員報酬
	(単位：ドル)	
取締役会 ⁽¹⁾⁽²⁾	850,000	245,000
監査委員会	68,000	34,000
リスク委員会	68,000	34,000
人材およびカルチャー委員会	68,000	34,000
デジタル事業および技術委員会	68,000	34,000
倫理、環境、社会およびガバナンス委員会	68,000	34,000

(1) 退職年金を含む。

(2) 取締役会会長は取締役会委員会の業務について追加報酬を受けない。取締役会会長およびNEDは、指名および取締役会運営委員会の委員報酬を受けない。

NEDの最低保有要件（「MSR」）

当グループは、NEDにANZ発行済証券の保有を期待している。NEDは、以下を要求される。

- ・ 任命から5年にわたり、以下の相当額までANZ発行済証券を積み増すこと。
 - 取締役については、NED報酬の100%
 - 取締役会長については、会長報酬の100%
- ・ ANZの取締役である間は、かかる持株を維持すること。

2025年9月30日現在のANZの株価に基づく、5年間在任したすべてのNEDが保有要件を満たしている。

9.2 2025年度の法定報酬 - NED

下表は、オーストラリア会計基準に準拠して開示したNED⁽¹⁾の法定報酬を示している。

(1) 下表の報酬に加えて、以下のNEDは、他のANZ事業体に関する報酬を付与された。

- ・ ポール・オサリバンは、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）の元会長として、2025年度に97,893ドル付与された。
- ・ ジョン・チンコッタは、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）のNEDとして、2025年度に247,275ドル（2024年度に35,743ドル）付与された。
- ・ リチャード・ギブは、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）の会長として、2025年度に84,822ドル付与された。
- ・ クリスティーン・オライリーは、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）のNEDとして、2025年度に247,275ドル（2024年度に35,743ドル）付与された。

- ・ スコット・セント・ジョンは、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長兼NEDとして、2025年度に385,000ニュージーランドドル（2024年度に324,342ニュージーランドドル）付与された。
- ・ ジェーン・ハルトンは、ノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）の元会長として、2025年度に241,890ドル（2024年度に60,984ドル）付与された。

2025年度の法定報酬 - NED

事業年度	短期NED手当		退職後		報酬総額 ⁽³⁾
	報酬 ⁽¹⁾	非貨幣給付 ⁽²⁾	退職年金 拠出金 ⁽¹⁾		
(単位：ドル)					
現任の非執行取締役					
P.オサリバン	2025	820,051	-	29,949	850,000
	2024	821,968	-	28,032	850,000
J.チンコッタ ⁽⁴⁾	2025	283,051	-	29,949	313,000
	2024	177,802	184	18,253	196,239
A.ジェリー ⁽⁴⁾	2025	102,703	-	11,169	113,872
R.ギブ ⁽⁴⁾	2025	351,051	-	29,949	381,000
	2024	206,291	184	18,253	224,728
G.ホッジズ	2025	283,051	-	29,949	313,000
	2024	284,968	184	28,032	313,184
H.クレイマー	2025	363,347	-	29,949	393,296
	2024	328,577	184	28,032	356,793
C.オライリー	2025	351,051	-	29,949	381,000
	2024	362,484	-	28,032	390,516
J.スミス	2025	351,051	-	29,949	381,000
	2024	347,332	-	28,032	375,364
S.セント・ジョン ⁽⁴⁾	2025	314,699	-	29,949	344,648
	2024	146,879	-	14,800	161,679
前任の非執行取締役					
J.ハルトン ⁽⁴⁾	2025	175,534	-	14,966	190,500
	2024	358,281	-	28,032	386,313
非執行取締役全員の合計	2025	3,395,589	-	265,727	3,661,316
	2024	3,034,582	736	219,498	3,254,816

- (1) 対前年度の報酬の差額は、委員の変更および退職年金拠出金の上限基準額の変更に関連する。
- (2) 非貨幣給付は一般に、ANZニュージーランドの取締役会からの歓迎の意の贈与等、会社負担の手当（および関連する付加給付税）で構成される。
- (3) 長期手当および株式に基づく支払いは、NEDには適用されない。
- (4) 2024年度（J.チンコッタ、R.ギブ、S.セント・ジョン）または2025年度（A.ジェリー、J.ハルトン）におけるNEDの勤務期間に基づく報酬である。

[次へ](#)

10. その他の法定情報

10.1 エクイティの保有

2024年11月 / 12月に前CEOおよび開示を要する執行役員に対して付与されたエクイティについては、すべての後渡し株式は市場で調達された。2024年11月 / 12月に前CEOおよび開示を要する執行役員に対して権利確定した後渡し株式の権利および業績に基づく権利については、以前失権した株式の再割当を通じて権利を充足することができず、株式の市場での調達を通じて充足された。

10.1.1 付与、権利確定、行使 / 売却および失効 / 失権となったCEOおよび開示を要する執行役員のエクイティ

下表は、当グループがCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与した後渡し株式および権利の詳細を示す。

- ・ 2024年度業績および報酬レビューの査定結果に関連して、2025年度中に付与したもの、または
- ・ 過年度に付与してその後権利が確定し、2025年度中に行使 / 売却されまたは失効 / 失権したもの

前CEOおよび前任の開示を要する執行役員について、下表には、雇用終了日およびマルス適用日において継続しているすべての従業員エクイティも含まれている。

付与、権利確定、行使/売却および失効/失権となったエクイティ - CEOおよび開示を要する執行役員

氏名	エクイティの種類(1)	付与数(2)	エクイティの公正価値(2025年度付与分のみ)(ドル)	付与日	行使可能初日	満了日	権利確定した		失効/失権した		行使/売却された		2025年9月30日現在で権利確定済みかつ行使可能なもの(4)	2025年9月30日現在で行使可能でないもの(5)	マルス(6)	
							数	比率 (%)	価値(3) (ドル)	比率 (%)	価値(3) (ドル)	比率 (%)	価値(3) (ドル)	の(4)	の(5)	ス(6)
現CEOおよび現任の開示を要する執行役員																
N. マトス(7)																
M. ブロック(7)																
E. エレメンツ	DS	2,285		2021/11/22	2024/11/22	-	2,285	100	73,890	-	-	-	-	2,285	-	-
	DS	3,032		2022/11/22	2024/11/22	-	3,032	100	98,045	-	-	-	-	3,032	-	-
	DS	4,102		2023/11/22	2024/11/22	-	4,102	100	132,646	-	-	-	-	4,102	-	-
	DS	3,928	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,928	-
	DS	3,927	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,927	-
	RR	8,451	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	8,451	-
	RR	8,451	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	8,451	-
	PR	7,042	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	7,042	-
	PR	2,347	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	2,347	-
	PR	7,042	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	7,042	-
	PR	2,347	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	2,347	-
K. コーバリー	DS	3,720		2020/12/07	2024/11/22	-	3,720	100	120,293	-	-	-3,720	100	120,293	-	-
	DS	4,431		2021/11/22	2024/11/22	-	4,431	100	143,284	-	-	-4,431	100	143,284	-	-
	DS	9,590		2022/10/01	2024/11/22	-	9,590	100	310,110	-	-	-9,590	100	310,110	-	-
	DS	10,511		2023/10/01	2024/11/22	-	10,511	100	339,892	-	-	-	100	339,892	-	-
												10,511				
	DS	5,106	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,106	-
	DS	5,106	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,106	-
	DSR	20,118		2020/12/07	2024/11/22	2024/11/22	20,118	100	650,552	-	-	-	100	650,552	-	-
												20,118				
	RR	19,148	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	19,148	-
	RR	19,148	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	19,148	-

氏名	種類	エグ イ ティ の種 付与 数 (¹) (²)	エグイ ティの 公正価 値 (2025 年度付 与分の み)(ド ル)	行使可能		権利確定した		失効/失権した		行使/売却された		2025年 9月30 日現在 で権利 確定済 みかつ 行使可 能なも の ⁽⁴⁾	2025年 9月30 日現在 で権利 確定済 みかつ 行使可 能なも の ⁽⁵⁾	マ ル ス ⁽⁶⁾			
				付与日	初日	満了日	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)				価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)
F.	DS	5,241		2021/11/22	2024/11/22	-	5,241	100	169,477	-	-	-5,241	100	162,666	-	-	-
	ファ ル ー キ																
	DS	12,949		2022/10/01	2024/11/22	-	12,949	100	418,729	-	-	12,949	100	398,006	-	-	-
	DS	11,844		2023/10/01	2024/11/22	-	11,844	100	382,997	-	-	11,844	100	364,042	-	-	-
	DS	7,242	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,242	-
	DS	7,242	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,242	-
	DSR	1,904		2020/12/07	2024/11/22	2024/11/22	1,904	100	61,569	-	-	-1,904	100	61,569	-	-	-
	RR	12,676	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,676	-
	RR	12,676	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,676	-
	PR	25,534		2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-
									25,534		825,688						
	PR	8,511		2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	8,511	100	275,219	-	-	-5,000	59	153,682	3,511	-	-
	PR	10,564	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,564	-
	PR	3,521	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,521	-
	PR	10,564	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,564	-
	PR	3,521	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,521	-
C.	DS	5,082		2023/08/20	2025/08/20	-	5,082	100	170,178	-	-	-	-	-	5,082	-	-
	モー ガン																
	DS	4,935		2023/10/01	2024/11/22	-	4,935	100	159,582	-	-	-	-	-	4,935	-	-
	DS	5,319	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,319	-
	DS	5,319	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,319	-
	RR	11,434	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,434	-
	RR	11,434	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,434	-
	PR	9,528	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,528	-
	PR	3,176	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,176	-
	PR	9,528	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,528	-
	PR	3,176	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,176	-
B.	ラ ッ シ ユ (7)																

氏名	エクイ ティの 公正価 値 (2025 年度付 与分の 種別)	付与数 (ル)	付与日	行使可能 初日	満了日	権利確定した			失効 / 失権した			行使 / 売却された			2025年 9月30 日現在	2025年 9月30 日現在	マル ス	
						数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	で権利 確定済 みかつ 行使可 能なも の ⁽⁴⁾	で権利 確定済 みかつ 行使可 能なも の ⁽⁵⁾		
A. ワ ソン	DS	1,451	2020/12/07	2024/11/22	-	1,451	100	46,921	-	-	-	-	-	-	-	1,451	-	-
	DS	2,085	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-2,085	100	63,054	-	-	-	-
	DS	4,961	2021/11/22	2024/11/22	-	4,961	100	160,423	-	-	-	-	-	-	-	4,961	-	-
	DS	9,162	2022/10/01	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-3,915	43	118,396	5,247	-	-	-
	DS	9,162	2022/10/01	2024/11/22	-	9,162	100	296,270	-	-	-	-	-	-	-	9,162	-	-
	DS	9,328	2023/10/01	2024/11/22	-	9,328	100	301,638	-	-	-	-	-	-	-	9,328	-	-
	DS	6,527	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,527	-
	DS	6,527	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,527	-
	RR	11,231	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,231	-
	RR	11,231	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,231	-
	PR	23,542		2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
									23,542		761,273							
	PR	7,847		2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	7,847	100	253,747	-	-	-	-7,847	100	250,206	-	-	-
	PR	9,359	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,359	-
	PR	3,119	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,119	-
	PR	9,359	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,359	-
	PR	3,119	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,119	-
M. ウィ ラン	DS	1,574	2020/12/07	2024/11/22	-	1,574	100	50,898	-	-	-	-1,574	100	50,188	-	-	-	-
	DS	5,849		2021/11/22	2024/11/22	-	5,849	100	189,138	-	-	-	-5,849	100	186,499	-	-	-
	DS	11,595		2022/10/01	2024/11/22	-	11,595	100	374,945	-	-	-	-	100	369,714	-	-	-
												11,595						
	DS	14,410		2023/10/01	2024/11/22	-	14,410	100	465,973	-	-	-	-	100	459,471	-	-	-
												14,410						
	DS	4,869	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,869	-
	DS	4,869	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,869	-
	RR	14,914	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,914	-
	RR	14,914	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,914	-
	PR	25,534		2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
									25,534		825,688							
	PR	8,511		2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	8,511	100	275,219	-	-	-	-8,511	100	271,378	-	-	-
	PR	12,428	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,428	-
	PR	4,142	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,142	-
	PR	12,428	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,428	-
	PR	4,142	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,142	-

氏名	種類 (1)	エクイ テイ の公 正価 値 (2025 年度 付与 分の み) (ドル)	付与数 (2)	付与日	行使可能 初日	満了日	権利確定した			失効/失権した			行使/売却された			2025 年 9 月 30 日 現 在 で 権 利 確 定 済 み か つ 行 使 可 能 な も の (4)	2025 年 9 月 30 日 現 在 で 行 使 可 能 な も の (5)	マル ス (6)
							数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)			
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員																		
S. エ リ オッ ト (8)	DS		2,710	2020/12/07	2024/11/22	-	2,710	100	87,633	-	-	-	-	100	75,896	-	-	-
															2,710			
	DS		7,220	2021/11/22	2024/11/22	-	7,220	100	233,472	-	-	-	-	100	202,202	-	-	-
															7,220			
	DS		3,610	2021/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,610	-
																	3,610	-
	DS		20,156	2022/10/01	2024/11/22	-	20,156	100	651,781	-	-	-	-	100	564,485	-	-	-
															20,156			
	DS		19,740	2023/10/01	2024/11/22	-	19,740	100	638,328	-	-	-	-	100	552,834	-	-	-
															19,740			
	DS		19,739	2023/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,739	-
																	19,739	-
	DS		3,158	2023/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,158	-
																	3,158	-
	DS		3,158	2023/10/01	2027/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,158	-
	DS		3,158	2023/10/01	2028/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,158	-
	DS	10,638	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,638	-
																	10,638	-
	DS	10,638	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,638	-
																	10,638	-
	RR		24,138	2022/12/15	2026/12/15	2028/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,138	-
																	24,138	-
	RR		24,138	2022/12/15	2027/12/15	2029/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,138	-
	RR		24,869	2022/12/15	2028/12/15	2030/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,869	-
	RR		21,984	2023/12/21	2027/12/21	2029/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,984	-
	RR		21,984	2023/12/21	2028/12/21	2030/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,984	-
	RR		22,651	2023/12/21	2029/12/21	2031/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,651	-
	PR		119,481	2020/12/16	2024/12/16	2026/12/16	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
										119,481	3,488,272							
	PR		39,827	2020/12/16	2024/12/16	2026/12/16	39,827	100	1,162,757	-	-	-	-	100	1,115,387	-	-	-
															39,827			
	PR		94,765	2021/12/16	2025/12/16	2027/12/16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94,765	-
																	94,765	-
	PR		31,588	2021/12/16	2025/12/16	2027/12/16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,588	-
																	31,588	-
	PR		18,103	2022/12/15	2026/12/15	2028/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,103	-
																	18,103	-
	PR		6,034	2022/12/15	2026/12/15	2028/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,034	-
																	6,034	-
	PR		18,103	2022/12/15	2027/12/15	2029/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,103	-
	PR		6,034	2022/12/15	2027/12/15	2029/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,034	-
	PR		18,652	2022/12/15	2028/12/15	2030/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,652	-
	PR		6,217	2022/12/15	2028/12/15	2030/12/15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,217	-
	PR		16,488	2023/12/21	2027/12/21	2029/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,488	-
	PR		5,496	2023/12/21	2027/12/21	2029/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,496	-
	PR		16,488	2023/12/21	2028/12/21	2030/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,488	-

PR	5,496	2023/12/21	2028/12/21	2030/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,496	-
PR	16,988	2023/12/21	2029/12/21	2031/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,988	-
PR	5,662	2023/12/21	2029/12/21	2031/12/21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,662	-

氏名	エクイ ティの 種 類	エクイ ティの 公正価 値 (2025 年度付 与分の 数) (ドル)	付与日	行使可能 初日	満了日	権利確定した		失効/失権した		行使/売却された		2025 年9 月30 日現 在で 権利 確定 済み かつ 行使 可能 なも の ⁽⁴⁾	2025年 9月30 日現在 で行使 可能で ないも の ⁽⁵⁾	マルス ⁽⁶⁾		
						数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)		
M. カー ネ ギー (8)	DS	1,980	2019/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-1,980	100	59,554	-	-	-
	DS	116	2020/12/07	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-116	100	3,489	-	-	-
	DS	3,549	2020/12/07	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-3,549	100	106,747	-	-	-
	DS	1,774	2020/12/07	2024/11/22	-	1,774	100	57,365	-	-	-1,774	100	53,358	-	-	-
	DS	8,220	2021/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-8,220	100	247,241	-	-	-
	DS	6,165	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-6,165	100	185,431	-	-	-
	DS	4,110	2021/11/22	2024/11/22	-	4,110	100	132,904	-	-	-4,110	100	123,621	-	-	-
	DS	2,055	2021/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,055	-2,055	-
	DS	9,970	2022/10/01	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-9,970	100	299,878	-	-	-
	DS	9,969	2022/10/01	2024/11/22	-	9,969	100	322,366	-	-	-9,969	100	299,848	-	-	-
	DS	10,857	2023/10/01	2024/11/22	-	10,857	100	351,081	-	-	-	100	326,557	-	-	-
	DS	10,856	2023/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,856	-	-
	DS	7,079	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	7,079	-7,079	-
	DS	7,078	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	7,078	-7,078	-
	RR	18,286	2022/11/22	2026/11/22	2027/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	18,286	-	-
	RR	18,286	2022/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	18,286	-	-
	RR	17,321	2023/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	17,321	-	-
	RR	17,321	2023/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	17,321	-	-
	RR	12,925	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	12,925	-	-
	RR	12,925	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2030/02/22	-	-	-	-	-	-	-	12,925	-	-
	PR	28,784	2020/12/07	2024/11/22	2025/11/01	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-
	PR	9,594	2020/12/07	2024/11/22	2025/11/01	9,594	100	310,239	-	-	-	-	-	9,594	-	-
	PR	31,759	2021/11/22	2025/11/22	2026/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	31,759	-	-
	PR	10,586	2021/11/22	2025/11/22	2026/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	10,586	-	-
	PR	13,715	2022/11/22	2026/11/22	2027/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	13,715	-	-
	PR	4,571	2022/11/22	2026/11/22	2027/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,571	-	-
	PR	13,715	2022/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	13,715	-	-
	PR	4,571	2022/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,571	-	-
	PR	12,991	2023/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,991	-	-
	PR	4,330	2023/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,330	-	-
	PR	12,991	2023/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,991	-	-
	PR	4,330	2023/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,330	-	-
	PR	10,771	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	10,771	-	-
	PR	3,590	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	3,590	-	-
	PR	10,771	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2030/02/22	-	-	-	-	-	-	-	10,771	-	-
	PR	3,590	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2030/02/22	-	-	-	-	-	-	-	3,590	-	-

氏名	種類 ⁽¹⁾	エクイ ティの 公正価 値 (2025 年度付 与分の み)(ド ル)	付与数 (2)	付与日	行使可能 初日	満了日	権利確定した		失効/失権した		行使/売却された		2025 年9 月30 日現 在で 権利 確定 済み かつ 行使 可能 なも の ⁽⁴⁾	2025年 9月30 日現在 で行使 可能で ないも の ⁽⁵⁾	マル ス ⁽⁶⁾	
							数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)				数
G.フ ロー リア ン ⁽⁸⁾	DS		1,609	2020/12/07	2024/11/22	-	1,609	100	52,030	-	-	-	100	46,744	-	-
												1,609				
	DS		4,884	2021/11/22	2024/11/22	-	4,884	100	157,933	-	-	-	100	141,888	-	-
												4,884				
	DS		2,442	2021/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,442	-
	DS		9,590	2022/10/01	2024/11/22	-	9,590	100	310,110	-	-	-	100	278,604	-	-
												9,590				
	DS		9,820	2023/10/01	2024/11/22	-	9,820	100	317,547	-	-	-	100	285,199	3	-
												9,817				
	DS		9,820	2023/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,820	-
	DS	30.18	7,079	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,079	-
																7,079
	DS	30.18	7,078	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,078	-
	RR		16,823	2022/11/22	2026/11/22	2028/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	16,823	-
	RR		16,823	2022/11/22	2027/11/22	2029/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	16,823	-
	RR		16,821	2023/11/22	2027/11/22	2029/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	16,821	-
	RR		16,821	2023/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	16,821	-
	RR	25.80	12,552	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,552	-
	RR	24.39	12,552	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,552	-
	PR		26,115	2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-
										26,115	844,476					
	PR		8,705	2020/12/07	2024/11/22	2026/11/22	8,705	100	281,492	-	-	-	100	257,234	-	-
												8,705				
	PR		37,743	2021/11/22	2025/11/22	2027/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	37,743	-
	PR		12,581	2021/11/22	2025/11/22	2027/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,581	-
	PR		12,617	2022/11/22	2026/11/22	2028/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,617	-
	PR		4,205	2022/11/22	2026/11/22	2028/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,205	-
	PR		12,617	2022/11/22	2027/11/22	2029/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,617	-
	PR		4,205	2022/11/22	2027/11/22	2029/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,205	-
	PR		12,616	2023/11/22	2027/11/22	2029/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,616	-
	PR		4,205	2023/11/22	2027/11/22	2029/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,205	-
	PR		12,616	2023/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	12,616	-
	PR		4,205	2023/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	4,205	-
	PR	13.32	10,460	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	10,460	-
	PR	8.85	3,486	2024/11/22	2028/11/22	2030/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	3,486	-
	PR	12.01	10,460	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	10,460	-
	PR	8.74	3,486	2024/11/22	2029/11/22	2031/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	3,486	-

氏名	エクイ ティの 種類 ⁽¹⁾	付与数 (2)	エクイ ティの 公正価 値(2025 年度付 与分の み)(ド ル)	付与日	行使可能 初日	満了日	権利確定した		失効/失権し た		行使/売却された		2025年 9月30 日現在	2025年 9月30 日現在	マルス (6)		
							比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	比率 (%)	価値 ⁽³⁾ (ドル)	確定済 みかつ 行使可 能なも の ⁽⁴⁾	で行使 可能で ないも の ⁽⁵⁾			
A. ス トロ ング (8)	DS	4,187		2021/11/22	2024/11/22	-	4,187	100	135,394	-	-	-	100	117,260	-	-	-
												4,187					
	DS	6,132		2022/11/22	2024/11/22	-	6,132	100	198,289	-	-	-	100	171,732	-	-	-
												6,132					
	DS	6,132		2022/11/22	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,132	-
	DS	6,761		2023/10/01	2024/11/22	-	6,761	100	218,629	-	-	-	100	189,347	-	-	-
												6,761					
	DS	6,760		2023/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,760	-
	DS	4,746	30.18	2024/10/01	2025/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,746	-4,746
	DS	4,746	30.18	2024/10/01	2026/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,746	-
	RR	10,972		2022/11/22	2026/11/22	2027/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,972	-
	RR	10,972		2022/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,972	-
	RR	11,325		2023/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,325	-
	RR	11,325		2023/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,325	-
	RR	8,948	25.80	2024/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,948	-
	RR	8,948	24.39	2024/11/22	2029/11/22	2030/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,948	-
	PR	8,229		2022/11/22	2026/11/22	2027/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,229	-
	PR	2,743		2022/11/22	2026/11/22	2027/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,743	-
	PR	8,229		2022/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,229	-
	PR	2,743		2022/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,743	-
	PR	8,494		2023/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,494	-
	PR	2,831		2023/11/22	2027/11/22	2028/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,831	-
	PR	8,494		2023/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,494	-
	PR	2,831		2023/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,831	-
	PR	7,457	13.32	2024/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,457	-
	PR	2,485	8.85	2024/11/22	2028/11/22	2029/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,485	-
	PR	7,457	12.01	2024/11/22	2029/11/22	2030/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,457	-
	PR	2,485	8.74	2024/11/22	2029/11/22	2030/02/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,485	-

- (1) エクイティの種類：後渡し株式（DS）、後渡し株式の権利（DSR）、制限付き権利（RR）および業績に基づく権利（PR）
- (2) 執行役員は、高額報酬上位5名の執行役員の開示目的上、開示を要する執行役員またはグループ執行委員会のその他の委員と定義される。2025事業年度の高額報酬上位5名の執行役員には、開示を要する執行役員5名が含まれている。2025年度に報酬として開示を要する執行役員に付与された権利は、上表に含まれている。2025年度末から取締役報告書の署名日までの間に、CEO、開示を要する執行役員または高額報酬執行役員上位5名に対してかかる権利は付与されなかった。
- (3) 後渡し株式および/または後渡し株式の権利の一時点における価額は、権利確定、失効/失権、または行使/売却/信託終了の日にASXで売買されるANZGHL株式の1日VWAPに、後渡し株式および/または後渡し株式の権利の数を乗じたものに基づく。すべての権利の行使価格は、0.00ドルである。株式に基づく支払いに関して当報告期間中に変更または修正された付与条件はなかった。
- (4) 権利確定済みかつ行使可能な数は、2025年9月30日（または主要経営陣の退任日）現在で権利が確定している株式および/または権利の数である。権利確定済みであり行使可能ではない株式および/または権利はなかった。
- (5) 過年度に付与された業績に基づく権利（付与日別）のうち、2025年9月30日現在（または主要経営陣の退任日）でなお行使可能でないものには以下が含まれる（下表を参照のこと。）。

	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
N. マトス	-	-	-	-
M. ブロック	-	-	-	-
E. エレメンツ	-	-	21,316	18,778
K. コーバリー	-	-	-	-
F. ファルーク	54,006	36,572	33,976	28,170
C. モーガン	-	18,421	30,244	25,408
B. ラッシュ	-	-	-	-
A. ワトソン	51,117	32,442	30,098	24,956
M. ウィーラン	60,266	42,716	39,970	33,140
S. エリオット	126,353	73,143	66,618	-
M. カーネギー	42,345	36,572	34,642	28,722
G. フローリアン	50,324	33,644	33,642	27,892
A. ストロング	-	21,944	22,650	19,884

S. エリオットに対して過去に付与された業績に基づく権利は、ASX上場規則10.14に従って、ANZ年次株主総会で株主により承認された。

- (6) マルスには、権利確定前の後渡し変動報酬の下方調整が反映されている。
- (7) 主要経営陣に就任した日から開示されたエクイティ取引である。N. マトス、M. ブロックまたはB. ラッシュについて、開示可能な取引はなかった。
- (8) 主要経営陣を退任するまでに開示されたエクイティ取引である。

[前へ](#)

[次へ](#)

10.1.2 NED、CEOおよび開示をする執行役員のエクイティ保有

下表は、各NED、現CEO、前CEOならびに現任および前任の開示を要する執行役員（これらの者の関係当事者を含む。）により直接、間接または実質的に保有されるエクイティの詳細を示す。

エクイティ保有 - NED、CEOおよび開示を要する執行役員

氏名	エクイティの種類	当年度中に報酬として付与されたもの		オプションまたは権利の行使により当年度中に受領したもの		当年度中のその他の変動によるもの ⁽²⁾		2025年9月30日の期末残高 ⁽³⁾⁽⁴⁾
		2024年10月1日の期首残高	(1)					
現任の非執行取締役								
P.オサリバン	普通株式	4,350	-	-	-	-	4,350	
	キャピタルノート7	9,250	-	-	-	-	9,250	
J.チンコッタ								
A.ジェリー⁽⁵⁾								
R.ギブ	普通株式	1,032	-	-	-	1,000	2,032	
	キャピタルノート7	194	-	-	-	146	340	
	キャピタルノート8	196	-	-	-	145	341	
G.ホッジズ	普通株式	184,401	-	-	-	-	184,401	
H.クレイマー	普通株式	5,828	-	-	-	1,765	7,593	
C.オライリー	普通株式	6,400	-	-	-	-	6,400	
J.スミス	普通株式	2,779	-	-	-	-	2,779	
S.セント・ジョン	普通株式	3,000	-	-	-	500	3,500	
前任の非執行取締役								
J.ハルトン ⁽⁶⁾	普通株式	10,058	-	-	-	-	10,058	
現CEOおよび現任の開示を要する執行役員								
N.マトス⁽⁵⁾								
M.ブロック ⁽⁵⁾	従業員株式オファー	85	-	-	-	-	85	
	後渡し株式の権利	18,013	-	-	-	-	18,013	
E.エレメンツ	後渡し株式	30,081	7,855	-	-	-	37,936	
	普通株式	2,560	-	-	-	1,942	4,502	
	制限付き権利	21,318	16,902	-	-	-	38,220	
	業績に基づく権利	21,316	18,778	-	-	-	40,094	
K.コーバリー	後渡し株式	43,194	10,212	-	-	-28,252	25,154	
	普通株式	-	-	20,118	-	-19,395	723	
	キャピタルノート6	1,400	-	-	-	-	1,400	
	後渡し株式の権利	42,948	-	-20,118	-	-	22,830	
	制限付き権利	105,504	38,296	-	-	-	143,800	
F.ファルーキ	後渡し株式	44,497	14,484	-	-	-30,034	28,947	
	普通株式	130,152	-	1,545	-	-44,848	86,849	
	後渡し株式の権利	1,904	-	-1,904	-	-	-	
	制限付き権利	70,548	25,352	-	-	-	95,900	
	業績に基づく権利	158,599	28,170	-5,000	-	-25,534	156,235	
C.モーガン	後渡し株式	23,058	10,638	-	-	-	33,696	
	普通株式	1,222	-	-	-	1,629	2,851	
	制限付き権利	48,666	22,868	-	-	-	71,534	
	業績に基づく権利	48,665	25,408	-	-	-	74,073	
B.ラッシュ ⁽⁵⁾	後渡し株式	2,225	-	-	-	-	2,225	
	普通株式	63	-	-	-	-	63	
	制限付き権利	23,566	-	-	-	-	23,566	
A.ワトソン	後渡し株式	47,957	13,054	-	-	-6,000	55,011	
	普通株式	37,179	-	7,847	-	-11,168	33,858	
	制限付き権利	62,542	22,462	-	-	-	85,004	
	業績に基づく権利	145,046	24,956	-7,847	-	-23,542	138,613	

M.ウィーラン	後渡し株式	50,761	9,738	-	-33,428	27,071
	普通株式	5,376	-	8,511	-11,785	2,102
	制限付き権利	82,688	29,828	-	-	112,516
	業績に基づく権利	176,997	33,140	-8,511	-25,534	176,092
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員						
S.エリオット ⁽⁶⁾	後渡し株式	82,649	21,276	-	-49,826	54,099
	普通株式	540,288	-	-	-202,058	338,230
	制限付き権利	139,764	-	-	-	139,764
	業績に基づく権利	425,422	-	-39,827	-119,481	266,114
M.カーネギー ⁽⁶⁾	後渡し株式	69,621	14,157	-	-56,710	27,068
	普通株式	45,878	-	-	60,933	106,811
	制限付き権利	71,214	25,850	-	-	97,064
	業績に基づく権利	151,937	28,722	-	-28,784	151,875
G.フローリアン ⁽⁶⁾	後渡し株式	38,165	14,157	-	-25,900	26,422
	普通株式	30,117	-	-	-29,358	759
	制限付き権利	67,288	25,104	-	-	92,392
	業績に基づく権利	152,430	27,892	-8,705	-26,115	145,502
A.ストロング ⁽⁶⁾	後渡し株式	29,972	9,492	-	-17,080	22,384
	普通株式	2,338	-	-	-828	1,510
	制限付き権利	44,594	17,896	-	-	62,490
	業績に基づく権利	44,594	19,884	-	-	64,478

- (1) 2025年度中に報酬として付与されたオプション／権利の内容は前掲の表に記載されている。
- (2) 当年度中のその他の変動による株式には、購入（ANZ株式購入プランに基づく購入を含む。）、失権、売却または配当金再投資制度に基づき取得された株式の正味残額が含まれている。
- (3) 以下の株式（上記の保有分に含まれている。）が、2025年9月30日（または主要経営陣としての退任日）現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員に代わり保有されていた（すなわち、間接的な実質保有株式）。P.オサリバン 0株、J.チンコッタ 0株、A.ジェリー 0株、R.ギブ 2,713株、G.ホッジズ 45,584株、H.クレイマー 7,593株、C.オライリー 0株、J.スミス 0株、S.セント・ジョン 3,500株、J.ハルトン 0株、N.マトス 0株、M.ブロック 85株、E.エレメンツ 37,936株、K.コーパリー 26,554株、F.ファルーキ 28,947株、C.モーガン 33,696株、B.ラッシュ 2,225株、A.ワトソン 55,011株、M.ウィーラン 27,071株、S.エリオット 390,774株、M.カーネギー 27,068株、G.フローリアン 26,422株、A.ストロング 22,384株。
- (4) 2025年9月30日（または主要経営陣の退任日）現在、権利確定済みで行使可能でないオプション／権利はなく、権利確定済みで行使可能な権利もなかった。ただし、次のものを除く。F.ファルーキ 3,511個、M.カーネギー 9,594個。
- (5) 期首残高は、主要経営陣としての就任日現在の保有に基づく。
- (6) 期末残高は、主要経営陣としての退任日現在の保有に基づく。

10.2 ローン

10.2.1 概況

当グループがNED、CEOまたは開示を要する執行役員に対してローンを組む場合、当グループはこれを通常の事業過程において、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施しており、この条件には貸付条件、必要担保および金利が含まれる。貸付商品の条件の詳細は、ANZのウェブサイト（anz.com）に掲載されている。当期間中に償却された金額はなく、これらの残高に関して個別評価予想信用損失引当金も計上されていない。

2025年9月30日現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（これらの者の関係当事者を含む。）に対するローン総額（100,000ドル未満の残高を含む。）は、22,800,086ドル（2024年度：14,063,818ドル）であり、当期間中の支払利息は812,868ドル（2024年度：1,077,834ドル）であった。

10.2.2 NED、CEOおよび開示を要する執行役員へのローン取引

下表は、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（当年度中の任意の時点で個々のローン残高が総額100,000ドルを超える場合はこれらの関係当事者を含む。）に対するローン残高の詳細を示す。

ローン取引 - NED、CEOおよび開示を要する執行役員

氏名	2024年10月1日 の期首残高 ⁽¹⁾	2025年9月30日 の期末残高	報告期間中に	報告期間中の 最高残高
			支払われたおよび 支払われる利息 ⁽²⁾	
(単位：ドル)				
現任の非執行取締役				
G. ホッジズ	1,246,738	1,139,656	45,606	1,938,447
H. クレイマー	3,532,890	3,466,670	205,452	3,688,312
S. セント・ジョン	1,145,916	1,099,692	69,607	1,155,224
現任の開示を要する執行役員				
E. エレメンツ ⁽³⁾	16,032	11,373,577	283,581	11,572,994
M. ウィーラン	1,495,365	1,447,730	91,519	1,554,342
前CEOおよび前任の開示を要する執行役員				
S. エリオット ⁽⁴⁾	1,968,205	25,144	26,624	2,020,985
G. フローリアン ⁽⁴⁾	2,223,982	1,806,854	9,894	2,247,722
A. ストロング ⁽⁴⁾	2,406,222	2,391,512	80,392	2,446,711
合計	14,035,350	22,750,835	812,675	26,624,737

(1) 期首残高は、新任のおよび退任する主要経営陣について調整されている。

(2) オフセット口座考慮後の実質支払利息。ローン残高は総額で表示されるが、支払利息はオフセット口座の影響を考慮している。

(3) 関係当事者の企業向け貸付金が含まれている。

(4) 期末残高は、主要経営陣としての退任日現在である。

10.3 その他の取引

NED、CEOおよび開示を要する執行役員ならびにこれらの者の関係当事者とのその他の取引には預金および保証金が含まれる。

その他の取引 - NED、CEOおよび開示を要する執行役員

	2024年10月1日の 期首残高 ⁽¹⁾	2025年9月30日の 期末残高 ⁽²⁾⁽³⁾
	(単位：ドル)	
主要経営陣の預金合計	26,045,876	30,947,056
主要経営陣の受入保証金合計	-	253,463

(1) 期首残高は2024年10月1日現在、または年の途中で就任した場合は就任日現在であり、時間分散を考慮するために調整されている。

(2) 期末残高は2025年9月30日現在、または年の途中で主要経営陣を退任した場合は退任日現在である。

(3) 2025年度の預金の利息受取額は757,649ドル（2024年度：854,222ドル）である。

主要経営陣およびその関係当事者とのその他の取引には、銀行業務手数料に関して当グループに支払われる金額が含まれる。当グループは、その職務の遂行に伴うセキュリティおよび秘書サービスで負担した費用について、主要経営陣に支払う。かかる取引は、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施されている。

[前へ](#)

(3) 【監査の状況】

監査委員会

ANZBGLは、ANZGHLから独立した独自の監査委員会（「監査委員会」）を有する。ANZBGLの監査委員会の構成は、ANZBGLの監査委員会のみで構成されるグラハム・ホッジスおよびジョン・チンコッタを除いて、ANZGHLの監査委員会と同一である。

ANZBGLの監査委員会憲章の条項は、ANZGHLのものと実質的に同一である。

ANZBGLの監査委員会の目的、役割および責任は、実質的にANZGHLのものと同一である。ANZGHLの監査委員会については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 - ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 7.2 監査委員会」を参照のこと。

監査委員会の委員の氏名および2025年度に開催された監査委員会会議への出席状況は、下表のとおりである。

取締役の氏名	出席資格を有する 会議の開催回数	出席回数
P D オサリバン	8	8
A ジェリー ⁽¹⁾	3	3
J P チンコッタ	8	8
R B M ギブ	8	8
G K ホッジス	8	8
C E オライリー（委員長）	8	8
S A セント・ジョン	8	8

(1) 2025年5月9日付で非執行取締役を退任。

当年度における監査委員会の活動状況および具体的な検討内容は、以下を含むがこれらに限定されない。

- ・ ANZBGLおよび当グループに関する以下の事項の監督およびレビューの提供により取締役会を支援する。
 - 財務報告原則および方針、統制ならびに手続き
 - 取締役会がその有効性を確保するのを支援する内部統制およびリスク管理の枠組み
 - 同委員会の委員長を通じて同委員会に機能上の報告経路を有し、同委員会に自由に接触できる当グループの内部監査機能の業務
 - 当グループとANZグループの財務書類の差異の検討を含む、当グループの財務書類およびその独立監査の完全性ならびに関連する法律および規制上の要件の当グループによる遵守
 - デュー・デリジェンス手続
 - 財務報告に関連する健全性の監督手続きおよびその他の規制上の要件
 - ANZBGLの外部監査人の任命および交代
 - 取締役会から付託されたその他の事項
- ・ 外部監査役に関して、
 - 外部監査人の選定、評価および必要に応じて交代を監督する。
 - 年次の監査契約書を見直し、同意する。
 - 年次の監査計画（内部監査との調整を含む。）を見直しおよび承認を行い、規制上の要件の達成を確保し、監査およびレビュー業務に課される報酬を承認する。
 - 外部監査人が提供できる非監査業務の分野を決定する。
 - 外部監査人が請け負うすべての監査および監査関連業務ならびに非監査業務の事前承認もしくはその他の承認を与える。事前承認の権限は同委員会の委員長に委任される、および/または同委員会により適用された特定の事前承認方針に従う。
 - 外部監査人が提供するすべての非監査業務に対する同委員会の承認について株主への開示を確保するよう努める。

- 当グループの財務書類と活動に関して外部監査人が作成および発行した監査報告書をレビューおよび監督し、懸念事項が適切適時な方法で管理および是正されていることを監視する。
- 重要な会計方針、国際財務報告基準に相当するオーストラリア基準（AIFRS）に基づき認められている財務情報のすべての代替処理ならびに外部監査人と経営陣との間のその他のすべての書面によるコミュニケーションに関して、外部監査人が作成した報告書の検討とレビューを行う。
- 当グループの財務報告に関する外部監査人と経営陣との意見の相違を解決する。
- 外部監査人の客観性および独立性に影響を与える可能性のあるすべての関係を外部監査人と協議し、外部監査人が独立した立場にあり、そのような独立性を損なうまたは損なうと見なされるような利益相反の状況がないことを確認する。
- 当グループとのすべての関係の詳細を含む独立性に関する年次および半期の声明を外部監査人が作成および提出することの確保に努める。
- 外部監査人の有効性について毎年の見直しを行う。
- 主任監査パートナーの交代、外部監査人の従業員および元従業員の雇用方針を含む、外部監査人の独立性、適合性、適切性および資格について毎年の見直しを行う。
- 当グループの監査に関与する外部監査法人またはその代表者が、規制当局による品質の審査を受けているかどうかを毎年検討する。

ANZBGLの監査委員会と実質的に同一であるANZGHLの監査委員会の目的、権限、機能および職務、委員の適格性および会議に関する要求事項に関する詳細は、ANZウェブサイト（www.anz.com/shareholder/centre/about/corporate-governance/）に掲載されている「ANZ 監査委員会憲章」を参照のこと。

内部監査

ANZBGLは独立した内部監査機能を有さず、ANZGHLの内部監査機能がANZBGLの内部監査を担っている。ANZGHLの内部監査については、上記「（1）コーポレート・ガバナンスの概要 - ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 8.1 内部監査」を参照のこと。

会計監査

（ ） 外部監査人

- ・ 外部監査人の名称： KPMG
- ・ 継続監査期間： 外部監査人は1969年以降連続して監査関連業務を行っている。
- ・ 業務を執行した公認会計士の氏名： Maria Trinci(マリア・トリンチ)
- ・ 監査業務に係る補助者の構成： 非公開

() 外部監査人を選定した理由(外部監査人の選定(または解任もしくは不再任の決定)方針を含む)

上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 - ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 8.2 外部監査」に記載されているANZウェブサイト内の「外部監査人との関係についての利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」を参照のこと。

「外部監査人との関係についての利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」に概説されているとおり、監査委員会は、

- ・ 外部監査人の選任、報酬、維持および監督の責任を有する(財務報告に関する経営陣と外部監査人との意見の相違の解決を含む。)。
- ・ 採用ごとに、または監査委員会により適用された特定の事前承認方針に基づき、すべての監査、監査関連業務および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性を定期的に評価する(最低年に1度の正式なレビューを含む。)
- ・ 外部監査人の有効性を定期的に検証する(最低年に1度の正式なレビューを含む。)
- ・ 外部監査人による業務の提供に対応する採用モデルを維持する。

() 最近2連結会計年度における外部監査人の異動

該当なし。

() 監査委員会による外部監査人の評価の内容

上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 - ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 8.2 外部監査」に記載されているANZウェブサイト内の「外部監査人との関係についての利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」を参照のこと。

監査委員会は、監査の外部入札を開始するかを含め、外部監査人の正式な年次業績評価を実施する。在任期間、監査の質、地域的および国際的な手腕や実績、独立性ならびにサンコープ・バンクの監査人としての豊富な知識や実績などの関連要因を考慮した後、監査委員会は2026年9月30日終了年度の監査についてKPMGの再任を決議した。監査委員会による外部監査人の職務遂行状況の評価の詳細は開示されていない。

() 監査人報酬

- ・ 外部監査人に対して支払った報酬

「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記32「監査人報酬」を参照のこと。

下記の表では、オーストラリアの外部監査人に対して支払われた監査報酬その他の報酬を記載している。

	2025年	2024年
	(単位:千ドル)	
KPMGオーストラリアに対する報酬		
ANZBGL(グループ)		
財務報告書の監査またはレビュー	14,923	11,016
監査関連業務	5,643	4,597
非監査業務	168	27
	20,734	15,640
ANZBGL(親会社)		
財務報告書の監査またはレビュー	12,304	10,486
監査関連業務	4,533	4,528
非監査業務	168	27
	17,005	15,041
子会社		
財務報告書の監査またはレビュー	2,619	530
監査関連業務	1,110	69
非監査業務	-	-
	3,729	599

・ 外部監査人と同一のネットワークに属する組織に対して支払った報酬

下記の表では、オーストラリア以外の外部監査人の関連法人に対して支払われた監査報酬その他の報酬を記載している。

	2025年	2024年
KPMG（オーストラリア以外）に対する報酬	(単位：千ドル)	
ANZBGL（グループ）		
財務報告書の監査またはレビュー	6,163	5,930
監査関連業務	2,303	2,191
非監査業務	96	153
	8,562	8,274
ANZBGL（親会社）		
財務報告書の監査またはレビュー	2,223	2,058
監査関連業務	1,022	809
非監査業務	-	-
	3,245	2,867
子会社		
財務報告書の監査またはレビュー	3,940	3,872
監査関連業務	1,281	1,382
非監査業務	96	153
	5,317	5,407

・ 非監査業務の内容

2001年会社法および業界の最良慣行の要件を組んだ当グループの「外部監査人との関係についての当グループの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」（以下「本方針」という。）は、外部監査人が外部監査人としての役割と対立するまたは独立性の要件に違反すると考えられるサービスを提供することを防止している。これは、コンサルティングの助言および経営陣が通常行う業務上の活動の下請け、ならびに外部監査人が自身の業務について意見を表明することが最終的に必要となる可能性のある契約を含む。

具体的に本方針は以下を定める。

- ・ 提供可能な非監査業務の範囲を限定する。
- ・ 監査業務、監査関連業務および認められる非監査業務については、監査委員会により承認を受けるか、または監査委員会委員長（もしくは代表者）により承認を受け監査委員会に通知する前に、独立性の規定に照らしてかつ潜在的な利益相反を考慮することを必要とする。
- ・ 当グループのための一切の契約を外部監査人が開始するには、事前承認を必要とする。

本方針の詳細は、上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 - ANZGHLのコーポレート・ガバナンス - 8.2 外部監査」に記載する。

外部監査人は監査委員会に対して、以下を確認した。

- ・ 適用法域における独立ルールを確実に遵守する手続きを実施した。
- ・ 当該法域において非監査業務の提供および本方針に関する適用ある政策および規則を遵守した。

監査委員会は、2025年度につき外部監査人が提供した非監査業務を検討し、これらの業務の提供は本方針に一致すること、2001年会社法が課す監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことを確認した。

これは監査委員会により取締役会に正式に報告された。

2025年9月30日に終了した年度中に外部監査人であるKPMG、またはKPMGを代理して他の者もしくは事務所により当グループに提供された非監査業務の分類、および当グループが支払済みまたは支払うべき金額（物品・サービス税を含む。）は以下のとおりである。

非監査業務	支払済金額/未払金額	
	2025年度	2024年度
	（単位：千ドル）	
方法、手続き、オペレーションおよび管理のレビュー	264	180
合計	264	180

KPMGに対して支払った報酬の詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の2025年度財務書類の注記32「監査人報酬」を参照のこと。かかる報酬には当年度に提供された監査関連業務に対する報酬795万ドル（2024年度：679万ドル）が含まれる。

上記の理由から、取締役は、2025年9月30日に終了した年度中の外部監査人による非監査業務の提供が、2001年会社法が課す外部監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことに満足している。

・ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬

該当事項なし。

・ 外部監査人に対する報酬の額の決定に関する方針

監査委員会が外部監査人の報酬の額を決定する責任を有する。

・ 監査委員会が同意をした理由

監査委員会は、当グループの事業活動の性質および規模に対して期待される外部監査人の作業成果の評価に加え、オーストラリアにおける類似の銀行に関する監査報酬案の見直しを含む一定の要因を十分考慮し、外部監査人の報酬案に同意した。

（4）【役員の報酬等】

該当事項なし。

（5）【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

- (イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行(「当行」)ならびに当行およびその被支配法人(当行と合わせて、「当グループ」)の2025年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類(連結財務書類および個別財務書類)は、オーストラリア会計基準(「AASs」)、およびオーストラリア会計基準審議会(「AASB」)が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会(「IASB」)が公表した国際会計報告基準(「IFRS」)および解釈指針に準拠して作成されたものである。なお、当行および当グループの英文財務書類はオーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)に提出され、オーストラリア証券取引所で公衆の縦覧に供されている。
- 当行が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「4.日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。
- 本書記載の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(「財務諸表等規則」)第328条第1項の規定の適用を受けている。
- (ロ) 2025年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類は、当行のオーストラリアの会計監査人であるケーピーエムジーの監査を受けている。監査報告書および同意書は、本書に掲載されている。
- なお、ケーピーエムジーによる監査を受けたことにより、当行および当グループの財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき日本の公認会計士または監査法人による監査を受けていない。
- (ハ) 本書記載の当行および当グループの財務書類(原文)は、豪ドルで表示されている。以下の財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき、2025年12月1日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場(1豪ドル=103.95円)の為替レートにより換算したものである。
- (ニ) 日本円への換算額ならびに「2.主な資産・負債及び収支の内容」から「4.日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、当行の原文の財務書類に含まれておらず、上記(ロ)の監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

損益計算書

9月30日終了事業年度	注記	連結				当行			
		2025年		2024年		2025年		2024年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息 ⁽¹⁾		63,959	6,648,538	60,678	6,307,478	50,309	5,229,621	49,868	5,183,779
支払利息		(46,056)	(4,787,521)	(44,641)	(4,640,432)	(38,727)	(4,025,672)	(38,622)	(4,014,757)
純利息収益	2	17,903	1,861,017	16,037	1,667,046	11,582	1,203,949	11,246	1,169,022
その他営業収入	3	4,245	441,268	4,484	466,112	5,452	566,735	9,791	1,017,774
営業収入		22,148	2,302,285	20,521	2,133,158	17,034	1,770,684	21,037	2,186,796
営業費用	4	(12,866)	(1,337,421)	(10,669)	(1,109,043)	(10,081)	(1,047,920)	(8,777)	(912,369)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益		9,282	964,864	9,852	1,024,115	6,953	722,764	12,260	1,274,427
貸倒引当金(繰入)/戻入	13	(435)	(45,218)	(406)	(42,204)	(428)	(44,491)	(126)	(13,098)
税引前利益		8,847	919,646	9,446	981,912	6,525	678,274	12,134	1,261,329
法人税	5	(2,771)	(288,045)	(2,816)	(292,723)	(1,486)	(154,470)	(1,879)	(195,322)
当期利益		6,076	631,600	6,630	689,189	5,039	523,804	10,255	1,066,007
内訳:									
当行株主に帰属する利益		6,035	627,338	6,595	685,550	5,039	523,804	10,255	1,066,007
非支配持分に帰属する利益		41	4,262	35	3,638	-	-	-	-

(1) 償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について、実効金利法を使用して算出された受取利息が、当グループに59,066百万ドル(2024年度:55,717百万ドル)、当行に44,346百万ドル(2024年度:43,743百万ドル)含まれている。

82ページから200ページ(訳注:原文のページ番号である。)の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度	連結				当行			
	2025年		2024年		2025年		2024年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期利益	6,076	631,600	6,630	689,189	5,039	523,804	10,255	1,066,007
その他の包括利益								
将来、損益に組み替えられない項目								
投資有価証券 - FVOCIで測定される 持分証券	(137)	(14,241)	148	15,385	(137)	(14,241)	145	15,073
その他の準備金の増減 ⁽¹⁾	(59)	(6,133)	(17)	(1,767)	(39)	(4,054)	(6)	(624)
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目								
為替換算調整勘定	(602)	(62,578)	(930)	(96,674)	208	21,622	(399)	(41,476)
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	843	87,630	2,069	215,073	723	75,156	1,888	196,258
その他の準備金の増減	508	52,807	(774)	(80,457)	455	47,297	(763)	(79,314)
上記項目に帰属する法人税	(327)	(33,992)	(402)	(41,788)	(296)	(30,769)	(344)	(35,759)
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽²⁾	12	1,247	(23)	(2,391)	-	-	-	-
当期包括利益合計	6,314	656,340	6,701	696,569	5,953	618,814	10,776	1,120,165
包括利益合計の内訳：								
当行株主に帰属するもの	6,308	655,717	6,676	693,970	5,953	618,814	10,776	1,120,165
非支配持分 ⁽¹⁾	6	624	25	2,599	-	-	-	-

(1) 当グループには、非支配持分に帰属する為替換算差額-35百万ドル(2024年度：10百万ドル)が含まれている。

(2) 当グループにおいて将来、損益に組み替えられる可能性のある、関連会社のその他の包括利益に対する当グループの持分には、以下が含まれる。

	2025年		2024年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
FVOCI準備金の利益/(損失)	18	1,871	(10)	(1,040)
確定給付制度の利益/(損失)	(6)	(624)	(13)	(1,351)
合計	12	1,247	(23)	(2,391)

82ページから200ページ(訳注：原文のページ番号である。)の注記は本財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	連結				当行			
		2025年		2024年		2025年		2024年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産									
現金および現金同等物	8	155,209	16,133,976	150,965	15,692,812	145,060	15,078,987	137,288	14,271,088
ANZの未収決済残高		23,394	2,431,806	5,484	570,062	22,030	2,290,019	5,019	521,725
支払担保		9,831	1,021,932	10,090	1,048,856	8,552	888,980	8,797	914,448
売買目的資産	9	48,248	5,015,380	45,755	4,756,232	40,608	4,221,202	38,427	3,994,487
デリバティブ金融商品	10	47,480	4,935,546	54,370	5,651,762	50,531	5,252,697	57,627	5,990,327
投資有価証券	11	165,540	17,207,883	140,262	14,580,235	136,585	14,198,011	113,966	11,846,766
正味貸付金および前渡金	12	829,986	86,277,045	804,032	83,579,126	612,855	63,706,277	588,998	61,226,342
規制上の預け金		541	56,237	665	69,127	245	25,468	222	23,077
被支配法人に対する債権		-	-	-	-	24,390	2,535,341	24,315	2,527,544
被支配法人に対する持分	24	-	-	-	-	24,488	2,545,528	24,316	2,527,648
関連会社に対する投資	25	1,140	118,503	1,415	147,089	-	-	-	-
当期税金資産		25	2,599	19	1,975	24	2,495	19	1,975
繰延税金資産	5	3,327	345,842	3,302	343,243	2,953	306,964	2,750	285,863
のれんおよびその他の無形資産	20	5,762	598,960	5,421	563,513	999	103,846	995	103,430
土地建物および設備機器		2,283	237,318	2,388	248,233	1,693	175,987	1,807	187,838
その他資産		4,905	509,875	5,417	563,097	3,456	359,251	3,645	378,898
資産合計		1,297,671	134,892,900	1,229,585	127,815,361	1,074,469	111,691,053	1,008,191	104,801,454
負債									
ANZの未払決済残高		31,144	3,237,419	16,188	1,682,743	27,189	2,826,297	11,317	1,176,402
受取担保		7,428	772,141	6,583	684,303	6,579	683,887	6,061	630,041
預金およびその他の借入金	14	956,401	99,417,884	905,166	94,092,006	751,573	78,126,013	703,870	73,167,287
デリバティブ金融商品	10	43,902	4,563,613	55,254	5,743,653	47,769	4,965,588	57,467	5,973,695
被支配法人に対する債務		-	-	-	-	27,055	2,812,367	25,660	2,667,357
当期税金負債		537	55,821	360	37,422	172	17,879	59	6,133
繰延税金負債	5	226	23,493	64	6,653	183	19,023	61	6,341
支払債務およびその他の負債	15	15,147	1,574,531	18,594	1,932,846	12,153	1,263,304	14,474	1,504,572
従業員受給権		688	71,518	644	66,944	488	50,728	457	47,505
その他引当金	21	2,479	257,692	1,584	164,657	1,959	203,638	1,319	137,110
発行済社債	16	169,274	17,596,032	156,388	16,256,533	133,491	13,876,389	122,950	12,780,653
負債合計		1,227,226	127,570,143	1,160,825	120,667,759	1,008,611	104,845,113	943,695	98,097,095
純資産		70,445	7,322,758	68,760	7,147,602	65,858	6,845,939	64,496	6,704,359
株主資本									
普通株式資本	22	27,053	2,812,159	27,065	2,813,407	26,976	2,804,155	26,988	2,805,403
準備金	22	(1,379)	(143,347)	(1,678)	(174,428)	(735)	(76,403)	(1,676)	(174,220)
利益剰余金	22	44,032	4,577,126	42,602	4,428,478	39,617	4,118,187	39,184	4,073,177
当行株主に帰属する株式資本 および準備金		69,706	7,245,939	67,989	7,067,457	65,858	6,845,939	64,496	6,704,359
非支配持分	22	739	76,819	771	80,145	-	-	-	-
株主資本合計		70,445	7,322,758	68,760	7,147,602	65,858	6,845,939	64,496	6,704,359

82ページから200ページ(訳注：原文のページ番号である。)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

	連結				当行			
	2025年		2024年		2025年		2024年	
9月30日終了事業年度	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期利益	6,076	631,600	6,630	689,189	5,039	523,804	10,255	1,066,007
営業活動による（に使用された）純 キャッシュフローとの調整：								
予想信用損失引当金	435	45,218	406	42,204	428	44,491	126	13,098
関連会社に対する投資の減損	285	29,626	-	-	-	-	-	-
減価償却費および償却費	1,100	114,345	944	98,129	750	77,963	749	77,859
のれんおよびその他の無形資産の減損	71	7,380	9	936	70	7,277	9	936
正味デリバティブ/外貨換算調整	3,868	402,079	3,244	337,214	3,972	412,889	1,876	195,010
投資の売却による（利益）/損失	-	-	21	2,183	-	-	-	-
その他の非現金項目の増減	10	1,040	(19)	(1,975)	104	10,811	111	11,538
営業資産の純（増加）/減少：								
支払担保	579	60,187	(1,968)	(204,574)	603	62,682	(1,581)	(164,345)
売買目的資産	(20,740)	(2,155,923)	(3,204)	(333,056)	(19,217)	(1,997,607)	(4,355)	(452,702)
正味貸付金および前渡金	(29,236)	(3,039,082)	(33,546)	(3,487,107)	(20,605)	(2,141,890)	(30,642)	(3,185,236)
正味グループ内貸付金および前渡金	-	-	-	-	1,665	173,077	(1,204)	(125,156)
その他資産	26	2,703	(268)	(27,859)	(477)	(49,584)	(343)	(35,655)
営業負債の純増加/（減少）：								
預金およびその他の借入金	50,130	5,211,014	43,060	4,476,087	39,097	4,064,133	41,140	4,276,503
ANZの未払決済残高	15,331	1,593,657	(2,905)	(301,975)	16,056	1,669,021	(5,127)	(532,952)
受取担保	595	61,850	(3,368)	(350,104)	234	24,324	(2,922)	(303,742)
その他の負債	(2,502)	(260,083)	2,010	208,940	(1,670)	(173,597)	1,347	140,021
調整額合計	19,952	2,074,010	4,416	459,043	21,010	2,183,990	(816)	(84,823)
営業活動による（に使用された）純 キャッシュフロー ⁽¹⁾	26,028	2,705,611	11,046	1,148,232	26,049	2,707,794	9,439	981,184
投資活動によるキャッシュフロー								
サンコープ・バンクの買収、 取得現金控除後	-	-	(4,914)	(510,810)	-	-	(6,247)	(649,376)
投資有価証券資産：								
購入	(83,292)	(8,658,203)	(84,777)	(8,812,569)	(71,410)	(7,423,070)	(77,131)	(8,017,767)
売却または満期による手取金	59,746	6,210,597	47,542	4,941,991	51,074	5,309,142	42,662	4,434,715
事業売却による手取金、売却事業 保有現金控除後	-	-	686	71,310	-	-	-	-
被支配法人に対する持分の純増減額	-	-	-	-	(163)	(16,944)	(21)	(2,183)
その他資産への純投資	(453)	(47,089)	(604)	(62,786)	(470)	(48,857)	(486)	(50,520)
投資活動による（に使用された）純 キャッシュフロー	(23,999)	(2,494,696)	(42,067)	(4,372,865)	(20,969)	(2,179,728)	(41,223)	(4,285,131)
財務活動によるキャッシュフロー								
預金およびその他の借入金の（返 済）/実行	(1,429)	(148,545)	(1,014)	(105,405)	-	-	-	-
発行済社債： ⁽²⁾								
発行額	45,938	4,775,255	50,604	5,260,286	37,241	3,871,202	46,870	4,872,137
償還額	(38,584)	(4,010,807)	(25,367)	(2,636,900)	(31,346)	(3,258,417)	(21,886)	(2,275,050)
配当金支払額	(4,665)	(484,927)	(5,252)	(545,945)	(4,627)	(480,977)	(5,220)	(542,619)
自己株式の市場での購入	(126)	(13,098)	(126)	(13,098)	(126)	(13,098)	(126)	(13,098)
リース負債の返済	(377)	(39,189)	(342)	(35,551)	(305)	(31,705)	(271)	(28,170)
資本の払戻し	-	-	(2,000)	(207,900)	-	-	(2,000)	(207,900)
ANZバンク・ニュージーランド 永久優先株式	-	-	252	26,195	-	-	-	-
財務活動による（に使用された）純 キャッシュフロー	757	78,690	16,755	1,741,682	837	87,006	17,367	1,805,300
現金および現金同等物の純増加/ （減少）	2,786	289,605	(14,266)	(1,482,951)	5,917	615,072	(14,417)	(1,498,647)
現金および現金同等物の期首残高	150,965	15,692,812	168,154	17,479,608	137,288	14,271,088	154,408	16,050,712
現金および現金同等物に関する 為替レート変動の影響	1,458	151,559	(2,923)	(303,846)	1,855	192,827	(2,703)	(280,977)
現金および現金同等物の期末残高	155,209	16,133,976	150,965	15,692,812	145,060	15,078,987	137,288	14,271,088

- (1) 当グループの営業活動による（に使用された）純キャッシュフローは、利息受取額64,001百万ドル（2024年度：59,657百万ドル）、利息支払額46,965百万ドル（2024年度：43,537百万ドル）および法人税納付額3,080百万ドル（2024年度：2,925百万ドル）を含む。当行の営業活動による（に使用された）純キャッシュフローは、利息受取額50,320百万ドル（2024年度：49,705百万ドル）、利息支払額39,189百万ドル（2024年度：38,351百万ドル）および法人税納付額2,053百万ドル（2024年度：2,084百万ドル）を含む。
- (2) 発行済社債に係る現金を伴わない変動には、当グループについては、主に公正価値ヘッジ調整および為替損失による未実現変動からの損失5,542百万ドル（2024年度：711百万ドルの利益）が含まれており、当行については、主に公正価値ヘッジおよび為替損失による未実現変動からの損失4,647百万ドル（2024年度：246百万ドルの利益）が含まれている。

82ページから200ページ(訳注：原文のページ番号である。)の注記は本財務書類の一部である。

持分変動計算書

連結	普通株式資本		準備金		利益剰余金		当行株主に帰属する株式 資本および準備金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2023年10月1日現在	29,082	3,023,074	(1,796)	(186,694)	41,277	4,290,744	68,563	7,127,124
当期利益 / (損失)	-	-	-	-	6,595	685,550	6,595	685,550
当期その他の包括利益	-	-	101	10,499	(20)	(2,079)	81	8,420
当期包括利益合計	-	-	101	10,499	6,575	683,471	6,676	693,970
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(5,267)	(547,505)	(5,267)	(547,505)
その他の資本増減：								
従業員持株およびオプション制度 ANZバンク・ニュージーランド	(17)	(1,767)	23	2,391	4	416	10	1,040
永久優先株式 ⁽¹⁾	-	-	-	-	(4)	(416)	(4)	(416)
資本の払戻し	(2,000)	(207,900)	-	-	-	-	(2,000)	(207,900)
その他の項目	-	-	(6)	(624)	17	1,767	11	1,143
2024年9月30日現在	27,065	2,813,407	(1,678)	(174,428)	42,602	4,428,478	67,989	7,067,457
当期利益 / (損失)	-	-	-	-	6,035	627,338	6,035	627,338
当期その他の包括利益	-	-	296	30,769	(23)	(2,391)	273	28,378
当期包括利益合計	-	-	296	30,769	6,012	624,947	6,308	655,717
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,580)	(476,091)	(4,580)	(476,091)
その他の資本増減：								
従業員持株およびオプション制度	(12)	(1,247)	(1)	(104)	2	208	(11)	(1,143)
その他の項目	-	-	4	416	(4)	(416)	-	-
2025年9月30日現在	27,053	2,812,159	(1,379)	(143,347)	44,032	4,577,126	69,706	7,245,939

連結	非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2023年10月1日現在	522	54,262	69,085	7,181,386
当期利益 / (損失)	35	3,638	6,630	689,189
当期その他の包括利益	(10)	(1,040)	71	7,380
当期包括利益合計	25	2,599	6,701	696,569
株主権に基づく株主との取引：				
配当金支払額	(32)	(3,326)	(5,299)	(550,831)
その他の資本増減：				
従業員持株およびオプション制度 ANZバンク・ニュージーランド	-	-	10	1,040
永久優先株式 ⁽¹⁾	256	26,611	252	26,195
資本の払戻し	-	-	(2,000)	(207,900)
その他の項目	-	-	11	1,143
2024年9月30日現在	771	80,145	68,760	7,147,602
当期利益 / (損失)	41	4,262	6,076	631,600
当期その他の包括利益	(35)	(3,638)	238	24,740
当期包括利益合計	6	624	6,314	656,340
株主権に基づく株主との取引：				
配当金支払額	(38)	(3,950)	(4,618)	(480,041)
その他の資本増減：				
従業員持株およびオプション制度	-	-	(11)	(1,143)
その他の項目	-	-	-	-
2025年9月30日現在	739	76,819	70,445	7,322,758

(1) 当グループの構成会社であるANZバンク・ニュージーランドが発行した永久優先株式は、当グループの非支配持分とみなされる。詳細は、注記22「株主資本」を参照のこと。

82ページから200ページ(訳注：原文のページ番号である。)の注記は本財務書類の一部である。

持分変動計算書

当行	普通株式資本		準備金		利益剰余金		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2023年10月1日現在	29,005	3,015,070	(2,222)	(230,977)	34,195	3,554,570	60,978	6,338,663
当期利益	-	-	-	-	10,255	1,066,007	10,255	1,066,007
当期その他の包括利益	-	-	527	54,782	(6)	(624)	521	54,158
当期包括利益合計	-	-	527	54,782	10,249	1,065,384	10,776	1,120,165
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(5,267)	(547,505)	(5,267)	(547,505)
その他の資本増減：								
従業員持株およびオプション制度	(17)	(1,767)	23	2,391	4	416	10	1,040
資本の払戻し	(2,000)	(207,900)	-	-	-	-	(2,000)	(207,900)
その他の項目	-	-	(4)	(416)	3	312	(1)	(104)
2024年9月30日現在	26,988	2,805,403	(1,676)	(174,220)	39,184	4,073,177	64,496	6,704,359
当期利益	-	-	-	-	5,039	523,804	5,039	523,804
当期その他の包括利益	-	-	942	97,921	(28)	(2,911)	914	95,010
当期包括利益合計	-	-	942	97,921	5,011	520,893	5,953	618,814
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,580)	(476,091)	(4,580)	(476,091)
その他の資本増減：								
従業員持株およびオプション制度	(12)	(1,247)	(1)	(104)	2	208	(11)	(1,143)
2025年9月30日現在	26,976	2,804,155	(735)	(76,403)	39,617	4,118,187	65,858	6,845,939

82ページから200ページ(訳注：原文のページ番号である。)の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

連結財務書類注記

1. 当グループの財務書類について

一般情報

本連結財務書類は、ANZBGL（「当行」）およびその被支配法人（「当グループ」または「連結事業体」と総称する。）の2025年9月30日に終了した事業年度の連結財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構え、債券が証券取引所に上場されている上場会社である。当行はANZGHLの子会社であり、公認預金受入機関（「ADI」）としてオーストラリア健全性規制庁（「APRA」）による規制を受けている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。当グループは個人顧客および企業顧客に銀行および金融サービスを提供しており、29の市場にわたって営業している。

2025年11月7日、取締役はこれらの財務書類の発行の承認を決議した。財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 情報の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当グループの業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中のグループ事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来のグループ業績に影響する重要な業務に関する情報である（定性的要因）
- ・ 2001年会社法、1959年銀行法（オーストラリア連邦）の規制要件に基づき、もしくはオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア健全性規制庁（「APRA」）など当グループの主たる規制当局により求められる情報である

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当グループの財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

財務報告は、オーストラリア会計基準（「AAS」）、およびオーストラリア会計基準審議会（「AASB」）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（「IASB」）が公表した国際財務報告基準（「IFRS」）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告（Tier 1）である。

当グループの財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。当グループの各社の財務書類は、各社が営業を行う主たる経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定される。ASIC企業向け（財務書類/取締役会報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。

一部の比較情報は、当年度の作成基準に合わせて修正再表示されている。

測定および表示の基準

財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法により作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品および公正価値ヘッジにおいてヘッジされた原項目に対して行われる公正価値調整
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債（「FVTPL」）
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（「FVOCI」）金融資産

AASB第119号「従業員給付」に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

連結基準

当グループの連結財務書類は、当行および当行の全子会社の財務書類で構成される。ある事業体について当行の支配が存在すると認められる場合、その事業体（組成された事業体を含む。）は当グループの子会社とされる。当グループが事業体への関与を通じてリターンの変動にさらされるか、あるいはリターンの変動に対する権利を有し、かつその事業体に対する支配力を通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には支配関係が存在する。当グループは、事業体における関連性のある活動を指図する現在の能力を当行に与える権利を検討することで支配力を評価している。当グループ内の法人間取引は、連結ベースですべて消去されている。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで関連する機能通貨へ換算される。報告日において、外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨へ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

当グループは、FVTPLで測定されるものとして分類される非貨幣性項目の換算差額を測定し、公正価値評価損益の一部として報告している。FVOCIで測定される投資有価証券に分類された非貨幣性項目に関して換算差額は、その他の包括利益に含まれる。

オーストラリアドル以外を機能通貨とする海外事業の財務書類

海外事業の財務書類は、以下の手法を用いて、当グループの財務書類に連結するためにオーストラリアドルに換算される。

外貨建て項目	使用する為替レート
資産および負債	報告日のレート
資本	当初の投資日のレート
収益および費用	当該期間の平均レート - ただし、重要と考えられる取引について、平均レートが合理的ではないと当社が考える場合、取引日のレートを使用

海外事業の財務書類の換算から生じる換算差額は、資本の為替換算調整勘定に計上される。海外事業を処分する場合、かかる累積換算差額は損益に振り替えられる。

受託業務

当グループは、保管、名義人および受託サービスを含む信託サービスを第三者に提供している。これに伴い、当グループは、第三者に代わり資産を保有、ならびに金融商品の購入および売却に関する意思決定を行う。当グループが資産の実質所有者でない場合、もしくは資産を支配していない場合、本財務書類においてこれらの取引は認識されない。ただし、会計基準または規制で要求される場合を除く。

重要な判断および見積り

当グループの会計方針を適用する過程で、経営陣は数多くの判断を下し、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考えられる重要な判断および見積りに関する詳しい情報は、関連するそれぞれの財務書類注記に含まれている。

世界経済は依然として、通商上および地政学的緊張の継続が引き起こす世界的な不確実性の影響ならびに気候変動の影響を反映した困難な課題に直面しており、これらが本財務書類の作成における見積りの不確実性のレベルを高めている。

当グループは、業務を通じて直接的に、または顧客への貸出等を通じて間接的に、気候リスクにさらされている。気候リスクはまた、当グループのリスク管理の枠組みの中の他のリスクの要因である可能性もある。当グループにとって最も重要性の高い気候リスクは、ビジネス顧客およびリテール顧客への貸出から発生し、これは信用リスクの一因となる。

当グループは、2025年9月30日現在における将来の事象について、このような状況下で合理的と考えられる見込みおよび仮定を反映した経済状況の予測に基づく様々な会計上の見積りを本財務報告において行っている。したがって、これらの見積りの作成においては、相当なレベルの判断が行われている。予測した事象は予期したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況がこれらの予測と相違する可能性は高く、こうした相違による影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。これらの予測および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失、および関連会社に対する投資を含む非金融資産の回収可能価額に関連している。

これらの不確実性がそれぞれの会計上の見積りに与える影響については、他の重要な見積りに関連して行われた仮定および判断とともに、本財務書類の関連する注記に記載されている。本財務書類の読者は、上記の固有の不確実性に照らして本開示を検討すべきである。

当期に採用された会計基準

別途注記されている場合を除き、会計方針は表示されているすべての期間に継続的に適用されている。

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債

AASB2022-5号「オーストラリア会計基準の改正 - セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」は、AASB第16号「リース」を改正し、セール・アンド・リースバック取引の売手である借手による変動支払リース料の会計処理を規定している。この改正は、2024年10月1日より発効したが、当グループに対する重要な影響はなかった。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の改正、解釈指針が公表されているが、2025年9月30日終了年度の財務書類について適用義務はなく、当グループによる本財務書類の作成において適用されていない。これらの会計基準の詳細は以下に記載されている。

AASB第18号「財務諸表の表示および開示」

2024年6月、AASBはAASB第18号「財務諸表の表示および開示」（「AASB第18号」）を発行した。これは、財務諸表における情報の表示および開示の要件をアップデートし、置き換えるものである。AASB第18号は、連結損益計算書における新たに定義された小計の表示、経営者が定義する業績指標の開示、および情報の集約に関する要件を導入している。この基準は、2027年10月1日に開始される会計年度より適用される。当行は現在、この基準の適用による影響を評価している。

AASB第9号「金融商品」の分類および測定の改訂

2024年7月、AASBはAASB2024-2号「オーストラリア会計基準の改訂 - 金融商品の分類および測定」を発行した。これは電子決済システムを使用した金融負債の決済ならびに環境、社会的、コーポレート・ガバナンスおよび類似した特徴を持つ金融資産の契約上のキャッシュフローの性格の評価に関する要件を改訂するものである。この改訂は2026年10月1日に開始される会計年度より適用される。当行は現在、この基準の適用による影響を評価している。

自然依存電力契約

2025年2月、AASBはAASB2025-1号「オーストラリア会計基準の改訂 - 自然依存電力を参照する契約」を発行した。これは、自然依存電力購入契約（「PPA」）についての「自己使用」の免除の適用およびデリバティブ金融商品に分類されるPPAのヘッジ会計要件に関するガイダンスを充実させるものである。この改訂はまた、一定のPPAについての新たな開示要件を導入している。この改訂は2026年10月1日に開始される会計年度より適用される。当行は現在、これらの改訂の適用による影響を評価している。

関連するAASBによる公表

AASBサステナビリティ報告基準

2024年9月、AASBは次の2件のサステナビリティ報告基準を公表した。全般的なサステナビリティ関連財務開示に関する任意基準であるAASB S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」および、短期、中期または長期的に当グループのキャッシュフロー、金融へのアクセスまたは資本コストに影響を及ぼすと合理的に見込まれる気候関連財務リスクと機会の開示を要求する強制適用基準であるAASB S2号「気候関連開示」（「AASB S2号」）。AASB S2号は、2025年10月1日に開始される会計年度より当グループに適用される。

2. 純利息収益

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
受取利息の金融資産の種類別の内訳				
償却原価で測定される金融資産	53,121	51,178	39,516	39,777
FVOCIで測定される投資有価証券	5,945	4,539	4,830	3,966
売買目的資産	1,923	2,217	1,622	1,954
FVTPLで測定される金融資産	2,970	2,744	3,015	2,821
外部受取利息	63,959	60,678	48,983	48,518
被支配法人収益	-	-	1,326	1,350
受取利息	63,959	60,678	50,309	49,868
支払利息の金融負債の種類別の内訳				
償却原価で測定される金融負債	(42,982)	(41,472)	(34,290)	(34,130)
空売り有価証券	(397)	(649)	(359)	(615)
FVTPLで測定される金融負債	(2,226)	(2,131)	(2,161)	(1,977)
外部支払利息	(45,605)	(44,252)	(36,810)	(36,722)
被支配法人費用	-	-	(1,471)	(1,511)
支払利息	(45,605)	(44,252)	(38,281)	(38,233)
大手銀行税	(451)	(389)	(446)	(389)
純利息収益	17,903	16,037	11,582	11,246

認識および測定**純利息収益****受取利息および支払利息**

売買目的保有に分類されるもの、FVOCIで測定される資産、ならびにFVTPLで測定するものとして指定された資産および負債を含むすべての金融商品の純利息収益の受取利息および支払利息を認識している。当グループは、償却原価で保有する資産の償却原価を算出する際、ならびに償却原価およびFVOCIで測定される金融資産の受取利息を認識する際に、実効金利法を用いている。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割り引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これらは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、ANZBGLの特定の負債に対し0.06%の税率を適用する。この銀行税は金融費用であり、損益計算書上で支払利息として表示される。

3. その他営業収入

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
手数料およびコミッション収益				
貸付手数料 ⁽¹⁾	436	420	389	394
非貸付手数料	2,283	2,272	1,501	1,551
コミッション	63	75	37	48
資産運用収入	251	241	29	14
外部手数料およびコミッション収益	3,033	3,008	1,956	2,007
被支配法人収益	-	-	189	192
手数料およびコミッション収益	3,033	3,008	2,145	2,199
手数料およびコミッション費用	(1,145)	(1,044)	(605)	(555)
手数料およびコミッション収益(純額)	1,888	1,964	1,540	1,644
その他収入				
為替差益およびその他金融商品による収益(純額) ⁽²⁾	2,348	2,166	1,751	1,941
保険事業収入純額	95	122	-	-
関連会社投資の持分利益/(損失)	106	134	-	-
事業体の解散に伴う為替換算調整勘定の戻入	15	22	15	-
AmBankへの投資の売却損	-	(21)	-	-
PT Paninの減損	(285)	-	-	-
被支配法人から受領した配当金	-	-	2,016	6,104
その他	78	97	130	102
その他収入	2,357	2,520	3,912	8,147
その他営業収入	4,245	4,484	5,452	9,791

(1) 実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 金利リスクおよび為替リスクを管理するための、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動(実現および未収利息を除く。)、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、FVTPLで測定される金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

認識および測定**その他営業収入****手数料およびコミッション収益**

当グループは、顧客との契約から発生する手数料およびコミッション収益を、(a)履行義務が1報告期間を超える期間にわたって充足される場合には期間の経過に従って、または(b)履行義務が直ちにもしくは1報告期間内に充足される場合にはある一時点で認識している。

- ・ 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。貸付手数料には、特定の保証またはコミットメント手数料（当該貸付または保証を利用しない可能性が高い場合）およびその他の手数料で原貸付商品とは別個に認識される区分可能な商品またはサービスの顧客への提供に関するものが含まれている。
- ・ 非貸付手数料には、預金およびクレジットカード口座に伴う手数料、インターチェンジ・フィーならびに国外取引手数料などの特定の顧客取引に対する手数料が含まれる。当グループが顧客に複数の商品またはサービスを同一の契約に基づいて提供する場合、当グループは当該契約の取引価格を、各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて個別の履行義務に配分する。収益は、各履行義務の充足時に認識される。
- ・ コミッションは、当グループが代理人として行動する場合の第三者からの手数料を表すもので、この場合は、第三者（保険のプロバイダー等）が顧客に商品およびサービスを提供するよう手配する。このような場合、当グループは顧客に原商品またはサービスを提供する主たる責任を負わない。当グループが第三者に代わって代理人として行動している際に資金を回収する場合、当グループはコミッション純額分のみを収益として認識する。コミッションが、当グループの支配の及ばない要因によって変動する場合（トレイル・コミッション等）、将来の期間に変動する金額の重大な戻入が必要とならない可能性が高い場合にのみ、収益が認識される。
- ・ 資産運用収入は、財務アドバイスおよび資産運用サービスの提供に対して顧客から稼得した手数料である。収益は、財務アドバイスが提供された時点、または資産運用サービスが提供された期間にわたって認識される。資産運用業務に伴うパフォーマンス・フィーは、当該パフォーマンス水準の達成の可能性が高くなった場合にのみ、認識される。

為替差益およびその他金融商品による収益（純額）

当グループでは、以下の為替差益およびその他金融商品による収益（純額）を認識する。

- ・ 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- ・ 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く。）
- ・ 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分
- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象の公正価値調整の未償却額およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された金額
- ・ FVTPLで測定されるもしくは売買目的保有の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ FVOCIで測定に分類された負債性金融商品の売却時にFVOCI準備金から振り戻される金額
- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の認識中止時の利益または損失

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、当該資産の支配が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

関連会社投資の持分利益/（損失）

関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当行の持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

4. 営業費用

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
人件費				
給与および関連費用	5,955	5,475	4,017	3,938
年金費用	505	443	393	368
株式決済型株式報酬	121	139	108	124
その他	133	83	89	53
人件費	6,714	6,140	4,607	4,483
土地建物費				
賃借料	87	74	56	52
減価償却費	458	436	327	332
その他	191	178	135	123
土地建物費	736	688	518	507
テクノロジー費				
減価償却費および償却費	496	501	422	416
サブスクリプション・ライセンス費用および外注サービス費	1,331	1,155	866	782
その他	393	238	236	174
テクノロジー費	2,220	1,894	1,524	1,372
組織再編費用	764	235	544	190
その他				
広告・広報費	216	200	164	158
専門家報酬	957	766	841	716
運送料、文房具、郵便および通信	179	170	125	126
カード処理手数料	87	107	83	103
その他の無形資産の償却費および減損 ⁽¹⁾	144	7	-	-
非貸付損失、不正および偽造 ⁽²⁾	383	83	360	56
その他	466	379	1,315	1,066
その他	2,432	1,712	2,888	2,225
営業費用	12,866	10,669	10,081	8,777

(1) 当グループの2025年度において、サンコープ・バンクの買収に関連して買収会計の一環として認識された取得無形資産の償却費143百万ドル(2024年度：ゼロ)を含む。

(2) 当グループおよび当行の2025年度において、ASICによる制裁金240百万ドル(2024年度：ゼロ)を含む。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当グループにサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用 - 年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員受給権で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当グループが負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定が含まれる。その結果は、報告日時点の市場利回りを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利により決定される。

短期現金賞与の支給が見込まれる場合、当グループが当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。

株式報酬を付与した後、従業員の辞職、契約終了、重大な不正行為による解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れない。

当年度および前年度に当グループが運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記29「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

5. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する計算上の法人税費用との調整

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
税引前利益	8,847	9,446	6,525	12,134
計算上の法人税費用(税率30%)	2,654	2,834	1,958	3,640
永久差異に係る税効果				
関連会社投資の持分(利益)/損失	(32)	(41)	-	-
転換型金融商品の利息	105	124	105	124
海外税率差異	(159)	(156)	(85)	(93)
配当金の送金に課される外国税引当金	33	36	29	33
損金不算入ASIC罰科金	72	-	72	-
PT Paninの減損	86	-	-	-
請求可能および益金不算入配当金	-	-	(605)	(1,831)
その他	18	(1)	8	(8)
小計	2,777	2,796	1,482	1,865
過年度の法人税計上(超過)/不足額	(6)	20	4	14
法人税費用	2,771	2,816	1,486	1,879
当期税金費用	3,154	3,063	1,695	1,956
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	(6)	20	4	14
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/(収入)	(377)	(267)	(213)	(91)
法人税費用	2,771	2,816	1,486	1,879
オーストラリア	1,299	1,481	1,082	1,476
海外	1,472	1,335	404	403
法人税費用	2,771	2,816	1,486	1,879
実効税率	31.3%	29.8%	22.8%	15.5%

繰延税金資産および負債

	連結		当行	
	2025年	2024年 ⁽¹⁾	2025年	2024年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)			
繰延税金資産の残高は、以下に帰属する一時差異で構成される				
損益計算書に認識された金額：				
一括評価される予想信用損失引当金	1,249	1,216	952	898
個別に評価される予想信用損失引当金	114	86	84	60
従業員受給権引当金	316	309	236	234
その他引当金	403	282	317	214
ソフトウェア	1,105	1,014	969	894
リース負債	492	523	390	416
その他	241	206	188	165
合計	3,920	3,636	3,136	2,881
その他の包括利益に直接認識された金額：				
為替換算調整勘定	36	15	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	-	217	-	217
FVOCI準備金	232	245	232	243
その他の準備金	9	2	7	1
合計	277	479	239	461
繰延税金資産合計（相殺前）	4,197	4,115	3,375	3,342
相殺規定に従った繰延税金残高の相殺	(870)	(813)	(422)	(592)
繰延税金資産純額	3,327	3,302	2,953	2,750

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
繰延税金負債の残高は、以下に帰属する一時差異で構成される				
損益計算書に認識された金額：				
無形資産	163	-	-	-
配当金の送金に課される外国税引当金	113	112	64	61
使用権資産	420	446	334	352
その他	182	222	74	182
合計	878	780	472	595
その他の包括利益に直接認識された金額：				
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	65	32	2	1
FVOCI準備金	102	15	91	13
確定給付債務	50	42	39	36
その他の準備金	1	8	1	8
合計	218	97	133	58
繰延税金負債合計（相殺前）	1,096	877	605	653
相殺規定に従った繰延税金残高の相殺	(870)	(813)	(422)	(592)
繰延税金負債純額	226	64	183	61

(1) 比較情報は、基礎となる金額の性質をより適切に反映するために、当年度の作成基準に合わせて修正再表示されている。

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。ANZGHLは、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーに関する法人税費用 / 収益および一時差異から生ずる繰延税金負債 / 資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期税金負債および資産は、ANZGHLにおいて（連結納税グループの筆頭企業として）認識される。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、連結納税グループのメンバーおよび筆頭企業であるANZGHLとの間での支払済または未払の税拠出額は、連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

(収益勘定における)未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、当グループが合計で2百万ドル(2024年度:10百万ドル)、当行が1百万ドル(2024年度:ゼロ)である。

発生し得る追加の外国税額(海外支店および子会社の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定)に関連する未認識繰延税金負債は、当グループが合計263百万ドル(2024年度:251百万ドル)、当行が29百万ドル(2024年度:27百万ドル)である。

認識および測定

法人税費用

法人税費用は、当期税金と繰延税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務処理上の(課税所得)の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他の包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他の包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率(および税法)に基づいている。当期税金は、未払額(または還付可能額)について、負債(または資産)が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率(および税法)に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

当期税金および繰延税金資産ならびに負債は、以下の場合についてのみ相殺する。

- ・ 同一課税当局により課された法人税に関する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額決済する意思がある場合。
- ・ 該当する法域の税法で認められている場合。

当グループは、経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを実施するために、当グループが事業活動を行っている法域において制定済みまたは実質的に制定されている税法から発生する繰延税金を、認識または開示していない。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションに関する引当金を決定する際には判断が求められる。当グループでは、事業活動を行っている各国の該当する法律にかかる当グループの理解に基づいて、税金負債を見積もっており、適切な場合には独立した助言を求めている。

6. 配当金

普通株式配当

当行の取締役会が決定した配当金は、配当支払日に対応する利益剰余金の減少とともに認識される。したがって、当会計年度について提案された最終配当金は、翌会計年度の支払となる。

配当金		1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2024会計年度			
2023年度 ANZ BH Pty Ltdへの最終配当金支払額		92セント	2,771
2024年度 ANZ BH Pty Ltdへの中間配当金支払額		83セント	2,496
2024年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			5,267
2025会計年度			
2024年度 ANZ BH Pty Ltdへの最終配当金支払額		82セント	2,472
2025年度 ANZ BH Pty Ltdへの中間配当金支払額		70セント	2,108
2025年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,580
提案済みで年度終了後に支払われる配当金			
	支払日	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2025年度最終配当金	2025年 12月19日	82セント	2,476

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、当行普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する会計年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本金金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

ANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、当行が支払予定日に配当金、分配金を支払えなかった場合、当行の普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある（ただし、様々な例外も認められている。）。

7. セグメント報告

セグメントの説明

当グループの営業セグメントは、最高経営意思決定者である最高経営責任者（「CEO」）に提供される内部情報と同じ基準で表示されている。これは、当グループの法的構造ではなく、業務の管理方法を反映している。

営業セグメントの業績は現金利益ベースで測定されている。現金利益を計算するために、株主に帰属する税引後利益から複数の項目が除外されている。この調整には、経済ヘッジと収益および費用ヘッジの影響が含まれており、これらは将来の収益を通じて戻し入れられる期間差異を表している。サンコーブ・バンク買収の会計処理の一環として無形資産が認識されており、これらの無形資産の償却費は、2025年度に生じた現金利益の調整として扱われている。当グループ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、該当する場合には、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

報告セグメントは、異なる商品・サービス、もしくは異なる地域で同様の商品・サービスを提供している部門である。報告セグメントは以下のとおりである。

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客にあらゆる銀行サービスを提供している。これには、住宅ローン、預金、クレジットカード、個人ローンが含まれる。商品およびサービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センター、様々なセルフサービス・チャンネル（デジタル・バンキングおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATM、およびテレホンバンキング）、および外部のブローカーを通じて提供される。

オーストラリア商業

オーストラリア商業部門は、SMEバンキング（小規模事業主および中規模商業顧客）ならびに多角的スペシャリスト事業（大規模商業顧客ならびに富裕層の個人顧客および同族グループ）という顧客セグメントにわたり、アセット・ファイナンスを含むあらゆる銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、グローバルな機関顧客および法人顧客ならびにオーストラリア、ニュージーランドおよび国外の政府（パプアニューギニア（「PNG」）を含む。）に、以下の事業ユニットを通じてサービスを提供する。

- ・ **トランザクション・バンキング**は、荷為替取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。
- ・ **コーポレート・ファイナンス**は、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンス、サステナブル・ファイナンス・ソリューションを顧客に提供する。
- ・ **マーケットツ**は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク管理サービスを顧客に提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ **パーソナル**は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人およびプライベート・バンキングの顧客に提供する。また、インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリスト、プライベート・バンカー、コンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ **ビジネスおよび農業**は、デジタル、支店およびコンタクト・センターのチャネルを通じたあらゆる銀行サービス、ならびに専任のマネジャーを通じての従来のリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを提供する。これらは、未上場の中小企業および農業事業セグメントを対象としている。

サンコープ・バンク

サンコープ・バンク部門は、オーストラリアのリテール、商業、中小企業および農業関連の顧客に対して、銀行業務および関連サービスを提供している。

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む。）、ならびに太平洋地域の政府（法人部門の一部であるPNGを除く。）に商品・サービスを提供する。

グループ・センター

グループ・センター部門は、技術、資産、リスク管理、財務管理、トレジャリー、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務およびシェアホルダー・ファンクションズなど、オペレーティング部門をサポートする。アジアにおける少数持分投資も含まれる。

営業セグメント
連結

2025年9月30日に終了した事業年度	オース	オース		ニュー	サン	パシ	グルー	当グルー プ合計
	トラリ ア・リ テール	トラリ ア商業	法人	ジーラ ンド	コー プ・バ ンク	フィッ ク	プ・セ ンター	
	(単位：百万ドル)							
純利息収益	5,246	3,180	4,154	3,239	1,640	108	336	17,903
手数料およびコミッション収益 (純額)	513	275	677	383	53	12	(25)	1,888
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	113	31	1,981	2	13	77	(147)	2,070
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	5,872	3,486	6,812	3,624	1,706	197	164	21,861
営業費用 ⁽³⁾	(4,015)	(1,520)	(3,081)	(1,407)	(1,073)	(144)	(1,483)	(12,723)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益/(損失)	1,857	1,966	3,731	2,217	633	53	(1,319)	9,138
貸倒引当金(繰入)/戻入	(289)	(102)	(31)	19	(36)	4	-	(435)
税引前現金利益/(損失)	1,568	1,864	3,700	2,236	597	57	(1,319)	8,703
法人税(費用)/利益 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	(520)	(562)	(1,092)	(627)	(179)	(12)	261	(2,731)
非支配持分	-	-	-	-	-	(2)	(39)	(41)
現金利益/(損失)	1,048	1,302	2,608	1,609	418	43	(1,097)	5,931
経済ヘッジ ⁽¹⁾								128
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾								76
取得無形資産の償却費 ⁽³⁾								(100)
当行株主に帰属する税引後利益								6,035
以下の非現金項目を含む:								
関連会社投資の持分利益/(損失)	-	-	-	-	-	-	106	106
減価償却費および償却費 ⁽⁴⁾	(46)	(8)	(176)	(99)	(69)	(9)	(550)	(1,100)
関連会社に対する投資の減損	-	-	-	-	-	-	(285)	(285)
ソフトウェアの減損	(6)	-	-	-	-	-	(64)	(70)
株式決済型株式費用	(8)	(5)	(74)	(3)	(2)	(1)	(28)	(121)
貸倒引当金(繰入)/戻入	(289)	(102)	(31)	19	(36)	4	-	(435)

財政状態	オース	オース		ニュー	サン	パシ	グルー	当グルー プ合計
	トラリ ア・リ テール	トラリ ア商業	法人	ジーラ ンド	コー プ・バ ンク ⁽³⁾	フィッ ク	プ・セ ンター	
	(単位：百万ドル)							
のれん	100	-	1,193	1,526	1,346	-	-	4,165
関連会社に対する投資	-	-	-	-	-	-	1,140	1,140
外部資産合計	351,601	67,524	632,279	126,104	89,369	3,354	27,440	1,297,671
外部負債合計	190,522	123,936	502,702	120,644	82,791	3,858	202,773	1,227,226

(1) 経済ヘッジについての現金利益調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に適用され、178百万ドルの利益がその他営業収入に認識され、50百万ドルの費用が法人税費用に認識されている。

(2) 収益および費用ヘッジについての現金利益調整は、グループ・センター部門に適用され、109百万ドルの利益がその他営業収入に認識され、33百万ドルの費用が法人税費用に認識されている。

(3) 取得無形資産の償却費についての現金利益調整は、サンコープ・バンク部門に適用され、143百万ドルの損失が営業費用に認識され、43百万ドルの利益が法人税利益に認識されている。

(4) 当グループの減価償却費および償却費合計には、現金利益調整として認識され、サンコープ・バンク部門に適用されている取得無形資産の償却費143百万ドルが含まれている。

2024年9月30日に終了した事業年度	オース	オース		ニュー	サン	パシ	グルー	当グルー ブ合計
	トラリ ア・リ テール	トラリ ア商業	法人	ジーラ ンド	コー プ・バ ンク	フィッ ク	プ・セ ンター	
	(単位：百万ドル)							
純利息収益	5,223	3,164	3,741	3,143	251	123	392	16,037
手数料およびコミッション収益(純額)	531	300	740	399	6	14	(26)	1,964
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	133	42	2,408	-	-	77	122	2,782
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	5,887	3,506	6,889	3,542	257	214	488	20,783
営業費用	(3,516)	(1,507)	(2,875)	(1,376)	(188)	(138)	(1,069)	(10,669)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現 金利益/(損失)	2,371	1,999	4,014	2,166	69	76	(581)	10,114
貸倒引当金(繰入)/戻入	(71)	(80)	10	(28)	(243)	8	(2)	(406)
税引前現金利益/(損失)	2,300	1,919	4,024	2,138	(174)	84	(583)	9,708
法人税(費用)/利益 ⁽¹⁾⁽²⁾	(693)	(577)	(1,166)	(602)	52	(22)	120	(2,888)
非支配持分	-	-	-	-	-	(2)	(33)	(35)
現金利益/(損失)	1,607	1,342	2,858	1,536	(122)	60	(496)	6,785
経済ヘッジ ⁽¹⁾								(264)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾								74
取得無形資産の償却費								-
株主に帰属する税引後利益								6,595
以下の非現金項目を含む:								
関連会社投資の持分利益/(損失)	-	-	-	-	-	-	134	134
減価償却費および償却費	(56)	(6)	(171)	(107)	(46)	(9)	(550)	(945)
株式決済型株式費用	(6)	(5)	(97)	(5)	-	(1)	(25)	(139)
貸倒引当金(繰入)/戻入	(71)	(80)	10	(28)	(243)	8	(2)	(406)

財政状態	オース	オース		ニュー	サン	パシ	グルー	当グルー ブ合計
	トラリ ア・リ テール	トラリ ア商業	法人	ジーラ ンド	コー プ・バ ンク ⁽³⁾	フィッ ク	プ・セ ンター	
	(単位：百万ドル)							
のれん	100	-	1,245	1,596	1,402	-	-	4,343
関連会社に対する投資	-	-	-	-	-	-	1,415	1,415
外部資産合計	335,356	65,456	574,998	127,032	87,185	3,162	36,396	1,229,585
外部負債合計	180,801	122,029	460,053	120,203	81,610	3,686	192,443	1,160,825

(1) 経済ヘッジについての現金利益調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に適用され、368百万ドルの損失がその他営業収入に認識され、104百万ドルの利益が法人税費用に認識されている。

(2) 収益および費用ヘッジについての現金利益調整は、グループ・センター部門に適用され、106百万ドルの利益がその他営業収入に認識され、32百万ドルの費用が法人税費用に認識されている。

(3) 取得した資産および引き受けた負債は、暫定ベースで開示されている。詳細については、注記33サンコープ・バンクの買収を参照のこと。

商品・サービス別のセグメント収入

いずれの部門も、主な社外収入源は受取利息およびその他営業収入であり、その他営業収入には、手数料およびコミッション収益（純額）、為替差益およびその他金融商品による収益（純額）が含まれる。オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびパシフィック部門の収入源は、リテール銀行業と商業銀行業の商品およびサービスである。法人部門の収入源は、法人向けの商品およびマーケット・サービスである。当グループの収入の10%超を占める単一の顧客はいない。

地域別の情報

報告セグメントは3地域で次のとおり営業している。

- ・ オーストラリア・リテール部門 - オーストラリア
- ・ オーストラリア商業部門 - オーストラリア
- ・ 法人部門 - 3地域すべて
- ・ ニュージーランド部門 - ニュージーランド
- ・ サンコープ・バンク部門 - オーストラリア
- ・ パシフィック部門 - その他の地域
- ・ グループ・センター部門 - 3地域すべて

その他の地域には、アジア、パシフィック、ヨーロッパ、南北アメリカが含まれる。

下表は、当グループが事業を営む地域別に、営業収入合計および1年超の期間に回収される資産を示したものである。

	オーストラリア		ニュージーランド		その他の地域		合計	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)							
営業収入合計	14,180	12,794	4,893	4,400	3,075	3,327	22,148	20,521
1年超の期間に回収される資産 (1)	524,001	498,091	123,343	121,455	36,347	25,444	683,691	644,990

(1) 正味貸付金および前渡金を契約上の満期日に基づいて示している。

金融資産およびその他の売買目的資産

以下に、当グループが注記8から13までの開示に関連している金融資産を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定

金融資産 - 全般

AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）においては、金融資産に関して、償却原価による測定、FVTPLによる測定、FVOCIによる測定の3つの測定区分がある。金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定区分に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル。
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか。）。

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルで保有されている。
- ・ FVOCI：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することまたは資産を売却することを目的とするビジネスモデルで保有されている。
- ・ FVTPL：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

金融資産の公正価値オプション

金融資産は、当初認識時に取消不能で以下に指定することができる。

- ・ FVTPLで測定：この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・ 持分証券投資についてFVOCIで測定：当該金融商品が売買目的保有でも、企業結合で取得者が認識した条件付対価でもない場合。

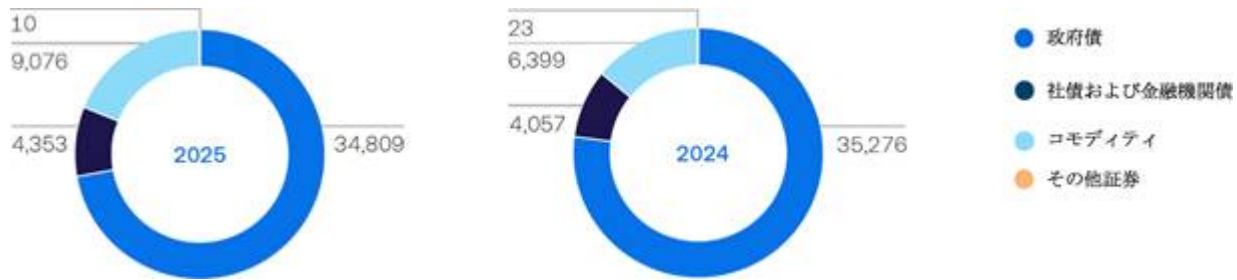
8. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、硬貨、紙幣、コールマネー、満期までの残存期間が3か月以内の売戻条件付契約、中央銀行およびその他の銀行への預け金、ならびに価値の変動リスクが少なく、既知の金額の現金に容易に換金可能なその他の現金同等物から構成されている。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
硬貨、紙幣および銀行預金	1,203	1,196	824	843
売戻条件付契約	56,428	44,125	54,773	41,307
中央銀行預け金 ⁽¹⁾	92,436	101,124	85,711	91,709
他の銀行への預け金およびその他の現金同等物 ⁽¹⁾	5,142	4,520	3,752	3,429
現金および現金同等物	155,209	150,965	145,060	137,288

(1) 比較情報は、基礎となる現金および現金同等物の性質をより適切に反映するために、当年度の作成基準に合わせて修正再表示されている。

9. 売買目的資産



	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位: 百万ドル)			
政府債	34,809	35,276	28,601	28,796
社債および金融機関債	4,353	4,057	3,086	3,365
コモディティ	9,076	6,399	8,911	6,243
持分証券およびその他証券	10	23	10	23
合計	48,248	45,755	40,608	38,427

認識および測定

売買目的資産は、次のいずれかの金融商品またはその他の資産である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的資産には、AASB第102号「棚卸資産」に基づくブローカー・トレーダーの適用除外に従い、売却費用控除後の公正価値で測定されるコモディティ棚卸資産が含まれる。

売買目的資産の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、公正価値の変動は損益に認識される。

売買目的資産として開示された資産は、98ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当グループの金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。

重要な判断および見積り

売買目的資産の公正価値の算定において、市場相場価格ではなく評価技法を用いる場合は、その適用の際に判断が求められる。詳細については、注記18「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. デリバティブ金融商品

連結

	2025年		2024年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
デリバティブ金融商品 - 売買目的保有	47,242	(43,564)	53,889	(54,798)
デリバティブ金融商品 - ヘッジ関係に指定	238	(338)	481	(456)
デリバティブ金融商品	47,480	(43,902)	54,370	(55,254)

当行

	2025年		2024年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
デリバティブ金融商品 - 売買目的保有	50,418	(47,607)	57,370	(57,257)
デリバティブ金融商品 - ヘッジ関係に指定	113	(162)	257	(210)
デリバティブ金融商品	50,531	(47,769)	57,627	(57,467)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資がほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当グループのデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	<p>以下を目的として保有されるデリバティブ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当グループで会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため（貸借対照表管理の要素の一部）。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メーカー活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	<p>以下に関連して、基礎となるポジションの変動に対応させることによって、損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当グループの金利リスク、通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当グループは、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供または利用する。

先渡	将来の一定の日に、想定元本金額に対して受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われずに、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない。）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当グループは、次の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物）およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	顧客または第三者による債務不履行リスク。

当グループは、デリバティブ取引を清算するために、いくつかの中央清算カウンターパーティーおよび取引所を利用していている。これらの取引所との間では、様々な担保差入の取決めがある。

- 一部の取引は、清算制度の対象となっており、その結果、保有される担保資産と負債は、関連する公正価値で評価されるデリバティブ資産および負債の帳簿価額とは別に認識される。
- その他の取引では、担保の受け払いによって法的に決済され、関連するデリバティブ金融商品の帳簿価額は担保の受け払いの金額だけ減額される。

デリバティブ金融商品 売買目的保有

当グループのデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

連結	2025年		2024年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
金利契約				
金利先渡契約	51	(12)	1	(1)
先物契約	65	(123)	80	(109)
スワップ契約	9,390	(9,993)	8,258	(9,527)
オプション	1,071	(1,077)	1,263	(1,371)
合計	10,577	(11,205)	9,602	(11,008)
外国為替契約				
直物および先渡契約	14,183	(13,592)	20,008	(21,445)
スワップ契約	18,673	(13,819)	21,961	(19,612)
オプション	739	(962)	779	(835)
合計	33,595	(28,373)	42,748	(41,892)
コモディティおよびその他の契約	3,052	(3,974)	1,537	(1,896)
クレジット・デフォルト・スワップ	18	(12)	2	(2)
デリバティブ金融商品 売買目的保有⁽¹⁾	47,242	(43,564)	53,889	(54,798)

(1) 貸借対照表管理目的で保有され、会計上のヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む。

当行のデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

当行	2025年		2024年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
金利契約				
金利先渡契約	55	(16)	1	(1)
先物契約	61	(33)	75	(40)
スワップ契約	12,003	(12,713)	10,063	(11,329)
オプション	1,069	(1,076)	1,261	(1,371)
合計	13,188	(13,838)	11,400	(12,741)
外国為替契約				
直物および先渡契約	13,574	(13,208)	19,396	(20,141)
スワップ契約	19,807	(15,543)	24,224	(21,611)
オプション	736	(960)	772	(829)
合計	34,117	(29,711)	44,392	(42,581)
コモディティおよびその他の契約	3,057	(4,010)	1,537	(1,896)
クレジット・デフォルト・スワップ	56	(48)	41	(39)
デリバティブ金融商品 売買目的保有⁽¹⁾	50,418	(47,607)	57,370	(57,257)

(1) 貸借対照表管理目的で保有され、会計上のヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む。

デリバティブ金融商品 - ヘッジ関係に指定

AASB第9号による会計方針の選択において、当グループは、引き続きAASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）のヘッジ会計要件を適用している。

当グループが使用する会計上のヘッジ関係は3種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済資産もしくは負債、確定契約または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性に対する当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	当グループの海外事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象リスクに関連する基礎数値項目の公正価値変動の全額、および デリバティブの公正価値変動額。 	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定（「FCTR」）で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値ヘッジ調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	ヘッジ対象が純損益で認識される場合に限り、以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振り替えられる。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、外国事業の処分時または部分的な処分時にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値ヘッジ調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

連結	2025年			2024年		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
	(単位：百万ドル)					
公正価値ヘッジ						
外国為替直物および先渡契約	599	-	(1)	571	14	-
金利スワップ契約	192,596	46	(273)	175,849	226	(253)
金利先物契約	599	1	(1)	3,151	11	-
キャッシュフロー・ヘッジ						
金利スワップ契約	133,923	136	(62)	154,968	200	(196)
外国為替スワップ契約	705	52	-	654	26	(7)
外国為替直物および先渡契約	177	3	(1)	81	4	-
純投資ヘッジ						
外国為替直物および先渡契約	-	-	-	92	-	-
デリバティブ金融商品 - ヘッジ関係に指定	328,599	238	(338)	335,366	481	(456)
	(単位：百万ドル)					
当行						
公正価値ヘッジ						
外国為替直物および先渡契約	599	-	(1)	571	14	-
金利スワップ契約	158,334	33	(143)	144,667	198	(134)
金利先物契約	599	1	(1)	3,151	11	-
キャッシュフロー・ヘッジ						
金利スワップ契約	95,734	24	(16)	92,998	4	(69)
外国為替スワップ契約	705	52	-	654	26	(7)
外国為替直物および先渡契約	177	3	(1)	81	4	-
純投資ヘッジ						
外国為替直物および先渡契約	-	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品 - ヘッジ関係に指定	256,148	113	(162)	242,122	257	(210)

当グループが保有するヘッジ手段の名目額の満期の状況は以下のとおりである。

連結

名目額		平均 レート	3 か月 未満	3 か月か ら12か月	1 年から 5 年	5 年超	合計
2025年 9月30日現在		(単位：百万ドル)					
公正価値ヘッジ							
金利	金利	2.89%	7,619	20,388	94,000	71,188	193,195
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.14	599	-	-	-	599
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	3.22%	11,883	42,949	78,576	515	133,923
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.74					
	USD/EUR為替レート	0.91	66	111	-	705	882
純投資ヘッジ							
外国為替	NZD/AUD為替レート	-	-	-	-	-	-
2024年 9月30日現在							
公正価値ヘッジ							
金利	金利	2.94%	10,202	17,387	86,096	65,315	179,000
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.26	571	-	-	-	571
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	3.11%	20,417	42,091	91,589	871	154,968
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.74					
	USD/EUR為替レート	0.91	20	61	-	654	735
純投資ヘッジ							
外国為替	NZD/AUD為替レート	1.09	-	92	-	-	92

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当行

名目額		平均 レート	3 か月 未満	3 か月か ら12か月	1 年から 5 年	5 年超	合計
2025年9月30日現在		(単位：百万ドル)					
公正価値ヘッジ							
金利	金利	2.88%	7,619	17,741	69,868	63,705	158,933
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.14	599	-	-	-	599
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	3.01%	5,449	29,828	59,963	494	95,734
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.74	66	111	-	705	882
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	NZD/AUD為替レート	-	-	-	-	-	-
2024年9月30日現在							
公正価値ヘッジ							
金利	金利	3.01%	9,860	14,596	65,270	58,092	147,818
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.26	571	-	-	-	571
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	2.55%	8,580	16,580	67,080	758	92,998
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.74	20	61	-	654	735
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	NZD/AUD為替レート	-	-	-	-	-	-

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当グループの指定されたヘッジ関係の非有効部分による影響は、ヘッジ関係の種類別およびヘッジ対象リスクの種類別に以下のとおりである。

連結	非有効部分			キャッシュフロー・ヘッジ準備金またはFCTRから損益に再分類された金額 ⁽⁴⁾
	ヘッジ手段の価値の変動 ⁽²⁾	ヘッジ対象の価値の変動	損益で認識されたヘッジの非有効部分 ⁽³⁾	
2025年9月30日現在	(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	(151)	170	19	-
外国為替	(28)	28	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	856	(852)	4	(6)
外国為替	4	(4)	-	(7)
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	23	(23)	-	-
2024年9月30日現在				
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	(2,922)	2,928	6	-
外国為替	36	(36)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	2,175	(2,074)	101	(2)
外国為替	(3)	3	-	-
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	9	(9)	-	-
当行				
2025年9月30日現在	(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	109	(95)	14	-
外国為替	(28)	28	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	735	(731)	4	(5)
外国為替	4	(4)	-	(7)
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	-	-	-	-
2024年9月30日現在				
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	(2,811)	2,817	6	-
外国為替	36	(36)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	1,994	(1,894)	100	(2)
外国為替	(3)	3	-	-
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	-	-	-	-

(1) ヘッジ手段はすべてデリバティブ金融商品に分類されている。

(2) ヘッジ手段の価値変動は、クリアリング契約による決済評価差額 (Settle to Market) に関する調整前。

(3) その他営業収入で認識される。

(4) 純利息収益およびその他営業収入で認識される。

当グループの公正価値ヘッジに関連するヘッジ対象は以下のとおりである。

連結	貸借対照表上の表示	ヘッジ対象リスク	帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
2025年9月30日現在						
固定金利貸付金および前渡金	正味貸付金および前渡金	金利	982	-	(25)	-
固定金利預金およびその他の借入金	預金およびその他の借入金	金利	-	(2,267)	-	6
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(71,300)	-	1,068
FVOCIで測定される	投資有価証券	金利				
固定金利投資有価証券 ⁽¹⁾			113,397	-	973	-
FVOCIで測定される	投資有価証券	外国為替				
持分証券 ⁽¹⁾			599	-	71	-
合計			114,978	(73,567)	1,019	1,074
2024年9月30日現在						
固定金利貸付金および前渡金	正味貸付金および前渡金	金利	1,546	-	(30)	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(73,805)	-	1,284
FVOCIで測定される	投資有価証券	金利				
固定金利投資有価証券 ⁽¹⁾			97,838	-	625	-
FVOCIで測定される	投資有価証券	外国為替				
持分証券 ⁽¹⁾			571	-	43	-
合計			99,955	(73,805)	638	1,284

(1) FVOCIで測定される負債性金融商品および資本性金融商品の帳簿価額には、公正価値ヘッジ調整を含めていない。この公正価値ヘッジ調整は、その他の包括利益に含まれている。

中止されたヘッジ関係に関連する貸借対照表に留保された公正価値ヘッジ調整の累積金額は、ゼロ（2024年度：3百万ドル）である。

当行の公正価値ヘッジに関連するヘッジ対象は以下のとおりである。

	貸借対照表上の表示	ヘッジ対象リスク	帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
当行						
2025年9月30日現在						
固定金利貸付金および前渡金	正味貸付金および前渡金	金利	982	-	(25)	-
固定金利預金およびその他の借入金	預金およびその他の借入金	金利	-	(2,267)	-	6
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(58,131)	-	786
FVOCIで測定される						
固定金利投資有価証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	93,143	-	548	-
FVOCIで測定される						
持分証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	599	-	71	-
合計			94,724	(60,398)	594	792
2024年9月30日現在						
固定金利貸付金および前渡金	正味貸付金および前渡金	金利	1,546	-	(30)	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(60,258)	-	904
FVOCIで測定される						
固定金利投資有価証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	81,276	-	538	-
FVOCIで測定される						
持分証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	571	-	43	-
合計			83,393	(60,258)	551	904

(1) FVOCIで測定される負債性金融商品および資本性金融商品の帳簿価額には、公正価値ヘッジ調整を含めていない。この公正価値ヘッジ調整は、その他の包括利益に含まれている。

中止されたヘッジ関係に関連する貸借対照表に留保された公正価値ヘッジ調整の累積金額は、ゼロ（2024年度：3百万ドル）である。

当グループのキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

	ヘッジ対象リスク	キャッシュフロー・ヘッジ			
		準備金		為替換算調整勘定	
		継続ヘッジ	非継続ヘッジ	継続ヘッジ	非継続ヘッジ
		(単位：百万ドル)			
連結					
2025年9月30日現在					
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	407	15	-	-
変動金利顧客預金	金利	(187)	4	-	-
外貨建て発行済社債	外国為替	(8)	-	-	-
発生する可能性の高い予定取引	外国為替	2	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	42	23
2024年9月30日現在					
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	(575)	-	-	-
変動金利顧客預金	金利	(31)	-	-	-
外貨建て発行済社債	外国為替	(7)	-	-	-
発生する可能性の高い予定取引	外国為替	4	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	22	20
当行					
2025年9月30日現在					
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	(23)	(1)	-	-
変動金利顧客預金	金利	30	5	-	-
外貨建て発行済社債	外国為替	(8)	-	-	-
発生する可能性の高い予定取引	外国為替	2	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	-	-
2024年9月30日現在					
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	(820)	-	-	-
変動金利顧客預金	金利	105	-	-	-
外貨建て発行済社債	外国為替	(7)	-	-	-
発生する可能性の高い予定取引	外国為替	4	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	-	-

下表は、リスクの種類ごとに当グループのキャッシュフロー・ヘッジ準備金の調整の詳細を表示している。

	金利	外貨	合計
	(単位：百万ドル)		
連結			
2023年10月1日現在残高	(1,871)	(1)	(1,872)
公正価値評価益/(評価損)	2,074	(3)	2,071
損益への振替	(2)	-	(2)
法人税他	(620)	1	(619)
2024年9月30日現在残高	(419)	(3)	(422)
公正価値評価益/(評価損)	852	4	856
損益への振替	(6)	(7)	(13)
法人税他	(252)	1	(251)
2025年9月30日現在残高	175	(5)	170

海外事業への純投資のヘッジの結果、当年度中にFCTRは23百万ドル増加した(2024年度：9百万ドル増加)。

下表は、リスクの種類ごとに当行のキャッシュフロー・ヘッジ準備金の調整の詳細を表示している。

	金利	外貨	合計
	(単位：百万ドル)		
当行			
2023年10月1日現在残高	(1,823)	(1)	(1,824)
公正価値評価益/(評価損)	1,894	(3)	1,891
損益への振替	(2)	-	(2)
法人税他	(569)	1	(568)
2024年9月30日現在残高	(500)	(3)	(503)
公正価値評価益/(評価損)	731	4	735
損益への振替	(5)	(7)	(12)
法人税他	(218)	1	(217)
2025年9月30日現在残高	8	(5)	3

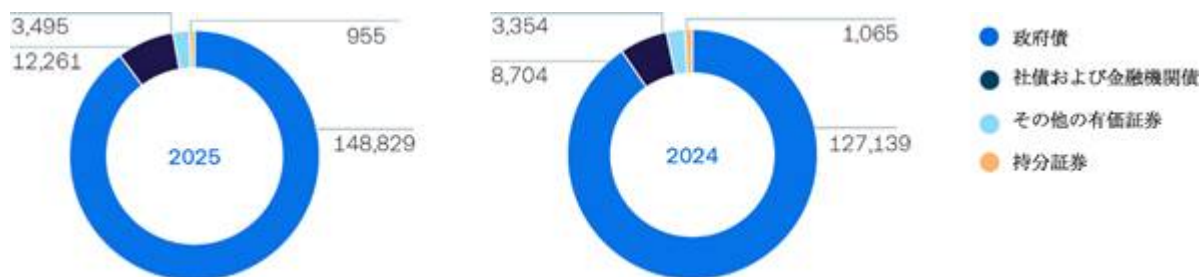
海外事業への純投資のヘッジの結果、当年度中にFCTRには影響がなかった(2024年度：ゼロ)。

認識および測定	
認識	<p>当初および各報告日に、すべてのデリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。</p> <p>評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパーティ・リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、信用評価調整(「CVA」) ・ デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達コストと利益を考慮する資金調達評価調整(「FVA」)
資産および負債の認識の中止	<p>デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当グループの契約上の義務が免除、取消または満了した際に、当グループの貸借対照表から除外される。</p> <p>中央清算カウンターパーティまたは取引所を通じて清算されるデリバティブについては、デリバティブ資産または負債は各金融商品について定められている法的取決めに応じて、担保が決済された際に上記の原則に従って認識が中止される場合がある。</p>
損益計算書への影響	<p>デリバティブ金融商品に係る損益の認識は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それとも会計上のヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。</p> <p>会計上のヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。会計上のヘッジ関係の種類別認識アプローチの詳細については、103ページ(訳注：原文のページ番号である。)の表を参照のこと。</p> <p>会計上のヘッジの非有効部分は、金利の参照レートの差異、マージン、またはレート設定の差異、およびヘッジ対象とヘッジ手段の間で割引による差異から発生する場合がある。</p>
ヘッジの有効性	<p>AASB第139号における会計上のヘッジ関係として適格であるためには、ヘッジ関係の有効性が高いと見込まなければならない。ヘッジ関係は、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる(期待有効性) ・ ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である(事後有効性) <p>当グループは、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。</p>

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観察できない評価インプットの選定、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記18「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 投資有価証券



	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位: 百万ドル)			
FVOCIで測定される投資有価証券				
負債証券	156,373	131,944	128,972	107,388
持分証券	955	1,065	950	1,060
償却原価で測定される投資有価証券				
負債証券	7,520	7,091	5,971	5,356
FVTPLで測定される投資有価証券				
負債証券	692	162	692	162
合計	165,540	140,262	136,585	113,966

投資有価証券の満期の状況は、以下のとおりである。

連結

2025年9月30日現在	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	満期なし	合計
		(単位: 百万ドル)				
政府債	10,402	17,206	66,723	54,498	-	148,829
社債および金融機関債	235	1,824	9,956	246	-	12,261
その他の有価証券	572	389	985	1,549	-	3,495
持分証券	-	-	-	-	955	955
合計	11,209	19,419	77,664	56,293	955	165,540
2024年9月30日現在						
政府債	9,824	11,048	52,228	54,039	-	127,139
社債および金融機関債	485	1,326	6,565	328	-	8,704
その他の有価証券	490	386	578	1,900	-	3,354
持分証券	-	-	-	-	1,065	1,065
合計	10,799	12,760	59,371	56,267	1,065	140,262

当事業年度中、当グループはFVOCIで測定する負債証券に関連して以前にその他の包括利益で認識されていた利益 / 損失のサイクリングにより、28百万ドル（2024年度：8百万ドル）の純利益を、その他営業収入に認識した。

当行

2025年9月30日現在	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	満期なし	合計
	(単位：百万ドル)					
政府債	9,482	15,546	51,301	46,466	-	122,795
社債および金融機関債	235	1,327	7,549	246	-	9,357
その他の有価証券	571	389	985	1,538	-	3,483
持分証券	-	-	-	-	950	950
合計	10,288	17,262	59,835	48,250	950	136,585
2024年9月30日現在						
政府債	9,213	8,454	38,158	46,719	-	102,544
社債および金融機関債	484	976	5,249	328	-	7,037
その他の有価証券	490	386	578	1,871	-	3,325
持分証券	-	-	-	-	1,060	1,060
合計	10,187	9,816	43,985	48,918	1,060	113,966

当事業年度中、当グループはFVOCIで測定する負債証券に関連して以前にその他の包括利益で認識されていた利益 / 損失のサイクリングにより、16百万ドル（2024年度：8百万ドル）の純利益を、その他営業収入に認識した。

認識および測定

投資有価証券は、売買以外の目的で保有される有価証券の形式の金融資産である（すなわち、譲渡可能な負債性金融商品または資本性金融商品）。例外として、当グループの顧客貸付業務を円滑にするために使用される為替手形（有価証券 / 譲渡性証券の一形態）は、契約内容をよりの確に反映するため（投資有価証券ではなく）正味貸付金および前渡金に分類されている。

売買目的以外で保有される持分投資は、商品毎にFVOCIで測定するものとして指定することができる。この選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他の包括利益から純損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類することができる。

投資有価証券として開示された資産は、98ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当グループの金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、「投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券」および「投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券」に伴う予想信用損失は、注記13「予想信用損失引当金」に概説されている会計方針に従って認識および測定される。「投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券」について、予想信用損失（「ECL」）引当金は資本の部のFVOCI準備金に計上され、対応する費用は損益で認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されない資産の公正価値の算定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観察できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記18「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

12. 正味貸付金および前渡金

下表は正味貸付金および前渡金の詳細を示したものである。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
貸越	6,019	6,109	4,665	4,701
クレジットカード	6,205	6,713	5,125	5,571
手形融資	3,739	4,401	3,739	4,401
ターム・ローン - 住宅	503,997	484,554	341,805	324,883
ターム・ローン - 住宅以外	309,086	301,284	256,681	248,498
その他	955	924	965	845
小計	830,001	803,985	612,980	588,899
前受収益 ⁽¹⁾	(641)	(515)	(599)	(489)
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用 ⁽¹⁾	4,500	4,237	3,426	3,303
貸付金および前渡金総額	833,860	807,707	615,807	591,713
予想信用損失引当金(注記13参照)	(3,874)	(3,675)	(2,952)	(2,715)
正味貸付金および前渡金	829,986	804,032	612,855	588,998
契約上の満期までの残存期間：				
1年以内	146,295	159,042	123,248	133,701
1年超	683,691	644,990	489,607	455,297
正味貸付金および前渡金	829,986	804,032	612,855	588,998
貸借対照表計上基準：				
償却原価による測定	799,588	779,246	583,639	564,559
損益を通じた公正価値による測定	30,398	24,786	29,216	24,439
正味貸付金および前渡金	829,986	804,032	612,855	588,998

(1) 貸付金の予想残存期間にわたって償却される。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当グループが顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。

貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料およびその他の組成費用であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価からECL引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時にFVTPLで測定するものとして個別に指定された場合、売却目的保有に分類された場合、もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。詳細については、注記18「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

資産をリースする契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファシリティは、上表では「その他」に含まれている。

当グループは、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当グループが譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は当グループの貸借対照表に引き続き計上されるが、実質的にすべてのリスクおよび経済価値が移転された場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。リスクおよび経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当グループは継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

資産の譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて別々に認識される。

正味貸付金および前渡金として開示された資産は、98ページ（訳注：原文のページ番号である。）で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金に伴う予想信用損失は、注記13「予想信用損失引当金」に概説されている会計方針に従って認識および測定される。

13. 予想信用損失引当金

	2025年			2024年		
	一括評価	個別評価	合計	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)					
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	3,512	362	3,874	3,372	303	3,675
帳簿外のコミットメント	833	37	870	841	5	846
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券	34	-	34	34	-	34
合計	4,379	399	4,778	4,247	308	4,555
その他の包括利益						
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券 ⁽¹⁾	13	-	13	20	-	20

当行	2025年			2024年		
	一括評価	個別評価	合計	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)					
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	2,687	265	2,952	2,495	220	2,715
帳簿外のコミットメント	682	33	715	691	2	693
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券	3	-	3	1	-	1
合計	3,372	298	3,670	3,187	222	3,409
その他の包括利益						
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券 ⁽¹⁾	9	-	9	14	-	14

(1) FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持され、ECL引当金により変更されない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益に認識されており、対応する費用は損益で認識される。

下表は、当年度中のECL引当金の増減を表示している。

償却原価で測定される正味貸付金および前渡金

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
連結					
2023年10月1日現在	1,227	1,624	329	366	3,546
ステージ間の移動	155	(181)	(57)	83	-
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾	(89)	218	168	379	676
戻入	-	-	-	(177)	(177)
貸倒償却（償却債権回収額を除く。）	-	-	-	(316)	(316)
為替換算およびその他の増減 ⁽²⁾	(17)	(8)	3	(32)	(54)
2024年9月30日現在	1,276	1,653	443	303	3,675
ステージ間の移動	170	(173)	(106)	109	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(116)	91	270	447	692
戻入	-	-	-	(137)	(137)
貸倒償却（償却債権回収額を除く。）	-	-	-	(346)	(346)
為替換算およびその他の増減 ⁽²⁾	3	(13)	14	(14)	(10)
2025年9月30日現在	1,333	1,558	621	362	3,874

(1) サンコープ・バンクの買取に関連した一括評価ECL引当金を含む。会計基準に基づき、これらは当初ステージ1として認識され、買取日後に適宜ステージ2に移動される。これらはすべて、新規および増加した引当金（戻入控除後）に表示される。

(2) その他の増減には、個別評価ECL引当金に係る割引のアンワインドの影響が含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
当行					
2023年10月1日現在	1,026	1,239	251	279	2,795
ステージ間の移動	115	(140)	(48)	73	-
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾	(121)	51	137	294	361
戻入	-	-	-	(132)	(132)
貸倒償却（償却債権回収額を除く。）	-	-	-	(274)	(274)
為替換算およびその他の増減 ⁽²⁾	(14)	-	(1)	(20)	(35)
2024年9月30日現在	1,006	1,150	339	220	2,715
ステージ間の移動	99	(101)	(91)	93	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(47)	82	240	341	616
戻入	-	-	-	(76)	(76)
貸倒償却（償却債権回収額を除く。）	-	-	-	(296)	(296)
為替換算およびその他の増減 ⁽²⁾	11	(1)	-	(17)	(7)
2025年9月30日現在	1,069	1,130	488	265	2,952

(1) サンコープ・バンクの買取に関連した一括評価ECL引当金を含む。会計基準に基づき、これらは当初ステージ1として認識され、買取日後に適宜ステージ2に移動される。これらはすべて、新規および増加した引当金（戻入控除後）に表示される。

(2) その他の増減には、個別評価ECL引当金に係る割引のアンワインドの影響または当該年度中に完了した売却の影響が含まれている。

帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
連結			(単位：百万ドル)		
2023年10月 1 日現在	630	162	25	10	827
ステージ間の移動	18	(17)	(1)	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	26	13	1	3	43
戻入	-	-	-	(7)	(7)
為替換算	(16)	(2)	2	(1)	(17)
2024年 9 月30日現在	658	156	27	5	846
ステージ間の移動	18	(18)	(3)	3	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(43)	25	6	31	19
戻入	-	-	-	(3)	(3)
為替換算	10	(3)	-	1	8
2025年 9 月30日現在	643	160	30	37	870

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
当行			(単位：百万ドル)		
2023年10月 1 日現在	550	121	21	5	697
ステージ間の移動	15	(13)	(2)	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	23	(11)	3	-	15
戻入	-	-	-	(3)	(3)
為替換算およびその他の増減	(15)	(1)	-	-	(16)
2024年 9 月30日現在	573	96	22	2	693
ステージ間の移動	13	(14)	(2)	3	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(36)	12	3	29	8
戻入	-	-	-	(2)	(2)
為替換算	13	1	1	1	16
2025年 9 月30日現在	563	95	24	33	715

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
連結	(単位：百万ドル)				
2024年 9月30日現在	34	-	-	-	34
2025年 9月30日現在	34	-	-	-	34

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
当行	(単位：百万ドル)				
2024年 9月30日現在	1	-	-	-	1
2025年 9月30日現在	3	-	-	-	3

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

FVOCI資産は公正価値で測定されるため、個別のECL引当金はない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益に認識されており、対応する費用は損益で認識される。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
連結	(単位：百万ドル)				
2024年 9月30日現在	20	-	-	-	20
2025年 9月30日現在	13	-	-	-	13

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
当行	(単位：百万ドル)				
2024年 9月30日現在	14	-	-	-	14
2025年 9月30日現在	9	-	-	-	9

貸倒引当金繰入 - 損益計算書

貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
新規および増加した引当金 (戻入控除後) ⁽¹⁾⁽²⁾				
- 一括評価	114	262	155	11
- 個別評価	590	465	466	367
戻入 ⁽³⁾	(140)	(184)	(78)	(135)
償却債権回収額	(129)	(137)	(115)	(117)
貸倒引当金繰入合計	435	406	428	126

(1) 一括評価と個別評価の間の振替の影響を含む。

(2) 新規および増加した引当金(戻入控除後)の内訳は以下のとおり。

	連結				当行			
	2025年		2024年		2025年		2024年	
	一括評価 (百万ドル)	個別評価 (百万ドル)	一括評価 (百万ドル)	個別評価 (百万ドル)	一括評価 (百万ドル)	個別評価 (百万ドル)	一括評価 (百万ドル)	個別評価 (百万ドル)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	136	556	214	462	182	434	(6)	367
帳簿外のコミットメント	(15)	34	40	3	(24)	32	15	-
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券	-	-	3	-	2	-	(1)	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	(7)	-	5	-	(5)	-	3	-
その他金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	114	590	262	465	155	466	11	367

(3) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金の戻入が当グループについて137百万ドル(2024年度:177百万ドル)、当行について76百万ドル(2024年度:132百万ドル)、帳簿外のコミットメントが当グループについて3百万ドル(2024年度:7百万ドル)、当行について2百万ドル(2024年度:3百万ドル)含まれている。

当年度中に償却されたが、引き続き回収活動の対象となる金融資産の契約上の残高は、当グループについて134百万ドル(2024年度:136百万ドル)、当行について116百万ドル(2024年度:116百万ドル)である。

認識および測定**予想信用損失モデル**

予想信用損失の測定は、一連のシナリオを、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮に入れる偏りのない確率加重予想を反映する。

予想信用損失は、以下の3段階のアプローチに基づき、組成以降の信用の悪化に従って、12か月間または当該金融資産の予想残存期間に対して測定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から12か月以内に起こりうるデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映してECL引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、予想信用損失は、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事象に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降信用リスクが著しく増大している場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映してECL引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増大が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、これに従ってECLが測定される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

ステージ1およびステージ2のエクスポージャーについては、予想信用損失は集成的に見積もられ、ステージ3に移動した場合に集成的または個別に見積もられる。

当初認識時に信用減損があった金融資産については、全期間ECLは当初認識時に実効利率の計算に含まれる。その結果、これらの資産については、当初認識時に予想信用損失引当金は計上されない。当初認識後に信用損失引当金として認識される金額は、当初認識以降の全期間予想信用損失の変動に等しい。

予想信用損失の測定

ECLは、与信枠レベルで以下の信用リスク要因から算出したものを、貨幣の時間的価値を組み込んで割り引いたものである。

- ・ デフォルト確率（「PD」） - 借り手が所与の期間にデフォルトする確率の見積り
- ・ デフォルト時エクスポージャー（「EAD」） - 元本および利息の返済、与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時の予想貸借対照表エクスポージャー
- ・ デフォルト時損失率（「LGD」） - 借り手のデフォルトの際の予想損失で、直接的および間接的な回収費用も考慮に入れられ、当該与信枠のEADに対する割合で表される。

これらの信用リスク要因は、マクロ経済的変数の使用を通じて、現在の情報および将来情報に関して調整される。

予想存続期間

ステージ2およびステージ3エクスポージャーのECLを見積もる際に、当グループは信用リスクに晒されると予想される全期間を考慮する。

リテール以外のポートフォリオに関して、当グループはリボルビング以外の与信枠について最長の契約期間を予想存続期間として使用している。法人向け与信枠等、リテール以外のリボルビング与信枠の予想存続期間には、契約で合意された年次審査の一環として当グループが与信枠を取り消す契約上の権利を、適用される通知期間を考慮して反映する。

リテールのポートフォリオに関して、予想残存期間は予想される期限前返済および重大な条件緩和を生じさせる事象を考慮した行動パターンを使用して決定される。

デフォルト、信用減損および償却の定義

ECLの測定に使用されるデフォルトの定義は、全ポートフォリオにわたって、内部信用リスク管理目的に使用される定義に一致させている。この定義はまた、規制上のデフォルトの定義にも沿っている。デフォルトは、債務者が当グループに対する契約上の支払義務を完全に履行する可能性が低いことを示す兆候がある、またはエクスポージャーが延滞90日となった場合に発生する。

金融資産（担保が十分な金融資産を含む。）は、デフォルトした場合、財務報告目的上は信用減損が発生しているとみなされる。

回収の現実的な可能性がない場合、貸付金は、当グループの内部プロセスが完了し、合理的に予想されたすべての回収時に、関連する貸倒引当金を充当して償却される。その後の期間における償却債権回収額は、損益計算書に貸倒引当金繰入額の戻入として計上される。

条件変更した金融資産

信用または商業上の理由から、金融資産の契約条件の変更、あるいは現存の金融資産が新しい金融資産に置き換えられた場合、現存の金融資産に対する大幅な条件変更とみなされるかを判定するための評価が行われる。この評価では、変更条件から発生するキャッシュフローの変化に加え、元本金額（与信限度額）、期間、原担保の変更など、商品全体のリスク・プロファイルの変化の両方が検討される。大幅な条件変更とみなされない場合、現存の金融商品の認識中止は行われず、SICRの判定には引き続き組成日が使用される。大幅な条件変更とみなされる場合、現存の金融商品の認識は中止され、条件変更日に新しい金融資産が公正価値で認識され、当該条件変更日がこの新しい資産のSICRの判定に使用される組成日となる。

信用リスクの著しい増大

ステージ2の資産は、組成以降にSICRがあった資産である。SICRの構成内容の決定にあたり、当グループは定性的情報と定量的情報の両方を考慮する。

内部信用格付等級

ポートフォリオの大部分に関してSICRの主要な指標とされているのは、組成以降の与信枠に関する内部格付等級の著しい悪化であり閾値を適用して測定される。

リテール以外のポートフォリオに関して、SICRは報告日時点で与信枠に適用される顧客信用格付（「CCR」）と、当該与信枠の組成時のCCRを比較して判定される。CCRは、借り手のPDを反映して各借り手に割り当てられ、将来予測的な情報を含む、借り手固有の情報および借り手以外の固有の情報の両方が組み込まれる。CCRは最低限1年に1度、または顧客の信用リスクに影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合はより頻繁に見直しの対象となる。

リテールのポートフォリオに関して、SICRは与信枠の種類に応じて、報告日時点のシナリオ加重された全期間にわたるPDと、組成時にシナリオ加重された全期間にわたるPDを比較して、あるいは顧客の行動スコアの閾値を参照して判定される。シナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率は、以下の場合に著しい増大となる。

- ・ 経済見通しの悪化、または経済の不透明性が高まった場合
- ・ 顧客の信用状況全般、または支払義務の管理能力の低下があった場合

バックストップ基準

当グループは、リテール以外とリテールのポートフォリオの両方について、30日延滞をバックストップ基準として使用している。リテール・ポートフォリオに関してのみ、ステージ1への復帰前に3か月から6か月間の良好な支払実績を示すことが要求される。

将来予測的な情報

当グループは、金融資産の組成以降にSICRが生じたか否かの評価と、ECLの見積りの両方に将来予測的な情報を組み込んでいる。ECLの見積りに関して将来予測的な情報を適用する際に、当グループは以下の4つの確率加重予想経済シナリオを検討する。

・ ベースケースシナリオ

ベースケースシナリオは、将来のマクロ経済状況についての当グループの見解である。このシナリオは、経営陣が戦略計画および予算策定に使用した仮定と同一のベースの仮定を反映し、当グループが3年の計画期間で戦略計画および資本計画に適用するプロセスである当グループの自己資本充実度評価プロセスにおける情報としても利用される。

・ アップサイドシナリオ

アップサイドシナリオは、平均的な景気サイクル（貸借対照表日現在の実勢経済状況ではない。）の状況を参照して決定され、長期的計画期間にわたるより楽観的な経済事象および不確実性の組み合わせに基づいている。

・ ダウンサイドおよび iv. 深刻なダウンサイドシナリオ

ダウンサイドおよび深刻なダウンサイドシナリオは、国内および全世界的の両方で経済の悪化を仮定する。かかるシナリオの予測マクロ経済変数は、現在の経済状況を考慮して、5年間にわたって進行する妥当性の高いシナリオを反映して行内で策定される。これらの仮定は2025年に、急激なインフレ、資産価格の低下および失業率の上昇を反映して、改訂された。基礎となるマクロ経済変数に対する影響は、深刻なシナリオの方が強くなっている。

これらの4つのシナリオは、貸出ポートフォリオおよび借り手の国別に、PD、LGDおよびEADのモデル（ECLモデルと総称）に使用されるマクロ経済変数の観点で記述される。これらのマクロ経済変数の例は、失業率、国内総生産（「GDP」）成長率、住宅用不動産価格指数、商業用不動産価格指数、消費者物価指数などである。

各シナリオの確率加重は、ベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。グループ資産負債委員会（「GALCO」）はベースケース経済シナリオの見直しおよび承認を担当し、信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、シナリオに適用される確率加重を承認する。

該当する場合、モデル化プロセスにおいて既知または予想されるリスクが適切に対処されない状況を考慮するための一時的な調整が行われる。

重要な判断および見積り

一括評価される予想信用損失引当金

一括評価ECLの見積りにおいて、当グループは以下に関する判断、仮定を行っている。

- ・ 見積技法またはモデル化手法の選定
- ・ これらのモデルへのインプットの選定、およびこれらのインプット間の相互依存性

下表は、モデルのインプット、ならびにインプット間の相互依存性に関する重要な判断および仮定をまとめたもので、当期中の重要な変更を示している。

判断および関連する仮定は、各種の要因が世界経済にどのように影響するかについての不確実性を踏まえて作成されており、現状において合理的であると考えられる将来の事象の予測など、関連があるとみなされる過去の実績やその他の要因を反映している。当グループのECLの見積りは本質的に不確実なものであり、結果として、これらの見積りは実際の結果と異なる可能性がある。

判断 / 仮定	説明	2025年9月30日に終了した事業年度の検討事項
いつSICRが発生または解消されたかの判定	<p>ECLの測定において、結果として貸付金がステージ1からステージ2へ移動することになるような当初認識時以降のSICRがあるか否かの判定には判断を伴う。ステージ1からステージ2への移動は、翌12か月間のPDに基づく引当金から、全期間ECL引当金へとECLを増加させることから、重要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動をもたらすその後の信用リスクの減少は、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらす。</p> <p>SICRのトリガーポイントを正確に設定するためには、ECL引当金の額に重大な影響を及ぼす可能性のある判断が必要とされる。当グループは、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。</p>	SICRの決定は前期と一貫していた。
12か月間と全期間の両方の予想信用損失の測定	<p>ECLの決定に使用されるPD、LGD、EADの各要素は、経営陣が決定した関連する将来予測的な情報を反映した一定時点での測定値である。どの将来予測的な情報が特定の貸付ポートフォリオに関連するか、および各ポートフォリオの一時点での感応度の決定に関連するかの判定には判断を伴う。</p> <p>また、ECLの測定に使用する、与信枠の全期間を見積るにあたり、行動特性を適用する場合にも判断が必要とされる。</p>	<p>PD、LGDおよびEADのモデルは、定期的なモデルのモニタリングと再検証を規定し、モデルの重要性に応じた承認手続きと権限を定めた当グループのモデルリスク方針の適用を受ける。</p> <p>方針に重要な変更はなかった。</p>

ベースケース 経済予測	<p>当グループは、将来のマクロ経済状況に係るANZエコノミクスの見解を反映して将来予測的な「ベースケース」経済シナリオを策定している。</p>	<p>モデルのインプットとして用いられている将来情報の変数（主要経済要因）の種類に変更はなかった。</p> <p>オーストラリアとニュージーランドの両方におけるインフレの安定化を反映するため、ベースケースの仮定が更新されている。短期的な成長予測は、世界的な不透明性の影響を反映して下方修正されている。オーストラリアでは2026年にGDPの平均成長率への回帰が予測されている。ニュージーランドでは、GDP成長の勢いが弱いことから平均成長率への回帰は2027年にずれ込んでいる。両国における追加利下げは個人消費の回復に寄与すると見込まれる。ニュージーランドにおける失業率の水準は上昇しているが、下降すると予想される。一方、オーストラリアでは、比較的低水準で推移する。</p> <p>2025年9月30日現在のベースケースシナリオについて予想される主要経済要因の結果は、「ベースケース経済予測に関する仮定」の項に後述されている。</p>
各経済シナリオの確率加重（ベースケース、アップサイド、ダウンサイド、深刻なダウンサイドのシナリオ）	<p>各経済シナリオの確率加重は、各測定日時点のベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。</p> <p>オーストラリア、ニュージーランドおよびその他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。</p>	<p>オーストラリア、ニュージーランドおよびその他の地域の確率加重は、各国および世界経済における継続中のダウンサイドリスク、ならびに外交政策に関連する不透明性の当行の評価を反映して前期から変更されていない。</p> <p>当期および過去の期間の確率加重は、後述の「確率加重」の項に詳述されている。</p>
経営陣による一時的な調整	<p>ECL引当金に対する経営陣による一時的調整は、当グループの既存のインプット、仮定およびモデル技法が当グループの貸付ポートフォリオに関連するすべてのリスク要因を捕捉していないと判断された状況で使用される。当グループの最新のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済的、ミクロ経済的または政治的な事象および自然災害は、こうした状況の例である。</p>	<p>経営陣は、過去数年間にわたったインフレと金利の上昇に伴うリスクに対応するための調整を引き続き適用している。オーストラリアの住宅ローン、クレジットカードや商業貸付に特有のリスク、ならびにニュージーランドのモーゲージおよび商業貸付について、マネジメント・オーバーレイが行われた。調整の総額は、予想されたリスクが現在はポートフォリオの信用プロファイルに表されていたため、前期に比べ減少している。</p> <p>経営陣は検討を行い、2025年9月30日時点では、当期中の気候または天候に関連した事象について、ECLの一時的調整は必要ないと結論した。</p>

ベースケース経済予測に関する仮定

上記の継続的な不確実性は、経済予測のリスクを高め、その結果、ECL残高が過少計上または過大計上されることになる。

2025年9月30日現在で使用された将来のマクロ経済状況に関するANZエコノミクスの見解を反映したベースケース経済予測の主要経済要因は次のとおりである。以下の短期予測以降の期間について、ECLモデルは全期間の損失を算出するために経済状況については単純化された仮定を適用している。

	暦年予測		
	2025年	2026年	2027年
オーストラリア			
GDP（年間成長率）	1.8	2.4	2.4
失業率（年間平均）	4.2	4.3	4.0
住宅用不動産価格（年間上昇率）	5.0	5.8	4.8
消費者物価指数（年間平均上昇率）	2.5	2.6	2.4
ニュージーランド			
GDP（年間成長率）	0.9	2.4	2.7
失業率（年間平均）	5.2	4.8	4.3
住宅用不動産価格（年間上昇率）	2.5	5.0	4.5
消費者物価指数（年間平均上昇率）	2.7	1.9	2.0
その他の地域			
GDP（年間成長率）	1.5	1.9	2.0
消費者物価指数（年間平均上昇率）	3.0	2.4	2.0

確率加重

各シナリオの確率加重は、前述の不確実性を含むベースケースの景気シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。

オーストラリア、ニュージーランドおよびその他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。当グループは、損失の可能性の見積りを提示するために各地域における加重を検討しており、これは、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける短期的および長期的な相互関係を考慮して行われている。当グループで適用される平均加重は以下のとおりである。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
ベース	46%	46%	45%	45%
アップサイド	1%	1%	0%	0%
ダウンサイド	40%	40%	42%	42%
深刻なダウンサイド	13%	13%	13%	13%

ECL - 感応度分析

足元の経済の不確実性と、将来の期間における借手の予想デフォルトを判断する際に用いられる要因に適用される判断を踏まえると、当グループが報告する予想信用損失は、予想可能な見積り範囲内で最善の見積りと考えられる。

下表は、2025年9月30日現在の一括評価ECLの決定に用いられる主要要因とそれに対する感応度を示している。

	連結		当行	
	ECL	影響	ECL	影響
(単位：百万ドル)				
ステージ1と信枠の1%がステージ2に含まれている場合	4,428	49	3,414	42
ステージ2と信枠の1%がステージ1に含まれている場合	4,373	(6)	3,368	(4)
100%アップサイドシナリオ	1,550	(2,829)	1,186	(2,186)
100%ベースケースシナリオ	1,997	(2,382)	1,525	(1,847)
100%ダウンサイドシナリオ	4,458	79	3,361	(11)
100%深刻なダウンサイドシナリオ	9,913	5,534	7,582	4,210

個別に評価される予想信用損失引当金

個別評価ECLを見積もる際に、当グループは予想される返済、担保物件の実現可能価額、顧客の事業の見通し、競合請求ならびに債権処理プロセスの期間および予想発生費用に関連して、判断および仮定を行う。これらの事項に関する判断と仮定は、とりわけ上記の不確実性を反映するように更新されている。

金融負債

以下に、当グループが、注記14から16までの開示に関連している金融負債を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定

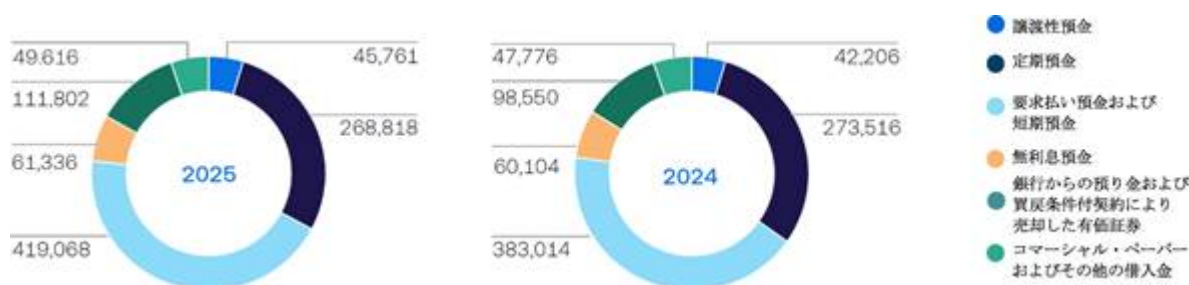
金融負債

金融負債は、償却原価または、売買目的で保有される場合にはFVTPLで測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定されるものとして指定することができる。

- ・ この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・ 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・ 金融負債が1件またはそれ以上の組込デリバティブを含む場合。ただし、以下の場合を除く。
 - a) その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュフローを大幅に変更していない場合。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している場合。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業の自己信用リスクの変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含まれるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

14. 預金およびその他の借入金



	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
譲渡性預金	45,761	42,206	40,386	35,434
定期預金	268,818	273,516	198,052	199,943
要求払い預金および短期預金	419,068	383,014	319,973	288,228
無利息預金	61,336	60,104	42,085	41,386
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	111,802	98,550	106,861	94,513
コマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金	49,616	47,776	44,216	44,366
預金およびその他の借入金⁽¹⁾	956,401	905,166	751,573	703,870
契約上の満期までの残存期間：				
1年以内	944,664	894,658	745,129	699,192
1年超	11,737	10,508	6,444	4,678
預金およびその他の借入金	956,401	905,166	751,573	703,870
貸借対照表計上基準：				
償却原価による測定	898,713	862,165	700,582	662,910
損益を通じた公正価値による測定	57,688	43,001	50,991	40,960
預金およびその他の借入金	956,401	905,166	751,573	703,870

(1) 当グループの顧客預金残高749,222百万ドル(2024年：716,634百万ドル)および当行の顧客預金残高560,110百万ドル(2024年：529,557百万ドル)は、定期預金、要求払い預金および短期預金ならびに無利息預金を含む。

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時にFVTPLに指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、FVTPLで測定するものとして指定する。

詳細については、注記18「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当グループの自己信用リスクの変動に起因する公正価値評価損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値評価損益の残りの金額は、損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当グループに留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当グループの貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

15. 支払債務およびその他の負債

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
支払債務および未払費用	6,246	7,243	4,679	4,989
公正価値で測定される負債	3,960	6,023	3,775	5,677
リース負債	1,723	1,784	1,352	1,402
トレイル・コミッション負債	2,106	2,055	1,715	1,606
その他の負債	1,112	1,489	632	800
支払債務およびその他の負債	15,147	18,594	12,153	14,474

認識および測定

当グループは、過去の事象の結果、経済的資源を移転する現在の債務がある場合に負債を認識する。

その他の負債に区分される各項目の測定基準は以下のとおりである。

- ・ 支払債務、未払費用およびその他の負債は、契約上の支払額または当該支払債務の決済に必要な対価の最善の見積りで測定される。
- ・ 公正価値で測定される負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、活発な市場における相場価格に基づいてFVTPLで測定される。
- ・ リース負債は、将来支払リース料を、リース開始時における当グループの追加借入利率を使用した現在価値で当初測定される。その後、帳簿価額は、リース負債に対する利息、支払ったリース料およびリースの再評価または条件変更を反映して調整される。
- ・ トレイル・コミッション負債は、行動パターンにおける平均的な貸付期間とブローカーが組成する貸付金残高を考慮に入れた将来のトレイル・コミッションの予想支払額の現在価値に基づいて測定される。

16. 発行済社債

当グループは、主にANZBGLおよび一部の銀行子会社（ANZバンク・ニュージーランド、およびノルフィナ・リミテッド（サンコープ・バンク）を含む。）を通じて、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドおよび証券化を含む。）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、発行体の清算時においては、当該発行体の優先債務の保有者が、当該発行体の劣後債務の保有者に対して高い優先順位を有することにある。劣後債務が返済されるのは、当該発行体とその預金者および当該発行体のその他の債権者（優先債務の保有者を含む。）に対する返済が行われた後となる。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
優先債務	106,782	94,152	83,768	72,183
カバード・ボンド	12,985	18,931	8,433	13,853
証券化	5,396	3,640	-	-
非劣後債務合計	125,163	116,723	92,201	86,036
劣後債務				
- ANZBGLのその他Tier 1 資本	7,452	8,277	7,479	8,330
- ANZBGLのTier 2 資本	33,811	28,584	33,811	28,584
- その他の劣後債務証券	2,848	2,804	-	-
劣後債務合計	44,111	39,665	41,290	36,914
発行済社債合計	169,274	156,388	133,491	122,950
契約上の満期までの残存期間⁽¹⁾：				
1年以内	43,080	35,107	36,053	28,751
1年超	123,905	119,090	95,918	92,751
満期日なし（永久債）	2,289	2,191	1,520	1,448
発行済社債合計	169,274	156,388	133,491	122,950
貸借対照表計上基準：				
償却原価による測定	166,504	154,572	129,703	120,155
損益を通じた公正価値による測定	2,770	1,816	3,788	2,795
発行済社債合計	169,274	156,388	133,491	122,950

(1) 最終満期日に基づくが、その他Tier 1 資本証券の場合、強制転換日がある場合はその日に基づく。

発行済社債の通貨別内訳

下表は、当グループの発行済社債の通貨別内訳を示したものであり、概して社債保有者の本拠地を表している。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
USD 米ドル	49,563	45,512	42,455	37,381
EUR ユーロ	27,751	26,325	21,687	20,911
AUD 豪ドル	76,329	69,420	55,333	51,234
NZD ニュージーランドドル	1,675	1,074	62	65
JPY 日本円	2,603	2,609	2,603	2,609
GBP 英ポンド	8,940	8,543	8,940	8,543
HKD 香港ドル	949	1,403	949	1,403
その他 人民元、シンガポールドルおよびスイスフラン	1,464	1,502	1,462	804
発行済社債合計	169,274	156,388	133,491	122,950

劣後債務

劣後債務は、主に当グループの銀行子会社であるANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランドから外部に対して発行されている。ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドも、永久劣後債務証券を発行している。外部に発行された劣後債務は、当グループおよび当該発行体の両方の劣後債務を形成する。

2025年9月30日現在、ANZBGLによって発行されたすべての劣後債務は、ANZBGLの規制資本として適格である。APRAの適正資本の目的上、ANZBGLが発行した劣後債務商品は、当該商品の条件に従い、ANZBGLのその他Tier 1（「AT 1」）資本（ANZキャピタルノート（「ANZ CN」）およびANZ資本証券（「ANZ CS」）の場合）、またはANZBGLのTier 2 資本（期限付劣後債の場合）のいずれかに分類される。ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドまたはANZバンク・ニュージーランドによって発行された劣後債務は、APRAの適正資本目的上、当グループの規制資本を構成しない。

ANZバンク・ニュージーランドによって発行された劣後債務は、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）の自己資本要件目的上、ANZバンク・ニュージーランドのTier 2 資本を形成する。ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドによって発行された劣後債務は、RBNZの自己資本目的上の規制資本を構成しない。

AT 1 資本

ANZBGLが発行したすべての発行済AT 1 資本商品は、APRAの適正資本の目的上、バーゼル3に全面的に準拠した商品である（バーゼル3についての詳細は、注記23「資本管理」を参照のこと。）。ANZ CNとANZ CSは、それぞれ同順位である。

AT 1 資本商品に係る分配は累積されず、発行体の完全裁量および一定の支払条件（規制上の要件を含む。）のもとで行われる。ANZ CNに係る分配は、ANZGHL普通株式に適用されるフランキングと同様のフランキングの対象となる。

発行体は、定められている場合には、AT 1 資本商品について特定の期日および一定の状況下（税務事由、規制事由等）において、繰上償還または転換オプションを行使することができる。この償還オプションは、APRAの書面による事前承認を条件とする。

各AT 1 資本商品は、以下の場合に、不定数のANZGHL普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前のANZGHL普通株式の平均市場株価から1%割引後の価格に基づく。）に直ちに転換される。

- ・ ANZBGLの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下となった場合（普通株式資本関連のトリガー事由）、または
- ・ APRAが、特定の有価証券の転換もしくは償却、または公的資金の注入（もしくは同等の支援）がなければ、ANZBGLが存続不能に陥ると判断していると、ANZBGLに通達した場合（存続不能のトリガー事由）

定められている場合、AT 1 資本商品は、以下の日に不定数のANZGHL普通株式（転換直前の平均市場株価から1%割引後の価格に基づく。）に強制的に転換される。

- ・ 定められた強制転換日、または
- ・ 条件に定義されている一定の状況下においてそれよりも早い日。

ただし、一定の転換基準を満たさない場合、この強制転換は所定の期間延期される。

AT 1 資本証券が転換され、保有者がANZGHL普通株式を受け取る場合、

- ・ AT 1 資本証券は保有者によって額面価額でANZGHLに移管される。
- ・ ANZBGLは、この有価証券を償還すると同時に、親会社であるANZ BH Pty Ltdに対して普通株式を発行する（所定の転換株数を上限として、連結純資産を参照して算出したANZBGLの株価に基づく。）。
- ・ ANZ BH Pty LtdはANZGHLに株式を発行する（所定の転換株数を上限として、連結純資産を参照して算出したANZ BH Pty Ltdの株価に基づく。）。

ANZバンク・ニュージーランドが発行した優先株式は、RBNZの自己資本要件の目的上、ANZバンク・ニュージーランドのAT 1 資本となるが、当該優先株式の条件がAPRAの自己資本の要件を満たさないため、当グループのAT 1 資本とはならない。外部に発行された優先株式は、注記22「株主資本」において、非支配持分に含まれている。

APRAは、その協議文書に従って、AT 1 資本商品の段階的廃止を2027年 1 月より開始する旨を確認した。APRAのAT 1 資本商品の協議文書の詳細については、注記23「資本管理」を参照のこと。

下表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在におけるANZBGLの発行済AT 1 資本商品の主要な内容である。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
ANZBGLのその他Tier 1 資本 (永久劣後証券) ⁽¹⁾				
ANZキャピタルノート				
AUD 931百万 ANZ CN5 ⁽²⁾	-	931	-	931
AUD 1,500百万 ANZ CN6	1,492	1,490	1,492	1,490
AUD 1,310百万 ANZ CN7	1,301	1,300	1,301	1,300
AUD 1,500百万 ANZ CN8	1,487	1,485	1,485	1,483
AUD 1,700百万 ANZ CN9	1,683	1,680	1,681	1,678
ANZ資本証券				
USD 1,000百万 ANZ資本証券	1,489	1,391	1,520	1,448
ANZBGLのその他Tier 1 資本合計 ⁽³⁾	7,452	8,277	7,479	8,330

(1) 発行費用控除後の帳簿価額。

(2) ANZ CN5は2025年 3 月20日に全額償還された。

(3) ANZBGLの適格AT 1 資本の一部を構成する。詳細については、注記23「資本管理」を参照のこと。

ANZキャピタルノート

	ANZ CN5	ANZ CN6	ANZ CN7
発行体	ANZBGL	ANZBGL	ANZBGL
発行日	2017年 9 月28日	2021年 7 月 8 日	2022年 3 月24日
発行額	931百万ドル	1,500百万ドル	1,310百万ドル
ノートの額面価額	100ドル	100ドル	100ドル
分配の頻度	四半期毎に後払い	四半期毎に後払い	四半期毎に後払い
分配率	変動レート：(90日物銀行手形レート+3.8%) × (1 - オーストラリア法人税率)	変動レート：(90日物銀行手形レート+3.0%) × (1 - オーストラリア法人税率)	変動レート：(90日物銀行手形レート+2.7%) × (1 - オーストラリア法人税率)
発行体による繰上償還または転換オプション	2025年 3 月20日 ⁽¹⁾	2028年 3 月20日	2029年 3 月20日
強制転換日	2027年 3 月20日 ⁽²⁾	2030年 9 月20日	2031年 9 月20日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり	あり
帳簿価額 (発行費用控除後)	ゼロ (2024年度：931百万ドル)	1,492百万ドル (2024年度：1,490百万ドル)	1,301百万ドル (2024年度：1,300百万ドル)

	ANZ CN8	ANZ CN9
発行体	ANZBGL	ANZBGL
発行日	2023年3月24日	2024年3月20日
発行額	1,500百万ドル	1,700百万ドル
ノートの額面価額	100ドル	100ドル
分配の頻度	四半期毎に後払い	四半期毎に後払い
分配率	変動レート：(90日物銀行 手形レート+2.75%)×(1 -オーストラリア法人税率)	変動レート：(90日物銀行 手形レート+2.9%)×(1 -オーストラリア法人税率)
発行体による繰上償還または転換 オプション	2030年3月20日	2031年3月20日
強制転換日	2032年9月20日	2033年9月20日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり
帳簿価額(発行費用控除後)	1,487百万ドル (2024年度：1,485百万ドル)	1,683百万ドル (2024年度：1,680百万ドル)

(1) ANZ CN5は2025年3月20日に全額償還された。

(2) ANZ CN5は全額が償還されているため、今後強制転換日が適用されることはない。

ANZ資本証券

発行体	ANZBGL(ロンドン支店を通じて発行)
発行日	2016年6月15日
発行額	1,000百万米ドル
額面価額	最低券面単位200,000米ドルで、それを超える場合の超過額は1,000米ドルの整数倍
利払の頻度	半期毎に後払い
金利	2026年6月15日まで年利6.75%の固定金利。2026年6月15日およびその5年毎の応当日に、5年物米ドルスワップレート仲値+5.168%の変動金利に再設定
発行体による繰上償還オプション	2026年6月15日およびその5年毎の応当日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
帳簿価額(発行費用控除後)	1,489百万ドル(2024年度：1,391百万ドル)

Tier 2 資本

ANZBGLが発行した転換可能期限付劣後債は、APRAの適正資本の目的上、バーゼル3に全面的に準拠した商品である。存続不能のトリガー事由が発生した場合、各転換可能期限付劣後債は、ANZGHL普通株式に直ちに転換される(所定の転換株数を上限として、転換直前のANZGHLの株式の平均市場価格から1%割引後の価格に基づく。)

Tier 2 資本証券が転換され、保有者がANZGHLの普通株式を受領する場合、ANZBGLは親会社であるANZ BH Pty Ltdに普通株式を発行するものとし(所定の転換株数を上限として、連結純資産を基準として算出したANZBGLの株価に基づく。)、ANZ BH Pty LtdはANZGHLに株式を発行する(同一の基準で算出される。)

下表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在におけるANZBGLが発行したTier 2 資本劣後債務を示している。

通貨	額面価額	満期日	次回繰上償還可能 日 APRAの事前承 認を条件とする	金利	連結		当行	
					2025年	2024年	2025年	2024年
ANZBGLのTier 2 資本 (期限付劣後債)					(単位：百万ドル)			
JPY	20,000百万	2026年	該当なし	固定金利	204	203	204	203
USD	1,500百万	2026年	該当なし	固定金利	2,238	2,089	2,238	2,089
AUD	225百万	2032年	2027年	固定金利	225	224	225	224
EUR	1,000百万	2029年	2024年	固定金利	-	1,600	-	1,600
AUD	265百万	2039年	該当なし	固定金利	189	189	189	189
USD	1,250百万	2030年	2025年	固定金利	-	1,764	-	1,764
AUD	1,250百万	2031年	2026年	変動金利	1,250	1,250	1,250	1,250
USD	1,500百万	2035年	2030年	固定金利	1,971	1,845	1,971	1,845
AUD	330百万	2040年	該当なし	固定金利	223	225	223	225
AUD	195百万	2040年	該当なし	固定金利	130	131	130	131
EUR	750百万	2031年	2026年	固定金利	1,314	1,154	1,314	1,154
GBP	500百万	2031年	2026年	固定金利	986	904	986	904
AUD	1,450百万	2032年	2027年	固定金利	1,445	1,440	1,445	1,440
AUD	300百万	2032年	2027年	変動金利	300	290	300	290
JPY	59,400百万	2032年	2027年	固定金利	598	597	598	597
SGD	600百万	2032年	2027年	固定金利	726	684	726	684
AUD	900百万	2034年	2029年	固定金利	905	907	905	907
USD	1,250百万	2032年	該当なし	固定金利	1,880	1,817	1,880	1,817
EUR	1,000百万	2033年	2028年	固定金利	1,807	1,642	1,807	1,642
AUD	1,000百万	2038年	2033年	固定金利	1,005	1,007	1,005	1,007
AUD	275百万	2033年	2028年	固定金利	275	275	275	275
AUD	875百万	2033年	2028年	変動金利	875	867	875	867
AUD	1,435百万	2034年	2029年	変動金利	1,435	1,415	1,435	1,415
AUD	850百万	2034年	2029年	固定金利	813	850	813	850
USD	1,000百万	2034年	2029年	固定金利	1,538	1,478	1,538	1,478
AUD	1,900百万	2039年	2034年	固定金利	1,936	1,947	1,936	1,947
USD	1,250百万	2035年	2034年	固定金利	1,843	1,790	1,843	1,790
SGD	600百万	2034年	2029年	固定金利	736	-	736	-
AUD	500百万	2035年	2030年	固定金利	508	-	508	-
AUD	1,250百万	2035年	2030年	変動金利	1,246	-	1,246	-
EUR	1,000百万	2035年	2030年	固定金利	1,779	-	1,779	-
USD	1,250百万	2036年	2035年	固定金利	1,937	-	1,937	-
AUD	750百万	2040年	2035年	固定金利	752	-	752	-
AUD	750百万	2045年	該当なし	固定金利	742	-	742	-
ANZBGLのTier 2 資本合計⁽¹⁾⁽²⁾					33,811	28,584	33,811	28,584

(1) 帳簿価額は発行費用控除後であり、該当する場合は公正価値ヘッジ会計調整後である。

(2) これは、ANZBGLの適格Tier 2 資本の一部を構成する。詳細については、注記23「資本管理」を参照のこと。

その他の劣後債務証券

ANZバンク・ニュージーランドが発行した期限付劣後債は、RBNZの要件の下でのTier 2 資本を構成する。しかし、これらの劣後債務は（特に）存続不能のトリガー事由を含んでおらず、したがって、当グループの規制資本として適格となるためのAPRAによるTier 2 資本商品の要件を充足しない。

ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドは2024年に外部に対して800百万ドルの永久劣後債を発行したが、これはAPRAおよびRBNZのいずれについても自己資本比率目的上、Tier 2 資本を構成しない。

通貨	額面価額	満期日	次回繰上償還		金利	連結		当行	
			可能日 ⁽¹⁾			2025年	2024年	2025年	2024年
(単位：百万ドル)									
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド発行の									
永久劣後債⁽²⁾									
AUD	800百万	永久債	2030年		変動金利	800	800	-	-
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドニュージーランド発行									
の期限付劣後債									
NZD	600百万	2031年	2026年		固定金利	526	549	-	-
USD	500百万	2032年	2027年		固定金利	746	708	-	-
USD	500百万	2034年	2029年		固定金利	776	747	-	-
その他の劣後債務⁽³⁾						2,848	2,804	-	-

(1) APRAまたはRBNZの事前承認を条件とする（該当する場合）。

(2) 2024年9月18日、ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドは永久劣後債を発行し、その手取金はANZバンク・ニュージーランドがグループ内で発行した永久優先株式に投資された。この永久劣後債はRBNZの自己資本要件目的上はANZバンク・ニュージーランドのその他Tier 1 資本を構成するが、APRAの自己資本要件目的上はその他Tier 1 資本を構成しない。

(3) ANZバンク・ニュージーランドは外部に向けて、2022年7月18日に550百万ニュージーランドドルの永久優先株式を発行し、2024年3月19日に275百万ニュージーランドドルの永久優先株式を発行した。これらの永久優先株式は、RBNZの自己資本要件目的上はANZバンク・ニュージーランドのAT 1 資本を構成するが、APRAの自己資本要件目的上はAT 1 資本を構成しない。これらの優先株式は、注記22「株主資本」において、非支配持分に含まれている。

認識および測定

発行済社債は、当初公正価値で認識され、その後は、FVTPLで測定するものとして指定されている場合を除き、償却原価で測定される。発行済社債に係る支払利息は、実効金利法を用いて計上される。当グループがヘッジ関係を指定して公正価値ヘッジ会計を開始した場合、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値評価は、当該社債の帳簿価額を調整することで反映される。

資本に基づいた転換条項（すなわち、普通株式資本関連のトリガー事由または存続不能のトリガー事由）を持つ劣後債務は、FVTPLで別個に会計処理される組込デリバティブを含んでいると考えられる。これらのトリガー事由を受けた転換にあたり発行される株数は、最大転換数に左右されることから組込デリバティブが生じるが、トリガー事由の発生可能性が低いことを鑑み、報告日現在の評価額は重要な金額ではない。

[次へ](#)

17. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当グループの事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当グループの主要な重大リスクの重要な部分を占めている。

当グループは、当グループに影響を及ぼすすべての主要な重大リスクの詳細および当グループのリスク管理活動についての詳細な情報を、年次報告書（英文）のガバナンスおよびリスク管理の項で開示している。

本注記では、当グループの財務リスク管理の方針、プロセスおよび主要な財務リスクと関連する定量的開示を詳述している。

主な重要財務リスク	本リスクに適用される主要な項目
信用リスク 以下の結果発生する財務的損失のリスク。 <ul style="list-style-type: none"> 取引相手はその債務の履行を怠る。 取引相手の信用の質が悪化し、結果として財務的損失をもたらす。 信用リスクには、当グループが、気候変動、法律、規制もしくは政府あるいは規制当局によって採用されるその他の政策の変化から影響を受けるおそれのある顧客への貸付に伴うリスクを取り入れている。気候変動の影響には、物理的リスク（気候または天候関連事象）および低排出経済への適応により生ずる移行リスクの両方が含まれる。移行リスクには、結果として生じる上記の法律、規制および政策の変更が含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクの概要、管理および統制責任 信用リスクの最大エクスポージャー 信用の質 信用リスクの集中 担保管理
市場リスク 以下により発生する当グループの利益に対するリスク。 <ul style="list-style-type: none"> 金利、為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動 債券価格、コモディティ価格または株価の変動 	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスクの概要、管理および統制責任 市場リスクの測定 トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク FVOCIで測定するものとして指定された持分証券 外国為替リスク 構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 当グループが、期日到来時に、以下を含む支払義務を履行することができないリスク。 <ul style="list-style-type: none"> 預金の払戻しまたは満期を迎えるホールセール債務 当グループの増加資産に対する資金調達能力の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 流動性リスクの概要、管理および統制責任 流動性リスクについての重要な測定分野 流動性リスクの結果 当グループの負債の契約上の期日までの残存期間別分析

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号「金融商品：開示」に基づいて義務付けられる財務上の開示内容の理解における手助けとなることを目的としている。この概要は、年次報告書（英文）のガバナンスおよびリスク管理の項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組み（「RMF」）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（「BRC」）に、当グループのリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役会に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当グループの戦略目的を承認する。

- ・ 当グループが戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（「RAS」）
- ・ 当グループのリスク管理戦略およびこの戦略を実施するRMFの主要な要素を記述した、リスク管理戦略（「RMS」）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFのそれぞれのリスクへの対応方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、当グループが重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当グループは、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解しており、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。ANZにおいては、リスクは各従業員が責任を担う。

当グループは、以下の職務を担う最高リスク責任者が率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う。
- ・ 当グループのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（「BAC」）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ リスク管理の枠組みへの遵守とリスク管理の枠組みの有効性を確保することを目的とした、当グループのRMFの年次評価を独立した立場から行う。
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性を確保することを目的とした、3年ごとの包括的なレビューを実施する。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび/または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および統制責任

顧客に対する信用供与は、当グループの利益の主要源泉の一つである。この活動は主要リスクでもあるため、当グループはその管理に多大な資源を振り向けている。当グループは、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当グループの信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当グループ全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略設定における取締役会の補助
- ・ 経営執行陣の裁量を超える与信取引の承認

当グループは、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（「PD」）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当グループの評価を反映した顧客信用格付（「CCR」）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）	元本および利息の返済、予想される与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時での予想貸借対照表エクスポージャー。
デフォルト時損失率（「LGD」）	AからGまでの担保指標（「SI」）は、顧客のデフォルト時に当グループが現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業向け貸付については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。

当グループの信用リスク専門家のチームは、当グループのPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当グループの日々の信用リスク管理上の決定が行われている。

当グループが与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付

格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。

リテールおよび一部の小規模企業向け貸付

スコアリング（アプリケーション上および行動パターンの）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価の対象となる。

当グループでは、金融資産の信用度を管理するために、当グループの内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当グループのCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ 格付け	S&Pグローバル 格付け
信用度が高い	CCR 0+から4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
受入れ可能	CCR 5+から6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 – B1	BB+ – B+
信用度が低い	CCR 7+から8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 – Caa	B – CCC
デフォルト	CCR 8-から10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と下表において公表される額には差異がある場合がある。これらの差異は主に、市場リスクにさらされる資本性金融商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

下表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当グループの帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーを示したものである。

	報告金額		除外金額 ⁽¹⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)					
連結						
貸借対照表勘定						
正味貸付金および前渡金	829,986	804,032	-	-	829,986	804,032
その他金融資産：						
現金および現金同等物	155,209	150,965	1,203	1,196	154,006	149,769
ANZの未収決済残高	23,394	5,484	23,394	5,484	-	-
支払担保	9,831	10,090	-	-	9,831	10,090
売買目的資産	48,248	45,755	9,076	6,399	39,172	39,356
デリバティブ金融商品	47,480	54,370	-	-	47,480	54,370
投資有価証券						
- 償却原価で測定される 負債証券	7,520	7,091	-	-	7,520	7,091
- FVOCIで測定される負債 証券	156,373	131,944	-	-	156,373	131,944
- FVOCIで測定される持分 証券	955	1,065	955	1,065	-	-
- FVTPLで測定される負債 証券	692	162	-	-	692	162
規制上の預け金	541	665	-	-	541	665
その他金融資産 ⁽²⁾	4,042	4,547	-	-	4,042	4,547
その他金融資産合計	454,285	412,138	34,628	14,144	419,657	397,994
小計	1,284,271	1,216,170	34,628	14,144	1,249,643	1,202,026
帳簿外のポジション						
未実行および条件付与信枠 ⁽³⁾						
⁽⁴⁾	241,224	233,054	-	-	241,224	233,054
合計	1,525,495	1,449,224	34,628	14,144	1,490,867	1,435,080

(1) 現金および現金同等物のうちの硬貨、紙幣および銀行預金、ANZの未収決済残高のうちの約定日基準の資産、売買目的資産のうちの貴金属のエクスポージャーおよびカーボנקレジット、ならびに投資有価証券のうちの持分証券は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) その他金融資産は、主に未収利息および引受手形で構成されている。

(3) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行保証関連偶発債務を、一括評価および個別評価されるECL引当金を控除したうえで含めている。

(4) 通知をすることなく無条件で随時取消可能なコミットメントは、ECLの対象ではないため、これを除外するために2024年度を修正再表示している。

	報告金額		除外金額 ⁽¹⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)					
当行						
貸借対照表勘定						
正味貸付金および前渡金	612,855	588,998	-	-	612,855	588,998
その他金融資産：						
現金および現金同等物	145,060	137,288	824	843	144,236	136,445
ANZの未収決済残高	22,030	5,019	22,030	5,019	-	-
支払担保	8,552	8,797	-	-	8,552	8,797
売買目的資産	40,608	38,427	8,911	6,243	31,697	32,184
デリバティブ金融商品	50,531	57,627	-	-	50,531	57,627
投資有価証券						
- 償却原価で測定される 負債証券	5,971	5,356	-	-	5,971	5,356
- FVOCIで測定される負債 証券	128,972	107,388	-	-	128,972	107,388
- FVOCIで測定される持分 証券	950	1,060	950	1,060	-	-
- FVTPLで測定される負債 証券	692	162	-	-	692	162
規制上の預け金	245	222	-	-	245	222
被支配法人に対する債権	24,390	24,315	-	-	24,390	24,315
その他金融資産 ⁽²⁾	2,895	3,090	-	-	2,895	3,090
その他金融資産合計	430,896	388,751	32,715	13,165	398,181	375,586
小計	1,043,751	977,749	32,715	13,165	1,011,036	964,584
帳簿外のポジション						
未実行および条件付与信枠 ⁽³⁾						
⁽⁴⁾	201,252	194,343	-	-	201,252	194,343
合計	1,245,003	1,172,092	32,715	13,165	1,212,288	1,158,927

(1) 現金および現金同等物のうちの硬貨、紙幣および銀行預金、ANZの未収決済残高のうちの約定日基準の資産、売買目的資産のうちの貴金属のエクスポージャーおよびカーボンプレジット、ならびに投資有価証券のうちの持分証券は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) その他金融資産は、主に未収利息および引受手形で構成されている。

(3) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行保証関連偶発債務を、一括評価および個別評価されるECL引当金を控除したうえで含めている。

(4) 通知をすることなく無条件で随時取消可能なコミットメントは、ECLの対象ではないため、これを除外するために2024年度を修正再表示している。

信用の質

下表は、担保またはその他の信用補完の影響を考慮しないステージごとの当グループの内部信用度格付に基づいて、当グループの信用リスク・エクスポージャーの内訳を示したものである。

正味貸付金および前渡金

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
連結					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	515,360	12,698	-	-	528,058
受入れ可能	193,577	36,906	-	-	230,483
信用度が低い	17,922	14,787	-	-	32,709
デフォルト	-	-	6,955	1,018	7,973
償却原価で測定される貸付金および前渡金、					
総額	726,859	64,391	6,955	1,018	799,223
ECL引当金	(1,333)	(1,558)	(621)	(362)	(3,874)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	725,526	62,833	6,334	656	795,349
引当率	0.18%	2.42%	8.93%	35.56%	0.48%
FVTPLで測定される貸付金および前渡金					30,398
購入時に信用減損があった貸付金および					
前渡金 ⁽¹⁾					380
前受収益					(641)
資産計上された仲介手数料およびその他の					
組成費用					4,500
正味帳簿価額					829,986
2024年9月30日現在					
信用度が高い	485,243	17,072	-	-	502,315
受入れ可能	188,825	46,940	-	-	235,765
信用度が低い	15,538	18,222	-	-	33,760
デフォルト	-	-	5,976	832	6,808
償却原価で測定される貸付金および前渡金、					
総額	689,606	82,234	5,976	832	778,648
ECL引当金	(1,276)	(1,653)	(443)	(303)	(3,675)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	688,330	80,581	5,533	529	774,973
引当率	0.19%	2.01%	7.41%	36.42%	0.47%
FVTPLで測定される貸付金および前渡金					24,786
購入時に信用減損があった貸付金および					
前渡金 ⁽¹⁾					551
前受収益					(515)
資産計上された仲介手数料およびその他の					
組成費用					4,237
正味帳簿価額					804,032

(1) 認識されたECL引当金控除後のサンコープ・バンク買収日におけるステージ3エクスポージャーを表す。

正味貸付金および前渡金

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
当行					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	389,749	10,607	-	-	400,356
受入れ可能	127,996	26,591	-	-	154,587
信用度が低い	13,035	9,972	-	-	23,007
デフォルト	-	-	5,219	595	5,814
償却原価で測定される貸付金および前渡金、					
総額	530,780	47,170	5,219	595	583,764
ECL引当金	(1,069)	(1,130)	(488)	(265)	(2,952)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	529,711	46,040	4,731	330	580,812
引当率	0.20%	2.40%	9.35%	44.54%	0.51%
FVTPLで測定される貸付金および前渡金					29,216
前受収益					(599)
資産計上された仲介手数料およびその他の					
組成費用					3,426
正味帳簿価額					612,855
2024年9月30日現在					
信用度が高い	366,329	14,061	-	-	380,390
受入れ可能	121,820	33,813	-	-	155,633
信用度が低い	11,433	11,945	-	-	23,378
デフォルト	-	-	4,574	485	5,059
償却原価で測定される貸付金および前渡金、					
総額	499,582	59,819	4,574	485	564,460
ECL引当金	(1,006)	(1,150)	(339)	(220)	(2,715)
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	498,576	58,669	4,235	265	561,745
引当率	0.20%	1.92%	7.41%	45.36%	0.48%
FVTPLで測定される貸付金および前渡金					24,439
前受収益					(489)
資産計上された仲介手数料およびその他の					
組成費用					3,303
正味帳簿価額					588,998

帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
連結					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	208,112	1,422	-	-	209,534
受入れ可能	27,128	3,287	-	-	30,415
信用度が低い	691	1,225	-	-	1,916
デフォルト	-	-	142	87	229
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、総額	235,931	5,934	142	87	242,094
その他引当金に含まれるECL引当金 (注記21参照)	(643)	(160)	(30)	(37)	(870)
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、純額	235,288	5,774	112	50	241,224
引当率	0.27%	2.70%	21.13%	42.53%	0.36%
2024年9月30日現在					
信用度が高い	200,720	1,497	-	-	202,217
受入れ可能	26,496	3,249	-	-	29,745
信用度が低い	880	931	-	-	1,811
デフォルト	-	-	101	26	127
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、総額	228,096	5,677	101	26	233,900
その他引当金に含まれるECL引当金 (注記21参照)	(658)	(156)	(27)	(5)	(846)
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、純額	227,438	5,521	74	21	233,054
引当率	0.29%	2.75%	26.73%	19.23%	0.36%

帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
当行					
2025年 9月30日現在					
信用度が高い	175,480	1,212	-	-	176,692
受入れ可能	21,768	2,169	-	-	23,937
信用度が低い	543	619	-	-	1,162
デフォルト	-	-	110	66	176
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、総額	197,791	4,000	110	66	201,967
その他引当金に含まれるECL引当金 (注記21参照)	(563)	(95)	(24)	(33)	(715)
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、純額	197,228	3,905	86	33	201,252
引当率	0.28%	2.38%	21.82%	50.00%	0.35%
2024年 9月30日現在					
信用度が高い	169,168	1,317	-	-	170,485
受入れ可能	21,053	2,225	-	-	23,278
信用度が低い	668	522	-	-	1,190
デフォルト	-	-	66	17	83
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、総額	190,889	4,064	66	17	195,036
その他引当金に含まれるECL引当金 (注記21参照)	(573)	(96)	(22)	(2)	(693)
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、純額	190,316	3,968	44	15	194,343
引当率	0.30%	2.36%	33.33%	11.76%	0.36%

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位: 百万ドル)					
連結					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	5,937	-	-	-	5,937
受入れ可能	193	-	-	-	193
信用度が低い	1,424	-	-	-	1,424
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	7,554	-	-	-	7,554
ECL引当金	(34)	-	-	-	(34)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	7,520	-	-	-	7,520
引当率	0.45%	-	-	-	0.45%
2024年9月30日現在					
信用度が高い	5,535	-	-	-	5,535
受入れ可能	72	-	-	-	72
信用度が低い	1,518	-	-	-	1,518
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	7,125	-	-	-	7,125
ECL引当金	(34)	-	-	-	(34)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	7,091	-	-	-	7,091
引当率	0.48%	-	-	-	0.48%

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位: 百万ドル)					
当行					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	5,776	-	-	-	5,776
受入れ可能	153	-	-	-	153
信用度が低い	45	-	-	-	45
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	5,974	-	-	-	5,974
ECL引当金	(3)	-	-	-	(3)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	5,971	-	-	-	5,971
引当率	0.05%	-	-	-	0.05%
2024年9月30日現在					
信用度が高い	5,273	-	-	-	5,273
受入れ可能	41	-	-	-	41
信用度が低い	43	-	-	-	43
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	5,357	-	-	-	5,357
ECL引当金	(1)	-	-	-	(1)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	5,356	-	-	-	5,356
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
連結					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	156,373	-	-	-	156,373
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	156,373	-	-	-	156,373
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(13)	-	-	-	(13)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%
2024年9月30日現在					
信用度が高い	131,944	-	-	-	131,944
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	131,944	-	-	-	131,944
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(20)	-	-	-	(20)
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
当行					
2025年9月30日現在					
信用度が高い	128,972	-	-	-	128,972
受入れ可能	-	-	-	-	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	128,972	-	-	-	128,972
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(9)	-	-	-	(9)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%
2024年9月30日現在					
信用度が高い	107,388	-	-	-	107,388
受入れ可能	-	-	-	-	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	107,388	-	-	-	107,388
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(14)	-	-	-	(14)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

その他金融資産

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
(単位：百万ドル)				
信用度が高い	234,025	250,471	242,327	255,180
受入れ可能 ⁽¹⁾	21,170	7,954	20,673	7,474
信用度が低い	569	534	238	188
帳簿価額合計	255,764	258,959	263,238	262,842

(1) 投資有価証券 - FVTPLで測定される負債証券が、当グループについて692百万ドル（2024年度：162百万ドル）含まれ、当行については、692百万ドル（2024年度：162百万ドル）含まれている。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当グループは、リスクの集中を管理するためにクレジット・ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当グループはまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2025年	2024年 ⁽¹⁾	2025年	2024年 ⁽¹⁾	2025年	2024年 ⁽²⁾	2025年	2024年
連結	(単位：百万ドル)							
農業、林業、漁業および鉱業	41,326	41,510	785	827	13,517	13,442	55,628	55,779
ビジネスサービス	7,845	7,992	227	210	5,968	5,326	14,040	13,528
建設	6,508	6,248	46	47	6,657	7,449	13,211	13,744
電力、ガス、水道供給	11,590	8,370	876	853	11,192	9,959	23,658	19,182
娯楽、レジャーおよび観光	13,750	14,142	91	134	3,829	3,401	17,670	17,677
金融、投資および保険	86,293	82,561	265,023	261,692	51,424	50,236	402,740	394,489
政府および公的機関	2,436	4,303	143,039	125,591	1,173	1,152	146,648	131,046
製造業	26,053	29,067	1,573	995	23,205	24,172	50,831	54,234
個人ローン	510,894	492,042	1,449	1,649	67,961	62,513	580,304	556,204
不動産業	69,285	63,667	1,452	960	19,513	19,429	90,250	84,056
小売業	11,480	11,164	71	129	6,418	6,698	17,969	17,991
運輸および倉庫	11,644	10,998	790	728	8,736	7,841	21,170	19,567
卸売業	12,706	13,736	1,107	903	11,439	10,795	25,252	25,434
その他	18,191	18,185	3,162	3,310	11,062	11,487	32,415	32,982
総計	830,001	803,985	419,691	398,028	242,094	233,900	1,491,786	1,435,913
ECL引当金	(3,874)	(3,675)	(34)	(34)	(870)	(846)	(4,778)	(4,555)
小計	826,127	800,310	419,657	397,994	241,224	233,054	1,487,008	1,431,358
前受収益	(641)	(515)	-	-	-	-	(641)	(515)
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用	4,500	4,237	-	-	-	-	4,500	4,237
信用リスクの最大エクスポージャー	829,986	804,032	419,657	397,994	241,224	233,054	1,490,867	1,435,080

(1) 比較情報は、基礎となる金額の性質をより適切に反映するために、当年度の作成基準に合わせて修正再表示されている。

(2) 通知をすることなく無条件で随時取消可能なコミットメントは、ECLの対象ではないため、これを除外するために2024年度を修正再表示している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2025年	2024年 ⁽¹⁾	2025年	2024年 ⁽¹⁾	2025年	2024年 ⁽²⁾	2025年	2024年
当行	(単位：百万ドル)							
農業、林業、漁業								
および鉱業	23,024	22,415	734	764	11,579	11,632	35,337	34,811
ビジネスサービス	6,958	7,093	208	201	5,334	4,810	12,500	12,104
建設	5,100	4,678	39	39	5,636	6,115	10,775	10,832
電力、ガス、水道供給	10,452	7,780	563	639	9,551	8,818	20,566	17,237
娯楽、レジャー								
および観光	11,876	11,813	77	106	3,367	3,050	15,320	14,969
金融、投資および保険	82,798	79,505	274,403	266,738	49,879	48,679	407,080	394,922
政府および公的機関	2,430	4,274	113,973	100,134	565	394	116,968	104,802
製造業	22,709	25,274	1,486	922	20,599	22,000	44,794	48,196
個人ローン	347,395	330,984	813	901	45,321	41,208	393,529	373,093
不動産業	53,790	48,737	1,286	799	17,568	17,236	72,644	66,772
小売業	9,713	9,262	63	106	5,546	5,956	15,322	15,324
運輸および倉庫	10,525	9,930	765	661	7,781	7,071	19,071	17,662
卸売業	10,850	11,676	1,054	866	9,836	9,358	21,740	21,900
その他	15,360	15,478	2,721	2,711	9,405	8,709	27,486	26,898
総計	612,980	588,899	398,185	375,587	201,967	195,036	1,213,132	1,159,522
ECL引当金	(2,952)	(2,715)	(3)	(1)	(715)	(693)	(3,670)	(3,409)
小計	610,028	586,184	398,182	375,586	201,252	194,343	1,209,462	1,156,113
前受収益	(599)	(489)	-	-	-	-	(599)	(489)
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用	3,426	3,303	-	-	-	-	3,426	3,303
信用リスクの最大エクスポージャー	612,855	588,998	398,182	375,586	201,252	194,343	1,212,289	1,158,927

(1) 比較情報は、基礎となる金額の性質をより適切に反映するために、当年度の作成基準に合わせて修正再表示されている。

(2) 通知をすることなく無条件で随時取消可能なコミットメントは、ECLの対象ではないため、これを除外するために2024年度を修正再表示している。

担保管理

当行は、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために担保を利用している。十分な担保が設定されている場合は、予想信用損失は認識されない。これは主に、貸付けた資金を使用して購入した有価証券が担保に供されているマージンローンや売戻条件付契約などの特定の貸付商品の場合である。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。当期中に、当グループの担保方針に変更はなかった。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金

貸付金 住宅ローンおよびパーソナルローン
住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。
個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む。）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。

貸付金 企業向け貸付金
企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。
適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。

その他金融資産

売買目的資産、投資有価証券、デリバティブおよびその他金融資産
売買目的資産については、当行は発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。

デリバティブについては、中央清算機関、金融機関、その他の法人顧客など、単一名義の取引相手に対して大きな個々のエクスポージャーを持つことになる。これらの取引相手との未決済デリバティブ・ポジションは集計され、それぞれのクレジット・サポート・アネックスを通じて日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）が授受される。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、当グループのポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される。）。デリバティブのエクスポージャーが担保で完全にはカバーされていない場合には、信用リスクが残る。

帳簿外のポジション

未実行および条件付与信枠
帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産および／または事業資産を担保にした事業融資などがある。

下表は、当グループが保有する担保の見積り価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用リスクの 最大エクスポージャー		担保の価値総額 ⁽¹⁾		信用エクスポージャー の無担保分	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)					
連結						
正味貸付金および前渡金	829,986	804,032	698,418	667,130	131,568	136,902
その他金融資産	419,657	397,994	67,960	51,732	351,697	346,262
帳簿外のポジション	241,224	233,054	87,629	80,258	153,595	152,796
合計	1,490,867	1,435,080	854,007	799,120	636,860	635,960

	信用リスクの 最大エクスポージャー		担保の価値総額 ⁽¹⁾		信用エクスポージャー の無担保分	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)					
当行						
正味貸付金および前渡金	612,855	588,998	493,566	463,804	119,289	125,194
その他金融資産	398,182	375,586	61,133	46,950	337,049	328,636
帳簿外のポジション	201,252	194,343	60,363	52,804	140,889	141,539
合計	1,212,289	1,158,927	615,062	563,558	597,227	595,369

(1) 住宅ローンの担保価値の見積りにあたっては、顧客がモーゲージの担保物件の付保義務を履行していることを前提としている。

市場リスク

市場リスクの概要、管理および統制責任

市場リスクは当グループのトレーディング活動、貸借対照表管理活動ならびに金利、外国為替相場、信用スプレッド、コモディティ、株式およびこれらの資産クラスの変動および相関の影響から生じる。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、グループレベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は、大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
<p>現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通貨リスク 外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスク 市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスク ベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスク コモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスク 株価の変動から発生する潜在的損失。 	<p>トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、純預貸利鞘の実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。</p>

市場リスクの測定

当グループは、主にバリュー・アット・リスク（「VaR」）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当グループの潜在的な1日の損失を測定する。当グループでは、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当グループは、保有期間1日を用いた500営業日の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。当グループのVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

当グループはVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということの意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

下表は、リスク区別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	当グループ合計		当グループ合計（サンコープ・バンクを除く）							
	2025年	2024年	2025年				2024年			
	当該日	当該日	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)									
連結										
信頼水準99%のトレーディングに起因するVaR										
外国為替	1.7	3.2	1.9	8.9	1.7	3.4	3.2	11.5	2.2	5.0
金利	3.9	6.5	3.8	8.5	3.8	5.5	6.4	19.2	4.8	8.7
クレジット	2.9	5.7	2.9	8.2	1.8	4.1	5.7	8.1	4.2	6.7
コモディティ	8.9	3.3	8.9	11.3	2.3	6.3	3.3	5.0	1.8	2.9
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果 ⁽¹⁾	(8.6)	(10.0)	(8.8)	該当なし	該当なし	(9.6)	(9.9)	該当なし	該当なし	(10.2)
VaR合計	8.8	8.7	8.7	13.5	6.8	9.7	8.7	22.5	8.0	13.1

	2025年				2024年			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
当行								
信頼水準99%のトレーディングに起因するVaR								
外国為替	1.8	9.1	1.8	3.1	3.4	7.7	1.9	4.4
金利	4.0	7.4	3.8	5.3	5.6	18.4	4.7	8.5
クレジット	3.0	8.1	1.6	3.9	5.5	7.9	4.2	6.4
コモディティ	9.2	11.5	2.1	6.0	2.6	5.0	1.6	2.5
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果 ⁽¹⁾	(9.6)	該当なし	該当なし	(9.1)	(9.0)	該当なし	該当なし	(9.2)
VaR合計	8.4	13.5	6.3	9.2	8.1	24.6	6.7	12.6

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当グループの銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当グループが十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当グループの将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債および資産の投資である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、グループ合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドおよびその他の地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	当グループ合計		当グループ合計（サンコープ・バンクを除く）							
	2025年	2024年	2025年			2024年				
	当該日	当該日	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
連結	(単位：百万ドル)									
信頼水準99%のトレーディングに起因しないVaR										
オーストラリア	98.8	96.8	99.3	99.3	84.4	91.8	97.7	97.7	70.8	78.9
ニュージーランド	23.6	27.4	23.6	25.5	20.6	23.1	27.4	28.2	24.3	25.9
その他の地域	29.7	32.9	29.7	37.7	22.3	31.5	32.9	39.5	29.0	34.8
分散効果 ⁽¹⁾	(51.4)	(62.2)	(51.0)	該当なし	該当なし	(48.8)	(63.0)	該当なし	該当なし	(46.9)
VaR合計	100.7	94.9	101.6	101.8	94.6	97.6	95.0	99.5	81.3	92.7

	2025年				2024年			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
当行	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%のトレーディングに起因しないVaR								
オーストラリア	99.3	99.3	84.4	91.8	97.7	97.7	70.8	78.9
ニュージーランド	-	0.1	-	-	0.0	0.1	0.0	0.0
その他の地域	29.1	38.5	22.4	31.9	33.5	39.7	31.1	36.6
分散効果 ⁽¹⁾	(32.3)	該当なし	該当なし	(30.0)	(37.8)	該当なし	該当なし	(31.8)
VaR合計	96.1	99.7	89.6	93.7	93.4	93.4	74.2	83.7

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当グループは、例外的な事象が当グループの市場リスク・エクスポージャー（サンコープ・バンクを除く。）に与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
1%の金利変動が翌12か月間の純利息収益に与える影響				
期末現在	1.52%	0.68%	1.48%	0.38%
最大エクスポージャー	1.58%	1.20%	1.53%	1.06%
最低エクスポージャー	1.09%	0.27%	0.89%	0.09%
平均エクスポージャー（絶対値）	1.33%	0.78%	1.17%	0.61%

FVOCIで測定するものとして指定された持分証券

当グループの投資有価証券には、主に天津銀行およびその他の非上場株式で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当グループのVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当グループは定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資が注記11「投資有価証券」で記述している認識および測定の方針に基づいて適切に測定されているかを評価している。

外国為替リスク 構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当グループは外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。当グループは、適切であると考えられる場合、海外事業の外国為替エクスポージャーのヘッジを行っている。

同様に、当グループは大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済ヘッジを行う場合がある。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率に対する為替相場変動の影響が最小化されることを確保することである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクの概要、管理および統制責任

流動性リスクは、以下のいずれかのリスクである。

- ・ 当グループが、支払義務の期日が到来した際に、当該義務を履行することができない（預金の払戻しまたはホールセール債務の満期を含む。）。
- ・ 当グループの資産の増加に対応するための適切な金額、期間および構成の資金調達および流動性を有していない。

流動性および資金調達リスクの管理は、GALCOによって監視されている。当グループの流動性および資金調達リスクは、取締役会により承認された一連の原則により管理され、当該原則には以下が含まれている。

- ・ すべての支払債務を短期に履行する能力を維持すること。
- ・ 短期から中期にわたって金銭的債務を履行するため、各国とグループ全体の双方で、一連の固有の流動性ストレス・シナリオと一般的な市場流動性ストレス・シナリオ下で、取締役会が承認した「サバイバル期間」基準を確実に維持すること。
- ・ 流動性リスクおよび資金調達リスク・プロファイルに対して長期的な耐性を確保するために、当グループの貸借対照表構造の健全性を維持すること。
- ・ 各国の規制要件に準拠した流動性管理の枠組みを確保すること。
- ・ 当グループのポジションを数値化するために、日次の流動性報告書とシナリオ分析を作成すること。
- ・ 投資家の種類、満期、資金源および通貨による過度の集中を避けるために多様な資金調達基盤を対象とすること。
- ・ 資金調達状況の悪化に対処し、日々の業務を支えるために、質の高い流動資産を組み入れたポートフォリオを保有すること。
- ・ 様々な流動性に関する危機的事象に備えるための詳細な危機管理計画を策定すること。

当グループは、純粋持株会社体制で事業を行っている。

- ・ ANZBGLは、そのADIの業務を反映した独自の流動性・資金調達プログラム、ガバナンスの枠組み、報告制度を運用している。
- ・ ANZGHL（親会社）には、貸借対照表の構造および性質に照らし、重要な流動性リスクはない。
- ・ ANZ非銀行グループは、個別に資金を調達することは想定されておらず、資金調達はANZGHLに依存する。

ANZGHLおよびANZBGLグループは、それぞれのビジネスモデルに固有の流動性リスクの性質の違いを反映して、個別の流動性方針を設定している。ANZGHLは、親会社およびANZ非銀行グループが営業および財務要件を十分に満たすよう現金準備金を確実に保有するようにする。

流動性リスクについての重要な測定分野

資金調達源のシナリオのモデル化

当グループの流動性リスク選好度は、一連の規制およびANZBGLの取締役会が義務付ける内部流動性測定基準で定められる。この測定基準は、異なった期間および深刻度に関する一連のシナリオを扱っている。

この枠組みの目的は次のとおりである。

- ・ 短期的な極端な市場の混乱とストレスに対する保護を提供すること。
- ・ 適切な金額の長期資産を長期資金調達によって確実に調達することで、貸借対照表の構造的強度を維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルにおいて過度な時期の集中を生じさせないようにすること。

この枠組みの主要な要素には、深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジレシオ（「LCR」）、長期の流動性構造の指標である正味安定資金調達比率（「NSFR」）（いずれもAPRAを含む銀行規制当局によって義務付けられている）、および内部で策定されたストレステスト目的の流動性シナリオが含まれる。

流動資産

深刻なストレス環境において当グループの流動性ポジションを保護し、また、規制要件を遵守するために、当グループは高品質で処分制約のない流動性資産ポートフォリオを保有している。質の高い流動資産は、バーゼル3のLCR要件と一致して、3つのカテゴリーで構成されている。

- ・ 最も質の高い流動資産：現金、および信用度が最も高い政府、中央銀行または公的部門の証券で中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適合とされるもの
- ・ 質の高い流動資産：信用度の高い政府、中央銀行または公的部門の証券、質の高い社債および質の高いカバード・ボンドで、中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適合とされるもの
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：RBNZによって適合証券とされているもの

当グループは、規制要件およびANZBGLの取締役会によって設定されたリスク選好度に沿って、流動資産ポートフォリオの規模および構成を継続的に監視および管理している。

流動性リスクの結果⁽¹⁾

流動性カバレッジレシオ - 2025年度のANZBGLの流動性カバレッジレシオ（「LCR」）の平均は、132%（2024年度：133%）となり規制の最低要件である100%を上回っている。

正味安定資金調達比率 - 2025年9月30日現在のANZBGLの正味安定資金調達比率（「NSFR」）は115%（2024年度：116%）で、規制の最低要件である100%を上回っている。

(1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。流動性カバレッジレシオおよび正味安定資金調達比率は、IFRSで求められる開示に含まれておらず、当グループのAPS第330号「開示」の一部として開示され、また、健全性基準APS第310号「監査および関連事項」に準拠する特定の手続きの対象となるAPRA報告様式ARF210「流動性」で開示されている。

流動性危機管理計画

当グループは、ひとつの国およびグループ全体を対象とした流動性を脅かす事態の分析および対処のための、APRA承認の流動性危機管理計画を整備している。主要な流動性危機管理計画の要件およびガイドラインは以下のとおりである。

事業継続の管理	早期の兆候/軽度のストレス	深刻なストレス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機 / 深刻度の度合いの設定 ・ 流動性限度額 ・ 早期警告指標 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視およびレビュー ・ 事業の合理化を必要としない経営措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能動的臨時資金調達計画 ・ 資産および負債の動きを変更する経営措置
内外向けコミュニケーション担当の割当ておよびコミュニケーションの適切な時期		

ストレス事象の正確な内容を事前に知ることはできないため、当グループはストレス事象の内容および深刻度に応じて柔軟性を持たせた計画を設計しており、複数の代替によりいかなる計画にも適応可能にしている。

当グループの資金調達

当グループは、資金調達の構成と安定性が、当グループの資金調達リスク選好度の範囲内にとどまるよう監視している。この手法は、当グループ資産の適切な割合が、顧客預金、長期ホールセール資金調達（残存期間が1年を超えるもの）、および資本等の安定した資金調達源で確実に調達されるようにしている。

作成された資金調達計画

- ・ 年次で作成される3か年戦略計画
- ・ 当グループの計画プロセスの一環としての年次資金調達計画
- ・ 年次計画の調整としての、実績を考慮した予測

資金調達計画作成における検討事項

- ・ 顧客の貸借対照表の成長
- ・ ホールセール資金調達（優先債、担保付債券、劣後債、およびハイブリッド証券の取引に関して目標とされる資金調達額、市場、投資家、期間および通貨を含む。）ならびに市場の状況の変化
- ・ 流動性ストレステスト

当グループの負債の契約上の期日までの残存期間別分析

下表は、9月30日現在の金融負債の契約上の期日までの残存期間別分析を、関連する期日のグループごとに示している。すべての発行済社債および劣後債務の期日は、当グループが支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、最低通知期間が3か月以上の場合を除き、「3か月未満」の区分で報告されている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。

これは当グループがどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。このリスクの管理については150ページ（訳注：原文のページ番号である。）で詳述している。

	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
連結	(単位：百万ドル)				
2025年9月30日現在					
ANZの未払決済残高	31,144	-	-	-	31,144
受取担保	7,428	-	-	-	7,428
預金およびその他の借入金	793,371	157,254	12,472	174	963,271
支払承諾債務	222	-	-	-	222
発行済社債 ⁽¹⁾	9,987	43,588	115,444	23,013	192,032
デリバティブ負債					
(貸借対照表管理目的保有を除く) ⁽²⁾	40,814				40,814
リース負債	104	275	876	960	2,215
デリバティブ資産および					
負債(貸借対照表管理) ⁽³⁾					
- 資金調達：					
流入	(49,005)	(71,961)	(89,534)	(16,260)	(226,760)
流出	49,288	70,441	87,590	15,939	223,258
- その他貸借対照表管理：					
流入	(148,344)	(38,507)	(42,114)	(22,286)	(251,251)
流出	146,126	36,191	39,138	21,043	242,498
2024年9月30日現在					
ANZの未払決済残高	16,188	-	-	-	16,188
受取担保	6,583	-	-	-	6,583
預金およびその他の借入金	744,041	158,247	11,040	199	913,527
支払承諾債務	425	-	-	-	425
発行済社債 ⁽¹⁾	8,327	36,858	112,728	20,384	178,297
デリバティブ負債					
(貸借対照表管理目的保有を除く) ⁽²⁾	47,622	-	-	-	47,622
リース負債	105	313	917	947	2,282
デリバティブ資産および					
負債(貸借対照表管理) ⁽³⁾					
- 資金調達：					
流入	(66,248)	(60,183)	(83,371)	(14,359)	(224,161)
流出	66,981	60,260	84,472	14,661	226,374
- その他貸借対照表管理：					
流入	(189,769)	(42,388)	(36,763)	(21,831)	(290,751)
流出	185,946	40,718	33,393	19,266	279,323

(1) 繰上償還可能なホールセール債務商品の満期は次の繰上償還日としている。残高には、当グループの選択により、現金または株式で決済することができる劣後債務商品、およびANZニュージーランドにより発行され、RBNZの要件の下ではTier 2資本を構成するが、APRAのTier 2資本要件に非適格な劣後債務が含まれている。

(2) デリバティブ負債（貸借対照表管理目的保有を除く）の決済評価差額（Settle to Market）に関する調整後の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。

(3) ヘッジ関係に指定された338百万ドル（2024年度：456百万ドル）および売買目的保有に分類されているが当グループの貸借対照表管理活動の一部を成す2,750百万ドル（2024年度：7,176百万ドル）のデリバティブを含む。

2025年9月30日現在、当グループが支払を求められる可能性のある最も早い日に基づくと、193,177百万ドル（2024年度：184,890百万ドル）の当グループの未実行与信枠および48,917百万ドル（2024年度：49,010百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

当行	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
2025年9月30日現在					
ANZの未払決済残高	27,189	-	-	-	27,189
受取担保	6,579	-	-	-	6,579
預金およびその他の借入金	629,810	119,311	6,777	170	756,068
支払承諾債務	191	-	-	-	191
発行済社債 ⁽¹⁾	8,670	34,992	87,918	20,973	152,553
デリバティブ負債					
（貸借対照表管理目的保有を除く） ⁽²⁾	44,833				44,833
リース負債	82	210	656	793	1,741
デリバティブ資産および 負債(貸借対照表管理) ⁽³⁾					
- 資金調達：					
流入	(45,806)	(62,809)	(71,426)	(15,446)	(195,487)
流出	46,086	61,848	70,843	15,166	193,943
- その他貸借対照表管理：					
流入	(138,769)	(33,681)	(34,322)	(20,873)	(227,645)
流出	136,414	31,317	31,279	19,587	218,597
2024年9月30日現在					
ANZの未払決済残高	11,317	-	-	-	11,317
受取担保	6,061	-	-	-	6,061
預金およびその他の借入金	589,605	114,499	4,813	197	709,114
支払承諾債務	329	-	-	-	329
発行済社債 ⁽¹⁾	6,780	30,135	86,529	17,705	141,149
デリバティブ負債					
（貸借対照表管理目的保有を除く） ⁽²⁾	52,979	-	-	-	52,979
リース負債	84	249	685	768	1,786
デリバティブ資産および 負債(貸借対照表管理) ⁽³⁾					
- 資金調達：					
流入	(63,238)	(52,317)	(65,194)	(12,371)	(193,120)
流出	63,728	52,291	66,280	12,677	194,976
- その他貸借対照表管理：					
流入	(185,273)	(36,714)	(29,311)	(20,391)	(271,689)
流出	181,397	35,094	26,075	17,776	260,342

- (1) 繰上償還可能なホールセール債務商品の満期は次の繰上償還日としている。残高には、当行の選択により、現金または株式で決済することができる劣後債務商品が含まれている。
- (2) デリバティブ負債（貸借対照表管理目的保有を除く）の決済評価差額（Settle to Market）に関する調整後の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。
- (3) ヘッジ関係に指定された162百万ドル（2024年度：210百万ドル）および売買目的保有に分類されているが当行の貸借対照表管理活動の一部を成す2,774百万ドル（2024年度：4,278百万ドル）のデリバティブを含む。

2025年9月30日現在、当行が支払を求められる可能性のある最も早い日に基づくと、156,745百万ドル（2024年度：149,577百万ドル）の当行の未実行与信枠および45,221百万ドル（2024年度：45,459百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

18. 金融資産および金融負債の公正価値

金融資産および金融負債の分類

当グループは、金融商品を公正価値または償却原価のいずれかで認識および測定しており、貸借対照表上、多数の金融商品が公正価値で計上されている。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

下表は、金融資産および金融負債の測定基準による分類を、貸借対照表上で認識されている帳簿価額とともに記載している。

	注記	2025年			2024年		
		償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計
(単位：百万ドル)							
連結							
金融資産							
現金および現金同等物	8	105,965	49,244	155,209	113,710	37,255	150,965
ANZの未収決済残高		23,394	-	23,394	5,484	-	5,484
支払担保		9,831	-	9,831	10,090	-	10,090
売買目的資産	9	-	48,248	48,248	-	45,755	45,755
デリバティブ金融商品	10	-	47,480	47,480	-	54,370	54,370
投資有価証券	11	7,520	158,020	165,540	7,091	133,171	140,262
正味貸付金および前渡金	12	799,588	30,398	829,986	779,246	24,786	804,032
規制上の預け金		541	-	541	665	-	665
その他金融資産		4,042	-	4,042	4,547	-	4,547
合計		950,881	333,390	1,284,271	920,833	295,337	1,216,170
金融負債							
ANZの未払決済残高		31,144	-	31,144	16,188	-	16,188
受取担保		7,428	-	7,428	6,583	-	6,583
預金およびその他の借入金	14	898,713	57,688	956,401	862,165	43,001	905,166
デリバティブ金融商品	10	-	43,902	43,902	-	55,254	55,254
支払債務およびその他の負債	15	11,187	3,960	15,147	12,571	6,023	18,594
発行済社債	16	166,504	2,770	169,274	154,572	1,816	156,388
合計		1,114,976	108,320	1,223,296	1,052,079	106,094	1,158,173

	注記	2025年			2024年		
		償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計
(単位：百万ドル)							
当行							
金融資産							
現金および現金同等物	8	96,920	48,140	145,060	100,892	36,396	137,288
ANZの未収決済残高		22,030	-	22,030	5,019	-	5,019
支払担保		8,552	-	8,552	8,797	-	8,797
売買目的資産	9	-	40,608	40,608	-	38,427	38,427
デリバティブ金融商品	10	-	50,531	50,531	-	57,627	57,627
投資有価証券	11	5,971	130,614	136,585	5,356	108,610	113,966
正味貸付金および前渡金	12	583,639	29,216	612,855	564,559	24,439	588,998
規制上の預け金		245	-	245	222	-	222
被支配法人に対する債権		22,443	1,947	24,390	21,864	2,451	24,315
その他金融資産		2,895	-	2,895	3,090	-	3,090
合計		742,695	301,056	1,043,751	709,799	267,950	977,749
金融負債							
ANZの未払決済残高		27,189	-	27,189	11,317	-	11,317
受取担保		6,579	-	6,579	6,061	-	6,061
預金およびその他の借入金	14	700,582	50,991	751,573	662,910	40,960	703,870
デリバティブ金融商品	10	-	47,769	47,769	-	57,467	57,467
被支配法人に対する債務		26,731	324	27,055	25,560	100	25,660
支払債務およびその他の負債	15	8,378	3,775	12,153	8,797	5,677	14,474
発行済社債	16	129,703	3,788	133,491	120,155	2,795	122,950
合計		899,162	106,647	1,005,809	834,800	106,999	941,799

公正価値で測定される金融資産および金融負債

金融資産および金融負債の公正価値評価は、一般的に個別商品のレベルで算定される。

当グループが相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、AASB第13号「公正価値測定」（「AASB第13号」）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値が測定される。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当グループは、以下のように、一部の貸付金および前渡金、預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、FVTPLに指定している。

- ・ 当該商品が分離可能な組込デリバティブを含み、公正価値ベースで管理される場合、公正価値の変動総額を関連するヘッジ手段の変動と同一期間に損益に認識するため。
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために使用するもの）をFVTPLで測定することによる。

当グループのアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に損益に確実に認識されるようにしている。

また、当グループは一部の貸付金および前渡金、預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、当該金融商品の管理方法と測定方法を合わせるため、公正価値で管理している場合には、FVTPLとして指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当グループは、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債の活発な市場における市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品： - デリバティブ金融資産および金融負債（売買目的および売買目的以外を含む。） - 買戻条件付契約（90日未満） - 正味貸付金および前渡金 - 預金およびその他の借入金 - 発行済社債	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・カーブが適切な債務もしくは貸付金の市場金利を用いて割引かれる場合に使用される割引キャッシュフロー法。
その他の売買目的保有金融商品： - 空売り有価証券 - 負債証券および持分証券	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法が使用される。活発な市場が存在しない持分証券については、比較可能な会社の評価倍率（株価純資産倍率など）を用いて測定される。
以下に分類される金融商品： - 投資有価証券 - 負債証券または持分証券	評価技法には、類似した特性を持つ金融商品からの観察可能なインプットを可能な限り組み込んだ、比較可能な倍率（株価純資産倍率など）または割引キャッシュフロー（「DCF」）技法が使用される。

当期または前期において、評価手法に重要な変更はなかった。

公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2 - 類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3 - 資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

当期または過年度において、区分アプローチに重要な変更はなかった。下表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	活発な市場における相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)							
連結								
資産								
現金および現金同等物 (公正価値で測定)	-	-	49,244	37,255	-	-	49,244	37,255
売買目的資産 ⁽¹⁾	30,508	31,507	17,720	14,233	20	15	48,248	45,755
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	115	131	47,343	54,214	22	25	47,480	54,370
投資有価証券 ⁽¹⁾	121,790	111,060	35,287	21,055	943	1,056	158,020	133,171
正味貸付金および前渡金	-	-	30,310	24,429	88	357	30,398	24,786
合計	152,413	142,698	179,904	151,186	1,073	1,453	333,390	295,337
負債								
預金およびその他の借入金 (公正価値で測定に指定)	-	-	57,688	43,001	-	-	57,688	43,001
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	469	393	43,419	54,846	14	15	43,902	55,254
支払債務および その他の負債	3,517	5,804	443	219	-	-	3,960	6,023
発行済社債 (公正価値で測定に指定)	-	-	2,770	1,816	-	-	2,770	1,816
合計	3,986	6,197	104,320	99,882	14	15	108,320	106,094

(1) 2025年度中に、当グループについて市場価格および/または評価インプットの観察可能性の変化により、6,621百万ドルの資産がレベル1からレベル2に振り替えられ(2024年度：1,119百万ドルがレベル1からレベル2に振替)、868百万ドルの資産がレベル2からレベル1に振り替えられ(2024年度：4,913百万ドルがレベル2からレベル1に振替)、そして49百万ドルの資産がレベル3からレベル2に振り替えられた(2024年度：0百万ドルがレベル3からレベル2に振替)。当年度中のその他の重要なレベル1、レベル2、レベル3の間の振替はなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。

公正価値測定

	活発な市場における相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)							
当行								
資産								
現金および現金同等物 (公正価値で測定)	-	-	48,140	36,396	-	-	48,140	36,396
売買目的資産 ⁽¹⁾	25,768	27,048	14,820	11,364	20	15	40,608	38,427
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	112	126	50,399	57,477	20	24	50,531	57,627
投資有価証券 ⁽¹⁾	101,450	90,608	28,226	16,951	938	1,051	130,614	108,610
正味貸付金および前渡金	-	-	29,128	24,082	88	357	29,216	24,439
被支配法人に対する債権	19	246	1,928	2,205	-	-	1,947	2,451
合計	127,349	118,028	172,641	148,475	1,066	1,447	301,056	267,950
負債								
預金およびその他の借入金 (公正価値で測定に指定)	-	-	50,991	40,960	-	-	50,991	40,960
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	379	324	47,376	57,131	14	12	47,769	57,467
支払債務および その他の負債	3,334	5,473	441	204	-	-	3,775	5,677
発行済社債 (公正価値で測定に指定)	-	-	3,788	2,795	-	-	3,788	2,795
被支配法人に対する債務	-	-	324	100	-	-	324	100
合計	3,713	5,797	102,920	101,190	14	12	106,647	106,999

(1) 2025年度中に、当行について市場価格および/または評価インプットの観察可能性の変化により、4,964百万ドルの資産がレベル1からレベル2に振り替えられ(2024年度：1,119百万ドルがレベル1からレベル2に振替)、751百万ドルの資産がレベル2からレベル1に振り替えられ(2024年度：2,622百万ドルがレベル2からレベル1に振替)、そして49百万ドルの資産がレベル3からレベル2に振り替えられた(2024年度：0百万ドルがレベル3からレベル2に振替)。当年度中のその他の重要なレベル1、レベル2、レベル3の間の振替はなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

当グループのレベル3金融商品の純資産は、1,059百万ドル（2024年度：1,438百万ドル）、当行は1,052百万ドル（2024年度：1,435百万ドル）である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債は、以下のとおりである。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な持分証券および負債証券
- ・ 公正価値で測定され、観察可能な市場データが存在しない貸付金および前渡金
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するデリバティブ

レベル3の振替

当年度中に、当グループまたは当行で、49百万ドルの資産が市場評価インプットの観察可能性の変化により、レベル3からレベル2に振り替えられた（2024年度：レベル3との間の重要性のある振替はなし）。

2025年9月30日現在の重要なレベル3の金融商品は以下のとおりである。

i) 投資有価証券 - FVOCIに分類される株式保有

天津銀行（「BoT」）

当グループは天津銀行に出資している。当該出資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、結果的にレベル3に分類される。2025年9月30日現在、BoT株式保有の残高は843百万ドル（2024年度：958百万ドル）であった。当年度中のBoTの公正価値評価額の減少は、評価に用いたP/B倍率および帳簿価額の変動、ならびに為替換算の影響による。

その他の持分投資

当グループは100百万ドル（2024年度：98百万ドル）、当行は95百万ドル（2024年度：93百万ドル）のFVOCIに分類される非上場株式を保有しており、これらは活発な市場も利用可能な取引価格も存在しないため、レベル3に分類される。非上場株式保有の減少は、主に当年度中の当該資本性金融商品の評価減および処分によるものである。

ii) 正味貸付金および前渡金 - FVTPLに分類

シンジケート・ローン

当グループは、利用可能な観察可能市場データがないFVTPLで測定される売買目的のシンジケート・ローンを88百万ドル（2024年度：357百万ドル）保有している。レベル3のローン残高の減少は、主に期限到来に伴う返済、市場評価インプットの観察可能性の変化によるレベル3からレベル2への資産の振替、および為替換算の影響による。

レベル3インプットの感応度

評価に重要なインプットが直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当グループが仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として公正価値評価を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって算定される。

投資有価証券 - 持分保有

持分投資の評価は、P/B倍率やDCFを含む使用した評価技法と、選択した観察不能なインプットにおける変動に対する感応度が高い。例えば、評価への主たるインプットの10%の増加または減少が生じた場合（P/B倍率など）、結果として、ポートフォリオの公正価値は94百万ドル（2024年度：106百万ドル）増加または減少し、その変動は純損益に影響を与えることなく当グループの株主資本に認識される（当行については94百万ドル（2024年度：105百万ドル））。

正味貸付金および前渡金

シンジケート・ローンの評価では、公正価値評価額の算定における信用スプレッドに対する感応度が高い。主として投資適格ローンであるこれらのシンジケート・ローンについては、信用スプレッドの増減が当グループの純利益や純資産に与える影響は重要ではない。その他のシンジケート・ローンについては、当グループは、必要とみなされた場合、これらのローンに係る信用リスクを軽減するために信用リスク保険を利用することがあり得る。その効果は、信用スプレッドの増減が当グループの純利益および純資産にもたらす影響も重要でなくなることを意味している。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、インプットの変動による当グループの純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な影響を与える観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を損益として直ちに認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。繰り延べられている取引日における損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

以下に示した金融資産および金融負債は当グループの貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当グループは下表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

下表に含まれていない償却原価で計上された金融資産および負債の公正価値額は、帳簿価額に近似している。これらの金融資産および負債は短期のものか、または報告期間末頃に市場金利に再設定される変動金利商品のいずれかである。

	公正価値ヒエラルキーでの区分					
	償却原価		活発な市場における 相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)	
			2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)					
連結						
金融資産						
投資有価証券	7,520	7,091	-	-	7,523	7,078
正味貸付金および前渡金	799,588	779,246	-	-	12,167	17,693
合計	807,108	786,337	-	-	19,690	24,771
金融負債						
預金およびその他の借入金	898,713	862,165	-	-	898,984	862,368
発行済社債	166,504	154,572	30,546	32,244	137,715	123,667
合計	1,065,217	1,016,737	30,546	32,244	1,036,699	986,035

	公正価値ヒエラルキー での区分			
	観察不能な インプットを使用 (レベル3)			
			公正価値(合計)	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位:百万ドル)			
連結				
金融資産				
投資有価証券	-	-	7,523	7,078
正味貸付金および前渡金	788,001	761,657	800,168	779,350
合計	788,001	761,657	807,691	786,428
金融負債				
預金およびその他の借入金	-	-	898,984	862,368
発行済社債	-	-	168,261	155,911
合計	-	-	1,067,245	1,018,279

	公正価値ヒエラルキーでの区分					
	償却原価		活発な市場における 相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位:百万ドル)					
当行						
金融資産						
投資有価証券	5,971	5,356	-	-	5,974	5,355
正味貸付金および前渡金	583,639	564,559	-	-	11,617	17,335
合計	589,610	569,915	-	-	17,591	22,690
金融負債						
預金およびその他の借入金	700,582	662,910	-	-	700,668	662,965
発行済社債	129,703	120,155	27,316	29,758	103,740	91,466
合計	830,285	783,065	27,316	29,758	804,408	754,431

	公正価値ヒエラルキー での区分			
	観察不能な インプットを使用 (レベル3)			
			公正価値(合計)	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位:百万ドル)			
当行				
金融資産				
投資有価証券	-	-	5,974	5,355
正味貸付金および前渡金	572,044	547,021	583,661	564,356
合計	572,044	547,021	589,635	569,711
金融負債				
預金およびその他の借入金	-	-	700,668	662,965
発行済社債	-	-	131,056	121,224
合計	-	-	831,724	784,189

次表は、当グループにおいて償却原価で計上される金融資産および金融負債について、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値とならないことが一般的である場合における、公正価値を見積もる際の基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、負債商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値はその金融商品に関して適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当グループのホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当グループが得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金利を用いて割り引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、負債商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値にはその金融商品に関して当グループに適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

重要な判断および見積り

金融商品のかなりの部分は、貸借対照表に公正価値で計上されている。したがって、当グループは財務書類に組み込まれる金融商品の公正価値評価額の算定に使用する重要な評価上の仮定を定期的に評価している。これは、貸借対照表日現在の帳簿価額の算定には、高度の判断および見積りが伴う可能性があるためである。

金融商品の公正価値評価額の算定にあたって、当グループは、公正価値測定の仮定における経済および市場の状況による影響およびこれらの見積りにおける評価インプット、特に評価調整の適切性、ならびに、公正価値ヒエラルキーにおける金融商品の分類に対するこれらの事項の影響を考慮している。

当グループが用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを入手可能な場合には観察された取引価格と比較している。評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当グループは公正価値の算定に求められる評価調整も考慮している。当グループは市場参加者が特定の金融商品の公正価値の算定にあたり考慮するであろう要素を当グループの評価に反映するため、調整（CVAおよびFVAなど。注記10「デリバティブ金融商品」を参照のこと。）を適用することがある。

19. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当グループは（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

下表は、相殺されていないものの、強制可能なマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットティング契約または 類似する契約の対象となる金額				純額
		合計	金融商品 (4)	(受入) / 差入金融 担保(4)		
(単位：百万ドル)						
連結						
2025年9月30日現在						
デリバティブ金融資産 ⁽¹⁾	47,480	(1,886)	45,594	(29,164)	(12,710)	3,720
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾						
- 償却原価で測定	7,184	(351)	6,833	(58)	(6,775)	-
- 損益を通じた公正価値によ る測定	74,634	(10,802)	63,832	(2,442)	(61,314)	76
金融資産合計	129,298	(13,039)	116,259	(31,664)	(80,799)	3,796
デリバティブ金融負債 ⁽¹⁾	(43,902)	1,732	(42,170)	29,164	5,979	(7,027)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽³⁾						
- 償却原価で測定	(3,885)	2,803	(1,082)	58	1,024	-
- 損益を通じた公正価値によ る測定	(52,254)	5,856	(46,398)	2,442	43,955	(1)
金融負債合計	(100,041)	10,391	(89,650)	31,664	50,958	(7,028)

2024年9月30日現在

デリバティブ金融資産 ⁽¹⁾	54,370	(3,534)	50,836	(38,192)	(7,702)	4,942
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾						
- 償却原価で測定	6,870	(1,258)	5,612	-	(5,606)	6
- 損益を通じた公正価値による測定	57,032	(12,183)	44,849	(1,957)	(42,830)	62
金融資産合計	118,272	(16,975)	101,297	(40,149)	(56,138)	5,010
デリバティブ金融負債 ⁽¹⁾	(55,254)	2,881	(52,373)	38,192	6,244	(7,937)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽³⁾						
- 償却原価で測定	(4,675)	2,168	(2,507)	-	2,507	-
- 損益を通じた公正価値による測定	(39,640)	14,185	(25,455)	1,957	23,484	(14)
金融負債合計	(99,569)	19,234	(80,335)	40,149	32,235	(7,951)

(1) 貸借対照表で認識されているデリバティブ資産および負債は、中央清算の担保に関する一部の取決めの影響を反映しており、これに伴い、関連するデリバティブ残高の帳簿価額が法的決済として適格な担保に応じて減額されている。

(2) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上のもは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(3) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

(4) 開示されている金融商品および金融担保の金額は、当該金融資産または金融負債の貸借対照表上の正味エクスポージャーに限定され、超過担保は表から除外されている。

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットィング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットィング契約または 類似する契約の対象となる金額			
			合計	金融商品 (4)	(受入) / 差入金融 担保(4)	純額
(単位：百万ドル)						
当行						
2025年9月30日現在						
デリバティブ金融資産 ⁽¹⁾	50,531	(1,048)	49,483	(34,485)	(11,953)	3,045
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾						
- 償却原価で測定	6,633	-	6,633	(58)	(6,575)	-
- 損益を通じた公正価値によ る測定	72,686	(9,198)	63,488	(2,098)	(61,314)	76
金融資産合計	129,850	(10,246)	119,604	(36,641)	(79,842)	3,121
デリバティブ金融負債 ⁽¹⁾	(47,769)	1,060	(46,709)	34,485	5,944	(6,280)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽³⁾						
- 償却原価で測定	(2,619)	2,561	(58)	58	-	-
- 損益を通じた公正価値によ る測定	(49,216)	4,248	(44,968)	2,098	42,869	(1)
金融負債合計	(99,604)	7,869	(91,735)	36,641	48,813	(6,281)
2024年9月30日現在						
デリバティブ金融資産 ⁽¹⁾	57,627	(2,527)	55,100	(43,360)	(7,258)	4,482
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾						
- 償却原価で測定	4,911	(600)	4,311	-	(4,307)	4
- 損益を通じた公正価値によ る測定	56,173	(11,596)	44,577	(1,685)	(42,830)	62
金融資産合計	118,711	(14,723)	103,988	(45,045)	(54,395)	4,548
デリバティブ金融負債 ⁽¹⁾	(57,467)	1,594	(55,873)	43,360	5,577	(6,936)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽³⁾						
- 償却原価で測定	(2,103)	2,103	-	-	-	-
- 損益を通じた公正価値によ る測定	(38,903)	14,099	(24,804)	1,685	23,106	(13)
金融負債合計	(98,473)	17,796	(80,677)	45,045	28,683	(6,949)

(1) 貸借対照表で認識されているデリバティブ資産および負債は、中央清算の担保に関する一部の取決めの影響を反映しており、これに伴い、関連するデリバティブ残高の帳簿価額が法的決済として適格な担保に応じて減額されている。

(2) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上のもは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(3) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

(4) 開示されている金融商品および金融担保の金額は、当該金融資産または金融負債の貸借対照表上の正味エクスポージャーに限定され、超過担保は表から除外されている。

20. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		その他の無形資産		合計	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)							
連結								
期首残高	4,343	2,978	1,015	913	63	70	5,421	3,961
増加 ⁽²⁾	(56)	1,402	396	430	685	-	1,025	1,832
償却費用 ⁽³⁾	-	-	(344)	(319)	(143)	-	(487)	(319)
減損費用	-	-	(70)	(9)	(1)	(7)	(71)	(16)
換算差額	(122)	(37)	(1)	-	(3)	-	(126)	(37)
期末残高	4,165	4,343	996	1,015	601	63	5,762	5,421
取得原価 ⁽⁴⁾	4,165	4,343	8,326	7,975	760	69	13,251	12,387
償却累計額	該当なし	該当なし	(7,330)	(6,960)	(159)	(6)	(7,489)	(6,966)
帳簿価額	4,165	4,343	996	1,015	601	63	5,762	5,421
	(単位：百万ドル)							
当行								
期首残高	62	62	933	873	-	-	995	935
増加	-	-	386	343	-	-	386	343
償却費用	-	-	(311)	(274)	-	-	(311)	(274)
減損費用	-	-	(70)	(9)	-	-	(70)	(9)
換算差額	-	-	(1)	-	-	-	(1)	-
期末残高	62	62	937	933	-	-	999	995
取得原価 ⁽⁴⁾	62	62	7,985	7,630	6	6	8,053	7,698
償却累計額	該当なし	該当なし	(7,048)	(6,697)	(6)	(6)	(7,054)	(6,703)
帳簿価額	62	62	937	933	-	-	999	995

(1) のれんは、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) 当グループは2024年度にサンコープ・バンクを買収し、この買収を暫定的に会計処理し、暫定的なのれん残高1,402百万ドルを計上した。当グループは2025年度中にサンコープ・バンクの買収における購入価格の配分を完了し、のれんの減少56百万ドルおよびその他の無形資産の増加685百万ドルを認識した。比較情報は修正再表示されていない。

(3) 2024年度は、当グループのソフトウェアの資産化方針に沿ったサンコープ・バンクの加速償却費36百万ドルを含む。

(4) 為替換算差額の影響を含む。

のれんを伴う資金生成単位の減損テスト

企業結合により取得したのれんの減損テストは、毎年および減損の兆候がある場合に実施している。のれんは取得日時点で、関連する企業結合のシナジー効果の恩恵を受けると予想される資金生成単位（「CGU」）またはCGUのグループに割り当てられる。

該当CGUの帳簿価額が、回収可能価額を超過している場合、のれんは減損しているとみなされる。当グループは、のれんが割り当てられた各CGUの回収可能価額を見積もるために、処分費用控除後の公正価値（「FVLCO D」）アプローチを使用し、FVLCO Dが帳簿価額を下回る場合には使用価値（「VIU」）の評価を実施する。

のれんは、のれんが監視される最小组織レベルに基づいて、以下のCGUに配分されている。

資金生成単位	2025年	2024年
	（単位：百万ドル）	
オーストラリア・リテール	100	100
法人	1,193	1,245
ニュージーランド	1,526	1,596
サンコープ・バンク	1,346	1,402

のれんの配分先である各CGUのFVLCO Dは、維持可能な将来収益の見積額に比較対象企業の観察可能な収益倍率を適用することによって見積もられる。その後、処分費用の見積額を控除する。評価額は、評価において使用される観察不能なインプットのために、公正価値ヒエラルキーのレベル3とみなされる。

FVLCO Dの決定に使用された経営陣のアプローチおよび主要な仮定は以下のとおりである。

重要な仮定	それぞれの重要な仮定の値（または複数の値）の決定のアプローチ
維持可能な将来収益	各CGUの維持可能な将来収益は、以下の金額の合計として見積もられる。 <ul style="list-style-type: none"> 当グループの各CGUの2026会計年度の財務計画 のれんが割当てられたCGUの範囲外で計上された中央部門の費用配分 関連がある場合、当グループの財務計画は、予想信用損失などの項目の長期予測を反映して調整される。
収益倍率（P/E）	各CGUに適用される収益倍率は、上場企業の比較対象グループから導出されたものであり、後述する30%の支配プレミアムを含んでいる。 ニュージーランド部門CGUおよび法人部門CGUの場合には、経営陣は、これらのCGUとの関連性がある固有の要因に対処するためにP/E倍率の下方修正を行った。 支配プレミアムが適用されているが、これは、取得希望者がCGUの関連活動に対する支配の獲得に十分な所有権を得るために支払うであろうと考えられる対価の上乗せ分の認識である。各CGUに関する支配プレミアムは、過去の取引に基づいて比較対象グループのP/E倍率の30%と見積もられた。
処分費用	処分費用は、過去および最近の取引から観察に基づいて、CGUの公正価値の2%と見積もられた。

当グループの減損テストの結果、2025年9月30日現在においてのれんに減損はなかった。

各CGUのFVLCODの見積りは、P/E倍率、維持可能な将来収益および支配プレミアム（30%）に関する仮定に影響される。しかし、各CGUは、他の合理的に代替可能な見積りを用いた場合であっても、引き続き帳簿価額に対して回収可能価額が超過する。

認識および測定			
下表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。			
	のれん	ソフトウェア	その他の無形資産
定義	当グループが企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および引き受けた負債の公正価値を超過した金額。	当グループが保有する購入済みソフトウェアは資産計上される。ソフトウェアおよびコンピュータ・システムの構築にあたり発生した200万ドルを超過する内部および外部費用は、資産計上される。200万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。	資産運用事業の取得から生じた運用手数料の権利、サンコープ・バンクの買収から生じたコア預金無形資産および契約上の権利から生じたその他の無形資産。
帳簿価額	取得原価から減損損失累計額を控除した金額。取得に関係するCGUに割当てられる。	当初は取得原価で測定するか、企業結合により取得した場合は取得日の公正価値で測定する。その後、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上される。	当初は取得時の公正価値で測定される。その後、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上される。
耐用年数	確定できない。のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除き、2年から5年の期間にわたり償却される。ただし、主要な基幹インフラストラクチャーは、監査委員会の承認を前提として7年の期間にわたり償却することができる。購入したソフトウェアは、より長い耐用年数を有する他の資産と一体とみなされる場合を除き、2年で償却される。	耐用年数が確定できない運用手数料の権利については、少なくとも年次で、または減損の兆候のある場合は減損の有無について見直される。コア預金は予想残存期間6年にわたって償却される。その他の無形資産は3年の期間にわたり償却される。
減価償却法	該当なし。	定額法。	耐用年数を確定できない無形資産には適用されない。耐用年数を確定できる資産については定額法。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当グループは各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

のれん

のれんの残高に減損が生じているかどうかの決定においては、以下の多数の重要な判断が求められる。

- ・ のれんが割当てられるレベル-過去の期間と同様に、のれんが割り当てられたCGUは、のれんが発生した過去の企業結合から関連する便益を享受する、当グループの収益生成セグメントである。
- ・ 各CGUの帳簿価額の決定。これには、のれんが割り当てられたCGUに直接帰属しない全社資産および負債の合理的かつ一貫した配分が含まれる。
- ・ 各CGUの回収可能価額の評価は、以下を含む。
 - ・ 公正価値を決定するために使用されるモデルの選択 当グループは、市場倍率アプローチを使用して公正価値を見積もった。
 - ・ 上記の適切な比較対象グループの選択ならびに適切な支配プレミアムおよび処分費用の決定を含む、維持可能な将来収益、適用されるP/E倍率に関する重要な仮定の選択。

ソフトウェアおよびその他の無形資産

各報告日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産は減損の兆候に関して評価され、その兆候が特定された場合には減損テストが実施される。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額される。まだ使用可能になっていない資産の減損テストは毎年行われる。

また、無形資産の予想される耐用年数は、各報告日に評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変化のペースが含まれる。

[前へ](#)[次へ](#)

21. その他引当金

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
未実行および条件付与信枠のECL引当金 ⁽¹⁾	870	846	715	693
顧客救済措置	363	394	267	333
組織再編費用	620	80	462	70
非貸付損失、不正および偽造	451	90	366	77
その他	175	174	149	146
その他引当金合計	2,479	1,584	1,959	1,319

(1) 増減分析については、注記13「予想信用損失引当金」を参照のこと。

	顧客救済措置	組織再編費用	非貸付損失、 不正および偽造	その他
	(単位：百万ドル)			
連結				
2024年10月1日現在残高	394	80	90	174
新規および当期中に増加した引当金	291	653	402	58
当期中に使用された引当金	(288)	(83)	(37)	(31)
当期中に戻入された未使用金額	(34)	(30)	(4)	(26)
2025年9月30日現在残高	363	620	451	175
当行				
2024年10月1日現在残高	333	70	77	146
新規および当期中に増加した引当金	240	493	290	53
当期中に使用された引当金	(274)	(72)	(1)	(26)
当期中に戻入された未使用金額	(32)	(29)	-	(24)
2025年9月30日現在残高	267	462	366	149

顧客救済措置

顧客救済措置には、顧客への返金見込額に関する引当金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金ならびに訴訟の費用および結果が含まれる。

組織再編費用

組織再編費用に関する引当金は、当グループの業務範囲、または業務方法の変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、特定の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、様々な事業および資産の売却に関連した保証および補償を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当グループは、過去の事象から生じる現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、債務の時期および金額に関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要な見積キャッシュフローを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額は当該キャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当グループは、顧客救済措置、組織再編費用、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。必要に応じて、法律専門家の助言が取り入れられ、それらの助言に鑑み、適切とみなされる引当金の計上および/または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、個別の事実や状況に関する規制上のエクスポージャーおよび顧客の請求による影響を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。顧客救済引当金が訴訟または法的事項に関連する場合、見積りの不確実性の水準が高くなる。根拠となる仮定の適切性を実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

22. 株主資本

株主資本

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
普通株式資本	27,053	27,065	26,976	26,988
準備金				
為替換算調整勘定 ⁽¹⁾	(941)	(360)	(134)	(341)
株式オプション準備金	104	105	104	105
FVOCI準備金	(690)	(979)	(708)	(937)
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	170	(422)	3	(503)
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(22)	-	-
準備金合計	(1,379)	(1,678)	(735)	(1,676)
利益剰余金	44,032	42,602	39,617	39,184
当行株主に帰属する株式資本および準備金	69,706	67,989	65,858	64,496
非支配持分	739	771	-	-
株主資本合計	70,445	68,760	65,858	64,496

(1) 複数の国外事業体の閉鎖の結果、関連する為替換算調整勘定はその他の包括利益から損益にリサイクルされ、2025年度にはその他営業収入に15百万ドルの利益（2024年度：22百万ドルの利益）を認識した。

普通株式資本

下表は当年度における普通株式および株式資本の変動の詳細を示したものである。

	2025年		2024年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
連結				
期首残高	3,003,366,782	27,065	3,003,366,782	29,082
従業員持株およびオプション制度	-	(12)	-	(17)
資本の払戻し	-	-	-	(2,000)
期末残高	3,003,366,782	27,053	3,003,366,782	27,065
当行				
期首残高	3,003,366,782	26,988	3,003,366,782	29,005
従業員持株およびオプション制度	-	(12)	-	(17)
資本の払戻し	-	-	-	(2,000)
期末残高	3,003,366,782	26,976	3,003,366,782	26,988

非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する資本		非支配持分への配当金の支払額	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
連結	(単位：百万ドル)					
ANZバンク・ニュージーランドPPS ⁽¹⁾	39	32	725	758	38	32
その他	2	3	14	13	-	-
合計	41	35	739	771	38	32

(1) ANZバンク・ニュージーランドは、2024年度に当グループの非支配持分とみなされる256百万ドルの永久優先株を発行した。

ANZバンク・ニュージーランド優先株式

当グループの構成会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZバンク・ニュージーランド」）が外部に発行した永久優先株式（「PPS」）は、当グループの非支配持分とみなされる。

PPSの主な条件は以下のとおりである。

PPS配当金

PPSの所有者は、裁量的、非累積のおよび条件付きの配当金を受領する権利を有している。PPS配当金が支払われない場合、ANZバンク・ニュージーランドの普通株式に対する配当金を支払う能力に一定の制限が課される。PPSの所有者は、ANZバンク・ニュージーランドの利益または財産に参加する他の権利を有していない。

償還に係る条項

PPSの所有者は、PPSの償還請求権を有していない。ANZバンク・ニュージーランドは、RBNZの書面による事前の承認およびその他一定の条件を満たすことを条件として、任意の償還日（最初の任意の償還日以降の四半期ごとの配当金支払予定日）、または税務事由もしくは規制事由の発生後の任意の時点において、すべてのPPSの償還を選択することができる。

認識および測定	
普通株式	<p>普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時の残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。当行の株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手の場合は各人。 ・ 投票の場合は各保有株式につき。
準備金：	
為替換算調整勘定	<p>海外事業（子会社および支店を含む。）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。</p>
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	<p>キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益が税効果と共に含まれている。</p>
FVOCI準備金	<p>投資有価証券に含まれている特定の負債証券および持分証券の公正価値の変動が税効果と共に含まれている。</p> <p>FVOCI測定に分類される負債証券に関して、FVOCI準備金は、当初認識後に生じた公正価値の変動累計額を、損益計算書に計上されたECL引当金、受取利息、為替換算損益に関連するものを除外して計上している。FVOCIに分類される負債証券は公正価値で計上されるため、FVOCI準備金残高は、当該資産に関するECL引当金を控除したものである。FVOCIで測定される負債証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額は、損益に再分類されその他営業収入に表示される。</p> <p>FVOCIで測定される持分証券に関して、FVOCI準備金には、当初認識後の公正価値変動累計額が計上される（関連する外国為替差益を含む。）。FVOCIで測定される持分証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額の損益への組替えは行われぬ。</p>
株式オプション準備金	<p>株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。</p>
非支配持分株主間取引準備金	<p>株主権に基づく非支配株主との取引の影響が含まれている。</p>
非支配持分	<p>当グループが直接または間接的に所有していないエクイティ持分に帰属する被支配法人の純資産部分。</p>

23. 資本管理

資本管理の枠組み

当グループの資本管理の枠組みには、レベル1とレベル2の資本の管理が含まれる。

当グループの枠組みには、取締役会が承認したリスク選好度設定の管理、およびすべての規制要件の維持が含まれる。レベル1およびレベル2に関するAPRAの要件には、APRAの自己資本改革の実施を受けてAPRAが国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に期待する水準以上での当グループの運営が含まれる。

2025年9月30日現在、すべての要件は充足されていた。

資本管理戦略

当グループの資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。当グループは3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）を通じてその目標を達成している。

プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的变化、各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレステストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ 当グループのリスク・プロファイルに照らした資本ポジションおよび目標の見直しを行うこと。
- ・ 目標とする自己資本比率、ECM要件、現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、当グループの資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、当グループは営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

オーストラリア

ANZ銀行グループはオーストラリアにおけるADIであるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとで主としてAPRAによる規制を受ける。ANZ銀行グループはAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した特定の報告水準の健全資本比率および規制上の資本バッファを含む、APRAの最低規制資本要件を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員会によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。APRAの最低要件は、以下に要約されている。

規制資本の定義

普通株式等Tier 1

（「CET 1」）資本

	Tier 1 資本	Tier 2 資本	資本合計
特定の項目について調整された株主資本	CET 1 資本とその他Tier 1 資本と呼ばれる適合損失吸収力を備えた特定の有価証券の合計	発行日現在において償還期限まで最低5年の劣後債務商品	Tier 1 資本とTier 2 資本の合計

APRAの最低規制資本要件

CET 1 比率	Tier 1 比率	合計自己資本比率
CET 1 資本のリスク加重資産に対する比率で、最低で4.5%、規制バッファを含めて10.25%の健全資本比率を含む。	Tier 1 資本のリスク加重資産に対する比率で、最低で6.0%、規制バッファを含めて11.75%の健全資本比率を含む。	資本合計のリスク加重資産に対する比率で、最低で8.0%、規制バッファを含めて16.75%（D-SIBに対する追加TLAC 3%を含む。）の健全資本比率を含む。詳細は以下を参照のこと。

報告レベル

レベル1	レベル2	レベル3
ADI単体（すなわち、ANZBGLおよびADIの拡大認定法人を構成するために連結することが特定されている子会社）。	連結グループから、健全性基準の下で除外される特定の子会社および関連会社を除外したもの。	最も広範囲なANZGHLのコングロメリット・グループ。

2025年9月30日現在、APRAはADIに対し、以下の追加CET 1 規制バッファの保有を義務付けている。

- ・ D-SIBに対する1%の追加分を含む、4.75%の資本保全バッファ（「CCB」）。APRAは、ANZはD-SIBであると判断している。
- ・ 法域に基づいて設定されるカウンターシクリカル資本バッファ。オーストラリアに関しては、この要件は現在1%に設定されている。

さらに2021年12月、APRAはANZ銀行グループを含むすべてのD-SIBに対して最低総資本比率を2024年1月よりRWAの3%、そして2026年1月までに追加でRWAの1.5%引き上げる最終総損失吸収力（「TLAC」）要件を発表した（合計で4.5%引き上げ、その結果2026年1月より規制バッファを含めて18.25%の総資本比率要件）。APRAの想定では、この要件はほぼTier 2 資本のみで充足され、同等額の優先資金が減少する。報告日現在、当グループはこれらの要件の充足に向けて順調に準備を進めている。

2024年12月、APRAは危機時の銀行自己資本の簡素化および有効性の向上のために、AT 1 資本商品の利用を段階的に廃止する旨を確認した。その後2025年7月、APRAは、AT 1 資本商品の廃止の実施およびその廃止から生じる影響への対応のための、銀行の健全性の枠組みに関連する技術的な改訂についての協議文書を発行した。この変更は2027年1月の発効が予定されており、主要な変更点は、現在のAT 1 資本1.5%の要件をCET 1 資本0.25%およびTier 2 資本1.25%に置き換えることである。APRAは、2025年末までにその枠組みの改訂を完了することを意図している。

保険および資産運用

APRAの健全性基準で要求されているように、保険および資産運用業務は、以下のように扱われている。

- ・ 自己資本比率の計算目的では連結から除外されている。
- ・ リスク・ベースの自己資本比率の枠組みからは除外されている。

当グループは、これらの被支配法人に対する投資の100%をCET 1 資本から控除し、これらの業務からの利益がANZ銀行グループ業績に含まれている場合、当該利益の未送金額をCET 1 資本の算定から除外している。

オーストラリア以外

APRAに加え、当グループの支店および主要銀行子会社の運営は、ニュージーランド準備銀行、米国連邦準備制度理事会、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局および中国銀行保険業監督管理委員会など、現地の規制当局の監督も受ける。これらの規制当局は、各法域におけるそれぞれの事業活動に対して最低自己資本比率を課すことができる。

ANZ銀行グループ⁽¹⁾

下表は、ANZ銀行グループの9月30日現在の自己資本比率の詳細を示したものである。

	連結	
	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)	
適格資本		
Tier 1		
株主資本および非支配持分	70,445	68,760
株主資本への適正資本調整	(436)	(721)
普通株式等Tier 1 総資本	70,009	68,039
控除	(14,825)	(13,570)
普通株式等Tier 1 資本	55,184	54,469
その他Tier 1 資本 ⁽²⁾	7,357	8,207
Tier 1 資本	62,541	62,676
Tier 2 資本 ⁽³⁾	33,810	29,189
適格資本合計	96,351	91,865
自己資本比率 (レベル 2)		
普通株式等Tier 1	12.0%	12.2%
Tier 1	13.6%	14.0%
Tier 2	7.4%	6.5%
自己資本比率合計	21.0%	20.6%
リスク加重資産	458,547	446,582

(1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。本表に表示された情報は、ARF第110号「自己資本比率」のパートAで開示されている規制当局の要件であり、健全性基準APS第310号「監査および関連事項」に基づいた監査の対象となる。

(2) これには、その他Tier 1 資本7,452百万ドル (2024年度：8,277百万ドル) (注記16「発行済社債」を参照のこと。)および規制上の調整および控除額-95百万ドル (2024年度：-70百万ドル) が含まれる。

(3) これには、Tier 2 資本33,811百万ドル (2024年度：28,584百万ドル) (注記16「発行済社債」を参照のこと。)、金融資産の減損に関する一般貸倒引当金1,710百万ドル (2024年度：1,711百万ドル) ならびに規制上の調整および控除額-1,711百万ドル (2024年度：-1,107百万ドル) が含まれる。

24. 被支配法人

	設立地	事業の内容
当グループの最終親会社はANZグループ・ホールディングス・リミテッドである。	オーストラリア	持株会社
当グループは、別途注記されているものを除き、すべての被支配法人の議決権の100%を保有している。		
当グループの重要な被支配法人は以下のとおりである。		
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド	オーストラリア	銀行業
SBGHリミテッド	オーストラリア	持株会社
ノルフィナ・リミテッド	オーストラリア	銀行業
SMEマネジメントPtyリミテッド	オーストラリア	銀行業
ノルフィナ・カバード・ボンド・トラスト	オーストラリア	ファイナンス
ANZバンク（ベトナム）リミテッド⁽¹⁾	ベトナム	銀行業
ANZファンズ Pty Ltd	オーストラリア	持株会社
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽¹⁾ （持分比率は75%）	キリバス	銀行業
ANZバンク（サモア）リミテッド ⁽¹⁾	サモア	銀行業
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽²⁾	バヌアツ	銀行業
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	銀行業
ANZインベストメント・サービシズ（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZニュージーランド・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ⁽¹⁾⁽³⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	持株会社
ANZカバー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	自家保険
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランスPtyリミテッド	オーストラリア	抵当保険
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト⁽³⁾	オーストラリア	ファイナンス
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド⁽¹⁾	中国	銀行業
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキンググループ（PNG）リミテッド⁽¹⁾	パプア ニューギニア	銀行業
インスティテューショナル・セキュライゼーション・サービシズ・リミテッド	オーストラリア	証券化 マネジャー
PTバンクANZインドネシア⁽¹⁾（持分比率は99%）	インドネシア	銀行業

(1) 海外のKPMGによる監査（必要に応じて当グループ監査の一環としてもしくは個別財務書類について）を受けている。

(2) ロー・パートナーズによる監査を受けている。

(3) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保しているため、支配が存在する。

重要な被支配法人の変動

シティズンズ・バンコプとANZグアム・インクは、2025年5月14日をもって正式に登録が取り消された。

重大な制約

健全性規制の対象となる被支配法人は、最低資本またはその他の規制要件を維持することを要求される場合があり、このことは、当該事業体が、親会社または当グループ内の他の事業体への資産の移転、配当金の支払またはその他の資本分配を行う際の能力を制限する場合がある。当グループは、このような制約を注記17「財務リスク管理」で概説されるリスク管理の枠組み、および注記23「資本管理」で概説される当グループの資本管理戦略の中で管理している。

2025年9月30日現在、当グループ内の事業体が当グループ内の他の事業体に対して資産の譲渡、配当金の支払またはその他の資本分配を行う能力についての制約は、当グループの流動性および資本管理のいずれに対しても重要ではなかった。

認識および測定

当グループの子会社とは、次により当グループが支配する法人を指す。

- ・ 当該事業体から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有していること
- ・ 当該事業体に対するパワーを通じて当該リターンに影響を与えることが可能であること

当グループは、事業体に対する当グループのパワーの有無を、当該事業体の関連活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。

当グループが当事業年度中に子会社を処分または取得した場合、子会社の処分日まで、または取得日以降の営業成績が当グループの業績に含まれる。当グループの支配が停止した場合、子会社の資産および負債、関連する一切の非支配持分ならびにその他の資本構成部分について認識を中止する。

子会社における当グループの所有持分が変動しても支配の喪失にはならない場合、当グループは、株主権に基づく株主との取引として会計処理する。

当グループ法人間の取引は、すべて連結時に消去される。

25. 関連会社に対する投資

当グループの重要な関連会社は以下のとおりである。

会社名	主要業務	帳簿価額			
		普通株式における持分		(単位：百万ドル)	
		2025年	2024年	2025年	2024年
PTバンク・パン・インドネシア Tbk (「PT Panin」)	個人および 企業向け銀行	39%	39%	1,140	1,415
関連会社帳簿価額合計⁽¹⁾				1,140	1,415

(1) 為替換算調整勘定に認識されている為替換算による影響を含む。

重要な関連会社の財務情報

PT Paninの要約財務情報は、下表に表示されている。この要約財務情報は、当該関連会社の国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠した財務情報に基づいているが、PT Paninの会計年度末は12月31日であるため、未監査財務情報の使用が必要となる場合がある。

主たる事業所の所在地および設立国

PTバンク・パン・インドネシア Tbk インドネシア	
2025年	2024年

(単位：百万ドル)

要約業績

営業収入	1,080	1,062
当期利益 / (損失)	283	218
その他の包括利益 / (損失)	76	(41)
包括利益 / (損失) 合計	359	177
減算：非支配持分に帰属する包括(利益) / 損失合計	(10)	(19)
関連会社株主に帰属する包括利益 / (損失) 合計	349	158
要約財政状態		
資産合計 ⁽¹⁾	19,708	20,616
負債合計 ⁽¹⁾	16,697	16,078
純資産合計 ⁽¹⁾	3,011	4,538
減算：関連会社における非支配持分	(336)	(353)
関連会社株主に帰属する純資産	2,675	4,185
関連会社における当グループ持分の帳簿価額に対する調整		
期首現在の帳簿価額	1,415	1,440
包括利益 / (損失) 合計における当グループの持分	118	42
関連会社から受け取った配当金	(37)	-
為替換算調整勘定の調整	(71)	(67)
減損費用 ⁽²⁾	(285)	-
期末現在の帳簿価額	1,140	1,415
当グループによる関連会社に対する投資の市場価値⁽³⁾	917	1,448

(1) 買収時に当グループが行った(のれんなどの)市場価値の調整(および会計方針の差異に関する調整)が含まれる。

(2) 当グループは、2025年度に実施された減損評価に基づいて、減損費用285百万ドルをその他営業収入に計上した。

(3) 市場価値は、報告日現在の1株当たり価格に基づいており、保有株式の規模による調整は含まれていない。

減損評価

当グループは、減損の兆候を把握するため、関連会社に対する投資の帳簿価額を評価する。

当年度中に、PT Paninに対する投資の市場価値（株価に基づく）と使用価値（「VIU」）の計算のいずれも投資の帳簿価額を裏付けないとして、当グループは減損の兆候を特定した。したがって、当グループは285百万ドルの減損費用を計上し、当該投資の帳簿価額をVIU計算の結果に基づいた回収可能価額まで引き下げた。この減損は、グループ・センター部門で認識された。

認識および測定

関連会社とは、当グループがその営業方針や財務方針に重大な影響力を行使するものの支配していない事業体である。当グループは持分法で関連会社を会計処理している。関連会社に対する投資は、取得原価に取得後の関連会社の純資産変動額の持分を加えたものから、減損損失累計額を差し引いた額で計上される。当グループが関連会社から受け取る配当金は、当該投資の帳簿価額の減算として認識される。当グループは、関連会社によって認識されているのれんを投資の帳簿価額に算入している。関連会社の帳簿価額に算入されているのれんについては、個別に減損判定を実施していない。

当グループは、少なくとも報告日において関連会社に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当グループは、次のいずれか高い方を用いて関連会社の回収可能価額を算定する。

- ・ 関連会社の処分費用控除後の公正価値
- ・ VIU

当グループは、VIU算定時の回収可能価額の算定に、割引キャッシュフロー法や該当する場合にはその他の方法（収益還元法など）を用いる。

重要な判断および見積り

PT PaninのVIU計算の基礎となる主要な仮定を決定するためには、経営陣の重要な判断が求められる。

事後期間に変化し将来的に減損または減損の戻入をもたらす可能性のある要因には、短期的および中期的な予測利益水準の変動、および/または長期的な成長予測の変動、規制資本の要求水準の変動、ならびにリスクプレミアムまたは無リスク金利の変動に伴う税引後割引率の変動が含まれる。

VIU計算に使用された主な仮定の概要は以下のとおりである。

2025年9月30日現在

PT Panin

税引後割引率	13.7%
永久成長率	5.1%
予想利益成長率（年平均成長率 5年間）	7.7%
普通株式等Tier 1比率（5年平均）	12.8%

VIUの計算は、基礎となる仮定の変更に敏感であり、主要な仮定に合理的に可能な変更が行われた場合、VIUの結果、ひいては投資の回収可能価額にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす。

- ・ 2025年9月における税引後割引率の+/-50ベースポイントの増減により、PT PaninのVIUの計算結果は-62百万ドル/+55百万ドルの影響を受ける可能性がある。
- ・ 2025年9月における永久成長率の+/-25ベースポイントの増減により、PT PaninのVIUの計算結果は+32百万ドル/-20百万ドルの影響を受ける可能性がある。

26. 組成された事業体

組成された事業体（「SE」）とは、どの当事者が事業体を支配しているかを判断する際に、議決権または類似の権利が決定要因にならないように設計された事業体である。SEは通常、狭義かつ十分に明確化された目的を達成するために、継続中の活動を制限するように設定されている。

支配関係が存在する場合、SEは子会社に分類の上で連結される。当グループがSEを支配していない場合、SEは連結されない。本注記では連結SEと非連結SE両方の情報を示している。

当グループによるSEへの関与は、次のとおりである。

種類	詳細
証券化	<p>当グループは、流動性を管理する上で資金調達源を分散するため、当グループが行った顧客貸付金および前渡金を証券化するためにSEを設立している。証券化プログラムには、SEが外部投資家に発行したノートに係る返済債務の担保を提供するか、または該当する中央銀行との買戻条件付契約に適切な当グループ保有の資産を創出するために、倒産隔離構造を持つSEに割り当てられた顧客貸付金および前渡金が含まれる。</p> <p>当グループはSEの支配を留保しているため、これらのSEは連結されている。詳細は、注記27「担保に差し入れた資産、受入担保および譲渡された金融資産」を参照のこと。</p> <p>当グループは、顧客に代わって顧客の貸付金または債権を証券化するためにSEを設立することもある。当グループは、これらの証券化事業体の運営、または流動性の提供もしくは他の支援を行う場合がある。さらに、証券化事業体が発行した有価証券の保有を通じて、第三者が設立した証券化事業体の持分を取得することもある。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、当グループはSEを連結する。</p>
カバード・ボンドの発行	<p>当グループの社債発行についての担保を提供するため、特定の貸付金および前渡金は倒産隔離構造を持つSEに譲渡されている。当グループはSEの支配を留保しているため、これらのSEは連結されている。詳細は、注記27「担保に差し入れた資産、受入担保および譲渡された金融資産」を参照のこと。</p>
ストラクチャード・ファイナンス契約	<p>当グループは次のようなSEに関与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務シンジケーションの組成および/または担保資産を分別管理するためのストラクチャード貸付取引に関連して設立されたSE ・ ストラクチャード・リース取引において顧客にリースされた資産を所有するために設立されたSE <p>当グループは、SEを管理し、SEの資本に少額を出資、またはリスク管理商品（デリバティブ）をSEに提供する場合もある。大半の場合、当グループはこれらのSEを支配していない。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、当グループはSEを連結する。</p>
資産運用業務	<p>当グループは、ニュージーランドにおける多数の管理投資スキーム（「MIS」）のスキーム・マネジャーである。これらのMISは、投資家に対する受益証券の発行を通じて資金を調達しており、当グループはそれらをSEとみなしている。これらのMISに対する当グループの持分は、サービスに係る手数料の受領またはリスク管理商品（デリバティブ）の提供に限定される。これらの持分は、当グループがファンドを支配するような重要なエクスポージャーを生じさせるものではない。したがって、これらのMISは連結されていない。</p>

連結対象となる組成された事業体

連結対象となる組成された事業体に対する財政支援またはその他の支援

当グループは、連結SEに以下の財政支援を提供している。

証券化およびカバード・ ボンドの発行	当グループは、SEに貸付枠、デリバティブ、コミットメントを提供する、および/またはSEが発行した負債性金融商品を保有する。
ストラクチャード・ ファイナンス契約	これらのSEが保有する資産は、通常、提供された資金の担保として差し入れられる。一部の連結SEは、資金全額が当グループにより提供されているが、その他には当グループも参加するシンジケート・ローンにより資金調達されるSEもある。当グループによる資金提供は、当グループのエクスポージャーが貸付額および残りの未使用枠に制限される貸付枠も含まれている。さらに、当グループは、提供した資金の返済を向こう12か月間要求しない旨を確認するサポートレターをこれらの連結SEに提供している。

当事業年度において、当グループは連結SEに対して契約外の支援を提供しなかった（2024年度：なし）。現在、当グループは、上記以外の財政支援やその他の支援を連結SEに提供する意思はない。

連結対象外の組成された事業体

連結対象外の組成された事業体における当グループの持分

連結対象外のSEにおける「持分」は、契約または契約外の形式によるSEへの関与で、当グループをその業績による変動リターンにさらすものである。当該持分には、債券および持分証券の保有、SEの業績に特有のリスクを移転するデリバティブの保有、貸付、貸付コミットメント、金融保証および資産運用業務からの手数料が含まれるが、これらに限定されない。

連結対象外のSEにおける持分を開示するにあたり、

- 例えば当グループの関与が、典型的な顧客と業者の関係である場合など、パッシブ持分の関係以上のものにはならない場合には開示していない。この考え方にに基づき、貸付業務、トレーディング業務および投資活動から生じる連結対象外のSEに対するエクスポージャーは開示対象の持分とみなしていない。ただし、SEの設定により、当グループが関連性のある活動（SEのリターンに重要な影響を及ぼす活動）に関する意思決定に参加可能である場合を除く。
- 「持分」には、当グループを（そのSE特有のパフォーマンス・リスクではなく）市場リスクにさらすことを意図したデリバティブ、または、当グループが連結対象外のSEの変動性を吸収するのではなく、変動性を生じさせるデリバティブ（例として、クレジット・デフォルト・スワップにおける信用プロテクションの購入）は含まれない。

下表は、連結対象外のSEにおける当グループの持分を、これらの持分から生じる可能性のある損失に対する最大エクスポージャーと併せて記載したものである。

	証券化		ストラクチャード・ファイナンス		合計	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)					
帳簿上の持分						
投資有価証券	1,438	1,819	-	-	1,438	1,819
貸付金および前渡金の総額	12,008	11,447	48	23	12,056	11,470
貸借対照表合計	13,446	13,266	48	23	13,494	13,289
簿外の持分						
コミットメント（未実行の与信枠）	2,335	2,279	-	-	2,335	2,279
保証	50	50	-	-	50	50
簿外合計	2,385	2,329	-	-	2,385	2,329
損失に対する最大エクスポージャー	15,831	15,595	48	23	15,879	15,618

上記の持分の他に、当事業年度において当グループは連結対象外の投資ファンドから188百万ドル（2024年度：184百万ドル）の資産運用手数料を稼得した。

当グループの損失に対する最大エクスポージャーとは、損失事由が発生した場合にその発生可能性にかかわらず、連結対象外のSEへの関与により当グループに生じ得る損失の最大額である。ただし、これは、被ると予想される実際の損失を示すものではない。損失に対する最大エクスポージャーは、損失に対する当グループのエクスポージャーを軽減するために締結したヘッジ取引や担保契約の効果を控除する前の総額で表示されている。

損失に対する最大エクスポージャーは、次のように算定された。

- ・ 償却原価で測定される投資有価証券の帳簿価額
- ・ 帳簿価額に未実行の貸付金および前渡金を加算した額

連結対象外のSEの規模は資産合計で示されるが、これはSEによって異なり、最大の単一のSEの資産は約48億ドルである。

当事業年度に、当グループは連結対象外のSEに契約外の支援を提供しなかった（2024年度：なし）。また、現在、連結対象外のSEに財政支援やその他の支援を提供する意思はない。

スポンサーになっている連結対象外の組成された事業体

当グループは、連結対象外のSEのスポンサーになることができるが、開示対象となる持分はなかった。

この開示において、当グループが当該SEの設計および設立に関与する主たる当事者で、かつ以下の場合には、当グループ自らが連結対象外のSEの「スポンサー」であると考えている。

- ・ 当グループが当該SEの主な利用者である場合、または
- ・ 当該SEの名称または商品に当グループの名称が用いられている場合、または
- ・ 当グループが当該SEの業績について黙示的もしくは明示的な保証を供与している場合

当グループは、投資がANZバンク・ニュージーランドへの預金に限定されているニュージーランドのANZ PIEファンドのスポンサーになっている。当グループはANZ PIEファンドの資本価値および投資パフォーマンスについて、黙示的にも明示的にも保証していない。当事業年度において、当該SEから受領した収益または当該SEへの資産の移転はなかった。

重要な判断および見積り

当グループが組成された事業体に対する支配を有するか否かの評価においては重要な判断が求められる。以下の事項の存否を決定する際に、判断が要求される。

- ・ 関連性のある活動（当該事業体のリターンに重要な影響を及ぼす活動）に対するパワー
- ・ 当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャー
- ・ 当該事業体に対するパワーを用いて当グループのリターンに影響を与える能力

27. 担保に差し入れた資産、受入担保および譲渡された金融資産

貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額は、それぞれデリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連している。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されており、当グループの大部分のデリバティブはこれに従って実行されている。以下の開示からは、これらの残高が除かれている。

当グループは、通常の事業過程において、金融資産を第三者またはSEに直接担保として差し入れ、または譲渡する取引を行っている。これらの譲渡の結果、当グループは、譲渡資産に係る当グループのリスクおよび経済価値へのエクスポージャーまたは支配によっては、それらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当グループが譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適切な譲渡とは認められず、当該資産は当グループの貸借対照表に引き続き全額計上され、当該譲渡による収入に対応する負債が認識される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当グループの証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当グループは、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。場合によっては、当グループは、SEが発行する証券化されたノートの保有者でもある。

さらに当グループは、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済価値を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識し、外部に発行した債券について関連する負債を認識する。外部に発行された証券化ノートは、発行済社債に含まれる。

当グループはこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。

カバード・ボンド

当グループは、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。各プログラムに関して、カバード・ボンド保証人がその資産（これらの住宅モーゲージを含む。）を担保とする保証に基づき利息と元本の支払を保証する。各カバード・ボンド保証人の実質的にすべての資産は、住宅ローン（住宅不動産により担保される。）に対する当該カバード・ボンド保証人の衡平法上の持分で構成される。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当グループは、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当グループは、カバード・ボンドSEの残存収益（カバード・ボンド保有者と外部当事者に完済後の）に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済価値の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識し、外部に発行したカバード・ボンドに関連する負債を認識する。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれる。

当グループはカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。

買戻条件付契約

買戻条件付契約の下で、債務を担保とするために、担保として資産が差し入れられ、または譲渡される。

当グループが、買戻条件付契約により有価証券を売却し、所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値を実質的に留保する場合には、それらは認識の中止に適格な資産とみなされない。取引相手から受領した対価について、関連負債が預金およびその他の借入金において認識される。

ストラクチャード・ファイナンス契約

当グループは、ストラクチャード・リースを通じて、特定の顧客取引の資金提供を行っている。これらの取引は、当グループの貸借対照表においてリース債権あるいは貸付金として認識される。他の金融機関も当該契約の資金提供に参加することもある。その場合には、当グループにより認識された当該資産に対する権利が割合に応じて譲渡される。参加銀行は、リース資産および関連収入に対して限定的な遡及権を有する。当グループが、デリバティブまたはその他の継続的関与を通じて、当グループが譲渡した資産の実質的にすべてのリスクおよび経済価値に引き続きさらされる場合、当グループはリース債権または貸付金の認識を中止しない。その代わりに、参加金融機関に対する債務を表す関連負債を認識する。

下表は、認識の中止に不適格な、譲渡したまたは担保に差し入れた資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ⁽²⁾⁽³⁾		カバード・ボンド		買戻条件付契約		ストラクチャード・ファイナンス契約	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)							
連結								
譲渡済資産の帳簿価額 ⁽¹⁾	5,470	3,730	32,510	34,235	57,574	45,709	3	15
関連負債の帳簿価額	5,396	3,640	12,985	18,931	56,139	44,315	3	15

(1) 上表に記載された資産に加えて、帳簿価額7,199百万ドル（2024年度：6,339百万ドル）の差入資産がある。これは主に、債務の担保として中央銀行に差し入れた資産に関連している。

(2) 外部投資家のいない内部の組成された事業体への譲渡は含まない。

(3) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連債務の帳簿価額は、それらの公正価値の近似値である。

	証券化 ⁽²⁾⁽³⁾		カバード・ボンド		買戻条件付契約		ストラクチャード・ファイナンス契約	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)							
当行								
譲渡済資産の帳簿価額 ⁽¹⁾	2,005	714	21,013	21,027	52,822	41,384	-	-
関連負債の帳簿価額	2,005	714	21,013	21,027	51,835	41,006	-	-

(1) 上表に記載された資産に加えて、帳簿価額7,047百万ドル（2024年度：6,203百万ドル）の差入資産がある。これは主に、債務の担保として中央銀行に差し入れた資産に関連している。

(2) 外部投資家のいない内部の組成された事業体への譲渡は含まない。

(3) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

受け入れている担保物件

当グループは様々な財務取引に関連して担保を受け入れている。特定の取決めに基づき、当グループは受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取決めは業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
売却または転質可能な資産の公正価値	88,193	68,145	86,006	65,329
売却または転質された資産の公正価値	45,311	39,699	43,764	39,058

28. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
確定給付債務および制度資産				
積立済確定給付債務の現在価値	(917)	(998)	(810)	(873)
制度資産の公正価値	1,101	1,150	956	1,003
正味確定給付資産	184	152	146	130
貸借対照表に計上された金額				
支払債務およびその他の負債に含まれる				
確定給付債務から生じた純負債	(4)	(4)	(4)	(4)
その他資産に含まれる確定給付債務から				
生じた純資産	188	156	150	134
正味確定給付資産	184	152	146	130
確定給付債務に反映された給付金の支払の				
加重平均期間(年)	10.7	11.3	10.9	10.9

制度の直近の報告日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計123百万ドルの超過（2024年度：71百万ドルの超過）であった。当グループは、2025年度に確定給付制度へ合計2百万ドル（2024年度：2百万ドル）を拠出した。来年度には、約2百万ドルを拠出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当グループが加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当グループの完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当グループの資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

当グループは、オーストラリア、日本、ニュージーランド、フィリピン、台湾、英国で確定給付制度を設けている。3大制度は、ANZオーストラリア職員退職年金制度、ANZ英国職員年金制度、ニュージーランドのANZ全国退職金制度の確定給付制度である。これらの制度は閉鎖されており、1987年、2004年、1991年以降、それぞれ新規加入者はいない。どの制度も、直近の積立評価時現在、不足額も余剰金もそれほど多くはなかった。当グループは、いかなる制度の信託契約上も、不足額（積立ベースで測定）を補てんする義務を負っていない。これらの制度のいずれかを解散した場合、当グループに偶発債務が発生する可能性がある。

2024年6月24日、ANZ英国職員年金制度（「本制度」）のトラスティは、455百万英ポンドのバルク年金保険契約を締結した。この保険契約は、本制度の既存の資産を使用して購入された。この取引は、本制度の年金負債と完全に一致する保険資産を確保しており、したがって、保険対象の制度負債と一致する金額で測定される。当グループは、本制度の加入者に提供される給付金に対して引き続き最終的な責任を有する。AASB第119号「従業員給付」に従い、この取引の影響により15百万英ポンドの再測定損失がその他の包括利益に計上された。

認識および測定

確定給付型退職年金制度

当グループは、少数の確定給付制度も運営している。各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用は独立年金数理士が計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 制度資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額を上限とする。）

各報告期間において、正味確定給付債務 / 資産の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債 / 資産のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く。）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当グループの拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出型退職年金制度

当グループは、多数の確定拠出制度も運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当グループのこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当グループが使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に影響を及ぼす可能性がある。

連結	2025年	2024年	重要な仮定の変更に 関する感応度分析	確定給付債務の 増加 / (減少)	
				2025年	2024年
				(単位：百万ドル)	
割引率（年率％）	1.3-5.65	1.5-5.35	0.5％の上昇	(45)	(45)
将来の昇給率（年率％）	2.0-3.0	2.0-3.7			
将来の年金給付の物価スライド					
支払（年率％） / 繰延年金（年率％）	2.0-3.0/2.5	2.3-3.3/2.8	0.5％の上昇	35	36
現在の加入者の60歳時点での余命			1年長期化	35	34
- 男性（年数）	26.4-27.7	26.3-28.4			
- 女性（年数）	29.3-30.1	29.3-30.3			
当行	2025年	2024年	重要な仮定の変更に 関する感応度分析	確定給付債務の 増加 / (減少)	
				2025年	2024年
				(単位：百万ドル)	
割引率（年率％）	5.1-5.65	5.0-5.35	0.5％の上昇	(41)	(39)
将来の昇給率（年率％）	3.05	3.5			
将来の年金給付の物価スライド					
支払（年率％） / 繰延年金（年率％）	2.6-3.0/2.5	2.6-3.3/2.8	0.5％の上昇	31	30
現在の加入者の60歳時点での余命			1年長期化	31	30
- 男性（年数）	26.4-27.7	26.3-28.4			
- 女性（年数）	29.3-29.8	29.3-30.3			

29. 従業員持株およびオプション制度

当グループは、当行によって運営されているANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。これらの制度は当グループの株式に基づいた報酬の取決めであり、これらの制度の下で、ANZGHLの株式（ANZ株式）が当グループの従業員に割当または付与される。

ANZ従業員株式取得制度

2025年度および2024年度に運営されたANZ従業員株式取得制度は、株式後渡し制度および変額株式報酬（「VPS」）オファーであった。ANZインセンティブ制度（「ANZIP」）（当グループ全体で運用されている変動報酬制度）には、適格従業員に対して、株式後渡し制度またはANZ株式オプション制度に基づいて支給される短期変動報酬または変動報酬がある。

株式後渡し制度

i) ANZインセンティブ制度（「ANZIP」） - 短期変動報酬（「STVR」）および変動報酬（「VR」） - 後渡し株式

報奨の種類	STVR（後渡し株式）	STVR/VR過去分 （後渡し株式）	VR（後渡し株式）	VR過去分 （後渡し株式）
資格	最高経営責任者（「CEO」）、グループ執行委員会（「ExCo」）および内部監査担当グループ・ジェネラル・マネージャー（「GGM IA」） (1)		後渡し株式の権利の代わりに後渡し株式が付与される可能性のある国の他のすべての従業員（英国（UK）/中国/香港（HK）の一部の役職を除く。 (2))	
付与した会計年度（「FY」）	2024年度および2023年度の業績および報酬レビュー（「PRR」）：FY2025およびFY2024に付与。	過去分の付与：FY2025およびFY2024中に開始。	2023年10月1日以降の付与（2024年度PRRを含む。）：FY2025およびFY2024に付与。	2023年度PRR：FY2024に付与。過去分の付与：FY2025およびFY2024中に開始。
付与方法	CEO、ExCoおよびGGM IAの短期変動報酬（「STVR」）の50%を後渡し株式として付与。	CEOのSTVRの50%、ExCo（最高リスク責任者（「CRO」）を除く。）の変動報酬（「VR」）の25%、ならびにCROおよびGGM IAのVRの33%を後渡し株式として付与。	VRが125,000豪ドルまたはそれを上回る場合、VR金額合計の40%を後渡し株式として付与。	VRが100,000豪ドルまたはそれを上回る場合、VR金額合計の60%を後渡し株式として付与。
条件	1年目が業績期間（すなわち、10月1日から9月30日）を含む場合、2年目および3年目に繰り延べられる。11月下旬に付与。		最低4年間（業績期間を含む。）繰り延べられ、比例配分ベースよりも早く権利確定することはなく、2年後にのみ権利が確定する（すなわち、2年目33%、3年目33%、4年目34%）。	1年目が業績期間を含む場合、2年目、3年目および4年目に繰り延べられる。11月下旬に付与。
割当額	10月1日までの5営業日（10月1日を含む。）にASXで取引されたANZ株式の出来高加重平均価格（「VWAP」）に基づいて後渡し株式を付与。		後渡し株式は、付与日までの5営業日（付与日を含む。）にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて付与。	

- (1) 金融説明責任体制（「FAR」）の適用を受けるすべてのANZGHL/ANZBGLの執行役員
- (2) ANZIPの下において、現地の規制要件に従って、特定の国レベルの重要リスクテイカー（「MRT」）として定義される役割に対する特定の繰延べの取決めも存在する。

ii) 例外的な場合

放棄された報酬	例外的に、当グループは、特定の従業員が前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、当グループ入社時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に、当該従業員が放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
リテンション	当グループにとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。

iii) 追加情報

中止	取締役会 ⁽¹⁾ が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当金は配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することができる（「後渡し株式の権利」の項を参照のこと。）。
費用計上額 （公正価値）	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。後渡し株式は、付与日の1日VWAPに基づいて費用処理される。
2025年度および 2024年度付与	2025年度に、1,441,744株（2024年度：2,863,800株）の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は31.99ドル（2024年度：24.45ドル）であった。
下方修正	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は後渡し株式数を権利確定日前であればいつでも下方修正（ゼロまでの修正を含む。）し（マルス）、一部の従業員 ⁽²⁾ に限定して、権利確定後に返還させる（すなわち、クローバック）裁量を有する。当グループの下方修正規定については、2025年度報酬報告書のセクション5.5を参照のこと。 2025年度には、144,946株の後渡し株式にマルスを適用する取締役会の裁量権が行使された（2024年度：4,138株）。

(1) 本注記を通じて、「取締役会」とは、ANZGHLおよびANZBGLの取締役会をいう。

(2) クローバックは、CEO、ExCo、GGM IA（2023会計年度、2024会計年度および2025会計年度に付与された報奨）、およびクローバック規制が適用される法域の上級従業員に適用される。

変額株式報酬（「VPS」）オファー

資格、付与方法および 条件	VPSIはオーストラリアの従業員に優遇税制措置を適用して、最大1,000ドル相当のANZ株式を受け取る機会を提供する（条件が満たされている場合）。すべてのANZ株式は、カストディアンまたは受託者が指名したノミニーによって受託者に代わって保有され、3年間にわたって制限される。この期間、従業員は議決権を有し、配当金支払の恩恵を受け、この配当金は配当金再投資制度（「DRP」）を通じて再投資される。制限期間終了後は、株式の売却または譲渡が可能である。
割当額	付与日までの5営業日（付与日を含む。）にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて付与される。
費用計上額 （公正価値）	付与日の1日VWAPに基づいて費用処理される。
2025年度および 2024年度付与	2025年度においては、当グループは2024年11月22日に48,084株（2024年度：51,619株）を発行価格32.36ドル（2024年度：24.20ドル）で付与した。

ANZ従業員株式取得制度の費用計上

費用計上額 (公正価値)	2025年度に株式後渡し制度およびVPSオファーにより当グループが付与した株式の付与日に測定した公正価値は、47.8百万ドル(2024年度:71.4百万ドル)で株式数1,489,828株(2024年度:2,915,419株)とVWAP32.06ドル(2024年度:24.48ドル)に基づいている。
-------------------------	--

ANZ株式オプション制度

割当	<p>当グループは、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割り当てられると、議決権と配当請求権も付随して割り当てられる。</p> <p>各オプション/権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間(付与日を含む。)にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。</p>
規則	<p>オプション/権利の行使前に、株式無償割当、株主割当発行、または再編によりANZが株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 株式無償割当 - 所有者のオプション行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。・ 株主割当発行 - 当グループは、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。・ 再編 - 権利に関して、株式無償割当またはANZの株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないように、権利の個数または対象株式数を調整できる。 <p>所有者には上記以外に参加する権利はない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ オプションまたは権利の行使前におけるANZの有価証券の新規発行・ ANZ以外の法人(子会社など)の株式発行 <p>取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。</p>
費用計上額 (公正価値)	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。公正価値を決定する際に考慮される要素には、市場パフォーマンス条件、株価のボラティリティ、金融商品の残存期間、配当利回り、および付与日の株価が含まれる。
権利確定	<p>オプション/権利(適用される期間および業績条件を満たしている。)の報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。</p> <p>2025会計年度には、現金による支払が行われた後渡し株式の権利96,757個(2024年度:95,968個)を除いて、すべての後渡し株式の権利は株式の割当により支給された。</p> <p>2020年12月に付与された2020年業績に基づく権利(「PR」)は、2024年11月に業績期間の最終日を迎えた。実績と要件との比較に基づき、PRの25%の権利が確定した。権利の残りの75%は失効し、執行役員が当該報奨のこの部分から受領した金額はなかった。</p> <p>2019年後半に付与されたPR(「2019年PR報奨」)の100%は、業績期間の最終日である2023年11月のテストで業績の要件が満たされなかったため失効した。</p>
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、2025年度報酬報告書のセクション8.1を参照のこと。
下方修正	株式後渡し制度に従う。

2025年度および2024年度のオプション制度

i) 長期変動報酬（「LTVR」）および変動報酬（「VR」） - 制限付き権利（「RR」）、業績に基づく権利（「PR」）および後渡し株式の権利（「DSR」）

報奨の種類	LTVR（RRおよびPR）	LTVR / VR過去の付与分（PR）	ANZIPのVR（DSR）	ANZIP過年度付与VR（DSR）
資格	CEO、ExCoおよびGGM IA ⁽¹⁾	CEOおよびExCo ⁽¹⁾	後渡し株式の代わりにDSRが付与される可能性のある国の他のすべての従業員（英国/中国/HK ⁽²⁾ の一部の役職を除く。）	
付与の会計年度	2024年度および2023年度PRR：FY2025およびFY2024に付与。	過去分の付与：FY2025およびFY2024中に開始。	2023年10月1日以降の付与（2024年度PRRを含む。）：FY2025およびFY2024に付与。	2023年度PRR：FY2024に付与。 過去分の付与：FY2025およびFY2024中に開始。
付与方法	CEOとExCo（CROを除く。）のLTVRの50%はRRとして、50%はPRとして付与。CROとGGM IAのLTVRの100%はRRとして付与。	CEOのLTVRの100%およびExCoのVRの50%はPRとして付与（VRの50%を代わりにDSRで付与したCROを除く。）。	VRが125,000豪ドルまたはそれを上回る場合、VR金額合計の40%を後渡しとして付与。	VRが100,000豪ドルまたはそれを上回る場合、VR金額合計の60%を後渡しとして付与。

条件	<p>RRとPRは、期間および業績の充足を条件に、ANZ普通株式1株を無償で取得する権利を提供する。</p> <p>付与の条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> RR：付与前評価（リスクベースの測定） RRおよびPR：CEO報奨については、年次株主総会（「AGM」）における株主による承認 <p>4年の業績期間終了後に判定される業績条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> RR：権利確定前評価（リスクベースの測定） PR：相対および絶対総株主利回り（「TSR」）要件 <p>繰延期間⁽³⁾ = 4年の業績期間（10月1日に開始）+ 保有期間（業績期間終了日の翌日から開始し、付与日の4年目、5年目または6年目の応当日に終了（CEOのみ6年目））。</p> <p>詳細については、2025年度報酬報告書のセクション5.4に記載されている。</p>	<p>CEOへの報奨については、AGMにおける株主の承認を条件に、年度末に付与される。4年の業績期間の終了時にPR業績条件（相対および絶対TSR要件）が判定される。</p> <p>4年の業績期間は11月22日に開始され、4年後の11月21日に終了する。繰延期間は4年である。</p> <p>詳細については、2021年度報酬報告書のセクション5.2.3aに記載されている。</p>	<p>DSRは、規定された権利確定期間後にANZ普通株式1株を無償で取得する権利を提供する。</p> <p>最低4年間（業績期間を含む。）繰り延べられ、比例配分ベースよりも早く権利確定することはなく、2年後にのみ権利が確定する（すなわち、2年目33%、3年目33%、4年目34%）。</p>	<p>DSRは、規定された権利確定期間後にANZ普通株式1株を無償で取得する権利を提供する。</p> <p>1年目が業績期間を含む場合、2年目、3年目および4年目に繰り延べられる。</p>
割当額	<p>10月1日（会計年度の初日）までの5営業日（10月1日を含む。）にASXで取引されたANZ株式の額面価額</p>	<p>付与日現在の公正価値は、割り当てられるDSRの数を決定するために使用され、費用計上目的にも使用される。公正価値は、権利確定期間中に行われなかった配当について調整される。</p>		

(1) FARの適用を受けるすべてのANZGHL/ANZBGLの執行役員

(2) ANZIPの下において、現地の規制要件に従って、特定の国レベルのMRTとして定義される役割に対する特定の繰延への取決めも存在する。

(3) 配当相当支払金（「DEP」）は、当該繰延期間の末日に現金で支払われるが、基礎となる権利の全部または一部が当該業績条件を満たし、かつ、当該個人に帰属する範囲においてのみ支払が行われる。配当相当支払金は、RRについては繰延期間全体にわたって発生し、PRについては保有期間にのみ発生する。

報奨の種類	LTVR (RRおよびPR)	LTVR / VR過去の付与分 (PR)	ANZIPのVR (DSR)	ANZIP過年度付与VR (DSR)
割当時期	LTVRは11月下旬 / 12月頃に付与される (CEO については株主承認を条件とする。)。 会計年度初日 会計年度末日		11月下旬に付与。	
2025年度付与	2025年度に、当グループは253,852個のRRおよび206,950個のPRを付与した (2024年度 : 376,821個のRR および313,156個のPR)。		2025年度に、1,485,960個のDSR (業績要件なし) を付与した (2024年度 : 3,588,912個)。	
下方修正	2025年度には、42,424個のRRおよび209,743個のPRにマルスを適用する取締役会の裁量権が行使された (2024年度 : RRなし、PRなし)。		2025年度には、35,802株の後渡し株式にマルスを適用する取締役会の裁量権が行使された (2024年度 : なし)。	

ii) 例外的な場合

放棄された報酬 リテンション — 後渡し株式の代わりにDSRが付与される可能性のある国では株式後渡し制度に従う。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、制限付き権利および業績に基づく権利

2025年11月7日現在、4,666,946個のDSRが発行済でその保有者は456人、993,664個のRRが発行済でその保有者は13人、1,306,402個のPRが発行済でその保有者は11人であった。

オプション／権利の変動

2025年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利およびそれらの関連する加重平均（「WA」）行使価格、ならびに2025年度の変動の詳細は、下表に示すとおりである。

	期首残高 2024年					期末残高
	10月1日現在	付与	失効 ⁽¹⁾	満了	行使	2025年 9月30日現在
オプション／権利数	8,351,100	1,946,762	(503,804)	0	(2,806,021)	6,988,037
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						30.27
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済オプション／権利のWA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済オプション／権利数						140,580

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績要件を満たしていないなど）を指す。

2024年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利およびそれらの関連する加重平均行使価格、ならびに2024年度の変動の詳細は、下表に示すとおりである。

	期首残高 2023年					期末残高
	10月1日現在	付与	失効 ⁽¹⁾	満了	行使	2024年 9月30日現在
オプション／権利数	6,719,516	4,278,889	(632,985)	0	(2,014,320)	8,351,100
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						27.34
WA残存契約期間						1.8年
行使可能な全発行済オプション／権利のWA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済オプション／権利数						118,965

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績要件を満たしていないなど）を指す。

2025年度および2024年度のオプション／権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2025年11月7日現在、

- ・ 2025年度末以降に付与された普通株式に対するオプション／権利はなかった。
- ・ 2025年度末以降のオプション／権利の行使の結果発行された株式はなかった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当グループは、AASB第2号「株式報酬」の要件に従って、モンテ・カルロ価格モデルおよび/またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

下表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2025年			2024年		
	後渡し株式 の権利	制限付き 権利	業績に 基づく権利	後渡し株式 の権利	制限付き 権利	業績に 基づく権利
行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
付与日の株価終値（ドル）	32.28	32.29	32.26	24.38	24.60	24.66
ANZ株価の						
予想ボラティリティ(%) ⁽¹⁾	17.5	17.5	17.5	19.98	20.0	20.0
権利の期間（年）	2.1	6.5	6.5	2.1	6.6	6.6
権利確定期間（年）	2.0	4.5	4.5	2.0	4.6	4.6
予想残存期間（年）	2.0	4.5	4.5	2.0	4.6	4.6
予定配当利回り（%）	5.7	5.7	5.8	6.5	6.5	6.5
無リスク金利（%）	4.04	4.12	4.13	4.18	4.05	4.03
公正価値（ドル）	28.86	25.15	11.70	21.44	18.44	10.32

(1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ一定の期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想ボラティリティを見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2025年度に当グループが全従業員のために市場で買い付けた株式数（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は3,982,873株、1株当たり平均株価は31.64ドル（2024年度：5,211,778株、1株当たり平均株価は24.17ドル）であった。

30. 関連当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（「KMP」）とは、ANZBGLの取締役（執行取締役かそれ以外かを問わない。）、ならびに当グループの戦略的方向性および経営に対して重要な責任を有する人員（すなわち、グループ執行委員会（「ExCo」）のメンバー）のうち、金融説明責任体制（「FAR」）の説明責任を有し、CEOに報告する人員をいう。注記4「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、以下のとおりである。

	連結	
	2025年 (単位：千ドル)	2024年 ⁽¹⁾ (単位：千ドル)
短期給付	18,070	20,017
退職後給付	633	572
その他長期給付	147	280
退職給付	2,541	-
株式報酬	17,335	11,199
合計	38,726	32,068

(1) 雇用期間が終了するまでは、開示された旧KMPを含めている。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。ローン商品の条件の詳細は、anz.comに掲載されている。KMP（その関係当事者を含む。）に対して実行したローン残高（クレジットカード残高を含む。）、保証付または担保付、および未実行の与信枠の残高総額は、以下のとおりであった。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：千ドル)			
ローン ⁽¹⁾	22,800	14,064	21,694	12,906
未実行の与信枠 ⁽¹⁾	2,220	2,203	2,116	1,995
利息費用 ⁽²⁾	813	1,078	743	778

(1) 残高は貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの退任日現在のものである。比較対象残高は、新任KMPまたは前年に退職したKMPに関連する残高について調整されている。

(2) 利息費用は当期中のすべてのKMPに関するものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関係当事者を含む。）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債務、株式、株式の権利およびANZGHLの株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	連結	
	2025年	2024年
	株数または個数	株数または個数
株式、オプションおよび権利 ⁽¹⁾	3,355,638	3,600,849
劣後債務 ⁽¹⁾	11,331	11,040

(1) 残高は貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの退任日現在のものである。比較対象残高は、新任KMPまたは前年に退職したKMPに関連する残高について調整されている。

主要経営陣およびその関係当事者とのその他の取引

KMPおよびその関係当事者の当グループへの預金総額は31百万ドル（2024年度：26百万ドル）、当行への預金総額は27百万ドル（2024年度：23百万ドル）であった。

KMPおよびその関係当事者とのその他の取引には、投資運用サービス手数料、ブローカーおよび銀行手数料に関して当グループに支払われた金額が含まれている。当グループは、KMPの職務の遂行に関連したセキュリティおよび事務サービスの費用を払い戻している。これらの取引は、通常の商業的条件で行われており、他の従業員や顧客の場合と比べて有利なものではない。当年度において、退職時を含め、KMPに9,005ドル（2024年度：7,005ドル）相当の贈与が行われた。

関連会社

重要な関連会社については、注記25「関連会社に対する投資」で開示している。当年度中、全関連会社との間で実行された取引は、通常の商業的条件と同等の条件で行われた。

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	（単位：千ドル）			
関連会社からの未収金	14	19	-	-
関連会社への未払金	1,197	1,064	-	-
関連会社からの受取利息	-	-	-	-
関連会社への支払利息	55	76	-	-
関連会社からのその他の収入	-	-	-	-
関連会社に支払ったその他の費用	2,404	2,933	-	-
関連会社からの受取配当金	36,741	13,771	-	-
未実行の与信枠 ⁽¹⁾	914	962	-	-

(1) 比較情報は、未使用のクレジットカード利用限度額を含めて、修正されている。

関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。当期中に関連会社からの未収金の償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。

子会社

重要な被支配法人については、注記24「被支配法人」において開示している。当会計年度中、子会社は子会社間および関連会社との間で、独立第三者間取引と同等の条件で取引を行った。2025年9月30日現在、当行はこれらすべての取引に関わる残高が全額回収可能とみなしている。

その他のグループ内取引には、運用および管理サービスの提供、職員の研修、データ処理およびテクノロジー設備、税務上の欠損金の移転ならびに土地建物および設備機器のリースが含まれる。当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（「レター・オブ・コンフォート」）および保証書も発行した。

関係会社

関係会社との取引には、リースの取決め、資金調達活動、預金および納税資金調達の取決めが含まれる。

これらの取引は、独立第三者間基準と同等の条件で行われている。2025年9月30日現在、当行はこれらすべての取引に関わる残高が全額回収可能とみなしている。

9月30日現在、ANZグループ内の関係会社との残高は以下のとおりである。

	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)	
最終的な支配会社に対する債権	-	36
その他の関係会社に対する債権	630	755
最終的な支配会社に対する債務	3	10
親会社に対する債務	-	47
その他の関係会社に対する債務	311	315
最終的な支配会社からの預金	1,029	1,258
その他の関係会社からの預金	135	165
その他の関係会社の未実行の与信枠	122	105

ANZグループ内の関係会社との間で発生した取引は次のとおりである。

	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)	
親会社への配当金支払額	4,580	5,267
親会社への資本の払戻し	-	2,039
最終的な支配会社への利息支払額	44	28
その他の関係会社への利息支払額	54	45
その他の関係会社へのその他の費用支払額	19	7
その他の関係会社からの利息受取額	62	64
その他の関係会社からのその他の収益受取額	27	34

また、2025年9月30日現在、ANZBGLはANZ Group Services Pty Ltdとの間で498百万ドル（2024年度：536百万ドル）の使用権資産と618百万ドル（2024年度：672百万ドル）のリース負債を有している。2025年9月30日終了事業年度の、関連する使用権資産の減価償却費は37百万ドル（2024年度：43百万ドル）、リース負債の支払利息は36百万ドル（2024年度：29百万ドル）であった（リース負債の支払利息は、上表でその他の関係会社への利息支払額に含まれている。）。

31. コミットメント、偶発債務および偶発資産

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：百万ドル)			
契約額				
未実行の与信枠 ⁽¹⁾	193,177	184,890	156,746	149,577
保証および信用状	21,514	22,509	19,367	19,515
履行保証関連偶発債務	27,403	26,501	25,854	25,944
合計	242,094	233,900	201,967	195,036

(1) 当年度の表示と揃えるため、2024年度について、通知をすることなく無条件で随時取消可能なコミットメントを除外するための修正再表示を行っている。

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当グループが支払を求められうる最短日に基づくと、当グループの未実行の与信枠の全額が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状および履行保証関連偶発債務

保証、信用状および履行保証関連偶発債務は、当グループが自己勘定において実行した取引に関するものである。

信用状では、輸出業者に対する代金支払を保証する信用状を当グループが発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状の発行を条件にしている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払を行う義務を当グループに負わせる負債である。

これらの取引に関連するリスクを反映するため、当グループは、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当グループが被りうる最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当グループが支払を求められうる最短日に基づくと、当グループの保証および信用状ならびに履行保証関連偶発債務の全額が向こう12か月以内に満期を迎える。

偶発債務および偶発資産

当グループに対する未解決の訴訟、請求および起こり得る請求がある。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上（注記21「その他引当金」を参照のこと。）および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

2025年9月30日現在の偶発債務および偶発資産について、以下のとおり記載している。

偶発債務

規制上および顧客関連のエクスポージャー

当グループは、国内外の規制当局ならびにその他の法定機関および監督機関と定期的やり取りしている。これらの規制当局とのやり取りは広範囲に及び得るものであり、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界各国における規制当局による調査、監視および検査、報告すべき状況、公式および非公式の調査ならびに規制当局による監督活動が含まれる。当グループはまた、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局およびその他の機関から随時通知および情報提供の要請を受けることがあり、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行っている。

当グループと規制当局がやり取りを行う案件数が最近増加している。最近のやり取りは以下の事項に関連している。

- ・ 市場取引とデータ報告
- ・ ANZのオンライン貯蓄商品、困難顧客取扱いプロセス、死亡顧客財産、違反報告、イベント管理、顧客救済および苦情を対象としたオーストラリア・リテールにおけるASIC事案解決プログラム
- ・ マネーロンダリング防止およびテロ資金対策に関する義務、プロセスおよび手続き
- ・ 共通報告基準および外国口座税務コンプライアンス法の下での義務、プロセスおよび報告
- ・ 特定の商品に対する利息および手数料の適用、ならびに金融説明責任体制を含む非財務リスク（「NFR」）管理慣行

当グループの規制当局とのやり取りに伴うエクスポージャーには、民事執行措置、刑事訴訟手続き、罰金および刑罰、資本要件または流動性要件の義務付け、顧客救済措置、独立第三者による調査の義務付け、制裁またはその他の規制権限の行使が含まれる可能性がある。

また、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客、第三者および株主に対するエクスポージャーが生じる可能性もある。これには、集団訴訟、損害賠償請求、その他の救済措置が含まれ得る。

これらの潜在的な規制、顧客およびその他に対するエクスポージャーに関連する結果および費用の合計は依然として不確定である。

非財務リスク管理にかかる裁判所による執行可能な合意

2025年4月3日、当グループは、当行が当グループ全体のNFR管理の慣行およびリスク文化に関する事項についてAPRAとの間で、裁判所による執行可能な合意（「CEU」）を締結したこと、および250百万ドルの追加的なオペレーショナル・リスク資本の上乗せを受け入れたことを発表した。

CEUは、当グループのNFR管理およびリスク文化についてのAPRAの懸念に関する、当グループとAPRAの間での継続的な話し合いの結果である。CEUはまた、2024年8月にAPRAが当グループのNFR向上作業プログラムについて懸念を表明することに繋がった、ANZBGLのグローバル・マーケティング事業における懸念事項が発現したことを受けたものでもある。

APRAとの間で合意したCEUの一環として当グループは、ANZのNFR管理慣行およびNFR文化における欠陥の根本原因と行動要因を特定するための全社的な独立レビューを実施するために、独立した立場からのレビュー者を任命した。2025年9月30日、ANZはCEUに従って、APRAに根本原因は正計画（「RCRP」）を提出した。ANZは、RCRPに対する進捗について独立した立場からの保証を提供するために、プロモントリーを任命した。

CEUは、CEUの条項に違反した場合には、APRAは1959年銀行法（オーストラリア連邦）の第18A条に基づく措置を含め、APRAがその状況に応じて適切と認める規制措置を講じることができる旨を規定している。

オーストラリアのマーケットおよびリテール事案に関するASICとの和解

2025年9月、当行はオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）との間で、規制当局による別々の調査の対象となっていた当行のオーストラリアのマーケット事業とオーストラリア・リテール事業における5件の事案を解決するための合意を締結した。この合意については連邦裁判所の承認が必要であるが、当該合意について、当行に以下のペナルティが科せられる。

- ・ オーストラリア財務管理局（「AOFM」）による10年物国債の2023年の発行の執行におけるデュレーション・マネジャーとしての当行の役割について85百万ドル
- ・ 2年近くにわたってAOFMに不正確な流通市場における債券販売の月次データを提出し、当該データに関連してAOFMに虚偽または誤解を招く年次証明を行い、これらの不正確性に関してASICへの報告を怠ったことについて40百万ドル
- ・ 特定のオンライン貯蓄口座についてボーナス金利の支払いを怠り、不正確な利率を表示したことについて40百万ドル
- ・ 顧客困難通知の取扱いに関する義務違反について40百万ドル
- ・ 死亡顧客財産に関する義務違反について35百万ドル

これらの事案に伴う予想費用について、2025年9月30日現在で引当金が認識されている。上記のペナルティは当行およびASICによって裁判所に提出されたが、裁判所が提出されたペナルティが適当であると納得する必要がある。裁判所は、この合意されたペナルティまたはこれとは異なったペナルティを命令する権限を有している。

南アフリカの金利に関する訴訟

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的影響は判明していない。

OnePathの退職年金に関する訴訟

2020年12月、OnePathカスタディアンズが、退職年金に係る投資および手数料に関して、退職年金法に基づく義務および受託会社としての義務に違反したと主張する集団訴訟が、OnePathカスタディアンズ、OnePathライフおよび当行に対して申し立てられた。またこの請求は、当行がOnePathカスタディアンズの投資違反の一部に関与したと主張している。2024年10月にこの請求についての和解が合意に達した。当行はこの和解において14百万ドルを拠出するが、この拠出金は2025年9月30日現在で計上されている引当金でまかなわれる。この和解は責任を認めるものではなく、裁判所の承認を必要とする。

ニュージーランドのローン情報に関する訴訟

2021年9月、特定のローン顧客に送付された変更通知に関して、消費者信用法に基づく開示要件違反を主張する集団訴訟が、当行に対して申し立てられた。ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドは、この申し立てに対し争っている。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

保証、補償および運用報酬

当グループは、様々な事業および資産の取得 / 売却やその他の取引に関連する事項およびリスクを網羅して、売却者 / 購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当グループは、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく請求に晒されており、これらの一部は現在も進行中である。これらのエクスポージャーに関連する結果および費用の合計は依然として不確定である。

当グループは、当グループの一部の投資に関連して、所定の運用成績の基準値が達成された場合に、外部のファンド・マネージャーに運用成功報酬を支払う取決めを締結している。運用成績の基準値の達成およびそれに伴う運用成功報酬は依然として不確定である。

精算および決済義務

特定のグループ会社は、様々な精算および決済の取決めを規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当グループの潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

特定のグループ会社は、ASXクリア（「フューチャーズ」）、ロンドン・クリアリング・ハウス（「LCH」）・スワップクリア、韓国証券取引所（「KRX」）、香港証券取引所（「HKEX」）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インド、台湾先物取引所、上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

一部のグループ会社は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（「レター・オブ・コンフォート」）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、発行会社は、当該子会社が引き続き被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

32. 監査人報酬

	連結		当行	
	2025年	2024年	2025年	2024年
	(単位：千ドル)			
KPMGオーストラリア				
財務報告書の監査またはレビュー	14,923	11,016	12,304	10,486
監査関連業務 ⁽¹⁾	5,643	4,597	4,533	4,528
非監査業務 ⁽²⁾	168	27	168	27
合計 ⁽³⁾	20,734	15,640	17,005	15,041
KPMGオーストラリアの海外提携事務所				
財務報告書の監査またはレビュー	6,163	5,930	2,223	2,058
監査関連業務 ⁽¹⁾	2,303	2,191	1,022	809
非監査業務 ⁽²⁾	96	153	-	-
合計	8,562	8,274	3,245	2,867
監査人報酬合計⁽⁴⁾	29,296	23,914	20,250	17,908

(1) 当グループの監査関連業務の内訳は、健全性および規制に関する業務が5.29百万ドル（2024年度：4.16百万ドル）、コンフォート・レターが0.64百万ドル（2024年度：0.72百万ドル）、その他の業務が2.02百万ドル（2024年度：1.91百万ドル）である。

当行の監査関連業務の内訳は、健全性および規制に関する業務が3.94百万ドル（2024年度：3.76百万ドル）、コンフォート・レターが0.59百万ドル（2024年度：0.68百万ドル）、その他の業務が1.03百万ドル（2024年度：0.90百万ドル）である。

(2) 当グループの非監査業務の内容は、方法、手続/業務および管理のレビューなどである。詳細は取締役会報告書に記載している。

(3) 物品・サービス税を含む。

(4) 当グループの監査人報酬合計には、KPMGが共同監査契約を締結している場合または当グループの監査人ではない場合に、他の監査法人に支払われた報酬0.76百万ドル（2024年度：0.80百万ドル）は含まれていない。当グループの監査人報酬合計には、KPMGが共同監査契約を締結している場合または当行の監査人ではない場合に、他の監査法人に支払われた報酬0.49百万ドル（2024年度：0.56百万ドル）は含まれていない。

当グループの方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を行うことを認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに外部監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

33. サンコープ・バンクの買収

2024年7月31日、当グループはノルフィナ・リミテッド（旧称サンコープ・メットウェイ・リミテッド、商号サンコープ・バンク）の直接の持株会社であるSBGHリミテッドの株式の100%を取得した。

2025年度中に、当グループは買収日において取得した資産および引き受けた負債の識別および測定を行い、購入価格の配分（「PPA」）を完了した。暫定的に算定した残高に対しPPAの実施により行った重要な調整には、コア預金無形資産およびブランド無形資産の認識、ローン・オリジネーション以降の金利および信用状態の変動を反映させるための貸付金および前渡金総額に対する公正価値調整、偶発債務および関連補償に対する引当金ならびに関連する繰延税金が含まれ、これに対応してのれんが56百万ドル減額された。最終的なのれん1,346百万ドルは、統合された労働力ならびにプラットフォームの整理および統合ならびに資金調達上の利益による規模の経済から生じると見込まれるシナジー効果に起因する。のれんは、税務上控除可能ではない。

コア預金無形資産の評価額は、多期間超過収益モデルを用いた割引キャッシュ・フロー法に基づく633百万ドルであり、既存のコア預金のコストと代替資金調達源のコストとのコア預金ベースの予想残存期間にわたる差額を比較して、得られた資金調達コスト節減額の現在価値を計算した。用いられた割引率は、資本コストにリスクプレミアムを上乗せして算出された。コア預金無形資産の価値は、その見積残存期間と代替的な資金調達手段の見積コストの変動に影響される。この資産はその予想残存期間6年にわたって償却される。

下表は、2024年7月31日現在の買収時貸借対照表に関連して認識されたPPA調整を示している。過去の期間については修正再表示されていない。

取得日現在の取得した資産および引き受けた負債	暫定値	調整	最終値
	(単位：百万ドル)		
資産			
現金および現金同等物	1,333	-	1,333
支払担保	80	-	80
売買目的資産	2,307	-	2,307
デリバティブ金融商品	310	-	310
投資有価証券	9,920	-	9,920
貸付金および前渡金の総額	69,745	(198)	69,547
繰延税金資産	48	(48)	-
無形資産	103	685	788
その他資産	431	11	442
資産合計	84,277	450	84,727
負債			
受取担保	48	-	48
預金およびその他の借入金	62,438	(1)	62,437
デリバティブ金融商品	279	-	279
繰延税金負債	-	269	269
支払債務およびその他の負債	731	(6)	725
引当金	89	142	231
発行済社債	15,847	(10)	15,837
負債合計	79,432	394	79,826
取得した純資産	4,845	56	4,901
支払現金対価 ⁽¹⁾	6,247	-	6,247
のれん	1,402	(56)	1,346

(1) 現金対価6,247百万ドルには、サンコープ・バンクのTier 2 債券（606百万ドル）およびキャピタル・ノート（564百万ドル）に対する支払いが含まれる。

認識および測定

企業結合は取得法を使用して会計処理されている。買収コストは、移転された対価の公正価値で測定され、該当する場合には、条件付対価も含まれる。買収関連費用は発生時に費用処理されている。識別可能な資産および負債ならびに条件付対価は、取得日における公正価値で評価される。

のれんは、識別可能な資産および負債の純額に対する対価の超過額として計算される。取得した事業は、取得日から当グループの財務書類に含まれている。

34. 事業年度末以後の後発事象

財務報告において概説された事項の他に2025年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)[次へ](#)

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、
-) 当行および連結会社の財務書類および注記は、以下を含む2001年会社法に準拠している。
 - A. 第296条、オーストラリア会計基準および2001年会社規則により追加される要件に準拠している。
 - B. 第297条、2025年9月30日現在の当行および連結会社の財務状態および同日に終了した事業年度における当行および連結会社の業績について真実かつ公正に表示している。
 -) 2001年会社法第295条(3A)で要求され、財務報告書の201ページから203ページ（訳注：原文のページ番号である。）に含まれている連結会社に関する開示は真実かつ正確である。
 -) 支払期日到来時において当行に債務の支払能力があると信ずるに足る合理的な根拠がある。
- b) 当行および連結会社の財務書類の注記には、当行および連結会社の財務書類ならびに注記が国際財務報告基準に準拠しているという記載が含まれている。
- c) 取締役は、2001年会社法第295条Aで要求される宣言を与えられた。

取締役の決議に従って署名されている。

ポール・D・オサリバン
会長
2025年11月7日

ヌノ・A・マトス
マネジング・ディレクター

[前へ](#) [次へ](#)

Income Statement

For the year ended 30 September	Note	Consolidated		The Company	
		2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Interest income ¹		63,959	60,678	50,309	49,868
Interest expense		(46,056)	(44,641)	(38,727)	(38,622)
Net interest income	2	17,903	16,037	11,582	11,246
Other operating income	3	4,245	4,484	5,452	9,791
Operating income		22,148	20,521	17,034	21,037
Operating expenses	4	(12,866)	(10,669)	(10,081)	(8,777)
Profit before credit impairment and income tax		9,282	9,852	6,953	12,260
Credit impairment (charge)/release	13	(435)	(406)	(428)	(126)
Profit before income tax		8,847	9,446	6,525	12,134
Income tax expense	5	(2,771)	(2,816)	(1,486)	(1,879)
Profit for the year		6,076	6,630	5,039	10,255
Comprising					
Profit attributable to shareholders of the Company		6,035	6,595	5,039	10,255
Profit attributable to non-controlling interests		41	35	-	-

1. Includes interest income calculated using the effective interest method on financial assets measured at amortised cost or fair value through other comprehensive income of \$59,000 million (2024: \$55,717 million) in the Group and \$44,346 million (2024: \$43,743 million) in the Company.

The notes appearing on pages 82 to 200 form an integral part of these financial statements.

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[Home](#) 77

Statement of Comprehensive Income

For the year ended 30 September	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Profit for the year	6,076	6,630	5,039	10,256
Other comprehensive income				
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss				
Investment securities - equity securities at FVOCI	(137)	148	(137)	145
Other reserve movements ¹	(59)	(17)	(39)	(6)
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss				
Foreign currency translation reserve	(602)	(930)	208	(399)
Cash flow hedge reserve	843	2,069	723	1,888
Other reserve movements	508	(774)	455	(763)
Income tax attributable to the above items	(327)	(402)	(296)	(344)
Share of associates' other comprehensive income ²	12	(23)	-	-
Total comprehensive income for the year	6,314	6,701	5,953	10,776
Comprising total comprehensive income attributable to:				
Shareholders of the Company	6,308	6,676	5,953	10,776
Non-controlling interests ¹	6	25	-	-

1. The Group includes foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests of -\$35 million (2024: \$10 million)

2. The Group's share of associates' other comprehensive income, that may be reclassified subsequently to profit or loss in the Group, includes:

	2025 \$m	2024 \$m
FVOCI reserve gain/(loss)	18	(10)
Defined benefits gain/(loss)	(6)	(13)
Total	12	(23)

The notes appearing on pages 82 to 200 form an integral part of these financial statements.

Balance Sheet

As at 30 September	Note	Consolidated		The Company	
		2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Assets					
Cash and cash equivalents	8	155,209	150,965	145,060	137,288
Settlement balances owed to ANZ		23,394	5,484	22,030	5,019
Collateral paid		9,831	10,000	8,552	8,797
Trading assets	9	48,248	45,755	40,608	38,427
Derivative financial instruments	10	47,480	54,370	50,531	57,627
Investment securities	11	165,540	140,262	136,586	113,966
Net loans and advances	12	829,986	804,032	612,855	588,998
Regulatory deposits		541	665	245	222
Due from controlled entities		-	-	24,390	24,315
Shares in controlled entities	24	-	-	24,488	24,316
Investments in associates	25	1,140	1,415	-	-
Current tax assets		25	19	24	19
Deferred tax assets	5	3,327	3,302	2,953	2,750
Goodwill and other intangible assets	20	5,762	5,421	999	995
Premises and equipment		2,283	2,388	1,693	1,607
Other assets		4,905	5,417	3,456	3,645
Total assets		1,297,671	1,229,555	1,074,469	1,008,191
Liabilities					
Settlement balances owed by ANZ		31,144	16,188	27,189	11,317
Collateral received		7,428	6,583	6,579	6,061
Deposits and other borrowings	14	956,401	905,166	751,573	703,870
Derivative financial instruments	10	43,902	55,254	47,769	57,467
Due to controlled entities		-	-	27,055	25,660
Current tax liabilities		537	360	172	59
Deferred tax liabilities	5	226	54	183	61
Payables and other liabilities	15	15,147	18,594	12,153	14,474
Employee entitlements		688	644	488	457
Other provisions	21	2,479	1,584	1,959	1,319
Debt issuances	16	169,274	156,388	133,491	122,950
Total liabilities		1,227,226	1,160,825	1,008,611	943,695
Net assets		70,445	68,730	65,858	64,496
Shareholders' equity					
Ordinary share capital	22	27,053	27,065	26,976	26,988
Reserves	22	(1,379)	(1,678)	(735)	(1,676)
Retained earnings	22	44,032	42,602	39,617	39,184
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company		69,706	67,989	65,858	64,496
Non-controlling interests	22	739	771	-	-
Total shareholders' equity		70,445	68,760	65,858	64,496

The notes appearing on pages 82 to 200 form an integral part of these financial statements.



Cash Flow Statement

For the year ended 30 September	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Profit for the year	6,076	6,630	5,039	10,255
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:				
Allowance for expected credit losses	435	406	428	126
Impairment of investment in associates	285	-	-	-
Depreciation and amortisation	1,100	944	750	749
Goodwill and other intangible assets impairments	71	9	70	9
Net derivatives/foreign exchange adjustment	3,868	3,244	3,972	1,876
(Gain)/Loss on sale from divestments	-	21	-	-
Other non-cash movements	10	(19)	104	111
Net (increase)/decrease in operating assets:				
Collateral paid	579	(1,968)	603	(1,581)
Trading assets	(20,740)	(3,204)	(19,217)	(4,355)
Net loans and advances	(29,236)	(33,546)	(20,605)	(30,642)
Net intra-group loans and advances	-	-	1,665	(1,204)
Other assets	26	(268)	(477)	(343)
Net increase/(decrease) in operating liabilities:				
Deposits and other borrowings	50,130	43,060	39,097	41,140
Settlement balances owed by ANZ	15,331	(2,905)	16,056	(5,127)
Collateral received	595	(3,368)	234	(2,922)
Other liabilities	(2,502)	2,010	(1,670)	1,347
Total adjustments	19,952	4,416	21,010	(816)
Net cash provided by/(used in) operating activities¹	26,028	11,046	26,049	9,439
Cash flows from investing activities				
Acquisition of Suncorp Bank, net of cash acquired	-	(4,914)	-	(8,247)
Investment securities assets:				
Purchases	(83,292)	(84,777)	(71,410)	(77,131)
Proceeds from sale or maturity	59,746	47,542	51,074	42,662
Proceeds from divestments, net of cash disposed	-	688	-	-
Net movement in shares in controlled entities	-	-	(163)	(21)
Net investments in other assets	(453)	(604)	(470)	(486)
Net cash provided by/(used in) investing activities	(23,999)	(42,067)	(20,969)	(41,223)
Cash flows from financing activities				
Deposits and other borrowings (repaid)/drawn down	(1,429)	(1,014)	-	-
Debt issuances: ²				
Issue proceeds	45,938	50,604	37,241	46,870
Redemptions	(38,584)	(25,367)	(31,346)	(21,886)
Dividends paid	(4,665)	(5,252)	(4,627)	(5,220)
On-market purchase of treasury shares	(126)	(126)	(126)	(126)
Repayment of lease liabilities	(377)	(342)	(305)	(271)
Capital return	-	(2,000)	-	(2,000)
ANZ Bank New Zealand Perpetual Preference Shares	-	252	-	-
Net cash provided by/(used in) financing activities	757	16,755	837	17,367
Net increase/(decrease) in Cash and cash equivalents	2,786	(14,266)	5,917	(14,417)
Cash and cash equivalents at beginning of year	150,965	168,154	137,288	154,408
Effects of exchange rate changes on Cash and cash equivalents	1,458	(2,923)	1,855	(2,703)
Cash and cash equivalents at end of year	155,209	150,965	145,060	137,288

1. Net cash provided by/(used in) operating activities for the Group includes interest received of \$64,001 million (2024: \$50,657 million), interest paid of \$48,986 million (2024: \$43,537 million) and income taxes paid of \$3,080 million (2024: \$2,925 million). Net cash provided by/(used in) operating activities for the Company includes interest received of \$50,320 million (2024: \$49,705 million), interest paid of \$39,189 million (2024: \$38,351 million) and income taxes paid of \$2,063 million (2024: \$2,084 million).

2. Non-cash movements on Debt issuances include a loss of \$5,542 million (2024: \$711 million gain) from unrealised movements primarily due to fair value hedging adjustments and foreign exchange losses for the Group, and include a loss of \$4,647 million (2024: \$246 million gain) from unrealised movements primarily due to fair value hedging and foreign exchange losses for the Company.

The notes appearing on pages 82 to 200 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Equity

	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company \$m	Non- controlling interests \$m	Total shareholders' equity \$m
Consolidated						
As at 1 October 2023	29,082	(1,790)	41,277	68,563	522	69,085
Profit or loss for the year	-	-	6,595	6,595	35	6,630
Other comprehensive income for the year	-	101	(70)	81	(10)	71
Total comprehensive income for the year	-	101	6,575	6,676	25	6,701
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:						
Dividends paid	-	-	(5,267)	(5,267)	(32)	(5,299)
Other equity movements:						
Employee share and option plans	(17)	23	4	10	-	10
ANZ Bank New Zealand Perpetual Preference Shares ¹	-	-	(4)	(4)	256	252
Capital return	(2,000)	-	-	(2,000)	-	(2,000)
Other items	-	(6)	17	11	-	11
As at 30 September 2024	27,065	(1,678)	42,602	67,989	771	68,760
Profit or loss for the year	-	-	6,036	6,036	41	6,076
Other comprehensive income for the year	-	296	(23)	273	(35)	238
Total comprehensive income for the year	-	296	6,012	6,308	6	6,314
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:						
Dividends paid	-	-	(4,580)	(4,580)	(38)	(4,618)
Other equity movements:						
Employee share and option plans	(12)	(1)	2	(11)	-	(11)
Other items	-	4	(4)	-	-	-
As at 30 September 2025	27,053	(1,379)	44,032	69,706	739	70,445

1. Perpetual preference shares issued by ANZ Bank New Zealand, a member of the Group, are considered non-controlling interests to the Group. Refer to Note 27 Shareholders' equity for further details.

The notes appearing on pages 82 to 200 form an integral part of these financial statements.



Statement of Changes in Equity (continued)

The Company	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2023	29,065	(2,222)	34,185	60,978
Profit for the year	-	-	10,255	10,255
Other comprehensive income for the year	-	527	(6)	521
Total comprehensive income for the year	-	527	10,249	10,776
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(5,267)	(5,267)
Other equity movements:				
Employee share and option plans	(17)	23	4	10
Capital return	(2,000)	-	-	(2,000)
Other items	-	(4)	3	(1)
As at 30 September 2024	26,968	(1,676)	39,184	64,496
Profit for the year	-	-	5,039	5,039
Other comprehensive income for the year	-	942	(28)	914
Total comprehensive income for the year	-	942	5,011	5,953
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(4,580)	(4,580)
Other equity movements:				
Employee share and option plans	(12)	(1)	2	(11)
As at 30 September 2025	26,976	(735)	39,617	65,858

The notes appearing on pages 82 to 200 form an integral part of these financial statements.

Notes to the Consolidated Financial Statements

1. About our financial statements

General information

These are the consolidated financial statements for ANZBGL (the Company) and its controlled entities (together, the Group or Consolidated Entity) for the year ended 30 September 2025. The Company is a publicly listed company incorporated and domiciled in Australia with debt listed on securities exchanges. The Company is a subsidiary of ANZGL and is regulated by APRA as an Authorised Deposit-taking Institution (ADI). The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008. The Group provides banking and financial services to individuals and business customers and operates in and across 29 markets.

On 7 November 2025, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements. Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the amount is significant in size (quantitative factor);
- the information is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Group's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Group's business during the period - for example, business acquisitions or disposals (qualitative factor);
- the information relates to an aspect of the Group's operations that is important to its future performance (qualitative factor); and
- the information is required under legislative requirements of the Corporations Act 2001, the Banking Act 1959 (Cth) or by the Group's principal regulators, including the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Group's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

Basis of preparation

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report prepared by a 'for profit' entity, in accordance with Australian Accounting Standards (AASs) and other authoritative pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB), the Corporations Act 2001, and International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations published by the International Accounting Standards Board (IASB).

We present the financial statements of the Group in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We measure the financial statements of each entity in the Group using the currency of the primary economic environment in which that entity operates (the functional currency). We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as permitted under the ASIC Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191.

Certain comparative amounts have been restated to conform with the basis of preparation in the current year.

Basis of measurement and presentation

The financial information has been prepared on a historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment made to the underlying hedged item;
- financial instruments held for trading;
- financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss (FVTPL); and
- financial assets at fair value through other comprehensive income (FVOCI).

In accordance with AASB 119 Employee Benefits we have measured defined benefit obligations using the Projected Unit Credit Method.

Basis of consolidation

The consolidated financial statements of the Group comprise the financial statements of the Company and all its subsidiaries. An entity, including a structured entity, is considered a subsidiary of the Group when we determine that the Company has control over the entity. Control exists when the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. We assess power by examining existing rights that give the Company the current ability to direct the relevant activities of the entity. We have eliminated, on consolidation, the effect of all transactions between entities in the Group.



1. About our financial statements (continued)

Foreign currency translation

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses that arise are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items classified as FVTPL and report them as part of the fair value gain or loss on these items. For non-monetary items classified as investment securities measured at FVOCI, translation differences are included in other comprehensive income.

Financial statements of foreign operations that have a functional currency that is not Australian dollars

The financial statements of our foreign operations are translated into Australian dollars for consolidation into the Group financial statements using the following method:

Foreign currency item	Exchange rate used
Assets and liabilities	The reporting date rate
Equity	The initial investment date rate
Income and expenses	The average rate for the period - but for a significant transaction if we believe the average rate is not reasonable, then we use the rate at the date of the transaction

Exchange differences arising from the translation of financial statements of foreign operations are recognised in the foreign currency translation reserve in equity. When we dispose of a foreign operation, the cumulative exchange differences are transferred to profit or loss.

Fiduciary activities

The Group provides fiduciary services to third parties including custody, nominee and trustee services. This involves the Group holding assets on behalf of third parties and making decisions regarding the purchase and sale of financial instruments. If the Group is not the beneficial owner or does not control the assets, then we do not recognise these transactions in these financial statements, except when required by accounting standards or another legislative requirement.

Key judgements and estimates



In the process of applying the Group's accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within each relevant note to the financial statements.

The global economy continues to face challenges reflecting the impacts of global uncertainties from continuing trade and geopolitical tensions, and impacts from climate change, which contribute to an elevated level of estimation uncertainty involved in the preparation of these financial statements.

The Group is exposed to climate risk either directly through its operations or indirectly, for example, through lending to customers. Climate risk may also be a driver of other risks within our risk management framework. Our most material climate risks arise from lending to business and retail customers, which contribute to credit risk.

The Group has made various accounting estimates in this Financial Report based on forecasts of economic conditions which reflect expectations and assumptions at 30 September 2025 about future events considered reasonable in the circumstances. Thus, there is a considerable degree of judgement involved in preparing these estimates. Actual economic conditions are likely to be different from those forecast since anticipated events frequently do not occur as expected, and the effect of these differences may significantly impact accounting estimates included in these financial statements. The significant accounting estimates impacted by these forecasts and associated uncertainties are predominantly related to expected credit losses and recoverable amounts of non-financial assets including investments in associates.

The impact of these uncertainties on each of these accounting estimates is discussed in the relevant notes in this Financial Report, along with assumptions and judgements made in relation to other key estimates. Readers should consider these disclosures in light of the inherent uncertainties described above.

1. About our financial statements (continued)

Accounting standards adopted in the period

Accounting policies have been consistently applied to all periods presented, unless otherwise noted.

Lease Liability in a Sale and Leaseback

AASB 2022-5 Amendments to Australian Accounting Standards – Lease Liability in a Sale and Leaseback amended AASB 16 Leases and specifies the accounting for variable lease payments by seller-lessees in sale and leaseback transactions. The amendment was effective from 1 October 2024 and did not have a material impact on the Group.

Accounting standards not early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2025 and have not been applied by the Group in preparing these financial statements. Further details of these are set out below.

AASB 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In June 2024, the AASB issued AASB 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements (AASB 18) which updates and replaces requirements for the presentation and disclosure of information in financial statements. AASB 18 introduces new defined subtotals to be presented in the consolidated Income Statement, disclosure of management-defined performance measures and requirements for grouping of information. This standard will be effective for the financial year beginning 1 October 2027. We are currently assessing the impact of adopting this standard.

Classification and measurement amendments to AASB 9 Financial Instruments

In July 2024, the AASB issued AASB 2024-2 Amendments to Australian Accounting Standards - Classification and Measurement of Financial Instruments which amends requirements related to settling financial liabilities using an electronic payment system and assessing contractual cash flow characteristics of financial assets with environmental, social and corporate governance and similar features. The amendments will be effective for the financial year beginning 1 October 2026. We are currently assessing the impact of adopting this standard.

Nature-dependent electricity contracts

In February 2025, the AASB issued AASB 2025-1 Amendments to Australian Accounting Standards – Contracts Referencing Nature-dependent Electricity which enhances guidance on the application of the 'own-use' exemption on nature dependent power purchase agreements (PPAs) and hedge accounting requirements for PPAs that are classified as derivative financial instruments. The amendments also introduce new disclosure requirements for certain PPAs. The amendments will be effective for the financial year beginning 1 October 2026. We are currently assessing the impact of adopting these amendments.

Related pronouncement of the AASB

AASB Sustainability Reporting Standards

In September 2024, the AASB published two sustainability standards: AASB S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information, a voluntary standard for general sustainability-related financial disclosures, and AASB S2 Climate-related Disclosures (AASB S2), a mandatory standard that requires disclosure of climate-related financial risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the Group's cash flows, access to finance or cost of capital over the short, medium or long term. AASB S2 will be effective for the Group for the financial year beginning 1 October 2025.

2. Net interest income

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Interest income by type of financial asset				
Financial assets at amortised cost	53,121	51,178	39,516	39,777
Investment securities at FVOCI	5,945	4,539	4,830	3,986
Trading assets	1,923	2,217	1,622	1,954
Financial assets at FVTPL	2,970	2,744	3,015	2,621
External interest income	63,959	60,678	48,983	48,518
Controlled entities' income	-	-	1,326	1,350
Interest income	63,959	60,678	50,309	49,868
Interest expense by type of financial liability				
Financial liabilities at amortised cost	(42,982)	(41,472)	(34,290)	(34,130)
Securities sold short	(397)	(649)	(359)	(615)
Financial liabilities at FVTPL	(2,226)	(2,131)	(2,161)	(1,977)
External interest expense	(45,605)	(44,252)	(36,810)	(36,722)
Controlled entities' expense	-	-	(1,471)	(1,511)
Interest expense	(45,605)	(44,252)	(38,281)	(38,233)
Major bank levy	(451)	(389)	(446)	(389)
Net interest income	17,903	16,037	11,582	11,246

Recognition and measurement

**Net interest income****Interest income and expense**

We recognise interest income and expense in net interest income for all financial instruments, including those classified as held for trading, assets measured at FVOCI, and assets and liabilities designated at FVTPL. We use the effective interest rate method to calculate the amortised cost of assets held at amortised cost and to recognise interest income on financial assets measured at amortised cost and FVOCI. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan-origination fees and costs), using the effective interest rate method. These are presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The Major Bank Levy Act 2017 (levy or major bank levy) applies a rate of 0.06% to certain liabilities of ANZBGL. The levy represents a finance cost, and it is presented as interest expense in the Income Statement.

3. Other operating income

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Fee and commission income				
Lending fees ¹	436	420	389	394
Non-lending fees	2,283	2,272	1,501	1,551
Commissions	63	75	37	48
Funds management income	251	241	29	14
External fee and commission income	3,033	3,008	1,956	2,007
Controlled entities' income	-	-	189	192
Fee and commission income	3,033	3,008	2,145	2,199
Fee and commission expense	(1,145)	(1,044)	(605)	(555)
Net fee and commission income	1,888	1,964	1,540	1,644
Other income				
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income ²	2,348	2,166	1,751	1,941
Net income from insurance business	95	122	-	-
Share of associates' profit/loss	106	134	-	-
Release of foreign currency translation reserve on dissolution of entities	15	22	15	-
Loss on disposal of investment in AmBank	-	(21)	-	-
PT Parin impairment	(285)	-	-	-
Dividends received from controlled entities	-	-	2,016	6,104
Other	78	97	130	102
Other income	2,357	2,520	3,912	6,147
Other operating income	4,245	4,484	5,452	6,791

1. Excludes fees treated as part of the effective yield calculation in interest income.

2. Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges entered into to manage interest rate and foreign exchange risk, reflective portions of cash flow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities at FVTPL.



3. Other operating income (continued)

Recognition and measurement

Other operating income

Fee and commission revenue

We recognise fee and commission revenue arising from contracts with customers (a) over time when the performance obligation is satisfied across more than one reporting period, or (b) at a point in time when the performance obligation is satisfied immediately or is satisfied within one reporting period.

- lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation of interest income. Lending fees include certain guarantee and commitment fees where the loan or guarantee is not likely to be drawn upon, and other fees charged for providing customers a distinct good or service that are recognised separately from the underlying lending product.
- non-lending fees include fees associated with deposit and credit card accounts, interchange fees and fees charged for specific customer transactions such as international transaction fees. Where the Group provides multiple goods or services to a customer under the same contract, the Group allocates the transaction price of the contract to distinct performance obligations based on the relative stand-alone selling price of each performance obligation. Revenue is recognised as each performance obligation is satisfied.
- commissions represent fees from third parties where we act as an agent by arranging a third party (such as an insurance provider) to provide goods and services to a customer. In such cases, we are not primarily responsible for providing the underlying good or service to the customer. If the Group collects funds on behalf of a third party when acting as an agent, we only recognise the net commission retained as revenue. When the commission is variable based on factors outside our control (such as a trail commission), revenue is only recognised if it is highly probable that a significant reversal of the variable amount will not be required in future periods.
- funds management income represents fees earned from customers for providing financial advice and asset management services. Revenue is recognised either at the point the financial advice is provided or over the period in which the asset management services are delivered. Performance fees associated with funds management activities are only recognised when it becomes highly probable the performance hurdle will be achieved.

Net foreign exchange earnings and other financial instruments income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments;
- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;
- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments to items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities at FVTPL or held for trading;
- amounts released from the FVOCI reserve when a debt instrument classified as FVOCI is sold, and
- the gain or loss on derecognition of financial assets or liabilities measured at amortised cost.

Gain or loss on disposal of non-financial assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in Other income in the year in which control of the asset transfers to the buyer.

Share of associates' profit/(loss)

The equity method is applied to accounting for associates. Under the equity method, our share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

4. Operating expenses

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Personnel				
Salaries and related costs	5,955	5,475	4,017	3,938
Superannuation costs	505	443	393	368
Equity settled share-based payments	121	139	108	124
Other	133	83	89	53
Personnel	6,714	6,140	4,607	4,483
Premises				
Rent	87	74	58	52
Depreciation	458	436	327	332
Other	191	178	135	123
Premises	736	688	518	507
Technology				
Depreciation and amortisation	496	501	422	416
Subscription licences and outsourced services	1,331	1,155	866	782
Other	393	238	236	174
Technology	2,220	1,894	1,524	1,372
Restructuring	764	235	544	190
Other				
Advertising and public relations	216	200	164	158
Professional fees	957	756	841	716
Freight, stationery, postage and communication	179	170	125	126
Card processing fees	87	107	83	103
Amortisation and impairment of other intangible assets ¹	144	7	-	-
Non-lending losses, frauds and forgeries ²	383	83	360	56
Other	466	379	1,315	1,066
Other	2,432	1,712	2,888	2,225
Operating expenses	12,866	10,659	10,081	8,777

1. Includes \$143 million amortisation of acquired intangible assets recognised as part of the acquisition accounting relating to the Suncoop Bank acquisition during 2025 (2024: nil) for the Group.

2. Includes \$246 million of ABC penalties during 2025 (2024: nil) for the Group and the Company.



4. Operating expenses (continued)

Recognition and measurement



Operating expenses

Operating expenses are recognised as services are provided to the Group, over the period in which an asset is consumed, or once a liability is created.

Salaries and related costs - annual leave, long service leave and other employee benefits

Wages and salaries, annual leave and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Group expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Group has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award due to resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Group during the current and prior year is included in Note 29 Employee share and option plans.

5. Income tax

Income tax expense

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Profit before income tax	8,847	9,446	6,525	12,134
Prima facie income tax expense at 30%	2,654	2,834	1,958	3,640
Tax effect of permanent differences:				
Share of associates' (profit)/loss	(32)	(41)	-	-
Interest on convertible instruments	106	124	105	124
Overseas tax rate differential	(159)	(156)	(85)	(93)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	33	36	29	33
Non-deductible ASIC penalties	72	-	72	-
PT Panin impairment	86	-	-	-
Rebatable and non-assessable dividends	-	-	(606)	(1,831)
Other	18	(1)	8	(8)
Subtotal	2,777	2,796	1,482	1,865
Income tax (over)/under provided in previous years	(6)	20	4	14
Income tax expense	2,771	2,816	1,486	1,879
Current tax expense	3,154	3,063	1,695	1,956
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	(6)	20	4	14
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(377)	(267)	(213)	(91)
Income tax expense	2,771	2,816	1,486	1,879
Australia	1,299	1,481	1,082	1,476
Overseas	1,472	1,335	404	403
Income tax expense	2,771	2,816	1,486	1,879
Effective tax rate	31.3%	29.6%	22.8%	15.5%



5. Income tax (continued)

Deferred tax assets and liabilities

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 ¹ \$m	2025 \$m	2024 ¹ \$m
Deferred tax assets balances comprise temporary differences attributable to:				
Amounts recognised in the Income Statement:				
Collectively assessed allowances for expected credit losses	1,249	1,216	952	898
Individually assessed allowances for expected credit losses	114	88	84	60
Provision for employee entitlements	316	300	236	234
Other provisions	403	282	317	214
Software	1,106	1,014	969	894
Lease liabilities	492	523	390	416
Other	241	206	188	165
Total	3,920	3,636	3,136	2,681
Amounts recognised directly in Other Comprehensive Income:				
Foreign currency translation reserve	36	15	-	-
Cash flow hedge reserve	-	217	-	217
FVOCI reserve	232	245	232	243
Other reserves	9	2	7	1
Total	277	479	239	461
Total deferred tax assets (before set-off)	4,197	4,115	3,375	3,342
Set-off of deferred tax balances pursuant to set-off provisions	(870)	(813)	(422)	(592)
Net deferred tax assets	3,327	3,302	2,953	2,750
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Deferred tax liabilities balances comprise temporary differences attributable to:				
Amounts recognised in the Income Statement:				
Intangible assets	163	-	-	-
Provision for foreign tax on dividend repatriation	113	112	64	61
Right-of-use assets	420	446	334	352
Other	182	222	74	182
Total	878	780	472	595
Amounts recognised directly in Other Comprehensive Income:				
Cash flow hedge reserve	65	32	2	1
FVOCI reserve	102	15	91	13
Defined benefit obligations	50	42	39	36
Other reserves	1	8	1	8
Total	218	97	133	58
Total deferred tax liabilities (before set-off)	1,096	877	605	653
Set-off of deferred tax balances pursuant to set-off provisions	(870)	(813)	(422)	(592)
Net deferred tax liabilities	226	64	183	61

¹ Comparative information have been restated to conform with the basis of preparation in the current year to better reflect the nature of the underlying balances.

5. Income tax (continued)

Tax consolidation

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. ANZGH, is the head entity of the tax-consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax consolidated group on a 'group allocator' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets that arise from temporary differences for members of the tax-consolidated group. ANZGH, (as head entity of the tax-consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax-consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax-consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by each member of the tax-consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between members of the tax-consolidated group and the head entity ANZGH.

Members of the tax-consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities were the head entity to default on its income tax payment obligations.

Unrecognised deferred tax assets and liabilities

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$2 million (2024: \$10 million) for the Group and \$1 million (2024: nil) for the Company.

Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches and subsidiaries are repatriated) total \$263 million (2024: \$251 million) for the Group and \$29 million (2024: \$27 million) for the Company.

Recognition and measurement

Income tax expense

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except when the tax relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise the tax directly in equity or other comprehensive income respectively.

Current tax expense

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

Deferred tax assets and liabilities

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because the accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.

The Group does not recognise or disclose any deferred taxes arising from tax law enacted or substantively enacted in the jurisdictions in which the Group operates to implement the Pillar Two Model Rules published by The Organisation for Economic Co-Operation and Development.

Key judgements and estimates

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Group estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.



6. Dividends

Ordinary share dividends

Dividends determined by the Company's Board are recognised with a corresponding reduction of retained earnings on the dividend payment date. Accordingly, the final dividend proposed for the current financial year is paid in the following financial year.

Dividends	Amount per share	Total dividend \$m	
Financial Year 2024			
2023 final dividend paid to ANZ BH Pty Ltd	82 cents	2,771	
2024 interim dividend paid to ANZ BH Pty Ltd	83 cents	2,496	
Dividends paid during the year ended 30 September 2024		5,267	
Financial Year 2025			
2024 final dividend paid to ANZ BH Pty Ltd	82 cents	2,472	
2025 interim dividend paid to ANZ BH Pty Ltd	70 cents	2,108	
Dividends paid during the year ended 30 September 2025		4,580	
Dividends proposed and to be paid after year-end			
	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2025 final dividend	19 December 2025	82 cents	2,476

Restrictions on the payment of dividends

APRA's written approval is required before paying dividends on the ordinary shares of the Company if:

- the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividend on the Company's ordinary shares.

7. Segment reporting

Description of segments

The Group's operating segments are presented on a basis that is consistent with the information provided internally to the Chief Executive Officer (CEO), who is the chief operating decision maker. This reflects the way the Group's businesses are managed, rather than the legal structure of the Group.

We measure the performance of operating segments on a cash profit basis. To calculate cash profit, we exclude items from profit after tax attributable to shareholders. The adjustments include impacts of economic hedges and revenue and expense hedges which represent timing differences that will reverse through earnings in the future. A number of intangible assets were recognised as part of the Suncorp Bank acquisition accounting and the amortisation of these intangible assets is treated as a cash profit adjustment from 2025. Transactions between divisions across segments within the Group are conducted on an arm's-length basis and where relevant disclosed as part of the income and expenses of these segments.

The reportable segments are divisions engaged in providing either different products or services or similar products and services in different geographical areas. They are as follows:

Australia Retail

The Australia Retail division provides a full range of banking services to Australian consumers. This includes Home Loans, Deposits, Credit Cards and Personal Loans. Products and services are provided via the branch network, home loan specialists, contact centres, a variety of self-service channels (digital and internet banking, website, ATMs and phone banking) and third-party brokers.

Australia Commercial

The Australia Commercial division provides a full range of banking products and financial services, including asset financing, across the following customer segments: SME Banking (small business owners and medium commercial customers), and Diversified & Specialist Businesses (large commercial customers, and high net worth individuals and family groups).

Institutional

The Institutional division services global institutional and corporate customers, and governments across Australia, New Zealand and International (including Papua New Guinea (PNG)) via the following business units:

- **Transaction Banking** provides customers with working capital and liquidity solutions including documentary trade, supply chain financing, commodity financing as well as cash management solutions, deposits, payments and clearing.
- **Corporate Finance** provides customers with loan products, loan syndication, specialised loan structuring and execution, project and export finance, debt structuring and acquisition finance, and sustainable finance solutions.
- **Markets** provides customers with risk management services in foreign exchange, interest rates, credit, commodities, and debt capital markets in addition to managing the Group's interest rate exposure and liquidity position.

New Zealand

The New Zealand division comprises the following business units:

- **Personal** provides a full range of banking and wealth management services to consumer and private banking customers. We deliver our services via our internet and app-based digital solutions and a network of branches, mortgage specialists, private bankers and contact centres.
- **Business & Agri** provides a full range of banking services through our digital, branch and contact centre channels, and traditional relationship banking and sophisticated financial solutions through dedicated managers. These cover privately owned small and medium enterprises, and the agricultural business segment.

Suncorp Bank

The Suncorp Bank division provides banking and related services to retail, commercial, small and medium enterprises and agribusiness customers in Australia.

Pacific

The Pacific division provides products and services to retail and commercial customers (including multi-nationals) and to governments located in the Pacific region, excluding PNG which forms part of the Institutional division.

Group Centre

Group Centre division provides support to the operating divisions, including technology, property, risk management, financial management, treasury, strategy, marketing, human resources, corporate affairs, and shareholder functions. It also includes minority investments in Asia.



7. Segment reporting (continued)

Operating segments

Consolidated

Year ended 30 September 2025	Australia Retail \$m	Australia Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Suncorp Bank \$m	Pacific \$m	Group Centre \$m	Group Total \$m
Net interest income	5,246	3,180	4,154	3,239	1,640	108	336	17,903
Net fee and commission income	513	275	677	383	53	12	(25)	1,888
Other income ^{1,2}	113	31	1,981	2	13	77	(147)	2,070
Operating income ^{1,2}	5,872	3,486	6,812	3,624	1,706	197	164	21,861
Operating expenses ³	(4,015)	(1,520)	(3,081)	(1,407)	(1,073)	(144)	(1,483)	(12,723)
Cash profit/(loss) before credit impairment and income tax	1,857	1,966	3,731	2,217	633	53	(1,319)	9,138
Credit impairment (charge)/release	(289)	(102)	(31)	19	(36)	4	-	(435)
Cash profit/(loss) before income tax	1,568	1,864	3,700	2,236	597	57	(1,319)	8,703
Income tax (expense)/benefit ^{1,2,3}	(520)	(562)	(1,092)	(627)	(179)	(12)	261	(2,731)
Non-controlling interests	-	-	-	-	-	(2)	(39)	(41)
Cash profit/(loss)	1,048	1,302	2,608	1,609	418	43	(1,087)	5,931
Economic hedges ¹								128
Revenue and expense hedges ²								76
Amortisation of acquired intangibles ³								(100)
Profit attributable to shareholders of the Company								6,035
<i>Includes non-cash items:</i>								
Share of associates' profit/(loss)	-	-	-	-	-	-	106	106
Depreciation and amortisation ⁴	(46)	(8)	(176)	(99)	(69)	(9)	(550)	(1,100)
Investment in associates impairment	-	-	-	-	-	-	(285)	(285)
Software impairment	(6)	-	-	-	-	-	(64)	(70)
Equity-settled share-based payment expenses	(8)	(5)	(74)	(3)	(2)	(1)	(28)	(121)
Credit impairment (charge)/release	(289)	(102)	(31)	19	(36)	4	-	(435)

Financial position	Australia Retail \$m	Australia Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Suncorp Bank ¹ \$m	Pacific \$m	Group Centre \$m	Group Total \$m
Goodwill	100	-	1,193	1,526	1,346	-	-	4,165
Investments in associates	-	-	-	-	-	-	1,140	1,140
Total external assets	351,601	67,524	832,279	126,104	80,369	3,354	27,440	1,297,671
Total external liabilities	190,522	123,936	502,702	120,644	82,791	3,858	202,773	1,227,226

1. The cash profit adjustment for economic hedges applies to the Institutional, New Zealand, Suncorp Bank and Group Centre divisions with \$176 million gain recognised in Other operating income and \$50 million expense recognised in income tax expense.

2. The cash profit adjustment for revenue and expense hedges applies to the Group Centre division with \$100 million gain recognised in Other operating income and \$33 million expense recognised in income tax expense.

3. The cash profit adjustment for amortisation of acquired intangibles applies to the Suncorp Bank division with \$143 million loss recognised in Operating expenses and \$43 million in income tax benefit.

4. Group total depreciation and amortisation includes \$143 million of amortisation of acquired intangibles recognised as a cash profit adjustment and applies to the Suncorp Bank division.

7. Segment reporting (continued)

Operating segments

Consolidated

Year ended 30 September 2024	Australia Retail \$m	Australia Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Suncorp Bank \$m	Pacific \$m	Group Centre \$m	Group Total \$m
Net interest income	5,223	3,184	3,741	3,143	251	123	392	16,037
Net fee and commission income	531	300	740	399	6	14	(26)	1,964
Other income ^{1,2}	133	42	2,408	-	-	77	122	2,782
Operating income ^{1,2}	5,887	3,506	6,889	3,542	257	214	488	20,783
Operating expenses	(3,516)	(1,507)	(2,875)	(1,376)	(188)	(138)	(1,069)	(10,669)
Cash profit/(loss) before credit impairment and income tax	2,371	1,999	4,014	2,166	69	76	(581)	10,114
Credit impairment (charge)/release	(71)	(80)	10	(28)	(243)	8	(2)	(406)
Cash profit/(loss) before income tax	2,300	1,919	4,024	2,138	(174)	84	(583)	9,708
Income tax (expense)/benefit ^{1,2}	(693)	(577)	(1,166)	(602)	52	(22)	120	(2,888)
Non-controlling interests	-	-	-	-	-	(2)	(33)	(35)
Cash profit/(loss)	1,607	1,342	2,858	1,536	(122)	60	(496)	6,785
Economic hedges ³								(264)
Revenue and expense hedges ²								74
Amortisation of acquired intangibles								-
Profit after tax attributable to shareholders								6,595
Includes non-cash items:								
Share of associates' profit/(loss)	-	-	-	-	-	-	134	134
Depreciation and amortisation	(56)	(6)	(171)	(107)	(46)	(9)	(550)	(945)
Equity-settled share-based payment expenses	(6)	(5)	(97)	(5)	-	(1)	(25)	(139)
Credit impairment (charge)/release	(71)	(80)	10	(28)	(243)	8	(2)	(406)
Financial position								
Goodwill	100	-	1,245	1,596	1,402	-	-	4,343
Investments in associates	-	-	-	-	-	-	1,415	1,415
Total external assets	335,356	65,456	574,998	127,032	87,185	3,162	36,396	1,229,585
Total external liabilities	180,801	122,029	460,053	120,203	81,610	3,686	102,443	1,160,825

1. The cash profit adjustment for economic hedges applies to the Institutional, New Zealand, Suncorp Bank and Group Centre divisions with \$368 million loss recognised in Other operating income and \$104 million benefit recognised in income tax expense.

2. The cash profit adjustment for revenue and expense hedges applies to the Group Centre division with \$106 million gain recognised in Other operating income and \$32 million expense recognised in income tax expense.

3. Assets acquired and liabilities assumed are disclosed on a provisional basis. Refer to Note 33 Suncorp Bank acquisition for more information.



7. Segment reporting (continued)

Segment income by products and services

The primary sources of our external income across all divisions are interest income and other operating income, which includes net fee and commission income, net foreign exchange earnings and other financial instruments income. The Australia Retail, Australia Commercial, New Zealand, Suncorp Bank, and Pacific divisions derive income from products and services in retail and commercial banking. The Institutional division derives its income from institutional products and market services. No single customer amounts to greater than 10% of the Group's income.

Geographical information

The reportable segments operate across three geographical regions as follows:

- Australia Retail division - Australia
- Australia Commercial division - Australia
- Institutional division - all three geographical regions
- New Zealand division - New Zealand
- Suncorp Bank division - Australia
- Pacific division - Rest of World
- Group Centre division - all three geographical regions

The Rest of World geography includes Asia, Pacific, Europe and the Americas.

The following table sets out total operating income earned and assets to be recovered in more than one year based on the geographical regions in which the Group operates.

	Australia		New Zealand		Rest of World		Total	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Total operating income	14,180	12,794	4,893	4,400	3,075	3,327	22,148	20,521
Assets to be recovered in more than one year ¹	524,001	498,091	123,343	121,455	38,347	25,444	683,091	644,990

1. Represents Net loans and advances based on the contractual maturity.

Financial assets and other trading assets

Outlined below is a description of how we classify and measure financial assets relevant to Note 8 to 13.

Classification and measurement



Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9 Financial Instruments (AASB 9): amortised cost, FVTPL and FVOCI. Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest).

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- FVOCI: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows or to sell the assets; and
- FVTPL: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

Fair value option for financial assets

A financial asset may be irrevocably designated on initial recognition:

- at FVTPL when the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise; or
- at FVOCI for investments in equity securities, where that instrument is neither held for trading nor contingent consideration recognised by an acquirer in a business combination.

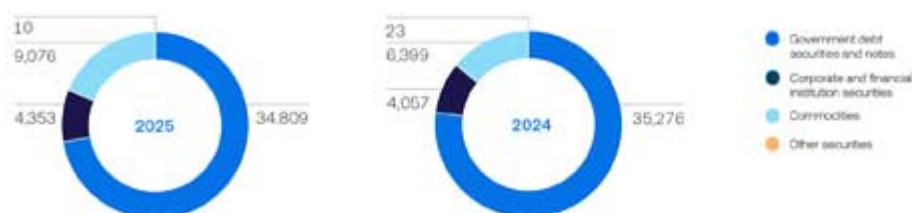
8. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise coins, notes, money at call, reverse repurchase agreements of less than 3 months, balances held with central banks and other banks, and other cash equivalents that are readily convertible to known amounts of cash with insignificant risk of changes in value.

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Coin, notes and cash at bank	1,203	1,196	824	843
Reverse repurchase agreements	56,428	44,125	54,773	41,307
Balances with central banks ¹	92,436	101,124	85,711	91,709
Balances with other banks and other cash equivalents ¹	5,142	4,520	3,752	3,420
Cash and cash equivalents	155,209	150,965	145,060	137,288

1. Comparative information have been restated to conform with the basis of preparation in the current year to better reflect the nature of the underlying cash and cash equivalents.

9. Trading assets



	Consolidated 2025 \$m	2024 \$m	The Company 2025 \$m	2024 \$m
Government debt securities and notes	34,809	35,276	28,801	28,796
Corporate and financial institution securities	4,353	4,057	3,086	3,365
Commodities	9,076	6,399	8,911	6,243
Equity and Other securities	10	23	10	23
Total	48,248	45,755	40,808	38,427

Recognition and measurement

Trading assets are financial instruments or other assets we either:

- Acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- Hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making

Trading assets include commodity inventories measured at fair value less cost to sell in accordance with the broker trader exemption under AASB 102 inventories.

We recognise purchases and sales of trading assets on trade date.

- Initially, we measure them at fair value; and
- Subsequently, we measure them in the Balance Sheet at their fair value with any change in fair value recognised in profit or loss.

Assets disclosed as Trading assets are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Group's financial assets disclosures on page 98.

Key judgements and estimates

Judgement is required when applying the valuation techniques used to determine the fair value of trading assets not valued using quoted market prices. Refer to Note 18 Fair value of financial assets and financial liabilities for further details.

10. Derivative financial instruments

Consolidated	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
	2025	2025	2024	2024
Fair value	\$m	\$m	\$m	\$m
Derivative financial instruments - held for trading	47,242	(43,564)	53,889	(54,798)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	238	(338)	481	(456)
Derivative financial instruments	47,480	(43,902)	54,370	(55,254)

The Company	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
	2025	2025	2024	2024
Fair value	\$m	\$m	\$m	\$m
Derivative financial instruments - held for trading	50,418	(47,607)	57,370	(57,257)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	113	(162)	257	(210)
Derivative financial instruments	50,531	(47,769)	57,627	(57,467)

Features

Derivative financial instruments are contracts:

- Whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract - sometimes the value is derived from more than one variable;
- That requires little or no initial net investment; and
- That are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

Purpose

The Group's derivative financial instruments have been categorised as follows:

Trading	<p>Derivatives held in order to:</p> <ul style="list-style-type: none"> • meet customer needs for managing their own risks • manage risks in the Group that are not in a designated hedge accounting relationship (some elements of balance sheet management) • undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	<p>Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements in underlying positions relating to:</p> <ul style="list-style-type: none"> • hedges of the Group's exposures to interest rate risk and currency risk. • hedges of other exposures relating to non-trading positions.

Types

The Group offers or uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal amount at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy or sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchange one series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right - but not the obligation - to buy (known as a 'call option') or to sell (known as a 'put option') an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

10. Derivative financial instruments (continued)

Risks managed

The Group offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Risk of default by customers or third parties.

The Group uses a number of central clearing counterparties and exchanges to settle derivative transactions. Different arrangements for posting of collateral exist with these exchanges:

- some transactions are subject to clearing arrangements which result in separate recognition of collateral assets and liabilities, with the carrying values of the associated derivative assets and liabilities held at their fair value.
- other transactions, are legally settled by the payment or receipt of collateral which reduces the carrying values of the related derivative instruments by the amount paid or received.

Derivative financial instruments – held for trading

The majority of the Group's derivative financial instruments are held for trading. The fair value of derivative financial instruments held for trading is:

Consolidated	Assets 2025	Liabilities 2025	Assets 2024	Liabilities 2024
Fair value	\$m	\$m	\$m	\$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	51	(12)	1	(1)
Futures contracts	65	(123)	80	(109)
Swap agreements	9,390	(9,993)	8,258	(9,527)
Options	1,071	(1,077)	1,263	(1,371)
Total	10,577	(11,205)	9,602	(11,008)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	14,183	(13,592)	20,008	(21,445)
Swap agreements	18,673	(13,819)	21,961	(19,612)
Options	739	(962)	779	(835)
Total	33,595	(28,373)	42,748	(41,892)
Commodity and other contracts	3,052	(3,074)	1,537	(1,896)
Credit default swaps	18	(12)	2	(2)
Derivative financial instruments - held for trading¹	47,242	(43,564)	53,889	(54,798)

¹ Includes derivatives held for balance sheet management which are not designated into accounting hedge relationships.

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – held for trading (continued)

The majority of the Company's derivative financial instruments are held for trading. The fair value of derivative financial instruments held for trading is:

The Company	Assets 2025 \$m	Liabilities 2025 \$m	Assets 2024 \$m	Liabilities 2024 \$m
Fair Value				
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	55	(16)	1	(1)
Futures contracts	61	(33)	75	(40)
Swap agreements	12,003	(12,713)	10,063	(11,329)
Options	1,069	(1,076)	1,261	(1,371)
Total	13,188	(13,838)	11,400	(12,741)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	13,574	(13,208)	19,366	(20,141)
Swap agreements	19,807	(15,543)	24,224	(21,011)
Options	736	(660)	772	(829)
Total	34,117	(29,711)	44,362	(42,581)
Commodity and other contracts	3,057	(4,010)	1,537	(1,896)
Credit default swaps	56	(48)	41	(39)
Derivative financial instruments - held for trading¹	50,418	(47,607)	57,370	(57,257)

¹ Includes derivatives held for balance sheet management which are not designated into accounting hedge relationships.

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships

Under the accounting policy choice provided by AASB 9, the Group has continued to apply the hedge accounting requirements of AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (AASB 139).

There are three types of hedge accounting relationships the Group utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge our exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: <ul style="list-style-type: none"> all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and the change in the fair value of the derivatives. 	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve (FCTR).
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in Other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised, or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value hedge adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value hedge adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we have recognised in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships is:

Consolidated	2025			2024		
	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fair value hedges						
Foreign exchange spot and forward contracts	599	-	(1)	571	14	-
Interest rate swap agreements	192,596	46	(273)	175,849	226	(253)
Interest rate futures contracts	599	1	(1)	3,151	11	-
Cash flow hedges						
Interest rate swap agreements	133,923	136	(62)	154,968	200	(196)
Foreign exchange swap agreements	705	52	-	654	26	(7)
Foreign exchange spot and forward contracts	177	3	(1)	81	4	-
Net investment hedges						
Foreign exchange spot and forward contracts	-	-	-	92	-	-
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	328,599	238	(338)	335,366	481	(456)

The Company	2025			2024		
	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fair value hedges						
Foreign exchange spot and forward contracts	599	-	(1)	571	14	-
Interest rate swap agreements	158,334	33	(143)	144,667	198	(134)
Interest rate futures contracts	599	1	(1)	3,151	11	-
Cash flow hedges						
Interest rate swap agreements	95,734	24	(16)	92,998	4	(69)
Foreign exchange swap agreements	705	52	-	654	26	(7)
Foreign exchange spot and forward contracts	177	3	(1)	81	4	-
Net investment hedges						
Foreign exchange spot and forward contracts	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	266,148	113	(162)	242,122	257	(210)

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held is:

Consolidated		Average Rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
As at 30 September 2025							
Fair value hedges							
Interest rate	Interest rate	2.89%	7,619	20,388	94,000	71,188	193,196
Foreign exchange	HKD/AUD FX rate	5.14	599	-	-	-	599
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest rate	3.22%	11,883	42,949	78,576	515	133,923
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX rate	0.74	66	111	-	705	882
	USD/EUR FX rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	NZD/AUD FX rate	-	-	-	-	-	-
As at 30 September 2024							
Fair value hedges							
Interest rate	Interest rate	2.94%	10,202	17,387	66,096	65,315	179,000
Foreign exchange	HKD/AUD FX rate	5.26	571	-	-	-	571
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest rate	3.11%	20,417	42,091	91,589	871	154,968
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX rate	0.74	20	61	-	654	735
	USD/EUR FX rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	NZD/AUD FX rate	1.09	-	92	-	-	92

1. Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the target currency pairs only.

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The Company		Average Rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Nominal amount							
As at 30 September 2025							
Fair value hedges							
Interest rate	Interest rate	2.88%	7,619	17,741	69,868	63,706	158,933
Foreign exchange	HKD/AUD FX rate	5.14	599	-	-	-	599
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest rate	3.01%	5,449	29,828	59,963	494	95,734
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX rate	0.74	66	111	-	705	882
	USD/EUR FX rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	NZD/AUD FX rate	-	-	-	-	-	-
As at 30 September 2024							
Fair value hedges							
Interest rate	Interest rate	3.01%	9,860	14,596	65,270	58,092	147,818
Foreign exchange	HKD/AUD FX rate	5.26	571	-	-	-	571
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest rate	2.55%	6,580	16,560	67,080	758	92,988
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX rate	0.74	20	61	-	654	735
	USD/EUR FX rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	NZD/AUD FX rate	-	-	-	-	-	-

¹ Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the larger currency pairs only.

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The impacts of ineffectiveness from our designated hedge relationships by type of hedge relationship and type of risk being hedged are:

Consolidated	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit or loss ⁴
	Change in value of hedging instrument ²	Change in value of hedged item	Hedge ineffectiveness recognised in profit or loss ³	
As at 30 September 2025				
Fair value hedges¹				
Interest rate	(151)	170	19	-
Foreign exchange	(28)	28	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	856	(852)	4	(6)
Foreign exchange	4	(4)	-	(7)
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	23	(23)	-	-

As at 30 September 2024				
Fair value hedges¹				
Interest rate	(2,922)	2,928	6	-
Foreign exchange	36	(36)	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	2,175	(2,074)	101	(2)
Foreign exchange	(3)	3	-	-
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	9	(9)	-	-

The Company	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit or loss ⁴
	Change in value of hedging instrument ²	Change in value of hedged item	Hedge ineffectiveness recognised in profit or loss ³	
As at 30 September 2025				
Fair value hedges¹				
Interest rate	109	(95)	14	-
Foreign exchange	(28)	28	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	735	(731)	4	(5)
Foreign exchange	4	(4)	-	(7)
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	-	-	-	-

As at 30 September 2024				
Fair value hedges¹				
Interest rate	(2,811)	2,817	6	-
Foreign exchange	36	(36)	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	1,994	(1,894)	100	(2)
Foreign exchange	(3)	3	-	-
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	-	-	-	-

1. All hedging instruments are classified as derivative financial instruments.

2. Changes in value of hedging instruments is before any adjustments for Settle to Market clearing arrangements.

3. Recognised in Other operating income.

4. Recognised in Net interest income and Other operating income.

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The hedged items in relation to the Group's fair value hedges are:

Consolidated	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
As at 30 September 2025						
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	982	-	(25)	-
Fixed rate deposits and other borrowings	Deposits and other borrowings	Interest rate	-	(2,267)	-	6
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(71,300)	-	1,068
Fixed rate investment securities at FVOCI ¹	Investment securities	Interest rate	113,397	-	973	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	599	-	71	-
Total			114,978	(73,567)	1,019	1,074
As at 30 September 2024						
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	1,546	-	(30)	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(73,805)	-	1,284
Fixed rate investment securities at FVOCI ¹	Investment securities	Interest rate	97,638	-	625	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	571	-	43	-
Total			99,955	(73,805)	638	1,284

1. The carrying amount of debt and equity instruments at FVOCI does not include the fair value hedge adjustment. The fair value hedge adjustment is included in other comprehensive income.

The cumulative amount of fair value hedge adjustments relating to ceased hedge relationships remaining on the Balance Sheet is nil (2024: \$3 million).

The hedged items in relation to the Company's fair value hedges are:

The Company	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
As at 30 September 2025						
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	982	-	(25)	-
Fixed rate deposits and other borrowings	Deposits and other borrowings	Interest rate	-	(2,267)	-	6
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(58,131)	-	786
Fixed rate investment securities at FVOCI ¹	Investment securities	Interest rate	93,143	-	548	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	599	-	71	-
Total			94,724	(60,398)	594	792
As at 30 September 2024						
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	1,546	-	(30)	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(60,258)	-	904
Fixed rate investment securities at FVOCI ¹	Investment securities	Interest rate	81,276	-	538	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	571	-	43	-
Total			83,393	(60,258)	551	904

1. The carrying amount of debt and equity instruments at FVOCI does not include the fair value hedge adjustment. The fair value hedge adjustment is included in other comprehensive income.

The cumulative amount of fair value hedge adjustments relating to ceased hedge relationships remaining on the Balance Sheet is \$nil million (2024: \$3 million).

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The hedged items in relation to the Group's cash flow and not investment hedges are:

Consolidated	Hedged risk	Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
As at 30 September 2025					
Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	407	15	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(187)	4	-	-
Foreign currency debt issuances	Foreign exchange	(8)	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	2	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	42	23

As at 30 September 2024

Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	(575)	-	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(31)	-	-	-
Foreign currency debt issuances	Foreign exchange	(7)	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	4	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	22	20

The Company	Hedged risk	Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
As at 30 September 2025					
Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	(23)	(1)	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	30	5	-	-
Foreign currency debt issuances	Foreign exchange	(8)	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	2	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	-	-

As at 30 September 2024

Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	(820)	-	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	105	-	-	-
Foreign currency debt issuances	Foreign exchange	(7)	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	4	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	-	-

10. Derivative financial instruments (continued)

Derivative financial instruments – designated in hedging relationships (continued)

The table below details the reconciliation of the Group's cash flow hedge reserve by risk type:

Consolidated	Interest rate \$m	Foreign currency \$m	Total \$m
Balance at 1 October 2023	(1,871)	(1)	(1,872)
Fair value gains/(losses)	2,074	(3)	2,071
Transferred to profit or loss	(2)	-	(2)
Income taxes and others	(620)	1	(619)
Balance at 30 September 2024	(419)	(3)	(422)
Fair value gains/(losses)	852	4	856
Transferred to profit or loss	(6)	(7)	(13)
Income taxes and others	(252)	1	(251)
Balance at 30 September 2025	175	(5)	170

Hedges of net investments in a foreign operation resulted in a \$23 million increase in FCTR during the year (2024: \$9 million increase).

The table below details the reconciliation of the Company's cash flow hedge reserve by risk type:


The Company	Interest rate \$m	Foreign currency \$m	Total \$m
Balance at 1 October 2023	(1,823)	(1)	(1,824)
Fair value gains/(losses)	1,894	(3)	1,891
Transferred to profit or loss	(2)	-	(2)
Income taxes and others	(569)	1	(568)
Balance at 30 September 2024	(500)	(3)	(503)
Fair value gains/(losses)	731	4	735
Transferred to profit or loss	(5)	(7)	(12)
Income taxes and others	(218)	1	(217)
Balance at 30 September 2025	8	(5)	3

Hedges of net investments in a foreign operation resulted in nil impact in FCTR during the year (2024: \$nil).

10. Derivative financial instruments (continued)

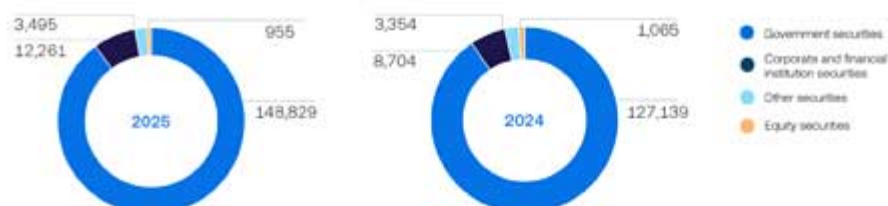
Recognition and measurement 

Recognition	<p>Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability.</p> <p>Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes:</p> <ul style="list-style-type: none"> • a credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and • a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	<p>We remove derivative assets from our Balance Sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our Balance Sheet when the Group's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.</p> <p>With respect to derivatives cleared through a central clearing counterparty or exchange, derivative assets or liabilities may be derecognised in accordance with the principle above when collateral is settled, depending on the legal arrangements in place for each instrument.</p>
Impact on the Income Statement	<p>The recognition of gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated in a hedge accounting relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss.</p> <p>For an instrument designated in a hedge accounting relationship, the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the table on page 103 for details of the recognition approach applied for each type of hedge accounting relationship.</p> <p>Sources of hedge accounting ineffectiveness may arise from differences in the interest rate reference rate, margins, or rate set differences and differences in discounting between the hedged items and the hedging instruments.</p>
Hedge effectiveness	<p>To qualify for hedge accounting under AASB 139, a hedge relationship is expected to be highly effective. A hedge relationship is highly effective only if the following conditions are met:</p> <ul style="list-style-type: none"> • the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and • the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). <p>The Group monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at each reporting date.</p>

Key judgements and estimates 

Judgement is required when we select the valuation techniques used to determine the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 18 Fair value of financial assets and financial liabilities for further details.

11. Investment securities



	Consolidated 2025 \$m	2024 \$m	The Company 2025 \$m	2024 \$m
Investment securities measured at FVOCI				
Debt securities	156,373	131,944	128,972	107,388
Equity securities	955	1,065	950	1,060
Investment securities measured at amortised cost				
Debt securities	7,520	7,091	5,971	5,356
Investment securities measured at FVTPL				
Debt securities	692	162	692	162
Total	165,540	140,262	136,585	113,966

The maturity profile of investment securities is as follows:

Consolidated	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
As at 30 September 2025						
Government securities	10,402	17,206	66,723	54,498	-	148,829
Corporate and financial institution securities	235	1,824	9,956	246	-	12,261
Other securities	572	389	985	1,549	-	3,495
Equity securities	-	-	-	-	955	955
Total	11,209	19,419	77,664	56,293	955	165,540
As at 30 September 2024						
Government securities	9,824	11,048	52,228	54,039	-	127,139
Corporate and financial institution securities	485	1,326	6,565	328	-	8,704
Other securities	490	386	578	1,900	-	3,354
Equity securities	-	-	-	-	1,065	1,065
Total	10,799	12,760	59,371	56,267	1,065	140,262

During the year, the Group recognised a net gain of \$28 million (2024: \$8 million) in Other operating income from the recycling of gains/losses previously recognised in Other comprehensive income in respect of debt securities at FVOCI.

11. Investment securities (continued)

The Company	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
As at 30 September 2025						
Government securities	9,482	15,546	51,301	46,466	-	122,795
Corporate and financial institution securities	235	1,327	7,549	246	-	9,357
Other securities	571	389	985	1,538	-	3,483
Equity securities	-	-	-	-	950	950
Total	10,288	17,262	60,835	48,250	950	136,585
As at 30 September 2024						
Government securities	9,213	6,454	38,158	46,719	-	102,544
Corporate and financial institution securities	484	976	5,249	328	-	7,037
Other securities	490	386	578	1,871	-	3,325
Equity securities	-	-	-	-	1,060	1,060
Total	10,187	8,816	43,985	48,918	1,060	113,966

During the year, the Group recognised a net gain of \$16 million (2024: \$8 million) in Other operating income from the recycling of gains/losses previously recognised in Other comprehensive income in respect of debt securities at FVOCI.

Recognition and measurement

Investment securities are those financial assets in security form (that is, transferable debt or equity instruments) that are not held for trading purposes. By way of exception, bills of exchange (a form of security/transferable instrument) which are used to facilitate the Group's customer lending activities are classified as Loans and advances (rather than Investment securities) to better reflect the substance of the arrangement.

Equity investments not held for trading purposes may be designated at FVOCI on an instrument-by-instrument basis. If this election is made, gains or losses are not reclassified from Other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Assets disclosed as Investment securities are subject to the general classification and measurement policy for financial assets outlined at the commencement of the Group's financial asset disclosures on page 99. Additionally, expected credit losses associated with Investment securities - debt securities at amortised cost and Investment securities - debt securities at FVOCI are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 13 Allowance for expected credit losses. For Investment securities - debt securities at FVOCI, the allowance for Expected Credit Loss (ECL) is recognised in the FVOCI reserve in equity with a corresponding charge to profit or loss.

Key judgements and estimates

Judgement is required when we select valuation techniques used to determine the fair value of assets not valued using quoted market prices, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 18 Fair value of financial assets and financial liabilities for further details.

12. Net loans and advances

The following table provides details of Net loans and advances:

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Overdrafts	6,019	6,109	4,005	4,701
Credit cards	6,205	6,713	5,125	5,571
Commercial bills	3,739	4,401	3,739	4,401
Term loans – housing	503,997	484,554	341,805	324,883
Term loans – non-housing	309,086	301,284	256,681	248,498
Other	955	924	955	845
Subtotal	830,001	803,995	612,980	588,999
Unrelated income ¹	(641)	(515)	(599)	(489)
Capitalised brokerage and other origination costs ¹	4,500	4,237	3,426	3,303
Gross loans and advances	833,860	807,707	615,807	591,713
Allowance for expected credit losses (refer to Note 13)	(3,874)	(3,675)	(2,952)	(2,715)
Net loans and advances	829,986	804,032	612,855	588,998
<i>Residual contractual maturity:</i>				
Within one year	146,295	159,042	123,248	133,701
More than one year	683,691	644,990	489,607	455,297
Net loans and advances	829,986	804,032	612,855	588,998
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>				
Amortised cost	799,588	779,246	583,639	564,559
Fair value through profit or loss	30,398	24,786	29,216	24,439
Net loans and advances	829,986	804,032	612,855	588,998

1. Amortised over the expected life of the loan.

Recognition and measurement



Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Group provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage and other origination costs which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any allowance for ECL, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as FVTPL, are classified as held for sale or when held for trading. Refer to Note 18 Fair value of financial assets and financial liabilities for further details.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Group enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its Balance Sheet. When the Group retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets, the transferred assets remain on the Group's Balance Sheet, however if substantially all the risks and rewards are transferred, the Group derecognises the asset. If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, the Group derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer of assets as appropriate.

Assets disclosed as Net loans and advances are subject to the general classification and measurement policy for financial assets outlined on page 98. Additionally, expected credit losses associated with loans and advances at amortised cost are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 13 Allowance for expected credit losses.

13. Allowance for expected credit losses

	2025			2024		
	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Total \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Total \$m
Net loans and advances at amortised cost	3,512	302	3,874	3,372	303	3,675
Off-balance sheet commitments	833	37	870	641	5	646
Investment securities - debt securities at amortised cost	34	-	34	34	-	34
Total	4,379	399	4,778	4,247	308	4,555
Other comprehensive income						
Investment securities - debt securities at FVOCI ¹	13	-	13	20	-	20

	2025			2024		
	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Total \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Total \$m
The Company						
Net loans and advances at amortised cost	2,687	265	2,952	2,495	220	2,715
Off-balance sheet commitments	682	33	715	691	2	693
Investment securities - debt securities at amortised cost	3	-	3	1	-	1
Total	3,372	298	3,670	3,187	222	3,409
Other comprehensive income						
Investment securities - debt securities at FVOCI ¹	9	-	9	14	-	14

1. For FVOCI assets, the allowance for ECL does not alter the carrying amount which remains at fair value. Instead, the allowance for ECL is recognised in Other comprehensive income with a corresponding charge to profit or loss.

The following tables present the movement in the allowance for ECL for the year.

Net loans and advances - at amortised cost

Allowance for ECL is included in Net loans and advances.

			Stage 3		Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Consolidated					
As at 1 October 2023	1,227	1,624	329	366	3,546
Transfer between stages	155	(181)	(57)	83	-
New and increased provisions (net of releases) ¹	(89)	218	169	370	676
Write-backs	-	-	-	(177)	(177)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(316)	(316)
Foreign currency translation and other movements ²	(17)	(8)	3	(32)	(54)
As at 30 September 2024	1,276	1,653	443	303	3,675
Transfer between stages	170	(173)	(106)	109	-
New and increased provisions (net of releases)	(116)	91	270	447	692
Write-backs	-	-	-	(137)	(137)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(346)	(346)
Foreign currency translation and other movements ²	3	(13)	14	(14)	(10)
As at 30 September 2025	1,333	1,558	621	362	3,874

1. Includes Suncoast Bank acquisition related collectively assessed allowance for ECL. Under accounting standards, these were initially recognised as Stage 1, and where relevant moving to Stage 2 after the date of acquisition, all presented within New and increased provisions (net of releases).

2. Other movements include the impacts of discount unwind on individually assessed allowance for ECL.

13. Allowance for expected credit losses (continued)

The Company	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2023	1,026	1,239	261	279	2,795
Transfer between stages	115	(140)	(48)	73	-
New and increased provisions (net of releases) ¹	(121)	51	137	294	361
Write-backs	-	-	-	(132)	(132)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(274)	(274)
Foreign currency translation and other movements ²	(14)	-	(1)	(20)	(35)
As at 30 September 2024	1,006	1,150	339	220	2,715
Transfer between stages	99	(101)	(91)	93	-
New and increased provisions (net of releases)	(47)	82	240	341	616
Write-backs	-	-	-	(76)	(76)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(296)	(296)
Foreign currency translation and other movements ²	11	(1)	-	(17)	(7)
As at 30 September 2025	1,069	1,130	486	265	2,952

1. Includes Suncorp Bank acquisition related collectively assessed allowance for ECL. Under accounting standards, these were initially recognised as Stage 1, and where relevant moving to Stage 2 after the date of acquisition, all presented within New and increased provisions (net of releases)

2. Other movements include the impacts of discount unwind on individually assessed allowance for ECL, or the impact of divestments completed during the year.

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

Allowance for ECL is included in Other provisions.

Consolidated	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2023	630	162	25	10	827
Transfer between stages	18	(17)	(1)	-	-
New and increased provisions (net of releases)	26	13	1	3	43
Write-backs	-	-	-	(7)	(7)
Foreign currency translation	(16)	(2)	2	(1)	(17)
As at 30 September 2024	658	156	27	5	846
Transfer between stages	18	(18)	(3)	3	-
New and increased provisions (net of releases)	(43)	25	6	31	19
Write-backs	-	-	-	(3)	(3)
Foreign currency translation	10	(3)	-	1	8
As at 30 September 2025	643	160	30	37	870

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[Home](#) 117

13. Allowance for expected credit losses (continued)

	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
The Company					
As at 1 October 2023	550	121	21	5	697
Transfer between stages	15	(13)	(2)	-	-
New and increased provisions (net of releases)	23	(11)	3	-	15
Write-backs	-	-	-	(3)	(3)
Foreign currency translation and other movements	(15)	(1)	-	-	(16)
As at 30 September 2024	573	95	22	2	693
Transfer between stages	13	(14)	(2)	3	-
New and increased provisions (net of releases)	(36)	12	3	29	8
Write-backs	-	-	-	(2)	(2)
Foreign currency translation	13	1	1	1	16
As at 30 September 2025	563	95	24	33	715

Investment securities - debt securities at amortised cost

Allowance for ECL is included in Investment securities.

	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Consolidated					
As at 30 September 2024	34	-	-	-	34
As at 30 September 2025	34	-	-	-	34

	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
The Company					
As at 30 September 2024	1	-	-	-	1
As at 30 September 2025	3	-	-	-	3

Investment securities - debt securities at FVOCI

As FVOCI assets are measured at fair value, there is no separate allowance for ECL. Instead, the allowance for ECL is recognised in Other comprehensive income with a corresponding charge to profit or loss.

	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Consolidated					
As at 30 September 2024	20	-	-	-	20
As at 30 September 2025	13	-	-	-	13

	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
The Company					
As at 30 September 2024	14	-	-	-	14
As at 30 September 2025	9	-	-	-	9

13. Allowance for expected credit losses (continued)

Credit impairment charge - Income Statement

Credit impairment charge/(release) analysis

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
New and increased provisions (net of releases) ^{1,2}				
- Collectively assessed	114	262	155	11
- Individually assessed	590	465	466	367
Write-backs ³	(140)	(184)	(78)	(135)
Recoveries of amounts previously written-off	(129)	(137)	(115)	(117)
Total credit impairment charge	435	406	428	126

1. Includes the impact of transfers between collectively assessed and individually assessed.

2. New and increased provisions (net of releases) includes:

	Consolidated				Company			
	2025		2024		2025		2024	
	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m
Net loans and advances at amortised cost	136	556	214	462	162	434	(6)	367
Off-balance sheet commitments	(18)	34	40	3	(24)	32	15	-
Investment securities - debt securities at amortised cost	-	-	3	-	2	-	(1)	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	(7)	-	5	-	(5)	-	3	-
Other financial asset	-	-	-	-	-	-	-	-
Total	114	590	262	465	155	466	11	367

3. Consists of write-backs in Net loans and advances at amortised cost of \$137 million (2024: \$177 million) for the Group and \$76 million (2024: \$132 million) for the Company, and Off-balance sheet commitments of \$3 million (2024: \$7 million) for the Group and \$2 million (2024: \$3 million) for the Company.

The contractual amount outstanding on financial assets that were written off during the year and that are still subject to enforcement activity is \$134 million (2024: \$136 million) for the Group and \$116 million (2024: \$116 million) for the Company.

13. Allowance for expected credit losses (continued)

Recognition and measurement

Expected credit loss model

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased, probability weighted prediction which evaluates a range of scenarios and takes into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

Expected credit losses are either measured over 12 months or the expected lifetime of the financial asset, depending on credit deterioration since origination, according to the following three-stage approach:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a Significant Increase in Credit Risk (SICR) since origination, an allowance for ECL is recognised reflecting the expected credit losses resulting from default events that are possible within the next 12 months from the reporting date. For instruments with a remaining maturity of less than 12 months, expected credit losses are estimated based on default events that are possible over the remaining time to maturity.
- Stage 2: Where there has been a SICR since origination, an allowance for ECL is recognised reflecting expected credit losses resulting from all possible default events over the expected life of a financial instrument. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification with ECL measured accordingly.
- Stage 3: Where there is objective evidence of impairment, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised.

Expected credit losses are estimated on a collective basis for exposures in Stage 1 and Stage 2, and on either a collective or individual basis when transferred to Stage 3.

For financial assets that are credit-impaired on initial recognition, lifetime ECL are incorporated into the calculation of the effective interest rate on initial recognition. Consequently, these assets do not carry an expected credit loss allowance on initial recognition. The amount recognised as a provision for credit losses after initial recognition is equal to the change in the lifetime expected credit loss since initial recognition.

Measurement of expected credit loss

ECL is calculated as the product of the following credit risk factors at a facility level, discounted to incorporate the time value of money.

- Probability of default (PD) - the estimate of the likelihood that a borrower will default over a given period.
- Exposure at default (EAD) - the expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest; and
- Loss given default (LGD) - the expected loss in the event of the borrower defaulting, expressed as a percentage of the facility's EAD, taking into account direct and indirect recovery costs.

These credit risk factors are adjusted for current and forward-looking information through the use of macroeconomic variables.

Expected life

When estimating ECL for exposures in Stage 2 and 3, the Group considers the expected lifetime over which it is exposed to credit risk.

For non-retail portfolios, the Group uses the maximum contractual period as the expected lifetime for non-revolving credit facilities. For non-retail revolving credit facilities, such as corporate lines of credit, the expected life reflects the Group's contractual right to withdraw a facility as part of a contractually agreed annual review, after taking into account the applicable notice period.

For retail portfolios, the expected lifetime is determined using a behavioural term, taking into account expected prepayment behaviour and events that give rise to substantial modifications.

Definition of default, credit impaired and write-offs

The definition of default used in measuring ECL is aligned to the definition used for internal credit risk management purposes across all portfolios. This definition is also in line with the regulatory definition of default. Default occurs when there are indicators that a debtor is unlikely to fully satisfy contractual credit obligations to the Group, or the exposure is 90 days past due.

Financial assets, including those that are well secured, are considered credit impaired for financial reporting purposes when they default.

When there is no realistic probability of recovery, loans are written off against the related impairment allowance on completion of the Group's internal processes and when all reasonably expected recoveries have been collected. In subsequent periods, any recoveries of amounts previously written-off are recorded as a release to the credit impairment charge in the Income Statement.

Modified financial assets

If the contractual terms of a financial asset are modified or an existing financial asset is replaced with a new one for either credit or commercial reasons, an assessment is made to determine if the changes to the terms of the existing financial asset are considered substantial. This assessment considers both changes in cash flows arising from the modified terms as well as changes in the overall instrument risk profile; for example, changes in the principal (credit limit), term, or type of underlying collateral. Where a modification is considered non-substantial, the existing financial asset is not derecognised and its date of origination continues to be used to determine SICR. Where a modification is considered substantial, the existing financial asset is derecognised and a new financial asset is recognised at its fair value on the modification date, which also becomes the date of origination used to determine SICR for this new asset.

13. Allowance for expected credit losses (continued)

Recognition and measurement (continued)

**Significant increase in credit risk**

Stage 2 assets are those that have experienced a SICR since origination. In determining what constitutes a SICR, the Group considers both qualitative and quantitative information:

i. Internal credit rating grade

For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination and is measured by the application of thresholds.

For non-retail portfolios, a SICR is determined by comparing the Customer Credit Rating (CCR) applicable to a facility at reporting date to the CCR at origination of that facility. A CCR is assigned to each borrower which reflects the PD of the borrower and incorporates both borrower and non-borrower specific information, including forward-looking information. CCRs are subject to review at least annually or more frequently when an event occurs which could affect the credit risk of the customer.

For retail portfolios, a SICR is determined, depending on the type of facility, by either comparing the scenario weighted lifetime PD at the reporting date to that at origination, or by reference to customer behavioural score thresholds. The scenario weighted lifetime probability of default may increase significantly if:

- there has been a deterioration in the economic outlook, or an increase in economic uncertainty; or
- there has been a deterioration in the customer's overall credit position, or ability to manage their credit obligations.

ii. Backstop criteria

The Group uses 30 days past due arrears as a backstop criterion for both non-retail and retail portfolios. For retail portfolios only, facilities are required to demonstrate three to six months of good payment behaviour prior to being allocated back to Stage 1.

Forward-looking information

Forward-looking information is incorporated into both our assessment of whether a financial asset has experienced a SICR since origination and in our estimate of ECL. In applying forward-looking information for estimating ECL, the Group considers four probability-weighted forecast economic scenarios as follows:

i. Base case scenario

The base case scenario is the Group's view of future macroeconomic conditions. It reflects the same basis of assumptions used by management for strategic planning and budgeting, and also informs the Group Internal Capital Adequacy Assessment Process which is the process the Group applies in strategic and capital planning over a 3-year time horizon.

ii. Upside scenario

The upside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions (not economic conditions prevailing at balance date) and is based on a combination of more optimistic economic events and uncertainty over long term horizons, and

iii. Downside and iv. Severe downside scenario


The downside and severe scenarios assume an economic downturn, both domestically and globally. Forecast macroeconomic variables for such scenarios are developed internally, reflecting plausible scenarios unfolding over a 5-year period given current economic conditions. These assumptions have been revised in 2025, reflecting a sharp rise in inflation, declining asset prices, and increases to unemployment. The impacts to underlying macroeconomic variables are deeper in the case of the severe scenario.

The four scenarios are described in terms of macroeconomic variables used in the PD, LGD and EAD models (collectively the ECL models) depending on the lending portfolio and country of the borrower. Examples of the macroeconomic variables include unemployment rates, Gross Domestic Product (GDP) growth rates, residential property price indices, commercial property price indices and consumer price indices.

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario, as well as specific portfolio considerations where required. The Group Asset and Liability Committee (GALCO) is responsible for reviewing and approving the base case economic scenario and the Credit and Market Risk Committee (CMRC) approves the probability weights applied to each scenario.

Where applicable, temporary adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modeling process.

13. Allowance for expected credit losses (continued)

Key judgements and estimates 

Collectively assessed allowance for expected credit losses

In estimating collectively assessed ECL, the Group makes judgements and assumptions in relation to:

- the selection of an estimation technique or modelling methodology, and
- the selection of inputs for those models, and the interdependencies between those inputs.

The following table summarises the key judgements and assumptions in relation to the model inputs and the interdependencies between those inputs, and highlights significant changes during the current period.

The judgements and associated assumptions have been made within the context of the uncertainty as to how various factors might impact the global economy and reflect historical experience and other factors that are considered to be relevant, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The Group's ECL estimates are inherently uncertain and, as a result, actual results may differ from these estimates.

Judgement/Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2025
Determining when a SICR has occurred or reversed	<p>In the measurement of ECL, judgement is involved in determining whether there has been a SICR since initial recognition of a loan, which would result in it moving from Stage 1 to Stage 2. This is a key area of judgement since transition from Stage 1 to Stage 2 increases the ECL from an allowance based on the PD in the next 12 months, to an allowance for lifetime ECL. Subsequent decreases in credit risk resulting in transition from Stage 2 to Stage 1 may similarly result in significant changes in the ECL allowance.</p> <p>The setting of precise SICR trigger points requires judgement which may have a material impact upon the size of the ECL allowance. The Group monitors the effectiveness of SICR criteria on an ongoing basis.</p>	<p>The determination of SICR was consistent with prior period.</p>
Measuring both 12-month and lifetime expected credit losses	<p>The PD, LGD and EAD factors used in determining ECL are point-in-time measures reflecting the relevant forward-looking information determined by management. Judgement is involved in determining which forward-looking information is relevant for particular lending portfolios and for determining each portfolio's point-in-time sensitivity.</p> <p>In addition, judgement is required where behavioural characteristics are applied in estimating the lifetime of a facility which is used in measuring ECL.</p>	<p>The PD, LGD and EAD models are subject to the Group's model risk policy that stipulates periodic model monitoring and re-validation, and defines approval procedures and authorities according to model materiality.</p> <p>There were no material changes to the policy.</p>
Base case economic forecast	<p>The Group derives a forward-looking 'base case' economic scenario which reflects ANZ Economics' view of future macroeconomic conditions.</p>	<p>There have been no changes to the types of forward-looking variables (key economic drivers) used as model inputs.</p> <p>The base case assumptions have been updated to reflect a stabilisation in inflation in both Australia and New Zealand. Near-term growth forecasts have been reduced, reflecting the impacts of global uncertainty. A return to average GDP growth rates is forecast in Australia for 2026. In New Zealand, weaker GDP growth momentum pushes the return to average out to 2027. Further interest rate cuts in both economies are expected to contribute to a recovery in consumer spending. The level of unemployment is elevated in New Zealand but projected to fall, whereas it remains relatively low in Australia.</p> <p>The expected outcomes of key economic drivers for the base case scenario at 30 September 2025 are described below under the heading "Base case economic forecast assumptions".</p>

13. Allowance for expected credit losses (continued)

Key judgements and estimates (continued)



Judgement/Assumption	Description	Considerations for the year ended 30 September 2025
Probability weighting of each economic scenario (base case, upside, downside and severe downside scenarios)	<p>Probability weighting of each economic scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario at each measurement date.</p> <p>The assigned probability weightings in Australia, New Zealand and Rest of World are subject to a high degree of inherent uncertainty and therefore the actual outcomes may be significantly different to those projected.</p>	<p>Probability weightings in Australia, New Zealand and Rest of World remain unchanged from the prior period, reflecting our assessment of the continuing downside risks in local and global economies, and uncertainties related to foreign policies.</p> <p>The probability weightings for current and prior periods are as detailed in the section below under the heading 'Probability weightings'.</p>
Management temporary adjustments	<p>Management temporary adjustments to the ECL allowance are used in circumstances where it is judged that our existing inputs, assumptions and model techniques do not capture all the risk factors relevant to our lending portfolios. Emerging local or global macroeconomic, microeconomic or political events, and natural disasters that are not incorporated into our current parameters, risk ratings, or forward-looking information are examples of such circumstances.</p>	<p>Management have continued to apply adjustments to accommodate risks associated with higher inflation and interest rates experienced over the last few years. Management overlays have been made for risks particular to home loans, credit cards and commercial lending in Australia, and for mortgages and commercial lending in New Zealand. The total amount of adjustments has decreased from the prior period as anticipated risks are now represented in the portfolio credit profiles.</p> <p>Management has considered and concluded no temporary adjustment is required at 30 September 2025 to the ECL in relation to climate or weather related events during the period.</p>

Base case economic forecast assumptions

Continuing uncertainties described above increase the risk of the economic forecast resulting in an understatement or overstatement of the ECL balance.

The economic drivers of the base case economic forecasts, reflective of ANZ Economics' view of future macroeconomic conditions used at 30 September 2025 are set out below. For the years following the near-term forecasts below, the ECL models apply simplified assumptions for the economic conditions to calculate lifetime loss

	Forecast calendar year		
	2025	2026	2027
Australia			
GDP (annual % change)	1.8	2.4	2.4
Unemployment rate (annual average)	4.2	4.3	4.0
Residential property prices (annual % change)	5.0	5.8	4.8
Consumer price index (annual average % change)	2.5	2.6	2.4
New Zealand			
GDP (annual % change)	0.9	2.4	2.7
Unemployment rate (annual average)	5.2	4.8	4.3
Residential property prices (annual % change)	2.5	5.0	4.5
Consumer price index (annual average % change)	2.7	1.9	2.0
Rest of World			
GDP (annual % change)	1.5	1.9	2.0
Consumer price index (annual average % change)	3.0	2.4	2.0

13. Allowance for expected credit losses (continued)

Key judgements and estimates (continued)



Probability weightings

Probability weightings for each scenario are determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case economic scenario including the uncertainties described above.

The assigned probability weightings in Australia, New Zealand and Rest of World are subject to a high degree of inherent uncertainty and therefore the actual outcomes may be significantly different to those projected. The Group considers these weightings in each geography to provide estimates of the possible loss outcomes and taking into account short- and long-term inter-relationships within the Group's credit portfolios. The average weightings applied across the Group are set out below:

	Consolidated		The Company	
	2025	2024	2025	2024
Base	46%	46%	45%	45%
Upside	1%	1%	0%	0%
Downside	40%	40%	42%	42%
Severe downside	13%	13%	13%	13%

ECL - Sensitivity analysis

Given current economic uncertainties and the judgement applied to factors used in determining the expected default of borrowers in future periods, expected credit losses reported by the Group should be considered as a best estimate within a range of possible estimates.

The table below illustrates the sensitivity of collectively assessed ECL to key factors used in determining it as at 30 September 2025:

	Consolidated		The Company	
	ECL \$m	Impact \$m	ECL \$m	Impact \$m
If 1% of Stage 1 facilities were included in Stage 2	4,428	49	3,414	42
If 1% of Stage 2 facilities were included in Stage 1	4,373	(6)	3,368	(4)
100% upside scenario	1,550	(2,929)	1,188	(2,186)
100% base scenario	1,997	(2,382)	1,525	(1,847)
100% downside scenario	4,458	79	3,361	(11)
100% severe downside scenario	9,913	5,534	7,562	4,210

Individually assessed allowance for expected credit losses

In estimating individually assessed ECL, the Group makes judgements and assumptions in relation to expected repayments, the realisable value of collateral, business prospects for the customer, competing claims and the likely cost and duration of the work-out process. Judgements and assumptions in respect of these matters have been updated to reflect amongst other things, the uncertainties described above.

Financial liabilities

Outlined below is a description of how we classify and measure financial liabilities relevant to Note 14 to 16.

Classification and measurement



Financial liabilities

Financial liabilities are measured at amortised cost, or FVTPL when they are held for trading. Additionally, financial liabilities can be designated at FVTPL where:

- the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch which would otherwise arise,
- a group of financial liabilities are managed and their performance are evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy, or
- the financial liability contains one or more embedded derivatives unless:
 - a) the embedded derivative does not significantly modify the cash flows that otherwise would be required by the contract, or
 - b) the embedded derivative is closely related to the host financial liability.

Where financial liabilities are designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in Other comprehensive income, except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss.

Overview

Operating
environment

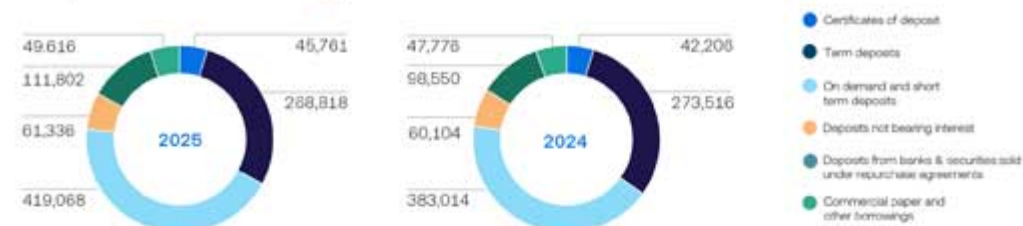
Governance

Performance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
report

Glossary

125

14. Deposits and other borrowings



	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Certificates of deposit	45,761	42,206	40,386	35,434
Term deposits	268,818	273,516	198,052	199,943
On demand and short term deposits	419,068	383,014	319,973	288,228
Deposits not bearing interest	61,336	60,104	42,085	41,386
Deposits from banks & securities sold under repurchase agreements	111,802	98,550	106,861	94,513
Commercial paper and other borrowings	49,616	47,776	44,216	44,366
Deposits and other borrowings¹	956,401	905,166	751,573	703,870
Residual contractual maturity:				
Within one year	944,664	894,658	745,129	699,192
More than one year	11,737	10,508	6,444	4,678
Deposits and other borrowings	956,401	905,166	751,573	703,870
Carried on Balance Sheet at:				
Amortised cost	898,713	862,165	700,582	662,910
Fair value through profit or loss	57,688	43,001	50,991	40,960
Deposits and other borrowings	956,401	905,166	751,573	703,870

1. Customer deposits balance of \$748,222 million (2024: \$716,634 million) for the Group and \$580,110 million (2024: \$529,557 million) for the Company includes Term deposits, On demand and short term deposits and Deposits not bearing interest.

Recognition and measurement



For deposits and other borrowings that:

- are not designated at FVTPL on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method, and
- are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designate them as measured at FVTPL.

Refer to Note 18 Fair value of financial assets and financial liabilities for further details.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Group's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit or loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit or loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Group. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in profit or loss.

15. Payables and other liabilities

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Payables and accruals	6,246	7,243	4,679	4,989
Liabilities at fair value	3,960	6,023	3,775	5,677
Lease liabilities	1,723	1,784	1,352	1,402
Trail commission liabilities	2,106	2,055	1,715	1,606
Other liabilities	1,112	1,489	632	800
Payables and other liabilities	15,147	18,594	12,153	14,474

Recognition and measurement



The Group recognises liabilities when there is a present obligation to transfer economic resources as a result of past events.

Below is the measurement basis for each item classified as other liabilities:

- Payables, accruals and other liabilities are measured at the contractual amount payable or the best estimate of consideration required to settle the payable.
- Liabilities at fair value relate to securities sold short, which we classify as held for trading and measure at FVTPL based on quoted prices in active markets.
- Lease liabilities are initially measured at the present value of the future lease payments using the Group's incremental borrowing rate at the lease commencement date. The carrying amount is then subsequently adjusted to reflect the interest on the lease liability, lease payments that have been made and any lease reassessments or modifications.
- Trail commission liabilities are measured based on the present value of expected future trail commission payments taking into consideration average behavioural loan life and outstanding balances of broker originated loans.

16. Debt issuances

The Group, primarily via ANZBGL and some of its banking subsidiaries (including ANZ Bank New Zealand and Norfina Limited (Suncorp Bank)), uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds and securitisations) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that, in a winding up of an issuer, holders of senior debt of that issuer rank in priority to holders of subordinated debt of that issuer. Subordinated debt will be repaid by the relevant issuer only after the repayment of claims of its depositors and other creditors (including the senior debt holders) of that issuer.

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Senior debt	106,782	94,152	83,768	72,183
Covered bonds	12,985	18,031	6,433	13,853
Securitisation	5,396	3,640	-	-
Total unsubordinated debt	125,163	116,723	92,201	86,036
Subordinated debt				
- ANZBGL Additional Tier 1 capital	7,452	8,277	7,479	8,330
- ANZBGL Tier 2 capital	33,811	28,584	33,811	28,584
- Other subordinated debt securities	2,848	2,804	-	-
Total subordinated debt	44,111	39,665	41,290	36,914
Total debt issued	169,274	156,388	133,491	122,950
<i>Residual contractual maturity¹:</i>				
Within one year	43,080	36,107	36,053	28,751
More than one year	123,905	119,090	95,918	92,751
No maturity date (instruments in perpetuity)	2,289	2,191	1,520	1,448
Total debt issued	169,274	156,388	133,491	122,950
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>				
Amortised cost	166,504	154,572	129,703	120,155
Fair value through profit or loss	2,770	1,816	3,788	2,795
Total debt issued	169,274	156,388	133,491	122,950

1. Based on the final maturity date or, in the case of Additional Tier 1 capital securities, the mandatory conversion date (if any).

Total debt issued by currency

The table below shows the Group's issued debt by currency of issue, which broadly represents the debt holders' base location.

		Consolidated		The Company	
		2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
USD	United States dollars	49,563	45,512	42,455	37,381
EUR	Euro	27,751	26,325	21,687	20,911
AUD	Australian dollars	76,329	69,420	55,333	51,234
NZD	New Zealand dollars	1,675	1,074	82	65
JPY	Japanese yen	2,603	2,609	2,603	2,609
GBP	Pounds sterling	8,940	8,543	8,940	8,543
HKD	Hong Kong dollars	949	1,403	949	1,403
Other	Chinese yuan, Singapore dollars and Swiss francs	1,464	1,502	1,462	804
Total debt issued		169,274	156,388	133,491	122,950

Subordinated debt

Subordinated debt is primarily issued externally by the Group out of its banking subsidiaries ANZBGL and ANZ Bank New Zealand. ANZ Holdings (New Zealand) Limited has also issued a perpetual subordinated debt security. The externally issued subordinated debt constitutes subordinated debt of both the Group and the relevant issuer.

At 30 September 2025, all subordinated debt issued by ANZBGL qualifies as regulatory capital for ANZBGL. Depending on their terms and conditions, the subordinated debt instruments issued by ANZBGL are classified as either Additional Tier 1 (AT1) capital for ANZBGL (in the case of the ANZ Capital Notes (ANZ CN) and ANZ Capital Securities (ANZ CS)) or Tier 2 capital for ANZBGL (in the case of the term subordinated notes) for APRA's capital adequacy purposes. Subordinated debt issued by ANZ Holdings (New Zealand) Limited or ANZ Bank New Zealand does not constitute regulatory capital for the Group for APRA's capital adequacy purposes.

Subordinated debt issued by ANZ Bank New Zealand will constitute tier 2 capital for ANZ Bank New Zealand for the purposes of the Reserve Bank of New Zealand's (RBNZ) capital requirements. Subordinated debt issued by ANZ Holdings (New Zealand) Limited does not constitute regulatory capital for the RBNZ's capital adequacy purposes.

16. Debt issuances (continued)

AT1 capital

All outstanding AT1 capital instruments issued by ANZBGL are Basel III fully compliant instruments (refer to Note 23 Capital management for further information about Basel III) for APRA's capital adequacy purposes. Each of the ANZ CN and ANZ CS rank equally with each other.

Distributions on the AT1 capital instruments are non-cumulative and subject to the issuer's absolute discretion and certain payment conditions (including regulatory requirements). Distributions on ANZ CNs are franked in line with the franking applied to ANZGHL's ordinary shares.

Where specified, the AT1 capital instruments provide the issuer with an early redemption or conversion option on a specified date and in certain other circumstances (such as a tax or regulatory event). The redemption option is subject to APRA's prior written approval.

Each of the AT1 capital instruments will immediately convert into a variable number of ANZGHL's ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number of ANZGHL's ordinary shares) if:

- ANZBGL's Common Equity Tier 1 capital ratios are equal to or less than 5.125% - known as a Common Equity Capital Trigger Event; or
- APRA notifies ANZBGL that, without the conversion or write-off of certain securities or a public sector injection of capital (or equivalent support), it considers that ANZBGL would become non-viable - known as a Non-Viability Trigger Event.

Where specified, AT1 capital instruments mandatorily convert into a variable number of ANZGHL's ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount):

- on a specified mandatory conversion date; or
- on an earlier date under certain circumstances as set out in the terms.

However, this mandatory conversion is deferred for a specified period if certain conversion tests are not met.

If the AT1 capital securities convert, and the holders receive ANZGHL ordinary shares, then:

- the AT1 capital securities are transferred by the holders to ANZGHL, for their face value;
- ANZBGL shall redeem the securities and simultaneously issue ordinary shares to its parent ANZ BH Pty Ltd (based on ANZBGL's share price calculated by reference to its consolidated net assets, subject to a maximum conversion number); and
- ANZ BH Pty Ltd will issue shares to ANZGHL (based on ANZ BH Pty Ltd's share price calculated by reference to its consolidated net assets, subject to a maximum conversion number).

Preference shares issued by ANZ Bank New Zealand will constitute AT1 capital for ANZ Bank New Zealand for the purposes of the RBNZ's capital requirements, however they will not constitute AT1 capital for the Group as the terms of the preference shares do not satisfy APRA's capital requirements. Externally issued preference shares are included within non-controlling interests in Note 22 Shareholders' equity.

In accordance with its consultation paper, APRA has confirmed that its phase out of AT1 capital instruments will commence in January 2027. Refer to Note 23 Capital Management for more details on APRA's AT1 consultation.

The tables below show key details of the ANZBGL's AT1 capital instruments on issue at 30 September in both the current and prior years:

			Consolidated		The Company	
			2025	2024	2025	2024
			\$m	\$m	\$m	\$m
ANZBGL's Additional Tier 1 capital (perpetual subordinated securities)¹						
ANZ Capital Notes						
AUD	931m	ANZ CN5 ²	-	931	-	931
AUD	1,500m	ANZ CN6	1,492	1,400	1,492	1,490
AUD	1,310m	ANZ CN7	1,301	1,300	1,301	1,300
AUD	1,500m	ANZ CN8	1,487	1,485	1,485	1,483
AUD	1,700m	ANZ CN9	1,683	1,680	1,681	1,678
ANZ Capital Securities						
USD	1,000m	ANZ Capital Securities	1,489	1,391	1,520	1,448
Total ANZBGL Additional Tier 1 capital³			7,452	8,277	7,479	8,330

1. Carrying values are net of issuance costs.

2. All of the ANZ CN5 were redeemed on 20 March 2025.

3. This forms part of ANZBGL's qualifying AT1 capital. Refer to Note 23 Capital management for further details.

Overview

Operating
environment

Governance

Performance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
report

Glossary

129

16. Debt issuances (continued)

ANZ Capital Notes

	ANZ CN5	ANZ CN6	ANZ CN7
Issuer	ANZBGL	ANZBGL	ANZBGL
Issue date	28 September 2017	8 July 2021	24 March 2022
Issue amount	\$931 million	\$1,500 million	\$1,310 million
Face value per note	\$100	\$100	\$100
Distribution frequency	Quarterly in arrears	Quarterly in arrears	Quarterly in arrears
Distribution rate	Floating rate: (90 day Bank Bill rate+3.8%)x(1-Australian corporate tax rate)	Floating rate: (90 day Bank Bill rate+3.0%)x(1-Australian corporate tax rate)	Floating rate: (90 day Bank Bill rate+2.7%)x(1-Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	20 March 2025 ¹	20 March 2028	20 March 2029
Mandatory conversion date	20 March 2027 ²	20 September 2030	20 September 2031
Common Equity Capital Trigger Event	Yes	Yes	Yes
Non-Viability Trigger Event	Yes	Yes	Yes
Carrying value (net of issue costs)	Nil (2024: \$931 million)	\$1,492 million (2024: \$1,490 million)	\$1,301 million (2024: \$1,300 million)

	ANZ CN8	ANZ CN9
Issuer	ANZBGL	ANZBGL
Issue date	24 March 2023	20 March 2024
Issue amount	\$1,500 million	\$1,700 million
Face value per note	\$100	\$100
Distribution frequency	Quarterly in arrears	Quarterly in arrears
Distribution rate	Floating rate: (90 day Bank Bill rate+2.75%)x(1-Australian corporate tax rate)	Floating rate: (90 day Bank Bill rate+2.8%)x(1-Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	20 March 2030	20 March 2031
Mandatory conversion date	20 September 2032	20 September 2033
Common Equity Capital Trigger Event	Yes	Yes
Non-Viability Trigger Event	Yes	Yes
Carrying value (net of issue costs)	\$1,487 million (2024: \$1,485 million)	\$1,683 million (2024: \$1,680 million)

1. All of the ANZ CN5 were redeemed on 20 March 2025.

2. The mandatory conversion date is no longer applicable as all of ANZ CN6 have been redeemed.

16. Debt issuances (continued)

ANZ Capital Securities

Issuer	ANZBGL, acting through its London branch
Issue date	15 June 2016
Issue amount	USD 1,000 million
Face value	Minimum denomination of USD 200,000 and an integral multiple of USD 1,000 above that
Interest frequency	Semi-annually in arrears
Interest rate	Fixed at 6.75% p.a. until 15 June 2026. Reset on 15 June 2026 and each 5 year anniversary to a floating rate: 5 year USD mid-market swap rate + 5.168%
Issuer's early redemption option	15 June 2026 and each 5 year anniversary
Common Equity Capital Trigger Event	Yes
Non-Viability Trigger Event	Yes
Carrying value (net of issue costs)	\$1,489 million (2024: \$1,391 million)

Overview

Operating
environment

Governance

Performance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
report

Glossary

131

16. Debt issuances (continued)

Tier 2 capital

Convertible term subordinated notes issued by ANZBGL are Basel III fully compliant instruments for APRA's capital adequacy purposes. If a Non-Viability Trigger Event occurs, each of the convertible term subordinated notes will immediately convert into ANZGHL ordinary shares (based on the average market price of the ANZGHL shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number).

If the Tier 2 capital securities convert, and the holders receive ANZGHL ordinary shares, then ANZBGL shall issue ordinary shares to its parent ANZ BH Pty Ltd (based on ANZBGL's share price calculated by reference to its consolidated net assets, subject to a maximum conversion number) and ANZ BH Pty Ltd will issue shares to ANZGHL (calculated on the same basis).

The table below shows the Tier 2 capital subordinated debt issued by ANZBGL at 30 September in the current and prior year.

Currency	Face value	Maturity	Next optional call date – subject to APRA's prior approval	Interest rate	Consolidated		The Company	
					2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
ANZBGL Tier 2 capital (term subordinated notes)								
JPY	20,000m	2026	N/A	Fixed	204	203	204	203
USD	1,500m	2026	N/A	Fixed	2,238	2,089	2,238	2,089
AUD	225m	2032	2027	Fixed	225	224	225	224
EUR	1,000m	2029	2024	Fixed	-	1,600	-	1,600
AUD	265m	2030	N/A	Fixed	189	189	189	189
USD	1,250m	2030	2025	Fixed	-	1,764	-	1,764
AUD	1,250m	2031	2026	Floating	1,250	1,250	1,250	1,250
USD	1,500m	2035	2030	Fixed	1,971	1,845	1,971	1,845
AUD	330m	2040	N/A	Fixed	223	225	223	225
AUD	195m	2040	N/A	Fixed	130	131	130	131
EUR	750m	2031	2026	Fixed	1,314	1,154	1,314	1,154
GBP	500m	2031	2026	Fixed	988	904	988	904
AUD	1,450m	2032	2027	Fixed	1,445	1,440	1,445	1,440
AUD	300m	2032	2027	Floating	300	290	300	290
JPY	59,400m	2032	2027	Fixed	598	597	598	597
SGD	600m	2032	2027	Fixed	726	684	726	684
AUD	900m	2034	2029	Fixed	905	907	905	907
USD	1,250m	2032	N/A	Fixed	1,880	1,817	1,880	1,817
EUR	1,000m	2033	2028	Fixed	1,807	1,642	1,807	1,642
AUD	1,000m	2038	2033	Fixed	1,005	1,007	1,005	1,007
AUD	275m	2033	2028	Fixed	275	275	275	275
AUD	675m	2033	2028	Floating	675	667	675	667
AUD	1,435m	2034	2029	Floating	1,435	1,415	1,435	1,415
AUD	850m	2034	2029	Fixed	813	850	813	850
USD	1,000m	2034	2029	Fixed	1,538	1,478	1,538	1,478
AUD	1,900m	2039	2034	Fixed	1,936	1,947	1,936	1,947
USD	1,250m	2035	2034	Fixed	1,843	1,790	1,843	1,790
SGD	600m	2034	2029	Fixed	736	-	736	-
AUD	500m	2035	2030	Fixed	508	-	508	-
AUD	1,250m	2035	2030	Floating	1,246	-	1,246	-
EUR	1,000m	2035	2030	Fixed	1,779	-	1,779	-
USD	1,250m	2036	2035	Fixed	1,937	-	1,937	-
AUD	750m	2040	2035	Fixed	752	-	752	-
AUD	750m	2045	N/A	Fixed	742	-	742	-
Total ANZBGL Tier 2 capital^{1,2}					33,811	28,584	33,811	28,584

1. Carrying values are net of issuance costs, and, where applicable, include fair value hedge accounting adjustments.

2. The forms part of ANZBGL's qualifying Tier 2 capital. Refer to Note 20 Capital management for further details.

16. Debt issuances (continued)

Other subordinated debt securities

The term subordinated notes issued by ANZ Bank New Zealand constitute tier 2 capital under RBNZ requirements. However, they do not (among other things) contain a Non-Viability Trigger Event and therefore do not meet APRA's requirements for Tier 2 capital instruments in order to qualify as regulatory capital for the Group.

ANZ Holdings (New Zealand) Limited externally issued \$800 million perpetual subordinated notes in 2024, however, they do not constitute tier 2 capital for either APRA's or RBNZ's capital adequacy purposes.

Currency	Face value	Maturity	Next optional call date ¹	Interest rate	Consolidated		The Company	
					2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Perpetual subordinated notes issued by ANZ Holdings (New Zealand) Limited²								
AUD	800m	Perpetual	2030	Floating	800	800	-	-
Term subordinated notes issued by ANZ Bank New Zealand Limited								
NZD	600m	2031	2026	Fixed	526	549	-	-
USD	500m	2032	2027	Fixed	746	708	-	-
USD	500m	2034	2029	Fixed	776	747	-	-
Other subordinated debt³					2,848	2,804	-	-

1. Subject to APRA's or RBNZ's prior approval (as applicable).

2. The perpetual subordinated notes were issued by ANZ Holdings (New Zealand) Limited on 18 September 2024 with the proceeds invested in perpetual preference shares issued internally by ANZ Bank New Zealand (which constitute additional tier 1 capital for ANZ Bank New Zealand for the purposes of RBNZ's capital requirements but not for the purposes of APRA's capital requirements).

3. ANZ Bank New Zealand externally issued NZD 500 million of perpetual preference shares on 18 July 2022 and NZD 275 million of perpetual preference shares on 19 March 2024. These perpetual preference shares constitute AT1 capital for ANZ Bank New Zealand for the purposes of RBNZ's capital requirements but not for the purposes of APRA's capital requirements. These preference shares are included within non-controlling interests in Note 22 Shareholders' equity.

Recognition and measurement



Debt issuances are initially recognised at fair value and are subsequently measured at amortised cost, except where designated at FVTPL. Interest expense on debt issuances is recognised using the effective interest rate method. Where the Group enters into a fair value hedge accounting relationship, the fair value attributable to the hedged risk is reflected in adjustments to the carrying value of the debt.

Subordinated debt with capital-based conversion features (i.e. Common Equity Capital Trigger Events or Non-Viability Trigger Events) are considered to contain embedded derivatives that we account for separately at FVTPL. The embedded derivatives arise because the number of shares issued on conversion following any of those trigger events is subject to the maximum conversion number, however they have no significant value as of the reporting date given the remote nature of those trigger events.

17. Financial risk management

Risk management framework and model

Introduction

The use of financial instruments is fundamental to the Group's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Group's key material risks.

We disclose details of all key material risks impacting the Group, and further information on the Group's risk management activities, in the Governance and Risk Management sections of this Annual Report.

This note details the Group's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks.

Key material financial risks

Key sections applicable to this risk

Credit risk

The risk of financial loss resulting from:

- a counterparty failing to fulfil its obligations; or
- a decrease in credit quality of a counterparty resulting in a financial loss.

Credit risk incorporates the risks associated with us lending to customers who could be impacted by climate change, changes to laws, regulations, or other policies adopted by governments or regulatory authorities. Climate change impacts include both physical risks (climate- or weather-related events) and transition risks resulting from the adjustment to a low-emissions economy. Transition risks include resultant changes to laws, regulations and policies noted above.

- Credit risk overview, management and control responsibilities
- Maximum exposure to credit risk
- Credit quality
- Concentrations of credit risk
- Collateral management

Market risk

The risk to the Group's earnings arising from:

- changes in interest rates, foreign exchange rates, credit spreads, volatility and correlations; or
- fluctuations in bond, commodity or equity prices.

- Market risk overview, management and control responsibilities
- Measurement of market risk
- Traded and non-traded market risk
- Equity securities designated at FVOCI
- Foreign currency risk – structural exposure

Liquidity and funding risk

The risk that the Group is unable to meet payment obligations as they fall due, including:

- repaying depositors or maturing wholesale debt; or
- the Group having insufficient capacity to fund increases in assets.

- Liquidity risk overview, management and control responsibilities
- Key areas of measurement for liquidity risk
- Liquidity risk outcomes
- Residual contractual maturity analysis of the Group's liabilities

17. Financial risk management (continued)

Overview

An overview of our risk management framework

This overview is provided to aid the users of the financial statements in understanding the context of the financial disclosures required under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures*. It should be read in conjunction with the Governance and Risk Management sections of this Annual Report.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Group's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Group's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Group including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), which sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that the Group is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes the Group's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that give effect to the strategy. This includes a description of each material risk, and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how the Group identifies, measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Group, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At ANZ, risk is everyone's responsibility.

The Group has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect the Group's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Group's RMF annually that seeks to ensure compliance with, and the effectiveness of, the risk management framework;
- facilitation of a comprehensive review every three years that seeks to ensure the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day-to-day operations.

17. Financial risk management (continued)

Credit risk

Credit risk overview, management and control responsibilities

Granting credit facilities to customers is one of the Group's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Group dedicates considerable resources to its management. The Group assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from interbank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Group when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- assists the Board in setting the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Group's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Group can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business lending, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Group's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom the Group has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending

Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.

Retail and some small business lending

Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is subject to manual assessment.

We use the Group's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets. To enable wider comparisons, the Group's CCRs are mapped to external rating agency scales as follows:

Credit Quality Description	Internal CCR	ANZ Customer Requirements	Moody's Ratings	S&P Global Ratings
Strong	CCR 0+ to 4-	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
Satisfactory	CCR 5+ to 6-	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term, even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 - B1	BB+ - B+
Weak	CCR 7+ to 8+	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 - Caa	B - CCC
Defaulted	CCR 8- to 10	When doubt arises as to the collectability of a credit facility, the financial instrument (or 'the facility') is classified as defaulted.	N/A	N/A

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Maximum exposure to credit risk

For financial assets recognised on the Balance Sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the Balance Sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, the maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Group would have to pay if the instrument is called upon.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Consolidated						
On-balance sheet positions						
Net loans and advances	829,986	804,032	-	-	829,986	804,032
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	155,209	150,965	1,203	1,196	154,006	149,769
Settlement balances owed to ANZ	23,394	5,484	23,394	5,484	-	-
Collateral paid	9,831	10,090	-	-	9,831	10,090
Trading assets	48,248	45,755	9,076	6,399	39,172	39,356
Derivative financial instruments	47,480	54,370	-	-	47,480	54,370
Investment securities						
- debt securities at amortised cost	7,520	7,091	-	-	7,520	7,091
- debt securities at FVOCI	156,373	131,944	-	-	156,373	131,944
- equity securities at FVOCI	955	1,055	955	1,065	-	-
- debt securities at FVTPL	692	162	-	-	692	162
Regulatory deposits	541	665	-	-	541	665
Other financial assets ²	4,042	4,547	-	-	4,042	4,547
Total other financial assets	454,285	412,138	34,628	14,144	419,657	397,994
Subtotal	1,284,271	1,216,170	34,628	14,144	1,249,643	1,202,026
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ^{3,4}	241,224	233,054	-	-	241,224	233,054
Total	1,525,495	1,449,224	34,628	14,144	1,490,867	1,435,080

1. Coins, notes and cash at bank within Cash and cash equivalents; trade dated assets within Settlement balances owed to ANZ; precious metal exposures and carbon credits within Trading assets; and equity securities within Investment securities were excluded as they do not have credit risk exposure.

2. Other financial assets mainly comprise accrued interest and acceptances.

3. Undrawn and contingent facilities include guarantees, letters of credit and performance-related contingencies, net of collectively assessed and individually assessed allowance for ECL.

4. 2024 was restated to exclude commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice as they are not subject to ECL.

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[137](#)

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
The Company						
On-balance sheet positions						
Net loans and advances	612,856	588,908	-	-	612,856	588,908
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	145,060	137,288	824	843	144,236	136,445
Settlement balances owed to ANZ	22,030	5,019	22,030	5,019	-	-
Collateral paid	8,552	8,797	-	-	8,552	8,797
Trading assets	40,608	38,427	8,911	6,243	31,697	32,184
Derivative financial instruments	50,531	57,627	-	-	50,531	57,627
Investment securities						
- debt securities at amortised cost	5,971	5,356	-	-	5,971	5,356
- debt securities at FVOCI	128,972	107,388	-	-	128,972	107,388
- equity securities at FVOCI	950	1,060	950	1,060	-	-
- debt securities at FVTPL	692	162	-	-	692	162
Regulatory deposits	245	222	-	-	245	222
Due from controlled entities	24,390	24,315	-	-	24,390	24,315
Other financial assets ²	2,896	3,090	-	-	2,896	3,090
Total other financial assets	430,896	388,751	32,715	13,165	398,181	376,586
Subtotal	1,043,751	977,749	32,715	13,165	1,011,036	984,584
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ³	201,252	194,343	-	-	201,252	194,343
Total	1,245,003	1,172,092	32,715	13,165	1,212,288	1,158,927

1. Coins, notes and cash at bank within Cash and cash equivalents, trade dated assets within Settlement balances owed to ANZ, precious metal exposures, and carbon credits within Trading assets, and equity securities within Investment securities were excluded as they do not have credit risk exposure.

2. Other financial assets mainly comprise accrued interest and acceptances.

3. Undrawn and contingent facilities include guarantees, letters of credit and performance-related contingencies, net of collectively assessed and individually assessed allowances for ECL.

4. 2024 was restated to exclude commitments that can be unconditionally canceled at any time without notice as they are not subject to ECL.

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Credit quality

An analysis of the Group's credit risk exposure is presented in the following tables based on the Group's internal credit quality rating by stage without taking account of the effects of any collateral or other credit enhancements:

Net loans and advances

Consolidated	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	515,380	12,698	-	-	528,058
Satisfactory	193,577	36,906	-	-	230,483
Weak	17,022	14,767	-	-	32,700
Defaulted	-	-	6,955	1,018	7,973
Gross loans and advances at amortised cost	726,859	64,391	6,955	1,018	799,223
Allowance for ECL	(1,333)	(1,558)	(621)	(362)	(3,874)
Net loans and advances at amortised cost	725,526	62,833	6,334	656	795,349
Coverage ratio	0.18%	2.42%	8.93%	35.56%	0.48%
Loans and advances at FVTP ¹					30,398
Loans and advances purchased credit impaired ¹					380
Unearned income					(641)
Capitalised brokerage and other origination costs					4,500
Net carrying amount					829,986
As at 30 September 2024					
Strong	485,243	17,072	-	-	502,315
Satisfactory	188,825	46,940	-	-	235,765
Weak	15,538	18,222	-	-	33,760
Defaulted	-	-	5,976	832	6,808
Gross loans and advances at amortised cost	689,606	82,234	5,976	832	778,648
Allowance for ECL	(1,276)	(1,653)	(443)	(303)	(3,675)
Net loans and advances at amortised cost	688,330	80,581	5,533	529	774,973
Coverage ratio	0.19%	2.01%	7.41%	36.42%	0.47%
Loans and advances at FVTP ¹					24,786
Loans and advances purchased credit impaired ¹					551
Unearned income					(515)
Capitalised brokerage and other origination costs					4,237
Net carrying amount					804,032

¹ Represents Stage 3 exposures from Suncorp Bank at the date of acquisition recognised net of allowance for ECL.

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[Home](#) 139

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Net loans and advances

The Company	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	389,749	10,607	-	-	400,356
Satisfactory	127,996	26,591	-	-	154,587
Weak	13,035	9,972	-	-	23,007
Defaulted	-	-	5,219	595	5,814
Gross loans and advances at amortised cost	530,780	47,170	5,219	595	583,764
Allowance for ECL	(1,069)	(1,130)	(488)	(265)	(2,952)
Net loans and advances at amortised cost	529,711	46,040	4,731	330	580,812
Coverage ratio	0.20%	2.40%	9.35%	44.54%	0.51%
Loans and advances at FVTP _L					29,216
Unearned income					(599)
Capitalised brokerage and other origination costs					3,428
Net carrying amount					612,855
As at 30 September 2024					
Strong	366,329	14,061	-	-	380,390
Satisfactory	121,820	33,813	-	-	155,633
Weak	11,433	11,945	-	-	23,378
Defaulted	-	-	4,574	485	5,059
Gross loans and advances at amortised cost	499,582	59,819	4,574	485	564,460
Allowance for ECL	(1,006)	(1,150)	(330)	(220)	(2,715)
Net loans and advances at amortised cost	498,576	58,669	4,235	265	561,745
Coverage ratio	0.20%	1.92%	7.41%	45.36%	0.48%
Loans and advances at FVTP _L					24,439
Unearned income					(489)
Capitalised brokerage and other origination costs					3,303
Net carrying amount					588,998

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

Consolidated	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	208,112	1,422	-	-	209,534
Satisfactory	27,128	3,287	-	-	30,415
Weak	691	1,226	-	-	1,916
Defaulted	-	-	142	87	229
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	235,931	5,934	142	87	242,094
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(643)	(160)	(30)	(37)	(870)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	235,288	5,774	112	50	241,224
Coverage ratio	0.27%	2.70%	21.13%	42.53%	0.36%
As at 30 September 2024					
Strong	200,720	1,497	-	-	202,217
Satisfactory	26,496	3,249	-	-	29,745
Weak	880	931	-	-	1,811
Defaulted	-	-	101	26	127
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	228,086	5,677	101	26	233,900
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(658)	(156)	(27)	(5)	(846)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	227,428	5,521	74	21	233,054
Coverage ratio	0.29%	2.75%	26.73%	19.23%	0.30%

The Company	Stage 3				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	175,480	1,212	-	-	176,692
Satisfactory	21,768	2,169	-	-	23,937
Weak	543	619	-	-	1,162
Defaulted	-	-	110	66	176
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	197,791	4,000	110	66	201,967
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(583)	(96)	(24)	(33)	(716)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	197,228	3,905	86	33	201,252
Coverage ratio	0.28%	2.38%	21.82%	50.00%	0.35%
As at 30 September 2024					
Strong	169,168	1,317	-	-	170,485
Satisfactory	21,053	2,226	-	-	23,278
Weak	688	522	-	-	1,190
Defaulted	-	-	66	17	83
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	190,889	4,064	66	17	195,036
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(573)	(96)	(22)	(2)	(693)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	190,316	3,968	44	15	194,343
Coverage ratio	0.30%	2.36%	33.33%	11.76%	0.36%

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[141](#)

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Investment securities - debt securities at amortised cost

Consolidated	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	5,937	-	-	-	5,937
Satisfactory	193	-	-	-	193
Weak	1,424	-	-	-	1,424
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	7,554	-	-	-	7,554
Allowance for ECL	(34)	-	-	-	(34)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	7,520	-	-	-	7,520
Coverage ratio	0.45%	-	-	-	0.45%
As at 30 September 2024					
Strong	5,535	-	-	-	5,535
Satisfactory	72	-	-	-	72
Weak	1,518	-	-	-	1,518
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	7,125	-	-	-	7,125
Allowance for ECL	(34)	-	-	-	(34)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	7,091	-	-	-	7,091
Coverage ratio	0.48%	-	-	-	0.48%

The Company	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	5,776	-	-	-	5,776
Satisfactory	153	-	-	-	153
Weak	45	-	-	-	45
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	5,974	-	-	-	5,974
Allowance for ECL	(3)	-	-	-	(3)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	5,971	-	-	-	5,971
Coverage ratio	0.06%	-	-	-	0.06%
As at 30 September 2024					
Strong	5,273	-	-	-	5,273
Satisfactory	41	-	-	-	41
Weak	43	-	-	-	43
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	5,357	-	-	-	5,357
Allowance for ECL	(1)	-	-	-	(1)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	5,356	-	-	-	5,356
Coverage ratio	0.02%	-	-	-	0.02%

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Investment securities - debt securities at FVOCI

Consolidated	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	156,373	-	-	-	156,373
Investment securities - debt securities at FVOCI	156,373	-	-	-	156,373
Allowance for ECL recognised in Other comprehensive income	(13)	-	-	-	(13)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

As at 30 September 2024

Strong	131,944	-	-	-	131,944
Investment securities - debt securities at FVOCI	131,944	-	-	-	131,944
Allowance for ECL recognised in Other comprehensive income	(20)	-	-	-	(20)
Coverage ratio	0.02%	-	-	-	0.02%

The Company	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 30 September 2025					
Strong	128,972	-	-	-	128,972
Satisfactory	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	128,972	-	-	-	128,972
Allowance for ECL recognised in Other comprehensive income	(9)	-	-	-	(9)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

As at 30 September 2024

Strong	107,388	-	-	-	107,388
Satisfactory	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	107,388	-	-	-	107,388
Allowance for ECL recognised in Other comprehensive income	(14)	-	-	-	(14)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Other financial assets

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Strong	234,025	250,471	242,327	255,180
Satisfactory ¹	21,170	7,954	20,673	7,474
Weak	569	534	238	188
Total carrying amount	255,764	258,959	263,238	262,842

1. Includes investment Securities - debt securities at FVTPL of \$892 million (2024: \$162 million) for the Group and \$892 million (2024: \$162 million) for the Company.

Concentrations of credit risk

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region - therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Group also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2025 \$m	2024 ¹ \$m	2025 \$m	2024 ¹ \$m	2025 \$m	2024 ² \$m	2025 \$m	2024 \$m
Consolidated								
Agriculture, forestry, fishing and mining	41,326	41,510	785	827	13,517	13,442	55,628	55,779
Business services	7,845	7,992	227	210	5,968	5,326	14,040	13,528
Construction	6,508	6,248	46	47	6,657	7,449	13,211	13,744
Electricity, gas and water supply	11,590	8,370	876	853	11,192	9,959	23,858	19,182
Entertainment, leisure and tourism	13,750	14,142	91	134	3,829	3,401	17,870	17,677
Financial, investment and insurance	86,293	82,561	265,023	261,697	51,424	50,236	402,740	394,489
Government and official institutions	2,436	4,303	143,039	125,591	1,173	1,152	146,848	131,046
Manufacturing	26,053	29,067	1,573	995	23,205	24,172	50,831	54,234
Personal lending	510,894	492,042	1,449	1,649	67,961	62,513	580,304	556,204
Property services	69,285	63,867	1,452	960	19,513	19,429	90,250	84,056
Retail trade	11,480	11,164	71	129	6,418	6,698	17,969	17,991
Transport and storage	11,644	10,998	790	728	6,736	7,641	21,170	19,567
Wholesale trade	12,706	13,736	1,107	903	11,439	10,795	25,252	25,434
Other	18,191	18,185	3,162	3,310	11,062	11,487	32,415	32,982
Gross total	830,001	803,985	419,691	398,028	242,094	233,900	1,491,786	1,435,913
Allowance for ECL	(3,874)	(3,675)	(34)	(34)	(870)	(846)	(4,778)	(4,555)
Subtotal	826,127	800,310	419,657	397,994	241,224	233,054	1,487,008	1,431,358
Unearned income	(641)	(515)	-	-	-	-	(641)	(515)
Capitalised brokerage and other origination costs	4,500	4,237	-	-	-	-	4,500	4,237
Maximum exposure to credit risk	829,986	804,032	419,657	397,994	241,224	233,054	1,490,867	1,435,080

1. Comparative information have been restated to conform with the basis of preparation in the current year to better reflect the nature of the underlying balances.

2. 2024 was restated to exclude commitments that can be unconditionally canceled at any time without notice as they are not subject to ECL.

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2025 \$m	2024 ¹ \$m	2025 \$m	2024 ¹ \$m	2025 \$m	2024 ² \$m	2025 \$m	2024 \$m
The Company								
Agriculture, forestry, fishing and mining	23,024	22,415	734	764	11,579	11,632	35,337	34,811
Business services	6,958	7,093	208	201	5,334	4,810	12,500	12,104
Construction	5,100	4,678	39	39	5,636	6,115	10,775	10,832
Electricity, gas and water supply	10,452	7,780	563	639	9,551	8,818	20,566	17,237
Entertainment, leisure and tourism	11,876	11,813	77	106	3,367	3,050	16,320	14,969
Financial, investment and insurance	82,798	79,505	274,403	266,738	49,879	48,679	407,080	394,922
Government and official institutions	2,430	4,274	113,973	100,134	565	394	116,968	104,802
Manufacturing	22,709	25,274	1,486	922	20,599	22,000	44,794	48,196
Personal lending	347,395	330,984	813	901	45,321	41,208	393,529	373,093
Property services	53,790	48,737	1,286	799	17,588	17,236	72,644	66,772
Retail trade	9,713	9,262	63	106	5,546	5,956	15,322	15,324
Transport and storage	10,525	9,030	766	661	7,781	7,071	19,071	17,662
Wholesale trade	10,850	11,676	1,054	666	9,836	9,358	21,740	21,900
Other	15,360	15,478	2,721	2,711	9,405	8,709	27,486	26,898
Gross total	612,980	588,899	398,185	375,587	201,967	195,036	1,213,132	1,159,522
Allowance for ECL	(2,952)	(2,715)	(3)	(1)	(715)	(693)	(3,670)	(3,409)
Subtotal	610,028	586,184	398,182	375,586	201,252	194,343	1,209,462	1,156,113
Unearned income	(599)	(489)	-	-	-	-	(599)	(489)
Capitalised brokerage and other origination costs	3,426	3,303	-	-	-	-	3,426	3,303
Maximum exposure to credit risk	612,855	588,998	398,182	375,586	201,252	194,343	1,212,289	1,156,927

1. Comparative information have been restated to conform with the base of preparation in the current year to better reflect the nature of the underlying balances.

2. 2024 was restated to exclude commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice as they are not subject to ECL.

17. Financial risk management (continued)

Credit risk (continued)

Collateral management

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations. Where there is sufficient collateral, an expected credit loss is not recognised. This is largely the case for certain lending products, such as margin loans and reverse repurchase agreements that are secured by the securities purchased using the lending. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment – for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables. During the period there was no change in our collateral policies.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans - housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. If we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans - business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, such as guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading assets, Investment securities, Derivatives and Other financial assets	For trading assets, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives we will have large individual exposures to single name counterparties such as central clearing houses, financial institutions, and other institutional clients. Open derivative positions with these counterparties are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily through the respective Credit Support Annex agreements. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by the Group when our position is out of the money). Credit risk will remain where the full amount of the derivative exposure is not covered by any collateral.
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent facilities	Collateral for off-balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Maximum exposure to credit risk		Total value of collateral ¹		Unsecured portion of credit exposure	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Consolidated						
Net loans and advances	829,986	804,032	608,418	667,130	131,568	136,902
Other financial assets	419,657	397,994	67,960	51,732	351,697	346,262
Off-balance sheet positions	241,224	233,054	87,629	80,258	153,595	152,796
Total	1,490,867	1,435,080	854,007	799,120	636,860	635,960

	Maximum exposure to credit risk		Total value of collateral ¹		Unsecured portion of credit exposure	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
The Company						
Net loans and advances	612,855	588,998	493,566	463,804	119,289	125,194
Other financial assets	398,182	375,586	61,133	48,950	337,049	328,636
Off-balance sheet positions	201,252	194,343	60,363	52,804	140,889	141,539
Total	1,212,289	1,158,927	615,062	565,558	597,227	595,369

1. In estimating the value of collateral for housing loans, customers are assumed to be meeting their insurance obligations for the properties over which the mortgages are secured.

17. Financial risk management (continued)

Market risk

Market risk overview, management and control responsibilities

Market risk stems from the Group's trading and balance sheet management activities and the impact of changes and correlations between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads, commodities, equities and the volatility within these asset classes.

Within overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Group level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
<p>Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices. 	<p>Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.</p>

Measurement of market risk

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR measures the Group's possible daily loss based on historical market movements. The Group's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over a 500 business day window using a one-day holding period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

The Group measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

17. Financial risk management (continued)

Market risk (continued)

Traded and non-traded market risk

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	Total Group		Total Group (excl. Suncorp Bank)							
	2025	2024	2025				2024			
	As at \$m	As at \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Consolidated										
Traded value at risk 99% confidence										
Foreign exchange	1.7	3.2	1.9	8.9	1.7	3.4	3.2	11.5	2.2	5.0
Interest rate	3.9	6.5	3.8	8.5	3.8	5.5	6.4	19.2	4.8	8.7
Credit	2.9	5.7	2.9	8.2	1.8	4.1	5.7	8.1	4.2	6.7
Commodities	8.9	3.3	8.9	11.3	2.3	6.3	3.3	5.0	1.8	2.9
Equity	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Diversification benefit ¹	(8.6)	(10.0)	(8.6)	n/a	n/a	(9.6)	(9.9)	n/a	n/a	(10.2)
Total VaR	8.8	8.7	8.7	13.5	6.8	9.7	8.7	22.5	8.0	13.1

	2025				2024			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
	The Company							
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	1.8	9.1	1.8	3.1	3.4	7.7	1.9	4.4
Interest rate	4.0	7.4	3.8	5.3	5.6	18.4	4.7	8.5
Credit	3.0	8.1	1.6	3.9	5.5	7.9	4.2	6.4
Commodity	9.2	11.5	2.1	6.0	2.6	5.0	1.6	2.5
Equity	-	-	-	-	-	-	-	-
Diversification benefit ¹	(9.6)	n/a	n/a	(9.1)	(9.0)	n/a	n/a	(9.2)
Total VaR	8.4	13.5	6.3	9.2	8.1	24.6	6.7	12.6

¹ The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

17. Financial risk management (continued)

Market risk (continued)

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Group's banking book, while ensuring the Group maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Group's future Net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities, and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities and assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Group as well as Australia, New Zealand and Rest of World geographies which are calculated separately.

	Total Group		Total Group (excl. Suncorp Bank)							
	2025	2024	2025				2024			
	As at \$m	As at \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Consolidated										
Non-traded value at risk 99%										
Australia	98.8	96.8	99.3	99.3	84.4	91.8	97.7	97.7	70.8	78.9
New Zealand	23.6	27.4	23.6	25.5	20.6	23.1	27.4	28.2	24.3	25.9
Rest of World	29.7	32.9	29.7	37.7	22.3	31.5	32.9	39.5	29.0	34.8
Diversification benefit ¹	(51.4)	(62.2)	(51.0)	n/a	n/a	(48.8)	(63.0)	n/a	n/a	(46.9)
Total VaR	100.7	94.9	101.6	101.8	94.6	97.6	95.0	99.5	81.3	92.7
			2025				2024			
			As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
The Company										
Non-traded value at risk 99%										
Australia			99.3	99.3	84.4	91.8	97.7	97.7	70.8	78.9
New Zealand			-	0.1	-	-	0.0	0.1	0.0	0.0
Rest of World			29.1	38.5	22.4	31.9	33.5	39.7	31.1	36.6
Diversification benefit ¹			(32.3)	n/a	n/a	(30.0)	(37.8)	n/a	n/a	(31.8)
Total VaR			96.1	99.7	89.6	93.7	93.4	93.4	74.2	83.7

1. The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

17. Financial risk management (continued)

Market risk (continued)

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Group's market risk exposures (excluding Suncorp Bank). We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our Net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported Net interest income.

	Consolidated		The Company	
	2025	2024	2025	2024
Impact of 1% rate shock on the next 12 months' net interest income				
As at period end	1.52%	0.68%	1.48%	0.38%
Maximum exposure	1.58%	1.20%	1.53%	1.08%
Minimum exposure	1.09%	0.27%	0.89%	0.09%
Average exposure (in absolute terms)	1.33%	0.78%	1.17%	0.61%

Equity securities designated at FVOCI

Our investment securities contain equity investment holdings which predominantly comprise Bank of Tianjin and other unlisted equities. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Group's VaR processes for traded and non-traded market risks. Therefore, the Group regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are appropriately measured based on the recognition and measurement policies set out in Note 11 Investment securities.

Foreign currency risk – structural exposures

Our investment of capital in foreign operations - for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar - exposes the Group to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity. Where considered appropriate, the Group enters into hedges of the foreign exchange exposures from its foreign operations.

Similarly, the Group may enter into economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US Dollar and US Dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the effect of changes in foreign exchange rates on the consolidated capital ratios are minimised.

17. Financial risk management (continued)

Liquidity and funding risk

Liquidity risk overview, management and control responsibilities

Liquidity risk is the risk that the Group is either:

- unable to meet its payment obligations (including repaying depositors or maturing wholesale debt) when they fall due, or
- does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to fund increases in its assets.

Management of liquidity and funding risks are overseen by GALCO. The Group's liquidity and funding risks are governed by a set of Board-approved principles and include:

- maintaining the ability to meet all payment obligations in the immediate term;
- ensuring that the Group maintains Board-approved 'survival horizons' under a range of idiosyncratic, and general market, liquidity stress scenarios, at a country and Group-wide level, to meet cash flow obligations over the short to medium term;
- maintaining strength in the Group's balance sheet structure to ensure long term resilience in the liquidity and funding risk profile;
- ensuring the liquidity management framework is compatible with local regulatory requirements;
- preparing daily liquidity reports and scenario analysis to quantify the Group's positions;
- targeting a diversified funding base to avoid undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency;
- holding a portfolio of high-quality liquid assets to protect against adverse funding conditions and to support day-to-day operations; and
- establishing detailed contingency plans to cover different liquidity crisis events.

The Group operates under a non-operating holding company structure whereby:

- ANZBGL operates its own liquidity and funding program, governance frameworks and reporting regime reflecting its ADI operations;
- ANZGHL (parent entity) has no material liquidity risk given the structure and nature of the balance sheet; and
- ANZ Non-Bank Group is not expected to have separate funding arrangements and will rely on ANZGHL for funding.

A separate liquidity policy has been established for ANZGHL and ANZBGL Group to reflect the differing nature of liquidity risk inherent in each business model. ANZGHL will ensure that the parent entity and ANZ Non-Bank Group holds sufficient cash reserves to meet operating and financing requirements.

Key areas of measurement for liquidity risk

Scenario modelling of funding sources

Group's liquidity risk appetite is defined by a range of regulatory and internal liquidity metrics mandated by the ANZBGL Board. The metrics cover a range of scenarios of varying duration and level of severity.

The objective of this framework is to:

- Provide protection against shorter term extreme market dislocation and stress.
- Maintain structural strength in the balance sheet by ensuring that an appropriate amount of longer-term assets are funded with longer-term funding.
- Ensure that no undue timing concentrations exist in the Group's funding profile.

Key components of this framework include the Liquidity Coverage Ratio (LCR), which is a severe short term liquidity stress scenario, the Not Stable Funding Ratio (NSFR), a longer-term structural liquidity measure (both of which are mandated by banking regulators including APRA), and internally-developed liquidity scenarios for stress-testing purposes.

Liquid assets

Group holds a portfolio of high quality (unencumbered) liquid assets to protect Group's liquidity position in a severely stressed environment and to meet regulatory requirements. High quality liquid assets comprise three categories consistent with Basel III LCR requirements:

- Highest-quality liquid assets - cash and highest credit quality government, central bank or public sector securities eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- High-quality liquid assets - high credit quality government, central bank or public sector securities, high quality corporate debt securities and high-quality covered bonds eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- Alternative liquid assets (ALA) - eligible securities listed by RBNZ.

Group monitors and manages the size and composition of its liquid assets portfolio on an ongoing basis in line with regulatory requirements and the risk appetite set by the ANZBGL Board.

17. Financial risk management (continued)

Liquidity and funding risk (continued)

Liquidity risk outcomes¹

Liquidity Coverage Ratio - ANZBGL's Liquidity Coverage Ratio (LCR) averaged 132% for 2025, (2024: 133%) and above the regulatory minimum of 100%.

Net Stable Funding Ratio - ANZBGL's Net Stable Funding Ratio (NSFR) as at 30 September 2025 was 115% (2024: 116%), above the regulatory minimum of 100%.

1. This information is not within the scope of the external audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The Liquidity Coverage Ratio and Net Stable Funding Ratio are non-IFRS disclosures and are disclosed as part of the Group's APS 330 Public Disclosure and disclosed in APRA Reporting Form ARF 210 Liquidity which will be subject to specific procedures in accordance with Prudential Standard APS 310 Audit and Related Matters.

Liquidity crisis contingency planning

Group maintains APRA-endorsed liquidity crisis contingency plans for analysing and responding to a liquidity threatening event at a country and Group-wide level. Key liquidity contingency crisis planning requirements and guidelines include:

Ongoing business management	Early signs/mild stress	Severe stress
<ul style="list-style-type: none"> establish crisis/severity levels liquidity limits early warning indicators 	<ul style="list-style-type: none"> monitoring and review management actions not requiring business rationalisation 	<ul style="list-style-type: none"> activate contingency funding plans management actions for altering asset and liability behaviour
Assigned responsibility for internal and external communications and the appropriate timing to communicate		

Since the precise nature of any stress event cannot be known in advance, we design the plans to be flexible to the nature and severity of the stress event with multiple variables able to be accommodated in any plan.

Group funding

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This approach ensures that an appropriate proportion of the Group's assets are funded by stable funding sources, including customer deposits; longer-dated wholesale funding (with a remaining term exceeding one year); and equity.

Funding plans prepared	Considerations in preparing funding plans
<ul style="list-style-type: none"> 3 year strategic plan prepared annually annual funding plan as part of the Group's planning process forecasting in light of actual results as a calibration to the annual plan 	<ul style="list-style-type: none"> customer balance sheet growth changes in wholesale funding including: targeted funding volumes; markets; investors; tenors; and currencies for senior, secured, subordinated, hybrid transactions and market conditions liquidity stress testing

17. Financial risk management (continued)

Liquidity and funding risk (continued)

Residual contractual maturity analysis of the group's liabilities

The tables below provide residual contractual maturity analysis of financial liabilities as at 30 September within relevant maturity groupings. All outstanding debt issuance and subordinated debt is profiled on the earliest date on which the Group may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the 'Less than 3 months' category unless there is a longer minimum notice period. The amounts represent principal and interest cash flows and therefore may differ from equivalent amounts reported on Balance Sheet.

It should be noted that this is not how the Group manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed on page 150.

Consolidated	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
As at 30 September 2025					
Settlement balances owed by ANZ	31,144	-	-	-	31,144
Collateral received	7,428	-	-	-	7,428
Deposits and other borrowings	793,371	157,254	12,472	174	963,271
Liability for acceptances	222	-	-	-	222
Debt issuances ¹	9,987	43,588	115,444	23,013	192,032
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	40,814	-	-	-	40,814
Lease liabilities	104	275	876	960	2,215
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ³					
- Funding:					
Receive leg	(49,005)	(71,961)	(89,534)	(16,260)	(226,760)
Pay leg	49,288	70,441	87,590	15,939	223,258
- Other balance sheet management:					
Receive leg	(148,344)	(38,507)	(42,114)	(22,286)	(251,251)
Pay leg	146,126	36,191	39,138	21,043	242,498
As at 30 September 2024					
Settlement balances owed by ANZ	16,188	-	-	-	16,188
Collateral received	6,583	-	-	-	6,583
Deposits and other borrowings	744,041	158,247	11,040	199	913,527
Liability for acceptances	425	-	-	-	425
Debt issuances ¹	8,327	36,858	112,728	20,384	178,297
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	47,622	-	-	-	47,622
Lease liabilities	105	313	917	947	2,282
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ³					
- Funding:					
Receive leg	(66,248)	(60,183)	(83,371)	(14,359)	(224,161)
Pay leg	66,981	60,260	84,472	14,661	226,374
- Other balance sheet management:					
Receive leg	(189,769)	(42,388)	(36,763)	(21,831)	(290,751)
Pay leg	185,946	40,718	33,393	19,266	279,323

1. Callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Group and subordinated debt issued by ANZ New Zealand which constitutes Tier 2 capital under RBNZ requirements but does not qualify as the APRA Tier 2 requirements.

2. The full mark-to-market after any adjustments for Settle to Market of derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) is included in the 'Less than 3 months' category.

3. Includes derivatives designated into hedging relationships of \$338 million (2024: \$456 million) and \$2,750 million (2024: \$7,178 million) categorised as held for trading but form part of the Group's balance sheet managed activities.

At 30 September 2025, \$193,177 million (2024: \$184,890 million) of the Group's undrawn facilities and \$48,917 million (2024: \$49,010 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Group may be required to pay.

17. Financial risk management (continued)

Liquidity and funding risk (continued)

The Company	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
As at 30 September 2025					
Settlement balances owed by ANZ	27,189	-	-	-	27,189
Collateral received	6,579	-	-	-	6,579
Deposits and other borrowings	629,810	119,311	6,777	170	756,068
Liability for acceptances	191	-	-	-	191
Debt issuances ¹	8,670	34,992	87,918	20,973	152,553
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	44,833	-	-	-	44,833
Lease liabilities	82	210	656	793	1,741
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ³					
- Funding					
Receive leg	(45,806)	(62,809)	(71,426)	(15,446)	(195,487)
Pay leg	46,086	61,848	70,843	15,166	193,943
- Other balance sheet management					
Receive leg	(138,709)	(33,681)	(34,322)	(20,873)	(227,645)
Pay leg	136,414	31,317	31,279	19,587	218,597
As at 30 September 2024					
Settlement balances owed by ANZ	11,317	-	-	-	11,317
Collateral received	6,061	-	-	-	6,061
Deposits and other borrowings	589,006	114,499	4,813	197	709,114
Liability for acceptances	329	-	-	-	329
Debt issuances ¹	6,780	30,135	86,529	17,705	141,149
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	52,979	-	-	-	52,979
Lease liabilities	84	249	685	768	1,786
Derivative assets and liabilities (balance sheet management) ³					
- Funding					
Receive leg	(63,238)	(52,317)	(65,194)	(12,371)	(193,120)
Pay leg	63,728	52,291	66,280	12,677	194,976
- Other balance sheet management					
Receive leg	(185,273)	(36,714)	(29,311)	(20,391)	(271,689)
Pay leg	181,307	35,094	28,075	17,776	262,342

1. Callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

2. The full mark-to-market after any adjustments for Settlement to Market of derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) is included in the 'Less than 3 months' category.

3. Includes derivatives designated into hedging relationships of \$102 million (2024: \$210 million) and \$2,774 million (2024: \$4,278 million) categorised as held for trading but form part of the Company's balance sheet managed activities.

At 30 September 2025, \$156,745 million (2024: \$149,577 million) of the Company's undrawn facilities and \$45,221 million (2024: \$45,459 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Company may be required to pay.

18. Fair value of financial assets and financial liabilities

Classification of financial assets and financial liabilities

The Group recognises and measures financial instruments at either fair value or amortised cost, with a significant number of financial instruments on the Balance Sheet at fair value.

Fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The following table sets out the classification of financial assets and liabilities according to their measurement bases together with their carrying amounts as recognised on the Balance Sheet.

Consolidated	Note	2025			2024		
		At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	8	105,965	49,244	155,209	113,710	37,255	150,965
Settlement balances owed to ANZ		23,394	-	23,394	5,484	-	5,484
Collateral paid		9,831	-	9,831	10,090	-	10,090
Trading assets	9	-	48,248	48,248	-	45,755	45,755
Derivative financial instruments	10	-	47,480	47,480	-	54,370	54,370
Investment securities	11	7,520	158,020	165,540	7,091	133,171	140,262
Net loans and advances	12	799,588	30,398	829,986	779,246	24,788	804,032
Regulatory deposits		541	-	541	605	-	605
Other financial assets		4,042	-	4,042	4,547	-	4,547
Total		950,881	333,390	1,284,271	920,833	295,337	1,216,170
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		31,144	-	31,144	16,188	-	16,188
Collateral received		7,428	-	7,428	6,583	-	6,583
Deposits and other borrowings	14	898,713	57,688	956,401	862,165	43,001	905,166
Derivative financial instruments	10	-	43,902	43,902	-	55,254	55,254
Payables and other liabilities	15	11,187	3,960	15,147	12,571	6,023	18,594
Debt issuances	16	166,504	2,770	169,274	154,572	1,816	156,388
Total		1,114,976	108,320	1,223,296	1,052,079	106,094	1,158,173

18. Fair value of financial assets and financial liabilities (continued)

Classification of financial assets and financial liabilities (continued)

The Company	Note	2025			2024		
		At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	8	96,920	48,140	145,060	100,892	36,396	137,288
Settlement balances owed to ANZ		22,030	-	22,030	5,019	-	5,019
Collateral paid		8,552	-	8,552	8,707	-	8,707
Trading assets	9	-	40,608	40,608	-	38,427	38,427
Derivative financial instruments	10	-	50,531	50,531	-	57,627	57,627
Investment securities	11	5,971	130,614	136,585	5,356	108,610	113,966
Net loans and advances	12	583,639	29,216	612,855	564,559	24,439	588,998
Regulatory deposits		245	-	245	222	-	222
Due from controlled entities		22,443	1,947	24,390	21,864	2,451	24,315
Other financial assets		2,895	-	2,895	3,090	-	3,090
Total		742,695	301,056	1,043,751	709,799	267,950	977,749
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		27,189	-	27,189	11,317	-	11,317
Collateral received		6,579	-	6,579	6,061	-	6,061
Deposits and other borrowings	14	700,582	50,991	751,573	662,910	40,960	703,870
Derivative financial instruments	10	-	47,769	47,769	-	57,467	57,467
Due to controlled entities		26,731	324	27,055	25,560	100	25,660
Payables and other liabilities	15	8,378	3,775	12,153	8,797	5,677	14,474
Debt issuances	16	129,703	3,788	133,491	120,155	2,795	122,950
Total		899,162	106,647	1,005,809	834,800	106,999	941,799

18. Fair value of financial assets and financial liabilities (continued)

Financial assets and financial liabilities measured at fair value

The fair valuation of financial assets and financial liabilities is generally determined at the individual instrument level.

If the Group holds offsetting risk positions, then the portfolio exception in AASB 13 Fair Value Measurement (AASB 13) is used to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. The Group measures the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

The Group designates certain loans and advances, deposits and other borrowings and debt issuances as FVTPL:

- where they contain separable embedded derivatives and are managed on a fair value basis, the total fair value movements are recognised in profit or loss in the same period as the movement on any associated hedging instruments; or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the assets or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises due to measuring the derivative financial instruments (used to mitigate interest rate risk of these assets or liabilities) at FVTPL.

The Group's approach ensures that it recognises the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

The Group may also designate certain loans and advances, deposits and other borrowings and debt issuances as FVTPL where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the financial instruments are managed.

Fair value approach and valuation techniques

The Group uses valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market for that asset or liability exists. This includes the following:

Asset or liability	Fair value approach
Financial instruments classified as: <ul style="list-style-type: none"> - Derivative financial assets and financial liabilities (including trading and non-trading) - Repurchase agreements < 90 days - Net loans and advances - Deposits and other borrowings - Debt issuances 	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instrument are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt or loans with similar maturities or yield curves appropriate for the remaining term to maturity.
Other financial instruments held for trading: <ul style="list-style-type: none"> - Securities sold short - Debt and equity securities 	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity securities where an active market does not exist are measured using comparable company valuation multiples (such as price-to-book ratios).
Financial instruments classified as: <ul style="list-style-type: none"> - Investment securities – debt or equity 	Valuation techniques use comparable multiples (such as price-to-book ratios) or discounted cashflow (DCF) techniques incorporating, to the extent possible, observable inputs from instruments with similar characteristics.

There were no significant changes to valuation approaches during the current or prior periods.

18. Fair value of financial assets and financial liabilities (continued)

Fair value hierarchy

The Group categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy in accordance with AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 - valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 - valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

There were no significant changes to levelling approaches during the current or prior periods. The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy:

	Fair value measurements							
	Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total	
	2025	2024	2025	2024	2025	2024	2025	2024
Consolidated								
Assets								
Cash and cash equivalents (measured at fair value)	-	-	49,244	37,255	-	-	49,244	37,255
Trading assets ¹	30,508	31,507	17,720	14,233	20	15	48,248	45,755
Derivative financial instruments ¹	115	131	47,343	54,214	22	25	47,480	54,370
Investment securities ¹	121,790	111,060	35,287	21,055	943	1,058	158,020	133,171
Net loans and advances	-	-	30,310	24,429	88	357	30,398	24,786
Total	152,413	142,698	179,904	151,186	1,073	1,453	333,390	295,337
Liabilities								
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	57,688	43,001	-	-	57,688	43,001
Derivative financial instruments ¹	469	393	43,419	54,846	14	15	43,902	55,254
Payables and other liabilities	3,517	5,804	443	219	-	-	3,960	6,023
Debt issuances (designated at fair value)	-	-	2,770	1,816	-	-	2,770	1,816
Total	3,986	6,197	104,320	99,882	14	15	108,320	108,094

¹ During 2025, \$6,621 million of assets were transferred from Level 1 to Level 2 (2024: \$1,113 million transferred from Level 1 to Level 2) and \$868 million of assets were transferred from Level 2 to Level 1 (2024: \$4,913 million transferred from Level 2 to Level 1) and \$40 million of assets were transferred from Level 3 to Level 2 (2024: \$0 million transferred from Level 3 to Level 2) for the Group due to a change in the observability of market price and/or valuation inputs. There were no other material transfers between Level 1, Level 2 and Level 3 during the year. Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

	Fair value measurements							
	Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total	
	2025	2024	2025	2024	2025	2024	2025	2024
The Company								
Assets								
Cash and cash equivalents (measured at fair value)	-	-	48,140	36,396	-	-	48,140	36,396
Trading assets ¹	25,768	27,048	14,820	11,364	20	15	40,608	38,427
Derivative financial instruments ¹	112	126	50,399	57,477	20	24	50,531	57,627
Investment securities ¹	101,450	90,608	28,226	16,951	938	1,051	130,614	108,610
Net loans and advances	-	-	29,128	24,082	88	357	29,216	24,439
Due from controlled entities	19	246	1,928	2,205	-	-	1,947	2,451
Total	127,349	118,028	172,641	148,475	1,068	1,447	301,056	267,950
Liabilities								
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	50,991	40,960	-	-	50,991	40,960
Derivative financial instruments ¹	379	324	47,376	57,131	14	12	47,780	57,467
Payables and other liabilities	3,334	5,473	441	204	-	-	3,775	5,677
Debt issuances (designated at fair value)	-	-	3,788	2,795	-	-	3,788	2,795
Due to controlled entities	-	-	324	100	-	-	324	100
Total	3,713	5,797	102,920	101,190	14	12	106,647	106,999

¹ During 2025, \$4,064 million of assets were transferred from Level 1 to Level 2 (2024: \$1,113 million transferred from Level 1 to Level 2) and \$751 million of assets were transferred from Level 2 to Level 1 (2024: \$2,622 million transferred from Level 2 to Level 1) and \$40 million of assets were transferred from Level 3 to Level 2 (2024: \$0 million transferred from Level 3 to Level 2) for the Company due to a change in the observability of market price and/or valuation inputs. There were no other material transfers between Level 1, Level 2 and Level 3 during the year. Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

18. Fair value of financial assets and financial liabilities (continued)

Fair value measurement incorporating unobservable market data

Level 3 fair value measurements

Level 3 financial instruments are a net asset of \$1,059 million (2024: \$1,438 million) for the Group and \$1,052 million (2024: \$1,435 million) for the Company. The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs are:

- equity and debt securities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- loans and advances measured at fair value for which there is no observable market data; and
- derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Level 3 transfers

During the year \$49 million of assets were transferred from Level 3 to Level 2 due to a change in the observability of market valuations inputs for the Group or the Company (2024: no material transfers into or out of Level 3).

The material Level 3 financial instruments as at 30 September 2025 are listed as below:

i) Investment securities - equity holdings classified as FVOCI

Bank of Tianjin (BoT)

The Group holds an investment in the Bank of Tianjin. The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgement applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived resulted in the Level 3 classification. As at 30 September 2025, the BoT equity holding balance was \$843 million (2024: \$958 million). The decrease in the BoT fair valuation was due to a change in the P/B multiple and book value used in the valuation and foreign currency translation impacts over the year.

Other equity investments

The Group holds \$100 million (2024: \$98 million) and the Company holds \$95 million (2024: \$93 million) of unlisted equities classified as FVOCI, for which there are no active markets or traded prices available, resulting in a Level 3 classification. The decrease in unlisted equity holdings balance was mainly due to a downward revaluation of the equity instruments as well as disposals during the year.

ii) Net loans and advances - classified as FVTPL

Syndicated loans

The Group holds \$98 million (2024: \$357 million) of syndicated loans for sale, which are measured at FVTPL, for which there is no observable market data available. The decrease in the Level 3 loan balances was mainly due to scheduled repayments, a transfer of assets from Level 3 to Level 2 due to a change in the observability of market valuation inputs, as well as foreign currency translation impacts.

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs to a valuation not being directly observable (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Group's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameters used to derive the fair valuation.

Investment securities - equity holdings

The valuations of the equity investments are sensitive to variations in selected unobservable inputs, with valuation techniques used including P/B multiples and DCF. If for example, a 10% increase or decrease to the primary input into the valuations were to occur (such as the P/B multiple), it would result in a \$94 million (2024: \$106 million) increase or decrease in the fair value of the portfolio, which would be recognised in shareholders' equity in the Group (\$94 million for the Company (2024: \$105 million)), with no impact to net profit or loss.

Net loans and advances

Syndicated loan valuations are sensitive to credit spreads in determining their fair valuation. For those syndicated loans which are primarily investment grade loans, an increase or decrease in credit spreads would have an immaterial impact on net profit or net assets of the Group. For the remaining syndicated loans, the Group may, where deemed necessary, utilise Credit Risk Insurance to mitigate the credit risks associated with those loans. The effect of this means an increase or decrease in credit spreads would also result in an immaterial impact to the net profit or net assets of the Group.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Group.

Deferred fair value gains and losses

Where fair value is determined using unobservable inputs significant to the fair value of a financial instrument, the Group does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount determined based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, the Group recognises the deferred amount in profit or loss on a straight-line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable. Day one gains and losses which have been deferred are not material.

18. Fair value of financial assets and financial liabilities (continued)

Financial assets and financial liabilities not measured at fair value

The financial assets and financial liabilities listed below are carried at amortised cost on the Group's Balance Sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Group provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

Fair values of financial assets and liabilities carried at amortised cost not included in the table below approximate their carrying values. These financial assets and liabilities are either short term in nature or are floating rate instruments that are re-priced to market interest rates on or near the end of the reporting period.

Consolidated	Categorised into fair value hierarchy									
	At amortised cost		Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total fair value	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Financial assets										
Investment securities	7,520	7,091	-	-	7,523	7,078	-	-	7,523	7,078
Net loans and advances	799,588	779,246	-	-	12,167	17,693	788,001	761,657	800,168	779,350
Total	807,108	786,337	-	-	19,690	24,771	788,001	761,657	807,691	786,428
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings	898,713	862,165	-	-	898,984	862,368	-	-	898,984	862,368
Debt issuances	166,504	154,572	30,546	32,244	137,715	123,667	-	-	168,261	155,911
Total	1,065,217	1,016,737	30,546	32,244	1,036,699	986,035	-	-	1,067,245	1,018,279

The Company	Categorised into fair value hierarchy									
	At amortised cost		Quoted price in active markets (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total fair value	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Financial assets										
Investment securities	5,971	5,356	-	-	5,974	5,355	-	-	5,974	5,355
Net loans and advances	583,639	564,559	-	-	11,617	17,335	572,044	547,021	583,661	564,356
Total	589,610	569,915	-	-	17,591	22,690	572,044	547,021	589,635	569,711
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings	700,582	662,910	-	-	700,668	662,965	-	-	700,668	662,965
Debt issuances	129,703	120,155	27,316	29,758	103,740	91,466	-	-	131,056	121,224
Total	830,285	783,065	27,316	29,758	804,408	754,431	-	-	831,724	784,189

18. Fair value of financial assets and financial liabilities (continued)

Financial assets and financial liabilities not measured at fair value (continued)

The following table sets out the Group's basis of estimating the fair values of financial assets and liabilities carried at amortised cost where the carrying value is not typically a reasonable approximation of fair value.

Financial asset and liability	Fair value approach
Investment securities – debt securities at amortised cost	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable for that instrument.
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Group's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Group to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debt issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to the Group for that instrument.

Key judgements and estimates



A significant portion of financial instruments are carried on the Balance Sheet at fair value. The Group therefore regularly evaluates the key valuation assumptions used in the determination of the fair valuation of financial instruments incorporated within the financial statements, as this can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values at the balance sheet date.

In determining the fair valuation of financial instruments, the Group has considered the impact of related economic and market conditions on fair value measurement assumptions and the appropriateness of valuation inputs in these estimates, notably valuation adjustments, as well as the impact of these matters on the classification of financial instruments in the fair value hierarchy.

Most of the valuation models the Group uses employ only observable market data as inputs. For certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available. When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Group also considers any required valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as CVAs and FVAs – refer to Note 10 Derivative financial instruments) to reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in determining fair value of a particular financial instrument.

Overview

Operating
environment

Governance

Performance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
report

Glossary

161

19. Offsetting

We offset financial assets and financial liabilities on the Balance Sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the Balance Sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			Net amount \$m
			Total \$m	Financial instruments ⁴ \$m	Financial collateral (received)/ pledged ⁴ \$m	
Consolidated						
As at 30 September 2025						
Derivative financial assets ¹	47,480	(1,896)	46,594	(29,164)	(12,710)	3,720
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ²						
- at amortised cost	7,184	(351)	6,833	(58)	(6,775)	-
- at fair value through profit or loss	74,634	(10,802)	63,832	(2,442)	(61,314)	76
Total financial assets	129,298	(13,039)	116,259	(31,664)	(80,799)	3,796
Derivative financial liabilities ¹	(43,902)	1,732	(42,170)	29,164	5,979	(7,027)
Repurchase, securities lending and similar agreements ²						
- at amortised cost	(3,885)	2,803	(1,082)	58	1,024	-
- at fair value through profit or loss	(52,254)	5,656	(46,398)	2,442	43,955	(1)
Total financial liabilities	(100,041)	10,391	(89,650)	31,664	50,958	(7,028)
As at 30 September 2024						
Derivative financial assets ¹	54,370	(3,534)	50,836	(38,192)	(7,702)	4,942
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ²						
- at amortised cost	6,870	(1,258)	5,612	-	(5,606)	6
- at fair value through profit or loss	57,032	(12,183)	44,849	(1,957)	(42,830)	82
Total financial assets	118,272	(16,975)	101,297	(40,149)	(56,138)	5,010
Derivative financial liabilities ¹	(55,254)	2,881	(52,373)	38,192	6,244	(7,937)
Repurchase, securities lending and similar agreements ²						
- at amortised cost	(4,675)	2,168	(2,507)	-	2,507	-
- at fair value through profit or loss	(39,640)	14,185	(25,455)	1,957	23,484	(14)
Total financial liabilities	(99,569)	19,234	(80,335)	40,149	32,235	(7,951)

1. Derivative assets and liabilities recognised in the Balance Sheet reflect the impact of certain central clearing collateral arrangements, whereby collateral that qualifies as legal settlement has reduced the carrying value of those associated derivative balances.

2. Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within Cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within Net loans and advances.

3. Repurchase agreements are presented on the Balance Sheet within Deposits and other borrowings.

4. The amount of financial instruments and financial collateral disclosed is limited to the net balance sheet exposure of the relevant financial assets or liabilities, and any over-collateralisation is excluded from the tables.

19. Offsetting (continued)

The Company	Amount subject to master netting agreement or similar					
	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Total \$m	Financial instruments ¹ \$m	Financial collateral (received)/pledged ⁴ \$m	Net amount \$m
As at 30 September 2025						
Derivative financial assets ¹	50,531	(1,048)	49,483	(34,485)	(11,963)	3,045
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ²						
- at amortised cost	8,633	-	8,633	(58)	(6,575)	-
- at fair value through profit or loss	72,686	(9,198)	63,488	(2,096)	(61,314)	76
Total financial assets	129,850	(10,246)	119,604	(36,641)	(79,942)	3,121
Derivative financial liabilities ¹	(47,769)	1,060	(46,709)	34,485	5,944	(6,280)
Repurchase, securities lending and similar agreements ³						
- at amortised cost	(2,619)	2,561	(58)	58	-	-
- at fair value through profit or loss	(40,216)	4,248	(44,968)	2,098	42,860	(1)
Total financial liabilities	(99,604)	7,869	(91,735)	36,641	48,813	(5,281)
As at 30 September 2024						
Derivative financial assets ¹	57,627	(2,527)	55,100	(43,360)	(7,258)	4,482
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ²						
- at amortised cost	4,911	(900)	4,011	-	(4,307)	4
- at fair value through profit or loss	56,173	(11,596)	44,577	(1,665)	(42,830)	62
Total financial assets	118,711	(14,723)	103,988	(45,045)	(54,395)	4,548
Derivative financial liabilities ¹	(57,467)	1,594	(55,873)	43,360	5,577	(6,938)
Repurchase, securities lending and similar agreements ³						
- at amortised cost	(2,103)	2,103	-	-	-	-
- at fair value through profit or loss	(38,903)	14,099	(24,804)	1,685	23,108	(13)
Total financial liabilities	(98,473)	17,796	(80,677)	45,045	28,683	(6,049)

1. Derivative assets and liabilities recognised in the Balance Sheet reflect the impact of certain central clearing collateral arrangements, whereby collateral that qualifies as legal settlement has reduced the carrying value of those associated derivative balances.

2. Reverse repurchase agreements:
 • with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within Cash and cash equivalents; or
 • with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within Net loans and advances.

3. Repurchase agreements are presented on the Balance Sheet within Deposits and other borrowings.

4. The amount of financial instruments and financial collateral disclosed is limited to the net balance sheet exposure of the relevant financial assets or liabilities, and any over collateralisation is excluded from the tables.

20. Goodwill and other intangible assets

	Goodwill ¹		Software		Other intangibles		Total	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Consolidated								
Balance at start of year	4,343	2,978	1,015	913	63	70	5,421	3,961
Additions ²	(56)	1,402	396	430	685	-	1,025	1,832
Amortisation expense ³	-	-	(344)	(310)	(143)	-	(487)	(310)
Impairment expense	-	-	(70)	(9)	(1)	(7)	(71)	(16)
Foreign currency exchange difference	(122)	(37)	(1)	-	(3)	-	(126)	(37)
Balance at end of year	4,165	4,343	996	1,015	601	63	5,762	5,421
Cost ⁴	4,165	4,343	8,326	7,975	760	69	13,251	12,387
Accumulated amortisation	n/a	n/a	(7,330)	(6,960)	(159)	(6)	(7,489)	(6,966)
Carrying amount	4,165	4,343	996	1,015	601	63	5,762	5,421

	Goodwill ¹		Software		Other intangibles		Total	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
The Company								
Balance at start of year	62	62	933	873	-	-	995	935
Additions	-	-	386	343	-	-	386	343
Amortisation expense	-	-	(311)	(274)	-	-	(311)	(274)
Impairment expense	-	-	(70)	(9)	-	-	(70)	(9)
Foreign currency exchange difference	-	-	(1)	-	-	-	(1)	-
Balance at end of year	62	62	937	933	-	-	999	995
Cost ⁴	62	62	7,985	7,630	6	6	8,053	7,698
Accumulated amortisation	n/a	n/a	(7,048)	(6,697)	(6)	(6)	(7,054)	(6,703)
Carrying amount	62	62	937	933	-	-	999	995

1. Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.

2. The Group acquired Suncorp Bank during 2024 and provisionally accounted for the acquisition with the provisional goodwill balance of \$1,402 million. The Group completed its purchase price allocation for the Suncorp Bank acquisition during 2025 and recognised a decrease to goodwill of \$56 million and an increase to other intangibles of \$685 million. Comparative information was not restated.

3. 2024 includes \$36 million of accelerated amortisation expense from Suncorp Bank on alignment to the Group's software capitalisation policy.

4. Includes impact of foreign currency translation differences.

Impairment testing for cash generating units containing goodwill

Goodwill acquired in a business combination is tested for impairment annually and whenever there are indicators of potential impairment. Goodwill is allocated at the date of acquisition to the cash generating unit (CGU) or group of CGUs that are expected to benefit from the synergies of the related business combination.

Goodwill is considered to be impaired if the carrying amount of the relevant CGU exceeds its recoverable amount. We estimate the recoverable amount of each CGU to which goodwill is allocated using a fair value less costs of disposal (FVLCD) approach, with a value-in-use (VIU) assessment performed where the FVLCD is less than the carrying amount.

Goodwill is allocated to the following CGUs based on the lowest level at which goodwill is monitored.

Cash generating units:	2025 \$m	2024 \$m
Australia Retail	100	100
Institutional	1,193	1,245
New Zealand	1,526	1,596
Suncorp Bank	1,346	1,402

20. Goodwill and other intangible assets (continued)

We estimate the FVLCCD of each CGU to which goodwill is allocated by applying observable price earnings multiples of comparable companies to the estimated future maintainable earnings of each CGU. A deduction is then made for estimated costs of disposal. The valuation is considered to be level 3 in the fair value hierarchy due to unobservable inputs used in the valuation.

Management's approach and the key assumptions used in determining FVLCCD are as follows:

Key assumption	Approach to determining the value (or values) for each key assumption
Future maintainable earnings	<p>Future maintainable earnings for each CGU is estimated as the sum of:</p> <ul style="list-style-type: none"> The Group's 2026 financial plan for each CGU, and An allocation of the central costs recorded outside of the CGUs to which goodwill is allocated. <p>Where relevant, adjustments are made to the Group's financial plan to reflect the long-term expectations for items such as expected credit losses.</p>
Price/Earnings (P/E) multiple	<p>P/E multiples applicable to each CGU have been derived from a comparator group of publicly traded companies, and include a 30% control premium, discussed below.</p> <p>In the case of the New Zealand and Institutional CGUs, management has made downwards adjustments to P/E multiples to address specific factors relevant to those CGUs.</p> <p>A control premium has been applied which recognises the increased consideration a potential acquirer would be willing to pay in order to gain sufficient ownership to achieve control over the relevant activities of the CGU. For each CGU, the control premium has been estimated as 30% of the comparator group P/E multiple based on historical transactions.</p>
Costs of disposal	<p>Costs of disposal have been estimated as 2% of the fair value of the CGU based on those observed from historical and recent transactions.</p>

Our impairment testing did not result in the impairment of goodwill as at 30 September 2025.

The FVLCCD estimates for each CGU are sensitive to assumptions about P/E multiples, future maintainable earnings and control premium (30%). However, each CGU would continue to show a surplus in recoverable amount over carrying amount even where other reasonably possible alternative estimates were used.

20. Goodwill and other intangible assets (continued)

Recognition and measurement



The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

	Goodwill	Software	Other intangibles
Definition	Excess amount the Group has paid in acquiring a business over the fair value of the identifiable assets acquired and liabilities assumed.	Purchased software owned by the Group is capitalised. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalised as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.	Management fee rights arising from acquisition of funds management business, core deposit intangibles arising from Suncorp Bank acquisition, and other intangible assets arising from contractual rights.
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the CGU to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost or if acquired in a business combination at the acquisition date fair value. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses.	Initially, measured at fair value at acquisition. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses.
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 2-5 years; however major core infrastructure may be amortised over 7 years subject to approval by the Audit Committee. Purchased software is amortised over 2 years unless it is considered integral to other assets with a longer useful life.	Management fee rights with an indefinite life are reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment. Core deposits are amortised over the expected life of 6 years. Other intangible assets are amortised over 3 years.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.	Not applicable to indefinite life intangible assets. Straight-line method for assets with a finite life.

20. Goodwill and other intangible assets (continued)

Key judgements and estimates



Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill and other intangible assets, and the useful economic life of an asset, or whether an asset has an indefinite life. We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

Goodwill

A number of key judgements are required in the determination of whether or not a goodwill balance is impaired including:

- the level at which goodwill is allocated – consistent with prior periods the CGUs to which goodwill is allocated are the Group's revenue generating segments that benefit from relevant historical business combinations generating goodwill
- determination of the carrying amount of each CGU which includes an allocation, on a reasonable and consistent basis, of corporate assets and liabilities that are not directly attributable to the CGUs to which goodwill is allocated.
- assessment of the recoverable amount of each CGU including:
 - selection of the model used to determine the fair value – the Group has used the market multiple approach to estimate the fair value; and
 - selection of the key assumptions in respect of future maintainable earnings, the P/E multiple applied, including selection of an appropriate comparator group and determination of an appropriate control premium, and costs of disposal as described above.

Software and other intangible assets

At each reporting date, software and other intangible assets are assessed for indicators of impairment and, where such indicators are identified, an impairment test is performed. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying amount of the asset is written down immediately. Those assets not yet ready for use are tested for impairment annually.

In addition, the expected useful lives of intangible assets are assessed at each reporting date. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the pace of technological change.

21. Other provisions

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
ECL allowance on undrawn and contingent facilities ¹	870	846	715	693
Customer remediation	363	394	267	333
Restructuring costs	620	80	482	70
Non-lending losses, frauds and forgeries	461	90	366	77
Other	175	174	149	146
Total other provisions	2,479	1,584	1,959	1,319

1. Refer to Note 13 Allowance for expected credit losses for movement analysis.

Consolidated	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m
Balance at 1 October 2024	394	80	90	174
New and increased provisions made during the year	291	653	402	58
Provisions used during the year	(288)	(83)	(37)	(31)
Unused amounts reversed during the year	(34)	(30)	(4)	(26)
Balance at 30 September 2025	363	620	461	175

The Company	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m
Balance at 1 October 2024	333	70	77	146
New and increased provisions made during the year	240	493	290	53
Provisions used during the year	(274)	(72)	(1)	(26)
Unused amounts reversed during the year	(32)	(29)	-	(24)
Balance at 30 September 2025	267	482	366	149

21. Other provisions (continued)

Customer remediation

Customer remediation includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties and litigation costs and outcomes.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to changes in the scope of business undertaken by the Group or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from certain legal actions and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including workers compensation, make-good provisions associated with leased premises, warranties and indemnities provided in connection with various disposals of businesses and assets.

Recognition and measurement



The Group recognises provisions when there is a present obligation arising from a past event, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the timing and amount of the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.

Key judgements and estimates



The Group holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs, non-lending losses, frauds and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the timing and outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including the number of impacted customers, the average refund per customer, the associated remediation project costs, and the implications of regulatory exposures and customer claims having regard to their specific facts and circumstances. There is a heightened level of estimation uncertainty where the customer remediation provision relates to a legal proceeding or matter. The appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence including expert legal advice, and adjustments are made to the provisions where appropriate.

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[Home](#) 169

22. Shareholders' equity

Shareholders' equity

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Ordinary share capital	27,053	27,065	26,976	26,988
Reserves				
Foreign currency translation reserve ¹	(941)	(360)	(134)	(341)
Share option reserve	104	105	104	105
FVOCI reserve	(690)	(979)	(708)	(937)
Cash flow hedge reserve	170	(422)	3	(503)
Transactions with non-controlling interests reserve	(22)	(22)	-	-
Total reserves	(1,379)	(1,678)	(735)	(1,676)
Retained earnings	44,032	42,602	39,617	39,184
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	69,706	67,989	65,858	64,496
Non-controlling interests	739	771	-	-
Total shareholders' equity	70,445	68,760	65,858	64,496

1. As a result of the closure of a number of international entities, the associated foreign currency translation reserve was recycled from Other comprehensive income to profit or loss, resulting in \$15m gain recognised in Other operating income in 2025 (2024: \$22 million gain).

Ordinary share capital

The table below details the movement in ordinary shares and share capital for the year.

Consolidated	2025		2024	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	3,003,366,782	27,065	3,003,366,782	29,082
Employee share and option plans	-	(12)	-	(17)
Capital return	-	-	-	(2,000)
Balance at end of year	3,003,366,782	27,053	3,003,366,782	27,065

The Company	2025		2024	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	3,003,366,782	26,988	3,003,366,782	29,005
Employee share and option plans	-	(12)	-	(17)
Capital return	-	-	-	(2,000)
Balance at end of year	3,003,366,782	26,976	3,003,366,782	26,988

22. Shareholders' equity (continued)

Non-controlling interests

Consolidated	Profit attributable to non-controlling interests		Equity attributable to non-controlling interests		Dividend paid to non-controlling interests	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
ANZ Bank New Zealand PPS ¹	39	32	725	758	38	32
Other	2	3	14	13	-	-
Total	41	35	739	771	38	32

1. ANZ Bank New Zealand issued \$256 million of perpetual preference shares in 2024 that are considered non-controlling interests to the Group.

ANZ Bank New Zealand Preference Shares

Perpetual Preference Shares (PPS) externally issued by ANZ Bank New Zealand Limited (ANZ Bank New Zealand), a member of the Group, are considered non-controlling interests of the Group.

The key terms of the PPS are as follows:

PPS dividends

Holders of PPS are entitled to receive dividends that are discretionary, non-cumulative and subject to conditions. If a PPS dividend is not paid, there are certain restrictions on the ability of ANZ Bank New Zealand to pay a dividend on its ordinary shares. Holders of the PPS have no other rights participate in the profits or property of ANZ Bank New Zealand.

Redemption features

Holders of PPS have no right to require that the PPS be redeemed. ANZ Bank New Zealand may, at its option, redeem all of the PPS on an optional redemption date (being each scheduled quarterly dividend payment date from the first optional redemption date), or at any time following the occurrence of a tax event or regulatory event, subject to prior written approval of RBNZ and certain other conditions being met.

22. Shareholders' equity (continued)

Recognition and measurement 

Ordinary shares	<p>Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting of the Company in person, or by proxy, is entitled to:</p> <ul style="list-style-type: none"> • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments together with any tax effect.
FVOCI reserve	<p>Includes changes in the fair value of certain debt securities and equity securities included within Investment Securities together with any tax effect.</p> <p>In respect of debt securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition, except for those relating to allowance for ECL, interest income and foreign currency exchange gains and losses which are recognised in profit or loss. As debt securities at FVOCI are recorded at fair value, the balance of the FVOCI reserve is net of the ECL allowance associated with such assets. When a debt security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is reclassified to profit or loss and presented in other operating income.</p> <p>In respect of the equity securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition (including any related foreign exchange gains or losses). When an equity security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is not recycled to profit or loss.</p>
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.
Transactions with non-controlling interests reserve	Includes the impact of transactions with non-controlling shareholders in their capacity as shareholders.
Non-controlling interests	Share in the net assets of controlled entities attributable to equity interests which the Group does not own directly or indirectly.

23. Capital management

Capital management framework

The Group's capital management framework includes managing capital at Level 1 and Level 2.

The Group's framework includes managing to Board approved risk appetite settings and maintaining all regulatory requirements. APRA requirements at Level 1 and Level 2 include the Group operating at or above APRA's expectation for Domestic Systemically Important Banks (D-SIBs) following the implementation of APRA's Capital Reform.

All requirements were satisfied as at 30 September 2025.

Capital management strategy

The Group's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby the Group conducts detailed strategic and capital planning over a 3-year time horizon.

The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital (stress capital buffer) needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital position and targets against the Group's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, ECM requirements, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of the Group's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, the Group maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

23. Capital management (continued)

Regulatory environment

Australia

As the ANZ Bank Group is an ADI in Australia, it is primarily regulated by APRA under the Banking Act 1959 (Cth). ANZ Bank Group must comply with APRA's minimum regulatory capital requirements, including prudential capital ratios and regulatory capital buffers at specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision. APRA minimum requirements are summarized below:

Regulatory capital definition

Common Equity Tier 1 (CET1) Capital	Tier 1 Capital	Tier 2 Capital	Total Capital
Shareholders' equity adjusted for specific items	CET1 capital plus certain securities with complying loss absorbing characteristics known as Additional Tier 1 Capital	Subordinated debt instruments which have a minimum term of 5 years at issue date.	Tier 1 plus Tier 2 capital.

APRA Minimum Regulatory Capital Requirements

CET1 Ratio	Tier 1 Ratio	Total Capital Ratio
CET1 capital divided by total risk weighted assets which includes a prudential capital ratio of at least 4.5% and 10.25% inclusive of regulatory buffers.	Tier 1 capital divided by total risk weighted assets which includes a prudential capital ratio of at least 6.0% and 11.75% inclusive of regulatory buffers.	Total capital divided by total risk weighted assets which includes a prudential capital ratio of at least 8.0% and 16.75% inclusive of regulatory buffers (including an additional 3% of additional TLAC for D-SIBs). Refer below for details.

Reporting Levels

Level 1	Level 2	Level 3
The ADI on a stand-alone basis (that is ANZBGL and specified subsidiaries which are consolidated to form the ADI's Extended Licensed Entity).	The consolidated Group less certain subsidiaries and associates that are excluded under prudential standards.	A conglomerate ANZGHL Group at the widest level.

As at 30 September 2025, APRA requires the ADI to hold additional CET1 regulatory buffers as follows:

- a capital conservation buffer (CCB) of 4.75% which is inclusive of the additional 1% surcharge for D-SIBs. APRA has determined that ANZ is a D-SIB.
- a countercyclical capital buffer which is set on a jurisdictional basis. The requirement is currently set at 1% for Australia.

Additionally in December 2021, APRA announced final Total Loss Absorbing Capacity (TLAC) requirements that require all D-SIBs, including the ANZ Bank Group, to increase its minimum total capital ratio requirement by 3% of RWA from January 2024, and a further 1.5% of RWA by January 2026 (total increase of 4.5%, resulting in a Total Capital ratio requirement inclusive of regulatory buffers of 18.25% from January 2026). APRA expects this to be predominantly met by Tier 2 capital with an equivalent decrease in other senior funding. The Group is on track to meet these requirements as at reporting date.

In December 2024, APRA confirmed that it will phase out the use of AT1 capital instruments to simplify and improve the effectiveness of bank capital in a crisis. In July 2025, APRA subsequently released a consultation paper on related technical amendments to its bank prudential framework to effect the removal of AT1 capital instruments and address impacts stemming from their removal. The changes are scheduled to come into effect from January 2027 with the main change being replacing the current requirement for 1.5% of AT1 with 0.25% of CET1 capital and 1.25% of Tier 2 capital. APRA intends to finalise amendments to its framework before the end of 2025.

Insurance and funds management

As required by APRA's Prudential Standards, insurance and funds management activities are:

- de-consolidated for the purposes of calculating capital adequacy, and
- excluded from the risk-based capital adequacy framework.

We deduct the investment in these controlled entities 100% from CET1 capital, and if we include any profits from these activities in the ANZ Bank Group's results, then we exclude them from the determination of CET1 capital to the extent they have not been remitted.

Outside Australia

In addition to APRA, the Group's branch operations and major banking subsidiary operations are also overseen by local regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, the US Federal Reserve, the UK Prudential Regulation Authority, the Monetary Authority of Singapore, the Hong Kong Monetary Authority and the China Banking and Insurance Regulatory Commission. They may impose minimum capital levels on operations in their individual jurisdictions.

23. Capital management (continued)

ANZ Bank Group¹

The following table provides details of ANZ Bank Group's capital adequacy ratios at 30 September:

	Consolidated	
	2025 \$m	2024 \$m
Qualifying capital		
Tier 1		
Shareholders' equity and non-controlling interests	70,445	68,760
Prudential adjustments to shareholders' equity	(436)	(721)
Gross Common Equity Tier 1 capital	70,009	68,039
Deductions	(14,825)	(13,570)
Common Equity Tier 1 capital	55,184	54,469
Additional Tier 1 capital ²	7,357	8,207
Tier 1 capital	62,541	62,676
Tier 2 capital³	33,810	29,180
Total qualifying capital	96,351	91,856
Capital adequacy ratios (Level 2)		
Common Equity Tier 1	12.0%	12.2%
Tier 1	13.6%	14.0%
Tier 2	7.4%	6.5%
Total capital ratio	21.0%	20.6%
Risk weighted assets	458,547	446,582

1. This information is not within the scope of the external audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The information presented in this table is a regulatory requirement disclosed in Part A of ARF 110 Capital Adequacy which will be subject to audit in accordance with Prudential Standard APS 310 Audit and Related Matters.

2. This includes Additional Tier 1 capital of \$7,452 million (2024: \$8,277 million) (refer to Note 16 Debt Issuances) and a regulatory adjustments and deductions of -\$95 million (2024: -\$70 million).

3. This includes Tier 2 capital of \$33,811 million (2024: 29,584 million) (refer to Note 16 Debt Issuances), a general reserve for impairment of financial assets of \$1,710 million (2024: \$1,711 million) and regulatory adjustments and deductions of -\$1,711 million (2024: -\$1,107 million).

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[Home](#) 175

24. Controlled entities

	Incorporated in	Nature of Business
The ultimate parent of the Group is ANZ Group Holdings Limited	Australia	Holding Company
The Group holds 100% of the voting interests in all controlled entities, unless noted otherwise.		
The material controlled entities of the Group are:		
Australia and New Zealand Banking Group Limited	Australia	Banking
SBGH Limited	Australia	Holding Company
Norfin Limited	Australia	Banking
SME Management Pty Limited	Australia	Banking
Norfin Covered Bond Trust	Australia	Finance
ANZ Bank (Vietnam) Limited²	Vietnam	Banking
ANZ Funds Pty. Ltd.	Australia	Holding Company
ANZ Bank (Kiribat) Limited ² (75% ownership)	Kiribat	Banking
ANZ Bank (Samoa) Limited ²	Samoa	Banking
ANZ Bank (Vanuatu) Limited ²	Vanuatu	Banking
ANZ Holdings (New Zealand) Limited ²	New Zealand	Holding Company
ANZ Bank New Zealand Limited ²	New Zealand	Banking
ANZ Investment Services (New Zealand) Limited ²	New Zealand	Funds Management
ANZ New Zealand (Int'l) Limited ²	New Zealand	Finance
ANZ New Zealand Investments Holdings Limited ²	New Zealand	Holding Company
ANZ New Zealand Investments Limited ²	New Zealand	Funds Management
ANZNZ Covered Bond Trust ^{1,3}	New Zealand	Finance
ANZ International Private Limited ¹	Singapore	Holding Company
ANZcover Insurance Private Ltd ¹	Singapore	Captive-Insurance
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty. Limited	Australia	Mortgage Insurance
ANZ Residential Covered Bond Trust³	Australia	Finance
Australia and New Zealand Bank (China) Company Limited¹	China	Banking
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited¹	Papua New Guinea	Banking
Institutional Securitisation Services Limited	Australia	Securitisation Manager
PT Bank ANZ Indonesia² (99% ownership)	Indonesia	Banking

1. Audited by overseas KPMG firms – either as part of the Group audit, or for standalone financial statements as required

2. Audited by Law Partners

3. Not owned by the Group. Control exists as the Group retains substantially all the risks and rewards of the operations.

Changes to material controlled entities

Citizens Bancorp and ANZ Guam Inc. were officially deregistered on 14 May 2025.

Significant restrictions

Controlled entities that are subject to prudential regulation may be required to maintain minimum capital or other regulatory requirements which may, from time to time, limit the entity's ability to transfer assets, pay dividends or make other capital distributions to the parent entity or to other entities in the Group. The Group manages such restrictions within our risk management framework, as outlined in Note 17 Financial risk management and our capital management strategy, as outlined in Note 23 Capital management.

As at 30 September 2025, restrictions on the ability of an entity within the Group to transfer assets, pay dividends or make other capital distributions to other entities in the Group were not material to the liquidity or capital management of the Group.

24. Controlled entities (continued)

Recognition and measurement



The Group's subsidiaries are those entities it controls through:

- being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity; and
- being able to affect those returns through its power over the entity.

The Group assesses whether it has power over those entities by examining the Group's existing rights to direct the relevant activities of the entity.

If the Group sells or acquires subsidiaries during the year, it includes their operating results in the Group results up to the date of disposal or from the date of acquisition. When the Group's control ceases, it derecognises the assets and liabilities of the subsidiary, any related non-controlling interest and other components of equity.

If the Group's ownership interest in a subsidiary changes in a way that does not result in a loss of control, then the Group accounts for that as a transaction with equity holders in their capacity as equity holders.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)[Home](#) 177

25. Investment in associates

Significant associates of the Group are:

Name of entity	Principal activity	Ordinary share interest		Carrying amount \$m	
		2025	2024	2025	2024
PT Bank Pan Indonesia Tbk (PT Panin)	Consumer and business bank	39%	39%	1,140	1,415
Total carrying value of associates¹				1,140	1,415

1. Includes the impact of foreign currency translation recognised in the foreign currency translation reserve.

Financial information on significant associates

Summarised financial information of PT Panin is presented in the table below. The summarised financial information is based on the associates' IFRS financial information and may require the use of unaudited financial information as PT Panin has a 31 December financial year end.

Principal place of business and country of incorporation	PT Bank Pan Indonesia Tbk Indonesia	
	2025 \$m	2024 \$m
Summarised results		
Operating income	1,080	1,062
Profit/(Loss) for the year	283	218
Other comprehensive income/(loss)	76	(41)
Total comprehensive income/(loss)	359	177
Less: Total comprehensive (income)/loss attributable to non-controlling interests	(10)	(19)
Total comprehensive income/(loss) attributable to owners of associate	349	158
Summarised financial position		
Total assets ¹	19,708	20,816
Total liabilities ¹	16,697	16,078
Total net assets ¹	3,011	4,538
Less: Non-controlling interests of associate	(336)	(353)
Net assets attributable to owners of associate	2,675	4,185
Reconciliation to carrying amount of Group's interest in associate		
Carrying amount at the beginning of the year	1,415	1,440
Group's share of total comprehensive income/(loss)	118	42
Dividends received from associate	(37)	-
Foreign currency translation reserve adjustments	(71)	(67)
Impairment charges ²	(285)	-
Carrying amount at the end of the year	1,140	1,415
Market value of Group's investment in associate³	917	1,448

1. Includes market value adjustments (including goodwill) the Group made at the time of acquisition (and adjustments for any differences in accounting policies).

2. The Group recorded an impairment charge of \$285 million in other operating income based on impairment assessments performed during 2025.

3. Market value is based on a price per share at reporting date and does not include any adjustments for the size of our holding.

25. Investment in associates (continued)

Impairment assessment

The Group assesses the carrying value of its investment in associates for impairment indicators.

During the year, the Group identified an indicator of impairment as neither the market value of the investment in PT Panin (based on share price) nor the value-in-use (VIU) calculation supported the carrying value of the investment. Accordingly, the Group recorded an impairment charge of \$265 million to bring the carrying value of the investment to its recoverable amount based on the outcome of the VIU calculation. The impairment is recognised in the Group Centre division.

Recognition and measurement



An associate is an entity for which the Group has significant influence over its operating and financial policies but which it does not control. The Group accounts for associates using the equity method. Its investments in associates are carried at cost plus the post-acquisition share of changes in the associate's net assets less accumulated impairments. Dividends the Group receives from associates are recognised as a reduction in the carrying amount of the investment. The Group includes goodwill recognised by the associate in the carrying amount of the investment. It does not individually test the goodwill incorporated in the associates carrying amount for impairment.

At least at each reporting date, the Group reviews investments in associates for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Group determines the recoverable amount of the associate using the higher of:

- the associate's fair value less cost of disposal; and
- its VIU.

We use a discounted cash flow methodology, and when applicable, other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount when determining a VIU.

Key judgements and estimates



Significant management judgment is required to determine the key assumptions underpinning the VIU calculation for PT Panin.

Factors that may change in subsequent periods and lead to potential future impairments, or reversals of prior impairments, include changes in forecast earnings levels in the near and medium term and/or changes in the long-term growth forecasts, changes to required levels of regulatory capital and the post-tax discount rate arising from changes in the risk premium or risk-free rates.

The key assumptions used in the VIU calculation are outlined below:

As at 30 September 2025	PT Panin
Post-tax discount rate	13.7%
Terminal growth rate	5.1%
Expected earnings growth (compound annual growth rate – 5 years)	7.7%
Common Equity Tier 1 ratio (5-year average)	12.8%

The VIU calculations are sensitive to changes in the underlying assumptions with reasonably possible changes in key assumptions having a positive or negative impact on the VIU outcome, and as such the recoverable amount of the investment:

- A change in the September 2025 post-tax discount rate by +/- 50bps would impact the VIU outcome for PT Panin by \$(62 million)/\$55 million;
- A change in the September 2025 terminal growth rate by +/- 25bps would impact the VIU outcome for PT Panin by \$32 million/(\$20 million).

26. Structured entities

A Structured Entity (SE) is an entity that has been designed such that voting or similar rights are not the dominant factor in determining who controls the entity. SEs are generally established with restrictions on their ongoing activities in order to achieve narrow and well-defined objectives.

SEs are classified as subsidiaries and consolidated when control exists. If the Group does not control an SE, then it is not consolidated. This note provides information on both consolidated and unconsolidated SEs.

The Group's involvement with SEs is as follows:

Type	Details
Securitisation	<p>The Group establishes SEs to securitise customer loans and advances that it has originated, in order to diversify sources of funding for liquidity management. Securitisation programs include customer loans and advances assigned to bankruptcy remote SEs to provide either security for obligations payable on notes issued by the SEs to external investors or create assets held by the Group eligible for repurchase agreements with applicable central banks.</p> <p>The Group retains control over these SEs and therefore they are consolidated. Refer to Note 27 Assets pledged, collateral accepted, and financial assets transferred for further details.</p> <p>The Group also establishes SEs on behalf of customers to securitise their loans or receivables. The Group may manage these securitisation vehicles or provide liquidity or other support. Additionally, the Group may acquire interests in securitisation vehicles set up by third parties through holding securities issued by such entities. In limited circumstances where control exists, the Group consolidates the SE.</p>
Covered bond issuances	<p>Certain loans and advances have been assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for issuances of debt securities by the Group. The Group retains control over these SEs and therefore they are consolidated. Refer to Note 27 Assets pledged, collateral accepted, and financial assets transferred for further details.</p>
Structured finance arrangements	<p>The Group is involved with SEs established</p> <ul style="list-style-type: none"> • in connection with structured lending transactions to facilitate debt syndication and/or to ring-fence collateral and • to own assets that are leased to customers in structured leasing transactions. <p>The Group may manage the SE, hold minor amounts of the SE's capital, or provide risk management products (derivatives) to the SE. In most instances, the Group does not control these SEs. In limited circumstances where control exists, the Group consolidates the SE.</p>
Funds management activities	<p>The Group is the scheme manager for a number of Managed Investment Schemes (MIS) in New Zealand. These MIS are financed through the issue of units to investors and the Group considers them to be SEs. The Group's interests in these MIS are limited to receiving fees for services or providing risk management products (derivatives). These interests do not create significant exposures that would allow the Group to control the funds. Therefore, these MIS are not consolidated.</p>

Consolidated structured entities

Financial or other support provided to consolidated structured entities

The Group provides financial support to consolidated SEs as outlined below.

Securitisation and covered bond issuances	<p>The Group provides lending facilities, derivatives and commitments to these SEs and/or holds debt instruments they have issued.</p>
Structured finance arrangements	<p>The assets held by these SEs are normally pledged as collateral for financing provided. Certain consolidated SEs are financed entirely by the Group while others are financed by syndicated loan facilities in which the Group is a participant. The financing provided by the Group includes lending facilities where the Group's exposure is limited to the amount of the loan and any undrawn amount. Additionally, the Group has provided Letters of Support to these consolidated SEs confirming that the Group will not demand repayment of the financing provided for the ensuing 12-month period.</p>

The Group did not provide any non-contractual support to consolidated SEs during the year (2024: nil). Other than as disclosed above, the Group does not have any current intention to provide financial or other support to consolidated SEs.

26. Structured entities (continued)

Unconsolidated structured entities

Group's interest in unconsolidated structured entities

An 'interest' in an unconsolidated SE is any form of contractual or non-contractual involvement with an SE that exposes the Group to variability of returns from the performance of that SE. These interests include, but are not limited to: holdings of debt or equity securities; derivatives that pass-on risks specific to the performance of the SE, lending, loan commitments, financial guarantees, and fees from funds management activities.

For the purpose of disclosing interests in unconsolidated SEs:

- no disclosure is made if the Group's involvement is not more than a passive interest - for example: when the Group's involvement constitutes a typical customer-supplier relationship. On this basis, exposures to unconsolidated SEs that arise from lending, trading and investing activities are not considered disclosable interests - unless the design of the structured entity allows the Group to participate in decisions about the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns).
- 'interests' do not include derivatives intended to expose the Group to market-risk (rather than performance risk specific to the SE) or derivatives through which the Group creates, rather than absorbs, variability of the unconsolidated SE (such as purchase of credit protection under a credit default swap).

The table below sets out the Group's interests in unconsolidated SEs together with the maximum exposure to loss that could arise from those interests:

	Securitisation		Structured finance		Total	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
On-balance sheet interests						
Investment securities	1,438	1,819	-	-	1,438	1,819
Gross loans and advances	12,008	11,447	48	23	12,056	11,470
Total on-balance sheet	13,446	13,266	48	23	13,494	13,289
Off-balance sheet interests						
Commitments (facilities undrawn)	2,335	2,279	-	-	2,335	2,279
Guarantees	50	50	-	-	50	50
Total off-balance sheet	2,385	2,329	-	-	2,385	2,329
Maximum exposure to loss	15,831	15,595	48	23	15,879	15,618

In addition to the interests above, the Group earned funds management fees from unconsolidated investment funds of \$188 million (2024: \$184 million) during the year.

The Group's maximum exposure to loss represents the maximum amount of loss that the Group could incur as a result of its involvement with unconsolidated SEs if loss events were to take place - regardless of the probability of occurrence. This does not in any way represent the actual losses expected to be incurred. Furthermore, the maximum exposure to loss is stated gross of the effects of hedging and collateral arrangements entered into to mitigate the Group's exposure to loss.

The maximum exposure to loss has been determined as:

- the carrying amount of investment securities measured at amortised cost; and
- the carrying amount plus the undrawn amount of any committed loans and advances.

The size of unconsolidated SEs is indicated by total assets which vary by SE with the largest single SE having a value of approximately \$4.8 billion.

The Group did not provide any non-contractual support to unconsolidated SEs during the year (2024: nil) nor does it have any current intention to provide financial or other support to unconsolidated SEs.

[Overview](#)[Operating environment](#)[Governance](#)[Performance overview](#)[Remuneration report](#)[Directors' report](#)[Financial report](#)[Glossary](#)

26. Structured entities (continued)

Sponsored unconsolidated structured entities

The Group may also sponsor unconsolidated SEs in which it has no disclosable interest.

For the purposes of this disclosure, the Group considers itself the 'sponsor' of an unconsolidated SE if it is the primary party involved in the design and establishment of that SE and:

- the Group is the major user of that SE; or
- the Group's name appears in the name of that SE, or on its products; or
- the Group provides implicit or explicit guarantees of that SE's performance.

The Group has sponsored the ANZ PIE Fund in New Zealand, which invests only in deposits with ANZ Bank New Zealand. The Group does not provide any implicit or explicit guarantees of the capital value or performance of investments in the ANZ PIE Fund. There was no income received from, nor assets transferred to, this entity during the year.

Key judgements and estimates



Significant judgement is required in assessing whether the Group has control over Structured Entities. Judgement is required to determine the existence of:

- power over the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns);
- exposure to variable returns of the entity; and
- the ability to use its power over the entity to affect the Group's returns.

27. Assets pledged, collateral accepted, and financial assets transferred

Amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement under which most of the Group's derivatives are executed. The following disclosures exclude these balances.

In the normal course of business the Group enters into transactions where it pledges or transfers financial assets directly to third parties or to SEs. These transfers may result in the Group fully, or partially, derecognising those financial assets - depending on the Group's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Group retains substantially all of the risks and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Group's balance sheet in its entirety, with a corresponding liability recognised for proceeds from the transfer.

Securitisations

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Group's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Group cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets. In some instances, the Group is also the holder of the securitised notes issued by the SEs.

In addition, the Group is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Group retains the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets and recognises an associated liability for the externally issued notes. The securitised notes issued externally are included within debt issuances.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group.

Covered bonds

The Group operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. In respect of each program, a covered bond guarantor has guaranteed payments of interest and principal pursuant to a guarantee which is secured over its assets, including these residential mortgages. Substantially all of the assets of each covered bond guarantor consist of that covered bond guarantor's equitable interests in mortgage loans secured by residential real estate.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Group is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition, the Group is entitled to any residual income of the covered bond SEs (after all payments to the covered bond holders and external parties) and enters into derivatives with the SEs. The Group retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets and recognises an associated liability for the externally issued covered bonds. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group.

Repurchase agreements

Assets are charged or transferred as collateral to secure liabilities under repurchase agreements.

Where the Group sells securities subject to repurchase agreements and retains substantially all the risks and rewards of ownership, then those assets do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised in deposits and other borrowings for the consideration received from the counterparty.

Structured finance arrangements

The Group arranges funding for certain customer transactions through structured leasing. These transactions are recognised on the Group's Balance Sheet as lease receivables or loans. At times, other financial institutions participate in the funding of these arrangements. This participation involves a proportionate transfer of the rights to the assets recognised by the Group. The participating banks have limited recourse to the leased assets and related proceeds. Where the Group continues to be exposed to substantially all of the risks and rewards of the transferred assets through a derivative or other continuing involvement, the Group does not derecognise the lease receivable or loan. Instead, the Group recognises an associated liability representing its obligations to the participating financial institutions.

The tables below set out the balances of assets transferred or pledged that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities

Overview

Operating
environment

Governance

Performance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
report

Glossary

183

27. Assets pledged, collateral accepted, and financial assets transferred (continued)

	Securitisations ^{2,3}		Covered bonds		Repurchase agreements		Structured finance arrangements	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Consolidated								
Carrying amount of assets transferred ¹	5,470	3,730	32,510	34,235	57,574	45,709	3	15
Carrying amount of associated liabilities	5,395	3,640	12,985	18,931	56,139	44,315	3	15

1. In addition to the assets noted in the above table, there were other carrying amount of assets pledged amounting to \$7,190m (2024: \$6,330m). This principally related to those pledged to central banks as security for liabilities.

2. Does not include transfers to internal structured entities where there are no external investors.

3. The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximate their fair value.

	Securitisations ^{2,3}		Covered bonds		Repurchase agreements		Structured finance arrangements	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
The Company								
Carrying amount of assets transferred ¹	2,005	714	21,013	21,027	52,822	41,384	-	-
Carrying amount of associated liabilities	2,005	714	21,013	21,027	51,835	41,006	-	-

1. In addition to the assets noted in the above table, there were other carrying amount of assets pledged amounting to \$7,047m (2024: \$6,203m). This principally related to those pledged to central banks as security for liabilities.

2. Does not include transfers to internal structured entities where there are no external investors.

3. The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximate their fair value.

Collateral accepted as security for assets

The Group has received collateral associated with various financial transactions. Under certain arrangements the Group has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These arrangements are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	88,193	68,145	86,006	65,329
Fair value of assets sold or repledged	45,311	39,699	43,764	39,058

28. Superannuation and post-employment benefit obligations

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets				
Present value of funded defined benefit obligations	(917)	(998)	(810)	(873)
Fair value of scheme assets	1,101	1,150	956	1,003
Net defined benefit asset	184	152	146	130
As represented in the Balance Sheet				
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in Payables and other liabilities	(4)	(4)	(4)	(4)
Net assets arising from defined benefit obligations included in Other assets	188	156	150	134
Net defined benefit asset	184	152	146	130
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	10.7	11.3	10.9	10.9

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$123 million (2024: \$71 million surplus). In 2025, the Group made defined benefit contributions totaling \$2 million (2024: \$2 million) it expects to make contributions of approximately \$2 million next financial year.

Governance of the schemes and funding of the defined benefit sections

The main defined benefit superannuation schemes in which the Group participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Group. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Group, and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The Group has defined benefit arrangements in Australia, Japan, New Zealand, Philippines, Taiwan and United Kingdom. The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme, the ANZ UK Staff Pension Scheme and the ANZ National Retirement Scheme in New Zealand are the three largest plans. They have been closed to new members since 1987, 2004 and 1991 respectively. None of the schemes had a material deficit, or surplus, at the last funding valuation. The Group has no present liability under any of the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Group may arise if any of the schemes were wound up.

On 24 June 2024, the trustees of the ANZ UK Staff Pension Scheme (Scheme) executed a GBP 455 million bulk annuity insurance policy. The insurance policy was purchased using the existing assets of the Scheme. The transaction secured an insurance asset that fully matches pension liabilities of the Scheme and is therefore measured at an amount that matches the insured scheme liabilities. The Group retains ultimate responsibility for the benefits provided to the Scheme members. In accordance with AASB 119 Employee Benefits, the impact of this transaction was to record a remeasurement loss of GBP 15 million in other comprehensive income.

Recognition and measurement



Defined benefit superannuation schemes

The Group operates a small number of defined benefit schemes. Independent actuaries calculate the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The Balance Sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the scheme's assets, and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the scheme's assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability/asset are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability/asset (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Group directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Group operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Group's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

28. Superannuation and post-employment benefit obligations (continued)

Key judgements and estimates

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could have an effect on the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Consolidated	2025	2024	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2025 \$m	2024 \$m
Discount rate (% p.a.)	1.3-5.65	1.5-5.35	0.5% increase	(45)	(45)
Future salary increases (% p.a.)	2.0-3.0	2.0-3.7			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/in deferment (% p.a.)	2.0-3.0/2.5	2.3-3.3/2.8	0.5% increase	35	36
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	35	34
– Males (years)	26.4-27.7	26.3-28.4			
– Females (years)	29.3-30.1	29.3-30.3			

The Company	2025	2024	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2025 \$m	2024 \$m
Discount rate (% p.a.)	5.1-5.65	5.0-5.35	0.5% increase	(41)	(39)
Future salary increases (% p.a.)	3.05	3.5			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/in deferment (% p.a.)	2.6-3.0/2.5	2.6-3.3/2.8	0.5% increase	31	30
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	31	30
– Males (years)	26.4-27.7	26.3-28.4			
– Females (years)	29.3-29.8	29.3-30.3			

29. Employee share and option plans

The Group operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan which are operated by the Company. These are Group share-based payment arrangements under which shares in ANZGHL (ANZ shares) are allocated or granted to employees of the Group.

ANZ Employee Share Acquisition Plan

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during 2025 and 2024 were the Deferred Share Plan and the Variable Pay to Shares (VPS) Offer. The ANZ Incentive Plan (ANZIP) (the variable remuneration plan operating across the Group) has Short Term Variable Remuneration or Variable Remuneration delivered under the Deferred Share Plan or ANZ Share Option Plan for eligible employees.

Deferred Share Plan

i) ANZ Incentive Plan (ANZIP) – Short Term Variable Remuneration (STVR) and Variable Remuneration (VR) – deferred shares

Award Type	STVR (deferred shares)	STVR/VR historical (deferred shares)	VR (deferred shares)	VR historical (deferred shares)
Eligibility	Chief Executive Officer (CEO), Group Executive Committee (ExCo) and Group General Manager Internal Audit (GGM IA) ¹ .		All other employees (excluding select roles in the United Kingdom (UK)/China/Hong Kong (HKP) in countries where deferred shares may be granted instead of deferred share rights.	
Financial Year (FY) of grant	2024 and 2023 Performance and Remuneration Review (PRR): granted in FY25 & FY24	Historical grants: on foot during FY25 & FY24	Grants from 1 Oct 2023 including 2024 PRR: granted in FY25 & FY24	2023 PRR: granted in FY24 Historical grants: on foot during FY25 & FY24
Grant approach	50% of the CEO, ExCo and GGM IA's Short Term Variable Remuneration (STVR) deferred as shares.	50% of the CEO's STVR, 25% of ExCo's Variable Remuneration (VR) (except for the Chief Risk Officer (CRO)), and 33% of the CRO and GGM IA's VR, deferred as shares.	If VR is at or exceeds AUD 125,000, then 40% of total VR amount is deferred as shares.	If VR is at or exceeds AUD 100,000, then 60% of total VR amount is deferred as shares.
Conditions	Deferred over years two and three, where year 1 includes the performance period (i.e., 1 October to 30 September). Granted in late November.		Deferred over a minimum of four years (including the performance period), vesting no faster than on a pro-rata basis and only after two years (i.e., 33% year two, 33% year three, 34% year four).	Deferred over years two, three and four, where year 1 includes the performance period. Granted in late November.
Allocation value	Deferred shares granted based on the Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the five trading days leading up to and including 1 October.	Deferred shares granted based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the five trading days leading up to and including the date of grant.		

1. All ANZGHL/ANZSQL Financial Accountability Regime (FAR) Accountable Executives.

2. Specific deferral arrangements also exist under ANZIP for roles defined as specific country level Material Risk Takers (MRTs), in line with local regulatory requirements.

ii) Exceptional circumstances

Remuneration forgone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with the Group to compensate them for remuneration they have forgone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have forgone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to the Group.

Overview

Operating
environment

Governance

Performance
overviewRemuneration
reportDirectors'
reportFinancial
report

Glossary

 187

29. Employee share and option plans (continued)

ii) Further information

Cessation	Unless the Board ¹ decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights Section).
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity. Deferred shares are expensed based on the one-day VWAP at the date of grant.
2025 and 2024 grants	During the 2025 year, we granted 1,441,744 deferred shares (2024: 2,863,800) with a weighted average allocation value of \$31.99 (2024: \$24.45).
Downward adjustment	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards, including to zero at any time before the vesting date (malus), and limited to select employees ² , recovery post vesting (i.e., clawback). The Group's downward adjustment provisions are detailed in Section 5.5 of the 2025 Remuneration Report. Board discretion was exercised to apply malus to 144,046 deferred shares in 2025 (2024: to 4,138 deferred shares).

1. References to 'the Board' throughout this note means the Boards of ANZGL and ANZBL.

2. Clawback applies to the CEO, CoCo and GGM IA (for awards granted in the 2023, 2024 and 2025 financial years), and to select senior employees in jurisdictions where clawback regulations apply.

Variable Pay to Shares (VPS) Offer

Eligibility, grant approach and conditions	VPS provides employees in Australia the opportunity to receive up to \$1,000 worth of ANZ shares with concessional tax treatment (where criteria are met). All ANZ shares are held by a custodian or nominee appointed by the Trustee on the Trustee's behalf and are restricted for 3 years. During this time employees benefit from dividend payments which are reinvested through the Dividend Reinvestment Plan (DRP) and have voting entitlements. After the restriction period has been reached the shares can sold or transferred.
Allocation value	Granted based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the five trading days leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	Expensed based on the one-day VWAP at the date of grant.
2025 and 2024 grants	During the 2025 year, we granted 48,084 shares on 22 November 2024 (2024: 51,619) at an issue price of \$32.36 (2024: \$24.20).

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2025 under the Deferred Share Plan and VPS Offer, measured as at the date of grant of the shares, is \$47.8 million (2024: \$71.4 million) based on 1,489,828 shares (2024: 2,915,419) with a weighted average VWAP of \$32.06 (2024: \$24.46).
-------------------------------------	--

29. Employee share and option plans (continued)

ANZ Share Option Plan

Allocation	<p>We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights.</p> <p>Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.</p>
Rules	<p>Prior to the exercise of the option/right, if ANZ changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation, the following adjustments are required:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of ANZ's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. <p>Holders otherwise have no other entitlements to participate:</p> <ul style="list-style-type: none"> • in any new issue of ANZ securities before they exercise their options/rights, or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). <p>Any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.</p>
Expensing value (fair value)	<p>We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity. Factors considered in determining the fair value include: the market performance conditions, share price volatility, life of the instrument, dividend yield, and share price at grant date.</p>
Satisfying vesting	<p>Any portion of the award of options/rights (that have met the applicable time and performance conditions) may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at Board discretion.</p> <p>In financial year 2025, all deferred share rights were satisfied through a share allocation, other than 96,757 deferred share rights (2024: 95,968) for which a cash payment was made.</p> <p>2020 performance rights (PR), granted in December 2020, reached the end of their performance period in November 2024. Based on performance against hurdles, 25% of the PR vested. The remaining 75% of rights lapsed and executives received no value from this proportion of the awards.</p> <p>100% of the PR granted in late 2019 (2019 PR award) were lapsed, as the performance hurdles were not met when tested in November 2023 – the end of the performance period.</p>
Cessation	<p>The provisions that apply if the employee's employment ends are in Section 8.1 of the 2025 Remuneration Report.</p>
Downward adjustment	<p>As per Deferred Share Plan.</p>

29. Employee share and option plans (continued)

Option plans that operated during 2025 and 2024

i) Long Term Variable Remuneration (LTVR) and Variable Remuneration (VR) - restricted rights (RR), performance rights (PR), and deferred share rights (DSR)

Award Type	LTVR (RR & PR)	LTVR / VR historical (PR)	ANZIP VR (DSR)	ANZIP historical VR (DSR)
Eligibility	CEO, ExCo and GGM IA ¹	CEO and ExCo ¹	All other employees (excluding select roles in the UK/China/HK ²) in countries where DSR may be granted instead of deferred shares	
FY of grant	2024 and 2023 PRR: granted in FY25 & FY24	Historical grants: on foot during FY25 & FY24	Grants from 1 Oct 2023 including 2024 PRR: granted in FY25 & FY24	2023 PRR: granted in FY24 Historical grants: on foot during FY25 & FY24
Grant approach	50% of the CEO and ExCo's (except for the CRO) LTVR was received as RR and 50% as PR. 100% of the CRO and GGM IA's LTVR was received as RR	100% of the CEO's LTVR and 50% of ExCo's VR (except for the CRO who received 50% VR as DSR instead) was received as PR	If VR is at or exceeds AUD 125,000, then 40% of total VR amount is deferred.	If VR is at or exceeds AUD 100,000, then 60% of total VR amount is deferred.
Conditions	RR and PR provide a right to acquire one ordinary ANZ share at nil cost – subject to time and performance conditions. Awarded subject to: <ul style="list-style-type: none"> RR: pre grant assessment (risk-based measures) RR and PR: shareholder approval at Annual General Meeting (AGM) for CEO award Performance condition tested at end of four-year performance period: <ul style="list-style-type: none"> RR: pre vest assessment (risk-based measures) PR: relative and absolute Total Shareholder Return (TSR) hurdles Deferral period ³ - four-year performance period (commencing 1 October) + holding period (which commences the day after end of performance period and finishes on the 4 th , 5 th or 6 th anniversary of grants (CEO only for year 6). Further details provided in Section 5.4 of the 2025 Remuneration Report.	Awarded at the end of the year subject to shareholder approval at AGM for CEO award. PR performance condition tested (relative and absolute TSR hurdles) at the end of four-year performance period. The four-year performance period commenced on 22 November to 21 November four years later. The deferral period is four years. Further details are provided in Section 5.2.3a of the 2021 Remuneration Report.	DSR provide a right to acquire one ordinary ANZ share at nil cost after a specified vesting period. Deferred over a minimum of four years (including the performance period); vesting no faster than on a pro-rata basis and only after two years (i.e., 33% year two, 33% year three, 34% year four).	DSR provide a right to acquire one ordinary ANZ share at nil cost after a specified vesting period. Deferred over years two, three and four, where year 1 includes the performance period.
Allocation value	Face value of ANZ shares traded on the ASX in the five trading days leading up to and including 1 October (beginning of the financial year).		The fair value at the date of grant is used to determine the number of DSR to be allocated and is also used for expensing purposes. The fair value is adjusted for the absence of dividends during the vesting period.	

1. All ANZGH/ANZGL FAR Accountable Executives

2. Specific deferral arrangements also exist under ANZIP for roles defined as specific country level MRTs, in line with local regulatory requirements

3. A dividend equivalent payment (DEP) is paid in cash at the end of the relevant deferral period, but is only made to the extent that all or part of the underlying rights meet the relevant performance condition and vest to the individual. Dividend equivalents accrue over the full deferral period for RR, and only during the holding period for PR

29. Employee share and option plans (continued)

Award Type	LTVR (RR & PR)	LTVR / VR historical (PR)	ANZIP VR (DSR)	ANZIP historical VR (DSR)
Allocation timing	LTVR awarded around late November/December (subject to shareholder approval for CEO). Start of FY	End of FY	Granted in late November.	
2025 grants	During 2025, we granted 253,852 RR and 206,950 PR (2024: 376,821 RR and 313,156 PR).		During 2025, we granted 1,485,960 DSR (no performance hurdles) (2024: 3,588,912).	
Downward adjustment	Board discretion was exercised to apply malus to 42,424 RR and 209,743 PR in 2025 (2024: to nil RR and nil PR).		Board discretion was exercised to apply malus to 35,802 deferred share rights in 2025 (2024: nil).	

i) Exceptional circumstances

Remuneration forgone

As per Deferred Share Plan in countries where DSR may be granted instead of deferred shares.

Retention

Options, deferred share rights, restricted rights and performance rights on issue

As at 7 November 2025, there were 456 holders of 4,666,946 DSR on issue, 13 holders of 993,664 RR on issue and 11 holders of 1,306,402 PR on issue.

Options/rights movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2025 and the movements during 2025:

	Opening balance 1 Oct 2024	Granted	Forfeited ¹	Expired	Exercised	Closing balance 30 Sep 2025
Number of options/rights	8,351,100	1,946,762	(503,804)	0	(2,806,021)	6,988,037
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$30.27
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding number of exercisable options/rights						140,580

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment or performance conditions not met).

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2024 and the movements during 2024:

	Opening balance 1 Oct 2023	Granted	Forfeited ¹	Expired	Exercised	Closing balance 30 Sep 2024
Number of options/rights	6,719,510	4,276,680	(632,985)	0	(2,014,320)	8,351,100
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$27.34
WA remaining contractual life						1.8 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding number of exercisable options/rights						118,965

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment or performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2025 and 2024, were issued at a nil exercise price.

29. Employee share and option plans (continued)

As at the date of the signing of the Directors' Report on 7 November 2025:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2025; and
- no shares have been issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2025.

Fair value assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2025			2024		
	Deferred share rights	Restricted rights	Performance rights	Deferred share rights	Restricted rights	Performance rights
Exercise price (\$)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	32.28	32.29	32.26	24.38	24.60	24.66
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	17.5	17.5	17.5	19.98	20.0	20.0
Equity term (years)	2.1	6.5	6.5	2.1	6.6	6.6
Vesting period (years)	2.0	4.5	4.5	2.0	4.6	4.6
Expected life (years)	2.0	4.5	4.5	2.0	4.6	4.6
Expected dividend yield (%)	5.7	5.7	5.8	6.5	6.5	6.5
Risk free interest rate (%)	4.04	4.12	4.13	4.18	4.05	4.03
Fair value (\$)	28.86	25.15	11.70	21.44	18.44	10.32

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rate of return on the historical share price over a defined period of time preceding the date of grant. The historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

Satisfying equity awards

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during 2025 (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 3,982,873 shares at an average price of \$31.64 per share (2024: 5,211,778 shares at an average price of \$24.17 per share).

30. Related party disclosures

Key Management Personnel compensation

Key Management Personnel (KMP) are Directors of ANZBGL (whether executive directors or otherwise), and those personnel with a key responsibility for the strategic direction and management of the Group (i.e., members of the Group Executive Committee (ExCo)) who have Financial Accountability Regime (FAR) accountability and who report to the CEO. KMP compensation included within total personnel expenses in Note 4 Operating expenses is as follows:

	Consolidated	
	2025 \$'000	2024 ¹ \$'000
Short-term benefits	18,070	20,017
Post-employment benefits	633	572
Other long-term benefits	147	260
Termination benefits	2,541	-
Share-based payments	17,335	11,199
Total	38,726	32,068

1. Includes former disclosed KMP until the end of their employment.

Key Management Personnel loan transactions

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including the term of the loan, security required and the interest rate. No amounts have been written off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances. Details of the terms and conditions of lending products can be found on anz.com. The aggregate balance of loans (including credit card balances) made, guaranteed or secured, and undrawn facilities to KMP including their related parties, were as follows:

	Consolidated		The Company	
	2025 \$'000	2024 \$'000	2025 \$'000	2024 \$'000
Loans advanced ¹	22,800	14,064	21,094	12,900
Undrawn facilities ¹	2,220	2,203	2,116	1,995
Interest charged ²	813	1,078	743	778

1. Balances are as at balance date (for KMP in office at balance date) or at the date of cessation of former KMP. Comparative balances have been adjusted for balances relating to new KMP, or KMP who departed in the prior year.

2. Interest charged is for all KMP's during the period.

Key Management Personnel holdings of ANZ securities

KMP, including their related parties, held the Company's subordinated debt and shares, share rights and options over shares in ANZGHL, directly, indirectly or beneficially as shown below:

	Consolidated	
	2025 Number	2024 Number
Shares, options and rights ¹	3,355,638	3,600,849
Subordinated debt ¹	11,331	11,040

1. Balances are as at balance date (for KMP in office at balance date) or at the date of cessation of former KMP. Comparative balances have been adjusted for balances relating to new KMP, or KMP who departed in the prior year.

30. Related party disclosures (continued)

Other transactions of Key Management Personnel and their related parties

The aggregate of deposits of KMP and their related parties with the Group were \$31 million (2024: \$26 million) and with the Company were \$27 million (2024: \$23 million).

Other transactions with KMP and their related parties include amounts paid to the Group in respect of investment management service fees, brokerage and bank fees and charges. The Group has reimbursed KMP for the costs incurred for security and secretarial services associated with the performance of their duties. These transactions are conducted on normal commercial terms and conditions no more favourable than those given to other employees or customers. Gifts were provided to KMP, including on their retirement, amounting to \$9,005 during the year (2024: \$7,005).

Associates

We disclose significant associates in Note 25 Investments in associates. During the course of the financial year, transactions conducted with all associates were on terms equivalent to those made on an arm's length basis.

	Consolidated		The Company	
	2025 \$'000	2024 \$'000	2025 \$'000	2024 \$'000
Amounts receivable from associates	14	19	-	-
Amounts payable to associates	1,197	1,064	-	-
Interest revenue from associates	-	-	-	-
Interest expense to associates	55	76	-	-
Other revenue from associates	-	-	-	-
Other expenses paid to associates	2,404	2,933	-	-
Dividend income from associates	36,741	13,771	-	-
Undrawn facilities ¹	914	962	-	-

1. Comparatives have been amended to include unutilised limits from credit cards.

There have been no material guarantees given or received. No amounts receivable from associates have been written-off during the period, nor individual provisions raised in respect of these balances.

Subsidiaries

We disclose material controlled entities in Note 24 Controlled entities. During the financial year, subsidiaries conducted transactions with each other and with associates on terms equivalent to those on an arm's length basis. As at 30 September 2025, we consider all outstanding amounts on these transactions to be fully collectible.

Other intragroup transactions include providing management and administrative services, staff training, data processing and technology facilities, transfer of tax losses, and the leasing of premises and equipment. The Company also issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business.

30. Related party disclosures (continued)

Related entities

Transactions with related entities include leasing arrangements, funding activities, deposits and tax funding arrangements.

These transactions are conducted on terms equivalent to those on an arm's length basis. As at 30 September 2025, we consider all outstanding amounts on these transactions to be fully recoverable.

The following balances with related ANZ Group entities were outstanding at 30 September:

	2025 \$m	2024 \$m
Amounts due from ultimate controlling entity	-	38
Amounts due from other related entities	630	755
Amounts due to ultimate controlling entity	3	10
Amount due to parent entity	-	47
Amounts due to other related entities	311	315
Deposits from ultimate controlling entity	1,029	1,258
Deposits from other related entities	135	166
Undrawn facilities for other related entities	122	105

The following transactions occurred with related ANZ Group entities:

	2025 \$m	2024 \$m
Dividend paid to parent entity	4,580	5,267
Capital return to parent entity	-	2,039
Interest paid to ultimate controlling entity	44	28
Interest paid to other related entities	54	45
Other expenses paid to other related entities	19	7
Interest received from other related entities	62	64
Other revenue received from other related entities	27	34

In addition, ANZBGL has right-of-use assets of \$498 million (2024: \$536 million) and lease liabilities of \$618 million (2024: \$672 million) with ANZ Group Services Pty Ltd at 30 September 2025. For the year ended 30 September 2025, the associated depreciation on the right-of-use assets was \$37 million (2024: \$43 million) and interest paid on the lease liabilities was \$36 million (2024: \$29 million) (the interest paid on lease liabilities has been included in the table above within interest paid to other related entities).

31. Commitments, contingent liabilities and contingent assets

Credit related commitments and contingencies

	Consolidated		The Company	
	2025 \$m	2024 \$m	2025 \$m	2024 \$m
Contract amount of: Undrawn facilities ¹	193,177	184,890	158,746	149,577
Guarantees and letters of credit	21,514	22,509	19,367	19,515
Performance related contingencies	27,403	26,501	25,854	25,344
Total	242,094	233,900	201,967	195,036

¹ 2024 was restated to exclude commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice to align to current period presentation.

Undrawn facilities

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the full amount of undrawn facilities for the Group mature within 12 months.

Guarantees, letters of credit and performance related contingencies

Guarantees, letters of credit and performance related contingencies relate to transactions that the Group has entered into as principal.

Letters of credit involve the Group issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance-related contingencies are liabilities that oblige the Group to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risks associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the full amount of guarantees and letters of credit and performance-related contingencies for the Group mature within 12 months.

Contingent liabilities and contingent assets

There are outstanding court proceedings, claims and possible claims for and against the Group. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions (refer to Note 21 Other provisions) and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Group.

A description of the contingent liabilities and contingent assets as at 30 September 2025 is set out below.

Contingent liabilities

Regulatory and customer exposures

The Group regularly engages with its domestic and international regulators and other statutory and supervisory bodies. The nature of these regulatory interactions can be wide ranging and include regulatory investigations, surveillance and reviews, reportable situations, formal and informal inquiries and regulatory supervisory activities in Australia, New Zealand and globally. The Group also receives notices and requests for information from its regulators and other bodies from time to time as part of both industry-wide and Group-specific reviews and makes disclosures to its regulators at its own instigation.

There has been a recent increase in the number of matters on which the Group has engaged with its regulators. Recent interactions relate to matters including:

- markets transactions and data reporting;
- the ASIC Matters Resolution Program within Australia Retail, which covers a range of areas, specifically: ANZ's Online Saver product, hardship processes, deceased estates, breach reporting, event management, customer remediation and complaints;
- anti-money laundering and counter-terrorism financing obligations, processes and procedures;
- Common Reporting Standard and Foreign Account Tax Compliance Act obligations, processes and reporting; and
- non-financial risk (NFR) management practices including the application of interest and fees on certain products and the financial accountability regime.

The possible exposures associated with the Group's regulatory interactions may include civil enforcement actions, criminal proceedings, fines and penalties, imposition of capital or liquidity requirements, customer remediation, the requirement to conduct independent reviews, sanctions or the exercise of other regulatory powers.

There may also be exposures to customers, third parties and shareholders which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions or claims for compensation or other remedies.

The outcomes and total costs associated with these possible regulatory, customer and other exposures remain uncertain.

31. Commitments, contingent liabilities and contingent assets (continued)

Contingent liabilities (continued)

Non-financial risk management enforceable undertaking

On 3 April 2025, the Group announced it had entered into a court enforceable undertaking (CEU) with APRA for matters relating to NFR management practices and risk culture across the Group and accepted an additional operational risk capital overlay of \$250 million.

The CEU followed ongoing conversations between the Group and APRA regarding APRA's concerns about the Group's NFR management practices and risk culture. It also followed the emergence of issues in ANZBGL's Global Markets business which led to APRA in August 2024 expressing its concerns about the Group's NFR uplift program of work.

As part of the CEU agreed with APRA, the Group appointed an independent reviewer to conduct an enterprise-wide independent review to identify the root causes and behavioural drivers of shortcomings in ANZ's NFR management practices and NFR culture. On 30 September 2025, ANZ submitted its Root Cause Remediation Plan (RCRP) to APRA as required by the CEU. ANZ has appointed Promontory to provide independent assurance of its progress against the RCRP.

The CEU provides that upon any breach of the terms of the CEU, APRA may take regulatory action as it considers appropriate in the circumstances, including action under section 18A of the *Banking Act 1959* (Cth).

ASIC settlement on Australian Markets and Retail matters

In September 2025, the Company entered into an agreement with the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) to resolve five matters within its Australian Markets and Australia Retail businesses that were the subject of separate regulatory investigations. Under the agreement, which requires Federal Court approval, the Company is subject to the following penalties:

- \$85 million for the Company's role as curation manager in the execution of a 2023 issuance of 10-year Treasury Bonds by the Australian Office of Financial Management (AOFM);
- \$40 million for submitting inaccurate monthly secondary bond turnover data to the AOFM over almost a two-year period, making a false or misleading annual attestation to the AOFM in relation to that data and failing to lodge a report with ASIC in respect of those inaccuracies;
- \$40 million for its failure to pay acquisition bonus interest on certain Online Saver accounts and displaying inaccurate rates;
- \$40 million for breaching its obligations in relation to its handling of customer hardship notices; and
- \$35 million relating to breaches of its obligations concerning deceased estates.

A provision has been recognised for expected costs associated with these matters as at 30 September 2025. While the penalties expressed above have been submitted to the Court by the Company and ASIC on an agreed basis, the Court must satisfy itself that the submitted penalty is appropriate. The Court has power to order the agreed penalty or a different penalty.

South African rate action

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the South African Competition Act in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain.

Onepath superannuation litigation

In December 2020, a class action was brought against OnePath Custodians, OnePath Life and the Company alleging that OnePath Custodians breached its obligations under superannuation legislation, and its duties as trustee, in respect of superannuation investments and fees. The claim also alleges that the Company was involved in some of OnePath Custodians' investment breaches. An agreement to settle the claim was reached in October 2024. The Company will contribute \$14 million to the settlement, which is covered by existing provisions held at 30 September 2025. The settlement is without admission of liability and remains subject to court approval.

New Zealand loan information litigation

In September 2021, a representative proceeding was brought against ANZ Bank New Zealand Limited, alleging breaches of disclosure requirements under consumer credit legislation in respect of variation letters sent to certain loan customers. ANZ Bank New Zealand Limited is defending the allegations.

Security recovery actions

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

Warranties, indemnities and performance management fees

The Group has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the seller/purchaser and other persons in connection with various acquisitions/disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to claims under those warranties, indemnities and commitments, some of which are currently active. The outcomes and total costs associated with these exposures remain uncertain.

The Group has entered an arrangement to pay performance management fees to external fund managers in the event predetermined performance criteria are satisfied in relation to certain Group investments. The satisfaction of the performance criteria and associated performance management fee remains uncertain.

31. Commitments, contingent liabilities and contingent assets (continued)

Contingent liabilities (continued)

Clearing and settlement obligations

Certain group companies have a commitment to comply with rules governing various clearing and settlement arrangements which could result in a credit risk exposure and loss if another member institution fails to settle its payment clearing activities. The Group's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

Certain group companies hold memberships of central clearing houses, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX), the Clearing Corporation of India, Taiwan Futures Exchange and the Shanghai Clearing House. These memberships allow the relevant group company to centrally clear derivative instruments in line with cross-border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for the relevant group company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the relevant group company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

Parent entity guarantees

Certain group companies have issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the issuing entity undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the subsidiary remains a controlled entity.

Contingent assets

National Housing Bank

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

32. Auditor fees

	Consolidated		The Company	
	2025	2024	2025	2024
	\$'000	\$'000	\$'000	\$'000
KPMG Australia				
Audit or review of financial reports	14,923	11,016	12,304	10,486
Audit-related services ¹	5,843	4,697	4,533	4,528
Non-audit services ²	168	27	168	27
Total³	20,734	15,640	17,005	15,041
Overseas related practices of KPMG Australia				
Audit or review of financial reports	6,163	5,930	2,223	2,058
Audit-related services ¹	2,303	2,191	1,022	809
Non-audit services ²	96	153	-	-
Total	8,562	8,274	3,245	2,867
Total auditor fees⁴	29,296	23,914	20,250	17,908

1. Group audit-related services comprise prudential and regulatory services of \$5.29 million (2024: \$4.16 million), comfort letters \$0.64 million (2024: \$0.72 million) and other services \$2.02 million (2024: \$1.91 million).

Company audit-related services comprise prudential and regulatory services of \$3.04 million (2024: \$3.76 million), comfort letters \$0.50 million (2024: \$0.68 million) and other services \$1.03 million (2024: \$0.90 million).

2. The nature of non-audit services for the Group includes methodology, procedural/operational and administrative reviews. Further details are provided in the Directors' Report.

3. Inclusive of goods and services tax.

4. Total auditor fees do not include fees paid to other audit firms where KPMG is in a joint audit arrangement or not the auditor for the Group amounting to \$0.76 million (2024: \$0.80 million).

Total auditor fees do not include fees paid to other audit firms where KPMG is in a joint audit arrangement or not the auditor for the Company amounting to \$0.48 million (2024: \$0.56 million).

The Group's Policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of an external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the external auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

33. Suncorp Bank acquisition

On 31 July 2024, the Group acquired 100% of the shares in SBGH Limited, the immediate holding company of Norfina Limited (formerly known as Suncorp-Metway Limited, and trading as Suncorp Bank).

During 2025, the Group completed its purchase price allocation (PPA), to identify and measure the assets acquired and liabilities assumed at acquisition date. The significant adjustments to provisionally determined balances arising from the PPA exercise included the recognition of core deposit and brand intangible assets, fair value adjustments to gross loans and advances to reflect changes in interest rates and credit since loan origination, provisions for contingent liabilities and related indemnities and related deferred tax balances with a corresponding decrease to goodwill of \$56 million. The final goodwill balance of \$1,346 million is attributable to the assembled workforce and expected synergies arising from the economies of scale from the integration and consolidation of platforms and funding benefits. It will not be deductible for tax purposes.

The core deposit intangible was valued at \$633 million under a discounted cash flow approach using a multi-period excess earnings model to calculate the present value of the funding costs savings obtained, comparing the difference between the cost of existing core deposits and the cost of alternative sources of funding over the expected life of the core deposit base. The discount rates used were calculated using the cost of capital plus a risk premium. The value of the core deposit intangible asset is influenced by its estimated lifespan and by fluctuations in the estimated costs of alternative funding options. The asset will be amortised over its expected life of 6 years.

The table below sets out the PPA adjustments recognised in respect of the 31 July 2024 acquisition balance sheet. Prior periods have not been restated.

	Provisional \$m	Adjustments \$m	Final \$m
Assets acquired and liabilities assumed as at acquisition date			
Assets			
Cash and cash equivalents	1,333	-	1,333
Collateral paid	80	-	80
Trading assets	2,307	-	2,307
Derivative financial instruments	310	-	310
Investment securities	9,920	-	9,920
Gross loans and advances	69,745	(198)	69,547
Deferred tax assets	48	(48)	-
Intangible assets	103	685	788
Other assets	431	11	442
Total assets	84,277	450	84,727
Liabilities			
Collateral received	48	-	48
Deposits and other borrowings	62,438	(1)	62,437
Derivative financial instruments	279	-	279
Deferred tax liabilities	-	269	269
Payables and other liabilities	731	(6)	725
Provisions	89	142	231
Debt issuances	15,847	(10)	15,837
Total liabilities	79,432	394	79,826
Net assets acquired	4,845	56	4,901
Cash consideration paid ¹	6,247	-	6,247
Goodwill	1,402	(56)	1,346

1. The cash consideration of \$6,247 million includes payment for Suncorp Bank's Tier 2 notes (\$600 million) and Capital Notes (\$504 million).

33. Suncorp Bank acquisition (continued)

Recognition and measurement



Business combinations are accounted for using the acquisition method of accounting. The cost of acquisition is measured at the fair value of the transferred consideration, including where relevant, any contingent consideration. Acquisition-related costs are expensed when incurred. Identifiable assets and liabilities, along with contingent consideration, are valued at their fair values on the acquisition date. Goodwill is calculated as the excess of the consideration over the net of identifiable assets and liabilities. The acquired business operations are included in our financial statements from the acquisition date.

34. Events since the end of the financial year

Other than matters outlined in the Financial Report, there have been no significant events from 30 September 2025 to the date of signing this report.

Directors' Declaration

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) In the Directors' opinion:
 - i) the financial statements and notes of the Company and the Consolidated Entity are in accordance with the Corporations Act 2001, including:
 - A. section 296, that they comply with the Australian Accounting Standards and any further requirements of the Corporations Regulations 2001, and
 - B. section 297, that they give a true and fair view of the financial position of the Company and the Consolidated Entity as at 30 September 2025 and of their performance for the year ended on that date; and
 - ii) the Consolidated Entity Disclosure Statement required by section 295(3A) of the Corporations Act 2001 and included on pages 201 to 203 of the financial report is true and correct; and
 - iii) there are reasonable grounds to believe that the Company will be able to pay its debts as and when they become due and payable.
- b) The notes to the financial statements of the Company and the Consolidated Entity include a statement that the financial statements and notes of the Company and the Consolidated Entity comply with International Financial Reporting Standards; and
- c) The Directors have been given the declarations required by section 295A of the Corporations Act 2001.

Signed in accordance with a resolution of the Directors:



Paul D O'Sullivan
Chairman

7 November 2025



Nuno A Matos
Managing Director

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類」中の財務書類および注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 事業年度末以降に生じた重要事象

2025年9月30日以降本書提出日現在まで、「第2 企業の概況 - 3 事業の内容 - (5) 最近の進展」に記載された事項を除き、当グループにとり重要な後発事象は生じていない。

(2) 訴訟等

当グループに対する係属中の裁判、請求および請求の可能性がある。必要ある場合、専門家による法律上の助言を得て、かかる助言に照らして、適切とみなされる引当金の引当て（「1 財務書類 - 注記21（その他引当金）」）および/または開示が行われている。場合により、実際的ではないため、またはかかる開示が当グループの利益を害する可能性があるため、当グループは個別事項の財務上の予想影響額を開示していないことがある。

詳細については、上記「1 財務書類 - 注記31（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期するため、上記「第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性」中の「16. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」という項目名のリスク要因の開示も参照のこと。

4【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

本書記載の当グループおよび当行の財務書類（連結財務書類および個別財務書類）（「財務書類」）は、オーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務諸表には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務諸表が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、原則として親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、財務諸表は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地国の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、修正額に重要性が乏しい場合を除いて、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した場合に、これを連結決算上利用できることと規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される。

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。のれんを含む、より大きな単位について、減損の兆候がある場合等の一定の場合には、のれんに減損の兆候があることとなり、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産（または無形資産が配分された資金生成単位（「CGU」））に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価格はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産またはCGUの簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産またはCGUの公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価格（減価償却費を控除後）を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻し入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュ・フローとを比較し、簿価が高い場合に限り、正味売却価額（売却費用控除後の時価）および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻し入れることは認められていない。

(f) 金融資産の分類および測定

AGAAPのもとでは、金融資産は、管理におけるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性（契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）に基づいて、「償却原価による測定」、「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」、「その他の包括利益を通じた公正価値による測定（FVOCI）」の3つに分類される。金融資産は、FVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。売買目的保有でない資本性金融商品は、当初認識時にFVOCIで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

金融負債は、「償却原価」または、売買目的で保有される場合は「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定するものとして指定することができる。

- ・この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。

- ・金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合で以下の場合を除く。

- a) 組込デリバティブが、組込デリバティブがない場合には契約によって要求されるキャッシュ・フローを著しく変更しない。
- b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

日本基準においては、金融資産は金銭債権、有価証券およびデリバティブといった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社株式及び関連会社株式」は取得原価で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は原則として純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(g) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはAASB第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「其他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(h) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク/経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内（企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲）について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(i) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「其他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(j) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定式基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、年金資産の期待運用収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(k) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行は親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法を適用している。日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(l) リース（借手の会計処理）

AGAAPのもとでは、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、借手は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。また、損益計算書において、借手はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。

日本の基準において、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、契約に定められた期間の中途においてノンキャンセラブルかつ資産の使用に伴うコストとかかる使用からもたらされる経済的便益が実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。

企業会計基準委員会は、IFRSおよびAGAAPに概ね整合する新リース会計基準を公表しており、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首より適用されることになっている。

(m) 共同支配下の企業結合

AGAAPのもとでは、共同支配下の企業または事業の結合は、AASB第3号企業結合の範囲から除外されており、明示された規定はない。

日本基準において、共同支配下の企業または事業間の結合について企業会計基準等で規定されている。共同支配下の取引は、原則として、移転直前に付されていた適正な帳簿価額を引き継ぐ。

(n) 保険契約

AGAAPのもとでは、保険に関する会計基準は、保険契約の定義に該当する契約に対して適用される。保険契約に対して保険契約負債が計上される。保険契約負債は、保険契約グループについて現在価値で測定され、履行キャッシュ・フローおよび契約上のサービス・マージン(「CSM」)で構成される。履行キャッシュ・フローは、非財務リスクに関するリスク調整とともに、将来キャッシュ・フローの保険契約からのキャッシュ・フローを反映した割引率による現在価値の最善の見積りで構成される。CSMは、未稼得利益を表す。保険契約負債は每期更新される。

不利な契約による損失は、直ちに損益計算書に認識される。契約初日に損益は認識されず、CSMは、契約グループの予想カバー期間にわたるサービス提供に応じて、定期的に損益に認識される。新契約費は、履行キャッシュ・フローの一要素として繰延べられる。

日本基準においては、保険に関する会計処理は、保険業法上の免許を受けた保険会社に適用される。保険会社の保険契約負債として、保険契約準備金が計上される。その内容および計算は保険業法およびその関連規則により詳細に定められている。特定の契約に関して、前提条件は、規制当局によって規定されている。保険契約負債は契約時の計算前提に基づいて積み立てられる。各年度末に再計算されるが、その際計算前提の見直しはされず、代わりに保険契約負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の負債が認識される。

日本基準においては、保険料は収受した時点で損益計算書に認識される。新契約費は、発生時に費用処理され、繰延べられない。

(o) 引当金

AGAAPのもとでは、引当金は、過去の事象の結果として現在の債務(法的または推定的)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。引当金の金額の見積り、および不利な契約や再編費用を含む特定の種類の引当金を認識すべき時期に関する具体的なガイダンスが存在する。

日本基準においては、将来の特定の費用または損失に関連し、当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合に引当金を認識する。

第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日） 令和6年12月17日に関東財務局長に提出
- (2) 半期報告書
半期報告書 事業年度中（自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日） 令和7年6月24日に関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を令和7年5月13日に関東財務局長に提出
- (4) 訂正報告書
該当事項なし
- (5) 発行登録書（募集）
令和7年2月28日に関東財務局長に提出
- (6) 発行登録書（売出）
令和7年2月28日に関東財務局長に提出
- (7) 訂正発行登録書（募集）
令和7年5月13日に関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書（売出）
令和7年5月13日に関東財務局長に提出
- (9) 発行登録追補書類（募集）
該当事項なし
- (10) 発行登録追補書類（売出）
該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立監査人の同意書

オーストラリア・ニュージーランド銀行
取締役会 御中

私たちは、2025年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2025年11月7日付のオーストラリア・ニュージーランド銀行の独立監査人の監査報告書が、金融商品取引法に従って2025年12月16日またはその前後に関東財務局長に提出される有価証券報告書の中に含まれることに同意する。

ケーピーエムジー(署名)

マリア・トリンチ(署名)
パートナー

オーストラリア、メルボルン市
2025年12月16日

[次へ](#)

CONSENT OF THE INDEPENDENT AUDITOR

To the Board of Directors

Australia and New Zealand Banking Group Limited

We hereby consent to the use of our Independent Auditor's Report to the Shareholders of Australia and New Zealand Banking Group Limited dated 7 November 2025 with respect to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2025 in the Annual Securities Report lodged with Director General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on or around 16 December 2025 for the purposes of satisfying the filing requirements of the Financial Instruments and Exchange Law in Japan.

KPMG

Maria Trinci

Partner

Melbourne, Australia

16 December 2025

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位
財務書類監査に関する報告書

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行の連結**財務書類**（以下、「グループの財務書類」という。）について監査を行った。私たちはまた、オーストラリア・ニュージーランド銀行の**財務書類**（以下、「銀行の財務書類」という。）についても監査を行った。

私たちは、添付のグループの財務書類および銀行の財務書類が、それぞれ2001年会社法に基づき、また、オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠し、2025年9月30日現在の**グループ**および**銀行**の財政状態および同日に終了した事業年度における財務成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

グループおよび銀行の各**財務書類**は、以下より構成されている。

- ・ 2025年9月30日現在の貸借対照表、
- ・ 同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書、
- ・ 2025年9月30日現在の連結グループに関する開示および付随する作成基準、
- ・ 重要な会計方針を含む注記、
- ・ 取締役の宣言

グループは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「銀行」）および事業年度末現在、あるいは当事業年度中における被支配法人で構成される。

監査意見の根拠

私たちは、オーストラリア監査基準および国際監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関する2001年会社法および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（独立性基準を含む。）」（以下、「規範」という。）における職業倫理に関する規範に従って、グループおよび銀行から独立しており、また、これらの要件に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

私たちが識別したグループおよび銀行に関する**監査上の主要な事項**は以下のとおりである。

- ・ 予想信用損失引当金
- ・ 公正価値で保有する金融商品の主観的かつ複雑な評価
- ・ ITシステムおよび統制

グループに関する**監査上の主要な事項**は以下のとおりである。

- ・ PTバンク・パン・インドネシア（以下、「PT Panin」という。）への出資の帳簿価額
- ・ サンコープ・バンクの買収に関する買収会計の最終化

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

予想信用損失引当金（グループ4,778百万ドル、銀行4,778百万ドル）

グループおよび銀行の財務書類注記13を参照のこと。

監査上の主要な事項

予想信用損失（以下、「ECL」という。）引当金は、グループおよび銀行の財務書類における貸付金および前渡金残高の重要性およびECL引当金の測定に用いられるグループの予想信用損失モデル（以下、「ECLモデル」という。）特有の複雑性により、監査上の主要な事項とされている。これらのモデルは、データならびに確率加重された経済シナリオおよびその他の主要な仮定（信用リスクの著しい増大（以下、「SICR」という。）の定義等）を含む見積りに依拠する。

AASB第9号「金融商品」は、経済状況のレンジを反映した将来予測に基づいてECLを測定するようグループおよび銀行に要求している。既知のECLモデルの限界またはローン・ポートフォリオの最新傾向に対応するために、グループおよび銀行は、一時的な調整を行う。私たちは、経済シナリオならびにグループおよび銀行が適用する一時的な調整の判断に対する批判的な検討において重要な判断を行う。

経済見通しの影響およびその顧客に及ぼす影響に関連した不確実性の高まりにより、さらなる主観性および判断がグループおよび銀行のモデリングに適用され、それらに対する監査も増加している。

当該事項に対する監査上の対応

私たちの信用および経済の専門家と協力して行った私たちの監査手続は、当該会計基準の要件に照らしたグループの重要な会計方針の評価を含んでいた。さらに、私たちの手続には以下に関するグループの主要な統制のテストが含まれていた。

- ・ モデルのパフォーマンス評価を含むECLモデルのガバナンス、モニタリングおよび検証プロセス
- ・ 将来予測的なマクロ経済の仮定およびシナリオ加重についてのグループの内部ガバナンス・プロセスによる批判的な検討を通じた評価および承認

- ・ECL算定プロセスで使用されたデータと総勘定元帳ならびにソース・システム内に記録されている総残高との調整
- ・ホールセール貸付金（非リテール貸付金）のSICRに関する仮定の主要なインプットである顧客の信用格付け（以下、「CCR」という。）。これは、グループの貸付方針に基づく新規貸付枠の承認、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因に関するグループのエクスポージャー基準に基づく取引先の信用状況の監視、ならびに貸付方針および規制要件に基づくCCRおよび担保指標（以下、「SI」という。）の評価における正確性および適時性との比較等の項目を網羅した。
- ・個人向け貸付金の貸付延滞および支払延滞区別のエクスポージャーを記録し、個別引当金を再計算するITシステムに関する統制。私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の監視に関する統制に焦点を当て、グループのポートフォリオの監視状況について評価した。

私たちは、以下の監査上の主要な事項のITシステムおよび統制に詳述されているとおり、ECL引当金の測定においてグループにより使用された主要なITアプリケーションに関して、関連する情報処理全般統制（以下、「GITC」という。）をテストした。

統制のテストに加えて、私たちの手続きには以下が含まれていた。

- ・グループのECL引当金の算出プロセスを理解し、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らしてECLモデル手法を評価した。当会計年度中に実施されたECLモデル手法の改善について批判的に評価し検討した。
- ・グループの処理および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金の信用評価のサンプル、ならびにその他の貸付金のサンプルを再実施した。ここでは、減損の兆候を示しているとグループが査定した、より大規模なエクスポージャー、または現在のおよび新たに生じるリスク領域に焦点を当てている。
- ・サンプルとなった各貸付金について、顧客の財政状態、担保評価および関連がある場合には座礁資産のリスクを用いて、貸付金の回収可能性の全般的な評価および引当金への影響を把握するためにグループによるCCRおよびSIの評価を批判的に検討した。これに当たって、私たちは、グループのローン・ファイル、ポートフォリオならびに業界レビューに含まれる情報、外部格付、ならびに出版物を用いてリレーションシップ・マネージャーとともに事例にまつわる事実および状況に関して調査した。
- ・私たちの判断および手続きの実施には、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、グループが回収可能性の評価において使用したデータおよび仮定と外部から入手した証拠（外部格付、一般に入手可能な監査済財務書類および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。関連がある場合、私たちは、評価および事業計画の承認を裏付けるという観点から将来キャッシュフローの予想時期を評価し、評価における主要な仮定について批判的に検討した。

- ・サンプルとなった貸付金について、個人向け貸付金のSICRに関する仮定の主要なインプットである顧客行動スコアカード（以下、「CBS」という。）を再計算した。
- ・私たちが独立して入手した計算ツールを用いてモデルとして用いられたすべてのECLについて、ECL引当金を再計算し、これとグループが計上した金額を比較することによって、グループのECLモデルによる見積りの正確性を評価した。
- ・私たちは、グループのECLモデルに織り込まれたグループの将来予測的なマクロ経済の仮定およびシナリオを批判的に検討した。私たちは、グループの予想GDP、失業率、消費者物価指数および不動産価格指標と関連性のある一般に入手可能なマクロ経済情報を比較した。また、矛盾した指標を識別するためにその他の既知の変数および私たちの他の手続きを通じて入手した情報を検討した。
- ・貸付金組成時からのCCRの変動を考慮に入れて、すべての貸付金のステージング計算を再実施し、グループのECLモデルにおいて個別勘定レベルで適用される実際のステージングと私たちの結果を比較することによって、グループのSICR手法の実施を検証した。
- ・勘定残高、CBSおよびCCR等データ・フィールドのサンプルと関連するソース・システムと照合することによってECLモデルに用いられたデータの正確性を評価した。
- ・グループが一時的な調整に用いた主要な仮定について批判的に検討した。これには以下が含まれる。
 - ・特に経済シナリオにおける著しいボラティリティを考慮して、グループのECLモデルならびにグループのECLモデル検証プロセスで特定されたデータの不備に対する一時的な調整を評価した。
 - ・グループの評価に対してローン・ポートフォリオで特定されたりリスクとの整合性をチェックすることによって、一時的な調整の網羅性を評価した。
 - ・グループが識別した特定の仮定の一時的な調整を内部および外部情報に照らして評価した。
 - ・根拠と裏付けとなる証拠を含む、経営陣による主要な一時的調整の公表の適切性を評価した。
 - ・一時的な調整のサンプルを再計算した。
- ・私たちがテストで得た理解を用いて、また、会計基準の要件に照らして、財務書類におけるグループの開示の適切性を評価した。

公正価値で保有する金融商品の主観的かつ複雑な評価

グループ

- レベル3資産の公正価値（1,343百万ドル）
- レベル2資産の公正価値（1,608百万ドル）*
- レベル3負債の公正価値（14百万ドル）
- レベル2負債の公正価値（4,259百万ドル）*

銀行

- レベル3資産の公正価値（1,190百万ドル）
- レベル2資産の公正価値（1,343百万ドル）*
- レベル3負債の公正価値（14百万ドル）
- レベル2負債の公正価値（4,259百万ドル）*

* この監査上の主要な事項は、より複雑な評価モデルを用いて評価されるレベル2の仕組債、デリバティブ（主に解約可能なスワップおよび為替オプション）および公正価値調整（信用評価調整および資金調達評価調整）に関する私たちの監査手続に関連している。

グループおよび銀行の財務書類注記18を参照のこと。

監査上の主要な事項

グループおよび銀行のレベル3および一定のレベル2（以下、「レベル2」という。）の金融商品の公正価値は、グループおよび銀行の評価技法を適用することによって決定される。これには、判断の行使および仮定や見積りの使用を伴う場合がある。

公正価値で保有するレベル3およびレベル2金融商品の評価は、以下の要因により監査上の主要な事項とされた。

- ・見積りの高度な不確実性、ならびに評価手法およびモデルで用いられる価格設定の重要なインプットが観察不能なレベル3に分類される金融商品の評価に関連して合理的に起こり得る結果のレンジが潜在的に重要なものとなる可能性。
- ・見積りの不確実性の増大につながる、特定のレベル2デリバティブおよび仕組債のグループおよび銀行の評価モデルに関連した複雑性および主観性。

これらの要因により、私たちが適用した判断のレベルおよび私たちの監査業務が増大した。

監査上の主要な事項に対応するにあたって、私たちは、上級チームメンバーを補完するために、グループ及び銀行の金融商品の評価に関連した手法、仮定およびデータを理解している私たちの評価専門家を関与させた。

当該事項に対する監査上の対応

監査上の主要な事項に対応する際の私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・観察不能なインプットまたはモデルの複雑性/主観性により、評価における重要な判断から生じる虚偽記載リスクがより高いポートフォリオを識別するため、グループおよび銀行が公正価値で保有する金融商品の母集団の評価を行った。
- ・特にこれらの金融商品に関する主要な統制の整備状況および運用状況の有効性のテストを行った。これらには以下に関するものが含まれる。
 - ・独立した価格評価（以下、「IPV」という。）。ポートフォリオおよびIPVの対象となる評価インプットの網羅性を含む。
 - ・当初および定期的なモデル検証。モデルの限界および仮定の評価を含む。
 - ・管理機能による日次損益のレビュー、承認および批判的な検討。
 - ・担保管理プロセス。清算機関に対するマージン調整のレビューおよび承認を含む。
 - ・公正価値調整（以下、「FVA」という。）のレビューおよび承認。出口価格およびポートフォリオ・レベルの調整を含む。

- ・一定のレベル2およびレベル3金融商品の主観的な評価に関連して、私たちの評価専門家と共に以下を実施した。
 - ・市場における比較可能なデータおよび入手可能な代替値を用いて、主要なインプットおよび仮定の妥当性を評価した。
 - ・グループおよび銀行の評価手法と業界慣行および会計基準における要件と比較した。
 - ・選択したグループおよび銀行の金融商品およびFVAの独立した再評価。これには、比較可能な市場データおよび入手可能な代替値からインプットを独自に入手することが含まれた。私たちは、グループおよび銀行の評価との乖離を批判的に検討し、評価を行った。
- ・私たちのテストで得た理解を用いて、また、会計基準の要件に照らして、財務書類におけるグループおよび銀行の開示の適切性を評価した。

PT Paninへの出資の帳簿価額（1,140百万ドル）

グループの財務書類注記25を参照のこと。

監査上の主要な事項

PT Paninへのグループの出資の帳簿価額は、以下の事項により、監査上の主要な事項とされている。

- ・当年度を通じたおよび2025年9月30日現在の売却費用控除後の公正価値（以下、「FVLCOD」という。）および使用価値（以下、「VIU」という。）の両方の方法に基づく非貸付資産のグループによる減損評価で特定された減損の兆候
- ・PT Panin株式の市場価格のヒストリカル・ボラティリティおよび現在のボラティリティ
- ・予想収益、永久成長率および割引率等の主要な将来予測的仮定の評価において必要な判断
- ・PT Paninについて計上された減損損失285百万ドル

これらの状況が存在することにより、グループの評価手法およびグループが算出した出資価値を私たちが評価するために、より高度な判断が必要となった。

監査上の主要な事項を評価するにあたって、私たちは、上級チームメンバーを補完するために、私たちの評価専門家を関与させた。

当該事項に対する監査上の対応

評価専門家と共に作業した私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・グループが適用した回収可能価額の評価手法の適切性を会計基準の要件に照らして検討した。
- ・市場価格のヒストリカル・ボラティリティを勘案して、FVLCODに基づく評価手法を独自に検討し、報告日現在の株価の市場流動性を評価した。
- ・グループが使用したVIUに基づく評価手法から得た評価額を独自に検討した。これには以下が含まれる。
 - ・使用されたモデルの整合性（基礎となる計算式の正確性を含む。）について評価した。
 - ・当該モデルで使用されたグループの主要な仮定を外部で観察可能な測定基準、過去の実績、市場に関する私たちの知識および現在の市場慣行と比較することによって評価した。

- ・比較可能な企業の一般に入手可能な市場データを利用して、割引率の範囲を独自に設定し、当該出資ならびにその市場および事業を行っている業界に特有の要因について調整を行った。
- ・当該モデルに含まれている予測収益とPT Paninの承認済み財務計画および公表されている財務成績を入手可能な市場データに照らして比較した。
- ・当該モデルに組み込まれた現在の予測についての私たちの評価を形成するために過去の予測の正確性を評価した。
- ・主要な仮定を合理的に起こり得る範囲内で変動させることによって当該モデルの感応度を検討した。私たちは、偏向リスクの高い、あるいは適用に統一性のない仮定を識別するため、またその後の手続きを絞り込むためにこれを実施した。
- ・開示した金額に対する減損損失を再計算した。
- ・私たちがテストで得た理解を用いて、また、会計基準の要件に照らして、財務書類におけるグループの開示を評価した。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

グループの事業において大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（以下、「IT」という。）システムを活用している。関連するITシステムへのアクセス、変更および運用に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、グループおよび銀行の財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。

ITシステムおよび統制は、グループおよび銀行の財務記録および取引報告に影響を与えるため、グループおよび銀行のIT統制の運用状況の有効性に応じて私たちの監査手続が大きく変わる可能性があることから監査上の主要な事項とされている。私たちは、この点について私たちのIT専門家と共に作業している。

当該事項に対する監査上の対応

私たちのテストは、重要な金融取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関するテクノロジー統制環境およびテクノロジーによって可能になるビジネス・プロセスと連携した、これらのシステムの中に組み込まれている自動化された統制に焦点を当てた。私たちのIT専門家と共に作業した監査手続には以下が含まれていた。

- ・関連するIT環境全般（方針の整備、方針のレビューおよび認識、ならびにITリスクおよびサイバー・セキュリティ管理業務を含む。）を通じたガバナンスおよび全般的な統制について評価した。
- ・グループの主要な統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これは以下に関するものである。
 - ・アクセス統制：ユーザの加入、監視ならびに重要なITアプリケーションおよびその基盤からの削除が適時に行われるかを含む、ユーザ・アクセス・マネジメント。私たちはまた、関連するITアプリケーションおよびその基礎となる基盤全般につき、特別な権限および機能の管理に関する統制についても検証した。

- ・ ITシステム変更統制：開発前の変更承認、テストおよび主要なITアプリケーションの本番環境移行前の承認を含む、財務報告に関連するシステムの変更管理。私たちは、ITアプリケーションの本番環境の変更リリースに対するアクセスを有するユーザのその職責に対する適切性を評価した。
- ・ IT運用：システムのバッチ・ジョブ・スケジュールへのアクセスおよびそのモニタリング。
- ・ 自動化された主要なビジネス・プロセスの統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ITアプリケーション内の不適切な役割の組み合わせから生じる対立を回避するための職務分掌の強化に関連するものが含まれる。私たちは以下に対する主要な統制のテストを実施した。
 - ・ 金融取引の計算およびマッピングを実行するためのシステム・コンフィギュレーション、承認を必要とする取引の特定ならびに自動照合統制（システム間とシステム内の両方）
 - ・ 私たちの監査手続において使用した主要なシステム・レポートならびにグループの財務報告のデータの完全性

サンコープ・バンクの買収に関する買収会計の最終化（のれん：1,346百万ドル）

グループの財務書類注記33を参照のこと。

監査上の主要な事項

2024年7月31日、グループは、サンコープ・バンクの直接持株会社であるSBGHリミテッドの株式100%を現金対価総額62億ドルで取得した。前報告期間においては、買収日に取得した資産および引き受けた負債に関して暫定評価が実施され、当年度にグループはこれを更新した。その結果、買収に関連するのれんが調整された。。

サンコープ・バンクの買収に関する買収会計の最終化は、以下により、監査上の主要な事項とされている。

- ・ 買収の規模とその財務書類への広範囲にわたる影響。したがって、これは私たちの監査の重要な部分であった。
- ・ 識別可能な無形資産（コア預金無形資産を含む。）、ならびにその他の取得した資産および引き受けた負債（特に貸付金および前渡金、預金ならびに借入金）の公正価値のグループによる決定に関する説得力のある監査証拠の収集にあたり、グループが必要とする重要な判断および努力。グループは、識別可能な無形資産と貸付金および前渡金の公正価値を決定するために外部専門家を起用した。

監査上の主要な事項を評価するにあたって、私たちは、上級監査チームメンバーを補完するために、評価専門家を関与させた。

当該事項に対する監査上の対応

私たちの監査手続には以下が含まれていた。

- ・私たちは、グループの買収における会計アプローチを会計基準の要件および業界慣行に照らして検討した。
- ・私たちは、グループの外部専門家の報告書を評価し、グループの専門家の客観性、能力および範囲について評価した。
- ・私たちは、私たちの評価専門家と協力して、会計基準の要件および観察した業界慣行を考慮し、コア預金無形資産の公正価値を決定するために使用する評価手法を検討した。
- ・私たちは、私たちの評価専門家と協力して、グループの専門家がコア預金無形資産の公正価値を決定する際に行った重要な判断を批判的に検討し、基礎となる計算の数学的正確性を含め、使用したモデルの完全性を確認した。これには、コア預金の識別、顧客減少率、コスト削減、割引率など、適用された主要な仮定の批判的検討も含まれていた。
- ・私たちは、私たちの評価専門家と協力して、重要性のある取得した資産および引き受けた負債の公正価値を評価した。これには、貸付金および前渡金、預金ならびに借入金の公正価値を独自に再計算し、グループが決定した公正価値と比較することが含まれていた。私たちは、職業的専門的としての判断を用いて、公正価値の再計算に使用する仮定を独自に確立した。
- ・私たちは、買収の結果として認識したのれんの残高を再計算し、それをグループが計上したのれんの金額と比較した。

私たちは、テストで得た理解を用いて、また、会計基準の要件に照らして、財務書類におけるグループの開示の十分性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容とは、財務書類および監査報告書に加えて提供されている、オーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書の財務情報および非財務情報である。その他の記載内容に対する責任は取締役にある。

財務書類に関する私たちの意見は、その他の記載内容を対象としていないため、私たちは、報酬報告書およびそれに対する私たちの保証意見を除き、当該その他の記載内容に対して監査意見を表明しないし、またいかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関連して、私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、その過程で、当該その他の記載内容が財務書類または私たちが監査上入手した知識と重要な相違があり、そのため重要な虚偽記載があるかどうかを検討することである。

当該その他の記載内容に重要な虚偽記載があるとの結論に至った場合、私たちは当該事実を報告する義務があるが、本監査報告書の日付よりも前に入手したその他の記載内容に関する監査手続に基づき、私たちが報告すべきことはない。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。

- ・ 2001年会社法に準拠し、また、オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠して、グループおよび銀行の財政状態および経営成績に関する真実かつ公正な概観を含む、財務書類を作成すること。
- ・ 2001年会社法に準拠し、不正または誤謬による重要な虚偽記載のない、グループおよび銀行の財政状態および経営成績に関する真実かつ公正な概観を含む、財務書類を作成するために必要な内部統制を実施すること。
- ・ 継続企業としてのグループおよび銀行の能力、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。これには、取締役がグループおよび銀行を清算もしくは事業を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には継続企業の会計基準を使用して当該事項を開示することが含まれる。

財務書類監査に関する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・ 全体としての財務書類について、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること。
- ・ 監査報告書において監査意見を表明すること。

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準および国際監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。

虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、財務書類に基づくその利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査および保証基準審議会のウェブサイト https://www.auasb.gov.au/media/bwvjcgre/ar1_2024.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

これらの責任は、国際監査基準に準拠して実施された私たちの監査にも適用される。

< 報酬報告書に関する報告 >

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2025年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書が、2001年会社法第300A条に準拠しており、すべての重要な点において、報酬報告書の添付書類である作成基準に従って作成されているものと認める。

取締役の責任

銀行の取締役の責任は、2001年会社法第300A条および報酬報告書の添付書類である作成基準に準拠して報酬報告書を作成し、開示することにある。

監査人の責任

私たちは、2025年9月30日に終了した事業年度の取締役報告書の34頁から75頁に記載された報酬報告書について監査を行った。

監査人の責任は、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査に基づいて、報酬報告書がすべての重要な点において、2001年会社法第300A条を遵守しているかについて意見を表明することである。

ケーピーエムジー（署名）

マリア・トリンチ（署名）

パートナー

メルボルン市

2025年11月7日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the shareholders of Australia and New Zealand Banking Group Limited

Report on the audit of the Financial Report

Opinion

We have audited the consolidated *Financial Report* of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Group Financial Report). We have also audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company Financial Report).

In our opinion, each of the accompanying Group Financial Report and Company Financial Report gives a true and fair view, including of the *Group's* and of the *Company's* financial position as at 30 September 2025 and of its financial performance for the year then ended, in accordance with the *Corporations Act 2001*, in compliance with *Australian Accounting* and the *Corporations Regulations 2001*.

The respective *Financial Reports* of the Group and Company comprise:

- Balance Sheets as at 30 September 2025
- Income Statements, Statements of Comprehensive Income, Statements of Changes in Equity, and Cash Flow Statements for the year then ended
- Consolidated entity disclosure statement and accompanying basis of preparation as at 30 September 2025
- Notes, including material accounting policies
- Directors' Declaration.

The *Group* consists of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the *Company*) and the entities it controlled at the year-end or from time to time during the financial year.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with *Australian Auditing Standards* and *International Standards on Auditing*. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report* section of our report.

We are independent of the Group and Company in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the *Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants (including Independence Standards)* (the Code) that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Key Audit Matters

The **Key Audit Matters** we identified for the Group and Company are:

- Allowance for expected credit losses
- Subjective and complex valuation of financial instruments held at fair value
- IT systems and controls.

The **Key Audit Matters** for the Group are:

- Carrying value of investment in PT Bank Pan Indonesia (PT Panin)
- Acquisition accounting finalisation for the purchase of Suncorp Bank

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Allowance for expected credit losses (Group: \$4,778m; Company: \$4,778m)

Refer to Note 13 to the Group and Company Financial Reports.

The Key Audit Matter

Allowance for expected credit losses (ECL) is a Key Audit Matter due to the significance of the loans and advances balances to the Group and Company's financial statements and the inherent complexity of the Group's expected credit loss models (ECL models) used to measure ECL allowances. These models are reliant on data and estimates including probability weighted economic scenarios and other key assumptions such as defining a significant increase in credit risk (SICR).

AASB 9 Financial Instruments requires the Group and Company to measure ECL on a forward-looking basis reflecting a range of economic conditions. Temporary adjustments are made by the Group and Company to address known ECL model limitations or emerging trends in the loan portfolios. We exercise significant judgement in challenging the economic scenarios and the judgmental temporary adjustments the Group and Company applies.

Additional subjectivity and judgement is applied in the Group and Company's modelling due to the heightened uncertainty associated with the impact of the economic outlook and its impact on customers, increasing our audit effort thereon.

How the matter was addressed in our audit

Working with our credit and economic specialists, our audit procedures included assessing the Group's accounting policies against the requirements of the accounting standard. Additionally, our procedures included testing the Group's key controls in relation to:

- The ECL model governance, monitoring and validation processes which involved assessment of model performance;
- The assessment and approval of the forward-looking macroeconomic assumptions and scenario weightings through challenge applied by the Group's internal governance processes;
- Reconciliation of the data used in the ECL calculation process to gross balances recorded within the general ledger as well as source systems;
- Customer credit rating (CCR), a key input into the SICR assumption for wholesale loans (non-retail loans). This covered elements such as: approval of new lending facilities against the Group's lending policies, monitoring of counterparty credit quality against the Group's exposure criteria for internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and accuracy and timeliness of CCR and security indicator (SI) assessments against lending policies and regulatory requirements;

- IT system controls which record retail loans lending arrears, and group exposures into delinquency buckets, and which re-calculate individual allowances. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Group's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency monitoring.

We tested relevant General Information Technology Controls (GITCs) in relation to the key IT applications used by the Group in measuring ECL allowances as detailed in the IT Systems and Controls Key Audit Matter below.

In addition to controls testing, our procedures included:

- Obtaining an understanding of the Group's processes to determine ECL allowances, evaluating the ECL model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards. Critically evaluating and challenging ECL model methodology enhancements implemented during the financial year;
- Reperforming a sample of credit assessments for wholesale loans controlled by the Group's workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Group as showing signs of deterioration, or in areas of current and emerging risk;
- For each loan sampled, we challenged the Group's assessment of CCR and SI using the customer's financial position, the valuation of security, and, where relevant, the risk of stranded assets, to inform our overall assessment of loan recoverability and the impact on the credit allowance. To do this, we used the information on the Group's loan file, portfolio and industry reviews, external rating and publications and, we enquired regarding the facts and circumstances of the case with the Relationship Manager;
- Exercising our judgement, our procedures included using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment and comparing data and assumptions used by the Group in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as, external credit ratings, publicly available audited financial statements and comparable external valuations of collateral held. Where relevant, we assessed the forecast timing of future cash flows in the context of underlying valuations and approved business plans and challenged key assumptions in the valuations;
- Recalculated the Customer Behaviour Scorecard (CBS), which is a key input into the SICR assumption for retail loans, for a sample of loans;
- Assessing the accuracy of the Group's ECL model estimates by re-performing, the calculation of the ECL allowance for all modelled ECL using our independently derived calculation tools and comparing this to the amount recorded by the Group;
- Challenging the Group's forward-looking macroeconomic assumptions and scenarios incorporated in the Group's ECL models. We compared the Group's forecast GDP, unemployment rates, CPI and property price indices to relevant publicly available macroeconomic information, and considered other known variables and information obtained through our other procedures to identify contradictory indicators;
- Testing the implementation of the Group's SICR methodology by re-performing the staging calculation for all loans taking into consideration movements in the CCR from loan origination and comparing our result to actual staging applied on an individual account level in the Group's ECL model;
- Assessing the accuracy of the data used in the ECL models by checking a sample of data fields, such as, account balance, CBS and CCR to relevant source systems;
- Challenging key assumptions used by the Group in their temporary adjustments. This included:
 - Assessing temporary adjustments against the Group's ECL model and data deficiencies identified in the Group's model validation processes, particularly in light of the significant volatility in economic scenarios;

Assessing the completeness of temporary adjustments by checking the consistency of risks we identified in the loan portfolios against the Group's assessment;

Assessing certain temporary adjustments identified by the Group against internal and external information;

Assessing the appropriateness of management's release of certain key temporary adjustments, including the rationale and supporting evidence;

Recalculating a sample of temporary adjustments.

- Assessing the appropriateness of the Group's disclosures in the Financial Report, using our understanding obtained from our testing and against the requirements of the accounting standards.

Subjective and complex valuation of financial instruments held at fair value

Group

Fair value of level 3 asset positions \$1,343 m

Fair value of level 3 liability positions \$14m

Fair value of level 2 asset positions \$1,608 m*

Fair value of level 2 liability positions \$4,259 m*

Company

Fair value of level 3 asset positions \$1,190m

Fair value of level 3 liability positions \$14m

Fair value of level 2 asset positions \$1,343 m*

Fair value of level 2 liability positions \$4,259m*

* This KAM relates to our audit procedures for structured notes, derivatives (mainly cancellable swaps and FX options) and fair value adjustments (credit valuation adjustment and funding valuation adjustment) within the level 2 population, that are valued using more complex valuation models.

Refer to Note 18 to the Group and Company Financial Reports.

The Key Audit matter

The fair value of the Group and Company's Level 3 and certain Level 2 (Level 2) financial instruments is determined by the Group and Company's application of valuation techniques which often involve the exercise of judgement and the use of assumptions and estimates.

The valuation of Level 3 and Level 2 financial instruments held at fair value is a Key Audit Matter due to:

- The high degree of estimation uncertainty and potentially significant range of reasonable outcomes associated with the valuation of financial instruments classified as Level 3 where significant pricing inputs used in the valuation methodology and models are not observable;
- The complexity and subjectivity associated with the Group and Company's valuation models for certain Level 2 derivatives and structured notes leading to an increase in estimation uncertainty.

These factors increased the level of judgement applied by us and our audit effort thereon.

In addressing this Key Audit Matter, we involved our valuation specialists to supplement our senior team members who understand the methods, assumptions and data relevant to the Group and Company's valuation of financial instruments.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures in addressing this Key Audit Matter included:

- Assessing the population of financial instruments held at fair value by the Group and Company to identify portfolios with a higher risk of misstatement arising from significant judgements over valuation either due to unobservable inputs or complex/subjective models;
- Testing the design and operating effectiveness of key controls relating specifically to these financial instruments, including those in relation to:
 - independent price verification (IPV), including completeness of portfolios and valuation inputs subject to IPV;
 - model validation at inception and periodically, including assessment of model limitation and assumptions;
 - review, approval and challenge of daily profit and loss by a control function;
 - collateral management process, including review and approval of margin reconciliations with clearing houses; and
 - review and approval of fair value adjustments (FVAs), including exit price and portfolio level adjustments.
- In relation to the subjective valuation of certain Level 2 and Level 3 financial instruments, with our valuation specialists:
 - Assessing the reasonableness of key inputs and assumptions using comparable data in the market and available alternatives;
 - Comparing the Group and Company's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards; and
 - Independently revaluing a selection of financial instruments and FVAs of the Group and Company. This involved sourcing independent inputs from comparable data in the market and available alternatives. We challenged and assessed differences against the Group and Company's valuations.
- Assessing the appropriateness of the Group and Company's disclosures in the Financial Report using our understanding obtained from our testing and against the requirements of the accounting standards.

Carrying value of investments in PT Bank Pan Indonesia (PT Panin) (\$1,140m)

Refer to Note 25 to the Group Financial Report.

The Key Audit Matter

The carrying value of the Group's investment in PT Panin is a Key Audit Matter due to:

- Indicators of impairment identified in the Group's impairment assessment of non-lending assets under both the Fair Value Less Costs of Disposal (FVLCOD) and the Value in Use (VIU) method at times throughout the year and at 30 September 2025;
- Historical and current volatility in the market price of the PT Panin shares;
- Judgement required in evaluating key forward-looking assumptions such as: Forecast earnings, Terminal growth rates and Discount rates.
- Recorded impairment charge of \$285m for PT Panin.

The presence of these conditions necessitated increased judgement by us to assess the Group's valuation methods and associated investment value determined by the Group.

We involved our valuation specialists to supplement our senior team members in assessing this Key Audit Matter.

How the matter was addressed in our audit

Working with our valuation specialists, our procedures included:

- Evaluating the appropriateness of the recoverable amount methods applied by the Group against the requirements of the accounting standards;
- Independently evaluating FVLCO method and assessing the market liquidity of the share price at the reporting date, in light of the historical volatility in the market price;
- Independently evaluating the valuation derived from the VIU method used by the Group. This included:
 - Assessing the integrity of the model used, including the accuracy of the underlying calculation formulas;
 - Assessing the Group's key assumptions used in the model by comparing to external observable metrics, historical experience, our knowledge of the market and current market practice;
 - Independently developing a discount rate range considered comparable using publicly available market data for comparable entities, adjusted for factors specific to the investment and the market and industry it operates in;
 - Comparing the forecast earnings contained in the model to the approved PT Panin financial plan, released financial results and against available market data;
 - Assessing the accuracy of previous forecasts to inform our evaluation of current forecasts incorporated in the model;
 - Considering the sensitivity of the model by varying key assumptions within a reasonable possible range. We did this to identify those assumptions at higher risk of bias or inconsistency in application and to focus our further procedures.
- Recalculation of the impairment charge against disclosed amounts.
- Assessing the Group's disclosures in the Financial Report using our understanding obtained from our testing and against the requirements of the accounting standards.

IT systems and controls

The Key Audit matter

The Group's businesses utilise many complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. The controls over access, changes to and operation of relevant IT systems are key to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Group and Company's financial position and performance.

The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of the Group and Company's transactions, is a Key Audit Matter as our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of these Group and Company IT controls. We work with our IT specialists in this regard.

How the matter was addressed in our audit

Our testing focused on the technology control environments for key IT applications (systems) used in processing significant financial transactions and recording balances in the general ledgers, and the automated controls embedded within these systems which link the technology-enabled business processes. Working with our IT specialists our audit procedures included:

- Assessing the governance and higher-level controls across the relevant IT environments, including policy design, policy review and awareness, and IT risk and cyber security management practices;

- Testing the design and operating effectiveness of the Group's key controls with respect to:
 - Access Control: user access management, including how users are on-boarded, monitored, and removed on a timely basis from key IT applications and infrastructure. We also tested controls for managing privileged roles and functions across relevant IT applications and the underlying infrastructure;
 - IT system change control: change management for systems relevant to financial reporting, including authorisation of changes prior to development, testing and approvals prior to migration into the production environment of key IT applications. We assessed appropriateness of users with access to release changes to IT application production environments against their job roles;
 - IT operations: access to and monitoring of system batch job schedules;
- Design and operating effectiveness testing of key automated business process controls including those relating to enforcing segregation of duties to avoid conflicts from inappropriate role combinations within IT applications. We tested key controls over:
 - System configurations to perform calculations and mappings of financial transactions, identification of transactions requiring approval and automated reconciliation controls (both between systems and intra-system); and
 - Data integrity of key system reporting used in our audit procedures and the Group's financial reporting.

Acquisition accounting finalisation for the purchase of Suncorp Bank (Goodwill: \$1,346m)

Refer to Note 33 to the Group Financial Report.

The Key Audit matter

On 31 July 2024, the Group acquired 100% of the shares in SBGH Limited, the immediate holding company of Suncorp Bank for a total cash consideration of \$6.2bn. A provisional valuation was undertaken in relation to assets acquired and liabilities assumed at acquisition date in the prior reporting period and the Group updated this in the current year. Consequently, goodwill associated with the acquisition was adjusted.

The finalisation of acquisition accounting for the purchase of Suncorp Bank is a Key Audit Matter due to:

- The size of acquisition and its pervasive impact on the Financial Report. Consequently, it was a significant part of our audit.
- Significant judgement required by the Group and effort for us, in gathering persuasive audit evidence regarding the Group's determination of the fair value of identifiable intangible assets, including core deposit intangible, and other assets acquired and liabilities assumed, in particular loans and advances, deposits and borrowings. The Group engaged an external expert to determine the fair value of identifiable intangible assets and loans and advances.

We involved our valuation specialists to supplement our senior audit team members in assessing this Key Audit Matter.

How the matter was addressed in our audit

Our procedures included:

- We evaluated the Group's acquisition accounting approach against accounting standard requirements and industry practice;
- We assessed the Group's external expert report and assessed the objectivity, competence and scope of the Group's expert;
- Working with our valuation specialists, we evaluated the valuation methodology used to determine the fair value of core deposit intangible, considering accounting standards requirements and observed industry practices;
- Working with our valuation specialists, we challenged the significant judgements made by the Group's experts in determining the fair value of core deposit intangible and checked the integrity of the model used including mathematical accuracy of underlying calculations. This also included challenging the key assumptions applied: identification of core deposits, attrition rate, cost savings, discount rate;
- Working with our valuation specialists, we assessed the fair value of material assets acquired and liabilities assumed. This included independently recalculating the fair value of loans and advances, deposits and borrowings and comparing to the fair value determined by the Group. We utilized professional judgment and independently established the assumptions used in the recalculation of the fair value;
- We recalculated the goodwill balance recognised as a result of the acquisition and compared it to the goodwill amount recorded by the Group.

We assessed the adequacy of disclosures in the financial report using our understanding obtained from our testing and against the requirements of the accounting standard.

Other Information

Other Information is financial and non-financial information in Australia and New Zealand Banking Group Limited's annual report which is provided in addition to the Financial Report and the Auditor's Report. The Directors are responsible for the Other Information.

Our opinions on the Financial Reports does not cover the Other Information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon, with the exception of the Remuneration Report and our related assurance opinion.

In connection with our audit of the Financial Report, our responsibility is to read the Other Information. In doing so, we consider whether the Other Information is materially inconsistent with the Financial Report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

We are required to report if we conclude that there is a material misstatement of this Other Information, and based on the work we have performed on the Other Information that we obtained prior to the date of this Auditor's Report we have nothing to report.

Responsibilities of the Directors for the Financial Report

The Directors are responsible for:

- preparing the Financial Report in accordance with the *Corporations Act 2001*, including giving a true and fair view of the financial position and performance of the Group and Company, and in compliance with *Australian Accounting Standards* and the *Corporations Regulations 2001*
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report in accordance with the *Corporations Act 2001*, including giving a true and fair view of the financial position and performance of the Group and Company, and that is free from material misstatement, whether due to fraud or error
- assessing the Group and Company's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Group and Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards* and *International Standards on Auditing* will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the *Auditing and Assurance Standards Board* website at: https://www.auasb.gov.au/media/bwvjcgre/ar1_2024.pdf. This description forms part of our Auditor's Report.

These responsibilities also apply to our audits performed in accordance with *International Standards on Auditing*.

Report on the Remuneration Report

Opinion

In our opinion, the Remuneration Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2025, complies with *Section 300A* of the *Corporations Act 2001* and is prepared, in all material respects, in accordance with the accompanying basis of preparation to the Remuneration Report.

Directors' responsibilities

The Directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with *Section 300A* of the *Corporations Act 2001* and the accompanying basis of preparation to the Remuneration Report.

Our responsibilities

We have audited the Remuneration Report included in pages 34 to 75 of the Directors' report for the year ended 30 September 2025.

Our responsibility is to express an opinion as to whether the Remuneration Report complies in all material respects with *Section 300A* of the *Corporations Act 2001*, based on our audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards*.

KPMG Signature

KPMG

Partner Signature

Maria Trinci

Partner

Melbourne

7 November 2025

[前へ](#)